

平成 30 年度 全国統一研修会④

事業承継税制の解釈と活用の実務

《 参考資料 》

【日程・会場】

平成 30 年 10 月 4 日(木) オリックス劇場

平成 30 年 10 月 10 日(水) 滋賀県立県民交流センター ピアザホール

平成 30 年 10 月 18 日(木) 神戸文化ホール 中ホール

【時間】 10 時 30 分～16 時 30 分

【講師】 税理士 **植田 卓** 先生

日本税理士会連合会

本冊子に記載しております内容全てにおきまして、作成者等の許可なく再配布、転送、複製等されませんようご配慮のほどお願い申し上げます。

VIII 参考資料

1 租税特別措置法<抄>	135
2 租税特別措置法施行令<抄>	181
3 租税特別措置法施行規則<抄>.....	219
4 租税特別措置法取扱通達<抄>.....	251
5 国税庁情報	310
(1) 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例等に関する質疑応答事例について .	310
(2) 担保の提供に関するQ&A.....	342
6 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律<抄>	346
7 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令	350
8 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則<抄>	351
9 税理士法<抄>	408

注1 条文中のかっこ書きは網掛けを付しています。

2 かっこ書きの中の2段目以上の部分の文字は斜体になっています。

3 今年度の改正部分に下線を付しています。なお、条文そのものが新設された場合は、見出しの右側に「新設」と表示し、本文には下線を付していません。

3 1つの条文が複数の頁にわたる場合は、項の上行に条文番号を付しています。

4 条文中「・・・政令で定める・・・」のように政令や省令に委任している箇所には、委任先の政令や省令の条項を< >書きで表示しています。

5 用語を定義している部分はゴシック体で表現しています。

1 租税特別措置法<抄>

下線部分は平成30年度改正による改正部分を示す。

【相続時精算課税適用者の特例】 **新設**
措法・第七十条の二の七 贈与により第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等（同項に規定する特例対象受贈非上場株式等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を取得した同条第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者（同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者をいう。以下この条において同じ。）が特例贈与者（その贈与をした第七十条の七の五第一項に規定する特例贈与者をいう。以下この条において同じ。）の推定相続人以外の者（その特例贈与者の孫を除き、その年一月一日において二十歳以上である者に限る。）であり、かつ、その特例贈与者が同日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により当該特例対象受贈非上場株式等を取得した特例経営承継受

贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

- 2 特例経営承継受贈者が特例贈与者（その年一月一日において六十歳以上の者に限る。）からの贈与により特例対象受贈非上場株式等を取得した場合において、当該特例対象受贈非上場株式等の取得の時前に当該特例贈与者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。
- 3 第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した特例経営承継受贈者が、第七十条の七の五第二項第九号ロに規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定した場合又は免除された場合においても、特例贈与者からの贈与により取得した財産については、第一項において準用する同法第二十一条の九第三項の規定の適用があるものとする。
- 4 第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した特例経営承継受贈者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、特例贈与者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。
- 5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）

措法・第七十条の七 認定贈与承継会社の非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）を有していた個人として政令で定める者<措令40の8①>（当該認定贈与承継会社の非上場株式等について既にこの項の規定の適用に係る贈与をしているものを除く。以下この条、第七十条の七の三及び第七十条の七の四において「贈与者」という。）が経営承継受贈者に当該認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与（経営贈与承継期間の末日までに贈与税の申告書（相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条において同じ。）の提出期限が到来する贈与に限る。）をした場合において、当該贈与が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める贈与であるときは、当該経営承継受贈者の当該贈与の日の属する年分の贈与税で贈与税の申告書の提出により納付すべきものの額のうち、当該非上場株式等で当該贈与税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（当該贈与の時における当該認定贈与承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）に限る。第一号において同じ。）の総数又は総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるもの<措令40の8②>に限る。以下この条、第七十条の七の三及び第七十条の七の四において「対象受贈非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、政令で定めるところにより<措令40の8③④>当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該贈与者（対象受贈非上場株式等の全部又は一部が当該贈与者の第十五項（第三号に係る部分に限り、第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係るものである場合における当該対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、この項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者<措令40の8⑤>に当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者。次項第六号、第三項第二号及び第十五項において同じ。）の死亡の日まで、その納税を猶予する。

- 一 当該贈与の直前において、当該贈与者が有していた当該認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が、当該認定贈与承継会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二から当該経営承継受贈者が有していた当該認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合__当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する非上場株式等の贈与
- 二 前号に掲げる場合以外の場合__当該贈与者が当該贈与の直前において有していた当該認定贈与承継会社の非上場株式等の全ての贈与

措法70の7

- 2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 認定贈与承継会社 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第二条に規定する中小企業者のうち円滑化法認定を受けた会社（合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合<措規23の9③>には、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの<措規23の9③>）で、前項の規定の適用に係る贈与の時において、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
 - イ 当該会社の常時使用従業員（常時使用する従業員として財務省令で定めるもの<措規23の9④>をいう。ホ、次項第二号及び第三十項において同じ。）の数が一人以上であること。
 - ロ 当該会社が、資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるもの<措令40の8⑥>に該当しないこと。
 - ハ 当該会社（ハにおいて「特定会社」という。）の株式等及び特別関係会社（当該特定会社と政令で定める特別の関係がある会社<措令40の8⑦>をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社<措令40の8⑧>（ニ及び次項第十六号において「特定特別関係会社」という。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。
 - ニ 当該会社及び特定特別関係会社が、風俗営業会社（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいう。次項第十六号において同じ。）に該当しないこと。
 - ホ 当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に会社が他の法人の発行済株式若しくは出資（当該他の法人が有する自己の株式等を除く。）の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式等を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係<措令40の8⑨>（第五号イ、次条及び第七十条の七の四第二項において「支配関係」という。）がある法人が当該特別関係会社の

- 株式等を有する場合に限る。)にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるもの<措令40の8⑩>を備えているものであること。
- 二 非上場株式等 次に掲げる株式等をいう。
- イ 当該株式に係る会社の株式の全てが金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていないことその他財務省令で定める要件<措規23の9⑦>を満たす株式
- ロ 合名会社、合資会社又は合同会社の出資のうち財務省令で定める要件<措規23の9⑧>を満たすもの
- 三 経営承継受贈者 贈与者から前項の規定の適用に係る贈与により認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をした個人で、次に掲げる要件の全てを満たす者(その者が二以上ある場合には、当該認定贈与承継会社が定めた一の者に限る。)をいう。
- イ 当該個人が、当該贈与の日において二十歳以上であること。
- ロ 当該個人が、当該贈与の時に、当該認定贈与承継会社の代表権(制限が加えられた代表権を除く。以下この条、次条及び第七十条の七の四において同じ。)を有していること。
- ハ 当該贈与の時に、当該個人及び当該個人と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8⑩>の有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該認定贈与承継会社に係る総株主等議決権数(総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)又は総社員の議決権の数をいう。次項、次条及び第七十条の七の四において同じ。)の百分の五十を超える数であること。
- ニ 当該贈与の時に、当該個人が有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。
- ホ 当該個人が、当該贈与の時から当該贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限(当該提出期限前に当該個人が死亡した場合には、その死亡の日)まで引き続き当該贈与により取得をした当該認定贈与承継会社の対象受贈非上場株式等の全てを有していること。
- ヘ 当該個人が、当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該認定贈与承継会社の役員その他の地位として財務省令で定めるもの<措規23の9⑨⑩>を有していること。
- ト 当該個人が、当該認定贈与承継会社の非上場株式等について第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けていないこと。
- 四 円滑化法認定 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項(同項第一号に係るものとして財務省令で定めるもの<措規23の9⑪>に限る。)の経済産業大臣(同法第十六条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、当該都道府県知事)の認定をいう。
- 五 納税猶予分の贈与税額 次にイ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める金額をいう<措令40の8⑬⑭⑮⑯>。
- イ ロに掲げる場合以外の場合 前項の規定の適用に係る対象受贈非上場株式等の価額(当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別関係会社であつて当該認定贈与承継会社との間に支配関係がある法人(イにおいて「認定贈与承継会社等」という。)が会社法第二条第二号に規定する外国会社(当該認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。)その他政令で定める法人<措令40の8⑫>の株式等(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。イにおいて同じ。)を有する場合には、当該認定贈与承継会社等が当該株式等を有していなかったものとして計算した価額。ロにおいて同じ。)を前項の経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定(第七十条の二の四及び第七十条の二の五の規定を含む。)を適用して計算した金額
- ロ 前項の規定の適用に係る対象受贈非上場株式等が相続税法第二十一条の九第三項(第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものである場合 当該対象受贈非上場株式等の価額を前項の経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、同法第二十一条の十二及び第二十一条の十三の規定を適用して計算した金額
- 六 経営贈与承継期間 前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又は同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。
- イ 当該経営承継受贈者の最初の前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日
- ロ 当該経営承継受贈者の最初の次条第一項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日
- 七 経営贈与報告基準日 次にイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。
- イ 経営贈与承継期間 前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限(経営承継受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について次条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する相続税の申告書の提出期限)の翌日から一年を経過するまでの日(第九項において「第一種贈与基準日」という。)
- ロ 経営贈与承継期間の末日の翌日から納税猶予分の贈与税額(既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた対象受贈非上場株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところ<措令40の8⑰⑱>により計算した金額を除く。以下この条及び第七十条の七の三第一項において「猶予中贈与税額」という。)

に相当する贈与税の全部につき前項、次項から第五項まで、第十一項、第十二項又は第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間__当該末日の翌日から三年を経過するごとの日（第九項において「**第二贈与基準日**」という。）

八 **資産保有型会社** 認定贈与承継会社の資産状況を確認する期間として政令で定める期間内<措令40の8⑨>のいずれかの日において、次のイ及びびに掲げる金額の合計額に対するロ及びびに掲げる金額の合計額の割合が百分の七十以上となる会社をいう。

イ その日における当該会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

ロ その日における当該会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であつて財務省令で定めるもの<措規23の9④>をいう。次号において同じ。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

ハ その日以前五年以内において、経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8②>が当該会社から受けた剰余金の配当等（会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。以下この条及び次条において同じ。）の額その他当該会社から受けた金額として政令で定めるもの<措令40の8②>の合計額

九 **資産運用型会社** 認定贈与承継会社の資産の運用状況を確認する期間として政令で定める期間内<措令40の8②>のいずれかの事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上となる会社をいう。

措法70の7

3 経営贈与承継期間内に第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は同項の対象受贈非上場株式等（合併により当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合<措規23の9④>には、当該対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）に係る認定贈与承継会社について次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該経営承継受贈者があるその有する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなつた場合（当該代表権を有しないこととなつたことについて財務省令で定めるやむを得ない理由<措規23の9⑤>がある場合を除く。）__その有しないこととなつた日

二 **従業員数確認期間**（当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について第一項又は次条第一項の規定の適用を受けるために提出する最初の贈与税の申告書又は同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日（当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が同日までに死亡した場合には、その死亡の前日）までの期間をいう。以下この号及び第三十項第二号イにおいて同じ。）内に存する各基準日（当該提出期限の翌日から一年を経過するごとの日をいう。以下この号及び同項第二号イにおいて同じ。）における当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内に存する基準日の数で除して計算した数が、当該常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数<措令40の8②>を下回る数となつた場合（前項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までに当該経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合において当該経営承継受贈者が当該対象受贈非上場株式等につき第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けるときを除く。）__従業員数確認期間の末日

三 当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8②>の有する議決権の数（当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等に係るものに限る。）の合計が当該認定贈与承継会社の総株主等議決権数の百分の五十以下となつた場合（当該経営承継受贈者があるその有する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなつた場合（第一号に規定する財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合に限る。次項の表の第一号の上欄及び第十五項第三号において同じ。）において、当該経営承継受贈者が当該対象受贈非上場株式等（当該対象受贈非上場株式等以外の当該認定贈与承継会社に係る対象受贈非上場株式等又は当該認定贈与承継会社に係る次条第一項に規定する対象非上場株式等若しくは第七十条の七の四第一項に規定する対象相続非上場株式等を含む。以下この号、第五号及び第六号において「**適用対象非上場株式等**」という。）につき第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与（当該贈与と併せて行う当該適用対象非上場株式等の贈与を含む。同表の第一号において同じ。）をしたときを除く。次号及び第五号において同じ。）__当該百分の五十以下となつた日

四 当該経営承継受贈者と前号に規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれかの者が、当該経営承継受贈者が有する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数を超える数の当該非上場株式等に係る議決権を有することとなつた場合__その有することとなつた日

五 当該経営承継受贈者が**適用対象非上場株式等**の一部の譲渡又は贈与（以下この条において「**譲渡等**」という。）をした場合__当該譲渡等をした日

六 当該経営承継受贈者が**適用対象非上場株式等**の全部の譲渡等をした場合（**適用対象非上場株式等**に係る認定贈与承継会社が株式交換又は株式移転（以下この条において「**株式交換等**」という。）により他の会社の株式交換完全子会社等（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下この条において同じ。）となつた場合を除く。）__当該譲渡等をした日

七 第五項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合__それぞれ同表の第五号の下欄又は同表の第六号の下欄に掲げる日

- 八 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が解散をした場合（合併により消滅する場合を除く。）又は会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされた場合__当該解散をした日又はそのみなされた解散の日
- 九 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるもの<措令40の8②>に該当することとなつた場合__その該当することとなつた日
- 十 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の事業年度における総収入金額（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるもの<措規23の9⑥>に限る。）が零となつた場合__当該事業年度終了の日
- 十一 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が、会社法第四百四十七条第一項若しくは第六百二十六条第一項の規定により資本金の額の減少をした場合又は同法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額の減少をした場合（同法第三百九条第二項第九号イ及びロに該当する場合その他これに類する場合として財務省令で定める場合<措規23の9⑦>を除く。）__当該資本金の額の減少又は当該準備金の額の減少がその効力を生じた日
- 十二 当該経営承継受贈者が第一項の規定の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合__当該届出書の提出があつた日
- 十三 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が合併により消滅した場合（当該合併により当該認定贈与承継会社に相当するものが存する場合として財務省令で定める場合<措規23の9⑧>（次項の表の第二号の上欄において「**適格合併をした場合**」という。）を除く。）__当該合併がその効力を生じた日
- 十四 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合（当該株式交換等により当該認定贈与承継会社に相当するものが存する場合として財務省令で定める場合<措規23の9⑨>（次項の表の第二号の上欄において「**適格交換等をした場合**」という。）を除く。）__当該株式交換等がその効力を生じた日
- 十五 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなつた場合__その該当しないこととなつた日
- 十六 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特定特別関係会社が風俗営業会社に該当することとなつた場合__その該当することとなつた日
- 十七 前各号に掲げる場合のほか、経営承継受贈者による対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の円滑な事業の運営に支障を及ぼすおそれがある場合として政令で定める場合<措令40の8⑤>__政令で定める日<措令40の8⑤>

措法70の7

- 4 経営贈与承継期間内に第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は同項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日（当該各号の下欄に掲げる日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

<p>一 当該経営承継受贈者がその有する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなつた場合において、当該経営承継受贈者が当該対象受贈非上場株式等の一部につき第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与をしたとき。</p>	<p>猶予中贈与税額のうち、当該贈与をした対象受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8②></p>	<p>当該贈与をした日</p>
<p>二 当該認定贈与承継会社が適格合併をした場合又は適格交換等をした場合において、当該対象受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者が、当該適格合併をした場合における合併又は当該適格交換等をした場合における株式交換等に際して、吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。次項の表の第三号の中欄及び第十六項第三号において同じ。）及び他の会社（当該認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における当該他の会社をいう。）の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたとき。</p>	<p>猶予中贈与税額のうち、当該金銭その他の資産の額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8②></p>	<p>当該合併又は当該株式交換等がその効力を生じた日</p>

措法70の7

- 5 経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき第一項、この項、第十一項、第十二項又は第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間において、第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は同項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日（当該各号の下欄に掲げる日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 第三項第六号又は第八号から第十二号までに掲げる場合	猶予中贈与税額	同項第六号又は第八号から第十二号までに定める日
二 当該経営承継受贈者が当該対象受贈非上場株式等の一部の譲渡等をした場合	猶予中贈与税額のうち、当該譲渡等をした対象受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8⑧>	当該譲渡等をした日
三 当該認定贈与承継会社が合併により消滅した場合	猶予中贈与税額（当該合併に際して吸収合併存続会社等の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8⑨>を除く。）	当該合併がその効力を生じた日
四 当該認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合	猶予中贈与税額（当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8⑩>を除く。）	当該株式交換等がその効力を生じた日
五 当該認定贈与承継会社が会社分割をした場合（当該会社分割に際して吸収分割承継会社等（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社又は同法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社をいう。）の株式等を配当財産とする剰余金の配当があつた場合に限る。）	猶予中贈与税額のうち、当該会社分割に際して認定贈与承継会社から配当された当該吸収分割承継会社等の株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8⑪>	当該会社分割がその効力を生じた日
六 当該認定贈与承継会社が組織変更をした場合（当該組織変更に際して当該認定贈与承継会社の株式等以外の財産の交付があつた場合に限る。）	猶予中贈与税額のうち、当該組織変更に際して認定贈与承継会社から交付された当該認定贈与承継会社の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8⑫>	当該組織変更がその効力を生じた日

措法70の7

6 第一項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者が納税猶予分の贈与税額につき対象受贈非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、当該対象受贈非上場株式等の価額の合計額が当該納税猶予分の贈与税額に満たないときであっても、同項の規定の適用については、当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなす。ただし、その後において、その提供された担保の全部又は一部につき変更があつた場合その他の政令で定める場合<措令40の8⑬>に該当することとなつた場合は、この限りでない。<措令40の8⑭⑮>

措法70の7

7 第一項の規定は、贈与者から贈与により取得をした非上場株式等に係る会社の株式等について、同項の規定の適用を受けている他の経営承継受贈者又は次条第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等若しくは第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者がある場合（第一項の規定の適用を受けようとする者が、当該経営承継相続人等若しくは当該経営相続承継受贈者又は第十五項（第三号に係る部分に限る。）若しくは次条第十六項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与により当該会社の株式等の取得をした者である場合を除く。）には、当該非上場株式等については、適用しない。

措法70の7

8 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者のその贈与者から贈与により取得をした非上場株式等に係る贈与税の申告書に、当該非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該非上場株式等の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類<措規23の9⑯>の添付がない場合には、適用しない。

措法70の7

9 第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者は、同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同項、第三項から第五項まで、第十一項、第十二項又は第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営贈与報告基準日が存する場合には、届出期限（第一種贈与基準日の翌日から五月を経過する日及び第二種贈与基準日の翌日から三月を経過する日をいう。次項、第十一項及び第二十六項において同じ。）までに、政令で定めるところ<措令40の8⑰>により引き続いて第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

措法70の7

10 猶予中贈与税額に相当する贈与税並びに当該贈与税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効につ

いては、第十三項第五号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時に中断し、当該届出書の届出期限の翌日から新たに進行するものとする。

措法70の7

11 第九項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合には、当該届出期限における猶予中贈与税額に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該届出期限の翌日から二月を経過する日（当該届出期限の翌日から当該二月を経過する日までの間に当該贈与税に係る経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

措法70の7

12 税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中贈与税額に相当する贈与税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

- 一 第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合
- 二 当該経営承継受贈者から提出された第九項の届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合

措法70の7

13 経営承継受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税については、その贈与税の額のうち納税猶予分の贈与税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の贈与税額を第六号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二 第一項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者が第六項本文の規定により対象受贈非上場株式等の全てを担保として提供する場合に、国税通則法第五十条第二号中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実に認めるもの」とあるのは、「有価証券及び持分会社の出資の持分（質権その他の担保権の目的となつていないことその他の財務省令で定める要件〈措規23の9②〉を満たすものに限る。）」とし、同法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

三 前号の場合において、第六項ただし書の規定の適用があるときは、同号の規定は、適用しない。

四 第十七項の規定による通知により過誤納となつた額に相当する贈与税の国税通則法第五十六条から第五十八条までの規定の適用については、当該通知を發した日又は第十六項に規定する申請期限から六月を経過する日のいずれか早い日に過誤納があつたものとみなす。

五 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の七第一項（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予を含む。）」とする。

六 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項から第五項まで、前二項又は次項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

七 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第五十二条第四項中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（租税特別措置法第七十条の七第一項（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する対象受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社の株式又は出資が提供された場合には、当該認めるとき、又は当該株式若しくは出資を換価に付しても買受人がないとき）は、税務署長等」と、国税徴収法第三十五条第一項中「一年以上前」とあるのは「一年以上前（当該滞納に係る国税が贈与税である場合にあつては、当該贈与税に係る贈与の前）」と、同法第四十八条第一項中「財産」とあるのは「財産（租税特別措置法第七十条の七第一項（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する対象受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換価に付しても買受人がないときにおける当該担保を提供した同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者の他の財産を除く。）は」とする。

八 第十六項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る同項に規定する免除申請贈与税額に相当する贈与税は、国税徴収法第八十二条第一項の規定の適用については、第十七項の規定による通知を發する日まで同条第一項の滞納に係る国税に該当しないものとする。

九 第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者がその有する対象受贈非上場株式等（相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定の適用を受けるものに限る。）の全部又は一部について第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした場合において、当該経営承継受贈者に係る贈与者の相続が開始したときにおける当該贈与をした当該対象受贈非上場株式等については、同法第二十一条の十四から第二十一条の十六までの規定は、適用しない。

十 第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が第十五項（第三号に係る部分に限り、第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与（相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける対象受贈非上場株式等に係る贈与に限る。以下この号において「第二贈与」という。）であり、かつ、

当該対象受贈非上場株式等が第二贈与者（当該第二贈与をした者をいう。以下この号において同じ。）が第一贈与者（第二贈与前に第二贈与者に当該対象受贈非上場株式等の贈与をした者をいう。）からの贈与により取得をしたものである場合には、当該第二贈与者が死亡したときにおける当該経営承継受贈者が当該第二贈与により取得をした当該対象受贈非上場株式等については、同法第二十一条の十四から第二十一条の十六までの規定は、適用しない。

十一 第三項（同項第二号に係る部分を除く。）、第四項、第五項、前二項又は次項の規定に該当する贈与税については、相続税法第三十八条第三項の規定は、適用しない。

十二 第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定に該当する納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、相続税法第三十九条第二十九項において準用する同条第一項の延納を求めようとする贈与税の納期限は、経営贈与承継期間の末日から五月を経過する日（以下この号において「延納申請期限」という。）とする。この場合において、第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項第二号に係るものに限る。）の翌日から延納申請期限までの間については、当該期間に対応する部分の延滞税（猶予中贈与税額のうち延納の許可を受けた部分に係るものに限る。）に代え、利子税を納付するものとし、納付すべき利子税の額は、当該許可を受けた部分を基礎として、当該期間に、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

措法70の7

14 相続税法第六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る贈与者又はこれらの者と政令で定める特別の関係がある者（措令40の8㉔）の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合について準用する。この場合において、同条第一項中「同族会社等」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七第二項第一号（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）に規定する認定贈与承継会社」と、「株主若しくは社員又はその親族」とあるのは「同条第一項の経営承継受贈者又は同項の贈与者」と、「相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し」とあるのは「同条の規定の適用に関し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の猶予に係る贈与税を定める」と、同条第二項中「同族会社等」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七第二項第一号に規定する認定贈与承継会社」と、「同族会社等の株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と前項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税に係る更正又は決定」とあるのは「認定贈与承継会社の租税特別措置法第七十条の七第一項の経営承継受贈者の納税の猶予に係る期限の繰り上げ又は贈与税の免除」と、同条第四項中「相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七の規定の適用に関し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の猶予に係る贈与税を定める」と読み替えるものとする。

措法70の7

15 第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合（その該当することとなった日前に第十一項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十二項又は前項の規定による納税の猶予に係る期限の繰り上げがあつた場合並びに経営贈与承継期間内に第三項各号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）には、次の各号に定める贈与税を免除する。この場合において、当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者の相続人は、その該当することとなった日から同日（第三号に掲げる場合に該当することとなった場合にあつては、同号の対象受贈非上場株式等の贈与を受けた者が当該対象受贈非上場株式等について第一項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日）以後六月（第二号に掲げる場合に該当することとなった場合にあつては、十月）を経過する日（第二十六項において「免除届出期限」という。）までに、政令で定めるところ（措令40の8㉔）により、財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 当該贈与者の死亡の時以前に当該経営承継受贈者が死亡した場合、猶予中贈与税額に相当する贈与税
- 二 当該贈与者が死亡した場合、猶予中贈与税額のうち、当該贈与者が贈与をした対象受贈非上場株式等に対応する部分の額として政令で定めるところ（措令40の8㉔）により計算した金額に相当する贈与税
- 三 経営贈与承継期間の末日の翌日（経営贈与承継期間内に当該経営承継受贈者がその有する対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合には、その有しないこととなった日）以後に、当該経営承継受贈者が対象受贈非上場株式等につき第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与をした場合、猶予中贈与税額のうち、当該贈与に係る対象受贈非上場株式等でこれらの規定の適用に係るものに対応する部分の額として政令で定めるところ（措令40の8㉔）により計算した金額に相当する贈与税

措法70の7

16 第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は同項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合（その該当することとなった日前に第十一項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十二項又は第十四項の規定による納税の猶予に係る期限の繰り上げがあつた場合を除く。）において、当該経営承継受贈者は、当該各号に定める贈与税の免除を受けようとするときは、その該当することとなった日から二月を経過する日（その該当することとなった日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項において「申請期限」という。）までに、当該免除を受けたい旨、免除を受けようとする贈与税に相当する金額（第十八項において「免除申請贈与税額」という。）及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項（措規23の9㉔）を記載した申請書（当該免除の手續に必要な書類として財務省令で定める書類（措規23の9㉔）を添付したものに限り。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。〈措令40の8㉔㉕〉

- 一 経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該経営承継受贈者が当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の

非上場株式等の全部の譲渡等をした場合（当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8②>以外の者のうちの一人の者として政令で定めるもの<措令40の8④>に対して行う場合又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生計画若しくは会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生計画の認可の決定があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実<措令40の8④>が生じた場合を含む。第三十二項第一号ロにおいて同じ。）において当該再生計画若しくは当該更生計画（債務の処理に関する計画として政令で定めるもの（第二十一項及び第二十三項において「債務処理計画」という。）を含む。同号ロにおいて同じ。）に基づき当該非上場株式等を消却するために行うときに限り、第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中贈与税額に満たないとき__当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

イ 当該譲渡等があつた時における当該譲渡等をした対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額（当該財務省令で定める金額<措規23の9③>が当該譲渡等をした対象受贈非上場株式等の譲渡等の対価の額より小さい金額である場合には、当該譲渡等の対価の額）

ロ 当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるもの<措令40の8④>の合計額

二 経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつた場合__イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額に相当する贈与税

イ 当該認定贈与承継会社の解散（会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。ロ及び第二十七項の表の第七号の下欄において同じ。）の直前における猶予中贈与税額

ロ 当該認定贈与承継会社の解散前五年以内において、当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるもの<措令40の8④>の合計額

三 経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8②>以外のものであり、かつ、当該合併に際して当該吸収合併存続会社等の株式等の交付がない場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該合併がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額に満たないとき__当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

イ 当該合併がその効力を生ずる直前における当該対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額<措規23の9③>（当該財務省令で定める金額が合併対価（当該吸収合併存続会社等が当該合併に際して当該消滅する認定贈与承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいう。）の額より小さい金額である場合には、当該合併対価の額）

ロ 当該合併がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるもの<措令40の8④>の合計額

四 経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合（当該他の会社が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8②>以外のものであり、かつ、当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付がない場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額に満たないとき__当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

イ 当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額<措規23の9③>（当該財務省令で定める金額が交換等対価（当該他の会社が当該株式交換等に際して当該株式交換完全子会社等となった認定贈与承継会社の株主に対して交付する財産をいう。）の額より小さい金額である場合には、当該交換等対価の額）

ロ 当該株式交換等がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるもの<措令40の8④>の合計額

措法70の7

17 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載された事項について調査を行い、当該申請書に係る同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める贈与税の免除をし、又は当該申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、当該申請書に係る申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該免除をした贈与税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した経営承継受贈者に通知するものとする。

措法70の7

18 税務署長は、第十六項の申請書の提出があつた場合において相当の理由があると認めるときは、当該申請書に係る納期限（第二十七項の表の第六号から第八号までの上欄に掲げる場合の区分に応じ同表の第六号から第八号までの下欄に掲げる日（同日以前二月以内に第一項の規定の適用を受けた経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をいう。）又は当該申請書の提出があつた日のいずれか遅い日から前項の規定による通知を發した日の翌日以後一月を経過する日までの

間、その申請に係る免除申請贈与税額に相当する贈与税の徴収を猶予することができる。

措法70の7

19 税務署長は、経営承継受贈者が第十六項第一号、第三号又は第四号の規定の適用を受ける場合において、当該経営承継受贈者が適正な時価を算定できないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第二十七項の表の第六号の上欄又は同表の第八号の上欄に掲げる場合に該当することとなつたことにより納付することとなつた贈与税に係る延滞税につき、前項に規定する納期限の翌日から第十七項の規定による通知を發した日の翌日以後一月を経過する日までの間に対応する部分の金額を免除することができる。

措法70の7

20 前二項に定めるもののほか、第十六項及び第十七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

措法70の7

21 経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、第一項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であることその他の政令で定める要件〈措令40の84〉を満たすものに限る。）について民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実〈措令40の84〉が生じた場合を含む。）において、当該認定贈与承継会社の有する資産につき政令で定める評定〈措令40の84〉が行われたとき（当該認可の決定があつた日（当該政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画が成立した日。以下第二十三項までにおいて「認可決定日」という。）以後当該認定贈与承継会社に係る経営承継受贈者が第二十四項の規定による通知が發せられた日（以下この項において「通知日」という。）前に第五項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合及び第十一項の規定の適用があつた場合並びに当該通知日前に第十二項又は第十四項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除き、再生計画を履行している認定贈与承継会社にあつては、監督委員又は管財人が選任されている場合に限る。）は、再計算猶予中贈与税額をもつて当該対象受贈非上場株式等に係る猶予中贈与税額とする。この場合において、第二号に掲げる金額に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該通知日から二月を経過する日（当該通知日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とし、猶予中贈与税額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額に相当する贈与税（第二十四項において「再計算免除贈与税」という。）については、免除する。

一 当該再計算猶予中贈与税額

二 認可決定日前五年以内において、当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるもの〈措令40の84〉の合計額

措法70の7

22 前項の「再計算猶予中贈与税額」とは、第一項の規定の適用に係る対象受贈非上場株式等（猶予中贈与税額に対応する部分に限り、合併により当該対象受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合〈措規23の94〉には、当該対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの〈措規23の94〉とする。以下この項において同じ。）の認可決定日における価額として財務省令で定める金額〈措規23の95〉を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした対象受贈非上場株式等の当該贈与の時の価額とみなして、第二項第五号の規定により計算した金額をいう。

措法70の7

23 第二十一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者（同項の認定贈与承継会社の代表権を有する者その他これに準ずる者として財務省令で定める者〈措規23の96〉に限る。）が、当該認可決定日から二月を経過する日（当該認可決定日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項において「申請期限」という。）までに、第二十一項の規定の適用を受けたい旨、前項に規定する再計算猶予中贈与税額及びその計算の明細その他財務省令で定める事項〈措規23の97〉を記載した申請書（第二十一項に規定する認可の決定があつた再生計画又は更生計画（債務処理計画を含む。）に関する書類として財務省令で定めるもの〈措規23の98〉を添付したものに限り、適用する。）を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

措法70の7

24 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載された事項について調査を行い、当該申請書に係る再計算免除贈与税の免除をし、又は当該申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、当該申請書に係る申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該再計算免除贈与税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した経営承継受贈者に通知するものとする。

措法70の7

25 前二項に定めるもののほか、第二十一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

措法70の7

26 第九項又は第十五項の届出書が第九項に規定する届出期限又は第十五項の免除届出期限までに提出されなかつた場合

においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところ<措令40の8④>により当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、第十一項又は第十五項の規定の適用については、当該届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

措法70の7

27 第一項の規定の適用を受けた経営承継受贈者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該経営承継受贈者が同項の規定の適用を受けるために提出する贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号から第三号まで又は第六号から第八号までの下欄に掲げる日以前二月以内に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税にあわせて納付しなければならない。

一 第三項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	猶予中贈与税額	同項各号に定める日から二月を経過する日
二 第四項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中贈与税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日
三 第五項の規定の適用があつた場合（第五号から第八号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中贈与税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日
四 第十一項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中贈与税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
五 第十二項又は第十四項の規定の適用があつた場合	これらの規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中贈与税額	これらの規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限
六 第十六項第一号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日
七 第十六項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号ロに掲げる金額	同号の認定贈与承継会社が解散をした日から二月を経過する日
八 第十六項第三号又は第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日
九 第二十一項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号に掲げる金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限

措法70の7

28 第一項の規定の適用を受けた経営承継受贈者が前項の表の第三号から第九号までの上欄に掲げる場合に該当する場合（同表の第四号又は第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、経営贈与承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合に限る。）における同項の規定の適用については、同項中「年三・六パーセント」とあるのは、「年三・六パーセント（経営贈与承継期間については、年零パーセント）」とする。

措法70の7

29 第一項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が同項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8②>から現物出資又は贈与により取得をした資産（同項の贈与前三年以内に取得をしたものに限る。第二号において「現物出資等資産」という。）がある場合において、同項の贈与があつた時における、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以上であるときは、当該経営承継受贈者については、同項の規定は、適用しない。

- 一 当該認定贈与承継会社の資産の価額の合計額
- 二 現物出資等資産の価額（当該認定贈与承継会社が第一項の贈与があつた時において当該現物出資等資産を有していない場合には、当該贈与があつた時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額）の合計額

措法70の7

30 第一項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該認定贈与承継会社に係る同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者に対する第三項及び第五項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- 一 当該認定贈与承継会社の事業の用に供する資産が災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害<措令40の8④>をいう。以下この号及び次号、次条第三十一項第一号及び第二号並びに第三十五項第一号及び第二号並びに第七十条の七の四第十八項第一号及び第二号において同じ。）によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合<措令40の8⑤> 当該認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この項及び第三十二項において同じ。）内に第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は贈与特定期間（経営贈与承継期間の末日の翌日から当該災害が発生した日の直前の経営贈与報告基準日の翌日以後十年を経過する日までの期間（最初の経営贈与報

告基準日が当該災害が発生した日以後に到来する場合にあつては、当該経営贈与報告基準日の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間をいう。以下第四号までにおいて同じ。）内に第五項の表の第一号の上欄（第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。〈措令40の8⑥〉

二 当該認定贈与承継会社の事業所（常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。イにおいて同じ。）が災害によつて被害を受けたことにより当該認定贈与承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合〈措令40の8⑥〉（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）次に定めるところによる。

イ 従業員数確認期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。イにおいて同じ。）内にある各基準日におけるその事業所（イにおいて「被災事業所」という。）の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所の常時使用従業員の雇用の確保がされているものとして政令で定める数〈措令40の8⑥〉を下回る数となつたことにより当該認定贈与承継会社が第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合（当該認定贈与承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、従業員数確認期間内にある各基準日における当該事業所の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、当該事業所の常時使用従業員の雇用の確保がされているものとして政令で定める数以上である場合に限る。）であつても、当該認定贈与承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

ロ 当該認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間内に第三項第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に第五項の表の第一号の上欄（第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することにより当該認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合〈措令40の8⑥〉（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）当該認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間内に第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用の確保がされているときとして政令で定めるとき〈措令40の8⑥〉に限り、経営贈与承継期間の末日においては、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。〈措令40の8⑥〉

四 中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号のいずれかに該当することにより当該認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合〈措令40の8⑥〉（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）当該認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間内に第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に第五項の表の第一号の上欄（第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用の確保がされているときとして政令で定めるとき〈措令40の8⑥〉に限り、経営贈与承継期間の末日（経営贈与承継期間内に第三項第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同表の第一号の上欄（同項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、経営贈与報告基準日（当該売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。）の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの期間（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める期間）においては、これらの場合に該当しないものとみなす。〈措令40の8⑥⑦〉

イ 当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合、第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間

ロ 経営贈与報告基準日が贈与特定期間内にある場合、経営贈与承継期間の末日から一年を経過するごとの日（ロにおいて「特定基準日」という。）の直前の特定基準日（当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営贈与承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日（当該売上金額に係る事業年度（当該売上金額が中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号のいずれかに該当する前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度〈措令40の8⑥〉前の事業年度に限る。）の翌事業年度中にあるものに限る。）までの期間

措法70の7

31 前項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者（前項第一号若しくは第二号の災害又は同項第三号の中小企業信用保険法第二条第五項第一号若しくは第二号の事由若しくは前項第四号の同条第五項第三号若しくは第四号の事由（以下この項において「災害等」という。）の発生前に第一項の規定の適用に係る贈与により同項の非上場株式等の取得をしていた者に限る。次項において同じ。）が財務省令で定めるところにより前項の規定の適用を受けたい旨を記載した届出書〈措規23の9④⑤〉を当該災害等の発生した日から十月を経過する日までに納税地の所轄税務署長に提出した場合（当該税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該届出書を当該期限後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。

措法70の7

32 経営承継受贈者が有する対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が第三十項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該経営承継受贈者又は当該認定贈与承継会社が経営贈与承継期間内に次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該経営承継受贈者又は当該認定贈与承継会社は、それぞれ第十六項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、この条の規定を適用する。〈措令40の8⑥〉

一 当該経営承継受贈者が当該認定贈与承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をしたとき（次のイ又はロのいずれかに該当するときに限るものとし、当該認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつたと

き(当該他の会社が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8②>以外のものであり、かつ、当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付がないときに限る。)を除く。)

イ その譲渡等が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外の者のうちの一人の者として政令で定めるもの<措令40の8④>に対して行うものであるとき。

ロ その譲渡等が、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合において、当該再生計画又は当該更生計画に基づき当該非上場株式等を消却するために行うものであるとき。

二 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつたとき。

措法70の7

33 前項の規定の適用がある場合における第十六項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「の末日の翌日以後に」とあるのは、「内に」とする。<措規23の9④>

措法70の7

34 第三十一項及び前項に定めるもののほか、第三十項及び第三十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

措法70の7

35 経済産業大臣又は経済産業局長(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十六条の規定に基づく政令の規定により円滑化法認定を都道府県知事が行うこととされている場合には、当該都道府県知事。次項、次条第四十項及び第四十一項並びに第七十条の七の四第二十項及び第二十一項において同じ。)は、第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は同項の対象受贈非上場株式等若しくは当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について、第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該対象受贈非上場株式等について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項<措規23の9⑥>を、書面により、国税庁長官又は当該経営承継受贈者の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

措法70の7

36 税務署長は、第一項の場合において経済産業大臣又は経済産業局長の事務(同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。)の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、経済産業大臣又は当該経済産業局長に対し、当該経営承継受贈者が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項<措規23の9⑥>を通知することができる。

措法70の7

37 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。<措令40の8⑥⑦>

(非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)

措法・第七十条の七の二 認定承継会社の非上場株式等(議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。)を有していた個人として政令で定める者<措令40の8の2①>(以下この条において「被相続人」という。)から相続又は遺贈により当該認定承継会社の非上場株式等の取得(経営承継期間の末日までに相続税の申告書(相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条及び第七十条の七の四において同じ。)の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得に限る。)をした経営承継相続人等が、当該相続に係る相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該非上場株式等で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの(当該相続の開始の時に於ける当該認定承継会社の発行済株式又は出資(議決権に制限のない株式又は出資に限る。)の総数又は総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるもの<措令40の8の2④>に限る。以下この条において「対象非上場株式等」という。)に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところ<措令40の8の2⑤⑥>により当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該経営承継相続人等の死亡の日まで、その納税を猶予する。<措令40の8の2②③>

措法70の7の2

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 認定承継会社 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者のうち円滑化法認定を受けた会社(合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合<措規23の10④>には、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの<措規23の10④>)で、前項の規定の適用に係る相続の開始の時に於いて、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ 当該会社の常時使用従業員(常時使用する従業員として財務省令で定めるもの<措規23の10⑤>をいう。以下この条において同じ。)の数が一人以上であること。

ロ 当該会社が、資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるもの<措令40の8の2⑦>に該当しないこと。

ハ 当該会社(ハにおいて「特定会社」という。)の株式等(株式又は出資をいう。以下この条において同じ。)及び特別関係会社(当該特定会社と政令で定める特別の関係がある会社<措令40の8の2⑧>をいう。以下この項及び第十四項第十一号において同じ。)のうち当該特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社<措令40の8の2⑨>(ニ及び次項第十六号において「特定特別関係会社」という。)の株式等が、非上場株式等に該当すること。

- ニ 当該会社及び特定特別関係会社が、前条第二項第一号ニに規定する風俗営業会社に該当しないこと。
- ホ 当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に支配関係がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。）にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるもの<措令40の8の2⑩>を備えているものであること。
- 二 非上場株式等 前条第二項第二号に定める株式等をいう。
- 三 経営承継相続人等 被相続人から前項の規定の適用に係る相続又は遺贈により認定承継会社の非上場株式等の取得をした個人で、次に掲げる要件の全てを満たす者（その者が二以上ある場合には、当該認定承継会社が定めた一の者に限る。）をいう。
 - イ 当該個人が、当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日において、当該認定承継会社の代表権を有していること。
 - ロ 当該相続の開始の時において、当該個人及び当該個人と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8の2⑪>の有する当該認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該認定承継会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。
 - ハ 当該相続の開始の時において、当該個人が有する当該認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人とロに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。
 - ニ 当該個人が、当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限（当該提出期限前に当該個人が死亡した場合には、その死亡の日）まで引き続き当該相続又は遺贈により取得をした当該認定承継会社の対象非上場株式等の全てを有していること。
 - ホ 当該個人が、当該認定承継会社の非上場株式等について第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けていないこと。
 - ヘ 当該個人が、当該認定承継会社の経営を確実に承継すると認められる要件として財務省令で定めるもの<措規23の10⑧>を満たしていること。
- 四 円滑化法認定 前条第二項第四号に定める認定をいう。<措規23の10⑨>
- 五 納税猶予分の相続税額 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。<措令40の8の2⑫⑬⑭⑮⑯>
 - イ 前項の規定の適用に係る対象非上場株式等の価額（当該対象非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社であつて当該認定承継会社との間に支配関係がある法人（イにおいて「認定承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人<措令40の8の2⑰>の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額。ロにおいて同じ。）を前項の経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該経営承継相続人等の相続税の額<措令40の8の2⑲⑳>
 - ロ 前項の規定の適用に係る対象非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した金額を同項の経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該経営承継相続人等の相続税の額<措令40の8の2㉑>
- 六 経営承継期間 前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又は当該相続に係る経営承継相続人等の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。
 - イ 当該経営承継相続人等の最初の前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日
 - ロ 当該経営承継相続人等の最初の前条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日
- 七 経営報告基準日 次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。
 - イ 経営承継期間 前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限（経営承継相続人等が同項の規定の適用を受ける前に同項の対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について前条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する贈与税の申告書の提出期限）の翌日から一年を経過するごとの日（第十項において「第一種基準日」という。）
 - ロ 経営承継期間の末日の翌日から納税猶予分の相続税額（既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた対象非上場株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8の2㉒>を除く。以下この条において「猶予中相続税額」という。）に相当する相続税の全部につき前項、次項から第五項まで、第十二項、第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間 当該末日の翌日から三年を経過するごとの日（第十項において「第二種基準日」という。）
- 八 資産保有型会社 前条第二項第八号に定める会社をいう。<措令40の8の2㉔㉕㉖>
- 九 資産運用型会社 前条第二項第九号に定める会社をいう。<措令40の8の2㉗>

措法70の7の2

- 3 経営承継期間内に第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は同項の対象非上場株式等（合併により当該対象非上場株式等に係る認定承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合<措規23の10⑩>には、当該対象非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）に係る認定承継会社について次の各号のい

いずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

- 一 当該経営承継相続人等がその有する当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなつた場合（当該代表権を有しないこととなつたことについて財務省令で定めるやむを得ない理由〈措規 23 の 10⑩〉がある場合を除く。）__その有しないこととなつた日
- 二 従業員数確認期間（当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について第一項又は前条第一項の規定の適用を受けるために提出する最初の相続税の申告書又は同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日（当該経営承継相続人等が同日までに死亡した場合には、その死亡の日の前日）までの期間をいう。以下この号及び第三十一項第二号イにおいて同じ。）内に存する各基準日（当該提出期限の翌日から一年を経過する日）の日をいう。以下この号及び同項第二号イにおいて同じ。）における当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内に存する基準日の数で除して計算した数が、当該常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数〈措令 40 の 8 の 2⑨〉を下回る数となつた場合__従業員数確認期間の末日
- 三 当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者〈措令 40 の 8 の 2⑨〉の有する議決権の数（当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等に係るものに限る。）の合計が当該認定承継会社の総株主等議決権数の百分の五十以下となつた場合（当該経営承継相続人等がその有する当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなつた場合（第一号に規定する財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合に限る。次項の表の第一号の上欄及び第十六項第二号において同じ。）において、当該経営承継相続人等が当該対象非上場株式等（当該対象非上場株式等以外の当該認定承継会社に係る対象非上場株式等又は当該認定承継会社に係る前条第一項に規定する対象受贈非上場株式等若しくは第七十条の七の四第一項に規定する対象相続非上場株式等を含む。以下この号、第五号及び第六号において「適用対象非上場株式等」という。）につき前条第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与（当該贈与と併せて行う当該適用対象非上場株式等の贈与を含む。同表の第一号において同じ。）をしたときを除く。次号及び第五号において同じ。）__当該百分の五十以下となつた日
- 四 当該経営承継相続人等と前号に規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれかの者が、当該経営承継相続人等有する当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数を超える数の当該非上場株式等に係る議決権を有することとなつた場合__その有することとなつた日
- 五 当該経営承継相続人等が適用対象非上場株式等の一部の譲渡又は贈与（以下この条において「譲渡等」という。）をした場合__当該譲渡等をした日
- 六 当該経営承継相続人等が適用対象非上場株式等の全部の譲渡等をした場合（適用対象非上場株式等に係る認定承継会社が株式交換又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）により他の会社の株式交換完全子会社等（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十二条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下この条において同じ。）となつた場合を除く。）__当該譲渡等をした日
- 七 第五項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合__それぞれ同表の第五号の下欄又は同表の第六号の下欄に掲げる日
- 八 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社が解散をした場合（合併により消滅する場合を除く。）又は会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされた場合__当該解散をした日又はそのみなされた解散の日
- 九 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社が資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるもの〈措令 40 の 8 の 2⑩〉に該当することとなつた場合__その該当することとなつた日
- 十 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の事業年度における総収入金額（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるもの〈措規 23 の 10⑦〉に限る。）が零となつた場合__当該事業年度終了の日
- 十一 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社が、会社法第四百四十七条第一項若しくは第六百二十六条第一項の規定により資本金の額の減少をした場合又は同法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額の減少をした場合（同法第三百九条第二項第九号イ及びロに該当する場合その他これに類する場合として財務省令で定める場合〈措規 23 の 10⑩〉を除く。）__当該資本金の額の減少又は当該準備金の額の減少がその効力を生じた日
- 十二 当該経営承継相続人等が第一項の規定の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合__当該届出書の提出があつた日
- 十三 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社が合併により消滅した場合（当該合併により当該認定承継会社に相当するものが存する場合として財務省令で定める場合〈措規 23 の 10⑩〉（次項の表の第二号の上欄において「適格合併をした場合」という。）を除く。）__当該合併がその効力を生じた日
- 十四 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合（当該株式交換等により当該認定承継会社に相当するものが存する場合として財務省令で定める場合〈措規 23 の 10⑩〉（次項の表の第二号の上欄において「適格交換等をした場合」という。）を除く。）__当該株式交換等がその効力を生じた日
- 十五 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなつた場合__その該当しないこととなつた日
- 十六 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特定特別関係会社が前条第二項第一号ニに規定する風俗営業会社に該当することとなつた場合__その該当することとなつた日
- 十七 前各号に掲げる場合のほか、経営承継相続人等による対象非上場株式等に係る認定承継会社の円滑な事業の運営に

支障を及ぼすおそれがある場合として政令で定める場合<措令40の8の2③>_政令で定める日<措令40の8の2④>

措法70の7の2

4 経営承継期間内に第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は同項の対象非上場株式等に係る認定承継会社について次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税については、同項の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日（当該各号の下欄に掲げる日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。<措令40の8の2②>

一 当該経営承継相続人等がその有する当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなった場合において、当該経営承継相続人等が当該対象非上場株式等の一部につき前条第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与をしたとき。	猶予中相続税額のうち、当該贈与をした対象非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8の2③>	当該贈与をした日
二 当該認定承継会社が適格合併をした場合又は適格交換等をした場合において、当該対象非上場株式等に係る経営承継相続人等が、当該適格合併をした場合における合併又は当該適格交換等をした場合における株式交換等に際して、吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。次項の表の第三号の中欄及び第十七項第三号において同じ。）及び他の会社（当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における当該他の会社をいう。）の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたとき。	猶予中相続税額のうち、当該金銭その他の資産の額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8の2③>	当該合併又は当該株式交換等がその効力を生じた日

措法70の7の2

5 経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき第一項、この項、第十二項、第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間において、第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は同項の対象非上場株式等に係る認定承継会社について次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税については、同項の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日（当該各号の下欄に掲げる日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。<措令40の8の2②>

一 第三項第六号又は第八号から第十二号までに掲げる場合	猶予中相続税額	同項第六号又は第八号から第十二号までに定める日
二 当該経営承継相続人等が当該対象非上場株式等の一部の譲渡等をした場合	猶予中相続税額のうち、当該譲渡等をした対象非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8の2③>	当該譲渡等をした日
三 当該認定承継会社が合併により消滅した場合	猶予中相続税額（当該合併に際して吸収合併存続会社等の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8の2③>を除く。）	当該合併がその効力を生じた日
四 当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合	猶予中相続税額（当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8の2③>を除く。）	当該株式交換等がその効力を生じた日
五 当該認定承継会社が会社分割をした場合（当該会社分割に際して吸収分割承継会社等（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社又は同法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社をいう。）の株式等を配当財産とする剰余金の配当があつた場合に限る。）	猶予中相続税額のうち、当該会社分割に際して認定承継会社から配当された当該吸収分割承継会社等の株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8の2③>	当該会社分割がその効力を生じた日
六 当該認定承継会社が組織変更をした場合（当該組織変更に際して当該認定承継会社の株式等以外の財産の交付があつた場合に限る。）	猶予中相続税額のうち、当該組織変更に際して認定承継会社から交付された当該認定承継会社の株式等以外の財産の価額に対応す	当該組織変更がその効力を生じた日

る。)	る部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8の2③>
-----	---------------------------------------

措法70の7の2

6 第一項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等が納税猶予分の相続税額につき対象非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、当該対象非上場株式等の価額の合計額が当該納税猶予分の相続税額に満たないときであつても、同項の規定の適用については、当該納税猶予分の相続税額に相当する担保が提供されたものとみなす。ただし、その後において、その提供された担保の全部又は一部につき変更があつた場合その他の政令で定める場合<措令40の8の2③>に該当することとなつた場合は、この限りでない。<措令40の8の2④④>

措法70の7の2

7 第一項の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得をした非上場株式等の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合における同項の規定の適用については、その分割されていない非上場株式等は、当該相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をすることができないものとする。

措法70の7の2

8 第一項の規定は、被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等に係る会社の株式等について、同項の規定の適用を受けている他の経営承継相続人等又は前条第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者（同条第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした当該経営承継受贈者を除く。）若しくは第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者がある場合（第一項の規定の適用を受けようとする者が当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者である場合を除く。）には、当該非上場株式等については、適用しない。

措法70の7の2

9 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等のその被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等に係る相続税の申告書に、当該非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項<措規23の10②>を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。

措法70の7の2

10 第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等は、同項の相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき同項、第三項から第五項まで、第十二項、第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営報告基準日が存する場合には、届出期限（第一種基準日の翌日から五月を経過する日及び第二種基準日の翌日から三月を経過する日をいう。次項、第十二項及び第二十七項において同じ。）までに、政令で定めるところ<措令40の8の2④>により引き続き第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項の対象非上場株式等に係る認定承継会社の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

措法70の7の2

11 猶予中相続税額に相当する相続税並びに当該相続税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十四項第五号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時に中断し、当該届出書の届出期限の翌日から新たに進行するものとする。

措法70の7の2

12 第十項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合には、当該届出期限における猶予中相続税額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該届出期限の翌日から二月を経過する日（当該届出期限の翌日から当該二月を経過する日までの間に当該相続税に係る経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。<措令40の8の2④>

措法70の7の2

13 税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中相続税額に相当する相続税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。<措令40の8の2④>

- 一 第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合
- 二 当該経営承継相続人等から提出された第十項の届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合

措法70の7の2

14 経営承継相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 第一項の規定の適用があつた場合における相続税に係る延滞税については、その相続税の額のうち納税猶予分の相続税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の相続税額を第六号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるも

のごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

- 二 第一項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等が第六項本文の規定により対象非上場株式等の全てを担保として提供する場合には、国税通則法第五十条第二号中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実と認めるもの」とあるのは、「有価証券及び持分会社の出資の持分（質権その他の担保権の目的となっていないことその他の財務省令で定める要件〈措規23の10㉔〉を満たすものに限る。）」とし、同法第五十一条第一項の規定は、適用しない。
- 三 前号の場合において、第六項ただし書の規定の適用があるときは、同号の規定は、適用しない。
- 四 第十八項の規定による通知により過誤納となつた額に相当する相続税の国税通則法第五十六条から第五十八条までの規定の適用については、当該通知を發した日又は第十七項に規定する申請期限から六月を経過する日のいずれか早い日に過誤納があつたものとみなす。
- 五 第一項の規定による納税の猶予を受けた相続税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の七の二第一項（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予を含む。）」とする。
- 六 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項から第五項まで、前二項又は次項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。
- 七 第一項の規定による納税の猶予を受けた相続税については、国税通則法第五十二条第四項中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（租税特別措置法第七十条の七の二第一項（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する対象非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合には、当該認めるとき、又は当該株式若しくは出資を換価に付しても買受人がないとき）は、税務署長等」と、国税徴収法第四十八条第一項中「財産は」とあるのは「財産（租税特別措置法第七十条の七の二第一項（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する対象非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換価に付しても買受人がないときにおける当該担保を提供した同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等の他の財産を除く。）」とする。
- 八 第十七項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る同項に規定する免除申請相続税額に相当する相続税は、国税徴収法第八十二条第一項の規定の適用については、第十八項の規定による通知を發する日まで同条第一項の滞納に係る国税に該当しないものとする。
- 九 第三項（同項第二号に係る部分を除く。）、第四項、第五項、前二項又は次項の規定に該当する相続税については、相続税法第三十八条第一項及び第四十一条第一項の規定は、適用しない。
- 十 第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定に該当する納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、相続税法第三十八条第一項の延納期間は、五年以内とし、同法第三十九条第一項の延納を求めようとする相続税の納期限及び同法第四十二条第一項の物納を求めようとする相続税の納期限は、経営承継期間の末日から五月を経過する日（以下この号において「延納等申請期限」という。）とし、同法第四十八条の二第二項の規定による申請書の提出の期限は、延納等申請期限の翌日から五年を経過する日とし、同法第五十二条第一項の利子税の割合は、年六・六パーセントとして、これらの規定を適用する。この場合において、第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項第二号に係るものに限る。）の翌日から延納等申請期限までの間については、当該期間に対応する部分の延滞税（猶予中相続税額のうち延納又は物納の許可を受けた部分に係るものに限る。）に代え、利子税を納付するものとし、納付すべき利子税の額は、当該許可を受けた部分を基礎として、当該期間に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額とする。
 - イ 延納の許可を受けた場合 年六・六パーセント
 - ロ 物納の許可を受けた場合 年七・三パーセント
- 十一 相続又は遺贈により取得をした財産のうちに対象非上場株式等に該当するものがある者の当該財産に係る相続税の額で納税猶予分の相続税額以外のものについては、当該対象非上場株式等の価額は、当該対象非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した価額（当該対象非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社であつて当該認定承継会社との間に支配関係がある法人（以下この号において「認定承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人〔措令40の8の2㉔〕の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額に百分の二十を乗じて計算した価額と当該株式等の価額との合計額）であるものとして、相続税法第三十八条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項、第五十二条第一項又は第五十三条第四項第二号ロの規定を適用する。
- 十二 対象非上場株式等について第一項の規定の適用があつた場合における相続税法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第七十条の七の二第一項（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）の規定の適用に係る同項に規定する対象非上場株式等のうち同条第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定に該当する猶予中相続税額に係るもの以外のものを除く」とする。

措法70の7の2

15 相続税法第六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定は、第一項の規定の適用を

受ける経営承継相続人等若しくは当該経営承継相続人等に係る被相続人又はこれらの者と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8の2②>の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合について準用する。この場合において、同条第一項中「同族会社等」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七の二第二項第一号（非上場株式等）についての相続税の納税猶予及び免除）に規定する認定承継会社」と、「株主若しくは社員又はその親族その他これらの者」とあるのは「同条第一項の経営承継相続人等又は当該経営承継相続人等若しくは同項の被相続人」と、「相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し」とあるのは「同条の規定の適用に関し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の猶予に係る相続税を定める」と、同条第二項中「同族会社等」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社」と、「同族会社等の株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と前項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税に係る更正又は決定」とあるのは「認定承継会社の租税特別措置法第七十条の七の二第一項の経営承継相続人等の納税の猶予に係る期限の繰り上げ又は相続税の免除」と、同条第四項中「相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七の二の規定の適用に関し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の猶予に係る相続税を定める」と読み替えるものとする。<措令40の8の2②>

措法70の7の2

16 第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合（その該当することとなった日前に第十二項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十三項又は前項の規定による納税の猶予に係る期限の繰り上げがあつた場合並びに経営承継期間内に第三項各号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）には、次の各号に定める相続税を免除する。この場合において、当該経営承継相続人等又は当該経営承継相続人等の相続人は、その該当することとなった日から同日（第二号に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、同号の対象非上場株式等の贈与を受けた者が当該対象非上場株式等について前条第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈与税の申告書を提出した日）以後六月を経過する日（第二十七項において「免除届出期限」という。）までに、政令で定めるところ<措令40の8の2④>により、財務省令で定める事項<措規23の10⑦>を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。<措令40の8の2②>

- 一 当該経営承継相続人等が死亡した場合__猶予中相続税額に相当する相続税
- 二 経営承継期間の末日の翌日（経営承継期間内に当該経営承継相続人等がその有する対象非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなった場合には、その有しないこととなった日）以後に、当該経営承継相続人等が対象非上場株式等につき前条第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与をした場合__猶予中相続税額のうち、当該贈与に係る対象非上場株式等でこれらの規定の適用に係るものに対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8の2④>に相当する相続税

措法70の7の2

17 第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は同項の対象非上場株式等に係る認定承継会社が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合（その該当することとなった日前に第十二項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰り上げがあつた場合を除く。）において、当該経営承継相続人等は、当該各号に定める相続税の免除を受けようとするときは、その該当することとなった日から二月を経過する日（その該当することとなった日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知った日の翌日から六月を経過する日。次項において「申請期限」という。）までに、当該免除を受けたい旨、免除を受けようとする相続税に相当する金額（第十九項において「免除申請相続税額」という。）及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項<措規23の10⑧>を記載した申請書（当該免除の手續に必要な書類として財務省令で定める書類<措規23の10⑧>を添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。<措令40の8の2②④⑨⑩>

- 一 経営承継期間の末日の翌日以後に、当該経営承継相続人等が当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合（当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8の2②>以外の者のうちの一人の者として政令で定めるもの<措令40の8の2⑤>に対して行う場合又は民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実<措令40の8の2⑥>が生じた場合を含む。第三十三項第一号ロにおいて同じ。）において当該再生計画若しくは当該更生計画（債務の処理に関する計画として政令で定めるもの（第二十二項及び第二十四項において「債務処理計画」という。）を含む。同号ロにおいて同じ。）に基づき当該非上場株式等を消却するために行うときに限り、第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中相続税額に満たないとき__当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税
 - イ 当該譲渡等があつた時における当該譲渡等をした対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額（当該財務省令で定める金額<措規23の10⑩>が当該譲渡等をした対象非上場株式等の譲渡等の対価の額より小さい金額である場合には、当該譲渡等の対価の額）
 - ロ 当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする者が当該認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定承継会社から受けた金額として政令で定めるところの<措令40の8の2④>の合計額
- 二 経営承継期間の末日の翌日以後に、当該対象非上場株式等に係る認定承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつた場合__イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額に相当する相続税
 - イ 当該認定承継会社の解散（会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。）

ロ及び第二十八項の表の第七号の下欄において同じ。)の直前における猶予中相続税額

- ロ 当該認定承継会社の解散前五年以内において、当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする者が当該認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定承継会社から受けた金額として政令で定めるもの<措令40の8の2④>の合計額
- 三 経営承継期間の末日の翌日以後に、当該対象非上場株式等に係る認定承継会社が合併により消滅した場合(吸収合併存続会社等が当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8の2②>以外のものであり、かつ、当該合併に際して当該吸収合併存続会社等の株式等の交付がない場合に限る。)において、次に掲げる金額の合計額が当該合併がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額に満たないとき、当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税
- イ 当該合併がその効力を生ずる直前における当該対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額(当該財務省令で定める金額<措規23の10⑩>が合併対価(当該吸収合併存続会社等が当該合併に際して当該消滅する認定承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいう。)の額より小さい金額である場合には、当該合併対価の額)
- ロ 当該合併がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする者が当該認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定承継会社から受けた金額として政令で定めるもの<措令40の8の2④>の合計額
- 四 経営承継期間の末日の翌日以後に、当該対象非上場株式等に係る認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合(当該他の会社が当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8の2②>以外のものであり、かつ、当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付がない場合に限る。)において、次に掲げる金額の合計額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額に満たないとき、当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税
- イ 当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額(当該財務省令で定める金額<措規23の10⑩>が交換等対価(当該他の会社が当該株式交換等に際して当該株式交換完全子会社等となった認定承継会社の株主に対して交付する財産をいう。)の額より小さい金額である場合には、当該交換等対価の額)
- ロ 当該株式交換等がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする者が当該認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定承継会社から受けた金額として政令で定めるもの<措令40の8の2④>の合計額

措法70の7の2

- 18 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載された事項について調査を行い、当該申請書に係る同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める相続税の免除をし、又は当該申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、当該申請書に係る申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該免除をした相続税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した経営承継相続人等に通知するものとする。

措法70の7の2

- 19 税務署長は、第十七項の申請書の提出があつた場合において相当の理由があると認めるときは、当該申請書に係る納期限(第二十八項の表の第六号から第八号までの上欄に掲げる場合の区分に応じ同表の第六号から第八号までの下欄に掲げる日(同日以前二月以内に第一項の規定の適用を受けた経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をいう。)又は当該申請書の提出があつた日のいずれか遅い日から前項の規定による通知を發した日の翌日以後一月を経過する日までの間、その申請に係る免除申請相続税額に相当する相続税の徴収を猶予することができる。

措法70の7の2

- 20 税務署長は、経営承継相続人等が第十七項第一号、第三号又は第四号の規定の適用を受ける場合において、当該経営承継相続人等が適正な時価を算定できないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第二十八項の表の第六号の上欄又は同表の第八号の上欄に掲げる場合に該当することとなつたことにより納付することとなつた相続税に係る延滞税につき、前項に規定する納期限の翌日から第十八項の規定による通知を發した日の翌日以後一月を経過する日までの間に対応する部分の金額を免除することができる。

措法70の7の2

- 21 前二項に定めるもののほか、第十七項及び第十八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

措法70の7の2

- 22 経営承継期間の末日の翌日以後に、第一項の対象非上場株式等に係る認定承継会社(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であることその他の政令で定める要件<措令40の8の2⑥>を満たすものに限る。)について民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合(再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実<措令40の8の2④>が生じた場合を含む。)において、当該認定承継会社の有する資産につき政令で定める評定<措令40の8の2⑥>が行われたとき(当該認可の決定があつた日(当該政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画が成立した日。以下第二十四項までにおいて「認可決定日」という。))

以後当該認定承継会社に係る経営承継相続人等が第二十五項の規定による通知が発せられた日（以下この項において「通知日」という。）前に第五項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合及び第十二項の規定の適用があった場合並びに当該通知日前に第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあった場合を除き、再生計画を履行している認定承継会社にあつては、監督委員又は管財人が選任されている場合に限る。）は、再計算猶予中相続税額をもつて当該対象非上場株式等に係る猶予中相続税額とする。この場合において、第二号に掲げる金額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該通知日から二月を経過する日（当該通知日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知った日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とし、猶予中相続税額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額に相当する相続税（第二十五項において「再計算免除相続税」という。）については、免除する。〈措令40の8の2④〉

- 一 当該再計算猶予中相続税額
- 二 認可決定日前五年以内において、当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする者が当該認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定承継会社から受けた金額として政令で定めるもの〈措令40の8の2④〉の合計額

措法70の7の2

23 前項の「再計算猶予中相続税額」とは、第一項の規定の適用に係る対象非上場株式等（猶予中相続税額に対応する部分に限り、合併により当該対象非上場株式等に係る同項の認定承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合〈措規23の10⑩〉）には、当該対象非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの〈措規23の10⑩〉とする。以下この項において同じ。）の認可決定日における価額として財務省令で定める金額〈措規23の10⑩〉を第一項の規定の適用に係る相続により取得した対象非上場株式等の当該相続の時における価額とみなして、第二項第五号の規定により計算した金額をいう。

措法70の7の2

24 第二十二項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等（同項の認定承継会社の代表権を有する者その他これに準ずる者として財務省令で定める者〈措規23の10④〉に限る。）が、当該認可決定日から二月を経過する日（当該認可決定日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知った日の翌日から六月を経過する日。次項において「申請期限」という。）までに、第二十二項の規定の適用を受けたい旨、前項に規定する再計算猶予中相続税額及びその計算の明細その他財務省令で定める事項〈措規23の10⑤〉を記載した申請書（第二十二項に規定する認可の決定があつた再生計画又は更生計画（債務処理計画を含む。）に関する書類として財務省令で定めるもの〈措規23の10⑥〉を添付したものに限り。）を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

措法70の7の2

25 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載された事項について調査を行い、当該申請書に係る再計算免除相続税の免除をし、又は当該申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、当該申請書に係る申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該再計算免除相続税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した経営承継相続人等に通知するものとする。

措法70の7の2

26 前二項に定めるもののほか、第二十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

措法70の7の2

27 第十項又は第十六項の届出書が第十項に規定する届出期限又は第十六項の免除届出期限までに提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところ〈措令40の8の2②〉により当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、第十二項又は第十六項の規定の適用については、当該届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

措法70の7の2

28 第一項の規定の適用を受けた経営承継相続人等は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該経営承継相続人等が同項の規定の適用を受けるために提出する相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号から第三号まで又は第六号から第八号までの下欄に掲げる日以前二月以内に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知った日の翌日から六月を経過する日）までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税にあわせて納付しなければならない。

一 第三項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	猶予中相続税額	同項各号に定める日から二月を経過する日
二 第四項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中相続税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日
三 第五項の規定の適用があつた場合（第五号か	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予	同表の各号の下欄に掲げる日

ら第八号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	中相続税額	から二月を経過する日
四 第十二項の規定の適用があつた場合(次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
五 第十三項又は第十五項の規定の適用があつた場合	これらの規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中相続税額	これらの規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限
六 第十七項第一号の規定の適用があつた場合(前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日
七 第十七項第二号の規定の適用があつた場合(第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	同項第二号ロに掲げる金額	同号の認定承継会社が解散をした日から二月を経過する日
八 第十七項第三号又は第四号の規定の適用があつた場合(第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	同項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日
九 第二十二項の規定の適用があつた場合(第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	同項第二号に掲げる金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限

措法70の7の2

29 第一項の規定の適用を受けた経営承継相続人等が前項の表の第三号から第九号までの上欄に掲げる場合に該当する場合(同表の第四号又は第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、経営承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合に限る。)における同項の規定の適用については、同項中「年三・六パーセント」とあるのは、「年三・六パーセント(経営承継期間については、年零パーセント)」とする。

措法70の7の2

30 第一項の対象非上場株式等に係る認定承継会社が同項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8の2㉔>から現物出資又は贈与により取得をした資産(同項の相続の開始前三年以内に取得をしたものに限る。第二号において「現物出資等資産」という。)がある場合において、当該相続の開始の時に於ける、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以上であるときは、当該経営承継相続人等については、同項の規定は、適用しない。

一 当該認定承継会社の資産の価額の合計額

二 現物出資等資産の価額(当該認定承継会社が当該相続の開始の時に於いて当該現物出資等資産を有していない場合には、当該相続の開始の時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額)の合計額

措法70の7の2

31 第一項の対象非上場株式等に係る認定承継会社が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該認定承継会社に係る同項の規定の適用を受ける経営承継相続人等に対する第三項及び第五項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該認定承継会社の事業の用に供する資産が災害によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合<措令40の8の2㉔>。当該認定承継会社が、経営承継期間(当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この項及び第三十三項において同じ。)内に第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は特定期間(経営承継期間の末日の翌日から当該災害が発生した日の直前の経営報告基準日の翌日以後十年を経過する日までの期間(最初の経営報告基準日が当該災害が発生した日以後に到来する場合にあつては、当該経営報告基準日の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間)をいう。以下第四号までにおいて同じ。)内に第五項の表の第一号の上欄(第三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。<措令40の8の2㉔>

二 当該認定承継会社の事業所(常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。イにおいて同じ。)が災害によつて被害を受けたことにより当該認定承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合<措令40の8の2㉔>(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)<次<次>に定めるところによる。イ 従業員数確認期間(当該災害が発生した日以後の期間に限る。イにおいて同じ。)内にある各基準日におけるその事業所(イにおいて「被災事業所」という。)の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所の常時使用従業員の雇用に確保されているものとして政令で定める数<措令40の8の2㉔>を下回る数となつたことにより当該認定承継会社が第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合(当該認定承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、従業員数確認期間内にある各基準日における当該事業所の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、当該事業所の常時使用従業員の雇用に確保されているものとして政令で定める数以上である場合に限る。)であつても、当該認定承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

ロ 当該認定承継会社が、経営承継期間内に第三項第九号に掲げる場合又は特定期間内に第五項の表の第一号の上欄(第

三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなった場合であつても、当該認定承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

三 中小企業信用保険法第二条第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することにより当該認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合<措令40の8の2⑥>(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)_当該認定承継会社が、経営承継期間内に第三項第二号に掲げる場合に該当することとなった場合であつても、当該認定承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用に確保されているときとして政令で定めるとき<措令40の8の2⑥>に限り、経営承継期間の末日においては、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。<措令40の8の2⑥>

四 中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号のいずれかに該当することにより当該認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合<措令40の8の2⑥>(前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)_当該認定承継会社が、経営承継期間内に第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は特定期間内に第五項の表の第一号の上欄(第三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなった場合であつても、当該認定承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用に確保されているときとして政令で定めるとき<措令40の8の2⑥>に限り、経営承継期間の末日(経営承継期間内に第三項第九号に掲げる場合又は特定期間内に同表の第一号の上欄(同項第九号に係る部分に限る。))に掲げる場合に該当することとなった場合にあつては、経営報告基準日(当該売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。)の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの期間(次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める期間)においては、これらの場合に該当しないものとみなす。<措令40の8の2⑥④>

イ 当該基準日が最初の経営報告基準日である場合_第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間

ロ 経営報告基準日が特定期間内にある場合_経営承継期間の末日から一年を経過するごとの日(ロにおいて「特定基準日」という。)の直前の特定基準日(当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営承継期間の末日)の翌日から次の特定基準日(当該売上金額に係る事業年度(当該売上金額が中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号のいずれかに該当する前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度<措令40の8の2⑥>前の事業年度に限る。))の翌事業年度中にあるものに限る。)までの期間

措法70の7の2

32 前項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等(前項第一号若しくは第二号の災害又は同項第三号の中小企業信用保険法第二条第五項第一号若しくは第二号の事由若しくは前項第四号の同条第五項第三号若しくは第四号の事由(第三十五項及び第三十七項並びに第七十条の七の四第十八項において「災害等」という。))の発生した日から一年を経過する日の前日までに第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により同項の非上場株式等の取得をしていた者に限る。次項において同じ。)が財務省令で定めるところ<措規23の10④①>により前項の規定の適用を受けたい旨を記載した届出書を政令で定める期限<措令40の8の2⑥>までに納税地の所轄税務署長に提出した場合(当該税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該届出書を当該期限後に提出した場合を含む。)に限り、適用する。

措法70の7の2

33 経営承継相続人等が有する対象非上場株式等に係る認定承継会社が第三十一項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、当該経営承継相続人等又は当該認定承継会社が経営承継期間内に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該経営承継相続人等又は当該認定承継会社は、それぞれ第十七項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、この条の規定を適用する。<措令40の8の2⑥>

一 当該経営承継相続人等が当該認定承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をしたとき(次のイ又はロのいずれかに該当するときに限るものとし、当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となったとき(当該他の会社が当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8の2⑥>以外のものであり、かつ、当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付がないときに限る。))を除く。)

イ その譲渡等が当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外の者のうちの一人の者として政令で定めるもの<措令40の8の2⑥>に対して行うものであるとき。

ロ その譲渡等が、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合において、当該再生計画又は当該更生計画に基づき当該非上場株式等を消却するために行うものであるとき。

二 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつたとき。

措法70の7の2

34 前項の規定の適用がある場合における第十七項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「の末日の翌日以後に」とあるのは、「内に」とする。<措規23の10④>

措法70の7の2

35 災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続又は遺贈により会社の非上場株式等の取得をした個人が第一項の規定の適用を受けようとする場合(当該会社が次に掲げる場合に該当する場合に限る。)における第二項第一号の規定の適用については、同号中「要件の全て」とあるのは、「要件(ロに掲げるものを除く。)の全て」とする。

一 当該会社の事業の用に供する資産が災害によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合<措令40の8の2⑥>

二 当該会社の事業所(常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。)が災害によつて被害を受けたことにより当該会社における雇用の確保が困難となった場合として政令で定める場合<措令40の8

の2㉔> (前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

三 中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号のいずれかに該当することにより当該会社の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合<措令40の8の2㉔> (前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

措法70の7の2

36 前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする場合における第九項の規定の適用については、同項中「又は当該」とあるのは、「又は第三十五項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書類並びに当該」とする。<措規23の10㉔>

措法70の7の2

37 災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に被相続人から第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により認定承継会社の同項に規定する非上場株式等の取得をした個人が同項の規定の適用を受けようとする場合 (当該認定承継会社が第三十一項第一号、第二号又は第四号に掲げる場合に該当する場合に限る。) における第二項第三号の規定の適用については、同号中「要件の全て」とあるのは、「要件 (へに掲げるものを除く。) の全て」とする。

措法70の7の2

38 前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする場合における第九項の規定の適用については、同項中「又は当該」とあるのは、「又は第三十七項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書類並びに当該」とする。<措規23の10㉔>

措法70の7の2

39 第三十二項及び第三十四項に定めるもののほか、第三十一項、第三十三項及び第三十五項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

措法70の7の2

40 経済産業大臣又は経済産業局長は、第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は同項の対象非上場株式等若しくは当該対象非上場株式等に係る認定承継会社について、第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該対象非上場株式等について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項<措規23の10㉔>を、書面により、国税庁長官又は当該経営承継相続人等の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

措法70の7の2

41 税務署長は、第一項の場合において経済産業大臣又は経済産業局長の事務 (同項の規定の適用を受ける経営承継相続人等に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。) の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、経済産業大臣又は当該経済産業局長に対し、当該経営承継相続人等が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項<措規23の10㉔>を通知することができる。

措法70の7の2

42 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。<措令40の8の2㉔㉕>

(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)

措法・第七十条の七の三 第七十条の七第一項の規定の適用を受ける同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合 (その死亡の日前に猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同条第三項から第五項まで、第十一項、第十二項又は第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合及びその死亡の時以前に当該経営承継受贈者が死亡した場合を除く。) には、当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、当該経営承継受贈者が当該贈与者から相続 (当該経営承継受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈) により同条第一項の規定の適用に係る対象受贈非上場株式等 (猶予中贈与税額に対応する部分に限るものとし、合併により当該対象受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合<措規23の11㉑>には、当該対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの<措規23の11㉑>とする。次条において同じ。) の取得をしたものとみなす。この場合において、その死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該対象受贈非上場株式等の価額については、当該贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により取得をした対象受贈非上場株式等の当該贈与の時の価額 (第七十条の七第二項第五号の対象受贈非上場株式等の価額をいう。) を基礎として計算するものとする。

措法70の7の3

2 第七十条の七第一項の規定の適用を受ける同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者の同条第一項の規定の適用に係る贈与が当該経営承継受贈者に係る贈与者の同条第十五項 (第三号に係る部分に限り、第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。) の規定の適用に係る贈与である場合における前項の規定の適用については、同項中「係る贈与者」とあるのは「係る前の贈与者 (同条第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に第七十条の七第一項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいう。)」と、「当該贈与者」とあるのは「当該前の贈与者」と、「贈与により取得」とあるのは「前の贈与 (同項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者<措令40の8の3㉑>に対する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をいう。) により当該政令で定める者が取得」と、「当該贈与の」とあるのは「当

該前の贈与の」とする。〈措規 23 の 11②〉

措法 70 の 7 の 3

3 第一項前段に規定する対象受贈非上場株式等について同項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項、第五項及び第十八項において同じ。）の規定の適用を受ける場合における相続税法第四十一条第二項（同法第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十一条第二項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第七十条の七の三第一項（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同条第一項に規定する対象受贈非上場株式等を除く」とする。

（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除）

措法・第七十条の七の四 前条第一項の規定により同項の贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた対象受贈非上場株式等につきこの項の規定の適用を受けようとする経営相続承継受贈者が、当該相続に係る相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該対象受贈非上場株式等（認定相続承継会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）に限る。）で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（当該相続の開始の時に係る当該対象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるもの〈措令 40 の 8 の 4①〉に限る。以下この条において「対象相続非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところ〈措令 40 の 8 の 4②〉により当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、相続税法第三十三条の規定にかかわらず、当該経営相続承継受贈者の死亡の日まで、その納税を猶予する。〈措令 40 の 8 の 4③④〉

措法 70 の 7 の 4

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 認定相続承継会社 第七十条の七第二項第一号に定める会社で、前項の規定の適用に係る相続の開始の時にあって、次に掲げる要件（同項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には、ハに掲げるものを除く。）の全てを満たすものをいう。

イ 当該会社の常時使用従業員（常時使用する従業員として財務省令で定めるもの〈措規 23 の 12②〉をいう。ホ及び第十八項第二号において同じ。）の数が一人以上であること。

ロ 当該会社が、第七十条の七第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社のうち政令で定めるもの〈措令 40 の 8 の 4③〉に該当しないこと。

ハ 当該会社（ハにおいて「特定会社」という。）の株式等及び特別関係会社（当該特定会社と政令で定める特別の関係がある会社〈措令 40 の 8 の 4④〉をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社〈措令 40 の 8 の 4⑤〉（ニにおいて「特定特別関係会社」という。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。

ニ 当該会社及び特定特別関係会社が、第七十条の七第二項第一号ニに規定する風俗営業会社に該当しないこと。

ホ 当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に支配関係がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。）にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるもの〈措令 40 の 8 の 4⑥〉を備えているものであること。

二 非上場株式等 第七十条の七第二項第二号に定める株式等をいう。

三 経営相続承継受贈者 第七十条の七第一項の規定の適用を受ける同条第二項第三号に定める者で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ その者が、前項の規定の適用に係る相続の開始の時にあって、当該対象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の代表権を有していること。

ロ 前項の規定の適用に係る相続の開始の時にあって、その者及びその者と政令で定める特別の関係〈措令 40 の 8 の 4⑦〉がある者の有する当該認定相続承継会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該認定相続承継会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。

ハ 前項の規定の適用に係る相続の開始の時にあって、その者が有する当該認定相続承継会社の株式等に係る議決権の数が、その者とロに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定相続承継会社の株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

四 納税猶予分の相続税額 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。〈措令 40 の 8 の 4⑧〉

イ 前項の規定の適用に係る対象相続非上場株式等の価額（当該対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別関係会社であつて当該認定相続承継会社との間に支配関係がある法人（イにおいて「認定相続承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定相続承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）を有する場合には、前項の対象受贈非上場株式等の第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の時に係る当該認定相続承継会社の株式等の価額を基礎とし、当該認定相続承継会社等が当該外国会社その他政令で定める法人の株式等を有していなかったものとして財務省令で定めるところにより計算した価額〈措規 23 の 12③〉。

ロにおいて同じ。)を前項の経営相続承継受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該経営相続承継受贈者の相続税の額

ロ 前項の規定の適用に係る対象相続非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した金額を同項の経営相続承継受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該経営相続承継受贈者の相続税の額

五 経営相続承継期間 第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者(経営相続承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が当該贈与者の同条第十五項(第三号に係る部分に限り、次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定の適用に係るものである場合には、第七十条の七第一項又は次条第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者<措令40の8の4⑩>に前項の対象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の非上場株式等の贈与をした者。以下この条及びこの条において準用する第七十条の七の二において同じ。)について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から当該次に掲げる日のいずれか早い日又は当該贈与に係る経営相続承継受贈者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。

イ 当該経営相続承継受贈者の最初の第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ 当該経営相続承継受贈者の最初の第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

六 経営相続報告基準日 次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。

イ 経営相続承継期間 第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限(経営相続承継受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の対象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の非上場株式等について第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限)の翌日から一年を経過するごとの日(第八項において準用する第七十条の七の二第十項において「第一種相続基準日」という。)

ロ 経営相続承継期間(前項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が前号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間)の末日の翌日から納税猶予分の相続税額(既に次項において準用する第七十条の七の二第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、次項の規定の適用があつた対象相続非上場株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8の4⑩>を除く。)に相当する相続税の全部につき前項、次項又は第九項から第十一項までの規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間 当該末日の翌日から三年を経過するごとの日(第八項において準用する第七十条の七の二第十項において「第二種相続基準日」という。)

措法70の7の4

3 第七十条の七の二第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の確定について準用する。この場合において、同条第三項各号列記以外の部分中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」と、「第一項の規定」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同項第一号及び第二号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同項第三号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「当該対象非上場株式等」とあるのは「当該対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「対象非上場株式等又は」とあるのは「対象相続非上場株式等又は」と、「第七十条の七の四第一項に規定する対象相続非上場株式等」とあるのは「対象非上場株式等」と、同項第四号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同項第五号及び第六号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同項第八号から第十七号までの規定中「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、同条第四項中「経営承継期間内に第一項」とあるのは「経営相続承継期間内に第七十条の七の四第一項」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同条第五項中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間(第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が同条第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間)」と、「第一項」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定又は」と、「又は第十五項」とあるのは「若しくは第十五項」と、「第一項の」とあるのは「同条第一項の」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と読み替えるものとする。<措令40の8の4⑩⑪>

措法70の7の4

4 第七十条の七の二第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする経営相続承継受贈者が納税猶予分の相続税額につき対象相続非上場株式等(合併により当該対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合<措規23の12④>)には、当該対象相続非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの<措

規 23 の 12④>。以下この条において同じ。)の全てを担保として提供した場合について準用する。

措法 70 の 7 の 4

5 第一項の規定は、被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等（前条第一項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされたものを含む。次項において同じ。）に係る会社の株式等について、第一項の規定の適用を受けている他の経営相続承継受贈者又は第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者若しくは第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等がある場合（第一項の規定の適用を受けようとする者が当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人等である場合を除く。）には、当該非上場株式等については、適用しない。

措法 70 の 7 の 4

6 対象受贈非上場株式等について第一項の規定の適用を受ける場合には、当該対象受贈非上場株式等に係る贈与者から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等（当該対象受贈非上場株式等に係る会社の株式等に限る。）については、第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けることができない。

措法 70 の 7 の 4

7 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営相続承継受贈者が提出する相続税の申告書に、対象受贈非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は次に掲げる書類の添付がない場合には、適用しない。

- 一 当該対象受贈非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項<措規 23 の 12⑤>を記載した書類
- 二 当該対象受贈非上場株式等に係る贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から五月（当該贈与者が第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合にあつては、三月）を経過する日が当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、当該対象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の経営に関する事項として財務省令で定めるもの<措規 23 の 12⑥>を記載した書類
- 三 第一項の規定の適用に係る相続の開始の時において、当該経営相続承継受贈者が第二項第三号イからハまでに掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該対象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社が同項第一号イからホまでに掲げる要件（当該経営相続承継受贈者に係る贈与者が同項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には、同項第一号ハに掲げるものを除く。）その他財務省令で定める要件<措規 23 の 12⑦>を満たしていることを財務省令で定めるところにより証する書類<措規 23 の 12⑧>

措法 70 の 7 の 4

8 第七十条の七の二第十項の規定は、経営相続承継受贈者が第一項の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、同条第十項中「第一項の」とあるのは「第七十条の七の四第一項の」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「同項の相続に係る相続税の申告書の提出期限」とあるのは「対象相続非上場株式等に係る贈与者の死亡の日」と、「同項、」とあるのは「同項の規定又は」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「経営報告基準日」とあるのは「経営相続報告基準日（当該対象相続非上場株式等に係る贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から五月（当該贈与者が同条第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には、三月）を経過する日が当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合における当該最初に到来する経営相続報告基準日を除く。）」と、「第一種基準日」とあるのは「第一種相続基準日」と、「第二種基準日」とあるのは「第二種相続基準日」と、「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と読み替えるものとする。<措令 40 の 8 の 4⑩⑪⑫><措規 23 の 12⑨>

措法 70 の 7 の 4

9 第七十条の七の二第十一項及び第十二項の規定は、前項において準用する同条第十項の規定により提出すべき届出書について準用する。<措令 40 の 8 の 4⑬><措規 23 の 12⑩>

措法 70 の 7 の 4

10 第七十条の七の二第十三項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準用する。<措令 40 の 8 の 4⑭><措規 23 の 12⑪>

措法 70 の 7 の 4

11 第七十条の七の二第十四項及び第十五項の規定は、経営相続承継受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用について準用する。<措令 40 の 8 の 4⑮⑯⑰><措規 23 の 12⑫>

措法 70 の 7 の 4

12 第七十条の七の二第十六項から第二十一項までの規定は、第一項の規定により納税の猶予がされた相続税の免除について準用する。この場合において、同条第十六項中「第一項の規定の適用を受ける」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「並びに経営承継期間内に」とあるのは「並びに経営相続承継期間内に同条第三項において準用する」と、「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「経営承継期間の」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経

営相統承継受贈者に係る贈与者が同条第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該営相統承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間)の」と、「(経営承継期間」とあるのは「(当該営相統承継期間」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相統承継会社」と、同条第十七項中「第一項の規定の適用を受ける」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相統承継受贈者」と、「対象非上場株式等」とあるのは「対象相統非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相統承継会社」と、「経営承継期間」とあるのは「経営相統承継期間(第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける営相統承継受贈者に係る贈与者が同条第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該営相統承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間)」と読み替えるものとする。<措令40の8の4⑫⑬⑭⑮><措規23の12⑨>

措法70の7の4

13 第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定は、認定相統承継会社について同条第二十二項に規定する評定が行われた場合における納税猶予分の相統税額の計算及び免除について準用する。この場合において、同項から同条第二十五項までの規定中「経営承継期間」とあるのは「経営相統承継期間(第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける営相統承継受贈者に係る贈与者が同条第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該営相統承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間)」と、「第一項」とあるのは「第七十条の七の四第一項」と、「対象非上場株式等」とあるのは「対象相統非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相統承継会社」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相統承継受贈者」と、「対象非上場株式等」とあるのは「対象相統非上場株式等」と、「相統により取得をした対象非上場株式等の当該相統の時における」とあるのは「対象相統非上場株式等の」と、同条第二十三項中「を第一項」とあるのは「を同条第一項」と、「第二項第五号」とあるのは「同条第二項第四号」と読み替えるものとする。<措令40の8の4⑫⑬⑭⑮><措規23の12⑨>

措法70の7の4

14 第七十条の七の二第二十七項の規定は、第八項において準用する同条第十項の規定により提出する届出書又は第十二項において準用する同条第十六項の規定により提出する届出書がこれらの規定に規定する期限までに提出されなかつた場合について準用する。<措令40の8の4⑯>

措法70の7の4

15 第七十条の七の二第二十八項及び第二十九項の規定は、第三項において準用する同条第三項から第五項までの規定、第九項において準用する同条第十二項の規定、第十項において準用する同条第十三項の規定又は第十一項において準用する同条第十五項の規定により納税の猶予に係る期限が確定したことによる利子税の納付について準用する。<措令40の8の4⑰>

措法70の7の4

16 第七十条の七の二第三十一項及び第三十二項の規定は、第一項の対象相統非上場株式等に係る認定相統承継会社が同条第三十一項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該認定相統承継会社に係る第一項の規定の適用を受ける営相統承継受贈者に対する第三項において準用する同条第三項及び第五項の規定の適用について準用する。<措令40の8の4⑱⑲><措規23の12⑨>

措法70の7の4

17 第七十条の七の二第三十三項及び第三十四項の規定は、営相統承継受贈者が有する対象相統非上場株式等に係る認定相統承継会社が同条第三十一項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該営相統承継受贈者又は当該認定相統承継会社が営相統承継期間内に同条第三十三項各号のいずれかに該当することとなつたときについて準用する。<措令40の8の4⑳><措規23の12⑨>

措法70の7の4

18 災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に前条第一項の規定により同項の贈与者から相統又は遺贈により第七十条の七第一項の規定の適用に係る対象受贈非上場株式等の取得をしたものとみなされた個人が第一項の規定の適用を受けようとする場合(当該対象受贈非上場株式等に係る会社が次に掲げる場合に該当する場合に限る。)における第二項第一号の規定の適用については、同号中「要件」とあるのは「要件(ロに掲げるものを除き、)」と、「ハ」とあるのは「ロ及びハ」とする。

- 一 当該会社の事業の用に供する資産が災害によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合<措令40の8の4㉑>
- 二 当該会社の事業所(常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。)が災害によつて被害を受けたことにより当該会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合<措令40の8の4㉒>(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)
- 三 中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号のいずれかに該当することにより当該会社の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合<措令40の8の4㉓>(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

措法70の7の4

19 前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする場合における第七項の規定の適用については、同項第一号中「当該」とあるのは、「第十八項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書類並びに当該」とする。

措法70の7の4

20 第七十条の七の二第四十項の規定は、経済産業大臣又は経済産業局長が、第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者又は同項の対象相続非上場株式等若しくは当該対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社について、第三項において準用する同条第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合について準用する。

措法70の7の4

21 第七十条の七の二第四十一項の規定は、税務署長が、経済産業大臣又は経済産業局長の事務（第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に関する事務で、前項において準用する同条第四十項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認める場合について準用する。

措法70の7の4

22 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。〈措令40の8の4⑬⑭〉

（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例） **新設**

措法・第七十条の七の五 特例認定贈与承継会社の非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）を有していた個人として政令で定める者〈措令40の8の5①〉（当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等について既にこの項の規定の適用に係る贈与をしているものを除く。以下この条、第七十条の七の七及び第七十条の七の八において「特例贈与者」という。）が特例経営承継受贈者に当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与（平成三十年一月一日から平成三十九年十二月三十一日までの間の最初のこの項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与の日から特例経営贈与承継期間の末日までの間に贈与税の申告書（相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条において同じ。）の提出期限が到来する贈与に限る。）をした場合において、当該贈与が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める贈与であるときは、当該特例経営承継受贈者の当該贈与の日の属する年分の贈与税で贈与税の申告書の提出により納付すべきものの額のうち、当該非上場株式等で当該贈与税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（以下この条、第七十条の七の七及び第七十条の七の八において「特例対象受贈非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、政令で定めるところにより〈措令40の8の5③〉当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該特例贈与者（特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が当該特例贈与者の第七十条の七第十五項（第三号に係る部分に限り、第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係るものである場合における当該特例対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、この項又は同条第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者〈措令40の8の5④〉に当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者。次項第七号及び第十一項において準用する同条第十五項において同じ。）の死亡の日まで、その納税を猶予する。〈措令40の8の5②⑩〉

一 特例経営承継受贈者が一人である場合_次に掲げる贈与の場合の区分に応じそれぞれ次に定める贈与

イ 当該贈与の直前において、当該特例贈与者が有していた当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が、当該特例認定贈与承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）に限る。次号において同じ。）の総数又は総額の三分の二から当該特例経営承継受贈者が有していた当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合_当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する非上場株式等の贈与

ロ イに掲げる場合以外の場合_当該特例贈与者が当該贈与の直前において有していた当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の全ての贈与

二 特例経営承継受贈者が二人又は三人である場合_当該贈与後におけるいずれの特例経営承継受贈者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が当該特例認定贈与承継会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の十分の一以上となる贈与であつて、かつ、いずれの特例経営承継受贈者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が当該特例贈与者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額を上回る贈与

措法70の7の5 **新設**

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特例認定贈与承継会社 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者のうち特例円滑化法認定を受けた会社（合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合〈措規23の12の2②〉には、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの〈措規23の12の2②〉）で、前項の規定の適用に係る贈与の時において、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ 当該会社の常時使用従業員（常時使用する従業員として財務省令で定めるもの〈措規23の12の2③〉をいう。ホにおいて同じ。）の数が一人以上であること。

ロ 当該会社が、資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるもの〈措令40の8の5⑤〉に該当しないこと。

ハ 当該会社（ハにおいて「特定会社」という。）の株式等及び特別関係会社（当該特定会社と政令で定める特別の関係がある会社〈措令40の8の5⑥〉をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社〈措令40の8の5⑦〉（ニにおいて「特定特別関係会社」という。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。

- ニ 当該会社及び特定特別関係会社が、第七十条の七第二項第一号ニに規定する風俗営業会社に該当しないこと。
- ホ 当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に会社が他の法人の発行済株式若しくは出資（当該他の法人が有する自己の株式等を除く。）の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式等を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係<措令40の8の5⑧>（第八号イ、次条及び第七十条の七の八第二項において「支配関係」という。）がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。）にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるもの<措令40の8の5⑨>を備えているものであること。
- 二 特例円滑化法認定 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項（同項第一号に係るものとして財務省令で定めるもの<措規23の12の2⑥>に限る。）の経済産業大臣（同法第十六条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、当該都道府県知事）の認定をいう。
- 三 資産保有型会社 第七十条の七第二項第八号に定める会社をいう。
- 四 資産運用型会社 第七十条の七第二項第九号に定める会社をいう。
- 五 非上場株式等 第七十条の七第二項第二号に定める株式等をいう。
- 六 特例経営承継受贈者 特例贈与者から前項の規定の適用に係る贈与により特例認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をした個人で、次に掲げる要件の全てを満たす者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該特例認定贈与承継会社が定めた二人又は三人までに限る。）をいう。
- イ 当該個人が、当該贈与の日において二十歳以上であること。
- ロ 当該個人が、当該贈与の時において、当該特例認定贈与承継会社の代表権（制限が加えられた代表権を除く。次条及び第七十条の七の八において同じ。）を有していること。
- ハ 当該贈与の時において、当該個人及び当該個人と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8の5⑭>の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該特例認定贈与承継会社に係る総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の数をいう。ニ（2）、次条及び第七十条の七の八において同じ。）の百分の五十を超える数であること。
- ニ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たしていること。
- (1) 当該個人が一人の場合 当該贈与の時において、当該個人が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者（当該個人以外の前項、次条第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける者を除く。（2）において同じ。）が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。
- (2) 当該個人が二人又は三人の場合 当該贈与の時において、当該個人が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該特例認定贈与承継会社の総株主等議決権数の百分の十以上であること及び当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。
- ホ 当該個人が、当該贈与の時から当該贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（当該提出期限前に当該個人が死亡した場合には、その死亡の日）まで引き続き当該贈与により取得をした当該特例認定贈与承継会社の特例対象受贈非上場株式等の全てを有していること。
- ヘ 当該個人が、当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該特例認定贈与承継会社の役員その他の地位として財務省令で定めるもの<措規23の12の2⑧>を有していること。
- ト 当該個人が、当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等について第七十条の七第一項、第七十条の七の二第一項又は前条第一項の規定の適用を受けていないこと。
- チ 当該個人が、当該特例認定贈与承継会社の経営を確実に承継すると認められる要件として財務省令で定めるもの<措規23の12の2⑨>を満たしていること。
- 七 特例経営贈与承継期間 前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又は同項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る特例贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。
- イ 当該特例経営承継受贈者の最初の前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日
- ロ 当該特例経営承継受贈者の最初の次条第一項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日
- 八 納税猶予分の贈与税額 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める金額をいう。<措令40の8の5⑩⑪⑫⑬>
- イ ロに掲げる場合以外の場合 前項の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等の価額（当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社又は当該特例認定贈与承継会社の特別関係会社であつて当該特例認定贈与承継会社との間に支配関係がある法人（イにおいて「特例認定贈与承継会社」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該特例認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。イにおいて同じ。）を有する場合には、当該特例認定贈与承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額。ロにおいて同じ。）を前項の特例経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二十一条の五及び第二十一条の七の規

定（第七十条の二の四及び第七十条の二の五の規定を含む。）を適用して計算した金額

ロ 前項の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等が相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合、当該特例対象受贈非上場株式等の価額を前項の特例経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、同法第二十一条の十二及び第二十一条の十三の規定を適用して計算した金額

九 経営贈与報告基準日 次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。〈措令40の8の5⑩⑪〉

イ 特例経営贈与承継期間 前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（特例経営承継受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等について次条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する相続税の申告書の提出期限）の翌日から一年を経過するごとの日（第六項において「第一種贈与基準日」という。）

ロ 特例経営贈与承継期間の末日の翌日から納税猶予分の贈与税額（既に次項において準用する第七十条の七第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた特例対象受贈非上場株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額〈措令40の8の5⑩〉を除く。以下この条及び第七十条の七の七第一項において「猶予中贈与税額」という。）に相当する贈与税の全部につき前項、次項において準用する第七十条の七第三項から第五項まで、第八項において準用する同条第十一項、第九項において準用する同条第十二項又は第十項において準用する同条第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間、当該末日の翌日から三年を経過するごとの日（第六項において「第二種贈与基準日」という。）

措法70の7の5 新設

3 第七十条の七第三項（第二号を除く。）、第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の確定について準用する。この場合において、同条第三項第三号中「につき第一項」とあるのは「につき第七十条の七第一項」と、同項第四号中「いずれかの者」とあるのは「いずれかの者（当該特例経営承継受贈者以外の特例経営承継受贈者、第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける同条第二項第七号に規定する特例経営承継相続人等及び第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける同条第二項第一号に規定する特例経営相続承継受贈者を除く。）」と、同条第四項の表の第一号の上欄中「につき第一項」とあるのは「につき第七十条の七第一項」と読み替えるものとする。〈措令40の8の5⑩〉〈措規23の12の25⑩⑪〉

措法70の7の5 新設

4 第七十条の七第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする特例経営承継受贈者が納税猶予分の贈与税額につき特例対象受贈非上場株式等（合併により当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）の全てを担保として提供した場合について準用する。〈措令40の8の5⑩⑪〉

措法70の7の5 新設

5 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例経営承継受贈者のその特例贈与者から贈与により取得をした非上場株式等に係る贈与税の申告書に、当該非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該非上場株式等の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類〈措規23の12の2④〉の添付がない場合には、適用しない。

措法70の7の5 新設

6 第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者は、同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同項、第三項において準用する第七十条の七第三項から第五項まで、第八項において準用する同条第十一項、第九項において準用する同条第十二項又は第十項において準用する同条第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営贈与報告基準日が存する場合には、届出期限（第一種贈与基準日の翌日から五月を経過する日及び第二種贈与基準日の翌日から三月を経過する日をいう。第八項及び第二十一項において同じ。）までに、政令で定めるところにより引き続き第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。〈措令40の8の5⑩〉

措法70の7の5 新設

7 第七十条の七第十項の規定は、猶予中贈与税額に相当する贈与税並びに当該贈与税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効について準用する。

措法70の7の5 新設

8 第七十条の七第十一項の規定は、第六項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合について準用する。

措法70の7の5 新設

9 第七十条の七第十二項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準用する。

措法70の7の5 新設

10 第七十条の七第十三項及び第十四項の規定は、特例経営承継受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は

同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用について準用する。この場合において、同条第十四項中「経営承継受贈者」とあるのは「特例経営承継受贈者」と、「贈与者」とあるのは「特例贈与者」と、「第七十条の七第二項第一号」とあるのは「第七十条の七の五第二項第一号」と、「免除」とあるのは「免除の特例」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「特例認定贈与承継会社」と、「」と、「株主」とあるのは「又は同項第六号に規定する特例経営承継受贈者」と、「株主」と、「同条第一項の」とあるのは「当該」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、「定める」とあるのは「定め、若しくは当該贈与税の免除を取り消す」と、「第七十条の七第一項の」とあるのは「第七十条の七の五第一項の」と、「第七十条の七の」とあるのは「第七十条の七の五の」と読み替えるものとする。〈措令40の8の5②〉〈措規23の12の2①〉

措法70の7の5 新設

11 第七十条の七第十五項から第二十項までの規定は、第一項の規定により納税の猶予がされた贈与税の免除について準用する。この場合において、同条第十五項第三号中「につき第一項」とあるのは「につき第七十条の七第一項」と、同条第十八項及び第十九項中「第二十七項」とあるのは「第七十条の七の五第二十二項」と読み替えるものとする。〈措令40の8の5②〉〈措規23の12の2①〉

措法70の7の5 新設

12 第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者又は同項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合（当該特例認定贈与承継会社の事業の継続が困難な事由として政令で定める事由〈措令40の8の5②③〉が生じた場合に限るものとし、その該当することとなった日以前に第八項において準用する第七十条の七第十一項の規定の適用があつた場合及び同日前に第九項において準用する同条第十二項又は第十項において準用する同条第十四項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）において、当該特例経営承継受贈者は、当該各号に定める贈与税の免除を受けようとするときは、その該当することとなった日から二月を経過する日（その該当することとなった日から当該二月を経過する日までの間に当該特例経営承継受贈者が死亡した場合には、当該特例経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。第十四項第一号及び第二十二項において同じ。）が当該特例経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項及び第十七項において「申請期限」という。）までに、当該免除を受けたい旨、免除を受けようとする贈与税に相当する金額及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項〈措規23の12の2④〉を記載した申請書（当該免除の手續に必要な書類その他の財務省令で定める書類〈措規23の12の2⑤〉を添付したものに限り。次項において同じ。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、第三項において準用する第七十条の七第五項の規定の適用については、同項の表の第一号中「第八号から第十二号まで」とあるのは「第八号」と、「猶予中贈与税額」とあるのは「第七十条の七の五第十二項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額又は同項第四号イ及びロに掲げる金額の合計額」と、同表の第二号の中欄中「猶予中贈与税額のうち、当該譲渡等をした対象受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額」として政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは「第七十条の七の五第十二項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額」と、同表の第三号の中欄中「猶予中贈与税額（当該合併に際して吸収合併存続会社等の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）」とあるのは「第七十条の七の五第十二項第二号イに掲げる金額（当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額」と、同表の第四号の中欄中「猶予中贈与税額（当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）」とあるのは「第七十条の七の五第十二項第三号イに掲げる金額（当該株式交換等に際して交付された当該他の会社の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額」とする。〈措令40の8の5④⑤⑥⑦〉

一 特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該特例経営承継受贈者が当該特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部の譲渡等（譲渡又は贈与をいう。以下この条において同じ。）をした場合（当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外の者に対して行う場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中贈与税額（当該譲渡等をした特例対象受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に満たないとき、当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

イ 当該譲渡等の対価の額（当該額が当該譲渡等をした時における当該譲渡等をした数又は金額に対応する当該特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額〈措規23の12の2⑧〉の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額）を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ 当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該特例経営承継受贈者及び当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等（会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。以下この条及び次条において同じ。）の額その他当該特例認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

二 特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下この条において同じ。）が当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外のものである場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該合併がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額に満たないとき、当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

- イ 合併対価（当該吸収合併存続会社等が当該合併に際して当該消滅する特例認定贈与承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいう。）の額（当該額が当該合併がその効力を生ずる直前における当該特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額〈措規 23 の 12 の 2②〉の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額）を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額
- ロ 当該合併がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該特例経営承継受贈者及び当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額
- 三 特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が株式交換又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）により他の会社の株式交換完全子会社等（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。イ及び第十四項第一号ハにおいて同じ。）となつた場合（当該他の会社が当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外のものである場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額に満たないとき__当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税
- イ 交換等対価（当該他の会社が当該株式交換等に際して当該株式交換完全子会社等となつた特例認定贈与承継会社の株主に対して交付する財産をいう。）の額（当該額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額〈措規 23 の 12 の 2②〉の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額）を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額
- ロ 当該株式交換等がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該特例経営承継受贈者及び当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるもの〈措令 40 の 8 の 5②〉の合計額
- 四 特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が解散をした場合において、次に掲げる金額の合計額が当該解散の直前における猶予中贈与税額に満たないとき__当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税
- イ 当該解散の直前における当該特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額〈措規 23 の 12 の 2②〉を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額
- ロ 当該解散の日以前五年以内において、当該特例経営承継受贈者及び当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額〈措令 40 の 8 の 5②〉

措法 70 の 7 の 5 **新設**

- 1 3 前項各号（第四号を除く。）に掲げる場合に該当する場合で、かつ、次に掲げる場合に該当する場合において、特例経営承継受贈者が次項の規定の適用を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、申請期限までに同項各号イ及びロに掲げる金額の合計額に相当する担保を提供した場合で、かつ、当該申請期限までにこの項の規定の適用を受けようとする旨、当該金額の計算の明細その他の財務省令で定める事項〈措規 23 の 12 の 2④〉を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、再計算対象猶予税額（前項第一号に掲げる場合に該当する場合には猶予中贈与税額のうち同号の譲渡等をした特例対象受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額をいい、同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には猶予中贈与税額に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）から当該合計額を控除した残額を免除し、当該合計額（前項第一号に掲げる場合には、当該合計額に猶予中贈与税額から当該再計算対象猶予税額を控除した残額を加算した金額）を猶予中贈与税額とすることができる。〈措令 40 の 8 の 5③〉
- 一 前項第一号イに規定する譲渡等の対価の額が当該譲渡等をした時における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額〈措規 23 の 12 の 2②〉の二分の一以下である場合
- 二 前項第二号イに規定する合併対価の額が合併がその効力を生ずる直前における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額〈措規 23 の 12 の 2②〉の二分の一以下である場合
- 三 前項第三号イに規定する交換等対価の額が株式交換等がその効力を生ずる直前における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額〈措規 23 の 12 の 2②〉の二分の一以下である場合

措法 70 の 7 の 5 **新設**

- 1 4 第十二項各号（第四号を除く。）に掲げる場合に該当することとなつた日から二年を経過する日において、前項の規定により猶予中贈与税額とされた金額に相当する贈与税の納税の猶予に係る期限及び免除については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。
- 一 次に掲げる会社が当該二年を経過する日においてその事業を継続している場合として政令で定める場合〈措令 40 の 8 の 5④〉__特例再計算贈与税額（前項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には、同項第二号の合併又は同項第三号の株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額〈措令 40 の 8 の 5③〉に限る。）に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該二年を経過する日から二月を経過する日（当該二年を経過する日から当該二月を経過する日までの間に当該特例経営承継受贈者が

死亡した場合には、当該特例経営承継受贈者の相続人が当該特例経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次号、第十六項及び第十七項において「再申請期限」という。)をもつて第一項の規定による納税の猶予に係る期限とし、前項の規定により猶予中贈与税額とされた金額から特例再計算贈与税額を控除した残額に相当する贈与税については、免除する。

イ 前項第一号に掲げる場合における同号の譲渡等をした特例対象受贈非上場株式等に係る会社

ロ 前項第二号に掲げる場合における同号の合併に係る吸収合併存続会社等

ハ 前項第三号に掲げる場合における同号の株式交換等に係る株式交換完全子会社等

- 二 前号イからハまでに掲げる会社が当該二年を経過する日において同号に規定する政令で定める場合に該当しない場合
前項の規定により猶予中贈与税額とされた金額（同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には、同項第二号の合併又は同項第三号の株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8の5⑤③>に限る。）に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、再申請期限をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

措法70の7の5 **新設**

15 前項第一号の「特例再計算贈与税額」とは、同号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額に相当する金額を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額に第十二項第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロに掲げる金額を加算した金額をいう。

措法70の7の5 **新設**

16 第十四項第一号の規定により同号の贈与税の免除を受けようとする特例経営承継受贈者は、再申請期限までに、同号の免除を受けたい旨、免除を受けようとする贈与税に相当する金額及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項<措規23の12の2②>を記載した申請書（当該免除の手續に必要な書類その他の財務省令で定める書類<措規23の12の2②>を添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。<措令40の8の5②③>

措法70の7の5 **新設**

17 税務署長は、第十二項、第十三項又は前項の規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書に記載された事項について調査を行い、これらの申請書に係る第十二項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める贈与税若しくは第十三項若しくは第十四項第一号に規定する贈与税の免除をし、又はこれらの申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、これらの申請書に係る申請期限又は再申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該免除をした贈与税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これをこれらの申請書を提出した特例経営承継受贈者に通知するものとする。

措法70の7の5 **新設**

18 第七十条の七第十八項及び第十九項の規定は、第十二項、第十三項又は第十六項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第十八項中「第二十七項の表の第六号」とあるのは「第七十条の七の五第二十二項の表の第九号」と、「第八号」とあるのは「第十二号」と、「同表の第六号」とあるのは「同表の第九号」と、同条第十九項中「第二十七項の表の第六号の上欄又は同表の第八号」とあるのは「第七十条の七の五第二十二項の表の第九号から第十一号まで」と読み替えるものとする。

措法70の7の5 **新設**

19 前三項に定めるもののほか、第十二項から第十四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

措法70の7の5 **新設**

20 第七十条の七第二十一項から第二十五項までの規定は、特例認定贈与承継会社について同条第二十一項に規定する評定が行われた場合における納税猶予分の贈与税額の計算及び免除について準用する。<措令40の8の5④><措規23の12の2③>

措法70の7の5 **新設**

21 第七十条の七第二十六項の規定は、第六項又は第十一項において準用する同条第十五項の届出書が届出期限又は同項の免除届出期限までに提出されなかつた場合について準用する。<措令40の8の5⑤>

措法70の7の5 **新設**

22 第一項の規定の適用を受けた特例経営承継受贈者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該特例経営承継受贈者が同項の規定の適用を受けるために提出する贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号から第三号まで又は第六号から第十一号までの下欄に掲げる日以前二月以内に当該特例経営承継受贈者が死亡した場合には、当該特例経営承継受贈者の相続人が当該特例経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税にあわせて納付しなければならない。

一 第三項において準用する第七十条の七第三項（第二号を除く。）の規定の適用があつた場	猶予中贈与税額	同項各号に定める日から二月を経過する日
--------------------------------------------	---------	---------------------

合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）		
二 第三項において準用する第七十条の七第四項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中贈与税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日
三 第三項において準用する第七十条の七第五項の規定の適用があつた場合（第五号から第十一号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中贈与税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日
四 第八項において準用する第七十条の七第十一項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中贈与税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
五 第九項において準用する第七十条の七第十二項又は第十項において準用する同条第十四項の規定の適用があつた場合	これらの規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中贈与税額	これらの規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限
六 第十一項において準用する第七十条の七第十六項第一号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日
七 第十一項において準用する第七十条の七第十六項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号ロに掲げる金額	同号の特例認定贈与承継会社が解散をした日から二月を経過する日
八 第十一項において準用する第七十条の七第十六項第三号又は第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日
九 第十二項第一号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日
十 第十二項第二号又は第三号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号イに掲げる金額（同号の合併に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額又は同項第三号イに掲げる金額（同号の株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日
十一 第十二項第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の特例認定贈与承継会社が解散をした日から二月を経過する日
十二 第十四項第一号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号に規定する特例再計算贈与税額	同号の再申請期限
十三 第十四項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号に規定する猶予中贈与税額とされた金額	同号の再申請期限
十四 第二十項において準用する第七十条の七第二十一項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号に掲げる金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限

措法70の7の5 新設

23 第一項の規定の適用を受けた特例経営承継受贈者が前項の表の第三号から第十四号までの上欄に掲げる場合に該当する場合（同表の第四号又は第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合に限る。）における同項の規定の適用については、同項中「年三・六パーセント」とあるのは、「年三・六パーセント（特例経営贈与承継期間については、年零パーセント）」とする。

措法70の7の5 **新設**

24 第七十条の七第二十九項の規定は、第一項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が同項の規定の適用を受けようとする特例経営承継受贈者及び当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者から現物出資又は贈与により財産を取得した場合について準用する。

措法70の7の5 **新設**

25 第七十条の七第三十項から第三十四項までの規定は、第一項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が同条第三十一項に規定する災害等によつて被害を受けた場合について準用する。〈措令40の8の5⑥〉〈措規23の12の2⑩〉

措法70の7の5 **新設**

26 第七十条の七第三十五項の規定は、経済産業大臣又は経済産業局長（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十六条の規定に基づく政令の規定により特例円滑化法認定を都道府県知事が行うこととされている場合には、当該都道府県知事。次項、次条第二十七項及び第二十八項並びに第七十条の七の八第十五項及び第十六項において同じ。）が、第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者又は同項の特例対象受贈非上場株式等若しくは当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社について、第三項において準用する第七十条の七第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があったことを知った場合について準用する。〈措規23の12の2⑫〉

措法70の7の5 **新設**

27 第七十条の七第三十六項の規定は、税務署長が、経済産業大臣又は経済産業局長の事務（第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者に関する事務で、前項において準用する同条第三十五項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認める場合について準用する。

措法70の7の5 **新設**

28 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。〈措令40の8の5⑦⑧〉

（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例） **新設**

措法・第七十条の七の六 特例認定承継会社の非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）を有していた個人として政令で定める者〈措令40の8の6①〉（以下この条において「特例被相続人」という。）から相続又は遺贈により当該特例認定承継会社の非上場株式等の取得（平成三十年一月一日から平成三十九年十二月三十一日までの間の最初のこの項の規定の適用に係る相続又は遺贈による取得及び当該取得の日から特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書（相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条及び第七十条の七の八において同じ。）の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得に限る。）をした特例経営承継相続人等が、当該相続に係る相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該非上場株式等で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（以下この条において「特例対象非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところ〈措令40の8の6⑤〉により当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該特例経営承継相続人等の死亡の日まで、その納税を猶予する。〈措令40の8の6②③④⑩⑪⑫⑬〉

措法70の7の6 **新設**

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 **特例認定承継会社** 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者のうち特例円滑化法認定を受けた会社（合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合〈措規23の12の3③〉には、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの〈措規23の12の3③〉）で、前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
 - イ 当該会社の**常時使用従業員**（常時使用する従業員として財務省令で定めるもの〈措規23の12の3④〉をいう。ホにおいて同じ。）の数が一人以上であること。
 - ロ 当該会社が、**資産保有型会社**又は**資産運用型会社**のうち政令で定めるもの〈措令40の8の6⑥〉に該当しないこと。
 - ハ 当該会社（ハにおいて「**特定会社**」という。）の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）及び**特別関係会社**（当該特定会社と政令で定める特別の関係がある会社〈措令40の8の6⑦〉をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社〈措令40の8の6⑧〉（ニにおいて「**特定特別関係会社**」という。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。
 - ニ 当該会社及び**特定特別関係会社**が、第七十条の七第二項第一号ニに規定する**風俗営業会社**に該当しないこと。
 - ホ 当該会社の**特別関係会社**が会社法第二条第二号に規定する**外国会社**に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に支配関係がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。）にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるもの〈措令40の8の6⑨〉を備えているものであること。
- 二 **特例円滑化法認定** 前条第二項第二号に定める認定をいう。〈措規23の12の3⑦〉

- 三 資産保有型会社 第七十条の七第二項第八号に定める会社をいう。
- 四 資産運用型会社 第七十条の七第二項第九号に定める会社をいう。
- 五 非上場株式等 第七十条の七第二項第二号に定める株式等をいう。
- 六 特例経営承継期間 前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又は同項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。
イ 当該特例経営承継相続人等の最初の前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日
ロ 当該特例経営承継相続人等の最初の前条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日
- 七 特例経営承継相続人等 特例被相続人から前項の規定の適用に係る相続又は遺贈により特例認定承継会社の非上場株式等の取得をした個人で、次に掲げる要件の全てを満たす者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該特例認定承継会社が定めた二人又は三人までに限る。）をいう。
イ 当該個人が、当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日において、当該特例認定承継会社の代表権を有していること。
ロ 当該相続の開始の時において、当該個人及び当該個人と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8の6④>の有する当該特例認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該特例認定承継会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。
ハ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たしていること。
(1) 当該個人が一人の場合 当該相続の開始の時において、当該個人が有する当該特例認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人とロに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者（当該個人以外の前条第一項、前項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける者を除く。）(2)において同じ。）が有する当該特例認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。
(2) 当該個人が二人又は三人の場合 当該相続の開始の時において、当該個人が有する当該特例認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該特例認定承継会社の総株主等議決権数の百分の十以上であること及び当該個人とロに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該特例認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。
ニ 当該個人が、当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限（当該提出期限前に当該個人が死亡した場合には、その死亡の日）まで引き続き当該相続又は遺贈により取得をした当該特例認定承継会社の特例対象非上場株式等の全てを有していること。
ホ 当該個人が、当該特例認定承継会社の非上場株式等について第七十条の七第一項、第七十条の七の二第一項又は第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けていないこと。
ヘ 当該個人が、当該特例認定承継会社の経営を確実に承継すると認められる要件として財務省令で定めるもの<措規23の12の3⑨>を満たしていること。
- 八 納税猶予分の相続税額 前項の規定の適用に係る特例対象非上場株式等の価額（当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社又は当該特例認定承継会社の特別関係会社であつて当該特例認定承継会社との間に支配関係がある法人（以下この号において「特例認定承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該特例認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人<措令40の8の6⑤>の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）を有する場合には、当該特例認定承継会社等が当該株式等を有していなかったものとして計算した価額）を前項の特例経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該特例経営承継相続人等の相続税の額<措令40の8の6⑩⑪⑫⑬⑭⑮>
- 九 経営報告基準日 次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。<措令40の8の6⑯⑰>
イ 特例経営承継期間 前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限（特例経営承継相続人等が同項の規定の適用を受ける前に同項の特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社の非上場株式等について前条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する贈与税の申告書の提出期限）の翌日から一年を経過するごとの日（第七項において「第一種基準日」という。）
ロ 特例経営承継期間の末日の翌日から納税猶予分の相続税額（既に次項において準用する第七十条の七の二第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた特例対象非上場株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8の6⑱>を除く。以下この条において「猶予中相続税額」という。）に相当する相続税の全部につき前項、次項において準用する第七十条の七の二第三項から第五項まで、第九項において準用する同条第十二項、第十項において準用する同条第十三項又は第十一項において準用する同条第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間 当該末日の翌日から三年を経過するごとの日（第七項において「第二種基準日」という。）

措法70の7の6 新設

- 3 第七十条の七の二第三項（第二号を除く。）、第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の確定について準用する。この場合において、同条第三項第三号中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と、同項第四号中「いずれかの者」とあるのは「いずれかの者（当該特例経営承継相続人等以外の特例経営承継相続人等、第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者及び第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける同条第二項第一号に規定する特例経営相続承継受贈者を除く。）」と、同条第四項の表の第一号の

上欄中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と読み替えるものとする。〈措令40の8の6②〉〈措規23の12の3⑥⑩⑫〉

措法70の7の6 新設

4 第七十条の七の二第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする特例経営承継相続人等が納税猶予分の相続税額につき特例対象非上場株式等（合併により当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例対象非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）の全てを担保として提供した場合について準用する。〈措令40の8の6②〉

措法70の7の6 新設

5 第七十条の七の二第七項の規定は、第一項の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得をした非上場株式等の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていない場合について準用する。

措法70の7の6 新設

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例経営承継相続人等のその特例被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等に係る相続税の申告書に、当該非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類〈措規23の12の3④〉の添付がない場合には、適用しない。

措法70の7の6 新設

7 第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等は、同項の相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき同項、第三項において準用する第七十条の七の二第三項から第五項まで、第九項において準用する同条第十二項、第十項において準用する同条第十三項又は第十一項において準用する同条第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営報告基準日が存する場合には、届出期限（第一種基準日の翌日から五月を経過する日及び第二種基準日の翌日から三月を経過する日をいう。第九項及び第二十二項において同じ。）までに、政令で定めるところにより引き続き第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項の特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。〈措令40の8の6⑦〉

措法70の7の6 新設

8 第七十条の七の二第十一項の規定は、猶予中相続税額に相当する相続税並びに当該相続税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効について準用する。

措法70の7の6 新設

9 第七十条の七の二第十二項の規定は、第七項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合について準用する。

措法70の7の6 新設

10 第七十条の七の二第十三項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準用する。

措法70の7の6 新設

11 第七十条の七の二第十四項及び第十五項の規定は、特例経営承継相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用について準用する。この場合において、同条第十四項第十一号中「当該対象非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した価額」とあるのは「零」と、「当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額に百分の二十を乗じて計算した価額と当該株式等の価額との合計額」とあるのは「当該株式等の価額」と、同条第十五項中「経営承継相続人等」とあるのは「特例経営承継相続人等」と、「被相続人」とあるのは「特例被相続人」と、「第七十条の七の二第二項第一号」とあるのは「第七十条の七の六第二項第一号」と、「免除」とあるのは「免除の特例」と、「認定承継会社」とあるのは「特例認定承継会社」と、「」と、「株主」とあるのは「又は同項第七号に規定する特例経営承継相続人等」と、「株主」と、「同条第一項」とあるのは「当該」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、「定める」とあるのは「定め、若しくは当該相続税の免除を取り消す」と、「第七十条の七の二第一項」とあるのは「第七十条の七の六第一項」と、「第七十条の七の二の」とあるのは「第七十条の七の六の」と読み替えるものとする。〈措令40の8の6⑤〉〈措規23の12の3③〉

措法70の7の6 新設

12 第七十条の七の二第十六項から第二十一項までの規定は、第一項の規定により納税の猶予がされた相続税の免除について準用する。この場合において、同条第十六項第二号中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と、同条第十九項及び第二十項中「第二十八項」とあるのは「第七十条の七の六第二十三項」と読み替えるものとする。〈措令40の8の6②〉〈措規23の12の3⑨〉

措法70の7の6 新設

13 第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等又は同項の特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合（当該特例認定承継会社の事業の継続が困難な事由として政令で定める事由〈措令40の8の6②⑩〉が生じた場合に限るものとし、その該当することとなつた日前に第九項において準用する第七十条の七の二第十二項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十項において準用する同条第十三項又は第十一項において準用する同条第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）において、当該特例経営承継相続人等は、当該各号に定める相続税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日（その該当することとなつた日から当該二月を経過する日までの間に当該特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の相続人（包括受遺者を含む。第十五項第一号及び第二十三項において同じ。）が当

該特例経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項及び第十八項において「申請期限」という。)までに、当該免除を受けたい旨、免除を受けようとする相続税に相当する金額及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項<措規 23 の 12 の 3②>を記載した申請書(当該免除の手續に必要な書類その他の財務省令で定める書類<措規 23 の 12 の 3②>を添付したものに限る。次項において同じ。)を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、第三項において準用する第七十条の七の二第五項の規定の適用については、同項の表の第一号中「第八号から第十二号まで」とあるのは「第八号」と、「猶予中相続税額」とあるのは「第七十条の七の六第十三項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額又は同項第四号イ及びロに掲げる金額の合計額」と、同表の第二号の中欄中「猶予中相続税額のうち、当該譲渡等をした対象非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは「第七十条の七の六第十三項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額」と、同表の第三号の中欄中「猶予中相続税額(当該合併に際して吸収合併存続会社等の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。)」とあるのは「第七十条の七の六第十三項第二号イに掲げる金額(当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。)≤及び同号ロに掲げる金額の合計額」と、同表の第四号の中欄中「猶予中相続税額(当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。)」とあるのは「第七十条の七の六第十三項第三号イに掲げる金額(当該株式交換等に際して交付された当該他の会社の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。)≤及び同号ロに掲げる金額の合計額」とする。<措令 40 の 8 の 6④⑤⑥⑦>

一 特例経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例経営承継相続人等が当該特例対象非上場株式等の全部又は一部の譲渡等(譲渡又は贈与をいう。以下この条において同じ。)をした場合(当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外の者に対して行う場合に限る。)において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中相続税額(当該譲渡等をした特例対象非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令 40 の 8 の 6③>に限る。)に満たないとき__当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ 当該譲渡等の対価の額(当該額が当該譲渡等をした時における当該譲渡等をした数又は金額に対応する当該特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額<措規 23 の 12 の 3②>の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額)を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例対象非上場株式等の当該相続の開始の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ 当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該特例経営承継相続人等及び当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定承継会社から受けた金額として政令で定めるもの<措令 40 の 8 の 6④>の合計額

二 特例経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が合併により消滅した場合(吸収合併存続会社等(会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下この条において同じ。))が当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外のものである場合に限る。)において、次に掲げる金額の合計額が当該合併がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額に満たないとき__当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ 合併対価(当該吸収合併存続会社等が当該合併に際して当該消滅する特例認定承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいう。)の額(当該額が当該合併がその効力を生ずる直前における当該特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額<措規 23 の 12 の 3②>の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額)を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例対象非上場株式等の当該相続の開始の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ 当該合併がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該特例経営承継相続人等及び当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定承継会社から受けた金額として政令で定めるもの<措令 40 の 8 の 6④>の合計額

三 特例経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が株式交換又は株式移転(以下この条において「株式交換等」という。)により他の会社の株式交換完全子会社等(会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。イ及び第十五項第一号ハにおいて同じ。)となつた場合(当該他の会社が当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外のものである場合に限る。)において、次に掲げる金額の合計額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額に満たないとき__当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ 交換等対価(当該他の会社が当該株式交換等に際して当該株式交換完全子会社等となつた特例認定承継会社の株主に対して交付する財産をいう。)の額(当該額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額<措規 23 の 12 の 3②>の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額)を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例対象非上場株式等の当該相続の開始の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ 当該株式交換等がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該特例経営承継相続人等及び当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定承継会社から受けた金額として政令で定めるもの<措令 40 の 8 の 6④>の合計額

四 特例経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が解散をした場合におい

て、次に掲げる金額の合計額が当該解散の直前における猶予中相続税額に満たないとき__当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ 当該解散の直前における当該特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額<措規 23 の 12 の 3㉔>を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例対象非上場株式等の当該相続の開始の時に掲げる価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ 当該解散の日以前五年以内において、当該特例経営承継相続人等及び当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定承継会社から受けた金額として政令で定めるもの<措令 40 の 8 の 6㉓>の合計額

措法 70 の 7 の 6 **新設**

14 前項各号(第四号を除く。)に掲げる場合に該当する場合で、かつ、次に掲げる場合に該当する場合において、特例経営承継相続人等が次項の規定の適用を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、申請期限までに同項各号イ及びロに掲げる金額の合計額に相当する担保を提供した場合で、かつ、当該申請期限までにこの項の規定の適用を受けようとする旨、当該金額の計算の明細その他の財務省令で定める事項<措規 23 の 12 の 3㉔>を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、再計算対象猶予税額(前項第一号に掲げる場合に該当する場合には猶予中相続税額のうち同号の譲渡等をした特例対象非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令 40 の 8 の 6㉓>をいい、同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には猶予中相続税額に相当する金額をいう。以下この項において同じ。)から当該合計額を控除した残額を免除し、当該合計額(前項第一号に掲げる場合に該当する場合には、当該合計額に猶予中相続税額から当該再計算対象猶予税額を控除した残額を加算した金額)を猶予中相続税額とすることができる。<措令 40 の 8 の 6㉓>

一 前項第一号イに規定する譲渡等の対価の額が当該譲渡等をした時における特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額<措規 23 の 12 の 3㉔>の二分の一以下である場合

二 前項第二号イに規定する合併対価の額が合併がその効力を生ずる直前における特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額<措規 23 の 12 の 3㉔>の二分の一以下である場合

三 前項第三号イに規定する交換等対価の額が株式交換等がその効力を生ずる直前における特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額<措規 23 の 12 の 3㉔>の二分の一以下である場合

措法 70 の 7 の 6 **新設**

15 第十三項各号(第四号を除く。)に掲げる場合に該当することとなつた日から二年を経過する日において、前項の規定により猶予中相続税額とされた金額に相当する相続税の納税の猶予に係る期限及び免除については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 次に掲げる会社が当該二年を経過する日においてその事業を継続している場合として政令で定める場合<措令 40 の 8 の 6㉓>__特例再計算相続税額(前項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には、同項第二号の合併又は同項第三号の株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の時価に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令 40 の 8 の 6㉓>に限る。)に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該二年を経過する日から二月を経過する日(当該二年を経過する日から当該二月を経過する日までの間に当該特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の相続人が当該特例経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次号、第十七項及び第十八項において「再申請期限」という。)をもつて第一項の規定による納税の猶予に係る期限とし、前項の規定により猶予中相続税額とされた金額から特例再計算相続税額を控除した残額に相当する相続税については、免除する。

イ 前項第一号に掲げる場合における同号の譲渡等をした特例対象非上場株式等に係る会社

ロ 前項第二号に掲げる場合における同号の合併に係る吸収合併存続会社等

ハ 前項第三号に掲げる場合における同号の株式交換等に係る株式交換完全子会社等

二 前号イからハマで掲げる会社が当該二年を経過する日において同号に規定する政令で定める場合に該当しない場合__前項の規定により猶予中相続税額とされた金額(同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には、同項第二号の合併又は同項第三号の株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の時価に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令 40 の 8 の 6㉔>に限る。)に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、再申請期限をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

措法 70 の 7 の 6 **新設**

16 前項第一号の「特例再計算相続税額」とは、同号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額に相当する金額を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例対象非上場株式等の当該相続の開始の時に掲げる価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額に第十三項第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロに掲げる金額を加算した金額をいう。

措法 70 の 7 の 6 **新設**

17 第十五項第一号の規定により同号の相続税の免除を受けようとする特例経営承継相続人等は、再申請期限までに、同号の免除を受けたい旨、免除を受けようとする相続税に相当する金額及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項<措規 23 の 12 の 3㉔>を記載した申請書(当該免除の手續に必要な書類その他の財務省令で定める書類<措規 23 の 12 の 3㉔>を添付したものに限る。)を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。<措令 40 の 8 の 6㉗>

措法 70 の 7 の 6 **新設**

18 税務署長は、第十三項、第十四項又は前項の規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書に記載された事項について調査を行い、これらの申請書に係る第十三項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める相続税

若しくは第十四項若しくは第十五項第一号に規定する相続税の免除をし、又はこれらの申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、これらの申請書に係る申請期限又は再申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該免除をした相続税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これをこれらの申請書を提出した特例経営承継相続人等に通知するものとする。

措法70の7の6 **新設**

19 第七十条の七の二第十九項及び第二十項の規定は、第十三項、第十四項又は第十七項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第十九項中「第二十八項の表の第六号」とあるのは「第七十条の七の六第二十三項の表の第九号」と、「第八号」とあるのは「第十二号」と、「同表の第六号」とあるのは「同表の第九号」と、同条第二十項中「第二十八項の表の第六号の上欄又は同表の第八号」とあるのは「第七十条の七の六第二十三項の表の第九号から第十一号まで」と読み替えるものとする。

措法70の7の6 **新設**

20 前三項に定めるもののほか、第十三項から第十五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

措法70の7の6 **新設**

21 第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定は、特例認定承継会社について同条第二十二項に規定する評定が行われた場合における納税猶予分の相続税額の計算及び免除について準用する。〈措令40の8の6④〉〈措規23の12の3④〉

措法70の7の6 **新設**

22 第七十条の七の二第二十七項の規定は、第七項又は第十二項において準用する同条第十六項の届出書が届出期限又は同項の免除届出期限までに提出されなかつた場合について準用する。〈措令40の8の6④〉

措法70の7の6 **新設**

23 第一項の規定の適用を受けた特例経営承継相続人等は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該特例経営承継相続人等が同項の規定の適用を受けるために提出する相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号から第三号まで又は第六号から第十一号までの下欄に掲げる日以前二月以内に当該特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の相続人が当該特例経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税にあわせて納付しなければならない。

一 第三項において準用する第七十条の七の二第三項（第二号を除く。）の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	猶予中相続税額	同項各号に定める日から二月を経過する日
二 第三項において準用する第七十条の七の二第四項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中相続税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日
三 第三項において準用する第七十条の七の二第五項の規定の適用があつた場合（第五号から第十一号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中相続税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日
四 第九項において準用する第七十条の七の二第十二項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
五 第十項において準用する第七十条の七の二第十三項又は第十一項において準用する同条第十五項の規定の適用があつた場合	これらの規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中相続税額	これらの規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限
六 第十二項において準用する第七十条の七の二第十七項第一号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日
七 第十二項において準用する第七十条の七の二第十七項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号ロに掲げる金額	同号の特例認定承継会社が解散をした日から二月を経過する日
八 第十二項において準用する第七十条の七の二第十七項第三号又は第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日
九 第十三項第一号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日
十 第十三項第二号又は第三号の規定の適用があつた場合	同項第二号イに掲げる金額（同号の	これらの号の合併

(第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	合併に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。)及び同号ロに掲げる金額の合計額又は同項第三号イに掲げる金額(同号の株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。)及び同号ロに掲げる金額の合計額	又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日
十一 第十三項第四号の規定の適用があつた場合(第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	同項第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の特例認定承継会社が解散をした日から二月を経過する日
十二 第十五項第一号の規定の適用があつた場合(第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	同項第一号に規定する特例再計算相続税額	同号の再申請期限
十三 第十五項第二号の規定の適用があつた場合(第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	同項第二号に規定する猶予中相続税額とされた金額	同号の再申請期限
十四 第二十一項において準用する第七十条の七の二第二十二項の規定の適用があつた場合(第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	同項第二号に掲げる金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限

措法70の7の6 **新設**

24 第一項の規定の適用を受けた特例経営承継相続人等が前項の表の第三号から第十四号までの上欄に掲げる場合に該当する場合(同表の第四号又は第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、特例経営承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合に限る。)における同項の規定の適用については、同項中「年三・六パーセント」とあるのは、「年三・六パーセント(特例経営承継期間については、年零パーセント)」とする。

措法70の7の6 **新設**

25 第七十条の七の二第三十項の規定は、第一項の特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が同項の規定の適用を受けようとする特例経営承継相続人等及び当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者から現物出資又は贈与により財産を取得した場合について準用する。

措法70の7の6 **新設**

26 第七十条の七の二第三十一項から第三十九項までの規定は、第一項の特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が同条第三十二項に規定する災害等によつて被害を受けた場合について準用する。〈措令40の8の6㉔〉〈措規23の12の3㉔〉

措法70の7の6 **新設**

27 第七十条の七の二第四十項の規定は、経済産業大臣又は経済産業局長が、第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等又は同項の特例対象非上場株式等若しくは当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社について、第三項において準用する同条第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合について準用する。〈措規23の12の3㉔〉

措法70の7の6 **新設**

28 第七十条の七の二第四十一項の規定は、税務署長が、経済産業大臣又は経済産業局長の事務(第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等に関する事務で、前項において準用する同条第四十項の規定の適用に係るものに限る。)の処理を適正かつ確実にを行うため必要があると認める場合について準用する。

措法70の7の6 **新設**

29 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。〈措令40の8の6㉔〉

(非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例) **新設**

措法・第七十条の七の七 第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者に係る特例贈与者が死亡した場合(その死亡の日前に猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同条第三項において準用する第七十条の七第三項から第五項まで、第七十条の七の五第八項において準用する第七十条の七第十一項、第七十条の七の五第九項において準用する第七十条の七第十二項又は第七十条の七の五第十項において準用する第七十条の七第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合及びその死亡の時以前に当該特例経営承継受贈者が死亡した場合を除く。)には、当該特例贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、当該特例経営承継受贈者が当該特例贈与者から相続(当該特例経営承継受贈者が当該特例贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈)により第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等(猶予中贈与税額に対応する部分に限るものとし、合併により当該特例対象受贈非上場株式等に係る同項の特例認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合に

は、当該特例対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの<措規23の12の4①>とする。次条において同じ。)の取得をしたものとみなす。この場合において、その死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該特例対象受贈非上場株式等の価額については、当該特例贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額(第七十条の七の五第二項第八号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいう。)を基礎として計算するものとする。

措法70の7の7 **新設**

2 第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者の同条第一項の規定の適用に係る贈与が当該特例経営承継受贈者に係る特例贈与者の第七十条の七第十五項(第三号に係る部分に限り、第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。)の規定の適用に係る贈与である場合における前項の規定の適用については、同項中「係る特例贈与者」とあるのは「係る前の贈与者(第七十条の七第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に同項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいう。)」と、「当該特例贈与者」とあるのは「当該前の贈与者」と、「贈与により取得」とあるのは「前の贈与(第七十条の七第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に対する当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をいう。)」により当該政令で定める者が取得」と、「当該贈与の」とあるのは「当該前の贈与の」と、「第七十条の七の五第二項第八号」とあるのは「同条第二項第八号」とする。<措令40の8の7①>

措法70の7の7 **新設**

3 第一項前段に規定する特例対象受贈非上場株式等について同項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定の適用を受ける場合における相続税法第四十一条第二項(同法第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四十一条第二項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第七十条の七の七第一項(非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同条第一項に規定する特例対象受贈非上場株式等を除く」とする。

(非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例) **新設**

措法・第七十条の七の八 前条第一項の規定により同項の特例贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例対象受贈非上場株式等につきこの項の規定の適用を受けようとする特例経営相続承継受贈者が、当該相続に係る相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該特例対象受贈非上場株式等(特例認定相続承継会社の株式等(株式又は出資をいう。以下この条において同じ。))に限る。)で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの(以下この条において「特例対象相続非上場株式等」という。)に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところにより当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、相続税法第三十三条の規定にかかわらず、当該特例経営相続承継受贈者の死亡の日まで、その納税を猶予する。<措令40の8の8①③⑧⑨⑭>

措法70の7の8 **新設**

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 **特例経営相続承継受贈者** 第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける同条第二項第六号に定める者で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ その者が、前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定相続承継会社の代表権を有していること。

ロ 前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、その者及びその者と政令で定める特別の関係がある者<措令40の8の8②>の有する当該特例認定相続承継会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特例認定相続承継会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。

ハ 前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、その者が有する当該特例認定相続承継会社の株式等に係る議決権の数が、その者とロに規定する政令で定める特別の関係がある者<措令40の8の8⑤>のうちいずれの者(その者以外の第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は前項の規定の適用を受ける者を除く。)が有する当該特例認定相続承継会社の株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

二 **特例認定相続承継会社** 第七十条の七の五第二項第一号に定める会社で、前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、次に掲げる要件(同項の規定の適用を受ける特例経営相続承継受贈者に係る特例贈与者が第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には、ハに掲げるものを除く。)の全てを満たすものをいう。

イ 当該会社の**常時使用従業員**(常時使用する従業員として財務省令で定めるもの<措規23の12の5②>をいう。ホにおいて同じ。)の数が一人以上であること。

ロ 当該会社が、第七十条の七第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当しないこと。<措令40の8の8④>

ハ 当該会社(ハにおいて「**特定会社**」という。)の株式等及び特別関係会社(当該特定会社と政令で定める特別の関係がある会社をいう。以下この項において同じ。)のうち当該特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社<措令40の8の8⑥>(ニにおいて「**特定特別関係会社**」という。)の株式等が、非上場株式等に該当すること。

ニ 当該会社及び特定特別関係会社が、第七十条の七第二項第一号ニに規定する風俗営業会社に該当しないこと。

ホ 当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合(当該会社又は当該会社との間に支配関係がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。)にあつては、当該会社の常時使用従業員の

数が五人以上であること。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるもの<措令40の8の8⑦>を備えているものであること。

三 非上場株式等 第七十条の七第二項第二号に定める株式等をいう。

四 納税猶予分の相続税額 前項の規定の適用に係る特例対象相続非上場株式等の価額（当該特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続承継会社又は当該特例認定相続承継会社の特別関係会社であつて当該特例認定相続承継会社との間に支配関係がある法人（以下この号において「特例認定相続承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該特例認定相続承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）を有する場合には、前項の特例対象受贈非上場株式等の第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の時における当該特例認定相続承継会社の株式等の価額を基礎とし、当該特例認定相続承継会社等が当該外国会社その他政令で定める法人の株式等を有していなかったものとして財務省令で定めるところにより計算した価額）を前項の特例経営相続承継受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該特例経営相続承継受贈者の相続税の額

五 特例経営相続承継期間 第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る特例贈与者（特例経営相続承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が当該特例贈与者の第七十条の七第十五項（第三号に係る部分に限り、第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係るものである場合には、第七十条の七第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者<措令40の8の8⑧>に前項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定相続承継会社の非上場株式等の贈与をした者。第五項及び第六項並びに第十項において準用する第七十条の七の二第十五項において同じ。）について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から当該次に掲げる日のいずれか早い日又は当該贈与に係る特例経営相続承継受贈者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。

イ 当該特例経営相続承継受贈者の最初の第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ 当該特例経営相続承継受贈者の最初の第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

六 経営相続報告基準日 次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。

イ 特例経営相続承継期間 第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限（特例経営相続承継受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定相続承継会社の非上場株式等について第七十条の七の六第一項の規定の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限）の翌日から一年を経過するごとの日（第六項において「第一種相続基準日」という。）

ロ 特例経営相続承継期間（前項の規定の適用を受ける特例経営相続承継受贈者に係る特例贈与者が前号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該特例経営相続承継受贈者に係る第七十条の七の五第二項第七号に規定する特例経営贈与承継期間）の末日の翌日から納税猶予分の相続税額（既に次項において準用する第七十条の七の二第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、次項の規定の適用があつた特例対象相続非上場株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額<措令40の8の8⑩>を除く。第六項及び第七項において「猶予中相続税額」という。）に相当する相続税の全部につき前項、次項において準用する同条第三項から第五項まで、第八項において準用する同条第十二項、第九項において準用する同条第十三項及び第十項において準用する同条第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間 当該末日の翌日から三年を経過するごとの日（第六項において「第二種相続基準日」という。）

措法70の7の8 新設

3 第七十条の七の二第三項（第二号を除く。）、第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の確定について準用する。この場合において、同条第三項第三号中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と、同項第四号中「いずれかの者」とあるのは「いずれかの者（当該特例経営相続承継受贈者以外の特例経営相続承継受贈者、第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者及び第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける同条第二項第七号に規定する特例経営承継相続人等を除く。）」と、同条第四項の表の第一号の上欄中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と読み替えるものとする。<措令40の8の8⑪⑫><措規23の12の5⑤⑦⑨>

措法70の7の8 新設

4 第七十条の七の二第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする特例経営相続承継受贈者が納税猶予分の相続税額につき特例対象相続非上場株式等（合併により当該特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例対象相続非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）の全てを担保として提供した場合について準用する。<措規23の12の5⑥>

措法70の7の8 新設

5 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例経営相続承継受贈者が提出する相続税の申告書に、特例対象受贈非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は次に掲げる書類の添付がない場合には、適用しない。

一 当該特例対象受贈非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項<

措規 23 の 12 の 5⑩>を記載した書類

二 当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相統報告基準日の翌日から五月（当該特例贈与者が第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には、三月）を経過する日が当該特例贈与者の死亡に係る相統税の申告書の提出期限までに到来する場合には、当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定相統承継会社の経営に関する事項として財務省令で定めるもの<措規 23 の 12 の 5⑩>を記載した書類

三 第一項の規定の適用に係る相統の開始の時において、当該特例経営相統承継受贈者が第二項第一号イからハまでに掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定相統承継会社が同項第二号イからホまでに掲げる要件（当該特例経営相統承継受贈者に係る特例贈与者が同項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には、同項第二号ハに掲げるものを除く。）その他財務省令で定める要件<措規 23 の 12 の 5⑩>を満たしていることを財務省令で定めるところにより証する書類<措規 23 の 12 の 5⑩>

措法 70 の 7 の 8 新設

6 第一項の規定の適用を受ける特例経営相統承継受贈者は、特例対象相統非上場株式等に係る特例贈与者の死亡の日の翌日から猶予中相統税額に相当する相統税の全部につき同項、第三項において準用する第七十条の七の二第三項から第五項まで、第八項において準用する同条第十二項、第九項において準用する同条第十三項又は第十項において準用する同条第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営相統報告基準日（当該特例対象相統非上場株式等に係る特例贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相統報告基準日の翌日から五月（当該特例贈与者が第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には、三月）を経過する日が当該特例贈与者の死亡に係る相統税の申告書の提出期限までに到来する場合には、当該特例贈与者の死亡に係る相統税の申告書の提出期限までに到来する当該最初に到来する経営相統報告基準日を除く。）が存する場合には、届出期限（第一種相統基準日の翌日から五月を経過する日及び第二種相統基準日の翌日から三月を経過する日をいう。第八項及び第十三項において同じ。）までに、政令で定めるところにより引き続いて第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項の特例対象相統非上場株式等に係る特例認定相統承継会社の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。<措令 40 の 8 の 8⑩>

措法 70 の 7 の 8 新設

7 第七十条の七の二第十一項の規定は、猶予中相統税額に相当する相統税並びに当該相統税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効について準用する。<措令 40 の 8 の 8⑩>

措法 70 の 7 の 8 新設

8 第七十条の七の二第十二項の規定は、第六項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合について準用する。<措令 40 の 8 の 8⑩>

措法 70 の 7 の 8 新設

9 第七十条の七の二第十三項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準用する。<措令 40 の 8 の 8⑩>

措法 70 の 7 の 8 新設

10 第七十条の七の二第十四項及び第十五項の規定は、特例経営相統承継受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相統税法の規定の適用について準用する。この場合において、同条第十四項第十一号中「当該対象非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した価額」とあるのは「零」と、「当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額に百分の二十を乗じて計算した価額と当該株式等の価額との合計額」とあるのは「当該株式等の価額」と、同条第十五項中「経営承継相統人等」とあるのは「特例経営相統承継受贈者」と、「被相統人」とあるのは「特例贈与者」と、「第七十条の七の二第二項第一号」とあるのは「第七十条の七の八第二項第二号」と、「についての相統税の納税猶予及び免除」とあるのは「の特例贈与者が死亡した場合の相統税の納税猶予及び免除の特例」と、「認定承継会社」とあるのは「特例認定相統承継会社」と、「と」と、「株主」とあるのは「又は同項第一号に規定する特例経営相統承継受贈者」と、「株主」と、「同条第一項の」とあるのは「当該」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、「定める」とあるのは「定め、若しくは当該相統税の免除を取り消す」と、「第七十条の七の二第一項の」とあるのは「第七十条の七の八第一項の」と、「第七十条の七の二の」とあるのは「第七十条の七の八の」と読み替えるものとする。<措令 40 の 8 の 8⑩><措規 23 の 12 の 5⑩>

措法 70 の 7 の 8 新設

11 第七十条の七の二第十六項から第二十一項までの規定は、第一項の規定により納税の猶予がされた相統税の免除について準用する。この場合において、同条第十六項第二号中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と、同条第十九項及び第二十項中「第二十八項」とあるのは「第七十条の七の八第十八項において準用する第七十条の七の六第二十三項」と読み替えるものとする。<措令 40 の 8 の 8⑩⑪><措規 23 の 12 の 5⑩>

措法 70 の 7 の 8 新設

12 第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定は、特例認定相統承継会社について同条第二十二項に規定する評定が行われた場合における納税猶予分の相統税額の計算及び免除について準用する。<措令 40 の 8 の 8⑩⑫⑬><措規 23 の 12 の 5⑩>

措法 70 の 7 の 8 新設

13 第七十条の七の二第二十七項の規定は、第六項又は第十一項において準用する同条第十六項の届出書が届出期限又は同項の免除届出期限までに提出されなかつた場合について準用する。<措令 40 の 8 の 8⑩>

措法 70 の 7 の 8 新設

14 第七十条の七の二第三十一項から第三十九項までの規定は、第一項の特例対象相統非上場株式等に係る特例認定相統

承継会社が同条第三十二項に規定する災害等によつて被害を受けた場合について準用する。〈措令 40 の 8 の 8⑱〉〈措規 23 の 12 の 5⑩〉〈措規 23 の 12 の 5⑳〉

措法 70 の 7 の 8 **新設**

15 第七十条の七の二第四十項の規定は、経済産業大臣又は経済産業局長が、第一項の規定の適用を受ける特例経営相続承継受贈者又は同項の特例対象相続非上場株式等若しくは当該特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続承継会社について、第三項において準用する同条第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合について準用する。〈措規 23 の 12 の 5㉑〉

措法 70 の 7 の 8 **新設**

16 第七十条の七の二第四十一項の規定は、税務署長が、経済産業大臣又は経済産業局長の事務（第一項の規定の適用を受ける特例経営相続承継受贈者に関する事務で、前項において準用する同条第四十項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実にを行うため必要があると認める場合について準用する。

措法 70 の 7 の 8 **新設**

17 第七十条の七の六第十三項から第二十項までの規定は、第一項の特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続承継会社の事業の継続が困難な事由として政令で定める事由が生じた場合において、同項の規定の適用を受ける特例経営相続承継受贈者が当該特例対象相続非上場株式等の全部若しくは一部の譲渡若しくは贈与をしたとき、又は当該特例認定相続承継会社が合併、株式交換、株式移転若しくは解散をしたときについて準用する。〈措令 40 の 8 の 8㉒〉〈措規 23 の 12 の 5㉒〉

措法 70 の 7 の 8 **新設**

18 第七十条の七の六第二十三項及び第二十四項の規定は、第三項において準用する第七十条の七の二第三項から第五項まで、第八項において準用する同条第十二項、第九項において準用する同条第十三項、第十項において準用する同条第十五項又は前項において準用する第七十条の七の六第十三項若しくは第十五項の規定により納税の猶予に係る期限が確定したことによる利子税の納付について準用する。

措法 70 の 7 の 8 **新設**

19 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。〈措令 40 の 8 の 8㉓〉

2 租税特別措置法施行令<抄>

下線部分は平成30年度改正による改正部分を示す。

【相続時精算課税適用者の特例】 **新設**

措令・第四十条の四の七 法第七十条の二の七第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書に係る贈与をした者からの贈与により取得する財産については、同条第三項の規定の適用を受ける財産とみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

2 法第七十条の二の七第一項の規定の適用がある場合における相続税法施行令第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「推定相続人」とあるのは「推定相続人（相続時精算課税適用者の特例）の規定の適用を受けた同法第七十条の七の五第二項第六号（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例）に規定する特例経営承継受贈者を含む。」と、「を同項」とあるのは「を法第四十九条第一項」とする。

（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）

措令・第四十条の八 法第七十条の七第一項に規定する非上場株式等を有していた個人として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の時前において、同条第二項第一号に規定する認定贈与承継会社（以下この条において「認定贈与承継会社」という。）の代表権（制限が加えられた代表権を除く。イ及びロ、第七項並びに第十二項において同じ。）を有していた個人で、次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ 当該贈与の直前（当該個人が当該贈与の直前において当該認定贈与承継会社の代表権を有しない場合には、当該個人が当該代表権を有していた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前）において、当該個人及び当該個人と法第七十条の七第二項第三号ハに規定する特別の関係がある者の有する当該認定贈与承継会社の同項第二号に規定する非上場株式等（以下この条において「非上場株式等」という。）に係る議決権の数の合計が、当該認定贈与承継会社の同項第三号ハに規定する総株主等議決権数（第七項及び第十一項において「総株主等議決権数」という。）の百分の五十を超える数であること。

ロ 当該贈与の直前（当該個人が当該贈与の直前において当該認定贈与承継会社の代表権を有しない場合には、当該個人が当該代表権を有していた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前）において、当該個人が有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人と法第七十条の七第二項第三号ハに規定する特別の関係がある者（当該認定贈与承継会社の同号に規定する経営承継受贈者（以下この条において「経営承継受贈者」という。）となる者を除く。）のうちいずれの者が有する当該非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

ハ 当該贈与の時において、当該個人が当該認定贈与承継会社の代表権を有していないこと。

二 法第七十条の七第一項の規定の適用を受けようとする者が、次に掲げる者のいずれかに該当する場合 認定贈与承継会社の非上場株式等を有していた個人で、同項の規定の適用に係る贈与の時において当該認定贈与承継会社の代表権を有していないもの

イ 当該認定贈与承継会社の非上場株式等について、法第七十条の七第一項、第七十条の七の二第一項又は第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている者

ロ 前号に定める者から法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により当該認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除く。）

ハ 次条第一項第一号に定める者から法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除く。）

措令40の8

2 法第七十条の七第一項に規定する発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものは、経営承継受贈者が同項の規定の適用に係る贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）のうち、当該贈与の時における当該認定贈与承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）に限る。）の総数又は総額の三分の二（当該贈与の直前において当該贈与に係る経営承継受贈者が有していた当該認定贈与承継会社の非上場株式等があるときは、当該総数又は総額の三分の二から当該経営承継受贈者が有していた当該認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額を控除した残数又は残額）に達するまでの部分とする。この場合において、当該総数又は総額の三分の二に一株未満又は一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。

措令40の8

3 法第七十条の七第一項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者が行う担保の提供については、国税通則法施行令第十六条に定める手続によるほか、認定贈与承継会社（株券不発行会社（会社法第一百七十七条第七項に規定する株券発行会社以外の株式会社をいう。次項及び第三十三項第三号において同じ。）又は持分会社であるものに限る。）の法第七十条の七第一項に規定する対象受贈非上場株式等を担保として提供する場合には、当該経営承継受贈者が当該対象受贈非上場株式等を担保として提供することを約する書類その他の財務省令で定める書類<措規23の9①>を納税地の所轄税務署長に提出する方法によるものとする。

措令40の8

4 税務署長は、前項の規定により認定贈与承継会社（株券不発行会社又は持分会社であるものに限る。）の法第七十条の七第一項に規定する対象受贈非上場株式等が担保として提供されている場合において、当該担保を解除したときは、当該経営承継受贈者が当該対象受贈非上場株式等を担保として提供することを約する書類その他の財務省令で定める書類<措規23の9②>を当該経営承継受贈者に返還しなければならない。

措令40の8

5 法第七十条の七第一項に規定する同項又は法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

- 一 法第七十条の七第一項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）に対する同項又は法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の法第七十条の七第十五項（第三号に係る部分に限り、法第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係るもの（以下この号において「免除対象贈与」という。）である場合、第七十条の七第一項に規定する対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等免除対象贈与をした者のうち最初に同項又は法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けた者
- 二 前号に掲げる場合以外の場合、贈与者

措令40の8

6 法第七十条の七第二項第一号ロに規定する資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものは、同項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社（以下この項、第十二項及び第二十四項において「資産保有型会社等」という。）のうち、同条第一項の規定の適用に係る贈与の時に、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- 一 当該資産保有型会社等の法第七十条の七第二項第八号ロに規定する特定資産（第二十四項第一号及び第五十項において「特定資産」という。）から当該資産保有型会社等有する当該資産保有型会社等の同条第二項第一号ハに規定する特別関係会社（以下この号及び第二十四項第一号において「特別関係会社」という。）で次に掲げる要件の全てを満たすものの株式等を除いた場合であつても、当該資産保有型会社等が同条第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社に該当すること。
 - イ 当該特別関係会社が、法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日まで引き続き三年以上にわたり、商品の販売その他の業務で財務省令で定めるもの<措規23の9⑤>を行っていること。
 - ロ イの贈与の時に、当該特別関係会社の法第七十条の七第二項第一号イに規定する常時使用従業員（経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする親族を除く。以下この項及び第二十四項において「親族外従業員」という。）の数が五人以上であること。
 - ハ イの贈与の時に、当該特別関係会社が、ロの親族外従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。
- 二 当該資産保有型会社等が、次に掲げる要件の全てを満たす法第七十条の七第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社でないこと。
 - イ 当該資産保有型会社等が、法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日まで引き続き三年以上にわたり、商品の販売その他の業務で財務省令で定めるもの<措規23の9⑤>を行っていること。
 - ロ イの贈与の時に、当該資産保有型会社等の親族外従業員の数が五人以上であること。
 - ハ イの贈与の時に、当該資産保有型会社等が、ロの親族外従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。

措令40の8

7 法第七十条の七第二項第一号ハに規定する政令で定める特別の関係がある会社は、同号に規定する円滑化法認定を受けた会社、当該円滑化法認定を受けた会社の代表権を有する者及び当該代表権を有する者と次に掲げる特別の関係がある者（第六号ハに掲げる会社を除く。）が有する他の会社（会社法第二条第二号に規定する外国会社を含む。）の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社とする。

- 一 当該代表権を有する者の親族
- 二 当該代表権を有する者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 三 当該代表権を有する者の使用人
- 四 当該代表権を有する者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持している者（前三号に掲げる者を除く。）
- 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- 六 次に掲げる会社
 - イ 当該代表権を有する者（当該円滑化法認定を受けた会社及び前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）が有する会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該会社
 - ロ 当該代表権を有する者及びイに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社
 - ハ 当該代表権を有する者及びイ又はロに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

措令40の8

8 前項の規定は、法第七十条の七第二項第一号ハに規定する特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社

について準用する。この場合において、前項第一号中「の親族」とあるのは、「と生計を一にする親族」と読み替えるものとする。

措令40の8

9 法第七十条の七第二項第一号ホに規定する政令で定める関係は、会社が他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式等を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式等を保有する場合における当該会社と他の法人との間の関係（以下この項において「直接支配関係」という。）とする。この場合において、当該会社及びこれとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の他の法人又は当該会社との間に直接支配関係がある一若しくは二以上の他の法人がその他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式等を保有するときは、当該会社は当該その他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式等を保有するものとみなす。

措令40の8

10 法第七十条の七第二項第一号へに規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 法第七十条の七第二項第一号に規定する円滑化法認定を受けた会社の同条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度（当該贈与の日が当該贈与の日の属する事業年度の末日である場合には、当該贈与の日の属する事業年度及び当該事業年度の直前の事業年度）における総収入金額（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるもの<措規23の9⑥>に限る。）が、零を超えること。
- 二 前号の円滑化法認定を受けた会社が発行する会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を当該円滑化法認定を受けた会社に係る経営承継受贈者以外の者が有していないこと。
- 三 第一号の円滑化法認定を受けた会社の法第七十条の七第二項第一号へに規定する特定特別関係会社（会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当するものを除く。）が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第二条に規定する中小企業者に該当すること。

措令40の8

11 法第七十条の七第二項第三号へに規定する当該個人と政令で定める特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該個人の親族
- 二 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 三 当該個人の使用人
- 四 当該個人から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持している者（前三号に掲げる者を除く。）
- 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- 六 次に掲げる会社
 - イ 当該個人（前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）が有する会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該会社
 - ロ 当該個人及びイに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社
 - ハ 当該個人及びイ又はロに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

措令40の8

12 法第七十条の七第二項第五号イに規定する政令で定める法人は、認定贈与承継会社、当該認定贈与承継会社の代表権を有する者及び当該代表権を有する者と第七項各号に掲げる特別の関係がある者が有する次の各号（当該認定贈与承継会社が資産保有型会社等に該当しない場合にあつては、第一号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる法人の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。第一号において同じ。）の数又は金額が、当該各号に定める数又は金額である場合における当該法人とする。

- 一 法人（医療法人を除く。）の株式等（非上場株式等を除く。）当該法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人にあつては、発行済みの同条第十四項に規定する投資口）又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額
- 二 医療法人の出資当該医療法人の出資の総額の百分の五十を超える金額

措令40の8

13 法第七十条の七第二項第五号に規定する納税猶予分の贈与税額（次項、第十五項及び第十七項において「納税猶予分の贈与税額」という。）に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8

14 法第七十条の七第一項に規定する対象受贈非上場株式等を同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第四十条の八の八までにおいて同じ。）をした贈与者又は当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が二以上ある場合における納税猶予分の贈与税額の計算においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を当該経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなす。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合当該対象受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の対象受贈非上場株式等の価額（同条第二項第五号イに規定する対象受贈非上場株式等の価額をいう。次号及び次項において同じ。）の合計額
- 二 当該対象受贈非上場株式等が相続税法第二十一条の九第三項（法第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合当該対象受贈非上場株

式等に係る経営承継受贈者がその年中において法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の対象受贈非上場株式等の価額を特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。）ごとに合計した額（次項第二号ロにおいて「特定贈与者ごとの贈与税の課税価格」という。）のそれぞれの額

措令40の8

15 前項の場合において、法第七十条の七第一項に規定する対象受贈非上場株式等に係る贈与者及び認定贈与承継会社の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。この場合において、当該金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 一 前項第一号に掲げる場合イに掲げる金額にロに掲げる割合を乗じて計算した金額
 - イ 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用して計算した納税猶予分の贈与税額
 - ロ 法第七十条の七第一項に規定する対象受贈非上場株式等に係る贈与者及び認定贈与承継会社の異なるものごとの対象受贈非上場株式等の価額が前項第一号に定めるその年分の贈与税の課税価格に占める割合
- 二 前項第二号に掲げる場合イに掲げる金額にロに掲げる割合を乗じて計算した金額
 - イ 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用して計算した納税猶予分の贈与税額
 - ロ 法第七十条の七第一項に規定する対象受贈非上場株式等に係る贈与者及び認定贈与承継会社の異なるものごとの対象受贈非上場株式等の価額が特定贈与者ごとの贈与税の課税価格に占める割合

措令40の8

16 第十四項の場合において、法第七十条の七第三項から第六項まで、第十一項、第十二項、第十四項から第十六項まで及び第二十一項の規定は、同条第一項に規定する対象受贈非上場株式等（合併により当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合<措規23の9②>には、当該対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において「対象受贈非上場株式等」という。）に係る贈与者及び認定贈与承継会社の異なるものごとに適用するものとする。

措令40の8

17 法第七十条の七第二項第七号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより計算した金額を合計した金額とする。

- 一 法第七十条の七第四項の規定の適用があつた場合（同項の表の第一号の上欄に掲げる場合に限る。）
 - 納税猶予分の贈与税額に、イに掲げる数又は金額がロに掲げる数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額（その金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）
 - イ 法第七十条の七第四項の表の第一号の上欄の贈与をした対象受贈非上場株式等の数又は金額
 - ロ 贈与時対象受贈株式等（法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の時に経営承継受贈者が有していた対象受贈非上場株式等をいう。以下この項において同じ。）の数又は金額（当該贈与の時からイの贈与の直前までの間に当該贈与時対象受贈株式等の併合があつたことその他の財務省令で定める事由<措規23の9③>により当該贈与時対象受贈株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額）
- 二 法第七十条の七第四項の規定の適用があつた場合（同項の表の第二号の上欄に掲げる場合に限る。）
 - 納税猶予分の贈与税額に、イに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額（その金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）
 - イ 認定贈与承継会社が、法第七十条の七第四項の表の第二号の上欄の適格合併をした場合（第二十七項において「適格合併をした場合」という。）における合併又は同欄の適格交換等をした場合（第二十七項において「適格交換等をした場合」という。）における株式交換若しくは株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）に際して、同欄の吸収合併存続会社等（以下この条において「吸収合併存続会社等」という。）又は同欄の他の会社が交付しなければならぬ株式等（一株に満たない端数の合計数に相当する数の株式を除く。第二十七項において同じ。）以外の金銭その他の資産で、対象受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者が受けるものの額
 - ロ イの合併がその効力を生ずる日の属する年の前年十二月三十一日における対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の純資産額（第四号ロ、第二十七項及び第二十九項において「合併前純資産額」という。）又はイの株式交換等がその効力を生ずる日の属する年の前年十二月三十一日における当該認定贈与承継会社の純資産額（第五号ロ、第二十七項及び第三十項において「交換等前純資産額」という。）のうち当該合併又は当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該対象受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額に、贈与時対象受贈株式等の数又は金額（当該贈与時対象受贈株式等に係る贈与の時から当該合併又は当該株式交換等がその効力を生ずる直前までの間に当該贈与時対象受贈株式等の併合があつたことその他の財務省令で定める事由<措規23の9③>により当該贈与時対象受贈株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額）の当該合併又は当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該対象受贈非上場株式等の数又は金額に対する割合を乗じて計算した金額
- 三 法第七十条の七第五項の規定の適用があつた場合（同項の表の第二号の上欄に掲げる場合に限る。）
 - 納税猶予分の贈与税額に、イに掲げる数又は金額がロに掲げる数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額（その金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）
 - イ 法第七十条の七第五項の表の第二号の上欄の譲渡等をした対象受贈非上場株式等（合併又は株式交換等に際して吸収合併存続会社等又は同条第四項の表の第二号の上欄の他の会社が交付しなければならぬ株式のうち一株に満たない端数の合計数に相当する数の株式を除く。第二十八項において同じ。）の数又は金額

- ロ 贈与時対象受贈株式等の数又は金額（当該贈与時対象受贈株式等に係る贈与の時からイの譲渡等の直前までの間に当該贈与時対象受贈株式等の併合があつたことその他の財務省令で定める事由<措規23の9⑬>により当該贈与時対象受贈株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額）
- 四 法第七十条の七第五項の規定の適用があつた場合（同項の表の第三号の上欄に掲げる場合に限る。）__納税猶予分の贈与税額に、イに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額（その金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）
- イ 法第七十条の七第五項の表の第三号の上欄の合併に際して吸収合併存続会社等が交付しなければならない株式等（一株に満たない端数の合計数に相当する数の株式を除く。第二十九項において同じ。）以外の金銭その他の資産で対象受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者が受けるものの額
- ロ 合併前純資産額のうちイの合併がその効力を生ずる直前における対象受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額に、贈与時対象受贈株式等の数又は金額（当該贈与時対象受贈株式等に係る贈与の時から当該合併がその効力を生ずる直前までの間に当該贈与時対象受贈株式等の併合があつたことその他の財務省令で定める事由<措規23の9⑬>により当該贈与時対象受贈株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額）の当該合併がその効力を生ずる直前における当該対象受贈非上場株式等の数又は金額に対する割合を乗じて計算した金額
- 五 法第七十条の七第五項の規定の適用があつた場合（同項の表の第四号の上欄に掲げる場合に限る。）__納税猶予分の贈与税額に、イに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額（その金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）
- イ 法第七十条の七第五項の表の第四号の上欄の株式交換等に際して同欄の他の会社が交付しなければならない株式等（一株に満たない端数の合計数に相当する数の株式を除く。第三十項において同じ。）以外の金銭その他の資産で対象受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者が受けるものの額
- ロ 交換前純資産額のうちイの株式交換等がその効力を生ずる直前における対象受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額に、贈与時対象受贈株式等の数又は金額（当該贈与時対象受贈株式等に係る贈与の時から当該株式交換等がその効力を生ずる直前までの間に当該贈与時対象受贈株式等の併合があつたことその他の財務省令で定める事由<措規23の9⑬>により当該贈与時対象受贈株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額）の当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該対象受贈非上場株式等の数又は金額に対する割合を乗じて計算した金額
- 六 法第七十条の七第五項の規定の適用があつた場合（同項の表の第五号の上欄に掲げる場合に限る。）__納税猶予分の贈与税額に、イに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額（その金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）
- イ 法第七十条の七第五項の表の第五号の上欄の会社分割に際して、同欄に規定する吸収分割承継会社等（イ及び第三十一項において「吸収分割承継会社等」という。）が認定贈与承継会社から承継した資産の当該会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年十二月三十一日における価額から当該吸収分割承継会社等が当該認定贈与承継会社から承継した負債の同日における価額を控除した残額（第三十一項において「承継純資産額」という。）に、当該認定贈与承継会社から対象受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者に配当された当該吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額が当該認定贈与承継会社が交付を受けた当該吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額
- ロ イの会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年十二月三十一日における対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の純資産額（第三十一項において「分割前純資産額」という。）のうち当該会社分割がその効力を生ずる直前における当該対象受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額に、贈与時対象受贈株式等の数又は金額（当該贈与時対象受贈株式等に係る贈与の時から当該会社分割がその効力を生ずる直前までの間に当該贈与時対象受贈株式等の併合があつたことその他の財務省令で定める事由<措規23の9⑬>により当該贈与時対象受贈株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額）の当該会社分割がその効力を生ずる直前における当該対象受贈非上場株式等の数又は金額に対する割合を乗じて計算した金額
- 七 法第七十条の七第五項の規定の適用があつた場合（同項の表の第六号の上欄に掲げる場合に限る。）__納税猶予分の贈与税額に、イに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額（その金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）
- イ 法第七十条の七第五項の表の第六号の上欄の組織変更に際して認定贈与承継会社から交付された当該認定贈与承継会社の株式等以外の財産で対象受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者が受けるものの価額
- ロ イの組織変更がその効力を生ずる日の属する年の前年十二月三十一日における対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の純資産額（第三十二項において「組織変更前純資産額」という。）のうち当該組織変更がその効力を生ずる直前における当該対象受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額に、贈与時対象受贈株式等の数又は金額（当該贈与時対象受贈株式等に係る贈与の時から当該組織変更がその効力を生ずる直前までの間に当該贈与時対象受贈株式等の併合があつたことその他の財務省令で定める事由<措規23の9⑬>により当該贈与時対象受贈株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額）の当該組織変更がその効力を生ずる直前における当該対象受贈非上場株式等の数又は金額に対する割合を乗じて計算した金額

措令40の8

18 前項第二号ロ、第六号ロ及び第七号ロの純資産額は、それぞれ同項第二号イの合併又は株式交換等、同項第六号イの会社分割及び同項第七号イの組織変更がその効力を生ずる日の属する年の前年十二月三十一日における対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の資産の額から負債の額を控除した残額とする。

措令40の8

19 法第七十条の七第二項第八号に規定する政令で定める期間は、認定贈与承継会社の同条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該認定贈与承継会社に係る経営承継受贈者の同条第二項第七号ロに規定する猶予中贈与税額（以下この条において「猶予中贈与税額」という。）に相当する贈与税の全部につき法第七十条の七第一項、第三項から第五項まで、第十一項、第十二項又は第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間とする。

措令40の8

20 第十一項の規定は、法第七十条の七第二項第八号ハ、第三項第三号、第十四項、第十六項第一号、第三号及び第四号、第二十九項並びに第三十二項第一号に規定する政令で定める特別の関係がある者について準用する。

措令40の8

21 法第七十条の七第二項第八号ハに規定する剰余金の配当等の額その他会社から受けた金額として政令で定めるものは、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 法第七十条の七第二項第八号ハの会社から受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当（最初の同条第一項の規定の適用に係る贈与の時（対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について、当該贈与の時前に法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時。次号及び第二十三項において同じ。）前に受けたものを除く。）の額
- 二 前号の会社から支給された給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の時前に支給されたものを除く。）の額のうち、法人税法第三十四条又は第三十六条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額

措令40の8

22 法第七十条の七第二項第九号に規定する政令で定める期間は、認定贈与承継会社の同条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該認定贈与承継会社に係る経営承継受贈者の猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同項又は同条第三項から第五項まで、第十一項、第十二項若しくは第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までに終了する事業年度の末日までの期間とする。

措令40の8

23 法第七十条の七第三項第二号に規定する政令で定める数は、認定贈与承継会社の最初の同条第一項の規定の適用に係る贈与の時における常時使用従業員（同条第二項第一号イに規定する常時使用従業員をいう。以下この条において同じ。）の数（当該贈与の時に合併その他の財務省令で定める事由<措規23の9⑩>が生じたときは、常時使用従業員の数に相当するものとして財務省令で定める数。以下この項において同じ。）に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、当該贈与の時における常時使用従業員の数が一人のときは一人とする。）とする。

措令40の8

24 法第七十条の七第三項第九号に規定する資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものは、資産保有型会社等のうち、資産保有型会社等に該当することとなつた日（以下この項において「該当日」という。）において、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- 一 当該資産保有型会社等の特定資産から当該資産保有型会社等が有する当該資産保有型会社等の特別関係会社（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）の株式等を除いた場合であつても、当該資産保有型会社等が法第七十条の七第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社に該当すること。
 - イ 該当日において、当該特別関係会社が、商品の販売その他の業務で財務省令で定めるもの<措規23の9⑤>を行っていること。
 - ロ 該当日において、当該特別関係会社の親族外従業員の数が五人以上であること。
 - ハ 該当日において、当該特別関係会社が、ロの親族外従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。
- 二 当該資産保有型会社等が次に掲げる要件の全てを満たす法第七十条の七第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社でないこと。
 - イ 該当日において、当該資産保有型会社等が、商品の販売その他の業務で財務省令で定めるものを行っていること。
 - ロ 該当日において、当該資産保有型会社等の親族外従業員の数が五人以上であること。
 - ハ 該当日において、当該資産保有型会社等が、ロの親族外従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。

措令40の8

25 法第七十条の七第三項第十七号に規定する政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項第十七号に規定する政令で定める日は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が発行する会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を当該認定贈与承継会社に係る経営承継受贈者以外の者が有することとなつたとき__その有すること

となつた日

- 二 対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社（株式会社であるものに限る。）が当該対象受贈非上場株式等の全部又は一部の種類を株主総会において議決権を行使することができる事項につき制限のある株式に変更した場合_その変更した日
- 三 対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社（持分会社であるものに限る。）が定款の変更により当該認定贈与承継会社に係る経営承継受贈者が有する議決権の制限をした場合_当該制限をした日
- 四 対象受贈非上場株式等に係る贈与者が当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有することとなつた場合_その有することとなつた日

措令40の8

26 法第七十条の七第四項の表の第一号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同欄の贈与の直前における猶予中贈与税額に、当該贈与をした対象受贈非上場株式等の数又は金額が当該贈与の直前における当該対象受贈非上場株式等の数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8

27 法第七十条の七第四項の表の第二号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、認定贈与承継会社が適格合併をした場合における合併又は適格交換等をした場合における株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額に、当該合併又は当該株式交換等に際して吸収合併存続会社等又は同号の上欄の他の会社が交付しなければならない株式等以外の金銭その他の資産の額が合併前純資産額又は交換等前純資産額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8

28 法第七十条の七第五項の表の第二号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同欄の譲渡等の直前における猶予中贈与税額に、当該譲渡等をした対象受贈非上場株式等の数又は金額が当該譲渡等の直前における当該対象受贈非上場株式等の数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8

29 法第七十条の七第五項の表の第三号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同欄の合併がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額に、合併前純資産額から当該合併に際して吸収合併存続会社等が交付しなければならない株式等以外の金銭その他の資産の額を控除した残額が当該合併前純資産額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げる。

措令40の8

30 法第七十条の七第五項の表の第四号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同欄の株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額に、交換等前純資産額から当該株式交換等に際して同欄の他の会社が交付しなければならない株式等以外の金銭その他の資産の額を控除した残額が当該交換等前純資産額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げる。

措令40の8

31 法第七十条の七第五項の表の第五号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同欄の会社分割がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額に、配当純資産額（承継純資産額に、当該会社分割に際して対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社から配当された吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額が当該会社分割に際して当該認定贈与承継会社が交付を受けた当該吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額）が分割前純資産額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8

32 法第七十条の七第五項の表の第六号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同欄の組織変更がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額に、当該組織変更の際に認定贈与承継会社から交付された当該認定贈与承継会社の株式等以外の財産の価額が組織変更前純資産額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8

33 法第七十条の七第六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第七十条の七第六項本文の規定により提供された担保の全部又は一部につき変更があつた場合
- 二 法第七十条の七第六項本文の規定により担保として提供された対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が、当該対象受贈非上場株式等に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合（税務署長に対し書面によりその旨の通知があつた場合において、当該定款の変更がその効力を生ずる日までに第三項に規定する方法により担保の提供が行われたときを除く。）
- 三 法第七十条の七第六項本文の規定により担保として提供された対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社（株券不発行会社であるものに限る。）が、当該対象受贈非上場株式等に係る株券を発行する旨の定款の定めを設ける定款の変

更をした場合（税務署長に対し書面によりその旨の通知があつた場合において、当該定款の変更がその効力を生ずる日までに国税通則法施行令第十六条に定める手続により担保の提供が行われたときを除く。）

措令40の8

34 対象受贈非上場株式等（法第七十条の七第六項本文の規定により担保として提供されたものに限る。）に係る認定贈与承継会社について合併（合併により当該認定贈与承継会社が消滅する場合に限る。）、株式交換その他の事由（以下この項及び次項において「特定事由」という。）が生じ、又は生ずることが確実であると認められ、かつ、その提供された担保の全部又は一部を解除することがやむを得ないと認められる場合において、当該対象受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者が当該特定事由が生じた後遅滞なく対象受贈非上場株式等の全部又は一部を再び担保として提供することが確実であると見込まれるときは、税務署長は、当該経営承継受贈者の申請に基づき、その提供された担保の全部又は一部を解除することができる。この場合において、同条第六項ただし書の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 当該担保の解除は、なかつたものとみなす。
- 二 当該経営承継受贈者が、対象受贈非上場株式等の全部又は一部について、当該特定事由が生じた日から二月を経過する日（当該経営承継受贈者が同日までに再び担保として提供することができないことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、税務署長の指定する日）までに再び担保として提供しなかつた場合には、同日において国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じなかつたものとみなす。

措令40の8

35 前項の申請は、特定事由が生じた日から一月を経過する日までに、同項の対象受贈非上場株式等について同項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項<措規23の9②>を記載した申請書に財務省令で定める書類<措規23の9②>を添付したものをもつてしなければならない。

措令40の8

36 法第七十条の七第九項の規定により提出する届出書には、引き続き同条第一項の規定の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載し、かつ、財務省令で定める書類<措規23の9②④>を添付しなければならない。

- 一 経営承継受贈者の氏名及び住所
- 二 贈与者から法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により対象受贈非上場株式等の取得をした年月日
- 三 対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の名称及び本店の所在地
- 四 当該届出書を提出する日の直前の法第七十条の七第二項第七号に規定する経営贈与報告基準日（以下この号、次項及び第五十七項第一号において「経営贈与報告基準日」という。）までに終了する各事業年度（当該経営贈与報告基準日の直前の経営贈与報告基準日及び同条第一項に規定する贈与税の申告書の提出期限までに終了する事業年度を除く。）における総収入金額
- 五 その他財務省令で定める事項<措規23の9⑤>

措令40の8

37 法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）は、同条第十五項の届出書を提出する場合には、当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る同項第二号の贈与者が死亡した日の直前の経営贈与報告基準日（当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る同号の贈与者が同条第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営贈与報告基準日がないときは、当該贈与税の申告書の提出期限）の翌日から当該死亡した日までの間における当該経営承継受贈者又は同条第一項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が同条第四項の表の各号の上欄又は同条第五項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する事由の有無その他の財務省令で定める事項<措規23の9②>を明らかにする書類として財務省令で定めるもの<措規23の9②>を当該届出書に添付しなければならない。この場合において、当該届出書が同条第十五項第二号に係るものであつて、当該経営承継受贈者が同号の贈与者の死亡（同条第一項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同条第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までの間における死亡に限る。）に係る相続税法第二十七条第一項の規定による相続税の申告書を提出するとき（法第七十条の七第十五項の納税地の所轄税務署長と当該贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長とが同一である場合に限る。）は、当該届出書を当該相続税の申告書と併せて提出しなければならない。

措令40の8

38 法第七十条の七第十五項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号の贈与者の死亡の直前における猶予中贈与税額に、当該贈与者が贈与をした対象受贈非上場株式等の数又は金額（当該贈与者が同項（第三号に係る部分に限り、法第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与をした当該対象受贈非上場株式等の数又は金額を除く。）が当該贈与者の死亡の直前における当該対象受贈非上場株式等の数又は金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8

39 法第七十条の七第十五項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する贈与の直前における猶予中贈与税額に、当該贈与をした対象受贈非上場株式等の数又は金額が当該贈与の直前における当該対象受贈非上場株式等の数又は金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8

40 法第七十条の七第十六項第一号及び第三十二項第一号イに規定する一人の者として政令で定めるものは、持分の定めのある法人（医療法人を除く。）又は個人で、同条第十六項第一号の譲渡等があつた後の認定贈与承継会社の経営を実質的

に支配する者として財務省令で定める者<措規23の9②>とする。

措令40の8

41 法第七十条の七第十六項第一号及び第二十一項に規定する政令で定める事実、法人税法施行令第二十四条の二第一項に規定する事実（同項第一号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三百三十五条第一項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限り。）とし、法第七十条の七第十六項第一号に規定する政令で定める計画は、法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第四号又は第五号に掲げる要件に該当する債務処理に関する計画とする。

措令40の8

42 第二十一項の規定は、法第七十条の七第十六項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロ並びに第二十一項第二号に規定する剰余金の配当等の額その他認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものについて準用する。

措令40の8

43 法第七十条の七第十六項の申請書の提出があつた場合において、当該提出があつた日又は同条第十八項に規定する納期限のいずれか遅い日の翌日から同条第十七項の規定による通知を發した日までの間において延滞税の額を計算するとき、猶予中贈与税額から同条第十六項に規定する免除申請贈与税額を控除した残額を基礎として計算するものとする。

措令40の8

44 法第七十条の七第十六項の申請書の提出があつた場合において、当該提出があつた日から同条第十七項の規定による通知を發した日までの間において利子税の額を計算するときは、猶予中贈与税額から同条第十六項に規定する免除申請贈与税額を控除した残額を基礎として計算するものとする。

措令40の8

45 法第七十条の七第十六項の申請書の提出があつた場合において、同項各号の猶予中贈与税額から同項に規定する免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税の納付があつたときは、税務署長は、当該猶予中贈与税額に係る担保（当該担保が同条第六項本文の規定により提供された対象受贈非上場株式等である場合に限り。）を解除することができる。

措令40の8

46 法第七十条の七第二十一項に規定する政令で定める要件は、同項に規定する認可決定日において、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

- 一 法第七十条の七第一項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であること。
- 二 前号の認定贈与承継会社の株式等が非上場株式等に該当すること。

措令40の8

47 法第七十条の七第二十一項に規定する政令で定める評定は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める評定とする。

- 一 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつたこと__認定贈与承継会社がその有する資産の価額につき当該再生計画又は当該更生計画の認可の決定があつた時の価額により行う評定
- 二 法第七十条の七第二十一項に規定する政令で定める事実__認定贈与承継会社が法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号イに規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定

措令40の8

48 法第七十条の七第二十六項の規定により提出する同条第九項又は第十五項の届出書には、第三十六項又は第三十七項に規定する事項のほか、当該届出書を同条第九項に規定する届出期限又は同条第十五項に規定する免除届出期限までに提出することができなかつた事情の詳細を記載し、かつ、第三十六項又は第三十七項に規定する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

措令40の8

49 法第七十条の七第三十項第一号に規定する政令で定める災害は、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害とする。

措令40の8

50 法第七十条の七第三十項第一号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する災害（以下この条及び次条において「災害」という。）が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における認定贈与承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額に対する当該認定贈与承継会社の当該災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。第五十二項において同じ。）をした資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上である場合とする。

措令40の8

51 災害が法第七十条の七第三十項第一号に規定する経営贈与承継期間（第五十七項及び第六十項において「経営贈与承継期間」という。）の末日の翌日以後に発生した場合における同条第三十項の規定の適用については、同号中「経営贈与承継期間の末日の翌日から当該災害が発生した日の直前の経営贈与報告基準日の翌日以後十年を経過する日までの期間（最初の経営贈与報告基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあつては、当該経営贈与報告基準日の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間）をいう」とあるのは、「当該災害が発生した日の直前の特定基準日（第四号ロに規定する特定基準日をいう。以下この号において同じ。）の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間（最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあつては、経営贈与承継期間の末日の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間）をいい、当該災害が発生した日以後の期間に限る」とする。

措令40の8

52 法第七十条の七第三十項第二号に規定する政令で定める場合は、認定贈与承継会社の災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数に対する当該認定贈与承継会社の被災常時使用従業員（同号に規定する事業所（当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。）のうち当該災害が発生した日から同日以後六月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が当該認定贈与承継会社の本来の業務に従事することができないと認められるものにおいて、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員をいう。）の数の割合が百分の二十以上である場合とする。

措令40の8

53 法第七十条の七第三十項第二号イに規定する政令で定める数は、同号イの被災事業所又は被災事業所以外の事業所につき、それぞれ特例対象贈与（最初の同条第一項の規定の適用に係る贈与をいう。以下この項及び第五十七項第一号において同じ。）の時（対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について、当該贈与の時前に法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時。以下この項及び第五十七項第一号において同じ。）における常時使用従業員の数（当該特例対象贈与の時後に合併その他の財務省令で定める事由〈措規23の9㉟〉が生じたときは、常時使用従業員の数に相当するものとして財務省令で定める数。以下この項及び第五十七項第一号において同じ。）に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、当該特例対象贈与の時における常時使用従業員の数が一人のときは一人とする。）とする。

措令40の8

54 法第七十条の七第三十項第三号に規定する政令で定める場合は、認定贈与承継会社の第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以下である場合（当該認定贈与承継会社が中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号又は第二号に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた場合〈措規23の9㉟〉に限る。）とする。

- 一 特定日（中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由が発生した日又は同項第二号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日をいう。次号において同じ。）の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額
- 二 特定日から特定日以後六月を経過する日までの間における売上金額

措令40の8

55 第五十七項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、法第七十条の七第三十項第三号に規定する売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるときについて準用する。

措令40の8

56 法第七十条の七第三十項第四号に規定する政令で定める場合は、認定贈与承継会社の第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以下である場合（当該認定贈与承継会社が中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた場合〈措規23の9㉟〉に限る。）とする。

- 一 特定日（中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいう。次号において同じ。）の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額
- 二 特定日から特定日以後六月を経過する日までの間における売上金額

措令40の8

57 法第七十条の七第三十項第四号に規定する売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるときとする。

- 一 経営贈与承継期間内に法第七十条の七第三十項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合、各売上判定事業年度（同条第三十項第四号に規定する基準日（以下この項、次項及び第六十項において「基準日」という。）の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する事業年度（同号イに掲げる場合には同号イに定める期間内に終了する事業年度とし、中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除く。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）における売上割合（認定贈与承継会社の当該事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（以下この号及び第五十九項において「贈与特定事業年度」という。）における売上金額に当該売上判定事業年度の月数を乗じてこれを贈与特定事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該売上判定事業年度における売上金額の割合（特例対象贈与の時後に合併その他の財務省令で定める事由〈措規23の9㉟〉が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定贈与承継会社に係る当該割合として財務省令で定めるもの〈措規23の9㉟③〉）をいう。次号において同じ。）の合計を経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内に終了する当該売上判定事業年度の数で除して計算した割合（最初の売上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合には、前項に規定する割合。以下この号において「売上割合の平均値」という。）の次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、各雇用判定基準日（当該売上判定事業年度に係る基準日が経営贈与承継期間内にある場合における当該基準日をいう。以下この項において同じ。）における雇用割合（当該認定贈与承継会社の特例対象贈与の時における常時使用従業員の数に対する当該雇用判定基準日における常時使用従業員の数の割合をいう。次号において同じ。）の合計を経営贈与承継期間の末日において当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日の数で除して計算した割合（最初の売上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定贈与承継会社の特例対象贈与の時における常時使用従業員の数に対する経営贈与承継期間の末日における常時使用従業員の数の割合）がそれぞれイからハまでに定める割合以上であるとき。
 - イ 売上割合の平均値が百分の百以上の場合、百分の八十

- ロ 売上割合の平均値が百分の七十以上百分の百未満の場合__百分の四十
- ハ 売上割合の平均値が百分の七十未満の場合__零
- 二 経営贈与承継期間内に法第七十条の七第三項第九号に掲げる場合又は贈与特定期間（同条第三十項第一号（第五十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する贈与特定期間をいう。以下この号において同じ。）内に同条第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなった場合 売上判定事業年度（同条第三十項第四号ロに掲げる場合には、同号ロに定める期間内に終了する事業年度。以下この号及び次項において同じ。）における売上割合の次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日（当該売上判定事業年度に係る基準日が贈与特定期間内にある場合には、特定基準日（同条第三十項第四号ロに規定する特定基準日をいう。次項において同じ。））における雇用割合がそれぞれイからハまでに定める割合以上であるとき。
 - イ 売上割合が百分の百以上の場合__百分の八十
 - ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合__百分の四十
 - ハ 売上割合が百分の七十未満の場合__零

措令40の8

58 売上判定事業年度に係る基準日が中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号の事由が発生した日以後最初に到来する基準日である場合における法第七十条の七第三十項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第四号中「経営贈与報告基準日（当該売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。）の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日」とあるのは、「同条第五項第三号又は第四号の事由が発生した日から同日以後最初に到来する経営贈与報告基準日（当該売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。）とし、売上判定事業年度に係る特定基準日が当該事由が発生した日以後最初に到来する特定基準日である場合における同項（同号ロに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ロ中「経営贈与承継期間の末日から一年を経過するごとの日（ロにおいて「特定基準日」という。）の直前の特定基準日（当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営贈与承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日」とあるのは「中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号の事由が発生した日から同日以後最初に到来する特定基準日（経営贈与承継期間の末日から一年を経過するごとの日をいい、」と、「中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号」とあるのは「これらの号」とする。

措令40の8

59 法第七十条の七第三十項第四号ロに規定する政令で定める事業年度は、事業年度（中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除く。）における売上金額に贈与特定事業年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額が最初に贈与特定事業年度における売上金額以上となった場合における当該事業年度とする。

措令40の8

60 法第七十条の七第三十項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける同項の経営承継受贈者は、届出期限（基準日が経営贈与承継期間内にある場合には当該基準日の翌日から五月を経過する日をいい、基準日が当該経営贈与承継期間の末日の翌日以後にある場合には当該基準日の翌日から三月を経過する日をいう。）までに、引き続き同項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けたい旨その他財務省令で定める事項<措規23の946>を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない<措規23の947>。

措令40の8

61 法第七十条の七第三十二項の規定の適用を受けようとする同項の経営承継受贈者が同条第三十三項の規定により読み替えて適用する同条第十六項の申請書を提出する場合には、当該申請書に次に掲げる事項の記載がある書類を添付しなければならない。

- 一 法第七十条の七第三十二項の規定の適用を受けようとする旨
- 二 法第七十条の七第三十二項の経営承継受贈者又は認定贈与承継会社が同項各号に掲げる場合に該当する旨及び該当することとなった事情の詳細
- 三 その他財務省令で定める事項<措規23の948>

措令40の8

62 法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者が認定贈与承継会社の非上場株式等で対象株式等（対象受贈非上場株式等、法第七十条の七の二第一項に規定する対象非上場株式等及び法第七十条の七の四第一項に規定する対象相続非上場株式等をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外のものを有する場合において、当該認定贈与承継会社の非上場株式等の譲渡等（譲渡又は贈与をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたとき（法第七十条の七第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をしたときを除く。）は、同条第三項から第五項までの規定の適用については、当該対象株式等以外の非上場株式等から先に譲渡等をしたものとみなし、同条第十五項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をしたときは、同条第三項から第五項まで及び第十五項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該対象株式等から先に当該贈与をしたものとみなす。

措令40の8

63 法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者が、その有する対象株式等の譲渡等をした場合には、同条第三項から第五項まで及び第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該対象株式等のうち先に取得をしたもの（当該先に取得をしたものが同項（同号に係る部分に限り、法第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与により取得をした対象受贈非上場株式等である場合には、当該対象受贈非上場株

式等のうち先に法第七十条の七第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けた他の経営承継受贈者又は特例経営承継受贈者（同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者をいう。次項において同じ。）に係るものから順次譲渡等をしたものとみなす。

措令40の8

64 法第七十条の七第一項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者が贈与者（同項の規定の適用を受けている経営承継受贈者又は法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けている特例経営承継受贈者に限る。）からの贈与（当該贈与者の法第七十条の七第十五項（第三号に係る部分に限り、法第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与に限る。）により当該贈与者に係る対象受贈非上場株式等又は特例対象受贈非上場株式等（法第七十条の七の五第一項に規定する特例対象受贈非上場株式等をいう。以下この項において同じ。）の取得をしている場合において、当該贈与の日の属する年に当該贈与者の相続が開始したときは、当該対象受贈非上場株式等又は特例対象受贈非上場株式等については、相続税法第十九条、第二十一条の十五及び第二十一条の十六の規定は、適用しない。

措令40の8

65 法第七十条の七第十四項において相続税法第六十四条第一項の規定を準用する場合における法人税法第百三十二条第三項、所得税法第百五十七条第三項及び地価税法第三十二条第三項の規定の適用については、法人税法第百三十二条第三項中「相続税法」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七第十四項において準用する相続税法」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第一項第一号中「内国法人である同族会社」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の七第二項第一号（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）に規定する認定贈与承継会社」と読み替えるものとする」と、所得税法第百五十七条第三項中「相続税法」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七第十四項において準用する相続税法」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第一項第一号中「法人税法第二条第十号（定義）に規定する同族会社」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の七第二項第一号（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）に規定する認定贈与承継会社」と読み替えるものとする」と、地価税法第三十二条第三項中「相続税法」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七第十四項において準用する相続税法」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第一項中「法人税法第二条第十号（定義）に規定する同族会社又は所得税法第百五十七条第一項第二号（同族会社等の行為又は計算の否認等）に掲げる法人」とあるのは、「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の七第二項第一号（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）に規定する認定贈与承継会社」と読み替えるものとする」とする。

（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）

措令・第四十条の八の二 法第七十条の七の二第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開始前において、同条第二項第一号に規定する認定承継会社（以下この条において「認定承継会社」という。）の代表権（制限が加えられた代表権を除く。以下この条において同じ。）を有していた個人で、次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ 当該相続の開始の直前（当該個人が当該相続の開始の直前において当該認定承継会社の代表権を有しない場合には、当該個人が当該代表権を有していた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前）において、当該個人及び当該個人と法第七十条の七の二第二項第三号ロに規定する特別の関係がある者の有する当該認定承継会社の同項第二号に規定する非上場株式等（以下この条において「非上場株式等」という。）に係る議決権の数の合計が、当該認定承継会社の法第七十条の七第二項第三号ハに規定する総株主等議決権数（第八項及び第十一項において「総株主等議決権数」という。）の百分の五十を超える数であること。

ロ 当該相続の開始の直前（当該個人が当該相続の開始の直前において当該認定承継会社の代表権を有しない場合には、当該個人が当該代表権を有していた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前）において、当該個人が有する当該認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人と法第七十条の七の二第二項第三号ロに規定する特別の関係がある者（当該認定承継会社の同号に規定する経営承継相続人等（以下この条において「経営承継相続人等」という。）となる者を除く。）のうちいずれの者が有する当該非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

二 法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けようとする者が、次に掲げる者のいずれかに該当する場合 認定承継会社の非上場株式等を有していた個人

イ 当該認定承継会社の非上場株式等について、法第七十条の七第一項、第七十条の七の二第一項又は第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている者

ロ 前条第一項第一号に定める者から法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により当該認定承継会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除く。）

ハ 前号に定める者から法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該認定承継会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除く。）

措令40の8の2

2 法第七十条の七の二第一項に規定する被相続人（以下この条において「被相続人」という。）からの贈与（当該贈与が法第七十条の七第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める贈与である場合に限る。）により非上場株式等の取得をしている個人が、当該贈与の日の属する年において当該被相続人の相続が開始し、かつ、当該被相続人からの相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条及び第四十条の八の六において同じ。）により財産の取得をしたことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得をした非上場株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合（当該非上場株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用が

ある場合を含む。)には、法第七十条の七の二(第三十五項から第三十八項までを除く。)の規定の適用については、当該贈与により取得をした非上場株式等は、当該個人が当該被相続人からの相続又は遺贈により取得をしたものとみなす。この場合において、同条第一項中「相続の開始」とあるのは「贈与」と、同条第二項第一号中「前項の規定の適用に係る相続の開始」とあるのは「被相続人からの非上場株式等の贈与」と、同項第三号中「前項の規定の適用に係る相続又は遺贈」とあるのは「贈与」と、同号イ中「相続の開始の日の翌日から五月を経過する日」とあるのは「贈与の時」と、同号ロ及びハ中「相続の開始」とあるのは「贈与」と、同号ニ中「相続の開始」とあるのは「贈与」と、「相続又は遺贈」とあるのは「贈与」と、同条第三十項中「相続の開始」とあるのは「贈与」と、同条第三十二項中「発生した日から一年を経過する日の前日まで」とあるのは「発生前」と、「相続又は遺贈」とあるのは「贈与」と、「政令で定める期限」とあるのは「当該災害等の発生した日から十月を経過する日」と、前項、第四項、第七項、第十項第一号、第二十二項、第二十五項から第二十八項まで、第五十七項及び第六十一項第一号中「相続の開始」とあるのは「贈与」とする。

措令40の8の2

3 被相続人から法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により認定承継会社の非上場株式等の取得をした個人が**第一次経営承継相続人等**(当該被相続人からの相続又は遺贈によりその有する認定承継会社の非上場株式等の取得をした個人で、当該相続又は遺贈に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限前に当該相続税の申告書を提出しないで死亡したものをいう。)に該当する場合において、**第二次経営承継相続人等**(当該第一次経営承継相続人等からの相続又は遺贈により当該認定承継会社の非上場株式等の取得をした個人で、当該認定承継会社の経営を確実に承継すると認められる要件として財務省令で定めるもの<措規23の10①>を満たしているものをいう。)があるときは、当該第一次経営承継相続人等に係る同項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、当該第一次経営承継相続人等が当該被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日前に死亡したときは、当該第一次経営承継相続人等に係る同項の規定の適用については、当該第一次経営承継相続人等は同条第二項第三号イの要件を満たしているものとみなし、当該第二次経営承継相続人等に係る同条第一項の規定の適用については、当該第一次経営承継相続人等はその死亡の前において当該認定承継会社の代表権を有していたものとみなす。

が、当該相続に係る 相続税の申告書	の相続人が、当該相続に係る 同法第二十七条第二項の規定による申告書
当該非上場株式等で当該 相続税の申告書	当該非上場株式等(当該経営承継相続人等からの相続又は遺贈により当該非上場株式等の取得をした経営承継相続人等(以下この項において「 第二次経営承継相続人等 」という。)が、 相続税の申告書 にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしたものに限り。)で 同条第二項の規定による申告書
当該 相続税の申告書の提出期限 までに当該その納税を猶予する	当該 第二次経営承継相続人等 が当該経営承継相続人等からの相続又は遺贈により取得をした 対象非上場株式等 につきこの項の規定の適用を受けるため 対象非上場株式等 に係る 第十六項の規定の適用 については、その納税を猶予したものとみなす

措令40の8の2

4 法第七十条の七の二第一項に規定する発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものは、経営承継相続人等が同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした認定承継会社の非上場株式等(議決権に制限のないものに限り。以下この項において同じ。)のうち、当該相続の開始の時における当該認定承継会社の発行済株式又は出資(議決権に制限のない株式等(株式又は出資をいう。以下この条において同じ。))に限り。)の総数又は総額の三分の二(当該相続の開始の直前において当該相続に係る経営承継相続人等が有していた当該認定承継会社の非上場株式等があるときは、当該総数又は総額の三分の二から当該経営承継相続人等が有していた当該認定承継会社の非上場株式等の数又は金額を控除した残数又は残額)に達するまでの部分とする。この場合において、当該総数又は総額の三分の二に一株未満又は一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。

措令40の8の2

5 法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等が行う担保の提供については、国税通則法施行令第十六条に定める手続によるほか、認定承継会社(株券不発行会社(会社法**第一百七十七条第七項に規定する株券発行会社以外の株式会社**をいう。次項及び**第三十九項第三号**において同じ。))又は持分会社であるものに限り。)の法第七十条の七の二第一項に規定する**対象非上場株式等**を担保として提供する場合には、当該経営承継相続人等が当該**対象非上場株式等**を担保として提供することを約する書類その他の財務省令で定める書類<措規23の10②>を納税地の所轄税務署長に提出する方法によるものとする。

措令40の8の2

6 税務署長は、前項の規定により認定承継会社(株券不発行会社又は持分会社であるものに限り。)の法第七十条の七の二第一項に規定する**対象非上場株式等**が担保として提供されている場合において、当該担保を解除したときは、当該経営承継相続人等が当該**対象非上場株式等**を担保として提供することを約する書類その他の財務省令で定める書類<措規23の10③>を当該経営承継相続人等に返還しなければならない。

措令40の8の2

7 法第七十条の七の二第二項第一号ロに規定する資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものは、同項第八号に規定する**資産保有型会社**又は同項第九号に規定する**資産運用型会社**(以下この項、第十二項及び第三十項において「**資産保有型会社等**」という。)のうち、同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の時において、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- 一 当該**資産保有型会社等**の法第七十条の七第二項第八号ロに規定する**特定資産**(第三十項第一号、第五十四項及び第六十七項において「**特定資産**」という。)から当該**資産保有型会社等**が有する当該**資産保有型会社等**の法第七十条の七の二

第二項第一号ハに規定する特別関係会社（以下この号及び第三十項第一号において「特別関係会社」という。）で次に掲げる要件の全てを満たすものの株式等を除いた場合であっても、当該資産保有型会社等が同条第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社に該当すること。

イ 当該特別関係会社が、法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開始の日まで引き続き三年以上にわたり、商品の販売その他の業務で財務省令で定めるもの<措規23の10⑥>を行つていること。

ロ イの相続の開始の時において、当該特別関係会社の法第七十条の七の二第二項第一号イに規定する常時使用従業員（経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする親族を除く。以下この項及び第三十項において「親族外従業員」という。）の数が五人以上であること。

ハ イの相続の開始の時において、当該特別関係会社が、ロの親族外従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。

二 当該資産保有型会社等が、次に掲げる要件の全てを満たす法第七十条の七の二第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社でないこと。

イ 当該資産保有型会社等が、法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開始の日まで引き続き三年以上にわたり、商品の販売その他の業務で財務省令で定めるもの<措規23の10⑥>を行つていること。

ロ イの相続の開始の時において、当該資産保有型会社等の親族外従業員の数が五人以上であること。

ハ イの相続の開始の時において、当該資産保有型会社等が、ロの親族外従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。

措令40の8の2

8 法第七十条の七の二第二項第一号ハに規定する政令で定める特別の関係がある会社は、同号に規定する円滑化法認定を受けた会社、当該円滑化法認定を受けた会社の代表権を有する者及び当該代表権を有する者と次に掲げる特別の関係がある者（第六号ハに掲げる会社を除く。）が有する他の会社（会社法第二条第二号に規定する外国会社を含む。）の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社とする。

一 当該代表権を有する者の親族

二 当該代表権を有する者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三 当該代表権を有する者の使用人

四 当該代表権を有する者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持している者（前三号に掲げる者を除く。）

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

六 次に掲げる会社

イ 当該代表権を有する者（当該円滑化法認定を受けた会社及び前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）が有する会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該会社

ロ 当該代表権を有する者及びイに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

ハ 当該代表権を有する者及びイ又はロに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

措令40の8の2

9 前項の規定は、法第七十条の七の二第二項第一号ハに規定する特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社について準用する。この場合において、前項第一号中「の親族」とあるのは、「と生計を一にする親族」と読み替えるものとする。

措令40の8の2

10 法第七十条の七の二第二項第一号ヘに規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第七十条の七の二第二項第一号に規定する円滑化法認定を受けた会社の同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度（当該相続の開始の日が当該相続の開始の日の属する事業年度の末日である場合には、当該相続の開始の日の属する事業年度及び当該事業年度の直前の事業年度）における総収入金額（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるもの<措規23の10⑦>に限る。）が、零を超えること。

二 前号の円滑化法認定を受けた会社が発行する会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を当該円滑化法認定を受けた会社に係る経営承継相続人等以外の者が有していないこと。

三 第一号の円滑化法認定を受けた会社の法第七十条の七の二第二項第一号ハに規定する特定特別関係会社（会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当するものを除く。）が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者に該当すること。

措令40の8の2

11 法第七十条の七の二第二項第三号ロに規定する当該個人と政令で定める特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該個人の親族

二 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三 当該個人の使用人

四 当該個人から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持している者（前三号に掲げる者を除く。）

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

六 次に掲げる会社

- イ 当該個人(前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)が有する会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該会社
- ロ 当該個人及びイに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社
- ハ 当該個人及びイ又はロに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

措令40の8の2

12 法第七十条の七の二第二項第五号イ及び第十四項第十一号に規定する政令で定める法人は、認定承継会社、当該認定承継会社の代表権を有する者及び当該代表権を有する者と第八項各号に掲げる特別の関係がある者が有する次の各号(当該認定承継会社が資産保有型会社等に該当しない場合にあつては、第一号を除く。以下この項において同じ。)に掲げる法人の株式等(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。第一号において同じ。)の数又は金額が、当該各号に定める数又は金額である場合における当該法人とする。

一 法人(医療法人を除く。)の株式等(非上場株式等を除く。)当該法人の発行済株式(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人にあつては、発行済みの同条第十四項に規定する投資口)又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額

二 医療法人の出資当該医療法人の出資の総額の百分の五十を超える金額

措令40の8の2

13 法第七十条の七の二第二項第五号イに規定する経営承継相続人等の相続税の額は、同号イに規定する対象非上場株式等の価額(相続税法第十三条の規定により控除すべき債務がある場合において、控除未済債務額があるときは、当該対象非上場株式等の価額から当該控除未済債務額を控除した残額。以下この項において「特定価額」という。)を当該経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条まで、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該経営承継相続人等の相続税の額(当該経営承継相続人等が同法第十九条の二から第二十条の二まで、第二十一条の十五又は第二十一条の十六の規定の適用を受ける者である場合において、当該経営承継相続人等に係る法第七十条の七の二第一項に規定する納付すべき相続税の額の計算上これらの規定により控除された金額の合計額が次の各号に掲げる金額の合計額を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した残額)とする。

一 特定価額に百分の二十を乗じて計算した金額を当該経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条まで、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該経営承継相続人等の相続税の額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額

イ 相続税法第十一条から第十九条まで、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該経営承継相続人等の相続税の額

ロ 特定価額を当該経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条まで、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該経営承継相続人等の相続税の額

措令40の8の2

14 前項の「控除未済債務額」とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。

一 相続税法第十三条の規定により控除すべき経営承継相続人等の負担に属する部分の金額

二 前号の経営承継相続人等が法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈(当該相続又は遺贈に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。)により取得した財産の価額から法第七十条の七の二第二項第五号イに規定する対象非上場株式等の価額を控除した残額

措令40の8の2

15 法第七十条の七の二第二項第五号ロに規定する経営承継相続人等の相続税の額は、第十三項第一号に掲げる金額とする。

措令40の8の2

16 法第七十条の七の二第二項第五号に規定する納税猶予分の相続税額(以下この条において「納税猶予分の相続税額」という。)に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8の2

17 法第七十条の七の二第一項に規定する対象非上場株式等に係る認定承継会社が二以上ある場合における納税猶予分の相続税額の計算においては、当該対象非上場株式等に係る経営承継相続人等が被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした全ての認定承継会社の同条第二項第五号イに規定する対象非上場株式等の価額の合計額(相続税法第十三条の規定により控除すべき債務がある場合において、第十四項に規定する控除未済債務額があるときは、当該対象非上場株式等の価額の合計額から当該控除未済債務額を控除した残額)を当該経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなす。

措令40の8の2

18 前項の場合において、法第七十条の七の二第一項に規定する対象非上場株式等に係る認定承継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、

当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 一 前項の規定を適用して計算した納税猶予分の相続税額
- 二 法第七十条の七の二第一項に規定する対象非上場株式等に係る認定承継会社の異なるものごとの同条第二項第五号イに規定する対象非上場株式等の価額が同条第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした全ての当該対象非上場株式等の価額の合計額に占める割合

措令40の8の2

19 納税猶予分の相続税額を計算する場合において、法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等に係る被相続人から相続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける者があるときにおける当該財産の取得をした全ての者に係る相続税の課税価格は、同条第二項第一号の規定により計算される相続税の課税価格とする。

措令40の8の2

20 法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等が次の各号に掲げる規定の適用を受ける者である場合において、当該各号に定める税額と調整前株式等猶予税額（納税猶予分の相続税額で第十三項から前項までの規定により計算されたものをいう。）との合計額が猶予可能税額（当該経営承継相続人等が同条第一項の規定及び当該各号に掲げる規定の適用を受けないものとした場合における当該経営承継相続人等が納付すべき相続税の額をいう。）を超えるときにおける同項に規定する対象非上場株式等に係る納税猶予分の相続税額は、当該猶予可能税額に当該調整前株式等猶予税額が当該合計額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- 一 法第七十条の六第一項 調整前農地等猶予税額（第四十条の七第十六項に規定する調整前農地等猶予税額をいう。）
- 二 法第七十条の六の六第一項 調整前山林猶予税額（第四十条の七第十六項第一号に規定する調整前山林猶予税額をいう。）
- 三 法第七十条の六の七第一項 調整前美術品猶予税額（第四十条の七第十六項第二号に規定する調整前美術品猶予税額をいう。）
- 四 法第七十条の七の十二第一項 調整前持分猶予税額（第四十条の七第十六項第四号に規定する調整前持分猶予税額をいう。）

措令40の8の2

21 第十七項の場合において、法第七十条の七の二第三項から第六項まで、第十二項、第十三項、第十五項から第十七項まで及び第二十二項の規定は、同条第一項に規定する対象非上場株式等（合併により当該対象非上場株式等に係る認定承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合<措規23の10⑩>には、当該対象非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において「対象非上場株式等」という。）に係る認定承継会社の異なるものごとに適用するものとする。

措令40の8の2

22 法第七十条の七の二第二項第七号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより計算した金額を合計した金額とする。

- 一 法第七十条の七の二第四項の規定の適用があつた場合（同項の表の第一号の上欄に掲げる場合に限る。） 納税猶予分の相続税額に、イに掲げる数又は金額がロに掲げる数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額（その金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）
 - イ 法第七十条の七の二第四項の表の第一号の上欄の贈与をした対象非上場株式等の数又は金額
 - ロ 相続時対象株式等（法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開始の時に経営承継相続人等が有していた対象非上場株式等をいう。以下この項において同じ。）の数又は金額（当該相続の開始の時からイの贈与の直前までの間に当該相続時対象株式等の併合があつたことその他の財務省令で定める事由<措規23の10⑩>により当該相続時対象株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額）
- 二 法第七十条の七の二第四項の規定の適用があつた場合（同項の表の第二号の上欄に掲げる場合に限る。） 納税猶予分の相続税額に、イに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額（その金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）
 - イ 認定承継会社が、法第七十条の七の二第四項の表の第二号の上欄の適格合併をした場合（第三十三項において「適格合併をした場合」という。）における合併又は同欄の適格交換等をした場合（第三十三項において「適格交換等をした場合」という。）における株式交換若しくは株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）に際して、同欄の吸収合併存続会社等（以下この条において「吸収合併存続会社等」という。）又は同欄の他の会社が交付しなければならない株式等（一株に満たない端数の合計数に相当する数の株式を除く。第三十三項において同じ。）以外の金銭その他の資産で、対象非上場株式等に係る経営承継相続人等が受けるものの額
 - ロ イの合併がその効力を生ずる日の属する年の前年十二月三十一日における対象非上場株式等に係る認定承継会社の純資産額（第四号ロ、第三十三項及び第三十五項において「合併前純資産額」という。）又はイの株式交換等がその効力を生ずる日の属する年の前年十二月三十一日における当該認定承継会社の純資産額（第五号ロ、第三十三項及び第三十六項において「交換前純資産額」という。）のうち当該合併又は当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該対象非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額に、相続時対象株式等の数又は金額（当該相続時対象株式等に係る相続の開始の時から当該合併又は当該株式交換等がその効力を生ずる直前までの間に当該相続時対象株式等

の併合があつたことその他の財務省令で定める事由<措規 23 の 10⑩>により当該相続時対象株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額の当該合併又は当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該対象非上場株式等の数又は金額に対する割合を乗じて計算した金額

三 法第七十条の七の二第五項の規定の適用があつた場合（同項の表の第二号の上欄に掲げる場合に限る。） 納税猶予分の相続税額に、イに掲げる数又は金額がロに掲げる数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額（その金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）

イ 法第七十条の七の二第五項の表の第二号の上欄の譲渡等をした対象非上場株式等（合併又は株式交換等に際して吸収合併存続会社等又は同条第四項の表の第二号の上欄の他の会社が交付しなければならない株式のうち一株に満たない端数の合計数に相当する数の株式を除く。第三十四項において同じ。）の数又は金額

ロ 相続時対象株式等の数又は金額（当該相続時対象株式等に係る相続の開始の時からイの譲渡等の直前までの間に当該相続時対象株式等の併合があつたことその他の財務省令で定める事由<措規 23 の 10⑩>により当該相続時対象株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額）

四 法第七十条の七の二第五項の規定の適用があつた場合（同項の表の第三号の上欄に掲げる場合に限る。） 納税猶予分の相続税額に、イに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額（その金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）

イ 法第七十条の七の二第五項の表の第三号の上欄の合併に際して吸収合併存続会社等が交付しなければならない株式等（一株に満たない端数の合計数に相当する数の株式を除く。第三十五項において同じ。）以外の金銭その他の資産で対象非上場株式等に係る経営承継相続人等が受けるものの額

ロ 合併前純資産額のうちイの合併がその効力を生ずる直前における対象非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額に、相続時対象株式等の数又は金額（当該相続時対象株式等に係る相続の開始の時から当該合併がその効力を生ずる直前までの間に当該相続時対象株式等の併合があつたことその他の財務省令で定める事由<措規 23 の 10⑩>により当該相続時対象株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額）の当該合併がその効力を生ずる直前における当該対象非上場株式等の数又は金額に対する割合を乗じて計算した金額

五 法第七十条の七の二第五項の規定の適用があつた場合（同項の表の第四号の上欄に掲げる場合に限る。） 納税猶予分の相続税額に、イに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額（その金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）

イ 法第七十条の七の二第五項の表の第四号の上欄の株式交換等に際して同欄の他の会社が交付しなければならない株式等（一株に満たない端数の合計数に相当する数の株式を除く。第三十六項において同じ。）以外の金銭その他の資産で対象非上場株式等に係る経営承継相続人等が受けるものの額

ロ 交換等前純資産額のうちイの株式交換等がその効力を生ずる直前における対象非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額に、相続時対象株式等の数又は金額（当該相続時対象株式等に係る相続の開始の時から当該株式交換等がその効力を生ずる直前までの間に当該相続時対象株式等の併合があつたことその他の財務省令で定める事由<措規 23 の 10⑩>により当該相続時対象株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額）の当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該対象非上場株式等の数又は金額に対する割合を乗じて計算した金額

六 法第七十条の七の二第五項の規定の適用があつた場合（同項の表の第五号の上欄に掲げる場合に限る。） 納税猶予分の相続税額に、イに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額（その金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）

イ 法第七十条の七の二第五項の表の第五号の上欄の会社分割に際して、同欄に規定する吸収分割承継会社等（イ及び第三十七項において「吸収分割承継会社等」という。）が認定承継会社から承継した資産の当該会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年十二月三十一日における価額から当該吸収分割承継会社等が当該認定承継会社から承継した負債の同日における価額を控除した残額（第三十七項において「承継純資産額」という。）のうち、当該認定承継会社から対象非上場株式等に係る経営承継相続人等に配当された当該吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額が当該認定承継会社が交付を受けた当該吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額

ロ イの会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年十二月三十一日における対象非上場株式等に係る認定承継会社の純資産額（第三十七項において「分割前純資産額」という。）のうち当該会社分割がその効力を生ずる直前における当該対象非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額に、相続時対象株式等の数又は金額（当該相続時対象株式等に係る相続の開始の時から当該会社分割がその効力を生ずる直前までの間に当該相続時対象株式等の併合があつたことその他の財務省令で定める事由<措規 23 の 10⑩>により当該相続時対象株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額）の当該会社分割がその効力を生ずる直前における当該対象非上場株式等の数又は金額に対する割合を乗じて計算した金額

七 法第七十条の七の二第五項の規定の適用があつた場合（同項の表の第六号の上欄に掲げる場合に限る。） 納税猶予分の相続税額に、イに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額（その金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）

イ 法第七十条の七の二第五項の表の第六号の上欄の組織変更等に際して認定承継会社から交付された当該認定承継会社の株式等以外の財産で対象非上場株式等に係る経営承継相続人等が受けるものの価額

ロ イの組織変更がその効力を生ずる日の属する年の前年十二月三十一日における対象非上場株式等に係る認定承継会社の純資産額（第三十八項において「組織変更前純資産額」という。）のうち当該組織変更がその効力を生ずる直前における当該対象非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額に、相続時対象株式等の数又は金額（当該相続時対象株式等に係る相続の開始の時から当該組織変更がその効力を生ずる直前までの間に当該相続時対象株式等の併合があったことその他の財務省令で定める事由<措規 23 の 10⑩>により当該相続時対象株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額）の当該組織変更がその効力を生ずる直前における当該対象非上場株式等の数又は金額に対する割合を乗じて計算した金額

措令 40 の 8 の 2

23 前項第二号ロ、第六号ロ及び第七号ロの純資産額は、それぞれ同項第二号イの合併又は株式交換等、同項第六号イの会社分割及び同項第七号イの組織変更がその効力を生ずる日の属する年の前年十二月三十一日における対象非上場株式等に係る認定承継会社の資産の額から負債の額を控除した残額とする。

措令 40 の 8 の 2

24 法第七十条の七の二第一項の規定の適用がある場合における法第七十条の七第二項第八号及び第九号の規定の適用については、同項第八号中「認定贈与承継会社」とあるのは「認定承継会社」と、「経営承継受贈者」とあるのは「経営承継相続人等」と、同項第九号中「認定贈与承継会社」とあるのは「認定承継会社」とする。<措規 23 の 10⑩>

措令 40 の 8 の 2

25 前項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号に規定する政令で定める期間は、認定承継会社の法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該認定承継会社に係る経営承継相続人等の同条第二項第七号ロに規定する猶予中相続税額（以下この条において「猶予中相続税額」という。）に相当する相続税の全部につき法第七十条の七の二第一項、第三項から第五項まで、第十二項、第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間とする。

措令 40 の 8 の 2

26 第二十四項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号ハに規定する剰余金の配当等の額その他会社から受けた金額として政令で定めるものは、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 第二十四項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号ハの会社から受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当（最初の法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開始の時（対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について、当該相続の開始の時前に法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る贈与の時。次号及び第二十八項において同じ。）前に受けたものを除く。）の額
- 二 前号の会社から支給された給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除く。）の額のうち、法人税法第三十四条又は第三十六条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額

措令 40 の 8 の 2

27 第二十四項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第九号に規定する政令で定める期間は、認定承継会社の法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該認定承継会社に係る経営承継相続人等の猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき同項又は同条第三項から第五項まで、第十二項、第十三項若しくは第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までに終了する事業年度の末日までの期間とする。

措令 40 の 8 の 2

28 法第七十条の七の二第三項第二号に規定する政令で定める数は、認定承継会社の最初の同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の時における常時使用従業員（同条第二項第一号イに規定する常時使用従業員をいう。以下この条において同じ。）の数（当該相続の開始の時に合併その他の財務省令で定める事由<措規 23 の 10⑭>が生じたときは、常時使用従業員の数に相当するものとして財務省令で定める数<措規 23 の 10⑭>。以下この項において同じ。）に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、当該相続の開始の時における常時使用従業員の数が一人のときは一人とする。）とする。

措令 40 の 8 の 2

29 第十一項の規定は、法第七十条の七の二第三項第三号、第十五項、第十七項第一号、第三号及び第四号、第三十項並びに第三十三項第一号に規定する政令で定める特別の関係がある者について準用する。

措令 40 の 8 の 2

30 法第七十条の七の二第三項第九号に規定する資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものは、資産保有型会社等のうち、資産保有型会社等に該当することとなった日（以下この項において「該当日」という。）において、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- 一 当該資産保有型会社等の特定資産から当該資産保有型会社等が有する当該資産保有型会社等の特別関係会社（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）の株式等を除いた場合であっても、当該資産保有型会社等が法第七十条の七の二第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社に該当すること。
 - イ 該当日において、当該特別関係会社が、商品の販売その他の業務で財務省令で定めるもの<措規 23 の 10⑥>を行っていること。
 - ロ 該当日において、当該特別関係会社の親族外従業員の数が五人以上であること。
 - ハ 該当日において、当該特別関係会社が、ロの親族外従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類す

- るものを所有し、又は賃借していること。
- 二 当該資産保有型会社等が次に掲げる要件の全てを満たす法第七十条の七の二第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社でないこと。
- イ 該当日において、当該資産保有型会社等が、商品の販売その他の業務で財務省令で定めるもの<措規 23 の 10⑥>を行つていること。
- ロ 該当日において、当該資産保有型会社等の親族外従業員の数が五人以上であること。
- ハ 該当日において、当該資産保有型会社等が、ロの親族外従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。

措令 40 の 8 の 2

- 31 法第七十条の七の二第三項第十七号に規定する政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項第十七号に規定する政令で定める日は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。
- 一 対象非上場株式等に係る認定承継会社が発行する会社法第八十八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を当該認定承継会社に係る経営承継相続人等以外の者が有することとなつたとき__その有することとなつた日
- 二 対象非上場株式等に係る認定承継会社（株式会社であるものに限る。）が当該対象非上場株式等の全部又は一部の種類を株主総会において議決権を行使することができる事項につき制限のある株式に変更した場合__その変更した日
- 三 対象非上場株式等に係る認定承継会社（持分会社であるものに限る。）が定款の変更により当該認定承継会社に係る経営承継相続人等が有する議決権の制限をした場合__当該制限をした日

措令 40 の 8 の 2

- 32 法第七十条の七の二第四項の表の第一号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同欄の贈与の直前における猶予中相続税額に、当該贈与をした対象非上場株式等の数又は金額が当該贈与の直前における当該対象非上場株式等の数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令 40 の 8 の 2

- 33 法第七十条の七の二第四項の表の第二号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、認定承継会社が適格合併をした場合における合併又は適格交換等をした場合における株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額に、当該合併又は当該株式交換等に際して吸収合併存続会社等又は同号の上欄の他の会社が交付しなければならぬ株式等以外の金銭その他の資産の額が合併前純資産額又は交換等前純資産額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令 40 の 8 の 2

- 34 法第七十条の七の二第五項の表の第二号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同欄の譲渡等の直前における猶予中相続税額に、当該譲渡等をした対象非上場株式等の数又は金額が当該譲渡等の直前における当該対象非上場株式等の数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令 40 の 8 の 2

- 35 法第七十条の七の二第五項の表の第三号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同欄の合併がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額に、合併前純資産額から当該合併に際して吸収合併存続会社等が交付しなければならぬ株式等以外の金銭その他の資産の額を控除した残額が当該合併前純資産額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げる。

措令 40 の 8 の 2

- 36 法第七十条の七の二第五項の表の第四号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同欄の株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額に、交換等前純資産額から当該株式交換等に際して同欄の他の会社が交付しなければならぬ株式等以外の金銭その他の資産の額を控除した残額が当該交換等前純資産額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げる。

措令 40 の 8 の 2

- 37 法第七十条の七の二第五項の表の第五号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同欄の会社分割がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額に、配当分純資産額（承継純資産額に、当該会社分割に際して対象非上場株式等に係る認定承継会社から配当された吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額が当該会社分割に際して当該認定承継会社が交付を受けた当該吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額）が分割前純資産額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令 40 の 8 の 2

- 38 法第七十条の七の二第五項の表の第六号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同欄の組織変更がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額に、当該組織変更に際して認定承継会社から交付された当該認定承継会社の株式等以外の財産の価額が組織変更前純資産額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8の2

39 法第七十条の七の二第六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第七十条の七の二第六項本文の規定により提供された担保の全部又は一部につき変更があつた場合
- 二 法第七十条の七の二第六項本文の規定により担保として提供された対象非上場株式等に係る認定承継会社が、当該対象非上場株式等に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合（税務署長に対し書面によりその旨の通知があつた場合において、当該定款の変更がその効力を生ずる日までに第五項に規定する方法により担保の提供が行われたときを除く。）
- 三 法第七十条の七の二第六項本文の規定により担保として提供された対象非上場株式等に係る認定承継会社（株券不発行会社であるものに限る。）が、当該対象非上場株式等に係る株券を発行する旨の定款の定めを設ける定款の変更をした場合（税務署長に対し書面によりその旨の通知があつた場合において、当該定款の変更がその効力を生ずる日までに国税通則法施行令第十六条に定める手続により担保の提供が行われたときを除く。）

措令40の8の2

40 対象非上場株式等（法第七十条の七の二第六項本文の規定により担保として提供されたものに限る。）に係る認定承継会社について合併（合併により当該認定承継会社が消滅する場合に限る。）、株式交換その他の事由（以下この項及び次項において「特定事由」という。）が生じ、又は生ずることが確実であると認められ、かつ、その提供された担保の全部又は一部を解除することがやむを得ないと認められる場合において、当該対象非上場株式等に係る経営承継相続人等が当該特定事由が生じた後遅滞なく対象非上場株式等の全部又は一部を再び担保として提供することが確実であると見込まれるときは、税務署長は、当該経営承継相続人等の申請に基づき、その提供された担保の全部又は一部を解除することができる。この場合において、同条第六項ただし書の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 当該担保の解除は、なかつたものとみなす。
- 二 当該経営承継相続人等が、対象非上場株式等の全部又は一部について、当該特定事由が生じた日から二月を経過する日（当該経営承継相続人等が同日までに再び担保として提供することができないことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、税務署長の指定する日）までに再び担保として提供しなかつた場合には、同日において国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じなかつたものとみなす。

措令40の8の2

41 前項の申請は、特定事由が生じた日から一月を経過する日までに、同項の対象非上場株式等について同項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項<措規23の10⑩>を記載した申請書に財務省令で定める書類<措規23の10⑪>を添付したものをもつてしなければならない。

措令40の8の2

42 法第七十条の七の二第十項の規定により提出する届出書には、引き続いて同条第一項の規定の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載し、かつ、財務省令で定める書類<措規23の10⑫>を添付しなければならない。

- 一 経営承継相続人等の氏名及び住所
- 二 被相続人から相続又は遺贈により対象非上場株式等の取得をした年月日
- 三 対象非上場株式等に係る認定承継会社の名称及び本店の所在地
- 四 当該届出書を提出する日の直前の法第七十条の七の二第二項第七号に規定する経営報告基準日（以下この号、次項及び第六十一項第一号において「経営報告基準日」という。）までに終了する各事業年度（当該経営報告基準日の直前の経営報告基準日及び同条第一項に規定する相続税の申告書の提出期限までに終了する事業年度を除く。）における総収入金額
- 五 その他財務省令で定める事項<措規23の10⑬>

措令40の8の2

43 法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は当該経営承継相続人等の相続人（包括受遺者を含む。）は、同条第十六項の届出書を提出する場合には、当該経営承継相続人等が死亡した日の直前の経営報告基準日（当該経営承継相続人等が同条第一項の規定の適用に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営報告基準日がないときは、当該相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該死亡した日まで（同条第十六項第二号に掲げる場合（対象非上場株式等の全てについて同号に規定する贈与をした場合に限る。）に該当する場合には、当該経営承継相続人等が当該贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から当該贈与の日まで）の間における当該経営承継相続人等又は同条第一項の対象非上場株式等に係る認定承継会社が同条第四項の表の各号の上欄又は同条第五項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する事由の有無その他の財務省令で定める事項<措規23の10⑭>を明らかにする書類として財務省令で定めるもの<措規23の10⑮>を当該届出書に添付しなければならない。

措令40の8の2

44 法第七十条の七の二第十六項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する贈与の直前における猶予中相続税額に、当該贈与をした対象非上場株式等の数又は金額が当該贈与の直前における当該対象非上場株式等の数又は金額のうち占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8の2

45 法第七十条の七の二第十七項第一号及び第三十三項第一号イに規定する一人の者として政令で定めるものは、持分の定めのある法人（医療法人を除く。）又は個人で、同条第十七項第一号の譲渡等があつた後の認定承継会社の経営を実質的に支配する者として財務省令で定める者<措規23の10⑯>とする。

措令40の8の2

46 法第七十条の七の二第十七項第一号及び第二十二項に規定する政令で定める事実は、法人税法施行令第二十四条の二第一項に規定する事実（同項第一号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第百三十五条第一項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限る。）とし、法第七十条の七の二第十七項第一号に規定する政令で定める計画は、法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第四号又は第五号に掲げる要件に該当する債務処理に関する計画とする。

措令40の8の2

47 第二十六項の規定は、法第七十条の七の二第十七項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロ並びに第二十二項第二号に規定する剰余金の配当等の額その他認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものについて準用する。

措令40の8の2

48 法第七十条の七の二第十七項の申請書の提出があつた場合において、当該提出があつた日又は同条第十九項に規定する納期限のいずれか遅い日の翌日から同条第十八項の規定による通知を発した日までの間において延滞税の額を計算するときは、猶予中相続税額から同条第十七項に規定する免除申請相続税額を控除した残額を基礎として計算するものとする。

措令40の8の2

49 法第七十条の七の二第十七項の申請書の提出があつた場合において、当該提出があつた日から同条第十八項の規定による通知を発した日までの間において利子税の額を計算するときは、猶予中相続税額から同条第十七項に規定する免除申請相続税額を控除した残額を基礎として計算するものとする。

措令40の8の2

50 法第七十条の七の二第十七項の申請書の提出があつた場合において、同項各号の猶予中相続税額から同項に規定する免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税の納付があつたときは、税務署長は、当該猶予中相続税額に係る担保（当該担保が同条第六項本文の規定により提供された対象非上場株式等である場合に限る。）を解除することができる。

措令40の8の2

51 法第七十条の七の二第二十二項に規定する政令で定める要件は、同項に規定する認可決定日において、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

- 一 法第七十条の七の二第一項の対象非上場株式等に係る認定承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であること。
- 二 前号の認定承継会社の株式等が非上場株式等に該当すること。

措令40の8の2

52 法第七十条の七の二第二十二項に規定する政令で定める評定は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める評定とする。

- 一 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつたこと__認定承継会社がその有する資産の価額につき当該再生計画又は当該更生計画の認可の決定があつた時の価額により行う評定
- 二 法第七十条の七の二第二十二項に規定する政令で定める事実__認定承継会社が法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号イに規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定

措令40の8の2

53 法第七十条の七の二第二十七項の規定により提出する同条第十項又は第十六項の届出書には、第四十二項又は第四十三項に規定する事項のほか、当該届出書を同条第十項に規定する届出期限又は同条第十六項に規定する免除届出期限までに提出することができなかつた事情の詳細を記載し、かつ、第四十二項又は第四十三項に規定する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

措令40の8の2

54 法第七十条の七の二第三十一項第一号に規定する政令で定める場合は、災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における認定承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額に対する当該認定承継会社の当該災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。以下この条において同じ。）をした資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上である場合とする。

措令40の8の2

55 災害が法第七十条の七の二第三十一項第一号に規定する経営承継期間（第六十一項及び第六十四項において「経営承継期間」という。）の末日の翌日以後に発生した場合における同条第三十一項の規定の適用については、同号中「経営承継期間の末日の翌日から当該災害が発生した日の直前の経営報告基準日の翌日以後十年を経過する日までの期間（最初の経営報告基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあつては、当該経営報告基準日の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間）をいう」とあるのは、「当該災害が発生した日の直前の特定基準日（第四号ロに規定する特定基準日をいう。以下この号において同じ。）の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間（最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあつては、経営承継期間の末日の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間）をいい、当該災害が発生した日以後の期間に限る」とする。

措令40の8の2

56 法第七十条の七の二第三十一項第二号に規定する政令で定める場合は、認定承継会社の災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数に対する当該認定承継会社の被災常時使用従業員（同号に規定する事業所（当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。）のうち当該災害が発生した日から同日以後六月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が当該認定承継会社の本来の業務に従事することができないと認められるものにおいて、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員をいう。）の数の割合が百分の二十以上である場合とする。

措令40の8の2

57 法第七十条の七の二第三十一項第二号イに規定する政令で定める数は、同号イの被災事業所又は被災事業所以外の事業所につき、それぞれ最初の同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の時（対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について、当該相続の開始の時に法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る贈与の時。以下この項及び第六十一項第一号において同じ。）における常時使用従業員の数（当該相続の開始の時後に合併その他の財務省令で定める事由<措規23の10㉞>が生じたときは、常時使用従業員の数に相当するものとして財務省令で定める数<措規23の10㉞>。以下この項及び第六十一項第一号において同じ。）に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、当該相続の開始の時における常時使用従業員の数が一人のときは一人とする。）とする。

措令40の8の2

58 法第七十条の七の二第三十一項第三号に規定する政令で定める場合は、認定承継会社の第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以下である場合（当該認定承継会社が中小企業信用保険法第二条第五項第一号又は第二号に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた場合<措規23の10㉞>に限る。）とする。

一 特定日（中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由が発生した日又は同項第二号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日をいう。次号において同じ。）の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

二 特定日から特定日以後六月を経過する日までの間における売上金額

措令40の8の2

59 第六十一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、法第七十条の七の二第三十一項第三号に規定する売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるときについて準用する。

措令40の8の2

60 法第七十条の七の二第三十一項第四号に規定する政令で定める場合は、認定承継会社の第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以下である場合（当該認定承継会社が中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた場合<措規23の10㉞>に限る。）とする。

一 特定日（中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいう。次号において同じ。）の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

二 特定日から特定日以後六月を経過する日までの間における売上金額

措令40の8の2

61 法第七十条の七の二第三十一項第四号に規定する売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるときとする。

一 経営承継期間内に法第七十条の七の二第三十一項第二号に掲げる場合に該当することとなった場合__各売上判定事業年度（同条第三十一項第四号に規定する基準日（以下この項、次項及び第六十四項において「**基準日**」という。）の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する事業年度（同号イに掲げる場合には同号イに定める期間内に終了する事業年度とし、中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除く。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）における**売上割合**（認定承継会社の当該事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（以下この号及び第六十三項において「**特定事業年度**」という。）における売上金額に当該売上判定事業年度の月数を乗じてこれを特定事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該売上判定事業年度における売上金額の割合（**最初の法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開始の時後に合併その他の財務省令で定める事由<措規23の10㉞>が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定承継会社に係る当該割合として財務省令で定めるもの<措規23の10㉞>**）をいう。次号において同じ。）の合計を経営承継期間の末日において経営承継期間内に終了する当該売上判定事業年度の数で除して計算した割合（最初の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場合には、前項に規定する割合。以下この号において「**売上割合の平均値**」という。）の次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、各**雇用判定基準日**（当該売上判定事業年度に係る基準日が経営承継期間内にある場合における当該基準日をいう。以下この項において同じ。）における**雇用割合**（当該認定承継会社の**最初の同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の時における常時使用従業員の数**に対する当該雇用判定基準日における常時使用従業員の数の割合をいう。次号において同じ。）の合計を経営承継期間の末日において当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日の数で除して計算した割合（最初の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定承継会社の**最初の同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の時における常時使用従業員の数**に対する経営承継期間の末日における常時使用従業員の数の割合）がそれぞれイからハまでに定める割合以上であるとき。

イ 売上割合の平均値が百分の百以上の場合__百分の八十

ロ 売上割合の平均値が百分の七十以上百分の百未満の場合__百分の四十

ハ 売上割合の平均値が百分の七十未満の場合__零

二 経営承継期間内に法第七十条の七の二第三十一項第九号に掲げる場合又は特定期間（同条第三十一項第一号（第五十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）内に同条第五項の表の第一号の上欄（同条第三十一項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなった場合__売上判定事業年度（同条第三十一項第四号ロに掲げる場合には、同号ロに定める期間内に終了する事業年度。以下この号及び次項において同じ。）における売上割合の次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日（当該売上判定事業年度に係る基準日が特定期間内にある場合には、**特定基準日**（同条第三十一項第四号ロに規定する**特定基準日**をいう。次項において同じ。））における雇用割合がそれぞれイからハまでに定める割合以上である

とき。

- イ 売上割合が百分の百以上の場合__百分の八十
- ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合__百分の四十
- ハ 売上割合が百分の七十未満の場合__零

措令40の8の2

62 売上判定事業年度に係る基準日が中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号の事由が発生した日以後最初に到来する基準日である場合における法第七十条の七の二第三十一項(第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第四号中「**経営報告基準日(当該売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。)**の直前の**経営報告基準日の翌日から当該基準日**とあるのは、「**同条第五項第三号又は第四号の事由が発生した日から同日以後最初に到来する経営報告基準日(当該売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。)**とし、売上判定事業年度に係る**特定基準日**が当該事由が発生した日以後最初に到来する**特定基準日**である場合における同項(同号ロに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号ロ中「**経営承継期間の末日から一年を経過するごとの日(ロにおいて「特定基準日」という。)**の直前の**特定基準日(当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営承継期間の末日)の翌日から次の特定基準日**(とあるのは「**中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号の事由が発生した日から同日以後最初に到来する特定基準日(経営承継期間の末日から一年を経過するごとの日をいい、)**と、「**中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号**」とあるのは「**これらの号**」とする。

措令40の8の2

63 法第七十条の七の二第三十一項第四号ロに規定する政令で定める事業年度は、事業年度(中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除く。)における売上金額に**特定事業年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額が最初に特定事業年度における売上金額以上となつた場合における当該事業年度とする。**

措令40の8の2

64 法第七十条の七の二第三十一項(第三号又は第四号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける同項の**経営承継相続人等**は、**届出期限(基準日が経営承継期間内にある場合には当該基準日の翌日から五月を経過する日をいい、基準日が当該経営承継期間の末日の翌日以後にある場合には当該基準日の翌日から三月を経過する日をいう。)**までに、引き続き同項(第三号又は第四号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けたい旨**その他財務省令で定める事項<措規23の10④>**を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない<措規23の10④>。

措令40の8の2

65 法第七十条の七の二第三十二項に規定する政令で定める期限は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日とする。
一 災害等(法第七十条の七の二第三十二項に規定する災害等をいう。次号において同じ。)の発生した日前に同条第一項の規定の適用に係る**相続又は遺贈により同項の非上場株式等の取得をしていた者**__同日から十月を経過する日
二 災害等の発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る**相続又は遺贈により同項の非上場株式等の取得をした者**__当該相続又は遺贈に係る同項に規定する**相続税の申告書の提出期限**

措令40の8の2

66 法第七十条の七の二第三十三項の規定の適用を受けようとする同項の**経営承継相続人等**が同条第三十四項の規定により読み替えて適用する同条第十七項の申請書を提出する場合には、当該申請書に次に掲げる事項の記載がある書類を添付しなければならない。
一 法第七十条の七の二第三十三項の規定の適用を受けようとする旨
二 法第七十条の七の二第三十三項の**経営承継相続人等又は認定承継会社**が同項各号に掲げる場合に該当する旨及び該当することとなつた事情の詳細
三 **その他財務省令で定める事項<措規23の10④>**

措令40の8の2

67 法第七十条の七の二第三十五項第一号に規定する政令で定める場合は、災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における同号の会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額に対する当該会社の当該災害により滅失をした資産(特定資産を除く。)の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上である場合とする。

措令40の8の2

68 法第七十条の七の二第三十五項第二号に規定する政令で定める場合は、同号の会社の災害が発生した日の前日における**常時使用従業員の総数**に対する当該会社の**被災常時使用従業員**(同号に規定する事業所(当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。)のうち当該災害が発生した日から同日以後六月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が当該会社の本来の業務に従事することができないと認められるものにおいて、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員をいう。)の数の割合が百分の二十以上である場合とする。

措令40の8の2

69 法第七十条の七の二第三十五項第三号に規定する政令で定める場合は、同号の会社の第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以下である場合(当該会社が中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた場合<措規23の10④>に限る。)とする。
一 特定日(中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号の**経済産業大臣の指定する事由が発生した日**をいう。次

号において同じ。)の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

二 特定日から特定日以後六月を経過する日までの間における売上金額

措令40の8の2

70 法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等が認定承継会社の非上場株式等で対象株式等(対象非上場株式等、法第七十条の七第一項に規定する対象受贈非上場株式等及び法第七十条の七の四第一項に規定する対象相続非上場株式等をいう。以下この項及び次項において同じ。)以外のものを有する場合において、当該認定承継会社の非上場株式等の譲渡等(譲渡又は贈与をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたとき(法第七十条の七の二第十六項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用に係る贈与をしたときを除く。)は、同条第三項から第五項までの規定の適用については、当該対象株式等以外の非上場株式等から先に譲渡等をしたものとみなし、同条第十六項(同号に係る部分に限る。)の規定の適用に係る贈与をしたときは、同条第三項から第五項まで及び第十六項(同号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該対象株式等から先に当該贈与をしたものとみなす。

措令40の8の2

71 法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等が、その有する対象株式等の譲渡等をした場合には、同条第三項から第五項まで及び第十六項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該対象株式等のうち先に取得をしたもの(当該先に取得をしたものが法第七十条の七第十五項(第三号に係る部分に限り、法第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。)の規定の適用に係る贈与により取得をした法第七十条の七第一項に規定する対象受贈非上場株式等である場合には、当該対象受贈非上場株式等のうち先に同項又は法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けた他の法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者又は法第七十条の七の五第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者に係るもの)から順次譲渡等をしたものとみなす。

措令40の8の2

72 法第七十条の七の二第十五項において相続税法第六十四条第一項の規定を準用する場合における法人税法第百三十二条第三項、所得税法第百五十七条第三項及び地価税法第三十二条第三項の規定の適用については、法人税法第百三十二条第三項中「相続税法」とあるのは「相続税法第七十条の七の二第十五項において準用する相続税法」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第一項第一号中「内国法人である同族会社」とあるのは、「相続税法第七十条の七の二第二項第一号(非上場株式等)に規定する認定承継会社」と読み替えるものとする」と、所得税法第百五十七条第三項中「相続税法」とあるのは「相続税法第七十条の七の二第十五項において準用する相続税法」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第一項第一号中「法人税法第二条第十号(定義)に規定する同族会社」とあるのは、「相続税法第七十条の七の二第二項第一号(非上場株式等)についての相続税の納税猶予及び免除」に規定する認定承継会社」と読み替えるものとする」と、地価税法第三十二条第三項中「相続税法」とあるのは「相続税法第七十条の七の二第十五項において準用する相続税法」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第一項中「法人税法第二条第十号(定義)に規定する同族会社又は所得税法第百五十七条第一項第二号(同族会社等の行為又は計算の否認等)に掲げる法人」とあるのは、「相続税法第七十条の七の二第二項第一号(非上場株式等)についての相続税の納税猶予及び免除」に規定する認定承継会社」と読み替えるものとする」とする。

(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例) 新設

措令・第四十条の八の三 法第七十条の七の三第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する政令で定める者は、第四十条の八第五項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)

措令・第四十条の八の四 法第七十条の七の四第一項に規定する発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものは、同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者(以下この条において「経営相続承継受贈者」という。)が法第七十条の七の四第一項の規定の適用に係る相続の開始の時に有していた法第七十条の七第三項に規定する対象受贈非上場株式等(法第七十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社(以下この条において「認定相続承継会社」という。)の株式等(株式又は出資をいう。以下この項、第二十項及び第二十九項において同じ。)に限る。)のうち、当該相続の開始の時における当該認定相続承継会社の発行済株式又は出資(議決権に制限のない株式等に限る。)の総数又は総額の三分の二(当該対象受贈非上場株式等の法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の直前において当該経営相続承継受贈者が有していた当該認定相続承継会社の法第七十条の七の四第二項第二号に規定する非上場株式等(議決権に制限のないものに限る。以下この項において「非上場株式等」という。)があるときは、当該総数又は総額の三分の二から当該経営相続承継受贈者が有していた当該認定相続承継会社の非上場株式等の数又は金額(当該贈与の時から当該相続の開始の直前までの間に当該対象受贈非上場株式等に係る会社の株式等の併合があつたことその他の財務省令で定める事由<措規23の12①>により当該対象受贈非上場株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額)を控除した残数又は残額)に達するまでの部分とする。この場合において、当該総数又は総額の三分の二に一株未満又は一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。

措令40の8の4

2 第四十条の八の二第五項及び第六項の規定は、法第七十条の七の四第一項の規定による納税の猶予に係る担保の提供及びその解除について準用する。

措令40の8の4

3 第四十条の八の二第七項の規定は、法第七十条の七の四第二項第一号ロに規定する資産保有型会社又は資産運用型会社

のうち政令で定めるものについて準用する。

措令40の8の4

4 **第四十条の八の二第八項**の規定は、法第七十条の七の四第二項第一号ハに規定する政令で定める特別の関係がある会社について準用する。

措令40の8の4

5 **第四十条の八の二第九項**の規定は、法第七十条の七の四第二項第一号ハに規定する特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社について準用する。

措令40の8の4

6 **第四十条の八の二第十項**の規定は、法第七十条の七の四第二項第一号へに規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、**第四十条の八の二第十項**中「要件と」とあるのは、「要件（第三号に掲げるものを除く。）と」と読み替えるものとする。

措令40の8の4

7 **第四十条の八の二第十一項**の規定は、法第七十条の七の四第二項第三号ロに規定するその者と政令で定める特別の関係がある者について準用する。

措令40の8の4

8 **第四十条の八の二第十二項**から**第二十項**までの規定は、法第七十条の七の四第一項の規定による同条第二項第四号に規定する納税猶予分の相続税額（**第十二項及び第十八項**において「納税猶予分の相続税額」という。）の計算及び同条第十一項において法第七十条の七の二第十四項第十一号の規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の4

9 **第四十条の八の二第二十一項**の規定は、法第七十条の七の四第三項において法第七十条の七の二第三項から第五項までの規定を準用する場合、法第七十条の七の四第四項において法第七十条の七の二第六項の規定を準用する場合、法第七十条の七の四第九項において法第七十条の七の二第十二項の規定を準用する場合、法第七十条の七の四第十項において法第七十条の七の二第十三項の規定を準用する場合、法第七十条の七の四第十一項において法第七十条の七の二第十五項の規定を準用する場合、法第七十条の七の四第十二項において法第七十条の七の二第十六項及び第十七項の規定を準用する場合並びに法第七十条の七の四第十三項において法第七十条の七の二第二十二項の規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の4

10 **法第七十条の七の四第二項第五号**に規定する政令で定める者は、**第四十条の八第五項各号**に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

措令40の8の4

11 **第四十条の八の二第二十二項**及び**第二十三項**の規定は、法第七十条の七の四第二項第六号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。

措令40の8の4

12 **法第七十条の七の四第三項**、**第八項**から**第十項**まで、**第十二項**、**第十三項**及び**第十五項**において準用する**法第七十条の七の二第四項**、**第五項**、**第十項**から**第十三項**まで、**第十六項**、**第十七項**、**第二十二項**、**第二十三項**及び**第二十八項**に規定する猶予中相続税額（**第十四項及び第十六項**において「猶予中相続税額」という。）は、納税猶予分の相続税額から前項の規定により計算した金額を控除した残額とする。

措令40の8の4

13 **法第七十条の七の四第一項**の規定の適用がある場合には、**法第七十条の七第二項第八号**及び**第九号**の規定を準用する。この場合において、同項第八号中「認定贈与承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「経営承継受贈者」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、同項第九号中「認定贈与承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と読み替えるものとする。

措令40の8の4

14 前項において準用する**法第七十条の七第二項第八号**に規定する政令で定める期間は、認定相続承継会社の**法第七十条の七の四第一項**の規定の適用に係る相続の開始の日から当該認定相続承継会社に係る経営相続承継受贈者の猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき同項の規定又は同条第三項若しくは第九項から第十一項までにおいて準用する**法第七十条の七の二第三項**から**第五項**まで、**第十二項**、**第十三項**若しくは**第十五項**の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間とする。

措令40の8の4

15 **第四十条の八の二第二十六項**の規定は、**法第七十条の七の四第十二項**において**法第七十条の七の二第十七項**の規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の4

16 **第十三項**において準用する**法第七十条の七第二項第九号**に規定する政令で定める期間は、認定相続承継会社の**法第七十条の七の四第一項**の規定の適用に係る相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該認定相続承継会社に係る経営相続承継受贈者の猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき同項の規定又は同条第三項若しくは第九項から第十一項までにおいて準用する**法第七十条の七の二第三項**から**第五項**まで、**第十二項**、**第十三項**若しくは**第十五項**の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までに終了する事業年度の末日までの期間とする。

措令40の8の4

17 **第四十条の八の二第二十八項**から**第三十八項**までの規定は、**法第七十条の七の四第三項**において**法第七十条の七の二**

第三項から第五項までの規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の4

18 第四十条の八の二第三十九項から第四十一項までの規定は、法第七十条の七の四第一項の規定により納税猶予分の相続税額に相当する担保が提供された場合（同条第四項の規定の適用がある場合に限る。）について準用する。

措令40の8の4

19 第四十条の八の二第四十二項の規定は、法第七十条の七の四第八項において法第七十条の七の第二十項の規定を準用する場合について準用する。〈措規23の12⑩〉

措令40の8の4

20 経営相続継承受贈者が法第七十条の七の四第一項の対象受贈非上場株式等につき同項の規定の適用を受ける場合において、当該対象受贈非上場株式等に係る認定相続継継会社又は当該認定相続継継会社の特別関係会社（同条第二項第一号ハに規定する特別関係会社をいう。以下この項において同じ。）であつて当該認定相続継継会社との間に同号ホの支配関係がある法人が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定相続継継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）又は第八項において準用する第四十条の八の二第十二項に規定する法人の株式等を有するときにおける法第七十条の七の四第十一項において準用する法第七十条の七の二第十四項第十一号の規定の適用については、同号中「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社又は当該認定承継会社」とあるのは「認定相続継継会社又は当該認定相続継継会社」と、「認定承継会社との」とあるのは「認定相続継継会社との」と、「認定承継会社等」とあるのは「認定相続継継会社等」と、「認定承継会社の」とあるのは「認定相続継継会社の」と、「当該認定承継会社等が当該株式等」とあるのは「第七十条の七の四第一項の対象受贈非上場株式等の前条第一項の規定の適用に係る贈与の時ににおける当該認定相続継継会社の株式等の価額を基礎とし、当該認定相続継継会社等が当該外国会社その他政令で定める法人の株式等」と、「計算した価額に」とあるのは「財務省令で定めるところにより計算した価額に」とする。〈措規23の12⑩〉

措令40の8の4

21 第四十条の八の二第四十三項から第五十項までの規定は、法第七十条の七の四第十二項において法第七十条の七の二第十六項及び第十七項の規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の4

22 第四十条の八の二第五十一項及び第五十二項の規定は、法第七十条の七の四第十三項において法第七十条の七の二第二十二項の規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の4

23 第四十条の八の二第五十三項の規定は、法第七十条の七の四第十四項において法第七十条の七の二第二十七項の規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の4

24 法第七十条の七の四第十三項において準用する法第七十条の七の二第二十二項の規定の適用がある場合における法第七十条の七の四第十五項の規定の適用については、同項中「又は第十一項」とあるのは「、第十一項」と、「により」とあるのは「又は第十三項において準用する同条第二十二項の規定により」とする。

措令40の8の4

25 第四十条の八の二第五十四項から第六十五項までの規定は、法第七十条の七の四第十六項において法第七十条の七の二第三十一項及び第三十二項の規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の4

26 法第七十条の七の四第十六項において準用する法第七十条の七の二第三十一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定及び第四十条の八の二第五十八項から第六十四項までの規定は、法第七十条の七第三十項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける同項の経営継継承受贈者が法第七十条の七の三第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同条第一項の贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた同項の対象受贈非上場株式等につき法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けることとなつた場合について準用する。〈措規23の12⑨〉

措令40の8の4

27 第四十条の八の二第六十六項の規定は、法第七十条の七の四第十七項において法第七十条の七の二第三十三項及び第三十四項の規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の4

28 第四十条の八の二第五十四項の規定は法第七十条の七の四第十八項第一号に規定する政令で定める場合について、第四十条の八の二第五十六項の規定は法第七十条の七の四第十八項第二号に規定する政令で定める場合について、第四十条の八の二第六十項の規定は法第七十条の七の四第十八項第三号に規定する政令で定める場合について、それぞれ準用する。〈措規23の12⑨〉

措令40の8の4

29 第四十条の八の二第七十項及び第七十一項の規定は、法第七十条の七の四第一項に規定する対象相続非上場株式等（合併により当該対象相続非上場株式等に係る認定相続継継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合〈措規23の12④〉）には、当該対象相続非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの〈措規23の12④〉に係る認定相続継継会社の株式等の譲渡又は贈与があつた場合における同条第三項において準用する法第七十条の七の二第三項から第五項までの規定及び法第七十条の七の四第十二項において準用する法第七十条の七の二第十六項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用について準用する。

措令40の8の4

30 第四十条の八の二第七十二項の規定は、法第七十条の七の四第十一項において法第七十条の七の二第十五項の規定を準用する場合について準用する。

(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例) **新設**

第四十条の八の五 法第七十条の七の五第一項に規定する非上場株式等を有していた個人として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の時前において、同条第二項第一号に規定する特例認定贈与承継会社（以下この条において「**特例認定贈与承継会社**」という。）の代表権（制限が加えられた代表権を除く。イ及びロにおいて同じ。）を有していた個人で、次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ 当該贈与の直前（当該個人が当該贈与の直前において当該特例認定贈与承継会社の代表権を有しない場合には、当該個人が当該代表権を有していた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前）において、当該個人及び当該個人と法第七十条の七の五第二項第六号ハに規定する特別の関係がある者の有する当該特例認定贈与承継会社の同項第五号に規定する非上場株式等（以下この条において「**非上場株式等**」という。）に係る議決権の数の合計が、当該特例認定贈与承継会社の同項第六号ハに規定する総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。

ロ 当該贈与の直前（当該個人が当該贈与の直前において当該特例認定贈与承継会社の代表権を有しない場合には、当該個人が当該代表権を有していた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前）において、当該個人が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人と法第七十条の七の五第二項第六号ハに規定する特別の関係がある者（当該特例認定贈与承継会社の同号に規定する特例経営承継受贈者（以下この条において「**特例経営承継受贈者**」という。）となる者を除く。）のうちいずれの者が有する当該非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

ハ 当該贈与の時において、当該個人が当該特例認定贈与承継会社の代表権を有していないこと。

二 法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の直前において、次に掲げる者のいずれかに該当する者がある場合 特例認定贈与承継会社の非上場株式等を有していた個人で、同項の規定の適用に係る贈与の時において当該特例認定贈与承継会社の代表権を有していないもの

イ 当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等について、法第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けている者

ロ 前号に定める者から法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与により当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除く。）

ハ 次条第一項第一号に定める者から法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除く。）

措令40の8の5 **新設**

2 特例認定贈与承継会社の非上場株式等について法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受けている同条第二項第七号に規定する特例経営承継相続人等（同条第一項の規定の適用を受ける前に法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けている者を除く。）が、特例贈与者（法第七十条の七の五第一項に規定する特例贈与者をいう。以下この条において同じ。）からの贈与により当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をした場合における法第七十条の七の五第一項の規定の適用については、同項中「この項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与」とあるのは、「次条第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈に係る相続の開始」とする。

措令40の8の5 **新設**

3 第四十条の八第三項及び第四項の規定は、法第七十条の七の五第一項の規定による納税の猶予に係る担保の提供及びその解除について準用する。〈措規23の12の2①〉

措令40の8の5 **新設**

4 第四十条の八第五項の規定は、法第七十条の七の五第一項に規定する法第七十条の七第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者について準用する。

措令40の8の5 **新設**

5 第四十条の八第六項の規定は、法第七十条の七の五第二項第一号ロに規定する資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものについて準用する。〈措規23の12の2④〉

措令40の8の5 **新設**

6 第四十条の八第七項の規定は、法第七十条の七の五第二項第一号ハに規定する政令で定める特別の関係がある会社について準用する。

措令40の8の5 **新設**

7 第四十条の八第八項の規定は、法第七十条の七の五第二項第一号ハに規定する特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社について準用する。

措令40の8の5 **新設**

8 第四十条の八第九項の規定は、法第七十条の七の五第二項第一号ホに規定する政令で定める関係について準用する。

措令40の8の5 **新設**

9 第四十条の八第十項の規定は、法第七十条の七の五第二項第一号ヘに規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第四十条の八第十項第二号中「経営承継受贈者」とあるのは、「第四十条の八の五第一項第二号イからハまでに掲げる者」と読み替えるものとする。〈措規23の12の2⑤〉

措令40の8の5 新設

10 法第七十条の七の五第一項の規定の適用がある場合における法第七十条の七第二項第八号及び第九号の規定の適用については、同項第八号中「認定贈与承継会社」とあるのは「第七十条の七の五第二項第一号に規定する特例認定贈与承継会社（次号において「特例認定贈与承継会社」という。）」と、「経営承継受贈者」とあるのは「第七十条の七の五第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者」と、「経営承継受贈者」とあるのは「特例経営承継受贈者」と、同項第九号中「認定贈与承継会社」とあるのは「特例認定贈与承継会社」とする。〈措規23の12の2⑦〉

措令40の8の5 新設

11 前項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号に規定する政令で定める期間は、特例認定贈与承継会社の法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該特例認定贈与承継会社に係る特例経営承継受贈者の同条第二項第九号ロに規定する猶予中贈与税額（以下この条において「猶予中贈与税額」という。）に相当する贈与税の全部につき法第七十条の七の五第一項、同条第三項において準用する法第七十条の七第三項から第五項まで、法第七十条の七の五第八項において準用する法第七十条の七第十一項、法第七十条の七の五第九項において準用する法第七十条の七第十二項又は法第七十条の七の五第十項において準用する法第七十条の七第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間とする。

措令40の8の5 新設

12 第十項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号ハに規定する剰余金の配当等の額その他会社から受けた金額として政令で定めるものは、次に掲げる金額の合計額とする。

一 第十項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号ハの会社から受けた当該会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）に係る剰余金の配当又は利益の配当（最初の法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の時（同項に規定する特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等について、当該贈与の時前に法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時。次号において同じ。）前に受けたものを除く。）の額

二 前号の会社から支給された給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の時前に支給されたものを除く。）の額のうち、法人税法第三十四条又は第三十六条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額

措令40の8の5 新設

13 第十項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第九号に規定する政令で定める期間は、特例認定贈与承継会社の法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該特例認定贈与承継会社に係る特例経営承継受贈者の猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同項、同条第三項において準用する法第七十条の七第三項から第五項まで、法第七十条の七の五第八項において準用する法第七十条の七第十一項、法第七十条の七の五第九項において準用する法第七十条の七第十二項又は法第七十条の七の五第十項において準用する法第七十条の七第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までに終了する事業年度の末日までの期間とする。

措令40の8の5 新設

14 第四十条の八第十一項の規定は、法第七十条の七の五第二項第六号ハ及び第十二項各号並びに同条において準用する法第七十条の七に規定する政令で定める特別の関係がある者について準用する。

措令40の8の5 新設

15 第四十条の八第十二項から第十五項までの規定は、法第七十条の七の五第二項第八号に規定する納税猶予分の贈与税額の計算について準用する。

措令40の8の5 新設

16 第四十条の八第十六項の規定は、法第七十条の七の五第一項に規定する特例対象受贈非上場株式等（合併により当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において「特例対象受贈非上場株式等」という。）に係る特例贈与者又は特例認定贈与承継会社が二以上ある場合について準用する。この場合において、第四十条の八第十六項中「の規定は、同条第一項」とあるのは、「並びに第七十条の七の五第十二項及び第十三項の規定は、法第七十条の七第一項」と読み替えるものとする。

措令40の8の5 新設

17 第四十条の八第十七項及び第十八項の規定は、法第七十条の七の五第二項第九号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。〈措規23の12の2⑩〉

措令40の8の5 新設

18 第四十条の八第二十四項から第三十二項までの規定は、法第七十条の七の五第三項において法第七十条の七第三項（第二号を除く。）、第四項及び第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四十条の八第二十五項第一号中「経営承継受贈者」とあるのは、「第四十条の八の五第一項第二号イからハマで掲げる者」と読み替えるものとする。〈措規23の12の2④〉

措令40の8の5 新設

19 第四十条の八第三十三項から第三十五項までの規定は、法第七十条の七の五第四項において法第七十条の七第六項の規定を準用する場合について準用する。〈措規23の12の2⑬〉

措令40の8の5 新設

20 法第七十条の七の五第六項の規定により提出する届出書には、引き続いて同条第一項の規定の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載し、かつ、財務省令で定める書類<措規23の12の2⑤>を添付しなければならない。<措規23の12の2⑥>

- 一 特例経営承継受贈者の氏名及び住所
- 二 特例贈与者から法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与により特例対象受贈非上場株式等の取得をした年月日
- 三 特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の名称及び本店の所在地
- 四 当該届出書を提出する日の直前の法第七十条の七の五第二項第九号に規定する経営贈与報告基準日（以下この号において「経営贈与報告基準日」という。）までに終了する各事業年度（当該経営贈与報告基準日の直前の経営贈与報告基準日及び同条第一項に規定する贈与税の申告書の提出期限までに終了する事業年度を除く。）における総収入金額
- 五 その他財務省令で定める事項<措規23の12の2⑦>

措令40の8の5 新設

21 第四十条の八第三十七項から第四十五項までの規定は、法第七十条の七の五第十一項において法第七十条の七第十五項から第二十項までの規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の5 新設

22 法第七十条の七の五第十二項に規定する特例認定贈与承継会社の事業の継続が困難な事由として政令で定める事由は、次に掲げる事由（同項第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、第五号に掲げる事由を除く。）とする。

- 一 直前事業年度（特例経営承継受贈者又は特例認定贈与承継会社が法第七十条の七の五第十二項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた日の属する事業年度の前事業年度をいう。以下この項において同じ。）及びその直前の三事業年度（直前事業年度の終了の日の翌日以後六月を経過する日後に当該各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、二事業年度。次号において同じ。）のうち二以上の事業年度において、当該特例認定贈与承継会社の収益の額が費用の額を下回る場合として財務省令で定める場合<措規23の12の2②>に該当すること。
- 二 直前事業年度及びその直前の三事業年度のうち二以上の事業年度において、各事業年度の平均総収入金額（総収入金額（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるもの<措規23の12の2②>に限る。）を当該総収入金額に係る事業年度の月数で除して計算した金額をいう。以下この号及び次号において同じ。）が、当該各事業年度の前事業年度の平均総収入金額を下回ること。
- 三 次に掲げる事由のいずれか（直前事業年度の終了の日の翌日以後六月を経過する日後に法第七十条の七の五第十二項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、イに掲げる事由）に該当すること。
 - イ 特例認定贈与承継会社の直前事業年度の終了の日における負債（利子（特例経営承継受贈者と第十四項において準用する第四十条の八第十一項に規定する特別の関係がある者に対して支払うものを除く。）の支払の基因となるものに限る。ロにおいて同じ。）の帳簿価額が、当該直前事業年度の平均総収入金額に六を乗じて計算した金額以上であること。
 - ロ 特例認定贈与承継会社の直前事業年度の前事業年度の終了の日における負債の帳簿価額が、当該事業年度の平均総収入金額に六を乗じて計算した金額以上であること。
- 四 次に掲げる事由のいずれかに該当すること。
 - イ 判定期間（直前事業年度の終了の日の一年前の日の属する月から同月以後一年を経過する月までの期間をいう。イにおいて同じ。）における業種平均株価（特例認定贈与承継会社の事業が該当する業種に属する事業を営む上場会社（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している会社をいう。）の株式の価格の平均値として財務省令で定める価格<措規23の12の2②>をいう。イ及びロにおいて同じ。）が、前判定期間（判定期間の開始前一年間をいう。ロにおいて同じ。）における業種平均株価を下回ること。
 - ロ 前判定期間における業種平均株価が、前々判定期間（前判定期間の開始前一年間をいう。）における業種平均株価を下回ること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、特例経営承継受贈者による特例認定贈与承継会社の事業の継続が困難となつた事由として財務省令で定める事由<措規23の12の2③>

措令40の8の5 新設

23 前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

措令40の8の5 新設

24 法第七十条の七の五第十二項の規定により同条第三項において準用する法第七十条の七第五項の規定を読み替えて適用する場合における同項の表の第三号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び法第七十条の七の五第二十二項の表の第十号の中欄に規定する合併に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額は、同条第十二項第二号イに掲げる金額に、同号イに規定する合併対価のうち同号の吸収合併存続会社等が交付しなければならない当該吸収合併存続会社等の株式等以外の財産の価額が当該合併対価の額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8の5 新設

25 法第七十条の七の五第十二項の規定により同条第三項において準用する法第七十条の七第五項の規定を読み替えて適用する場合における同項の表の第四号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び法第七十条の七の五第二十二項の表の第十号の中欄に規定する株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額と

して政令で定めるところにより計算した金額は、同条第十二項第三号イに掲げる金額に、同号イに規定する交換等対価のうち同号の他の会社が交付しなければならない当該他の会社の株式等以外の財産の価額が当該交換等対価の額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8の5 **新設**

26 法第七十条の七の五第十二項第一号及び第十三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条の譲渡等の直前における猶予中贈与税額に、当該譲渡等をした特例対象受贈非上場株式等（合併又は株式交換若しくは株式移転に際して同条第十二項第二号に規定する吸収合併存続会社等又は同項第三号の他の会社が交付しなければならない株式のうち一株に満たない端数の合計数に相当する数の株式を除く。）の数又は金額が当該譲渡等の直前における当該特例対象受贈非上場株式等の数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8の5 **新設**

27 第十二項の規定は、法第七十条の七の五第十二項各号ロに規定する剰余金の配当等の額その他特例認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものについて準用する。

措令40の8の5 **新設**

28 第四十条の八第四十三項から第四十五項までの規定は、法第七十条の七の五第十二項又は第十六項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、第四十条の八第四十三項及び第四十四項中「猶予中贈与税額から同条第十六項に規定する免除申請贈与税額を控除した残額」とあるのは「法第七十条の七の五第十二項又は第十四項第一号の規定により納税の猶予に係る期限が確定する贈与税に相当する金額」と、同条第四十五項中「猶予中贈与税額から同項に規定する免除申請贈与税額を控除した残額」とあるのは「法第七十条の七の五第十二項又は第十四項第一号の規定により納税の猶予に係る期限が確定する贈与税に相当する金額」と、「同条第六項本文」とあるのは「法第七十条の七第六項本文」と読み替えるものとする。

措令40の8の5 **新設**

29 法第七十条の七の五第四項において準用する法第七十条の七第六項並びに法第七十条の七の五第十項において準用する法第七十条の七第十三項第二号及び第三号の規定並びに第三項の規定は、法第七十条の七の五第十三項の規定の適用を受ける場合における担保の提供及びその解除について準用する。

措令40の8の5 **新設**

30 法第七十条の七の五第十三項の規定の適用を受けた者又は同項の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社について、同条第十二項各号（第四号を除く。）に掲げる場合に該当することとなつた日から二年を経過する日までに同条第三項において準用する法第七十条の七第五項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合において、納税の猶予に係る期限が確定する贈与税額及び利子税の額を計算するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を基礎として計算するものとする。

- 一 法第七十条の七の五第十二項第一号に掲げる場合に該当する場合_同条の譲渡等の直前における猶予中贈与税額から同条第十三項に規定する再計算対象猶予税額を控除した残額
- 二 法第七十条の七の五第十二項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合_同条第十三項の規定により猶予中贈与税額とされた金額（同条第十二項第二号の合併又は同項第三号の株式交換等に際して交付された株式等の価額に対応する部分の額に限る。）

措令40の8の5 **新設**

31 法第七十条の七の五第十四項第一号に規定する事業を継続している場合として政令で定める場合は、同号イからハまでに掲げる会社が、同項の二年を経過する日において次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。

- 一 商品の販売その他の業務で財務省令で定めるもの<措規23の12の2②>を行つていること。
- 二 法第七十条の七の五第十二項各号（第四号を除く。）に掲げる場合に該当することとなつた時の直前における特例認定贈与承継会社の常時使用従業員（同条第二項第一号イに規定する常時使用従業員をいう。以下この項において同じ。）のうちその総数の二分の一に相当する数（その数に一人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、当該該当することとなつた時の直前における常時使用従業員の数が一人のときは一人とする。）以上の者が、当該該当することとなつた時から同条第十四項の二年を経過する日まで引き続き同項第一号イからハまでに掲げる会社の常時使用従業員であること。
- 三 前号の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。

措令40の8の5 **新設**

32 法第七十条の七の五第十四項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条第十五項に規定する特例再計算贈与税額から同項の同条第二項第八号の規定により計算した金額に同条第十四項第一号の株式等の価額が同条第十五項の合併対価の額又は交換等対価の額に占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。この場合において、当該金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8の5 **新設**

33 法第七十条の七の五第十四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条第十三項に規定する合計額から同条第十五項の同条第二項第八号の規定により計算した金額に同条第十四項第二号の株式等の価額が同条第十五項の合併対価の額又は交換等対価の額に占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。この場合において、

当該金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8の5 **新設**

34 第四十条の八第四十一項、第四十二項、第四十六項及び第四十七項の規定は、法第七十条の七の五第二十項において法第七十条の七第二十一項から第二十五項までの規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の5 **新設**

35 第四十条の八第四十八項の規定は、法第七十条の七の五第二十一項において法第七十条の七第二十六項の規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の5 **新設**

36 第四十条の八第四十項及び第四十九項から第六十一項までの規定は、法第七十条の七の五第二十五項において法第七十条の七第三十項から第三十四項までの規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の5 **新設**

37 第四十条の八第六十二項及び第六十三項の規定は、法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者が同項の規定の適用に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の譲渡又は贈与をした場合（同条第十二項又は第十三項の規定の適用を受ける場合を除く。）について準用する。

措令40の8の5 **新設**

38 第四十条の八第六十四項の規定は、同項に規定する贈与により特例対象受贈非上場株式等の取得をしている場合において、当該贈与の日の属する年に当該贈与をした者の相続が開始したときについて準用する。

措令40の8の5 **新設**

39 第四十条の八第六十五項の規定は、法第七十条の七の五第十項において法第七十条の七第十四項の規定を準用する場合について準用する。

(非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例) **新設**

措令・第四十条の八の六 法第七十条の七の六第一項に規定する非上場株式等を有していた個人として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る相続の開始前において、同条第二項第一号に規定する特例認定承継会社（以下この条において「**特例認定承継会社**」という。）の代表権（制限が加えられた代表権を除く。イ及びロにおいて同じ。）を有していた個人で、次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ 当該相続の開始の直前（当該個人が当該相続の開始の直前において当該特例認定承継会社の代表権を有しない場合には、当該個人が当該代表権を有していた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前）において、当該個人及び当該個人と法第七十条の七の六第二項第七号ロに規定する特別の関係がある者の有する当該特例認定承継会社の同項第五号に規定する非上場株式等（以下この条において「**非上場株式等**」という。）に係る議決権の数の合計が、当該特例認定承継会社の法第七十条の七の五第二項第六号ハに規定する総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。

ロ 当該相続の開始の直前（当該個人が当該相続の開始の直前において当該特例認定承継会社の代表権を有しない場合には、当該個人が当該代表権を有していた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前）において、当該個人が有する当該特例認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人と法第七十条の七の六第二項第七号ロに規定する特別の関係がある者（当該特例認定承継会社の同号に規定する特例経営承継相続人等（以下この条において「**特例経営承継相続人等**」という。）となる者を除く。）のうちいずれの者が有する当該非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

二 法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る相続の開始の直前において、次に掲げる者のいずれかに該当する者がある場合 特例認定承継会社の非上場株式等を有していた個人

イ 当該特例認定承継会社の非上場株式等について、法第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けている者

ロ 前条第一項第一号に定める者から法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与により当該特例認定承継会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除く。）

ハ 前号に定める者から法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該特例認定承継会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除く。）

措令40の8の6 **新設**

2 第四十条の八の二第二項の規定は、個人が法第七十条の七の六第一項に規定する特例被相続人（以下この条において「**特例被相続人**」という。）からの贈与（当該贈与が法第七十条の七の五第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める贈与である場合に限る。）により特例認定承継会社の非上場株式等の取得をしている場合において、当該贈与の日の属する年において当該特例被相続人の相続が開始した場合について準用する。

措令40の8の6 **新設**

3 第四十条の八の二第三項の規定は、特例被相続人からの相続又は遺贈によりその有する特例認定承継会社の非上場株式等の取得をした個人が、当該相続又は遺贈に係る法第七十条の七の六第一項に規定する相続税の申告書の提出期限前に当該相続税の申告書を提出しないで死亡した場合について準用する。＜措規23の12の3①＞

措令40の8の6 **新設**

4 特例認定承継会社の非上場株式等について法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けている同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者（同条第一項の規定の適用を受ける前に法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受けている

者を除く。)が、特例被相続人からの相続又は遺贈により当該特例認定承継会社の非上場株式等の取得をした場合における法第七十条の七の六第一項の規定の適用については、同項中「この項の規定の適用に係る相続又は遺贈による取得及び当該」とあるのは、「前条第一項の規定の適用に係る贈与による」とする。

措令40の8の6 新設

5 第四十条の八の二第五項及び第六項の規定は、法第七十条の七の六第一項の規定による納税の猶予に係る担保の提供及びその解除について準用する。〈措規23の12の3②〉

措令40の8の6 新設

6 第四十条の八の二第七項の規定は、法第七十条の七の六第二項第一号ロに規定する資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものについて準用する。〈措規23の12の3⑤〉

措令40の8の6 新設

7 第四十条の八の二第八項の規定は、法第七十条の七の六第二項第一号ハに規定する政令で定める特別の関係がある会社について準用する。

措令40の8の6 新設

8 第四十条の八の二第九項の規定は、法第七十条の七の六第二項第一号ハに規定する特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社について準用する。

措令40の8の6 新設

9 第四十条の八の二第十項の規定は、法第七十条の七の六第二項第一号へに規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第四十条の八の二第十項第二号中「経営承継相続人等」とあるのは、「第四十条の八の六第一項第二号イからハマで掲げる者」と読み替えるものとする。

措令40の8の6 新設

10 法第七十条の七の六第一項の規定の適用がある場合における法第七十条の七第二項第八号及び第九号の規定の適用については、同項第八号中「認定贈与承継会社」とあるのは「第七十条の七の六第二項第一号に規定する特例認定承継会社(次号において「特例認定承継会社」という。)」と、「経営承継受贈者」とあるのは「第七十条の七の六第二項第七号に規定する特例経営承継相続人等」と、「経営承継受贈者」とあるのは「特例経営承継相続人等」と、同項第九号中「認定贈与承継会社」とあるのは「特例認定承継会社」とする。〈措規23の12の3⑧〉

措令40の8の6 新設

11 前項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号に規定する政令で定める期間は、特例認定承継会社の法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該特例認定承継会社に係る特例経営承継相続人等の同条第二項第九号ロに規定する猶予中相続税額(以下この条において「猶予中相続税額」という。)に相当する相続税の全部につき法第七十条の七の六第一項、同条第三項において準用する法第七十条の七の二第三項から第五項まで、法第七十条の七の六第九項において準用する法第七十条の七の二第十二項、法第七十条の七の六第十項において準用する法第七十条の七の二第十三項又は法第七十条の七の六第十一項において準用する法第七十条の七の二第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間とする。

措令40の8の6 新設

12 第十項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号ハに規定する剰余金の配当等の額その他会社から受けた金額として政令で定めるものは、次に掲げる金額の合計額とする。

一 第十項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号ハの会社から受けた当該会社の株式等(株式又は出資をいう。以下この条において同じ。)に係る剰余金の配当又は利益の配当(最初の法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る相続の開始の時(同項に規定する特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社の非上場株式等について、当該相続の開始の時前に法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る贈与の時。次号において同じ。)前に受けたものを除く。)の額

二 前号の会社から支給された給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除く。)の額のうち、法人税法第三十四条又は第三十六条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額

措令40の8の6 新設

13 第十項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第九号に規定する政令で定める期間は、特例認定承継会社の法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該特例認定承継会社に係る特例経営承継相続人等の猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき同項、同条第三項において準用する法第七十条の七の二第三項から第五項まで、法第七十条の七の六第九項において準用する法第七十条の七の二第十二項、法第七十条の七の六第十項において準用する法第七十条の七の二第十三項又は法第七十条の七の六第十一項において準用する法第七十条の七の二第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までに終了する事業年度の末日までの期間とする。

措令40の8の6 新設

14 第四十条の八の二第十一項の規定は、法第七十条の七の六第二項第七号ロ及び第十三項各号並びに同条において準用する法第七十条の七の二に規定する政令で定める特別の関係がある者について準用する。

措令40の8の6 新設

15 第四十条の八の二第十二項の規定は、法第七十条の七の六第二項第八号に規定する政令で定める法人について準用する。

措令40の8の6 新設

16 法第七十条の七の六第二項第八号に規定する特例経営承継相続人等の相続税の額は、同号に規定する特例対象非上場株式等の価額（相続税法第十三条の規定により控除すべき債務がある場合において、控除未済債務額があるときは、当該特例対象非上場株式等の価額から当該控除未済債務額を控除した残額。第二号において「特定価額」という。）を当該特例経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条まで、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該特例経営承継相続人等の相続税の額（当該特例経営承継相続人等が同法第十九条の二から第二十条の二まで、第二十一条の十五又は第二十一条の十六の規定の適用を受ける者である場合において、当該特例経営承継相続人等に係る法第七十条の七の六第一項に規定する納付すべき相続税の額の計算上これらの規定により控除された金額の合計額が第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した残額）とする。

- 一 相続税法第十一条から第十九条まで、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該特例経営承継相続人等の相続税の額
- 二 特定価額を当該特例経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条まで、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該特例経営承継相続人等の相続税の額

措令40の8の6 新設

17 前項の「控除未済債務額」とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。

- 一 相続税法第十三条の規定により控除すべき特例経営承継相続人等の負担に属する部分の金額
- 二 前号の特例経営承継相続人等が法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈（当該相続又は遺贈に係る特例被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。）により取得した財産の価額から法第七十条の七の六第二項第八号に規定する特例対象非上場株式等の価額を控除した残額

措令40の8の6 新設

18 法第七十条の七の六第二項第八号に規定する納税猶予分の相続税額（以下この条において「納税猶予分の相続税額」という。）に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8の6 新設

19 法第七十条の七の六第一項に規定する特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が二以上ある場合における納税猶予分の相続税額の計算においては、当該特例対象非上場株式等に係る特例経営承継相続人等が特例被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした全ての特例認定承継会社の同条第二項第八号に規定する特例対象非上場株式等の価額の合計額（相続税法第十三条の規定により控除すべき債務がある場合において、第十七項に規定する控除未済債務額があるときは、当該特例対象非上場株式等の価額の合計額から当該控除未済債務額を控除した残額）を当該特例経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなす。

措令40の8の6 新設

20 前項の場合において、法第七十条の七の六第一項に規定する特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 一 前項の規定を適用して計算した納税猶予分の相続税額
- 二 法第七十条の七の六第一項に規定する特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社の異なるものごとの同条第二項第八号に規定する特例対象非上場株式等の価額が同条第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした全ての当該特例対象非上場株式等の価額の合計額に占める割合

措令40の8の6 新設

21 納税猶予分の相続税額を計算する場合において、法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等に係る特例被相続人から相続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける者があるときにおける当該財産の取得をした全ての者に係る相続税の課税価格は、同条第二項第一号の規定により計算される相続税の課税価格とする。

措令40の8の6 新設

22 法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等が次の各号に掲げる規定の適用を受ける者である場合において、当該各号に定める税額と調整前株式等猶予税額（納税猶予分の相続税額で第十六項から前項までの規定により計算されたものをいう。）との合計額が猶予可能税額（当該特例経営承継相続人等が同条第一項の規定及び当該各号に掲げる規定の適用を受けないものとした場合における当該特例経営承継相続人等が納付すべき相続税の額をいう。）を超えるときにおける同項に規定する特例対象非上場株式等に係る納税猶予分の相続税額は、当該猶予可能税額に当該調整前株式等猶予税額が当該合計額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- 一 法第七十条の六第一項 調整前農地等猶予税額（第四十条の七第十六項に規定する調整前農地等猶予税額をいう。）
- 二 法第七十条の六の六第一項 調整前山林猶予税額（第四十条の七第十六項第一号に規定する調整前山林猶予税額をいう。）
- 三 法第七十条の七の十二第一項 調整前持分猶予税額（第四十条の七第十六項第四号に規定する調整前持分猶予税額をいう。）

いう。)

措令40の8の6 新設

23 第四十条の八の二第二十一項の規定は、法第七十条の七の六第一項に規定する特例対象非上場株式等（合併により当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例対象非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において「特例対象非上場株式等」という。）に係る特例認定承継会社が二以上ある場合について準用する。この場合において、第四十条の八の二第二十一項中「の規定は、同条第一項」とあるのは、「並びに第七十条の七の六第十三項及び第十四項の規定は、法第七十条の七の二第一項」と読み替えるものとする。

措令40の8の6 新設

24 第四十条の八の二第二十二項及び第二十三項の規定は、法第七十条の七の六第二項第九号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。〈措規23の12の3㉔〉

措令40の8の6 新設

25 第四十条の八の二第三十項から第三十八項までの規定は、法第七十条の七の六第三項において法第七十条の七の二第三項（第二号を除く。）、第四項及び第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四十条の八の二第三十一項第一号中「経営承継相続人等」とあるのは、「第四十条の八の六第一項第二号イからハまでに掲げる者」と読み替えるものとする。

措令40の8の6 新設

26 第四十条の八の二第三十九項から第四十一項までの規定は、法第七十条の七の六第四項において法第七十条の七の二第六項の規定を準用する場合について準用する。〈措規23の12の3㉕〉

措令40の8の6 新設

27 法第七十条の七の六第七項の規定により提出する届出書には、引き続き同条第一項の規定の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載し、かつ、財務省令で定める書類〈措規23の12の3㉖〉を添付しなければならない。〈措規23の12の3㉖〉

- 一 特例経営承継相続人等の氏名及び住所
- 二 特例被相続人から相続又は遺贈により特例対象非上場株式等の取得をした年月日
- 三 特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社の名称及び本店の所在地
- 四 当該届出書を提出する日の直前の法第七十条の七の六第二項第九号に規定する経営報告基準日（以下この号において「経営報告基準日」という。）までに終了する各事業年度（当該経営報告基準日の直前の経営報告基準日及び同条第一項に規定する相続税の申告書の提出期限までに終了する事業年度を除く。）における総収入金額
- 五 その他財務省令で定める事項〈措規23の12の3㉗〉

措令40の8の6 新設

28 第四十条の八の二第四十三項から第五十項までの規定は、法第七十条の七の六第十二項において法第七十条の七の二第十六項から第二十一項までの規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の6 新設

29 法第七十条の七の六第十三項に規定する特例認定承継会社の事業の継続が困難な事由として政令で定める事由は、次に掲げる事由（同項第四号に掲げる場合に該当することとなった場合には、第五号に掲げる事由を除く。）とする。

- 一 直前事業年度（特例経営承継相続人等又は特例認定承継会社が法第七十条の七の六第十三項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった日の属する事業年度の前事業年度をいう。以下この項において同じ。）及びその直前の三事業年度（直前事業年度の終了の日の翌日以後六月を経過する日後に当該各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、二事業年度。次号において同じ。）のうち二以上の事業年度において、当該特例認定承継会社の収益の額が費用の額を下回る場合として財務省令で定める場合〈措規23の12の3㉘〉に該当すること。
- 二 直前事業年度及びその直前の三事業年度のうち二以上の事業年度において、各事業年度の平均総収入金額（総収入金額（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるもの〈措規23の12の3㉙〉に限る。）を当該総収入金額に係る事業年度の月数で除して計算した金額をいう。以下この号及び次号において同じ。）が、当該各事業年度の前事業年度の平均総収入金額を下回ること。
- 三 次に掲げる事由のいずれか（直前事業年度の終了の日の翌日以後六月を経過する日後に法第七十条の七の六第十三項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、イに掲げる事由）に該当すること。
 - イ 特例認定承継会社の直前事業年度の終了の日における負債（利子（特例経営承継相続人等と第十四項において準用する第四十条の八の二第十一項に規定する特別の関係がある者に対して支払うものを除く。）の支払の基因となるものに限る。ロにおいて同じ。）の帳簿価額が、当該直前事業年度の平均総収入金額に六を乗じて計算した金額以上であること。
 - ロ 特例認定承継会社の直前事業年度の前事業年度の終了の日における負債の帳簿価額が、当該事業年度の平均総収入金額に六を乗じて計算した金額以上であること。
- 四 次に掲げる事由のいずれかに該当すること。
 - イ 判定期間（直前事業年度の終了の日の一年前の日の属する月から同月以後一年を経過する月までの期間をいう。イにおいて同じ。）における業種平均株価（特例認定承継会社の事業が該当する業種に属する事業を営む上場会社（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している会社をいう。）の株式の価格の平均値として財務省令で定める価格〈措規23の12の3㉚〉をいう。イ及びロにおいて同じ。）が、前判定期間（判定期間の開始前一年間をいう。ロにおいて同じ。）における業種平均株価を下回ること。

ロ 前判定期間における業種平均株価が、前々判定期間（前判定期間の開始前一年間をいう。）における業種平均株価を下回ること。

五 前各号に掲げるもののほか、特例経営承継相続人等による特例認定承継会社の事業の継続が困難となつた事由として財務省令で定める事由<措規23の12の3㉓>

措令40の8の6 新設

30 前項第二号の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

措令40の8の6 新設

31 法第七十条の七の六第十三項の規定により同条第三項において準用する法第七十条の七の二第五項の規定を読み替えて適用する場合における同項の表の第三号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び法第七十条の七の六第二十三項の表の第十号の中欄に規定する合併に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額は、同条第十三項第二号イに掲げる金額に、同号イに規定する合併対価のうち同号の吸収合併存続会社等が交付しなければならない当該吸収合併存続会社等の株式等以外の財産の価額が当該合併対価の額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8の6 新設

32 法第七十条の七の六第十三項の規定により同条第三項において準用する法第七十条の七の二第五項の規定を読み替えて適用する場合における同項の表の第四号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び法第七十条の七の六第二十三項の表の第十号の中欄に規定する株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額は、同条第十三項第三号イに掲げる金額に、同号イに規定する交換等対価のうち同号の他の会社が交付しなければならない当該他の会社の株式等以外の財産の価額が当該交換等対価の額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8の6 新設

33 法第七十条の七の六第十三項第一号及び第十四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号の譲渡等の直前における猶予中相続税額に、当該譲渡等をした特例対象非上場株式等（合併又は株式交換若しくは株式移転に際して同条第十三項第二号に規定する吸収合併存続会社等又は同項第三号の他の会社が交付しなければならない株式のうち一株に満たない端数の合計数に相当する数の株式を除く。）の数又は金額が当該譲渡等の直前における当該特例対象非上場株式等の数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8の6 新設

34 第十二項の規定は、法第七十条の七の六第十三項各号ロに規定する剰余金の配当等の額その他特例認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものについて準用する。

措令40の8の6 新設

35 第四十条の八の二第四十八項から第五十項までの規定は、法第七十条の七の六第十三項又は第十七項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、第四十条の八の二第四十八項及び第四十九項中「猶予中相続税額から同条第十七項に規定する免除申請相続税額を控除した残額」とあるのは「法第七十条の七の六第十三項又は第十五項第一号の規定により納税の猶予に係る期限が確定する相続税に相当する金額」と、同条第五十項中「猶予中相続税額から同項に規定する免除申請相続税額を控除した残額」とあるのは「法第七十条の七の六第十三項又は第十五項第一号の規定により納税の猶予に係る期限が確定する相続税に相当する金額」と、「同条第六項本文」とあるのは「法第七十条の七の二第六項本文」と読み替えるものとする。

措令40の8の6 新設

36 法第七十条の七の六第四項において準用する法第七十条の七の二第六項並びに法第七十条の七の六第十一項において準用する法第七十条の七の二第十四項第二号及び第三号の規定並びに第五項の規定は、法第七十条の七の六第十四項の規定の適用を受ける場合における担保の提供及びその解除について準用する。

措令40の8の6 新設

37 法第七十条の七の六第十四項の規定の適用を受けた者又は同項の規定の適用に係る特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社について、同条第十三項各号（第四号を除く。）に掲げる場合に該当することとなつた日から二年を経過する日までに同条第三項において準用する法第七十条の七の二第五項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合において、納税の猶予に係る期限が確定する相続税額及び利子税の額を計算するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を基礎として計算するものとする。

- 一 法第七十条の七の六第十三項第一号に掲げる場合に該当する場合 同号の譲渡等の直前における猶予中相続税額から同条第十四項に規定する再計算対象猶予税額を控除した残額
- 二 法第七十条の七の六第十三項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合 同条第十四項の規定により猶予中相続税額とされた金額（同条第十三項第二号の合併又は同項第三号の株式交換等に際して交付された株式等の価額に対応する部分の額に限る。）

措令40の8の6 新設

38 法第七十条の七の六第十五項第一号に規定する事業を継続している場合として政令で定める場合は、同号イからハまでに掲げる会社が、同項の二年を経過する日において次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。

- 一 商品の販売その他の業務で財務省令で定めるもの<措規23の12の3㉔>を行つていること。

- 二 法第七十条の七の六第十三項各号（第四号を除く。）に掲げる場合に該当することとなつた時の直前における特例認定承継会社の常時使用従業員（同条第二項第一号イに規定する常時使用従業員をいう。以下この項において同じ。）のうちその総数の二分の一に相当する数（その数に一人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、当該該当することとなつた時の直前における常時使用従業員の数が一人のときは一人とする。）以上の者が、当該該当することとなつた時から同条第十五項の二年を経過する日まで引き続き同項第一号イからハまでに掲げる会社の常時使用従業員であること。
- 三 前号の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。

措令40の8の6 **新設**

39 法第七十条の七の六第十五項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条第十六項に規定する特例再計算相続税額から同項の同条第二項第八号の規定により計算した金額に同条第十五項第一号の株式等の価額が同条第十六項の合併対価の額又は交換等対価の額に占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。この場合において、当該金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8の6 **新設**

40 法第七十条の七の六第十五項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条第十四項に規定する合計額から同条第十六項の同条第二項第八号の規定により計算した金額に同条第十五項第二号の株式等の価額が同条第十六項の合併対価の額又は交換等対価の額に占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。この場合において、当該金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

措令40の8の6 **新設**

41 第四十条の八の二第四十六項、第四十七項、第五十一項及び第五十二項の規定は、法第七十条の七の六第二十一項において法第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の6 **新設**

42 第四十条の八の二第五十三項の規定は、法第七十条の七の六第二十二項において法第七十条の七の二第二十七項の規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の6 **新設**

43 第四十条の八の二第四十五項及び第五十四項から第六十九項までの規定は、法第七十条の七の六第二十六項において法第七十条の七の二第三十一項から第三十九項までの規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の6 **新設**

44 第四十条の八の二第七十項及び第七十一項の規定は、法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等が同項の規定の適用に係る特例認定承継会社の非上場株式等の譲渡又は贈与をした場合（同条第十三項又は第十四項の規定の適用を受ける場合を除く。）について準用する。

措令40の8の6 **新設**

45 第四十条の八の二第七十二項の規定は、法第七十条の七の六第十一項において法第七十条の七の二第十五項の規定を準用する場合について準用する。

（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例） **新設**

措令・第四十条の八の七 法第七十条の七の七第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する政令で定める者は、第四十条の八の五第四項において準用する第四十条の八第五項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例） **新設**

措令・第四十条の八の八 第四十条の八の二第五項及び第六項の規定は、法第七十条の七の八第一項の規定による納税の猶予に係る担保の提供及びその解除について準用する。＜措規23の12の5①＞

措令40の8の8 **新設**

2 第四十条の八の二第十一項の規定は、法第七十条の七の八第二項第一号ロ及び同条において準用する法第七十条の七の二に規定する政令で定める特別の関係がある者について準用する。

措令40の8の8 **新設**

3 第四十条の八の六第十項から第十三項までの規定は、法第七十条の七の八第一項の規定の適用がある場合における法第七十条の七第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社について準用する。＜措規23の12の5③＞

措令40の8の8 **新設**

4 第四十条の八の二第七項の規定は、法第七十条の七の八第二項第二号ロに規定する法第七十条の七第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社のうち政令で定めるものについて準用する。＜措規23の12の5④＞

措令40の8の8 **新設**

5 第四十条の八の二第八項の規定は、法第七十条の七の八第二項第二号ハに規定する政令で定める特別の関係がある会社について準用する。

措令40の8の8 新設

6 第四十条の八の二第九項の規定は、法第七十条の七の八第二項第二号ハに規定する特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社について準用する。

措令40の8の8 新設

7 第四十条の八の二第十項の規定は、法第七十条の七の八第二項第二号へに規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第四十条の八の二第十項中「要件と」とあるのは「要件（第三号に掲げるものを除く。）と」と、同項第二号中「経営承継相続人等」とあるのは「第四十条の八の六第一項第二号イからハまでに掲げる者」と読み替えるものとする。

措令40の8の8 新設

8 第四十条の八の六第十五項から第二十二項までの規定は、法第七十条の七の八第一項の規定による同条第二項第四号に規定する納税猶予分の相続税額（第十二項及び第十四項において「納税猶予分の相続税額」という。）の計算及び同条第十項において法第七十条の七の二第十四項第十一号の規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の8 新設

9 第四十条の八の六第二十三項の規定は、法第七十条の七の八第一項に規定する特例対象相続非上場株式会社等（合併により当該特例対象相続非上場株式会社等に係る同条第二項第二号に規定する特例認定相続承継会社（以下この項、第十五項第三号及び第二十三項において「特例認定相続承継会社」という。）が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例対象相続非上場株式会社等に相当するものとして財務省令で定めるもの。第十五項第三号において「特例対象相続非上場株式会社等」という。）に係る特例認定相続承継会社が二以上ある場合について準用する。

措令40の8の8 新設

10 法第七十条の七の八第二項第五号に規定する政令で定める者は、第四十条の八の五第四項において準用する第四十条の八第五項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

措令40の8の8 新設

11 第四十条の八の二第二十二項及び第二十三項の規定は、法第七十条の七の八第二項第六号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。〈措規23の12の5⑧〉

措令40の8の8 新設

12 法第七十条の七の八第三項、第七項から第九項まで、第十一項及び第十二項において準用する法第七十条の七の二第四項、第五項、第十一項から第十三項まで、第十六項、第十七項、第二十二項及び第二十三項の規定、法第七十条の七の八第六項の規定並びに同条第十七項及び第十八項において準用する法第七十条の七の六第十三項、第十四項及び第二十三項の規定に規定する猶予中相続税額は、納税猶予分の相続税額から前項の規定により計算した金額を控除した残額とする。

措令40の8の8 新設

13 第四十条の八の二第三十項から第三十八項までの規定は、法第七十条の七の八第三項において法第七十条の七の二第三項（第二号を除く。）、第四項及び第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四十条の八の二第三十一項第一号中「経営承継相続人等」とあるのは、「第四十条の八の六第一項第二号イからハまでに掲げる者」と読み替えるものとする。

措令40の8の8 新設

14 第四十条の八の二第三十九項から第四十一項までの規定は、法第七十条の七の八第一項の規定により納税猶予分の相続税額に相当する担保が提供された場合（同条第四項において準用する法第七十条の七の二第六項の規定の適用がある場合に限る。）について準用する。

措令40の8の8 新設

15 法第七十条の七の八第六項の規定により提出する届出書には、引き続いて同条第一項の規定の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載し、かつ、財務省令で定める書類〈措規23の12の5⑨〉を添付しなければならない。

一 法第七十条の七の八第二項第一号に規定する特例経営相続承継受贈者の氏名及び住所

二 法第七十条の七の七第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により同条第一項に規定する特例対象受贈非上場株式会社等の取得をしたものとみなされた年月日

三 特例対象相続非上場株式会社等に係る特例認定相続承継会社の名称及び本店の所在地

四 当該届出書を提出する日の直前の法第七十条の七の八第二項第六号に規定する経営相続報告基準日（以下この号において「経営相続報告基準日」という。）までに終了する各事業年度（当該経営相続報告基準日の直前の経営相続報告基準日までを終了する事業年度を除く。）における総収入金額

五 その他財務省令で定める事項〈措規23の12の5⑩〉

措令40の8の8 新設

16 第四十条の八の二第二十九項及び第四十三項から第五十項までの規定は、法第七十条の七の八第十一項において法第七十条の七の二第十六項から第二十一項までの規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の8 新設

17 第四十条の八の二第四十六項、第四十七項、第五十一項及び第五十二項の規定は、法第七十条の七の八第十二項において法第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の8 新設

18 第四十条の八の二第五十三項の規定は、法第七十条の七の八第十三項において法第七十条の七の二第二十七項の規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の8 新設

19 第四十条の八の二第四十五項及び第五十四項から第六十九項までの規定は、法第七十条の七の八第十四項において法第七十条の七の二第三十一項から第三十九項までの規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の8 新設

20 法第七十条の七の八第十四項において準用する法第七十条の七の二第三十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定及び第四十条の八の二第六十項から第六十四項までの規定は、法第七十条の七の五第二十五項において準用する法第七十条の七第三十項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける法第七十条の七の五第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者が法第七十条の七の七第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同条第一項の特例贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた同項の特例対象受贈非上場株式等につき法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けることとなつた場合について準用する。

措令40の8の8 新設

21 第四十条の八の六第二十九項から第四十項までの規定は、法第七十条の七の八第十七項において法第七十条の七の六第十三項から第二十項までの規定を準用する場合について準用する。

措令40の8の8 新設

22 法第七十条の七の八第十二項において準用する法第七十条の七の二第二十二項の規定の適用がある場合における法第七十条の七の八第十八項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは、「、第十二項において準用する同条第二十二項又は」とする。

措令40の8の8 新設

23 第四十条の八の二第七十項及び第七十一項の規定は、法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける同条第二項第一号に規定する特例経営相続承継受贈者が同条第一項の規定の適用に係る特例認定相続承継会社の非上場株式等の譲渡又は贈与をした場合（同条第十七項において準用する法第七十条の七の六第十三項又は第十四項の規定の適用を受ける場合を除く。）について準用する。

措令40の8の8 新設

24 第四十条の八の二第七十二項の規定は、法第七十条の七の八第十項において法第七十条の七の二第十五項の規定を準用する場合について準用する。

3 租税特別措置法施行規則<抄>

下線部分は平成30年度改正による改正部分を示す。

(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除)

措規・第二十三条の九 施行令第四十条の八第三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる法第七十条の七第二項第一号に規定する認定贈与承継会社（以下この条において「認定贈与承継会社」という。）の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 株券不発行会社（施行令第四十条の八第三項に規定する株券不発行会社をいう。）である認定贈与承継会社 次に掲げる書類
 - イ 法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者（以下この条において「経営承継受贈者」という。）が法第七十条の七第一項に規定する対象受贈非上場株式等（以下この条において「対象受贈非上場株式等」という。）である株式に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該経営承継受贈者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）
 - ロ イの経営承継受贈者の印に係る印鑑証明書
 - ハ 当該認定贈与承継会社が交付した会社法第四百四十九条第一項の書面（当該認定贈与承継会社の代表権を有する者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）及び当該認定贈与承継会社の代表権を有する者の印に係る印鑑証明書
- 二 持分会社である認定贈与承継会社 次に掲げる書類
 - イ 経営承継受贈者が対象受贈非上場株式等である出資の持分に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該経営承継受贈者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）
 - ロ イの経営承継受贈者の印に係る印鑑証明書
 - ハ 当該認定贈与承継会社がイの質権の設定について承諾したことを証する書類で次に掲げるいずれかのもの
 - (1) 当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書
 - (2) 当該質権の設定について承諾した旨が記載された私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されているもの（当該認定贈与承継会社の印を押しているものに限る。）及び当該認定贈与承継会社の印に係る印鑑証明書
 - (3) 当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類（当該認定贈与承継会社の印を押しているものに限る。）で郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第四十八条第一項の規定により内容証明を受けたもの及び当該認定贈与承継会社の印に係る印鑑証明書

措規23の9

2 施行令第四十条の八第四項に規定する財務省令で定める書類は、前項第一号イ及びハ又は同項第二号イ及びハに掲げる書類とする。

措規23の9

3 法第七十条の七第二項第一号に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する財務省令で定める会社に相当するものは当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める会社とする。

- 一 法第七十条の七第二項第四号に規定する円滑化法認定を受けた会社（次号において「認定会社」という。）が合併により消滅した場合__当該合併により当該認定会社の権利義務の全てを承継した会社（以下この条において「合併承継会社」という。）
- 二 認定会社が株式交換又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）により他の会社の法第七十条の七第三項第六号に規定する株式交換完全子会社等（以下この条において「株式交換完全子会社等」という。）となった場合__当該他の会社（以下この条において「交換等承継会社」という。）

措規23の9

4 法第七十条の七第二項第一号イに規定する常時使用する従業員として財務省令で定めるものは、会社の従業員であつて、次に掲げるいずれかの者とする。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九条に規定する被保険者（同法第十八条第一項の厚生労働大臣の確認があつた者に限るものとし、特定短時間労働者（その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者をいう。第三号において同じ。）を除く。）
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第一項に規定する被保険者（同法第十五条第一項に規定する厚生労働大臣の確認があつた者に限る。）
- 三 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項に規定する被保険者（同法第三十九条第一項に規定する保険者等の確認があつた者に限るものとし、特定短時間労働者を除く。）
- 四 当該会社と二月を超える雇用契約を締結している者で七十五歳以上であるもの

措規23の9

- 5 施行令第四十条の八第六項第一号イ及び第二号イ並びに第二十四項第一号イ及び第二号イに規定する財務省令で定める業務は、次に掲げるいずれかのものとする。
- 一 商品販売等（商品の販売、資産の貸付け（経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と施行令第四十条の八第十一項に規定する特別の関係がある者に対する貸付けを除く。）又は役務の提供で、継続して対価を得て行われるものをいい、その商品の開発若しくは生産又は役務の開発を含む。次号において同じ。）
 - 二 商品販売等を行うために必要となる資産（施行令第四十条の八第六項第一号ハ及び第二号ハの事務所、店舗、工場その他これらに類するものを除く。）の所有又は賃借
 - 三 前二号に掲げる業務に類するもの

措規23の9

- 6 法第七十条の七第三項第十号及び施行令第四十条の八第十項第一号に規定する主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものは、認定贈与承継会社の総収入金額のうち会社計算規則（平成十八年財務省令第十三号）第八十八条第一項第四号に掲げる営業外収益及び同項第六号に掲げる特別利益以外のものとする。

措規23の9

- 7 法第七十条の七第二項第二号イに規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
- 一 法第七十条の七第二項第二号イの会社の株式の全てが金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（次号において「金融商品取引所」という。）への上場の申請がされていないこと。
 - 二 法第七十条の七第二項第二号イの会社の株式の全てが金融商品取引所に類するものであつて外国に所在するものの上場がされていないこと又は当該上場の申請がされていないこと。
 - 三 法第七十条の七第二項第二号イの会社の株式の全てが金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿（次号において「店頭売買有価証券登録原簿」という。）に登録がされていないこと又は当該登録の申請がされていないこと。
 - 四 法第七十条の七第二項第二号イの会社の株式の全てが店頭売買有価証券登録原簿に類するものであつて外国に備えられるものに登録がされていないこと又は当該登録の申請がされていないこと。

措規23の9

- 8 前項第二号及び第四号の規定は、法第七十条の七第二項第二号ロに規定する財務省令で定める要件について準用する。

措規23の9

- 9 法第七十条の七第二項第三号へに規定する役員の地位として財務省令で定めるものは、会社法第三百二十九条第一項に規定する役員とする。

措規23の9

- 10 認定贈与承継会社が持分会社である場合における前項の規定の適用については、同項中「会社法第三百二十九条第一項に規定する役員」とあるのは、「業務を執行する社員」とする。

措規23の9

- 11 法第七十条の七第二項第四号に規定する財務省令で定めるものは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条第一項の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号。以下第二十三条の十二の五までにおいて「円滑化省令」という。）第六条第一項第七号又は第九号の事由に係るものに限り。）とする。

措規23の9

- 12 法第七十条の七第三項及び施行令第四十条の八第十六項に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、これらの規定に規定する対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものは当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める株式等（株式又は出資をいい、議決権に制限のないものに限り。以下この条において同じ。）とする。
- 一 認定贈与承継会社が合併により消滅した場合__当該合併により経営承継受贈者が取得をした当該合併により存続する会社又は設立する会社の株式等
 - 二 認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合__経営承継受贈者が取得をした当該他の会社の株式等
 - 三 認定贈与承継会社が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てをした場合__当該認定贈与承継会社に係る対象受贈非上場株式等及び当該株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てにより経営承継受贈者が取得をした当該対象受贈非上場株式等に対応する株式

措規23の9

- 13 施行令第四十条の八第十七項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ及び第七号ロに規定する財務省令で定める事由は、認定贈与承継会社が合併により消滅したこと若しくは株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつたこと又は認定贈与承継会社に係る対象受贈非上場株式等について株式の併合若しくは分割若しくは株式無償割当てがあつたこととする。

措規23の9

- 14 法第七十条の七第二項第八号ロに規定する財務省令で定める資産は、円滑化省令第一条第十二項第二号イからホまでに掲げるものとする。

措規23の9

- 15 法第七十条の七第三項第一号に規定する財務省令で定めるやむを得ない理由は、経営承継受贈者が次に掲げる事由の

いずれかに該当することとなつたこととする。

- 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する障害等級が一級である者として記載されているものに限る。）の交付を受けたこと。
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳（身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されているものに限る。）の交付を受けたこと。
- 三 介護保険法第十九条第一項の規定による同項に規定する要介護認定（同項の要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第一項第五号に掲げる区分に該当するものに限る。）を受けたこと。
- 四 前三号に掲げる事由に類すると認められること。

措規23の9

- 16 施行令第四十条の八第二十三項に規定する財務省令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項に規定する財務省令で定める数は当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める数に調整割合（当該事由がその効力を生ずる日から法第七十条の七第三項第二号に規定する従業員数確認期間の末日までの間に存する同号に規定する基準日（以下この項及び第三十九項第一号において「基準日」という。）の数を当該従業員数確認期間内に存する基準日の数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した数と施行令第四十条の八第二十一項第一号に規定する最初の法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の時のにおける認定贈与承継会社の常時使用従業員（同条第二項第一号イに規定する常時使用従業員をいう。以下この条において同じ。）の数とを合計した数とする。
- 一 吸収合併（認定贈与承継会社が消滅する場合に限る。）__当該吸収合併がその効力を生ずる直前における当該吸収合併により存続する会社及び当該吸収合併により消滅する会社（当該認定贈与承継会社を除く。）の常時使用従業員の数
 - 二 新設合併__当該新設合併がその効力を生ずる直前における当該新設合併により消滅する会社（当該認定贈与承継会社を除く。）の常時使用従業員の数
 - 三 株式交換（認定贈与承継会社が株式交換完全子会社等となる場合に限る。）__当該株式交換がその効力を生ずる直前における当該株式交換に係る交換等承継会社の常時使用従業員の数

措規23の9

- 17 法第七十条の七第三項第十一号に規定する財務省令で定める場合は、認定贈与承継会社が減少をする資本金の額の全部を準備金とする場合又は減少をする準備金の額の全部を資本金とする場合若しくは会社法第四百四十九条第一項ただし書に該当する場合とする。

措規23の9

- 18 法第七十条の七第三項第十三号に規定する財務省令で定める場合は、同号の合併がその効力を生ずる日において次に掲げる要件の全てを満たしている場合とする。
- 一 当該合併に係る合併承継会社が法第七十条の七第二項第一号イからへまでに掲げる要件を満たしていること。
 - 二 法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者が前号の合併承継会社の代表権（制限が加えられた代表権を除く。以下この条において同じ。）を有していること。
 - 三 前号の経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と法第七十条の七第二項第三号ハに規定する特別の関係がある者の有する第一号の合併承継会社の非上場株式等（同項第二号に規定する非上場株式等をいう。以下この条において同じ。）に係る議決権の数の合計が、当該合併承継会社に係る同項第三号ハに規定する総株主等議決権数（以下この条において「総株主等議決権数」という。）の百分の五十を超える数であること。
 - 四 第二号の経営承継受贈者が有する第一号の合併承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該経営承継受贈者と前号に規定する特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該合併承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。
 - 五 当該合併に際して第一号の合併承継会社が交付しなければならない株式及び出資以外の金銭その他の資産（剰余金の配当等（株式又は出資に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。次項第五号において同じ。）として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされていないこと。

措規23の9

- 19 法第七十条の七第三項第十四号に規定する財務省令で定める場合は、同号の株式交換等がその効力を生ずる日において次に掲げる要件の全てを満たしている場合とする。
- 一 当該株式交換等に係る交換等承継会社が法第七十条の七第二項第一号イからへまでに掲げる要件を満たしていること。
 - 二 法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者が前号の交換等承継会社及び同条第三項第十四号の認定贈与承継会社の代表権を有していること。
 - 三 前号の経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と法第七十条の七第二項第三号ハに規定する特別の関係がある者の有する第一号の交換等承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該交換等承継会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。
 - 四 第二号の経営承継受贈者が有する第一号の交換等承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該経営承継受贈者と前号に規定する特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該交換等承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。
 - 五 当該株式交換等に際して第一号の交換等承継会社が交付しなければならない株式及び出資以外の金銭その他の資産（剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされていないこと。

措規23の9

20 施行令第四十条の八第三十五項に規定する財務省令で定める事項は、同条第三十四項の規定により担保の解除を受けようとする理由、当該担保の解除を受けようとする対象受贈非上場株式等の数又は金額及び同項の特定事由が生じた日又は生ずると見込まれる日とする。

措規23の9

21 施行令第四十条の八第三十五項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 施行令第四十条の八第三十四項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者が同項に規定する特定事由が生じた日から二月を経過する日までに対象受贈非上場株式等を再び担保として提供することを約する書類
- 二 合併契約書、株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し又は登記事項証明書その他の書類で前号の特定事由が生じた日又は生ずると見込まれる日を明らかにする書類
- 三 その他参考となるべき書類

措規23の9

22 法第七十条の七第八項に規定する財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の時における認定贈与承継会社の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあつては、当該事項を記載した書面を含む。以下この条において同じ。）
- 二 前号の贈与の直前及び当該贈与の時における認定贈与承継会社の株主名簿の写しその他の書類で当該認定贈与承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定贈与承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できるもの（当該認定贈与承継会社が証明したものに限る。）
- 三 法第七十条の七第二項第五号イに規定する認定贈与承継会社等が同号イの外国会社又は施行令第四十条の八第十二項に規定する法人の株式等を有する場合には、認定贈与承継会社の第一号の贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度（当該認定贈与承継会社が法第七十条の七第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社に該当するものである場合には、当該贈与の日の三年前の日の属する事業年度から当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度）の貸借対照表及び損益計算書
- 四 第一号の贈与に係る契約書の写しその他の当該贈与の事実を明らかにする書類
- 五 円滑化省令第七条第十項の認定書（円滑化省令第六条第一項第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）の写し及び円滑化省令第七条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の申請書の写し（同条第二項の規定に基づき都道府県知事に提出されたものであつて、法第七十条の七第二項第三号イからトまでに掲げる要件の全てを満たす者が二以上ある場合には、認定贈与承継会社が定めた一の者の記載があるものに限る。）
- 六 対象受贈非上場株式等の全部又は一部が法第七十条の七第一項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）の法第七十条の七第十五項（第三号に係る部分に限り、法第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与（第二十五項第六号及び第二十七項第十一号において「免除対象贈与」という。）により取得をしたものである場合にあつては、施行令第四十条の八第五項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に当該対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとの当該対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳及び当該贈与をした年月日（以下この条において「対象受贈非上場株式等の内訳等」という。）を記載した書類
- 七 法第七十条の七第二十九項に規定する現物出資等資産に該当するものがある場合にあつては、同項第一号及び第二号に掲げる額並びに当該現物出資等資産の明細並びにその現物出資又は贈与をした者の氏名又は名称その他参考となるべき事項を記載した書類（当該現物出資等資産の取得をした認定贈与承継会社が証明したものに限る。）
- 八 その他参考となるべき書類

措規23の9

23 施行令第四十条の八第三十六項に規定する財務省令で定める書類は、対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社に係る次に掲げる書類（その経営贈与報告基準日（法第七十条の七第二項第七号に規定する経営贈与報告基準日をいう。以下この条において同じ。）が、法第七十条の七第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日以前である場合には第二号及び第四号に掲げる書類を除き、当該いずれか早い日の翌日以後である場合には第五号に掲げる書類を除く。）とする。

- 一 その経営贈与報告基準日における定款の写し
- 二 登記事項証明書（その経営贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）
- 三 その経営贈与報告基準日における株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該認定贈与承継会社が証明したものに限る。）
- 四 その経営贈与報告基準日（以下この号及び第六号並びに次項において「報告基準日」という。）の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に終了する各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- 五 円滑化省令第十二条第二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し
- 六 報告基準日の直前の経営贈与報告基準日（当該報告基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限（以下この条において「贈与税の申告書の提出期限」という。）。次項において同じ。）の翌日から当該報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があつた場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し
- 七 その他参考となるべき書類

措規23の9

24 法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者は、その有する対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について報告基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類（同条第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には第一号及び第二号イに掲げる書類を除き、当該いずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には同号ハに掲げる書類を除く。）を前項の書類と併せて施行令第四十条の八第三十六項の届出書に添付しなければならない。

- 一 当該合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
- 二 次に掲げる書類（当該合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、当該合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除く。）
 - イ 当該合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における当該合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書
 - ロ 当該合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における当該合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で当該合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定贈与承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限る。）
 - ハ 当該合併又は株式交換等に係る円滑化省令第十二条第九項又は第十項（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し

措規23の9

25 施行令第四十条の八第三十六項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 その経営贈与報告基準日における法第七十条の七第二項第七号ロに規定する猶予中贈与税額（以下この条において「猶予中贈与税額」という。）
- 二 その経営贈与報告基準日において経営承継受贈者が有する対象受贈非上場株式等の数又は金額及び当該経営承継受贈者に係る贈与者の氏名
- 三 その経営贈与報告基準日が法第七十条の七第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、認定贈与承継会社に係る次に掲げる事項（当該経営贈与報告基準日（以下この項において「報告基準日」という。）の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、認定贈与承継会社が施行令第四十条の八第六項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同条第二十四項第二号イからハまでに掲げる要件の全てを満たしているときは、その旨及びイに掲げる事項）
 - イ 当該報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における資本金の額及び準備金の額又は出資の総額
 - ロ 当該報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における法第七十条の七第二項第八号イからハまでに掲げる額、これらの明細及び同号の割合
 - ハ 当該報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における法第七十条の七第二項第九号の総収入金額、運用収入の合計額、これらの明細及び同号の割合
- 四 報告基準日の直前の経営贈与報告基準日（当該報告基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、贈与税の申告書の提出期限。次号及び第六号において同じ。）の翌日から当該報告基準日までの間に認定贈与承継会社が商号の変更をした場合、本店の所在地を変更した場合、合併により消滅した場合、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合、会社分割をした場合、組織変更をした場合又は解散（会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。）をした場合には、その旨
- 五 報告基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に経営承継受贈者につき法第七十条の七第四項又は第五項の規定により納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額がある場合には、同条第四項の表の各号の上欄又は同条第五項の表の各号の上欄のいずれの場合に該当したかの別及び該当した日並びに当該猶予中贈与税額及びその明細
- 六 報告基準日において経営承継受贈者が有する対象受贈非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与により取得をしたものである場合（報告基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に対象受贈非上場株式等の内訳等につき変更があつた場合に限る。）には、当該報告基準日における対象受贈非上場株式等の内訳等
- 七 法第七十条の七第二十一項の規定の適用を受けた場合（報告基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に同条第二十四項の規定による再計算免除贈与税の額の通知があつた場合に限る。）には、同条第二十一項の規定の適用を受けた旨、同項に規定する認可決定日並びに同項第二号に掲げる金額及び同項に規定する再計算免除贈与税の額
- 八 その他参考となるべき事項

措規23の9

26 法第七十条の七第十三項第二号の規定により読み替えて適用する国税通則法第五十条第二号の財務省令で定める要件は、法第七十条の七第一項の規定の適用に係る対象受贈非上場株式等について、質権の設定がされていないこと、差押えがされていないことその他の当該対象受贈非上場株式等について担保の設定又は処分の制限（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他の法令の規定による処分の制限をいう。）がされていないこととする。

措規23の9

27 施行令第四十条の八第三十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第七十条の七第十五項第一号から第三号までのいずれに該当するかの別

- 二 経営承継受贈者の氏名及び住所
- 三 贈与者から法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により対象受贈非上場株式等の取得をした年月日
- 四 対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の名称及び本店の所在地
- 五 その死亡等の日（施行令第四十条の八第三十七項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る法第七十条の七第十五項第二号の贈与者が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした日をいう。以下この項及び次項において同じ。）までに終了する各事業年度（当該死亡等の日の直前の経営贈与報告基準日及び贈与税の申告書の提出期限までに終了する事業年度を除く。）における施行令第四十条の八第十項第一号に規定する総収入金額
- 六 その死亡等の日における猶予中贈与税額
- 七 その死亡等の日において経営承継受贈者が有する対象受贈非上場株式等の数又は金額及び当該経営承継受贈者に係る贈与者の氏名
- 八 その死亡等の日が法第七十条の七第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、認定贈与承継会社に係る次に掲げる事項（その死亡等の日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間において、認定贈与承継会社が施行令第四十条の八第六項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同条第二十四項第二号イからハまでに掲げる要件の全てを満たしているときは、その旨及びイに掲げる事項）
 - イ 当該死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における資本金の額及び準備金の額又は出資の総額
 - ロ 当該死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における法第七十条の七第二項第八号イからハまでに掲げる額、これらの明細及び同号の割合
 - ハ 当該死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における法第七十条の七第二項第九号の総収入金額、運用収入の合計額、これらの明細及び同号の割合
- 九 その死亡等の日の直前の経営贈与報告基準日（経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る法第七十条の七第十五項第二号の贈与者が贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営贈与報告基準日がないときは、当該贈与税の申告書の提出期限、次号及び次項において同じ。）の翌日から当該死亡等の日までの間に認定贈与承継会社が商号の変更をした場合、本店の所在地を変更した場合、合併により消滅した場合、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合、会社分割をした場合、組織変更をした場合又は解散（会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。）をした場合には、その旨
- 十 その死亡等の日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に経営承継受贈者につき法第七十条の七第四項又は第五項の規定により納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額がある場合には、同条第四項の表の各号の上欄又は同条第五項の表の各号の上欄のいずれの場合に該当したかの別及び該当した日並びに当該猶予中贈与税額及びその明細
- 十一 その死亡等の日において経営承継受贈者が有する対象受贈非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与により取得をしたものである場合には、その死亡等の日における対象受贈非上場株式等の内訳等
- 十二 その他参考となるべき事項

措規23の9

- 28 施行令第四十条の八第三十七項に規定する財務省令で定める書類は、対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社に係る次に掲げる書類（その死亡等の日が、法第七十条の七第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日以前である場合には第二号及び第四号に掲げる書類を除き、当該いずれか早い日の翌日以後である場合には第五号に掲げる書類を除く。）とする。
- 一 その死亡等の日における定款の写し
 - 二 登記事項証明書（その死亡等の日以後に作成されたものに限る。）
 - 三 その死亡等の日における株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該認定贈与承継会社が証明したものに限る。）
 - 四 その死亡等の日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に終了する各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
 - 五 円滑化省令第十二条第六項又は第十二項（これらの規定を同条第十六項において準用する場合を含む。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し
 - 六 法第七十条の七第十五項の納税地の所轄税務署長と同項第二号の贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長とが異なる場合において、同項に規定する免除届出期限までに円滑化省令第十三条第六項の確認書の交付を受けているときは、当該確認書の写し
 - 七 その死亡等の日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に会社分割又は組織変更があつた場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し
 - 八 その死亡等の日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に合併又は株式交換等があつた場合には、当該合併又は株式交換等に係る第二十四項各号に掲げる書類（当該いずれか早い日までに合併又は株式交換等があつた場合には同項第一号及び第二号イに掲げる書類を除き、当該いずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があつた場合には同号ハに掲げる書類を除く。）
 - 九 その他参考となるべき書類

措規23の9

29 法第七十条の七第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第七十条の七第十五項第一号に掲げる場合 次に掲げる事項
 - イ 法第七十条の七第十五項の届出書を提出する者の氏名及び住所又は居所
 - ロ 死亡した経営承継受贈者の氏名及び住所並びにその死亡した年月日並びに当該経営承継受贈者との続柄
 - ハ 認定贈与承継会社の商号
 - ニ 法第七十条の七第十五項の規定による贈与税の免除を受けようとする旨及び当該免除を受けようとする贈与税の額
 - ホ その他参考となるべき事項
- 二 法第七十条の七第十五項第二号に掲げる場合 次に掲げる事項
 - イ 前号イ及びハに掲げる事項
 - ロ 法第七十条の七第十五項第二号の死亡した贈与者の氏名及び住所並びにその死亡した年月日並びに当該贈与者との続柄
 - ハ 法第七十条の七第十五項の規定による贈与税の免除を受けようとする旨並びに当該免除を受けようとする贈与税の額及びその計算の明細
 - ニ ロの贈与者の死亡の直前における対象受贈非上場株式等の内訳等
 - ホ その他参考となるべき事項
- 三 法第七十条の七第十五項第三号に掲げる場合 次に掲げる事項
 - イ 第一号イ及びハ並びに前号ハに掲げる事項
 - ロ 法第七十条の七第十五項第三号の贈与により対象受贈非上場株式等の取得をした者の氏名及び住所
 - ハ その他参考となるべき事項

措規23の9

30 法第七十条の七第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七十条の七第十六項の申請書を提出する者の氏名及び住所又は居所
- 二 法第七十条の七第十六項の規定による贈与税の免除を受けようとする旨並びに当該免除を受けようとする贈与税の額及びその計算の明細
- 三 前号の免除が法第七十条の七第十六項各号のいずれの規定に基づくものであるかの別並びに同項各号に掲げる場合に該当することとなった事情の詳細及びその事情が生じた年月日
- 四 その他参考となるべき事項

措規23の9

31 法第七十条の七第十六項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 法第七十条の七第十六項第一号の規定に該当するものとして同項の規定により贈与税の免除を受けようとする場合__次に掲げる書類
 - イ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
 - (1) 法第七十条の七第十六項第一号の一人の者に対して同号の譲渡等をする場合__当該譲渡等があつたことを明らかにする書類、当該譲渡等後の同号の認定贈与承継会社の登記事項証明書（当該譲渡等後に作成されたものに限る。）及び当該譲渡等後の当該認定贈与承継会社の株主名簿の写しその他の書類で当該認定贈与承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定贈与承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該認定贈与承継会社が証明したものに限る。）
 - (2) 法第七十条の七第十六項第一号の再生計画、更生計画又は同号に規定する債務処理計画（(iii)及び第三十八項第二号ホにおいて「債務処理計画」という。）に基づき同条第十六項第一号の対象受贈非上場株式等を消却するために同号の譲渡等をする場合__当該譲渡等後の認定贈与承継会社の株主名簿の写しその他の書類で当該認定贈与承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（当該認定贈与承継会社が証明したものに限る。）並びに次に掲げる計画の区分に応じそれぞれ次に定める書類
 - (i) 再生計画__当該認定贈与承継会社に係る再生計画（民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画で同法第七十四条第一項の規定により認可の決定がされたものに限る。）の写し及び当該再生計画の認可の決定があつたことを証する書類
 - (ii) 更生計画__当該認定贈与承継会社に係る更生計画（会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二条第二項に規定する更生計画で同法第九十九条第一項の規定により認可の決定がされたものに限る。）の写し及び当該更生計画の認可の決定があつたことを証する書類
 - (iii) 債務処理計画__当該認定贈与承継会社に係る債務処理計画（当該債務処理計画に係る法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第三十五条第一項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限る。）の写し及び当該債務処理計画が成立したことを証する書類
 - ロ 法第七十条の七第十六項第一号の譲渡等の直前における猶予中贈与税額、同号イに掲げる金額及び同号ロに掲げる合計額を記載した書類
 - ハ その他参考となるべき事項を記載した書類
- 二 法第七十条の七第十六項第二号の規定に該当するものとして同項の規定により贈与税の免除を受けようとする場合__

次に掲げる書類

- イ 法第七十条の七第十六項第二号の認定贈与承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつたことを証する書類
- ロ 法第七十条の七第十六項第二号イに掲げる猶予中贈与税額及び同号ロに掲げる合計額を記載した書類
- ハ その他参考となるべき事項を記載した書類

三 法第七十条の七第十六項第三号の規定に該当するものとして同項の規定により贈与税の免除を受けようとする場合__次に掲げる書類

- イ 法第七十条の七第十六項第三号の合併があつたことを明らかにする書類
- ロ 法第七十条の七第十六項第三号の合併がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額、同号イに掲げる金額及び同号ロに掲げる合計額を記載した書類
- ハ その他参考となるべき事項を記載した書類

四 法第七十条の七第十六項第四号の規定に該当するものとして同項の規定により贈与税の免除を受けようとする場合__次に掲げる書類

- イ 法第七十条の七第十六項第四号の株式交換等があつたことを明らかにする書類
- ロ 法第七十条の七第十六項第四号の株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額、同号イに掲げる金額及び同号ロに掲げる合計額を記載した書類
- ハ その他参考となるべき事項を記載した書類

措規23の9

32 施行令第四十条の八第四十項に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- 一 法第七十条の七第十六項第一号の譲渡等後において、同号の一人の者及び当該一人の者と同条第二項第三号ハに規定する特別の関係がある者の有する同条第十六項第一号の認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該認定贈与承継会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える数を有することとなる場合における当該一人の者であること。
- 二 前号の譲渡等後において、同号の一人の者が有する同号の認定贈与承継会社の非上場株式等の議決権の数が、当該一人の者と同号の特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。
- 三 第一号の譲渡等後において、同号の一人の者（当該一人の者が持分の定めのある法人（医療法人を除く。）である場合には、当該法人の会社法第三百二十九条第一項に規定する役員又は業務を執行する社員その他これらに類する者で当該法人の経営に従事している者）が当該認定贈与承継会社の代表権を有すること。

措規23の9

33 法第七十条の七第十六項第一号イ、第三号イ及び第四号イに規定する財務省令で定める金額は、個人が、同項第一号イの譲渡等の直前又は同項第三号イの合併若しくは同項第四号イの株式交換等がその効力を生ずる直前において贈与者から対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限る。第三十五項において同じ。）の総数又は総額の全てを贈与により取得したものとした場合の当該贈与の時ににおける当該認定贈与承継会社の株式又は出資の一単位当たりの価額に、同条第十六項第一号イの譲渡等の直前又は同項第三号イの合併若しくは同項第四号イの株式交換等がその効力を生ずる直前において当該経営承継受贈者が有していた当該対象受贈非上場株式等の数又は金額を乗じて得た金額とする。

措規23の9

34 第十二項の規定は、法第七十条の七第二十二項に規定する財務省令で定める場合及び同項に規定する財務省令で定めるものについて準用する。

措規23の9

35 法第七十条の七第二十二項に規定する財務省令で定める金額は、個人が、同条第二十一項に規定する認可決定日の直前において贈与者から対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の全てを贈与により取得したものとした場合の当該贈与の時ににおける当該認定贈与承継会社の株式又は出資の一単位当たりの価額に、当該認可決定日の直前において当該経営承継受贈者が有していた当該対象受贈非上場株式等の数又は金額を乗じて得た金額とする。

措規23の9

36 法第七十条の七第二十三項に規定する財務省令で定める者は、同項の認可決定日の直前において代表権を有していた経営承継受贈者のうち、次の各号に掲げる要件の全てを満たす同項の認定贈与承継会社の会社法第三百二十九条第一項に規定する役員又は業務を執行する社員である者とする。

- 一 当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と施行令第四十条の八第十一項に規定する特別の関係がある者の有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該認定贈与承継会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。
- 二 当該経営承継受贈者が有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該経営承継受贈者と施行令第四十条の八第十一項に規定する特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

措規23の9

37 法第七十条の七第二十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七十条の七第二十三項の申請書を提出する者の氏名及び住所又は居所

- 二 法第七十条の七第二十一項に規定する場合に該当することとなつた事情の詳細及びその事情が生じた年月日
- 三 その他参考となるべき事項

措規23の9

38 法第七十条の七第二十三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合 次に掲げる書類
 - イ 当該認可の決定があつた日における認定贈与承継会社の定款の写しその他の書類で施行令第四十条の八第四十六項に規定する要件を満たすことを証するもの
 - ロ 認定贈与承継会社に係る登記事項証明書（当該認可の決定があつた日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限る。）
 - (1) 当該認可の決定があつた日の前日において、経営承継受贈者が認定贈与承継会社の代表権を有する者であつた旨
 - (2) 再生計画の認可の決定があつた場合にあつては、監督委員又は管財人が選任されている旨
 - ハ 当該認可の決定があつた日における法第七十条の七第二十一項に規定する認定贈与承継会社の株主名簿の写しその他の書類で当該認定贈与承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定贈与承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該認定贈与承継会社が証明したものに限る。）
 - ニ 法第七十条の七第二十一項に規定する認定贈与承継会社に係る再生計画（民事再生法第二条第三号に規定する再生計画で同法第七十四条第一項の規定により認可の決定がされたものに限る。）の写し及び当該再生計画の認可の決定があつたことを証する書類又は当該認定贈与承継会社に係る更生計画（会社更生法第二条第二項に規定する更生計画で同法第九十九条第一項の規定により認可の決定がされたものに限る。）の写し及び当該更生計画の認可の決定があつたことを証する書類
 - ホ 法第七十条の七第二十一項に規定する認定贈与承継会社の有する資産及び負債につき施行令第四十条の八第四十七項第一号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
 - ヘ その他参考となるべき事項を記載した書類
- 二 施行令第四十条の八第四十一項に規定する事実が生じた場合 次に掲げる書類
 - イ 当該事実が生じた日における認定贈与承継会社の定款の写しその他の書類で施行令第四十条の八第四十六項に規定する要件を満たすことを証するもの
 - ロ 認定贈与承継会社に係る登記事項証明書（当該事実が生じた日以後に作成されたもので、当該事実が生じた日の前日において、経営承継受贈者が認定贈与承継会社の代表権を有する者であつた旨の記載があるものに限る。）
 - ハ 当該事実が生じた時における認定贈与承継会社の株主名簿の写しその他の書類で当該認定贈与承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定贈与承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該認定贈与承継会社が証明したものに限る。）
 - ニ 認定贈与承継会社に係る第三十一項第一号イ(2)(iii)の書類
 - ホ 法人税法施行規則第八条の六第一項第一号に掲げる者が作成した書類で認定贈与承継会社に係る債務処理計画が施行令第四十条の八第四十一項に規定するものである旨を証するもの
 - ヘ その他参考となるべき事項を記載した書類

措規23の9

39 施行令第四十条の八第五十三項に規定する財務省令で定める事由は第十六項各号に掲げる事由とし、同条第五十三項に規定する財務省令で定める数は当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める数に調整割合（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合をいう。）を乗じて計算した数と同条第二十一項第一号に規定する最初の法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の時における認定贈与承継会社（第一号に掲げる場合にあつては、同条第三十項第二号イの被災事業所以外の事業所）の常時使用従業員の数とを合計した数とする。

- 一 施行令第四十条の八第五十三項の規定の適用がある場合 当該事由がその効力を生ずる日から法第七十条の七第三十項第二号イに規定する従業員数確認期間（以下この号において「従業員数確認期間」という。）の末日までの間にある基準日の数を従業員数確認期間内にある基準日の数で除して得た割合（当該割合が一を超える場合には、一）
- 二 施行令第四十条の八第五十七項第一号（同条第五十五項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合 当該事由がその効力を生ずる日から法第七十条の七第三十項第一号に規定する経営贈与承継期間の末日までの間にある施行令第四十条の八第五十七項第一号に規定する雇用判定基準日（以下この号において「雇用判定基準日」という。）の数を当該経営贈与承継期間内にある雇用判定基準日の数で除して得た割合（最初の売上判定事業年度（同条第五十七項第一号に規定する売上判定事業年度をいう。第四十二項及び第四十六項において同じ。）終了の日が当該末日の翌日以後である場合には、一）
- 三 施行令第四十条の八第五十七項第二号の規定の適用がある場合 一

措規23の9

40 施行令第四十条の八第五十四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた場合は、第四十五項第三号に定める書類を法第七十条の七第三十一項の規定により提出する届出書に添付することにより証明がされた場合とする。

措規23の9

41 施行令第四十条の八第五十六項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた場合は、第四十五項第四号に定める書類を法第七十条の七第三十一項の規定により提出する届出書に添付することにより証明がされた場合とする。

措規23の9

42 施行令第四十条の八第五十七項第一号（同条第五十五項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める

事由は次の各号に掲げる事由とし、同条第五十七項第一号（同条第五十五項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める割合は当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一 吸収合併（認定贈与承継会社が消滅するものに限るものとし、贈与特定事業年度（施行令第四十条の八第五十七項第一号に規定する贈与特定事業年度をいう。以下この項及び第四十六項において同じ。）開始の日以前にその効力が生ずるものを除く。）次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合

イ 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第三号又は第四号の事由（施行令第四十条の八第五十五項において同条第五十七項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合にあつては、同法第二条第五項第一号又は第二号の事由。以下この項において「災害等」という。）が発生した日以後に吸収合併がその効力を生ずる場合（1）に掲げる金額に対する（2）に掲げる金額の割合

（1）贈与特定事業年度における当該吸収合併により消滅した認定贈与承継会社の売上金額に調整割合（売上判定事業年度の月数を売上金額に係る事業年度の月数で除して得た割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて計算した金額と、当該吸収合併がその効力を生ずる日（以下この号において「効力発生日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度における当該吸収合併に係る合併承継会社の売上金額及び当該吸収合併により消滅した会社（当該認定贈与承継会社を除く。）の売上金額にそれぞれ調整割合を乗じて計算した金額とを合計した金額

（2）売上判定事業年度における当該吸収合併に係る合併承継会社の売上金額（効力発生日の属する売上判定事業年度にあつては、当該売上金額と、当該効力発生日の属する事業年度における当該吸収合併により消滅した会社の売上金額を当該事業年度の月数で除し、これに当該売上判定事業年度開始の日から当該効力発生日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額とを合計した金額）

ロ イに掲げる場合以外の場合（1）に掲げる金額に対する（2）に掲げる金額の割合

（1）贈与特定事業年度における当該吸収合併に係る合併承継会社の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額と、効力発生日の属する事業年度の直前の事業年度における当該吸収合併により消滅した会社の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額（効力発生日が贈与特定事業年度中にある場合には、当該計算した金額に贈与特定事業年度の月数のうちに占める贈与特定事業年度開始の日から当該効力発生日の前日までの期間の月数の割合を乗じて計算した金額）とを合計した金額

（2）売上判定事業年度における当該吸収合併に係る合併承継会社の売上金額

二 新設合併（贈与特定事業年度開始の日以前にその効力が生ずるものを除く。）次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合

イ 災害等が発生した日以後に新設合併がその効力を生ずる場合（1）に掲げる金額に対する（2）に掲げる金額の割合

（1）贈与特定事業年度における当該新設合併により消滅した認定贈与承継会社の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額と、当該新設合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における当該新設合併により消滅した会社（当該認定贈与承継会社を除く。）の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額とを合計した金額

（2）売上判定事業年度における当該新設合併に係る合併承継会社の売上金額

ロ イに掲げる場合以外の場合（1）に掲げる金額に対する（2）に掲げる金額の割合

（1）当該新設合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における当該新設合併により消滅した会社の売上金額にそれぞれ調整割合を乗じて計算した金額を合計した金額

（2）イ（2）に掲げる金額

三 株式交換等（認定贈与承継会社が株式交換完全子会社等となるものに限るものとし、贈与特定事業年度開始の日以前にその効力が生ずるものを除く。）次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合

イ 災害等が発生した日以後に株式交換等がその効力を生ずる場合（1）に掲げる金額に対する（2）に掲げる金額の割合

（1）贈与特定事業年度における当該株式交換等により株式交換完全子会社等となつた認定贈与承継会社の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額（株式交換にあつては、当該計算した金額と、当該株式交換がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における当該株式交換に係る交換等承継会社の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額とを合計した金額）

（2）売上判定事業年度における、当該株式交換等に係る交換等承継会社の売上金額と、当該株式交換等により株式交換完全子会社等となつた認定贈与承継会社の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額とを合計した金額

ロ イに掲げる場合以外の場合（1）に掲げる金額に対する（2）に掲げる金額の割合

（1）当該株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における当該株式交換等により株式交換完全子会社等となつた認定贈与承継会社の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額（株式交換にあつては、当該計算した金額と、贈与特定事業年度における当該株式交換に係る交換等承継会社の売上金額に調整割合を乗じて計算した金額とを合計した金額）

（2）イ（2）に掲げる金額

措規23の9

43 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

措規23の9

44 法第七十条の七第三十一項の規定により提出する届出書には、同条第三十項の規定の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載し、かつ、次項に定める書類を添付しなければならない。

一 経営承継受贈者の氏名及び住所又は居所

二 贈与者から法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により対象受贈非上場株式等の取得をした年月日

三 対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の名称及び本店の所在地

四 前号の認定贈与承継会社の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

- イ 当該認定贈与承継会社が法第七十条の七第三十項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合 同号の災害が発生した年月日、当該災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における当該認定贈与承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額、当該認定贈与承継会社の当該災害により滅失（通常は修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（同条第二項第八号ロに規定する特定資産（次条第四十項第四号イ及び第四十七項第一号イにおいて「特定資産」という。）を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額及び当該総額に対する当該合計額の割合
- ロ 当該認定贈与承継会社が法第七十条の七第三十項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合 同号の災害が発生した年月日、当該災害が発生した日の前日における当該認定贈与承継会社の常時使用従業員の総数、当該認定贈与承継会社の施行令第四十条の八第五十二項に規定する被災常時使用従業員の数及び当該総数に対する当該被災常時使用従業員の数の割合
- ハ 当該認定贈与承継会社が法第七十条の七第三十項第三号に掲げる場合に該当することとなつた場合 中小企業信用保険法第二条第五項第一号又は第二号の事由のいずれに該当するかを別、施行令第四十条の八第五十四項第一号に規定する特定日、当該認定贈与承継会社の同号及び同項第二号に掲げる金額並びに同項第一号に掲げる金額に対する同項第二号に掲げる金額の割合
- ニ 当該認定贈与承継会社が法第七十条の七第三十項第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合 中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号の事由のいずれに該当するかを別、施行令第四十条の八第五十六項第一号に規定する特定日、当該認定贈与承継会社の同号及び同項第二号に掲げる金額並びに同項第一号に掲げる金額に対する同項第二号に掲げる金額の割合

措置23の9

45 前項の届出書に添付すべき書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 前項第四号イに掲げる場合 円滑化省令第十三条の二第四項の確認書（同条第一項第一号に係るものに限る。）の写し及び同条第二項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限る。）の写し
- 二 前項第四号ロに掲げる場合 円滑化省令第十三条の二第四項の確認書（同条第一項第二号に係るものに限る。）の写し及び同条第二項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限る。）の写し
- 三 前項第四号ハに掲げる場合 円滑化省令第十三条の二第四項の確認書（同条第一項第三号又は第四号に係るものに限る。）の写し及び同条第二項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限る。）の写し
- 四 前項第四号ニに掲げる場合 円滑化省令第十三条の二第四項の確認書（同条第一項第五号又は第六号に係るものに限る。）の写し及び同条第二項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限る。）の写し

措置23の9

46 施行令第四十条の八第六十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 経営承継受贈者の氏名及び住所又は居所
- 二 贈与者から法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により対象受贈非上場株式等の取得をした年月日
- 三 対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の名称及び本店の所在地
- 四 中小企業信用保険法第二条第五項第一号若しくは第二号の事由又は同項第三号若しくは第四号の事由が発生した年月日
- 五 施行令第四十条の八第六十項の基準日（法第七十条の七第三十項第四号に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）の直前の経営贈与報告基準日（当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、贈与税の申告書の提出期限。第八号において同じ。）の翌日から当該基準日までの間に終了する各売上判定事業年度の売上金額
- 六 贈与特定事業年度における売上金額
- 七 前号の贈与特定事業年度の売上金額に対する第五号の各売上判定事業年度の売上金額の割合
- 八 基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する施行令第四十条の八第五十七項第二号に規定する雇用判定基準日（第十号及び第十一号ロにおいて「雇用判定基準日」という。）における常時使用従業員の数
- 九 第二号の贈与の時ににおける常時使用従業員の数
- 十 前号の贈与の時ににおける常時使用従業員の数に対する第八号の雇用判定基準日における常時使用従業員の数の割合
- 十一 その基準日が経営贈与承継期間（法第七十条の七第三十項第一号に規定する経営贈与承継期間をいう。以下この号及び次号において同じ。）の末日である場合（経営贈与承継期間内に同条第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合に限る。）には、次に掲げる事項
 - イ 当該末日において経営贈与承継期間内に終了する各売上判定事業年度の第七号の割合を合計し、当該各売上判定事業年度の数で除して計算した割合
 - ロ 当該末日において同日までに到来する各雇用判定基準日における前号の割合を合計し、当該末日までに到来する各雇用判定基準日の数で除して計算した割合
- 十二 基準日（経営贈与承継期間の末日の翌日以後に到来するものに限る。）の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に第五号の売上金額が第六号の売上金額以上となつた場合には、その旨
- 十三 その他参考となるべき事項

措置23の9

47 法第七十条の七第三十項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける経営承継受贈者が施行令第四

十条の八第六十項の規定により提出する届出書には、円滑化省令第十三条の三第二項の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写しを添付しなければならない。

措規23の9

48 施行令第四十条の八第六十一項第三号に規定する財務省令で定める事項は、第四十四項第四号に掲げる事項とする。

措規23の9

49 法第七十条の七第三十二項の規定の適用を受けようとする同項の経営承継受贈者が同条第三十三項の規定により読み替えて適用する同条第十六項の規定により提出する申請書には、第三十一項に規定する書類のほか、第四十五項に規定する書類を添付しなければならない。ただし、既に同条第三十一項の届出書に当該書類を添付して提出している場合は、この限りでない。

措規23の9

50 法第七十条の七第三十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 経営承継受贈者又は対象受贈非上場株式等若しくは当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について、法第七十条の七第三十五項の納税の猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨
- 二 前号の事実が生じた対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の商号及び本店の所在地並びに当該対象受贈非上場株式等について法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る贈与者の氏名及び住所又は居所
- 三 法第七十条の七第三十五項の納税の猶予に係る期限の確定に係る事実の詳細及び当該事実の生じた年月日並びに当該事実に係る認定、確認、報告の受理その他の行為の内容
- 四 その他参考となるべき事項

措規23の9

51 法第七十条の七第三十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る贈与者の氏名及び住所又は居所
- 二 前号の経営承継受贈者が同号の贈与者から法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等に係る同項に規定する贈与税の申告書が提出された日
- 三 第一号の経営承継受贈者が前号の非上場株式等について法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている旨及び同項の規定の適用に係る対象受贈非上場株式等の数又は金額
- 四 その他法第七十条の七第三十六項の通知の事務に関し税務署長が必要と認める事項

(非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)

措規・第二十三条の十 施行令第四十条の八の二第三項に規定する財務省令で定める要件は、同項に規定する第一次経営承継相続人等の死亡による相続の開始の直前において、当該第一次経営承継相続人等からの相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により法第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社（以下この条において「認定承継会社」という。）の同項第二号に規定する非上場株式等（以下この条において「非上場株式等」という。）の取得をした個人が、当該認定承継会社の役員（会社法第三百二十九条第一項に規定する役員又は業務を執行する社員をいう。第八項において同じ。）であつたこととする。ただし、当該第一次経営承継相続人等が六十歳未満で死亡した場合は、この限りでない。

措規23の10

2 施行令第四十条の八の二第五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる認定承継会社の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 株券不発行会社（施行令第四十条の八の二第五項に規定する株券不発行会社をいう。）である認定承継会社 次に掲げる書類
 - イ 法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等（以下この条において「経営承継相続人等」という。）が法第七十条の七の二第一項に規定する対象非上場株式等（以下この条において「対象非上場株式等」という。）である株式に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該経営承継相続人等が自署し、自己の印を押しているものに限る。）
 - ロ イの経営承継相続人等の印に係る印鑑証明書
 - ハ 当該認定承継会社が交付した会社法第四百九条第一項の書面（当該認定承継会社の代表権を有する者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）及び当該認定承継会社の代表権を有する者の印に係る印鑑証明書
- 二 持分会社である認定承継会社 次に掲げる書類
 - イ 経営承継相続人等が対象非上場株式等である出資の持分に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該経営承継相続人等が自署し、自己の印を押しているものに限る。）
 - ロ イの経営承継相続人等の印に係る印鑑証明書
 - ハ 当該認定承継会社がイの質権の設定について承諾したことを証する書類で次に掲げるいずれかのもの
 - (1) 当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書
 - (2) 当該質権の設定について承諾した旨が記載された私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されているもの（当該認定承継会社の印を押しているものに限る。）及び当該認定承継会社の印に係る印鑑証明書
 - (3) 当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類（当該認定承継会社の印を押しているものに限る。）で郵

便法第四十八条第一項の規定により内容証明を受けたもの及び当該認定承継会社の印に係る印鑑証明書

措規23の10

3 施行令第四十条の八の二第六項に規定する財務省令で定める書類は、前項第一号イ及びハ又は同項第二号イ及びハに掲げる書類とする。

措規23の10

4 前条第三項の規定は、法第七十条の七の二第二項第一号に規定する財務省令で定める場合及び同号に規定する財務省令で定める会社に相当するものについて準用する。

措規23の10

5 前条第四項の規定は、法第七十条の七の二第二項第一号イに規定する常時使用する従業員として財務省令で定めるものについて準用する。

措規23の10

6 前条第五項の規定は、施行令第四十条の八の二第七項第一号イ及び第二号イ並びに第三十項第一号イ及び第二号イに規定する財務省令で定める業務について準用する。

措規23の10

7 前条第六項の規定は、法第七十条の七の二第三項第十号及び施行令第四十条の八の二第十項第一号に規定する財務省令で定めるものについて準用する。

措規23の10

8 法第七十条の七の二第二項第三号へに規定する財務省令で定める要件は、同号への個人が、同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の直前において、当該会社の役員であつたこととする。ただし、当該相続に係る被相続人が六十歳未満で死亡した場合は、この限りでない。

措規23の10

9 法第七十条の七の二（第二項第四号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における前条第十一項の規定の適用については、同項中「第六条第一項第七号又は第九号」とあるのは、「第六条第一項第八号又は第十号」とする。

措規23の10

10 法第七十条の七の二第三項及び施行令第四十条の八の二第二十一項に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、これらの規定に規定する対象非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものは当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める株式等（株式又は出資をいい、議決権に制限のないものに限る。以下この条において同じ。）とする。

- 一 認定承継会社が合併により消滅した場合、当該合併により経営承継相続人等が取得をした当該合併により存続する会社又は設立する会社（以下この条において「合併承継会社」という。）の株式等
- 二 認定承継会社が株式交換又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）により他の会社の法第七十条の七の二第三項第六号に規定する株式交換完全子会社等（以下この条において「株式交換完全子会社等」という。）となつた場合、経営承継相続人等が取得をした当該他の会社（以下この条において「交換等承継会社」という。）の株式等
- 三 認定承継会社が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てをした場合、当該認定承継会社に係る対象非上場株式等及び当該株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てにより経営承継相続人等が取得をした当該対象非上場株式等に対応する株式

措規23の10

11 前条第十三項の規定は、施行令第四十条の八の二第二十二項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ及び第七号ロに規定する財務省令で定める事由について準用する。

措規23の10

12 前条第十四項の規定は、施行令第四十条の八の二第二十四項の規定により法第七十条の七第二項第八号の規定を読み替えて適用する場合について準用する。

措規23の10

13 前条第十五項の規定は、法第七十条の七の二第三項第一号に規定する財務省令で定めるやむを得ない理由について準用する。

措規23の10

14 前条第十六項の規定は、施行令第四十条の八の二第二十八項に規定する財務省令で定める事由及び同項に規定する財務省令で定める数について準用する。

措規23の10

15 前条第十七項の規定は、法第七十条の七の二第三項第十一号に規定する財務省令で定める場合について準用する。

措規23の10

16 前条第十八項の規定は、法第七十条の七の二第三項第十三号に規定する財務省令で定める場合について準用する。

措規23の10

17 前条第十九項の規定は、法第七十条の七の二第三項第十四号に規定する財務省令で定める場合について準用する。

措規23の10

18 前条第二十項の規定は、施行令第四十条の八の二第四十一項に規定する財務省令で定める事項について準用する。

措規23の10

19 施行令第四十条の八の二第四十一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 施行令第四十条の八の二第四十項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等が同項に規定する特定事由が生じた日から二月を経過する日までに対象非上場株式等を再び担保として提供することを約する書類
- 二 合併契約書、株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し又は登記事項証明書その他の書類で前号の特定事由が生じた日又は生ずると見込まれる日を明らかにする書類
- 三 その他参考となるべき書類

措規23の10

20 法第七十条の七の二第九項に規定する財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 経営承継相続人等に係る法第七十条の七の二第一項に規定する被相続人(以下この条において「被相続人」という。)の死亡による同項の規定の適用に係る相続の開始があつたことを知つた日
 - ロ その他参考となるべき事項
- 二 前号イの相続の開始の時ににおける認定承継会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあっては、当該事項を記載した書面を含む。次項第一号及び第二十六項第一号において同じ。)
- 三 第一号イの相続の開始の直前及び当該相続の開始の時ににおける認定承継会社の株主名簿の写しその他の書類で当該認定承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できるもの(当該認定承継会社が証明したものに限り。)
- 四 法第七十条の七の二第二項第五号イに規定する認定承継会社等が同号イの外国会社又は施行令第四十条の八の二第十二項に規定する法人の株式等を有する場合には、認定承継会社の第一号イの相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度(当該認定承継会社が法第七十条の七の二第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社に該当するものである場合には、当該相続の開始の日の三年前の日の属する事業年度から当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書
- 五 第一号イの相続の開始があつたことを知つた日が当該相続の開始の日と異なる場合にあっては、当該相続に係る経営承継相続人等が当該相続の開始があつたことを知つた日を明らかにする書類
- 六 遺言書の写し、財産の分割の協議に関する書類(当該書類に当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限り。)の写し(当該自己の印に係る印鑑証明書が添付されているものに限り。)その他の財産の取得の状況を明らかにする書類
- 七 円滑化省令第七条第十項の認定書(円滑化省令第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限り。)の写し及び円滑化省令第七条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の申請書の写し(同条第三項の規定に基づき都道府県知事に提出されたものであつて、法第七十条の七の二第二項第三号イからハまでに掲げる要件の全てを満たす者が二以上ある場合には、認定承継会社が定めた一の者の記載があるものに限り。)
- 八 法第七十条の七の二第三十項に規定する現物出資等資産に該当するものがある場合にあっては、同項第一号及び第二号に掲げる額並びに当該現物出資等資産の明細並びにその現物出資又は贈与をした者の氏名又は名称その他参考となるべき事項を記載した書類(当該現物出資等資産を取得した認定承継会社が証明したものに限り。)
- 九 その他参考となるべき書類

措規23の10

21 施行令第四十条の八の二第四十二項に規定する財務省令で定める書類は、対象非上場株式等に係る認定承継会社に係る次に掲げる書類(その経営報告基準日(法第七十条の七の二第二項第七号に規定する経営報告基準日をいう。以下この条において同じ。)が、法第七十条の七の二第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日以前である場合には第二号及び第四号に掲げる書類を除き、当該いずれか早い日の翌日以後である場合には第五号に掲げる書類を除く。)とする。

- 一 その経営報告基準日における定款の写し
- 二 登記事項証明書(その経営報告基準日以後に作成されたものに限り。)
- 三 その経営報告基準日における株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類(当該認定承継会社が証明したものに限り。)
- 四 その経営報告基準日(以下この号及び第六号並びに次項において「報告基準日」という。)の直前の経営報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に終了する各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- 五 円滑化省令第十二条第四項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し
- 六 報告基準日の直前の経営報告基準日(当該報告基準日が最初の経営報告基準日である場合には、法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限(以下この条において「相続税の申告書の提出期限」という。))の翌日から当該報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があつた場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し
- 七 その他参考となるべき書類

措規23の10

22 法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等は、その有する対象非上場株式等に係る認定承継会社について報告基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に合併又は株式交換等があつた場合には、次に掲げる書類(同条第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があつた場合には第一号及び第二号イに掲げる書類を除き、当該いずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があつた場合には同

- 号ハに掲げる書類を除く。)を前項の書類と併せて施行令第四十条の八の二第四十二項の届出書に添付しなければならない。
- 一 当該合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
 - 二 次に掲げる書類(当該合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、当該合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除く。)
 - イ 当該合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における当該合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書
 - ロ 当該合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における当該合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で当該合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(当該合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限る。)
 - ハ 当該合併又は株式交換等に係る円滑化省令第十二条第九項又は第十項(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。)の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し

措規23の10

- 23 施行令第四十条の八の二第四十二項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 その経営報告基準日における法第七十条の七の二第二項第七号ロに規定する猶予中相続税額(以下この条において「猶予中相続税額」という。)
 - 二 その経営報告基準日において経営承継相続人等が有する対象非上場株式等の数又は金額及び当該経営承継相続人等に係る被相続人の氏名
 - 三 その経営報告基準日が法第七十条の七の二第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、認定承継会社に係る次に掲げる事項(当該経営報告基準日(以下この項において「報告基準日」という。)の直前の経営報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間において、認定承継会社が施行令第四十条の八の二第七項に規定する資産保有型会社等であった場合に同条第三十項第二号イからハまでに掲げる要件の全てを満たしているときは、その旨及びイに掲げる事項)
 - イ 当該報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における資本金の額及び準備金の額又は出資の総額
 - ロ 当該報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における施行令第四十条の八の二第二十四項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号イからハまでに掲げる額、これらの明細及び同号の割合
 - ハ 当該報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における施行令第四十条の八の二第二十四項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第九号の総収入金額、運用収入の合計額、これらの明細及び同号の割合
 - 四 報告基準日の直前の経営報告基準日(当該報告基準日が最初の経営報告基準日である場合には、相続税の申告書の提出期限。次号において同じ。)の翌日から当該報告基準日までの間に認定承継会社が商号の変更をした場合、本店の所在地を変更した場合、合併により消滅した場合、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合、会社分割をした場合、組織変更をした場合又は解散(会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。)をした場合には、その旨
 - 五 報告基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に経営承継相続人等につき法第七十条の七の二第四項又は第五項の規定により納税の猶予に係る期限が確定した猶予中相続税額がある場合には、同条第四項の表の各号の上欄又は同条第五項の表の各号の上欄のいずれの場合に該当したかの別及び該当した日並びに当該猶予中相続税額及びその明細
 - 六 法第七十条の七の二第二十二項の規定の適用を受けた場合(報告基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に同条第二十五項の規定による再計算免除相続税の額の通知があつた場合に限る。)には、同条第二十二項の規定の適用を受けた旨、同項に規定する認可決定日並びに同項第二号に掲げる金額及び同項に規定する再計算免除相続税の額
 - 七 その他参考となるべき事項

措規23の10

- 24 前条第二十六項の規定は、法第七十条の七の二第十四項第二号の規定により読み替えて適用する国税通則法第五十条第二号に規定する財務省令で定める要件について準用する。

措規23の10

- 25 施行令第四十条の八の二第四十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第七十条の七の二第十六項第一号又は第二号のいずれに該当するかを別
 - 二 経営承継相続人等の氏名及び住所
 - 三 被相続人から法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により対象非上場株式等の取得をした年月日
 - 四 対象非上場株式等に係る認定承継会社の名称及び本店の所在地
 - 五 その死亡等の日(施行令第四十条の八の二第四十三項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が法第七十条の七の二第十六項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用に係る贈与をした日をいう。以下この項及び次項において同じ。)までに終了する各事業年度(当該死亡等の日の直前の経営報告基準日及び相続税の申告書の提出期限までに終了する事業年度を除く。)における施行令第四十条の八の二第十項第一号に規定する総収入金額
 - 六 その死亡等の日における猶予中相続税額
 - 七 その死亡等の日において経営承継相続人等が有する対象非上場株式等の数又は金額及び当該経営承継相続人等に係る被相続人の氏名

八 その死亡等の日が法第七十条の七の二第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、認定承継会社に係る次に掲げる事項（その死亡等の日の直前の経営報告基準日の翌日から当該死亡等の日までにおいて、認定承継会社が施行令第四十条の八の二第七項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同条第三十項第二号イからハまでに掲げる要件の全てを満たしているときは、その旨及びイに掲げる事項）

イ 当該死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における資本金の額及び準備金の額又は出資の総額

ロ 当該死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における施行令第四十条の八の二第二十四項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号イからハまでに掲げる額、これらの明細及び同号の割合

ハ 当該死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における施行令第四十条の八の二第二十四項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第九号の総収入金額、運用収入の合計額、これらの明細及び同号の割合

九 その死亡等の日の直前の経営報告基準日（経営承継相続人等が相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営報告基準日がないときは、当該相続税の申告書の提出期限、次号及び次項において同じ。）の翌日から当該死亡等の日まで間に認定承継会社が商号の変更をした場合、本店の所在地を変更した場合、合併により消滅した場合、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合、会社分割をした場合、組織変更をした場合又は解散（会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。）をした場合には、その旨

十 その死亡等の日の直前の経営報告基準日の翌日から当該死亡等の日まで間に経営承継相続人等につき法第七十条の七の二第四項又は第五項の規定により納税の猶予に係る期限が確定した猶予中相続税額がある場合には、同条第四項の表の各号の上欄又は同条第五項の表の各号の上欄のいずれの場合に該当したかの別及び該当した日並びに当該猶予中相続税額及びその明細

十一 その他参考となるべき事項

措規23の10

26 施行令第四十条の八の二第四十三項に規定する財務省令で定める書類は、対象非上場株式等に係る認定承継会社に係る次に掲げる書類（その死亡等の日が、法第七十条の七の二第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日以前である場合には第二号及び第四号に掲げる書類を除き、当該いずれか早い日の翌日以後である場合には第五号に掲げる書類を除く。）とする。

一 その死亡等の日における定款の写し

二 登記事項証明書（その死亡等の日以後に作成されたものに限る。）

三 その死亡等の日における株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該認定承継会社が証明したものに限り。）

四 その死亡等の日の直前の経営報告基準日の翌日から当該死亡等の日まで間に終了する各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

五 円滑化省令第十二条第八項（同条第十七項において準用する場合を含む。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し

六 その死亡等の日の直前の経営報告基準日の翌日から当該死亡等の日まで間に会社分割又は組織変更があつた場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し

七 その死亡等の日の直前の経営報告基準日の翌日から当該死亡等の日まで間に合併又は株式交換等があつた場合には、当該合併又は株式交換等に係る第二十二項各号に掲げる書類（当該いずれか早い日までに合併又は株式交換等があつた場合には同項第一号及び第二号イに掲げる書類を除き、当該いずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があつた場合には同号ハに掲げる書類を除く。）

八 その他参考となるべき書類

措規23の10

27 法第七十条の七の二第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 法第七十条の七の二第十六項第一号の規定に該当するものとして同項の規定により相続税の免除を受けようとする場合 次に掲げる事項

イ 法第七十条の七の二第十六項の届出書を提出する者の氏名及び住所又は居所並びに死亡した経営承継相続人等との続柄並びに当該死亡した経営承継相続人等に係る認定承継会社の商号

ロ イの死亡した経営承継相続人等の氏名及び住所並びにその死亡した年月日

ハ 法第七十条の七の二第十六項の規定による相続税の免除を受けようとする旨及び当該免除を受けようとする相続税の額

ニ その他参考となるべき事項

二 法第七十条の七の二第十六項第二号の規定に該当するものとして同項の規定により相続税の免除を受けようとする場合 次に掲げる事項

イ 法第七十条の七の二第十六項の届出書を提出する経営承継相続人等の氏名及び住所又は居所並びに当該届出書を提出する経営承継相続人等に係る認定承継会社の商号

ロ イの届出書を提出する経営承継相続人等から法第七十条の七の二第十六項第二号に規定する贈与により同号の対象非上場株式等の取得をした者の氏名及び住所並びに当該取得をした年月日

ハ 法第七十条の七の二第十六項の規定による相続税の免除を受けようとする旨並びに当該免除を受けようとする相続税の額及びその計算の明細

ニ その他参考となるべき事項

措規23の10

28 法第七十条の七の二第十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七十条の七の二第十七項の申請書を提出する者の氏名及び住所又は居所
- 二 法第七十条の七の二第十七項の規定による相続税の免除を受けようとする旨並びに当該免除を受けようとする相続税の額及びその計算の明細
- 三 前号の免除が法第七十条の七の二第十七項各号のいずれの規定に基づくものであるかの別並びに同項各号に掲げる場合に該当することとなつた事情の詳細及びその事情が生じた年月日
- 四 その他参考となるべき事項

措規23の10

29 法第七十条の七の二第十七項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第七十条の七の二第十七項第一号の規定に該当するものとして同項の規定により相続税の免除を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) 法第七十条の七の二第十七項第一号の一人の者に対して同号の譲渡等をする場合 当該譲渡等があつたことを明らかにする書類、当該譲渡等後の同号の認定承継会社の登記事項証明書（当該譲渡等後に作成されたものに限る。）及び当該譲渡等後の当該認定承継会社の株主名簿の写しその他の書類で当該認定承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該認定承継会社が証明したものに限る。）

(2) 法第七十条の七の二第十七項第一号の再生計画、更生計画又は同号に規定する債務処理計画（(iii)において「債務処理計画」という。）に基づき同号の対象非上場株式等を消却するために同号の譲渡等をする場合 当該譲渡等後の認定承継会社の株主名簿の写しその他の書類で当該認定承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（当該認定承継会社が証明したものに限る。）並びに次に掲げる計画の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(i) 再生計画 当該認定承継会社に係る再生計画（民事再生法第二条第三号に規定する再生計画で同法第一百七十四条第一項の規定により認可の決定がされたものに限る。）の写し及び当該再生計画の認可の決定があつたことを証する書類

(ii) 更生計画 当該認定承継会社に係る更生計画（会社更生法第二条第二項に規定する更生計画で同法第九十九条第一項の規定により認可の決定がされたものに限る。）の写し及び当該更生計画の認可の決定があつたことを証する書類

(iii) 債務処理計画 当該認定承継会社に係る債務処理計画（当該債務処理計画に係る法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第百三十五条第一項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限る。）の写し及び当該債務処理計画が成立したことを証する書類

ロ 法第七十条の七の二第十七項第一号の譲渡等の直前における猶予中相続税額、同号イに掲げる金額及び同号ロに掲げる合計額を記載した書類

ハ その他参考となるべき事項を記載した書類

二 法第七十条の七の二第十七項第二号の規定に該当するものとして同項の規定により相続税の免除を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法第七十条の七の二第十七項第二号の認定承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつたことを証する書類

ロ 法第七十条の七の二第十七項第二号イに掲げる猶予中相続税額及び同号ロに掲げる合計額を記載した書類

ハ その他参考となるべき事項を記載した書類

三 法第七十条の七の二第十七項第三号の規定に該当するものとして同項の規定により相続税の免除を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法第七十条の七の二第十七項第三号の合併があつたことを明らかにする書類

ロ 法第七十条の七の二第十七項第三号の合併がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額、同号イに掲げる金額及び同号ロに掲げる合計額を記載した書類

ハ その他参考となるべき事項を記載した書類

四 法第七十条の七の二第十七項第四号の規定に該当するものとして同項の規定により相続税の免除を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法第七十条の七の二第十七項第四号の株式交換等があつたことを明らかにする書類

ロ 法第七十条の七の二第十七項第四号の株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額、同号イに掲げる金額及び同号ロに掲げる合計額を記載した書類

ハ その他参考となるべき事項を記載した書類

措規23の10

30 前条第三十二項の規定は、施行令第四十条の八の二第四十五項に規定する財務省令で定める者について準用する。

措規23の10

31 前条第三十三項の規定は、法第七十条の七の二第十七項第一号イ、第三号イ及び第四号イに規定する財務省令で定める金額について準用する。

措規23の10

32 第十項の規定は、法第七十条の七の二第二十三項に規定する財務省令で定める場合及び財務省令で定めるものについて準用する。

措規23の10

33 前条第三十五項の規定は、法第七十条の七の二第二十三項に規定する財務省令で定める金額について準用する。

措規23の10

34 前条第三十六項の規定は、法第七十条の七の二第二十四項に規定する財務省令で定める者について準用する。

措規23の10

35 前条第三十七項の規定は、法第七十条の七の二第二十四項に規定する財務省令で定める事項について準用する。

措規23の10

36 前条第三十八項の規定は、法第七十条の七の二第二十四項に規定する財務省令で定めるものについて準用する。

措規23の10

37 前条第三十九項の規定は、施行令第四十条の八の二第五十七項に規定する財務省令で定める事由及び同項に規定する財務省令で定める数について準用する。

措規23の10

38 前条第四十項及び第四十一項の規定は、施行令第四十条の八の二第五十八項及び第六十項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた場合について準用する。

措規23の10

39 前条第四十二項及び第四十三項の規定は、施行令第四十条の八の二第六十一項第一号（同条第五十九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する財務省令で定める事由及び同号に規定する財務省令で定める割合について準用する。

措規23の10

40 法第七十条の七の二第三十二項の規定により提出する届出書には、同条第三十一項の規定の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載し、かつ、次項に定める書類を添付しなければならない。

- 一 経営承継相続人等の氏名及び住所又は居所
- 二 被相続人から法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により対象非上場株式等の取得をした年月日
- 三 対象非上場株式等に係る認定承継会社の名称及び本店の所在地
- 四 前号の認定承継会社に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項
 - イ 当該認定承継会社が法第七十条の七の二第三十一項第一号に掲げる場合に該当することとなった場合_同号の災害が発生した年月日、当該災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における当該認定承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額、当該認定承継会社の当該災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。第四十七項第一号イにおいて同じ。）をした資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額及び当該総額に対する当該合計額の割合
 - ロ 当該認定承継会社が法第七十条の七の二第三十一項第二号に掲げる場合に該当することとなった場合_同号の災害が発生した年月日、当該災害が発生した日の前日における当該認定承継会社の同条第二項第一号イに規定する常時使用従業員（第四十二項及び第四十七項第二号イにおいて「常時使用従業員」という。）の総数、当該認定承継会社の施行令第四十条の八の二第五十六項に規定する被災常時使用従業員の数及び当該総数に対する当該被災常時使用従業員の数の割合
 - ハ 当該認定承継会社が法第七十条の七の二第三十一項第三号に掲げる場合に該当することとなった場合_中小企業信用保険法第二条第五項第一号又は第二号の事由のいずれに該当するかの別、施行令第四十条の八の二第五十八項第一号に規定する特定日、当該認定承継会社の同号及び同項第二号に掲げる金額並びに同項第一号に掲げる金額に対する同項第二号に掲げる金額の割合
 - ニ 当該認定承継会社が法第七十条の七の二第三十一項第四号に掲げる場合に該当することとなった場合_中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号のいずれに該当するかの別、施行令第四十条の八の二第六十項第一号に規定する特定日、当該認定承継会社の同号及び同項第二号に掲げる金額並びに同項第一号に掲げる金額に対する同項第二号に掲げる金額の割合

措規23の10

41 前項の届出書に添付すべき書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 前項第四号イに掲げる場合_円滑化省令第十三条の二第四項の確認書（同条第一項第一号に係るものに限る。）の写し及び同条第二項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限る。）の写し
- 二 前項第四号ロに掲げる場合_円滑化省令第十三条の二第四項の確認書（同条第一項第二号に係るものに限る。）の写し及び同条第二項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限る。）の写し
- 三 前項第四号ハに掲げる場合_円滑化省令第十三条の二第四項の確認書（同条第一項第三号又は第四号に係るものに限る。）の写し及び同条第二項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限る。）の写し

四 前項第四号ニに掲げる場合、円滑化省令第十三条の二第四項の確認書（同条第一項第五号又は第六号に係るものに限る。）の写し及び同条第二項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限る。）の写し

措規23の10

42 施行令第四十条の八の二第六十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 経営承継相続人等の氏名及び住所又は居所
- 二 被相続人から法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により対象非上場株式等の取得をした年月日
- 三 対象非上場株式等に係る認定承継会社の名称及び本店の所在地
- 四 中小企業信用保険法第二条第五項第一号若しくは第二号の事由又は同項第三号若しくは第四号の事由が発生した年月日
- 五 施行令第四十条の八の二第六十四項の基準日（法第七十条の七の二第三十一項第四号に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）の直前の経営報告基準日（当該基準日が最初の経営報告基準日である場合には、相続税の申告書の提出期限、第八号において同じ。）の翌日から当該基準日までの間に終了する各売上判定事業年度（施行令第四十条の八の二第六十一項第一号に規定する売上判定事業年度をいう。第七号及び第十一号イにおいて同じ。）の売上金額
- 六 施行令第四十条の八の二第六十一項第一号に規定する特定事業年度（次号において「特定事業年度」という。）における売上金額
- 七 前号の特定事業年度の売上金額に対する第五号の各売上判定事業年度の売上金額の割合
- 八 基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する施行令第四十条の八の二第六十一項第二号に規定する雇用判定基準日（第十号及び第十一号ロにおいて「雇用判定基準日」という。）における常時使用従業員の数
- 九 第二号の相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数
- 十 前号の相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数に対する第八号の雇用判定基準日における常時使用従業員の数の割合
- 十一 その基準日が経営承継期間（法第七十条の七の二第三十一項第一号に規定する経営承継期間をいう。以下この号及び次号において同じ。）の末日である場合（経営承継期間内に同条第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合に限る。）には、次に掲げる事項
 - イ 当該末日において経営承継期間内に終了する各売上判定事業年度の第七号の割合を合計し、当該各売上判定事業年度の数で除して計算した割合
 - ロ 当該末日において同日までに到来する各雇用判定基準日における前号の割合を合計し、当該末日までに到来する各雇用判定基準日の数で除して計算した割合
- 十二 基準日（経営承継期間の末日の翌日以後に到来するものに限る。）の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に第五号の売上金額が第六号の売上金額以上となつた場合には、その旨
- 十三 その他参考となるべき事項

措規23の10

43 法第七十条の七の二第三十一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける経営承継相続人等が施行令第四十条の八の二第六十四項の規定により提出する届出書には、円滑化省令第十三条の三第二項の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写しを添付しなければならない。

措規23の10

44 施行令第四十条の八の二第六十六項第三号に規定する財務省令で定める事項は、第四十項第四号に掲げる事項とする。

措規23の10

45 法第七十条の七の二第三十三項の規定の適用を受けようとする同項の経営承継相続人等が同条第三十四項の規定により読み替えて適用する同条第十七項の規定により提出する申請書には、第二十九項に規定する書類のほか、第四十一項に規定する書類を添付しなければならない。ただし、既に同条第三十二項の届出書に当該書類を添付して提出している場合は、この限りでない。

措規23の10

46 施行令第四十条の八の二第六十九項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた場合は、第四十一項第四号に定める書類を法第七十条の七の二第一項に規定する相続税の申告書に添付することにより証明がされた場合とする。

措規23の10

47 法第七十条の七の二第三十五項の規定の適用を受けようとする同項の個人が提出する同条第三十六項の規定により読み替えて適用する同条第九項の相続税の申告書には、第二十項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 法第七十条の七の二第三十五項の会社が同項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合__イに掲げる事項を記載した書類及びロに掲げる書類
 - イ 法第七十条の七の二第三十五項第一号の災害が発生した年月日、当該災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時ににおける当該会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額、当該会社の当該災害により滅失をした資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額及び当該総額に対する当該合計額の割合
 - ロ 第四十一項第一号に定める書類
- 二 法第七十条の七の二第三十五項の会社が同項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合__イに掲げる事項を記

載した書類及びロに掲げる書類

イ 法第七十条の七の二第三十五項第二号の災害が発生した年月日、当該災害が発生した日の前日における当該会社の常時使用従業員の総数、当該会社の施行令第四十条の八の二第六十八項に規定する被災常時使用従業員の数及び当該総数に対する当該被災常時使用従業員の数の割合

ロ 第四十一項第二号に定める書類

三 法第七十条の七の二第三十五項の会社が同項第三号に掲げる場合に該当することとなった場合__イに掲げる事項を記載した書類及びロに掲げる書類

イ 中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号のいずれに該当するかの別、施行令第四十条の八の二第六十九項第一号に規定する特定日、当該会社の同号及び同項第二号に掲げる金額並びに同項第一号に掲げる金額に対する同項第二号に掲げる金額の割合

ロ 第四十一項第四号に定める書類

措規23の10

48 法第七十条の七の二第三十七項の規定の適用を受けようとする同項の個人が提出する同条第三十八項の規定により読み替えて適用する同条第九項の相続税の申告書には、第二十項に規定する書類のほか、第四十項第四号に掲げる事項を記載した書類及び第四十一項に規定する書類を添付しなければならない。

措規23の10

49 前条第五十項及び第五十一項の規定は、法第七十条の七の二第四十項及び第四十一項に規定する財務省令で定める事項について準用する。

(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)

措規・第二十三条の十一 第二十三条の九第十二項の規定は、法第七十条の七の三第一項に規定する財務省令で定める場合及び同項に規定する財務省令で定めるものについて準用する。

2 法第七十条の七の三第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する財務省令で定めるものは当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 前項において準用する第二十三条の九第十二項各号に掲げる場合__当該各号に定める株式等

二 法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者の同条第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした同項に規定する対象受贈非上場株式等（以下この号において「対象受贈非上場株式等」という。）のうち同条第十五項（第三号に係る部分に限り、法第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与以外の贈与により取得をした対象受贈非上場株式等がある場合__法第七十条の七の三第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の前の贈与者に係る対象受贈非上場株式等

(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)

措規・第二十三条の十二 第二十三条の九第十三項の規定は、施行令第四十条の八の四第一項に規定する財務省令で定める事由について準用する。

措規23の12

2 第二十三条の九第四項の規定は、法第七十条の七の四第二項第一号イに規定する常時使用する従業員として財務省令で定めるものについて準用する。

措規23の12

3 法第七十条の七の四第二項第四号イに規定する財務省令で定めるところにより計算した価額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額（当該金額が法第七十条の七の三第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同条第一項前段の対象受贈非上場株式等の価額を超える場合には、当該対象受贈非上場株式等の価額）とする。

一 法第七十条の七の三第一項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された当該対象受贈非上場株式等の一単位当たりの価額に法第七十条の七の四第一項に規定する対象相続非上場株式等（以下この条において「対象相続非上場株式等」という。）の数又は金額を乗じて得た金額

二 法第七十条の七の四第一項の規定の適用に係る相続の開始の時における、同条第二項第一号に規定する認定相続承継会社（以下この条において「認定相続承継会社」という。）の純資産額（会社の資産の額から負債の額を控除した残額をいう。以下この号において同じ。）から次に掲げる額の合計額を控除した残額が当該純資産額に占める割合

イ 当該認定相続承継会社が有する法第七十条の七の四第二項第四号イの外国会社その他政令で定める法人（ロにおいて「外国会社等」という。）の株式等（株式、出資又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。ロにおいて同じ。）の価額

ロ 当該認定相続承継会社が有する当該認定相続承継会社の特別支配関係法人（法第七十条の七の四第二項第一号ハに規定する特別関係会社であつて当該認定相続承継会社との間に同項第四号イに規定する支配関係がある法人をいい、イの株式等に係る外国会社等を除く。）の株式等の価額に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額に占める割合を乗じて得た金額

(1) 当該特別支配関係法人が直接又は他の特別支配関係法人を通じて間接に有する外国会社等（当該外国会社等との間に支配関係がある他の外国会社等を除く。）の株式等の価額（(2)に掲げる金額を限度とする。）

(2) 当該特別支配関係法人の純資産額

措置23の12

4 第二十三条の九第十二項の規定は、法第七十条の七の四第四項及び施行令第四十条の八の四第二十九項に規定する財務省令で定める場合及びこれらの規定に規定する財務省令で定める対象相続非上場株式等に相当するものについて準用する。

措置23の12

- 5 法第七十条の七の四第七項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者（以下この条において「経営相続承継受贈者」という。）に係る法第七十条の七の四第一項に規定する贈与者（次項第二号において「贈与者」という。）の死亡による同条第一項の規定の適用に係る相続の開始があつたことを知つた日
 - 二 その他参考となるべき事項

措置23の12

- 6 法第七十条の七の四第七項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
- 一 経営相続承継受贈者の氏名及び住所
 - 二 経営相続承継受贈者に係る贈与者から法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により対象受贈非上場株式等の取得をした年月日
 - 三 認定相続承継会社の商号及び本店の所在地
 - 四 法第七十条の七の四第七項の相続税の申告書を提出する日の直前の同項第二号の経営相続報告基準日（同条第二項第六号に規定する経営相続報告基準日をいう。）までに終了する各事業年度（当該経営相続報告基準日の直前の法第七十条の七第二項第七号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する事業年度を除く。）における総収入金額（会社計算規則第八十八条第一項第四号に掲げる営業外収益及び同項第六号に掲げる特別利益を除く。）
 - 五 前号の経営相続報告基準日における法第七十条の七第二項第七号ロに規定する猶予中贈与税額
 - 六 第四号の経営相続報告基準日において経営相続承継受贈者が有する対象相続非上場株式等の数又は金額
 - 七 第四号の経営相続報告基準日における認定相続承継会社の資本金の額若しくは準備金の額又は出資の総額
 - 八 認定相続承継会社が商号の変更をした場合、本店の所在地を変更した場合、合併により消滅した場合又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の法第七十条の七の二第三項第六号に規定する株式交換完全子会社等となつた場合又は解散（会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。）をした場合には、その旨
 - 九 その他参考となるべき事項

措置23の12

7 法第七十条の七の四第七項第三号に規定する財務省令で定める要件は、施行令第四十条の八の四第六項において準用する施行令第四十条の八の二第十項第一号及び第二号に掲げる要件を満たしていること並びに法第七十条の七の四第一項の相続税の申告書の提出期限までに同項の規定の適用を受けようとする経営相続承継受贈者に係る認定相続承継会社が円滑化省令第十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けていることとする。

措置23の12

- 8 法第七十条の七の四第七項第三号に規定する財務省令で定めるところにより証する書類は、次に掲げるものとする。
- 一 法第七十条の七の四第一項の規定の適用に係る相続の開始の時における認定相続承継会社の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあつては、当該事項を記載した書面を含む。）
 - 二 前号の相続の開始の時における認定相続承継会社の株主名簿の写しその他の書類で当該認定相続承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定相続承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できるもの（当該認定相続承継会社が証明したものに限る。）
 - 三 円滑化省令第十三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第六項の確認書の写し
 - 四 その他参考となるべき書類

措置23の12

9 第二十三条の十第二十一項から第四十六項までの規定は、法第七十条の七の四第八項から第十三項まで、第十六項及び第十七項並びに施行令第四十条の八の四第二十六項及び第二十八項の規定の適用がある場合について準用する。

措置23の12

10 第三項の規定は、施行令第四十条の八の四第二十項の規定により法第七十条の七の二第十四項第十一号の規定を読み替えて適用する場合について準用する。

措置23の12

11 第二十三条の十第四十七項の規定は、法第七十条の七の四第十八項の規定の適用を受けようとする同項の個人が提出する同条第十九項の規定により読み替えて適用する同条第七項の相続税の申告書に添付すべき書類について準用する。

（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例） 新設

措置・第二十三条の十二の二 第二十三条の九第一項及び第二項の規定は、施行令第四十条の八の五第三項において準用する施行令第四十条の八第三項及び第四項に規定する財務省令で定める書類について準用する。

措置23の12の2 新設

2 第二十三条の九第三項の規定は、法第七十条の七の五第二項第一号に規定する財務省令で定める場合及び同号の会社に相当するものとして財務省令で定めるものについて準用する。

措置23の12の2 新設

3 第二十三条の九第四項の規定は、法第七十条の七の五第二項第一号イに規定する常時使用する従業員として財務省令で

定めるものについて準用する。

措規23の12の2 **新設**

4 第二十三条の九第五項の規定は、施行令第四十条の八の五第五項において準用する施行令第四十条の八第六項第一号イ及び第二号イ並びに施行令第四十条の八の五第十八項において準用する施行令第四十条の八第二十四項第一号イ及び第二号イに規定する財務省令で定める業務について準用する。

措規23の12の2 **新設**

5 第二十三条の九第六項の規定は、法第七十条の七の五第三項において準用する法第七十条の七第三項第十号及び施行令第四十条の八の五第九項において準用する施行令第四十条の八第十項第一号に規定する財務省令で定めるものについて準用する。

措規23の12の2 **新設**

6 法第七十条の七の五第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項の認定（円滑化省令第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）とする。

措規23の12の2 **新設**

7 第二十三条の九第十四項の規定は、施行令第四十条の八の五第十項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号ロに規定する財務省令で定める資産について準用する。

措規23の12の2 **新設**

8 第二十三条の九第九項及び第十項の規定は、法第七十条の七の五第二項第六号へに規定する役員その他の地位として財務省令で定めるものについて準用する。

措規23の12の2 **新設**

9 法第七十条の七の五第二項第六号チに規定する財務省令で定める要件は、同号チの個人が、円滑化省令第十七条第一項の確認（同項第一号に係るものに限るものとし、円滑化省令第十八条第一項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のものとする。）を受けた法第七十条の七の五第二項第一号に規定する特例認定贈与承継会社（以下この条において「特例認定贈与承継会社」という。）の当該確認に係る円滑化省令第十六条第一号ロに規定する特例後継者であることとする。

措規23の12の2 **新設**

10 第二十三条の九第十二項の規定は、法第七十条の七の五第三項において準用する法第七十条の七第三項並びに法第七十条の七の五第四項及び施行令第四十条の八の五第十六項に規定する財務省令で定める場合及び特例対象受贈非上場株式等に相当するものについて準用する。

措規23の12の2 **新設**

11 第二十三条の九第十三項の規定は、施行令第四十条の八の五第十七項において準用する施行令第四十条の八第十七項各号ロに規定する財務省令で定める事由について準用する。

措規23の12の2 **新設**

12 第二十三条の九第十五項及び第十七項から第十九項までの規定は、法第七十条の七の五第三項において準用する法第七十条の七第三項第一号に規定する財務省令で定めるやむを得ない理由並びに同項第十一号、第十三号及び第十四号に規定する財務省令で定める場合について準用する。この場合において、第二十三条の九第十八項第四号及び第十九項第四号中「いずれの者」とあるのは、「いずれの者（施行令第四十条の八の五第一項第二号イからハまでに掲げる者を除く。）」と読み替えるものとする。

措規23の12の2 **新設**

13 第二十三条の九第二十項及び第二十一項の規定は、施行令第四十条の八の五第十九項において準用する施行令第四十条の八第三十五項に規定する財務省令で定める事項及び書類について準用する。

措規23の12の2 **新設**

14 法第七十条の七の五第五項に規定する財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の時の特例認定贈与承継会社の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあっては、当該事項を記載した書面を含む。次項第一号において同じ。）
- 二 前号の贈与の直前及び当該贈与の時の特例認定贈与承継会社の株主名簿の写しその他の書類で当該特例認定贈与承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該特例認定贈与承継会社の株式等（株式又は出資をいい、議決権に制限のないものに限る。以下この条において同じ。）に係る議決権の数が確認できるもの（当該特例認定贈与承継会社が証明したものに限る。）
- 三 法第七十条の七の五第二項第八号イに規定する特例認定贈与承継会社等が同号イの外国会社又は施行令第四十条の八の五第十五項において準用する施行令第四十条の八第十二項に規定する法人の株式等を有する場合には、特例認定贈与承継会社の第一号の贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度（当該特例認定贈与承継会社が法第七十条の七の五第二項第三号に規定する資産保有型会社又は同項第四号に規定する資産運用型会社に該当するものである場合には、当該贈与の日の三年前の日の属する事業年度から当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度）の貸借対照表及び損益計算書
- 四 第一号の贈与に係る契約書の写しその他の当該贈与の事実を明らかにする書類
- 五 円滑化省令第七条第十項の認定書（円滑化省令第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）の写し及び円滑化省令第七条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の申請書の写し
- 六 円滑化省令第十七条第四項の確認書の写し及び同条第二項の申請書の写し

七 法第七十条の七の五第一項に規定する特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が同項に規定する特例贈与者（以下この条において「特例贈与者」という。）の法第七十条の七第十五項（第三号に係る部分に限り、法第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与（第十七項第六号において「免除対象贈与」という。）により取得をしたものである場合にあっては、施行令第四十条の八の五第四項において準用する施行令第四十条の八第五項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に当該特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとの当該特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳及び当該贈与をした年月日（以下この条において「特例対象受贈非上場株式等の内訳等」という。）を記載した書類

八 法第七十条の七の五第二十四項において準用する法第七十条の七第二十九項に規定する現物出資等資産に該当するものがある場合にあっては、法第七十条の七の五第二十四項において準用する法第七十条の七第二十九項第一号及び第二号に掲げる額並びに当該現物出資等資産の明細並びにその現物出資又は贈与をした者の氏名又は名称その他参考となるべき事項を記載した書類（当該現物出資等資産の取得をした特例認定贈与承継会社が証明したものに限る。）

九 法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与により同項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をした日の属する年中において当該贈与に係る特例贈与者から特例認定贈与承継会社の同条第二項第五号に規定する非上場株式等の取得をした他の特例経営承継受贈者（同項第六号に規定する特例経営承継受贈者をいう。以下この条において同じ。）の氏名及び住所を記載した書類

十 その他参考となるべき書類

措規23の12の2 **新設**

15 施行令第四十条の八の五第二十項に規定する財務省令で定める書類は、特例対象受贈非上場株式等（法第七十条の七の五第四項に規定する特例対象受贈非上場株式等をいう。以下この条において同じ。）に係る特例認定贈与承継会社に係る次に掲げる書類（その経営贈与報告基準日（法第七十条の七の五第二項第九号に規定する経営贈与報告基準日をいう。以下この条において同じ。）が、法第七十条の七の五第二項第七号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日以前である場合には第二号及び第四号に掲げる書類を除き、当該いずれか早い日の翌日以後である場合には第五号に掲げる書類を除く。）とする。

一 その経営贈与報告基準日における定款の写し

二 登記事項証明書（その経営贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）

三 その経営贈与報告基準日における株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該特例認定贈与承継会社が証明したものに限る。）

四 その経営贈与報告基準日（以下この号及び第七号並びに次項において「基準日」という。）の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

五 円滑化省令第十二条第十九項、第二十二項、第二十四項又は第二十六項において準用する同条第二項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し

六 その経営贈与報告基準日が法第七十条の七の五第二項第七号に規定する特例経営贈与承継期間の末日である場合に於いて、円滑化省令第二十条第一項（同条第四項又は第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は同条第八項、第十項若しくは第十二項において準用する同条第一項若しくは同条第九項、第十一項若しくは第十三項において準用する同条第二項（同条第五項又は第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する場合に該当するときは、同条第三項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第十四項の確認書の写し

七 基準日の直前の経営贈与報告基準日（当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、法第七十条の七の五第一項に規定する贈与税の申告書の提出期限。次項において同じ。）の翌日から当該基準日までの間に会社分割又は組織変更があつた場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し

八 その他参考となるべき書類

措規23の12の2 **新設**

16 法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者は、その有する特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社について基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に合併又は株式交換等（株式交換又は株式移転をいう。以下この項及び次項第四号並びに次条第十六項及び第十七項第四号において同じ。）があつた場合には、次に掲げる書類（法第七十条の七の五第二項第七号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があつた場合には第一号及び第二号イに掲げる書類を除き、当該いずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があつた場合には同号ハに掲げる書類を除く。）を前項の書類と併せて施行令第四十条の八の五第二十項の届出書に添付しなければならない。

一 当該合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し

二 次に掲げる書類（当該合併又は株式移転により第二項において準用する第二十三条の九第三項第一号又は第二号に規定する合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、当該合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除く。）

イ 当該合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における当該合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書

ロ 当該合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における当該合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で当該合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該特例認定贈与承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限る。）

- ハ 当該合併又は株式交換等に係る円滑化省令第十二条第二十一項又は第三十項において準用する同条第九項又は第十項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し

措規23の12の2 新設

17 施行令第四十条の八の五第二十項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 その経営贈与報告基準日における法第七十条の七の五第二項第九号ロに規定する猶予中贈与税額（以下この条において「猶予中贈与税額」という。）
- 二 その経営贈与報告基準日において特例経営承継受贈者が有する特例対象受贈非上場株式等の数又は金額及び当該特例経営承継受贈者に係る特例贈与者の氏名
- 三 その経営贈与報告基準日が法第七十条の七の五第二項第七号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、特例認定贈与承継会社に係る次に掲げる事項（当該経営贈与報告基準日（以下この項において「基準日」という。）の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間において、特例認定贈与承継会社が施行令第四十条の八の五第五項において準用する施行令第四十条の八第六項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に施行令第四十条の八の五第十八項において準用する施行令第四十条の八第二十四項第二号イからハまでに掲げる要件の全てを満たしているときは、その旨及びイに掲げる事項）
 - イ 当該基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における資本金の額及び準備金の額又は出資の総額
 - ロ 当該基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における施行令第四十条の八の五第十項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号イからハまでに掲げる額、これらの明細及び同号の割合
 - ハ 当該基準日の属する事業年度の直前の事業年度における施行令第四十条の八の五第十項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第九号の総収入金額、運用収入の合計額、これらの明細及び同号の割合
- 四 基準日の直前の経営贈与報告基準日（当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、法第七十条の七の五第一項に規定する贈与税の申告書の提出期限。次号及び第六号において同じ。）の翌日から当該基準日までの間に特例認定贈与承継会社が商号の変更をした場合、本店の所在地を変更した場合、合併により消滅した場合、株式交換等により他の会社の同条第十二項第三号に規定する株式交換完全子会社等となつた場合、会社分割をした場合、組織変更をした場合又は解散（会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。）をした場合には、その旨
- 五 基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に特例経営承継受贈者につき法第七十条の七の五第三項において準用する法第七十条の七第四項又は第五項の規定により納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額がある場合には、法第七十条の七の五第三項において準用する法第七十条の七第四項の表の各号の上欄又は同条第五項の表の各号の上欄のいずれの場合に該当したかの別及び該当した日並びに当該猶予中贈与税額及びその明細
- 六 基準日において特例経営承継受贈者が有する特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が特例贈与者の免除対象贈与により取得をしたものである場合（基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に特例対象受贈非上場株式等の内訳等につき変更があつた場合に限る。）には、当該基準日における特例対象受贈非上場株式等の内訳等
- 七 法第七十条の七の五第十二項から第十四項までの規定の適用を受けた場合（基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に同条第十七項の規定による免除をした贈与税の額の通知があつた場合に限る。）には、同条第十二項から第十四項までの規定の適用を受けた旨及び当該贈与税の額
- 八 法第七十条の七の五第二十項において準用する法第七十条の七第二十一項の規定の適用を受けた場合（基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に同条第二十四項の規定による再計算免除贈与税の額の通知があつた場合に限る。）には、その旨、法第七十条の七の五第二十項において準用する法第七十条の七第二十一項に規定する認可決定日及び再計算免除贈与税の額
- 九 その他参考となるべき事項

措規23の12の2 新設

18 第二十三条の九第二十六項の規定は、法第七十条の七の五第十項において準用する法第七十条の七第十三項第二号の規定により読み替えて適用する国税通則法第五十条第二号に規定する財務省令で定める要件について準用する。

措規23の12の2 新設

19 第二十三条の九第二十七項から第三十三項までの規定は、法第七十条の七の五第十一項において準用する法第七十条の七第十五項から第二十項までの規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二十三条の九第二十八項第五号中「第十二条第六項又は第十二項（これらの規定を同条第十六項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第十二条第十九項又は第二十八項において準用する同条第六項又は第十二項」と読み替えるものとする。

措規23の12の2 新設

20 施行令第四十条の八の五第二十二項第一号に規定する収益の額が費用の額を下回る場合として財務省令で定める場合は、特例認定贈与承継会社の経常損益金額（会社計算規則第九十一条第一項に規定する経常損益金額をいう。次条第二十項において同じ。）が零未満である場合とする。

措規23の12の2 新設

21 施行令第四十条の八の五第二十二項第二号に規定する主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものは、特例認定贈与承継会社の総収入金額のうち会社計算規則第八十八条第一項第四号に掲げる営業外収益及び同項第六号に掲げる特別利益以外のものとする。

措規23の12の2 新設

22 施行令第四十条の八の五第二十二項第四号イに規定する財務省令で定める価格は、同号イに規定する判定期間若しくは前判定期間又は同号ロに規定する前々判定期間に属する各月における上場株式平均株価（金融商品取引法第三十条の

規定により公表された同号イの上場会社の株式の毎日の最終の価格を利用して算出した価格の平均値をいう。)を合計した数を十二で除して計算した価格とする。

措規23の12の2 **新設**

23 施行令第四十条の八の五第二十二項第五号に規定する財務省令で定める事由は、特例経営承継受贈者（法第七十条の七の五第十二項各号（第四号を除く。）のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた時において特例認定贈与承継会社の会社法第二百二十九条第一項に規定する役員又は業務を執行する社員であつた者に限る。）が心身の故障その他の事由により当該特例認定贈与承継会社の業務に従事することができなくなつたこととする。

措規23の12の2 **新設**

24 法第七十条の七の五第十二項及び第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第七十条の七の五第十二項又は第十三項の申請書を提出する者の氏名及び住所又は居所
- 二 法第七十条の七の五第十二項又は第十三項の規定による贈与税の免除を受けたい旨並びに当該免除を受けようとする贈与税の額及びその計算の明細
- 三 法第七十条の七の五第十二項各号又は第十三項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの別並びに当該各号に掲げる場合に該当することとなつた事情の詳細及びその事情が生じた年月日
- 四 法第七十条の七の五第十二項第一号又は第十三項の規定の適用に係る譲渡等（譲渡又は贈与をいう。以下この条において同じ。）が特例対象受贈非上場株式等の一部の譲渡等である場合又はこれらの規定の適用に係る譲渡等の直前において特例経営承継受贈者が特例認定贈与承継会社の法第七十条の七の五第二項第五号に規定する非上場株式等で特例対象受贈非上場株式等以外のものを有する場合には、当該譲渡等の直前において特例経営承継受贈者が有していた当該非上場株式等の数又は金額及び当該非上場株式等の取得をした年月日並びに特例対象受贈非上場株式等のうち同条第十二項又は第十三項の規定の適用を受けるものとして選択をしたものに係る特例対象受贈非上場株式等の内訳等
- 五 法第七十条の七の五第十二項第一号イに規定する譲渡等の対価、同項第二号イに規定する合併対価又は同項第三号イに規定する交換等対価の額及び当該額のうち株式等以外の財産の価額
- 六 施行令第四十条の八の五第二十二項各号に掲げる事由のいずれに該当するかの別及び当該各号に掲げる事由が生じることとなつた事情の詳細
- 七 その他参考となるべき事項

措規23の12の2 **新設**

25 法第七十条の七の五第十二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 譲渡等に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し又は登記事項証明書その他の書類で、法第七十条の七の五第十二項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつたことを証するもの
- 二 前項第五号の額及び同号の財産の価額を証する書類
- 三 貸借対照表、損益計算書その他の書類で施行令第四十条の八の五第二十二項各号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類
- 四 法第七十条の七の五第十二項第一号の譲渡等、同項第二号の合併、同項第三号の株式交換等又は同項第四号の解散の直前における猶予中贈与税額、同項各号イに掲げる金額及び当該各号ロに掲げる合計額を記載した書類
- 五 法第七十条の七の五第十三項の規定の適用を受けようとする場合には、同条第十二項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた時の直前における特例認定贈与承継会社の常時使用従業員（同条第二項第一号イに規定する常時使用従業員をいう。第二十八項第四号及び第五号において同じ。）の一覧表及び従業員数証明書（円滑化省令第一条第六項に規定する従業員数証明書をいう。第二十九項第三号並びに次条第二十五項第五号及び第二十九項第三号において同じ。）その他の書類で当該常時使用従業員が第三項において準用する第二十三条の九第四項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し
- 六 その他参考となるべき事項を記載した書類

措規23の12の2 **新設**

26 第二十三条の九第三十三項の規定は、法第七十条の七の五第十二項各号イ及び第十三項各号に規定する財務省令で定める金額について準用する。

措規23の12の2 **新設**

27 第二十三条の九第五項の規定は、施行令第四十条の八の五第三十一項第一号に規定する財務省令で定める業務について準用する。

措規23の12の2 **新設**

28 法第七十条の七の五第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第七十条の七の五第十六項の申請書を提出する者の氏名及び住所又は居所
- 二 法第七十条の七の五第十四項第一号の規定による贈与税の免除を受けようとする旨並びに当該免除を受けようとする贈与税の額及びその計算の明細
- 三 法第七十条の七の五第十四項第一号イからハマで掲げる会社が行っている業務の内容
- 四 法第七十条の七の五第十二項各号に掲げる場合に該当することとなつた時の直前において特例認定贈与承継会社の常時使用従業員であつた者の数
- 五 前号の常時使用従業員であつた者のうち法第七十条の七の五第十四項の二年を経過する日まで引き続き同項第一号イからハマで掲げる会社の常時使用従業員である者の数
- 六 施行令第四十条の八の五第三十一項第三号の事務所、店舗、工場その他これらに類するものうち所有又は賃借をしているものの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地）

七 その他参考となるべき事項

措規23の12の2 新設

29 法第七十条の七の五第十六項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第七十条の七の五第十四項の二年を経過する日における猶予中贈与税額を記載した書類
- 二 損益計算書その他の書類で法第七十条の七の五第十四項第一号イからハまでに掲げる会社が同項の二年を経過する日において第二十七項において準用する第二十三条の九第五項各号に掲げるいずれかの業務を行っていることを証するもの
- 三 法第七十条の七の五第十四項の二年を経過する日における同項第一号イからハまでに掲げる会社の従業員数証明書その他の書類で前項第五号の数を証するもの及び同号の常時使用従業員である者の一覧表
- 四 登記事項証明書その他の書類で法第七十条の七の五第十四項第一号イからハまでに掲げる会社が同項の二年を経過する日において施行令第四十条の八の五第三十一項第三号の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの

措規23の12の2 新設

30 第二十三条の九第三十四項から第三十八項までの規定は、法第七十条の七の五第二十項において準用する法第七十条の七第二十一項から第二十五項までの規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二十三条の九第三十六項第二号中「いずれの者」とあるのは、「いずれの者（施行令第四十条の八の五第一項第二号イからハまでに掲げる者を除く。）」と読み替えるものとする。

措規23の12の2 新設

31 第二十三条の九第三十九項から第四十九項までの規定は、法第七十条の七の五第二十五項において準用する法第七十条の七第三十項から第三十四項までの規定の適用がある場合について準用する。

措規23の12の2 新設

32 第二十三条の九第五十項及び第五十一項の規定は、法第七十条の七の五第二十六項において準用する法第七十条の七第三十五項及び法第七十条の七の五第二十七項において準用する法第七十条の七第三十六項に規定する財務省令で定める事項について準用する。

(非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例) 新設

措規・第二十三条の十二の三 第二十三条の十一項の規定は、施行令第四十条の八の六第三項において準用する施行令第四十条の八の二第三項に規定する財務省令で定める要件について準用する。

措規23の12の3 新設

2 第二十三条の十第二項及び第三項の規定は、施行令第四十条の八の六第五項において準用する施行令第四十条の八の二第五項及び第六項に規定する財務省令で定める書類について準用する。

措規23の12の3 新設

3 第二十三条の九第三項の規定は、法第七十条の七の六第二項第一号に規定する財務省令で定める場合及び同号の会社に相当するものとして財務省令で定めるものについて準用する。

措規23の12の3 新設

4 第二十三条の九第四項の規定は、法第七十条の七の六第二項第一号イに規定する常時使用する従業員として財務省令で定めるものについて準用する。

措規23の12の3 新設

5 第二十三条の九第五項の規定は、施行令第四十条の八の六第六項において準用する施行令第四十条の八の二第七項第一号イ及び第二号イ並びに施行令第四十条の八の六第二十五項において準用する施行令第四十条の八の二第三十項第一号イ及び第二号イに規定する財務省令で定める業務について準用する。

措規23の12の3 新設

6 第二十三条の九第六項の規定は、法第七十条の七の六第三項において準用する法第七十条の七の二第三項第十号及び施行令第四十条の八の六第九項において準用する施行令第四十条の八の二第十項第一号に規定する財務省令で定めるものについて準用する。

措規23の12の3 新設

7 法第七十条の七の六（第二項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における前条第六項の規定の適用については、同項中「第六条第一項第十一号又は第十三号」とあるのは、「第六条第一項第十二号又は第十四号」とする。

措規23の12の3 新設

8 第二十三条の九第十四項の規定は、施行令第四十条の八の六第十項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号ロに規定する財務省令で定める資産について準用する。

措規23の12の3 新設

9 法第七十条の七の六第二項第七号へに規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件（同条第一項の規定の適用に係る同項に規定する特例被相続人（以下この条において「特例被相続人」という。）が六十歳未満で死亡した場合には、第二号に掲げるものを除く。）とする。

- 一 法第七十条の七の六第二項第七号への個人が、円滑化省令第十七条第一項の確認（同項第一号に係るものに限るものとし、円滑化省令第十八条第一項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のものとする。）を受けた法第七十条の七の六第二項第一号に規定する特例認定承継会社（以下この条において「特例認定承継会社」という。）の当該確

認に係る円滑化省令第十六条第一号ロに規定する特例後継者であること。

二 法第七十条の七の六第二項第七号への個人が、同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の直前において、同号への会社の役員であつたこと。

措規23の12の3 **新設**

10 第二十三条の第十十項の規定は、法第七十条の七の六第三項において準用する法第七十条の七の二第三項並びに法第七十条の七の六第四項及び施行令第四十条の八の六第二十三項に規定する財務省令で定める場合及び特例対象非上場株式等に相当するものについて準用する。

措規23の12の3 **新設**

11 第二十三条の九第十三項の規定は、施行令第四十条の八の六第二十四項において準用する施行令第四十条の八の二第二十二項各号ロに規定する財務省令で定める事由について準用する。

措規23の12の3 **新設**

12 第二十三条の九第十五項及び第十七項から第十九項までの規定は、法第七十条の七の六第三項において準用する法第七十条の七の二第三項第一号に規定する財務省令で定めるやむを得ない理由並びに同項第十一号、第十三号及び第十四号に規定する財務省令で定める場合について準用する。この場合において、第二十三条の九第十八項第四号及び第十九項第四号中「いずれの者」とあるのは、「いずれの者（施行令第四十条の八の六第一項第二号イからハまでに掲げる者を除く。）」と読み替えるものとする。

措規23の12の3 **新設**

13 第二十三条の九第二十項及び第二十一項の規定は、施行令第四十条の八の六第二十六項において準用する施行令第四十条の八の二第四十一項に規定する財務省令で定める事項及び書類について準用する。

措規23の12の3 **新設**

14 法第七十条の七の六第六項に規定する財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 法第七十条の七の六第二項第七号に規定する特例経営承継相続人等（以下この条において「特例経営承継相続人等」という。）に係る特例被相続人の死亡による法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る相続の開始があつたことを知った日

ロ その他参考となるべき事項

二 前号イの相続の開始の時における特例認定承継会社の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあつては、当該事項を記載した書面を含む。次項第一号において同じ。）

三 第一号イの相続の開始の直前及び当該相続の開始の時における特例認定承継会社の株主名簿の写しその他の書類で当該特例認定承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該特例認定承継会社の株式等（株式又は出資をいい、議決権に制限のないものに限る。以下この条において同じ。）に係る議決権の数を確認できるもの（当該特例認定承継会社が証明したものに限る。）

四 法第七十条の七の六第二項第八号に規定する特例認定承継会社等が同号の外国会社又は施行令第四十条の八の六第十五項において準用する施行令第四十条の八の二第十二項に規定する法人の株式等を有する場合には、特例認定承継会社の第一号イの相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度（当該特例認定承継会社が法第七十条の七の六第二項第三号に規定する資産保有型会社又は同項第四号に規定する資産運用型会社に該当するものである場合には、当該相続の開始の日の三年前の日の属する事業年度から当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の）貸借対照表及び損益計算書

五 第一号イの相続の開始があつたことを知った日が当該相続の開始の日と異なる場合にあつては、当該相続に係る特例経営承継相続人等が当該相続の開始があつたことを知った日を明らかにする書類

六 遺言書の写し、財産の分割の協議に関する書類（当該書類に当該相続に係る全ての共同相続人及び包括遺贈者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写し（当該自己の印に係る印鑑証明書が添付されているものに限る。）その他の財産の取得の状況を明らかにする書類

七 円滑化省令第七条第十項の認定書（円滑化省令第六条第一項第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）の写し及び円滑化省令第七条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の申請書の写し

八 円滑化省令第十七条第四項の確認書の写し及び同条第二項の申請書の写し

九 法第七十条の七の六第二十五項において準用する法第七十条の七の二第三十項に規定する現物出資等資産に該当するものがある場合にあつては、法第七十条の七の六第二十五項において準用する法第七十条の七の二第三十項第一号及び第二号に掲げる額並びに当該現物出資等資産の明細並びにその現物出資又は贈与をした者の氏名又は名称その他参考となるべき事項を記載した書類（当該現物出資等資産を取得した特例認定承継会社が証明したものに限る。）

十 その他参考となるべき書類

措規23の12の3 **新設**

15 施行令第四十条の八の六第二十七項に規定する財務省令で定める書類は、特例対象非上場株式等（法第七十条の七の六第四項に規定する特例対象非上場株式等をいう。以下この条において同じ。）に係る特例認定承継会社に係る次に掲げる書類（その経営報告基準日（法第七十条の七の六第二項第九号に規定する経営報告基準日をいう。以下この条において同じ。）が、法第七十条の七の六第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日以前である場合には第二号及び第四号に掲げる書類を除き、当該いずれか早い日の翌日以後である場合には第五号に掲げる書類を除く。）とする。

一 その経営報告基準日における定款の写し

二 登記事項証明書（その経営報告基準日以後に作成されたものに限る。）

- 三 その経営報告基準日における株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該特例認定承継会社が証明したものに限る。）
- 四 その経営報告基準日（以下この号及び第七号並びに次項において「基準日」という。）の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- 五 円滑化省令第十二条第二十項、第二十三項、第二十五項又は第二十七項において準用する同条第四項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し
- 六 その経営報告基準日が法第七十条の七の六第二項第六号に規定する特例経営承継期間の末日である場合において、円滑化省令第十二条第二項（同条第五項又は第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は同条第八項、第十項若しくは第十二項において準用する同条第一項（同条第四項又は第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは同条第九項、第十一項若しくは第十三項において準用する同条第二項に規定する場合に該当するときは、同条第三項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第十四項の確認書の写し
- 七 基準日の直前の経営報告基準日（当該基準日が最初の経営報告基準日である場合には、法第七十条の七の六第一項に規定する相続税の申告書の提出期限。次項において同じ。）の翌日から当該基準日までの間に会社分割又は組織変更があつた場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し
- 八 その他参考となるべき書類

措規23の12の3 **新設**

- 16 法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等は、その有する特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社について基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に合併又は株式交換等があつた場合には、次に掲げる書類（同条第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があつた場合には第一号及び第二号イに掲げる書類を除き、当該いずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があつた場合には同号ハに掲げる書類を除く。）を前項の書類と併せて施行令第四十条の八の六第二十七項の届出書に添付しなければならない。
- 一 当該合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
 - 二 次に掲げる書類（当該合併又は株式移転により第十項において準用する第二十三条の第十項第一号又は第二号に規定する合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、当該合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除く。）
 - イ 当該合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における当該合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書
 - ロ 当該合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における当該合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で当該合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該特例認定承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限る。）
 - ハ 当該合併又は株式交換等に係る円滑化省令第十二条第二十一項又は第三十項において準用する同条第九項又は第十項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し

措規23の12の3 **新設**

- 17 施行令第四十条の八の六第二十七項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 その経営報告基準日における法第七十条の七の六第二項第九号ロに規定する猶予中相続税額（以下この条において「猶予中相続税額」という。）
 - 二 その経営報告基準日において特例経営承継相続人等が有する特例対象非上場株式等の数又は金額及び当該特例経営承継相続人等に係る特例被相続人の氏名
 - 三 その経営報告基準日が法第七十条の七の六第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、特例認定承継会社に係る次に掲げる事項（当該経営報告基準日（以下この項において「基準日」という。）の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例認定承継会社が施行令第四十条の八の六第六項において準用する施行令第四十条の八の二第七項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に施行令第四十条の八の六第二十五項において準用する施行令第四十条の八の二第三十項第二号イからハまでに掲げる要件の全てを満たしているときは、その旨及びイに掲げる事項）
 - イ 当該基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における資本金の額及び準備金の額又は出資の総額
 - ロ 当該基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における施行令第四十条の八の六第十項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号イからハまでに掲げる額、これらの明細及び同号の割合
 - ハ 当該基準日の属する事業年度の直前の事業年度における施行令第四十条の八の六第十項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第九号の総収入金額、運用収入の合計額、これらの明細及び同号の割合
 - 四 基準日の直前の経営報告基準日（当該基準日が最初の経営報告基準日である場合には、法第七十条の七の六第一項に規定する相続税の申告書の提出期限。次号において同じ。）の翌日から当該基準日までの間に特例認定承継会社が商号の変更をした場合、本店の所在地を変更した場合、合併により消滅した場合、株式交換等により他の会社の同条第十三項第三号に規定する株式交換完全子会社等となつた場合、会社分割をした場合、組織変更をした場合又は解散（会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。）をした場合には、その旨
 - 五 基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に特例経営承継相続人等につき法第七十条の七の六第三項において準用する法第七十条の七の二第四項又は第五項の規定により納税の猶予に係る期限が確定した猶予中相続

税額がある場合には、法第七十条の七の六第三項において準用する法第七十条の七の二第四項の表の各号の上欄又は同条第五項の表の各号の上欄のいずれの場合に該当したかの別及び該当した日並びに当該猶予中相続税額及びその明細

六 法第七十条の七の六第十三項から第十五項までの規定の適用を受けた場合（基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に同条第十八項の規定による免除をした相続税の額の通知があつた場合に限る。）には、同条第十三項から第十五項までの規定の適用を受けた旨及び当該相続税の額

七 法第七十条の七の六第二十一項において準用する法第七十条の七の二第二十二項の規定の適用を受けた場合（基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に同条第二十五項の規定による再計算免除相続税の額の通知があつた場合に限る。）には、その旨、法第七十条の七の六第二十一項において準用する法第七十条の七の二第二十二項に規定する認可決定日及び再計算免除相続税の額

八 その他参考となるべき事項

措規23の12の3 新設

18 第二十三条の九第二十六項の規定は、法第七十条の七の六第十一項において準用する法第七十条の七の二第十四項第二号の規定により読み替えて適用する国税通則法第五十条第二号に規定する財務省令で定める要件について準用する。

措規23の12の3 新設

19 第二十三条の九第三十二項及び第三十三項並びに第二十三条の十第二十五項から第二十九項までの規定は、法第七十条の七の六第十二項において準用する法第七十条の七の二第十六項から第二十一項までの規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二十三条の十第二十六項第五号中「第十二条第八項（同条第十七項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第十二条第二十項又は第二十九項において準用する同条第八項」と読み替えるものとする。

措規23の12の3 新設

20 施行令第四十条の八の六第二十九項第一号に規定する収益の額が費用の額を下回る場合として財務省令で定める場合は、特例認定承継会社の経常損益金額が零未満である場合とする。

措規23の12の3 新設

21 施行令第四十条の八の六第二十九項第二号に規定する主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものは、特例認定承継会社の総収入金額のうち会社計算規則第八十八条第一項第四号に掲げる営業外収益及び同項第六号に掲げる特別利益以外のものとする。

措規23の12の3 新設

22 施行令第四十条の八の六第二十九項第四号イに規定する財務省令で定める価格は、同号イに規定する判定期間若しくは前判定期間又は同号ロに規定する前々判定期間に属する各月における上場株式平均株価（金融商品取引法第百三十条の規定により公表された同号イの上場会社の株式の毎日の最終の価格を利用して算出した価格の平均値をいう。）を合計した数を十二で除して計算した価格とする。

措規23の12の3 新設

23 施行令第四十条の八の六第二十九項第五号に規定する財務省令で定める事由は、特例経営承継相続人等（法第七十条の七の六第十三項各号（第四号を除く。）のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた時において特例認定承継会社の会社法第三百二十九条第一項に規定する役員又は業務を執行する社員であつた者に限る。）が心身の故障その他の事由により当該特例認定承継会社の業務に従事することができなくなつたこととする。

措規23の12の3 新設

24 法第七十条の七の六第十三項及び第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十条の七の六第十三項又は第十四項の申請書を提出する者の氏名及び住所又は居所

二 法第七十条の七の六第十三項又は第十四項の規定による相続税の免除を受けたい旨並びに当該免除を受けようとする相続税の額及びその計算の明細

三 法第七十条の七の六第十三項各号又は第十四項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの別並びに当該各号に掲げる場合に該当することとなつた事情の詳細及びその事情が生じた年月日

四 法第七十条の七の六第十三項第一号又は第十四項の規定の適用に係る譲渡等（譲渡又は贈与をいう。以下この条において同じ。）が特例対象非上場株式等の一部の譲渡等である場合又はこれらの規定の適用に係る譲渡等の直前において特例経営承継相続人等が特例認定承継会社の法第七十条の七の六第二項第五号に規定する非上場株式等で特例対象非上場株式等以外のものを有する場合には、当該譲渡等の直前において特例経営承継相続人等が有していた当該非上場株式等の数又は金額及び当該非上場株式等の取得をした年月日並びに特例対象非上場株式等のうち同条第十三項又は第十四項の規定の適用を受けるものとして選択をしたものに係る特例被相続人ごとの当該特例対象非上場株式等の数又は金額の内訳及び当該特例被相続人からの相続又は遺贈により取得をした年月日

五 法第七十条の七の六第十三項第一号イに規定する譲渡等の対価、同項第二号イに規定する合併対価又は同項第三号イに規定する交換等対価の額及び当該額のうち株式等以外の財産の価額

六 施行令第四十条の八の六第二十九項各号に掲げる事由のいずれに該当するかの別及び当該各号に掲げる事由が生じることとなつた事情の詳細

七 その他参考となるべき事項

措規23の12の3 新設

25 法第七十条の七の六第十三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 譲渡等に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し又は登記事項証明書その他の書類で、法第七十条の七の六第十三項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつたことを証するもの

二 前項第五号の額及び同号の財産の価額を証する書類

三 貸借対照表、損益計算書その他の書類で施行令第四十条の八の六第二十九項各号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類

四 法第七十条の七の六第十三項第一号の譲渡等、同項第二号の合併、同項第三号の株式交換等又は同項第四号の解散の直前における猶予中相続税額、同項各号イに掲げる金額及び当該各号ロに掲げる合計額を記載した書類

五 法第七十条の七の六第十四項の規定の適用を受けようとする場合には、同条第十三項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時の直前における特例認定承継会社の常時使用従業員（同条第二項第一号イに規定する常時使用従業員をいう。第二十八項第四号及び第五号において同じ。）の一覧表及び従業員数証明書その他の書類で当該常時使用従業員が第四項において準用する第二十三条の九第四項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し

六 その他参考となるべき事項を記載した書類

措規23の12の3 新設

26 第二十三条の九第三十三項の規定は、法第七十条の七の六第十三項各号イ及び第十四項各号に規定する財務省令で定める金額について準用する。

措規23の12の3 新設

27 第二十三条の九第五項の規定は、施行令第四十条の八の六第三十八項第一号に規定する財務省令で定める業務について準用する。

措規23の12の3 新設

28 法第七十条の七の六第十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十条の七の六第十七項の申請書を提出する者の氏名及び住所又は居所

二 法第七十条の七の六第十五項第一号の規定による相続税の免除を受けようとする旨並びに当該免除を受けようとする相続税の額及びその計算の明細

三 法第七十条の七の六第十五項第一号イからハまでに掲げる会社が行っている業務の内容

四 法第七十条の七の六第十三項各号に掲げる場合に該当することとなった時の直前において特例認定承継会社の常時使用従業員であつた者の数

五 前号の常時使用従業員であつた者のうち法第七十条の七の六第十五項の二年を経過する日まで引き続き同項第一号イからハまでに掲げる会社の常時使用従業員である者の数

六 施行令第四十条の八の六第三十八項第三号の事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち所有又は賃借をしているものの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地）

七 その他参考となるべき事項

措規23の12の3 新設

29 法第七十条の七の六第十七項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第七十条の七の六第十五項の二年を経過する日における猶予中相続税額を記載した書類

二 損益計算書その他の書類で法第七十条の七の六第十五項第一号イからハまでに掲げる会社が同項の二年を経過する日において第二十七項において準用する第二十三条の九第五項各号に掲げるいずれかの業務を行っていることを証するもの

三 法第七十条の七の六第十五項の二年を経過する日における同項第一号イからハまでに掲げる会社の従業員数証明書その他の書類で前項第五号の数を証するもの及び同号の常時使用従業員である者の一覧表

四 登記事項証明書その他の書類で法第七十条の七の六第十五項第一号イからハまでに掲げる会社が同項の二年を経過する日において施行令第四十条の八の六第三十八項第三号の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの

措規23の12の3 新設

30 第二十三条の九第三十五項から第三十八項まで及び第二十三条の第十項の規定は、法第七十条の七の六第二十一項において準用する法第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二十三条の九第三十六項第二号中「いずれの者」とあるのは、「いずれの者（施行令第四十条の八の六第一項第二号イからハまでに掲げる者を除く。）」と読み替えるものとする。

措規23の12の3 新設

31 第二十三条の九第三十九項から第四十三項まで及び第二十三条の第十四項から第四十八項までの規定は、法第七十条の七の六第二十六項において準用する法第七十条の七の二第三十一項から第三十九項までの規定の適用がある場合について準用する。

措規23の12の3 新設

32 第二十三条の九第五十項及び第五十一項の規定は、法第七十条の七の六第二十七項において準用する法第七十条の七の二第四十項及び法第七十条の七の六第二十八項において準用する法第七十条の七の二第四十一項に規定する財務省令で定める事項について準用する。

（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例） 新設

措規・第二十三条の十二の四 第二十三条の九第十二項の規定は、法第七十条の七の七第一項に規定する財務省令で定める場合及び特例対象受贈非上場株式等に相当するものについて準用する。

2 法第七十条の七の七第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する財務省令で定めるものは当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- 一 前項において準用する第二十三条の九第十二項各号に掲げる場合、当該各号に定める株式等
- 二 法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者の同条第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした同項に規定する特例対象受贈非上場株式等（以下この号において「特例対象受贈非上場株式等」という。）のうち同条第十一項において準用する法第七十条の七第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与以外の贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等がある場合、法第七十条の七の七第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の前の贈与者に係る特例対象受贈非上場株式等

（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例） **新設**

措規・第二十三条の十二の五 第二十三条の十第二項及び第三項の規定は、施行令第四十条の八の八第一項において準用する施行令第四十条の八の二第五項及び第六項に規定する財務省令で定める書類について準用する。

措規23の12の5 **新設**

2 第二十三条の九第四項の規定は、法第七十条の七の八第二項第二号イに規定する常時使用する従業員として財務省令で定めるものについて準用する。

措規23の12の5 **新設**

3 第二十三条の九第十四項の規定は、施行令第四十条の八の八第三項において準用する施行令第四十条の八の六第十項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号ロに規定する財務省令で定める資産について準用する。

措規23の12の5 **新設**

4 第二十三条の九第五項の規定は、施行令第四十条の八の八第四項において準用する施行令第四十条の八の二第七項第一号イ及び第二号イ並びに施行令第四十条の八の八第十三項において準用する施行令第四十条の八の二第三十項第一号イ及び第二号イに規定する財務省令で定める業務について準用する。

措規23の12の5 **新設**

5 第二十三条の九第六項の規定は、法第七十条の七の八第三項において準用する法第七十条の七の二第三項第十号及び施行令第四十条の八の八第七項において準用する施行令第四十条の八の二第十項第一号に規定する財務省令で定めるものについて準用する。

措規23の12の5 **新設**

6 第二十三条の十二第三項の規定は、法第七十条の七の八第二項第四号に規定する財務省令で定めるところにより計算した価額について準用する。

措規23の12の5 **新設**

7 第二十三条の十第十項の規定は、法第七十条の七の八第三項において準用する法第七十条の七の二第三項並びに法第七十条の七の八第四項及び施行令第四十条の八の八第九項に規定する財務省令で定める場合及び特例対象相続非上場株式等に相当するものについて準用する。

措規23の12の5 **新設**

8 第二十三条の九第十三項の規定は、施行令第四十条の八の八第十一項において準用する施行令第四十条の八の二第二十二項各号ロに規定する財務省令で定める事由について準用する。

措規23の12の5 **新設**

9 第二十三条の九第十五項及び第十七項から第十九項までの規定は、法第七十条の七の八第三項において準用する法第七十条の七の二第三項第一号に規定する財務省令で定めるやむを得ない理由並びに同項第十一号、第十三号及び第十四号に規定する財務省令で定める場合について準用する。この場合において、第二十三条の九第十八項第四号及び第十九項第四号中「いずれの者」とあるのは、「いずれの者（施行令第四十条の八の六第一項第二号イからハまでに掲げる者を除く。）」と読み替えるものとする。

措規23の12の5 **新設**

10 第二十三条の九第二十項及び第二十一項の規定は、施行令第四十条の八の八第十四項において準用する施行令第四十条の八の二第四十一項に規定する財務省令で定める事項及び書類について準用する。

措規23の12の5 **新設**

11 法第七十条の七の八第五項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第七十条の七の八第二項第一号に規定する特例経営相続承継受贈者（以下この条において「特例経営相続承継受贈者」という。）に係る法第七十条の七の八第一項の特例贈与者（次項第二号及び第十三項において「特例贈与者」という。）の死亡による同条第一項の規定の適用に係る相続の開始があつたことを知つた日
- 二 その他参考となるべき事項

措規23の12の5 **新設**

12 法第七十条の七の八第五項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特例経営相続承継受贈者の氏名及び住所
- 二 特例経営相続承継受贈者に係る特例贈与者から法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与により同項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をした年月日
- 三 法第七十条の七の八第二項第二号に規定する特例認定相続承継会社（以下この条において「特例認定相続承継会社」という。）の商号及び本店の所在地
- 四 法第七十条の七の八第五項の相続税の申告書を提出する日の直前の同項第二号の経営相続報告基準日（同条第二項第六号に規定する経営相続報告基準日をいう。）までに終了する各事業年度（当該経営相続報告基準日の直前の法第七十条

の七の五第二項第九号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する事業年度を除く。)における総収入金額(会社計算規則第八十八条第一項第四号に掲げる営業外収益及び同項第六号に掲げる特別利益を除く。)

五 前号の経営相続報告基準日における法第七十条の七の五第二項第九号ロに規定する猶予中贈与税額

六 第四号の経営相続報告基準日において特例経営相続継受贈与者が有する法第七十条の七の八第一項に規定する特例対象相続非上場株式等の数又は金額

七 第四号の経営相続報告基準日における特例認定相続継受会社の資本金の額若しくは準備金の額又は出資の総額

八 特例認定相続継受会社が商号の変更をした場合、本店の所在地を変更した場合、合併により消滅した場合又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の法第七十条の七の六第十三項第三号に規定する株式交換完全子会社等となった場合又は解散(会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。)をした場合には、その旨

九 その他参考となるべき事項

措置23の12の5 新設

13 法第七十条の七の八第五項第三号に規定する財務省令で定める要件は、施行令第四十条の八の八第七項において準用する施行令第四十条の八の第十項第一号及び第二号に掲げる要件を満たしていること並びに法第七十条の七の八第一項の相続税の申告書の提出期限までに同項の規定の適用を受けようとする特例経営相続継受贈与者に係る特例認定相続継受会社が同項の特例贈与者の死亡に係る円滑化省令第十三条第四項又は第五項において準用する同条第一項の確認を受けていることとする。

措置23の12の5 新設

- 14 法第七十条の七の八第五項第三号に規定する財務省令で定めるところにより証する書類は、次に掲げるものとする。
- 一 法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る相続の開始の時点における特例認定相続継受会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあっては、当該事項を記載した書面を含む。)
 - 二 前号の相続の開始の時点における特例認定相続継受会社の株主名簿の写しその他の書類で当該特例認定相続継受会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該特例認定相続継受会社の株式又は出資に係る議決権の数が確認できるもの(当該特例認定相続継受会社が証明したものに限る。)
 - 三 円滑化省令第十三条第四項又は第五項において準用する同条第二項の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第六項の確認書の写し

四 その他参考となるべき書類

措置23の12の5 新設

15 第二十三条の十二の三第十五項及び第十六項の規定は、施行令第四十条の八の八第十五項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十三条の十二の三第十五項第五号中「第十二条第二十項、第二十三項、第二十五項又は第二十七項」とあるのは「第十二条第十九項、第二十二項、第二十四項又は第二十六項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第二項」と読み替えるものとする。

措置23の12の5 新設

16 第二十三条の十二の三第十七項の規定は、施行令第四十条の八の八第十五項第五号に規定する財務省令で定める事項について準用する。

措置23の12の5 新設

17 第二十三条の九第二十六項の規定は、法第七十条の七の八第十項において準用する法第七十条の七の第十四項第二号の規定により読み替えて適用する国税通則法第五十条第二号に規定する財務省令で定める要件について準用する。

措置23の12の5 新設

18 第二十三条の九第三十二項及び第三十三項並びに第二十三条の十第二十五項から第二十九項までの規定は、法第七十条の七の八第十一項において準用する法第七十条の七の第十六項から第二十一項までの規定の適用がある場合について準用する。

措置23の12の5 新設

19 第二十三条の九第三十五項から第三十八項まで及び第二十三条の十第十項の規定は、法第七十条の七の八第十二項において準用する法第七十条の七の第二十二項から第二十六項までの規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二十三条の九第三十六項第二号中「いずれの者」とあるのは、「いずれの者(施行令第四十条の八の六第一項第二号イからハまでに掲げる者を除く。)」と読み替えるものとする。

措置23の12の5 新設

20 第二十三条の九第三十九項から第四十三項まで及び第二十三条の十第四十項から第四十八項までの規定は、法第七十条の七の八第十四項において準用する法第七十条の七の第三十一項から第三十九項までの規定の適用がある場合について準用する。

措置23の12の5 新設

21 第二十三条の九第五十項及び第五十一項の規定は、法第七十条の七の八第十五項において準用する法第七十条の七の第四十項及び法第七十条の七の八第十六項において準用する法第七十条の七の第四十一項に規定する財務省令で定める事項について準用する。

措置23の12の5 新設

22 第二十三条の十二の三第二十項から第二十九項までの規定は、法第七十条の七の八第十七項において準用する法第七十条の七の六第十三項から第二十項までの規定の適用がある場合について準用する。

4 租税特別措置法取扱通達<抄>

下線部分は平成30年7月改正による改正部分を示す。

(贈与税の納税猶予及び免除の対象となる非上場株式等の意義)

措通・70の7-1 措置法第70条の7第1項(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除)の適用対象となる同条第2項第2号に規定する非上場株式等(以下70の7の8-6までにおいて「非上場株式等」という。)は、議決権に制限のない株式等に限られていることから、次に掲げる株式等は含まれないことに留意する。

- (1) 会社の株主総会又は社員総会(以下70の7-12までにおいて「株主総会等」という。)において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限がある株式等
- (2) 会社の株主総会等において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限がある株主又は社員(以下70の7の8-4までにおいて「株主等」という。)の有する株式等

(対象受贈非上場株式等の意義等)

措通・70の7-2 措置法第70条の7第1項の適用対象となる非上場株式等(議決権に制限のない株式等に限る。以下70の7-2において同じ。)の贈与及び同項に規定する対象受贈非上場株式等(以下70の7の4-10までにおいて「対象受贈非上場株式等」という。)とは、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ、中欄に掲げる贈与(同条第2項第6号に規定する経営贈与承継期間の末日までに贈与税の申告書(相続税法第28条第1項の規定による期限内申告書をいう。以下70の7の8-6までにおいて同じ。)の提出期限が到来する贈与に限る。以下70の7の4-10までにおいて「対象贈与」という。)及び右欄に掲げる株式の数又は出資の金額に達するまでの部分をいうことに留意する。

区分	特例対象贈与	特例受贈非上場株式等
(1) A+B ≥ C × $\frac{2}{3}$ の場合	C × $\frac{2}{3}$ - B 以上の贈与	C × $\frac{2}{3}$ - B
(2) A+B < C × $\frac{2}{3}$ の場合	Aの全部の贈与	A

(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。

Aは、措置法第70条の7第1項に規定する贈与者(以下70の7の4-10までにおいて「贈与者」という。)が同項の規定の適用に係る贈与の直前に有していた非上場株式等の数又は金額

Bは、同条第2項第3号に規定する経営承継受贈者(以下70の7の4-11までにおいて「経営承継受贈者」という。)が当該贈与の直前に有していた非上場株式等の数又は金額

Cは、当該贈与の時における同条第2項第1号に規定する認定贈与承継会社(以下70の7の4-2の2までにおいて「認定贈与承継会社」という。)の発行済株式又は出資(議決権に制限のない株式等に限る。)の総数又は総額

- 2 同一年中に、異なる贈与者から同一の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合、異なる贈与者から複数の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合及び同一の贈与者から複数の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合の対象贈与及び対象受贈非上場株式等に該当するかどうかの判定は、それぞれの認定贈与承継会社及び贈与ごとに行うことに留意する。
- 3 上記(1)又は(2)により計算された株式の数又は出資の金額のうち、措置法第70条の7第1項に規定する贈与税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある部分が対象受贈非上場株式等に該当することに留意する。
- 4 上記(1)の右欄のC × (2/3)の数又は金額に1株又は1円未満の端数がある場合には、措置法第40条の8第2項(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除)の規定により、その端数は切り上げることに留意する。

(対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)

措通・70の7-3 対象贈与に係る贈与者が、当該対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合(70の7-3の2及び70の7-3の3に掲げる場合を除く。)における措置法第70条の7第1項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。

- (1) 贈与者が対象贈与をした日の属する年に死亡した場合

イ 受贈者がロ以外の者である場合

- (イ) 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得したとき

当該対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等については、相続税法第21条の2第4項の規定

に該当する場合には贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されないので、措置法第70条の7第1項の規定の適用はない。

(注) 上記の場合、贈与者の死亡に係る相続税については、当該非上場株式等は、措置法令第40条の8の2第2項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、同項の規定により読み替えられた措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る要件を満たしている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。

(ロ) 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得しなかったとき

受贈者が、当該対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき(同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限り)は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書となることに留意する。

この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第15項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。

ロ 受贈者が贈与者に係る相続時精算課税適用者(相続時精算課税の適用を受けようとする者を含む。)である場合

当該対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等については、贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるが、相続税法第28条第4項の規定により贈与税の申告は不要のため措置法第70条の7第1項の規定の適用はない。

(注) 上記の場合、贈与者の死亡に係る相続税については、当該非上場株式等は、措置法令第40条の8の2第2項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、同項の規定により読み替えられた措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る要件を満たしている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。

(2) 贈与者が対象贈与をした日の属する年の翌年に死亡した場合

上記(1)のイ(ロ)を準用する。

(対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)

措通・70の7-3の2 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者に係る贈与者の前の贈与者が、対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、経営承継受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における同項の規定の適用については、当該経営承継受贈者が、当該対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等について同項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき(同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限り)は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書となることに留意する。

この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第15項(第3号に係る部分に限り、措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。)の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。

(注) 「前の贈与者」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める者に当該認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいう(以下70の7-13の2において同じ。)

イ 贈与者に対する措置法第70条の7第1項又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の措置法第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。)の規定の適用に係るもの(以下このイにおいて「**免除対象贈与**」という。)である場合 対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の免除対象贈与をした者のうち最初に措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた者

ロ イに掲げる場合以外の場合 贈与者

(措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けている贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)

措通・70の7-3の3 贈与者(措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けている経営承継受贈者又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けている同条第2項第6号に規定する特例経営承継受贈者に限り)が、当該贈与者に係る対象受贈非上場株式等又は同条第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の贈与(当該贈与者の措置法第70条の7第15項第3号(措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。)の規定の適用に係る贈与に限る。)の日の属する年に死亡した場合において、当該贈与に係る経営承継受贈者が措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けるためには、同項に規定する贈与税の申告書の提出を要することに留意する。

なお、当該贈与者の相続の開始に係る相続税については、同項の規定の適用を受けた当該対象受贈非上場株式等又は特例対象受贈非上場株式等には、措置法令第40条の8第64項(措置法令第40条の8の5第38項において準用する場合を含む。)の規定により、相続税法第19条、第21条の15及び第21条の16の規定の適用がないことに留意する。

(対象贈与に係る受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)

措通・70の7-4 対象贈与に係る受贈者が、当該対象贈与を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該受贈者の当該対象贈与に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7第1

項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき（同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。）は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書として取り扱って差し支えない。

この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第15項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。

（申告期限内に全部確定事由が生じた場合）

措通・70の7-5 対象贈与があった日の翌日から贈与税の申告書の提出期限までの間に、措置法第70条の7第3項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、当該対象贈与に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について同条第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。

（修正申告等に係る贈与税額の納税猶予）

措通・70の7-6 措置法第70条の7第1項の規定は、対象受贈非上場株式等の贈与に係る贈与税についての期限後申告、修正申告又は更正に係る税額について適用がないことに留意する。

ただし、修正申告又は更正があった場合で、当該修正申告又は更正が期限内申告において同項の規定の適用を受けた対象受贈非上場株式等の評価又は税額計算の誤りのみに基づいてされるときにおける当該修正申告又は更正により納付すべき贈与税額（附帯税を除く。）については、当初から同項の規定の適用があることとして取り扱う。

この場合において、当該修正申告又は更正により納税猶予を受ける贈与税の本税額と当該本税に係る利子税の額に相当する担保については、当該修正申告書の提出の日又は当該更正に係る通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに提供しなければならないこととして取り扱う。

（担保の提供等）

措通・70の7-7 措置法第70条の7第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条から第54条までの規定の適用があることに留意する。

（贈与税の額に相当する担保）

措通・70の7-8 措置法第70条の7第1項に規定する「当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る贈与税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうことに留意する。

なお、この場合の当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額は、同項の規定の適用に係る贈与税の申告書の提出期限における贈与者の平均余命年数を納税猶予期間として計算した額によるものとして取り扱うことに留意する。

（注）上記平均余命年数は、相続税法施行規則第12条の3（平均余命）に定める平均余命によることに留意する（以下70の7の2-11において同じ。）。

（持分会社の持分等が担保提供された場合）

措通・70の7-9 措置法第70条の7第6項本文により認定贈与承継会社（持分会社又は株券不発行会社（**会社法第117条第6項（株式の価格の決定等）に規定する株券発行会社（以下「株券発行会社」という。）以外の株式会社をいう。以下同じ。**）に限る。）の持分又は株式を担保として提供を受け質権を設定した場合には、納税猶予期間中においては、当該持分又は株式から生じる配当その他の利益処分については、税務署長はその支払又は引渡し等を受けないことに留意する。

（常時使用従業員の意義）

措通・70の7-10 経営承継受贈者の親族であっても、措置法規則第23条の9第4項（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）に規定する者に該当すれば、当該親族は、措置法第70条の7第2項第1号イに規定する常時使用従業員に該当することに留意する。

（納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義）

措通・70の7-11 措置法第70条の7第2項第1号ロの要件を判定する場合において、同項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定は、対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該対象贈与に係る贈与税の申告期限までの間のいずれかの日において次の(1)に掲げる算式を満たすかどうかにより行い、同項第9号に規定する資産運用型会社に該当するかどうかの判定は、対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該対象贈与に係る贈与税の申告期限までの間に終了するいずれかの事業年度において次の(2)に掲げる算式を満たすかどうかにより行うのであるが、これらの会社のうち措置法令第40条の8第6項第1号及び第2号の要件の全てに該当するものに係る非上場株式等が、措置法第70条の7第1項の適用対象とならないことに留意する。

(1)

$$\frac{B+C}{A+C} \geq \frac{70}{100}$$

A＝当該いずれかの日における当該会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該いずれかの日における当該会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70の7-11において同じ。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝当該いずれかの日以前5年以内において経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8第11項に規定する者をいう。）がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額

a 当該会社から受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当（最初の対象贈与の時（対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について、当該対象贈与の時前に措置法令第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時、以下70の7-11において同じ。）前に受けたものを除く。）の額

b 当該会社から支給された給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の対象贈与の時前に支給されたものを除く。）の額のうち、法人税法第34条（役員給与の損金不算入）又は第36条（過大な使用人給与の損金不算入）の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額

（注）措置法令第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、措置法令第40条の8第21項第2号に規定する法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額がある場合で、当該損金の額に算入されないこととなる金額が、最初の対象贈与の時前又は当該対象贈与の時以後のいずれに属するものか区分することができないときは、当該区分することができない金額を当該対象贈与の日の属する事業年度の開始の日から当該対象贈与の日の前日までの日数と当該対象贈与の日から当該事業年度の末日までの日数がそれぞれ当該事業年度の日数に占める割合によりあん分する。この場合において、あん分後の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて差し支えない。

(2)

$$\frac{B}{A} \geq \frac{75}{100}$$

A＝当該いずれかの事業年度における総収入金額

B＝当該いずれかの事業年度における特定資産の運用収入の合計額

（認定贈与承継会社から支給された給与等の意義）

措通・70の7-11の2 措置法令第40条の8第21項第2号に規定する「給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益）」とは、対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社（以下70の7-11の2において「当該認定贈与承継会社」という。）から対象受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8第11項に規定する者をいう。）（以下70の7-11の2において「当該経営承継受贈者等」という。）に対し支給された給与（当該認定贈与承継会社の使用人としての給与を含む。）及び当該経営承継受贈者等に対してもたらされた経済的な利益（所得税法上経済的な利益として課税されないものを除き、当該認定贈与承継会社が例えば次に掲げる行為をした場合のように、その行為をしたことにより当該認定贈与承継会社から当該経営承継受贈者等に対し実質的に給与が支給されたと同様の経済的効果をもたらされる利益をいう。）をいい、明らかに株主等の地位に基づいて取得したと認められるもの及び香典又は災害等の見舞金など社交上の必要によるもので、その金額が社会的地位、当該認定贈与承継会社と当該経営承継受贈者等との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものは除かれることに留意する。

(1) 当該経営承継受贈者等に対して有する債権の放棄をし又は免除をした場合（貸倒れに該当する場合を除く。）

(2) 当該経営承継受贈者等に対して物品その他の資産の贈与をした場合

(3) 当該経営承継受贈者等に対して資産を低い価額で譲渡した場合

(4) 当該経営承継受贈者等から高い価額で資産を買い入れた場合

(5) 当該経営承継受贈者等から債務を無償で引き受けた場合

(6) 当該経営承継受贈者等に対してその居住の用に供する土地又は家屋を無償又は低い価額で提供した場合

(7) 当該経営承継受贈者等に対して金銭を無償又は通常より低い利率で貸し付けた場合

(8) 当該経営承継受贈者等に対して無償又は低い対価で上記(6)及び(7)に掲げるもの以外の役役の提供をした場合

(9) 当該経営承継受贈者等に対して機密費、接待費、交際費、旅費等の名義で支給したもののうち、当該認定贈与承継会社の業務のために使用したことが明らかでないものがある場合

(10) 当該経営承継受贈者等のために個人的費用を負担した場合

(11) 当該経営承継受贈者等が社交団体等の会員となるため又は会員となっているために要する当該社交団体の入会金、經常会費その他当該社交団体の運営のために要する費用で当該経営承継受贈者等が負担すべきものを当該認定贈与承継会社が負担した場合

(12) 当該認定贈与承継会社が当該経営承継受贈者等を被保険者及び保険受取人とする生命保険契約を締結してその保険料の額の全部又は一部を負担した場合

（特定特別関係会社の意義等）

措通・70の7-11の3 会社（以下70の7-11の3において「特定会社」という。）の措置法令第70条の7第2項第1号ハに規定する特定特別関係会社が同号ニに規定する風俗営業会社に該当する場合若しくは中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第2条に規定する中小企業者に該当しない場合又は当該特定特別関係会社の株式等が非上場株式等に該当しない場合には、当該特定会社は認定贈与承継会社に該当しないことに留意する。

（注）特定会社の代表権を有する者と生計を一にする親族が措置法令第40条の8第1項第1号イに規定する総株主等議決権数の過半数を有する会社は特定特別関係会社に該当するが、代表権を有する者と生計を一にしない親族が当該総株主等議決権数の過半数を有する会社は特定特別関係会社に該当しないことに留意する。

(経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)

措通・70の7—12 措置法第70条の7第2項第3号ハ及びニの要件を判定する場合の同号ハの「議決権の数」及び「株主等議決権数」並びに同号ニの「議決権の数」には、次の(1)及び(2)に掲げる株式等に係る議決権の数が含まれることに留意する。

- (1) 株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等
- (2) 株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等

(注) 1 措置法第70条の7第2項第3号ハ及びニの要件の判定は、対象贈与直後の株主等の構成により行うことに留意する。

2 措置法令第40条の8第1項第1号イ及びロの要件、措置法規則第23条の9第32項第1号及び第2号の要件、同条第36項第1号及び第2号の要件、措置法令第40条の8第7項の特別の関係がある会社並びに同条第11項の特別の関係がある者を判定する場合も上記に準じて行うことに留意する。

(役員である期間の意義)

措通・70の7—13 措置法第70条の7第2項第3号への要件は、同号の個人が対象贈与の日からさかのぼって3年目の応当日から当該対象贈与の日までの間（以下70の7—13において「直近3年間」という。）、継続して、同項第1号の認定贈与承継会社が株式会社の場合にはその役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。）としての地位を、持分会社の場合にはその業務を執行する社員としての地位を有することをいうことに留意する。

(注) 1 直近3年間において、当該地位を有しない期間がある場合には、措置法第70条の7第2項第3号の要件は満たさないことに留意する。

2 当該地位は、直近3年間において当該地位のいずれかを有していれば、同一の地位を有する必要はないことに留意する。

(経営贈与承継期間の意義) **新設**

措通・70の7—13の2 措置法第70条の7第2項第6号に規定する経営贈与承継期間とは、対象贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から、次の(1)又は(2)のいずれか早い日までの期間をいうことに留意する。

(1) 次のいずれか早い日

イ 経営承継受贈者の最初の対象贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

ロ 経営承継受贈者の最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書（相続税法第27条第1項の規定による期限内申告書をいう。以下70の7の8—6までにおいて同じ。）の提出期限の翌日以後5年を経過する日

(2) 経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日

(注) 上記(2)の「贈与者」は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が当該贈与者の措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係るものである場合における当該対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税については「前の贈与者」となることに留意する（70の7—16の2（注）1及び5において同じ。）。

(認定贈与承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額)

措通・70の7—14 対象受贈非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける場合において、贈与の時に、対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別関係会社（措置法令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7—14の2までにおいて同じ。）であって当該認定贈与承継会社との間に措置法第70条の7第2項第1号ホに規定する支配関係（以下70の7の4—6までにおいて「支配関係」という。）がある法人（以下70の7—14の2までにおいて「特別支配関係法人」という。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（当該認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）、措置法令第40条の8第12項第1号に掲げる法人（当該認定贈与承継会社が措置法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社又は同項第9号に規定する資産運用型会社（以下「資産保有型会社等」という。）に該当する場合に限る。）又は措置法令第40条の8第12項第2号に掲げる医療法人（以下70の7—14の2までにおいて「外国会社等」という。）の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第14項に規定する投資口を含む。）を有するときにおける措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額（以下70の7の3—1までにおいて「納税猶予分の贈与税額」という。）の計算の基となる当該対象受贈非上場株式等の価額は、当該認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人の株式等の価額の計算において適用する評価基本通達の定めを基礎とし、次に掲げる場合の区分により計算した価額となることに留意する。

この場合において、「当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した」価額とは、当該対象受贈非上場株式等の価額を評価基本通達の定めにより計算した価額を基礎とし、当該認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人が有していなかったものとされる外国会社等の株式等の価額及び当該外国会社等から受けた配当金に相当する金額を除外したところで計算した場合の当該株式等の価額とする。

(1) 当該認定贈与承継会社が外国会社等の株式等を有する場合

当該認定贈与承継会社が当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した価額

(注) 上記価額の計算に当たっては、当該外国会社等との間に支配関係がある他の外国会社等の株式等について考慮する必要がないことに留意する。

- (2) 当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合(当該特別支配関係法人が上記(1)の認定贈与承継会社が有する株式等に係る外国会社等である場合を除く。)

当該特別支配関係法人が当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した当該特別支配関係法人の株式等の価額を基に当該認定贈与承継会社の株式等の価額を計算して得た価額

(注) 上記価額の計算に当たっては、当該外国会社等との間に支配関係がある他の外国会社等の株式等について考慮する必要がないことに留意する。

(対象受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算)

措通・70の7-14の2 対象受贈非上場株式等を措置法第70条の7第1項の適用を受ける経営承継受贈者に贈与をした同項に規定する贈与者又は対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が2以上ある場合における納税猶予分の贈与税額の計算は、次の順により行うことに留意する。

- (1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる額を当該経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、措置法第70条の7第2項第5号の規定により計算する(措置法令第40条の8第13項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該対象受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において対象贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の対象受贈非上場株式等の価額の合計額

ロ 当該対象受贈非上場株式等が相続税法第21条の9第3項(措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものである場合 当該対象受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において対象贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の対象受贈非上場株式等の価額を特定贈与者(相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者をいう。)ごとに合計した額のそれぞれの額

(注) 贈与の時において、対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる当該対象受贈非上場株式等の価額については、70の7-14((認定贈与承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額)の取扱い)によることに留意する。

- (2) 措置法令第40条の8第15項の規定により、当該対象受贈非上場株式等の上記(1)イ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該対象受贈非上場株式等に係る贈与者及び認定贈与承継会社の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額を計算する(同項の規定による100円未満の端数処理を行う。)

- (3) 上記(2)により算出されたそれぞれの納税猶予分の贈与税額の合計額が当該経営承継受贈者に係る納税猶予分の贈与税額となる。

(代表権を有しないこととなった場合の意義)

措通・70の7-16 措置法第70条の7第3項第1号に掲げる「代表権を有しないこととなった場合」とは、次のいずれかをいうことに留意する。

ただし、次のいずれかに該当する場合であっても措置法規則第23条の9第15項に掲げるいずれかの事由に該当するときは、措置法第70条の7第3項第1号に掲げる「代表権を有しないこととなった場合」には該当しないことに留意する。

- (1) 経営承継受贈者が有していた制限のない代表権を有しないこととなった場合
(2) 経営承継受贈者が有していた制限のない代表権に制限が加えられた場合

(常時使用従業員の雇用が確保されていない場合) **新設**

措通・70の7-16の2 措置法第70条の7第3項第2号に規定する「常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となった場合」とは、従業員数確認期間内にある各基準日における対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、最初の対象贈与の時(対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について、当該対象贈与の時前に法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時。以下70の7-16の2において同じ。)における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数を下回る数となったことをいうことに留意する。

(注) 1 上記の「従業員数確認期間」とは、当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7第1項又は第70条の7の2第1項の規定の適用を受けるために提出する最初の贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日(当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が同日までに死亡した場合には、その死亡の日の前日)までの期間をいうことに留意する。

2 上記の「基準日」とは、上記1の提出期限の翌日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。

3 当該対象贈与の時に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「対象贈与の時における常時使用従業員の数」は、同項に定める数となることに留意する。

- 4 上記の「常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数」は、その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数となり、当該対象贈与の時における常時使用従業員の数が1人のときは1人となることに留意する。
- 5 上記1の「最初の贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日」までに当該経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、当該経営承継受贈者が当該対象受贈非上場株式等につき措置法第70条の7の4第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)の規定の適用を受けるときは、措置法第70条の7第3項第2号の規定の適用はないことに留意する。

(対象受贈非上場株式等の譲渡等の判定)

措通・70の7-17 措置法第70条の7第3項第5号若しくは第6号、同条第4項の表の第1号又は同条第5項の表の第1号若しくは第2号の**対象受贈非上場株式等の全部又は一部の同条第3項第5号に規定する譲渡等**(以下70の7-39までにおいて「**譲渡等**」という。)があったかどうかの判定は、措置法第40条の8第62項及び第63項の規定により行うことに留意する。

(注) なお、対象受贈非上場株式等を措置法第70条の7第15項第3号の規定による贈与をしたかどうかの判定についても上記により行うことに留意する。

(譲渡等をした日の意義)

措通・70の7-18 措置法第70条の7第3項第5号、同項第6号及び同条第5項の表の第2号下欄の「当該譲渡等をした日」とは、当該譲渡等の効力が発生した日をいうのであるが、具体的には次に掲げる場合の区分に応じ次に定める日であることに留意する。

- (1) 株券発行会社の場合 株券の交付を行った日
- (2) 株券不発行会社の場合 譲渡契約効力発生の日

(注) ただし、株券不発行会社の株式について書面によらない贈与を行った場合には、株主名簿の名義変更の日とする。

(解散等をした場合等の意義)

措通・70の7-19 措置法第70条の7第3項第8号の「解散をした場合」とは、会社法第471条各号(同条第4号を除く。)又は第641条各号(同条第5号を除く。)(解散の事由)に掲げるいずれかの事由が生じた場合をいい、「解散をした日」とは、当該事由が生じた日をいうことに留意する。

また、措置法第70条の7第3項第8号の「会社法の規定により解散をしたものとみなされた場合」とは、会社法第472条第1項((休眠会社のみなし解散)の規定に該当する場合をいい、「そのみなされた解散の日」とは、同項の「期間の満了の時」をいうことに留意する。

(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)

措通・70の7-20 措置法第70条の7第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7-11((納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)を準用する。

この場合において、70の7-11中「対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」とあるのは「贈与税の申告期限の翌日」と、「贈与税の申告期限」とあるのは「措置法第70条の7第2項第7号ロに規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8第6項」とあるのは「第40条の8第24項」となることに留意する。

(資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義)

措通・70の7-21 措置法第70条の7第3項第11号の「資本金の額の減少又は当該準備金の額の減少がその効力を生じた日」とは、会社法第449条第6項又は第627条第6項((債権者の異議)に定める日(同法第449条第6項ただし書の規定の適用がある場合には、同条第7項の規定による変更した日)をいうことに留意する。

(経営承継受贈者が非上場株式等についての納税猶予の適用を取りやめる場合の期限)

措通・70の7-22 措置法第70条の7第3項第12号の規定に該当することによる納税の猶予に係る期限は、同条第1項の規定の適用を受けている経営承継受贈者から同項の規定の適用を受けることをやめる旨の届出書の提出があった日から2月を経過する日(当該届出書の提出があった日から当該2月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)となることから、当該納税猶予に係る贈与税の額及び当該贈与税の額に係る利子税の額の納付の有無に関わらず、当該2月を経過する日に確定することに留意する。

(合併がその効力を生じた日の意義)

措通・70の7-23 措置法第70条の7第3項第13号及び第5項の表の第3号下欄並びに同条第4項の表の第2号下欄の「合併がその効力を生じた日」とは、吸収合併の場合には吸収合併契約において定めたその効力を生ずる日をいい、新設合併の場合には新設合併設立会社の成立の日(設立登記の日)をいうことに留意する。

(株式交換等がその効力を生じた日の意義)

措通・70の7—24 措置法第70条の7第3項第14号及び第5項の表の第4号下欄並びに同条第4項の表の第2号下欄の「株式交換等がその効力を生じた日」とは、株式交換の場合には株式交換契約において定めたその効力を生ずる日をいい、株式移転の場合には株式移転設立完全親会社の成立の日（設立登記の日）をいうことに留意する。

(非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義)

措通・70の7—25 措置法第70条の7第3項第15号の「当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなった場合」とは、次に掲げる場合をいい、「その該当しないこととなった日」とは、当該場合の区分に応じ次に定める日をいうことに留意する。

(1) 措置法規則第23条の9第7項第1号に規定する金融商品取引所（金融商品取引所に類するものであって外国に所在するものを含む。）への上場又は当該上場の申請がなされた場合__当該上場の申請がなされた日（申請が不要の場合には、当該上場がなされた日）

(2) 措置法規則第23条の9第7項第3号に規定する店頭売買有価証券登録原簿（店頭売買有価証券登録原簿に類するものであって外国に備えられているものを含む。）への登録若しくは当該登録の申請がなされた場合__当該登録の申請がなされた日（申請が不要の場合には、当該登録がなされた日）

(注) 持分会社の出資の場合にも、上記に準ずることに留意する。

(風俗営業会社に該当することとなった日の意義等)

措通・70の7—26 措置法第70条の7第3項第16号に規定する「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下70の7—26において「風営法」という。）第2条第5項（用語の意義）に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいい、同号の「その該当することとなった日」とは、風営法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項又は第31条の17第1項（営業等の届出）の届出書を提出した日とする。

(会社分割をした場合等の意義)

措通・70の7—27 措置法第70条の7第5項の表の第5号上欄に掲げる場合には、株式等以外のみを配当財産とする剰余金の配当があった場合は含まれないことに留意する。

また、同号下欄の「会社分割がその効力を生じた日」とは、吸収分割の場合には吸収分割契約において定めたその効力を生ずる日をいい、新設分割の場合には新設分割設立会社の成立の日（設立登記の日）をいうことに留意する。

(組織変更をした場合等の意義)

措通・70の7—28 措置法第70条の7第5項の表の第6号上欄に掲げる「組織変更」とは、会社法第2条第26号に規定する組織変更をいうのであるから、持分会社の中で会社の種類を変更した場合（例えば、合名会社から合資会社への変更など）は含まれないことに留意する。

また、同号下欄の「組織変更がその効力を生じた日」とは、組織変更計画において定めたその効力を生ずる日をいうことに留意する。

(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)

措通・70の7—29 措置法第70条の7第4項又は第5項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における贈与税の額の計算は、これらの項の規定に該当する直前の猶予中贈与税額（同条第2項第7号口に規定する猶予中贈与税額をいう。以下70の7の4—7までにおいて同じ。）に、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める割合を乗ずることにより行うことに留意する。

なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。

(1) 同条第4項の表の第1号の規定に該当する場合

$$\frac{\text{同号の贈与をした対象受贈非上場株式等の数又は金額}}{\text{同号の贈与の直前における当該対象受贈非上場株式等の数又は金額}}$$

(注) 1 上記の「贈与」とは、措置法第70条の7第3項第3号に規定する贈与をいう。したがって、当該贈与は、経営承継受贈者が対象受贈非上場株式等につき行う同条第1項又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与だけでなく、当該贈与と併せて行う同号に規定する適用対象非上場株式等の贈与が含まれることに留意する。

2 猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、経営承継受贈者が措置法第70条の7第1項又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした対象受贈非上場株式等に対応する部分の金額については、措置法第70条の7第15項第3号の規定により免除される。この場合、当該経営承継受贈者は、同号の対象受贈非上場株式等の贈与を受けた者が当該対象受贈非上場株式等について同条第1項又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6月を経過する日までに措置法第70条の7第15項に規定する届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、上記2の免除される部分以外の金額については、当該贈与の日から2月を経過する日をもって納税の猶予に係る期限が確定することから、当該経営承継受贈者は、

贈与を受けた者の贈与税の申告書の提出を待たずに贈与税を納付しなければならないことに留意する。

(2) 同条第4項の表の第2号の規定に該当する場合

吸収合併存続会社等又は同項の他の会社が、消滅する認定贈与承継会社又は株式交換完全子会社等の全ての株主等に対し交付しなければならない金銭等(株式等以外の金銭その他の資産をいう。以下70の7-29において同じ。)の額

$$\frac{\text{合併前純資産額又は交換前純資産額}}{\text{合併前純資産額}}$$

(注) 1 上記の分子の金銭等に、合併又は株式交換等(株式交換又は株式移転をいう。以下70の7の2-31までにおいて同じ。)に際して交付すべき吸収合併存続会社等又は措置法第70条の7第4項の表の第2号の他の会社の株式に1株未満の端数が生じたため交付されたものがある場合の措置法規則第23条の9第18項第5号又は同条第19項第5号の要件の判定に当たっては、当該交付された金銭等は同条第18項第5号又は同条第19項第5号の交付しなければならない株式に含まれるものとして判定することに留意する。

2 「吸収合併存続会社等」とは、措置法第70条の7第4項の表の第2号に規定する吸収合併存続会社等をいう。以下70の7-29において同じ。

3 「株式交換完全子会社等」とは、措置法第70条の7第3項第6号に規定する株式交換完全子会社等をいう。以下70の7-30までにおいて同じ。

4 「合併前純資産額」とは、合併がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額(資産の額から負債の額を控除した残額をいう。「承継純資産額」という場合を除き、この70の7-29において同じ。)をいう。以下70の7-29において同じ。

5 「交換前純資産額」とは、株式交換等がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額をいう。以下70の7-29において同じ。

6 上記4及び5の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。

(3) 同条第5項の表の第2号の規定に該当する場合

譲渡等をした対象受贈非上場株式等の数又は金額

$$\frac{\text{譲渡等の直前における対象受贈非上場株式等の数又は金額}}{\text{譲渡等の直前における対象受贈非上場株式等の数又は金額}}$$

(注) 上記の「譲渡等」が措置法第70条の7第3項第3号に規定する贈与である場合には、(1)(注)2及び3によることに留意する。

(4) 同条第5項の表の第3号の規定に該当する場合

吸収合併存続会社等が、消滅する認定贈与承継会社の全ての株主等に対し交付しなければならない金銭等の額

$$\frac{\text{合併前純資産額}}{\text{合併前純資産額}}$$

(5) 同条第5項の表の第4号の規定に該当する場合

同号の中欄の他の会社が、株式交換完全子会社等の全ての株主等に対し交付しなければならない金銭等の額

$$\frac{\text{交換前純資産額}}{\text{交換前純資産額}}$$

(6) 同条第5項の表の第5号の規定に該当する場合

承継純資産額 ×
$$\frac{\text{認定贈与承継会社から、当該認定贈与承継会社の全ての株主等に対し配当された吸収分割承継会社等の数又は金額}}{\text{吸収分割承継会社等から、当該認定贈与承継会社が交付を受けた当該吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額}}$$

$$\frac{\text{分割前純資産額}}{\text{分割前純資産額}}$$

(注) 1 「承継純資産額」とは、吸収分割承継会社等が認定贈与承継会社から承継した資産の当該会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年12月31日における価額から当該吸収分割承継会社等が当該認定贈与承継会社から承継した負債の同日における価額を控除した残額をいう。

2 「吸収分割承継会社等」とは、措置法第70条の7第5項の表の第5号の上欄に規定する吸収分割承継会社等をいう。以下70の7-29において同じ。

3 「分割前純資産額」とは、会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額をいう。

4 上記1の「承継した資産の当該会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年12月31日における価額」及び「承継した負債の同日における価額」並びに上記3の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。

(7) 同条第5項の表の第6号の規定に該当する場合

認定贈与承継会社から当該認定贈与承継会社の全ての株主等に対し交付された金銭等の額

$$\frac{\text{組織変更前純資産額}}{\text{組織変更前純資産額}}$$

(注) 1 「組織変更前純資産額」とは、組織変更がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額をいう。

2 上記1の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。

(みなす充足に該当しないこととなる事由)

措通・70の7-30 措置法令第40条の8第33項第1号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、例えば、次のようなものをいうことに留意する。

- (1) 担保として提供された対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が合併により消滅した場合
- (2) 担保として提供された対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等になった場合
- (3) 担保として提供された対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が組織変更した場合
- (4) 担保として提供された対象受贈非上場株式等である株式の併合又は分割があった場合
- (5) 担保として提供された対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が会社法第185条((株式無償割当て))に規定する株式無償割当てをした場合
- (6) 担保として提供された対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の名称変更があったことその他の事由により担保として提供された当該対象受贈非上場株式等に係る株券の差替えの手続が必要となった場合
- (7) 担保財産の変更等が行われたため、対象受贈非上場株式等の全てが担保として提供されていないこととなった場合
- (8) 担保として提供された対象受贈非上場株式等について、措置法規則第23条の9第26項に掲げる要件に該当しないこととなった場合

(担保財産の変更等が行われた場合のみなす充足)

措通・70の7-31 措置法第70条の7第6項本文の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に対象受贈非上場株式等の全てを担保として提供したときに適用されるものであることから、同条第1項の規定の適用を受けるに当たり対象受贈非上場株式等以外の財産を担保として提供したこと等により同条第6項本文の規定が適用されなかった場合又は同条第6項本文の規定が適用されたものの担保の全部若しくは一部につき変更があったため同条第6項ただし書に該当した場合には、その後担保財産の変更を行った結果、対象受贈非上場株式等の全てを担保提供している状況が生じても、その時点から同条第6項本文の規定が適用されるものではないことに留意する。

ただし、同条第6項本文の規定が適用されたものの担保の全部又は一部につき変更があったため同条第6項ただし書に該当した場合であっても、担保として提供している対象受贈非上場株式等について措置法令第40条の8第34項に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実と認められるため、同項の規定に基づき、当該対象受贈非上場株式等に対応するものとして新たに取得した対象受贈非上場株式等の全部が担保として提供されたときには、同項第1号の規定により当該担保の解除はなかったものとみなすことから、措置法第70条の7第6項本文の規定が継続して適用されることに留意する。

(譲渡制限株式の担保の取扱い)

措通・70の7-32 対象受贈非上場株式等の全てが担保として提供される場合には、当該対象受贈非上場株式等が会社法第107条第1項第1号((株式の内容についての特別の定め))又は同法第108条第1項第4号((異なる種類の株式))の規定により譲渡に制限が付されているものであっても、措置法第70条の7第6項の規定により、納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなすことに留意する。

(特定事由)

措通・70の7-33 措置法令第40条の8第34項に規定する「特定事由」とは、70の7-30((みなす充足に該当しないこととなる事由)) (1)から(6)に掲げるようなものをいうことに留意する。

(既に非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受けている他の者がいる場合等)

措通・70の7-34 認定贈与承継会社の非上場株式等について、措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとする者以外の者が当該認定贈与承継会社の非上場株式等について次に掲げるいずれかの規定の適用を現に受けているときは、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。

- (1) 措置法第70条の7第1項
- (2) 措置法第70条の7の2第1項
- (3) 措置法第70条の7の4第1項

(注) 1 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けようとする者が、当該認定贈与承継会社の非上場株式等について上記(1)から(3)までのいずれかの規定の適用を受けている場合、同条第15項第3号又は同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与により当該認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をした者である場合には、同法第70条の7第1項の規定の適用を受けることができることに留意する。

2 上記の措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、認定贈与承継会社ごとに行うことに留意する。

(継続届出書の提出期間)

措通・70の7—35 措置法第70条の7第9項に規定する届出書は、対象贈与に係る同条第2項第7号イに規定する第1種贈与基準日の翌日から5月を経過するごとの日及び同号ロに規定する第2種贈与基準日の翌日から3月を経過するごとの日まで提出しなければならないのであるが、その提出期間は、それぞれ、当該第1種贈与基準日の翌日から当該5月を経過するごとの日までの期間及び当該第2種贈与基準日の翌日から当該3月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。

(注)1 上記の「第1種贈与基準日」とは、対象贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（経営承継受贈者が対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7の2第1項の適用を受けている場合において、その適用に係る相続税の申告書の提出期限が当該贈与税の申告書の提出期限前であるときは、当該相続税の申告書の提出期限）の翌日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。

2 上記の「第2種贈与基準日」とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいうことに留意する。

(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)

措通・70の7—36 措置法第70条の7第12項の規定により、増担保命令等に応じないため（措置法令第40条の8第34項第2号の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。）納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中贈与税額的全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。

(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)

措通・70の7—37 措置法第70条の7第13項第2号の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に対象受贈非上場株式等の全てを担保として提供するとき又は措置法令第40条の8第34項の規定により対象受贈非上場株式等を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。

(贈与者が死亡した場合の免除税額等)

措通・70の7—37の2 措置法第70条の7第15項第2号の規定により免除となる贈与税は、同号の贈与者の死亡の直前における猶予中贈与税額に次の割合を乗じて計算した金額となることに留意する。

当該贈与者が贈与をした対象受贈非上場株式等の数又は金額

当該贈与者の死亡の直前における当該対象受贈非上場株式等の数又は金額

なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(注)1 上記の「当該贈与者が贈与をした対象受贈非上場株式等の数又は金額」からは、当該贈与者が措置法第70条の7第15項第3号（措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与をした当該対象受贈非上場株式等の数又は金額が除かれることに留意する。

2 上記の「当該贈与者が贈与をした対象受贈非上場株式等の数又は金額」からは、同条第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者が、当該贈与により取得した対象受贈非上場株式等の譲渡等をしている場合には、その譲渡等をした当該対象受贈非上場株式等の数又は金額が除かれることに留意する。

なお、この場合において、「当該贈与者が贈与をした対象受贈非上場株式等の数又は金額」の算定に当たっては、措置法令第40条の8第62項又は第63項の規定の適用に留意する。

(措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等)

措通・70の7—37の3 措置法第70条の7第15項第3号の規定により免除となる贈与税は、同号に規定する贈与の直前における猶予中贈与税額に次の割合を乗じて計算した金額となることに留意する。

同号の贈与をした対象受贈非上場株式等の数又は金額

同号の贈与の直前における当該対象受贈非上場株式等の数又は金額

なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

この場合において、当該猶予中贈与税額（下記(注)2により期限が到来した部分を除く。）のうち、上記により免除された金額以外の金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。

(注)1 措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用を受ける経営承継受贈者から対象受贈非上場株式等を贈与により取得をした受贈者が、当該対象受贈非上場株式等及び当該対象受贈非上場株式等以外の当該対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等を贈与により取得をした場合には、当該対象受贈非上場株式等から先に同条第1項又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けるものとすることに留意する。

2 経営承継受贈者からの贈与により取得をした当該対象受贈非上場株式等について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の7第1項又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中贈与税額については免除されず同条第4項又は第5項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。

(相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用)

措通・70の7—37の4 次に掲げる対象受贈非上場株式等については、相続税法第21条の14から第21条の16までの規定は、適用されないことに留意する。

- (1) 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者がある有する対象受贈非上場株式等(相続税法第21条の9第3項(措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。次の(2)において同じ。)の規定の適用を受けるものに限る。)の全部又は一部について措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした場合において、当該経営承継受贈者に係る贈与者の相続が開始したときにおける当該贈与をした当該対象受贈非上場株式等
- (2) 同条第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が同条第15項第3号(措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。)の規定の適用に係る贈与(相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受ける対象受贈非上場株式等に係る贈与に限る。以下この(2)において「第二贈与」という。)であり、かつ、当該対象受贈非上場株式等が第二贈与者(第二贈与をした者をいう。以下この(2)において同じ。)が第一贈与者(第二贈与前に第二贈与者に当該対象受贈非上場株式等の贈与をした者をいう。)からの贈与により取得をしたものである場合の当該第二贈与者が死亡したときにおける当該経営承継受贈者が当該第二贈与により取得をした当該対象受贈非上場株式等

(破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等)

措通・70の7—38 経営承継受贈者が措置法第70条の7第16項の規定に基づき贈与税の免除を受けようとする場合には、同項に規定する申請期限(以下70の7—38において「免除申請期限」という。)までに同項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同項の規定の適用はないことに留意する。

当該申請書を免除申請期限までに提出しない場合には、同項各号に掲げる場合の区分に応じ同条第5項の表の各号の下欄に掲げる金額に相当する贈与税については当該各号の下欄に掲げる日から2月を経過する日(当該各号の下欄に掲げる日から当該2月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。

(注) 免除申請期限までに措置法第70条の7第16項に規定する申請書の提出がなかった場合のようじよ規定は設けられていない。

(措置法第70条の7第16項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等)

措通・70の7—39 措置法第70条の7第16項第1号の規定の適用を受けようとする場合には、同条第1項の規定の適用を受けている対象受贈非上場株式等のみならず、経営承継受贈者が有する当該対象受贈非上場株式等に係る会社の株式等の全てを譲渡等する必要があることに留意する。

(対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義)

措通・70の7—40 措置法第70条の7第16項第1号イ、第3号イ及び第4号イの「対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額」は、措置法規則第23条の9第33項に規定する金額をいうのであるが、同項の「1単位当たりの価額」は、同項の規定に基づき評価基本通達の定めにより算定することに留意する。

この場合において、同項の規定により評価基本通達185((純資産価額)のただし書及び評価基本通達188—2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))に定める評価方法(これらの定めと同様に評価することとされている評価基本通達に定める評価方法を含む。)が適用されることはないことに留意する。

(免除申請があった場合の延滞税の計算)

措通・70の7—41 措置法令第40条の8第43項の規定は、措置法第70条の7第16項の規定による免除申請書が提出された場合で、納期限又は当該免除申請書の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から同条第17項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から同条第16項に規定する免除申請贈与税額(以下70の7—43までにおいて「免除申請贈与税額」という。)を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第17項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき延滞税の額を計算することに留意する。

(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8第43項の規定により計算した延滞税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。

(免除申請があった場合の利子税の計算)

措通・70の7—42 措置法令第40条の8第44項の規定は、措置法第70条の7第16項の規定による免除申請書が提出された場合で、当該免除申請書の提出があった日から同条第17項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第17項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき利子税

の額を計算することに留意する。

(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8第44項の規定により計算した利子税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。

(免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額)

措通・70の7-43 措置法令第40条の8第45項に規定する「同項各号の猶予中贈与税額から同項に規定する免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税」とは、措置法第70条の7第16項各号の猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税の額と、措置法令第40条の8第44項の規定により計算した当該贈与税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。

(2以上の認定贈与承継会社がある場合等の担保の取扱い)

措通・70の7-44 対象受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合、措置法第70条の7第1項に係る担保の提供手続き、同条第6項に係るみなす充足の取扱い、同条第12項に係る納税猶予の期限の繰り上げの取扱いに当たっては、贈与者又は認定贈与承継会社の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額にそれぞれの規定を適用することに留意する。

(猶予中贈与税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等)

措通・70の7-45 経営承継受贈者が措置法第70条の7第21項の規定の適用を受けようとする場合には、同条第23項に規定する申請期限(以下70の7-45において「申請期限」という。)までに同項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同条第21項の規定の適用はないことに留意する。

(注) 申請期限までに措置法第70条の7第23項に規定する申請書の提出がなかった場合のうじょ規定は設けられていない。

(債務処理計画が成立した日の意義)

措通・70の7-46 措置法第70条の7第21項に規定する「債務処理計画が成立した日」とは、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が、措置法第70条の7第16項第1号に規定する債務処理計画の策定の支援を含む認定贈与承継会社の事業の再生を支援する場合において、対象となる債権者全員が再生計画に同意する旨の書面を提出した日をいうことに留意する。

(認可決定日後に確定事由が生じた場合)

措通・70の7-47 措置法第70条の7第21項に規定する認可決定日以後同条第24項の規定による通知が発せられた日(以下70の7-47において「通知日」という。)前に、同条第5項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合及び同条第11項の規定の適用があった場合並びに当該通知日前に同条第12項又は第14項の規定による納税の猶予に係る期限の繰り上げがあった場合には、同条第21項の規定の適用がないことに留意する。

(対象受贈非上場株式等の認可決定日における価額の意義)

措通・70の7-48 措置法第70条の7第22項の「対象受贈非上場株式等の許可決定日における価額として財務省令で定める金額」の意義については、70の7-40(「対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義」)を準用する。

(納税猶予期限の繰り上げに該当することとなった日)

措通・70の7-49 措置法第70条の7第27項の表の第5号の上欄に掲げる場合に該当する場合における同条第28項に規定する「経営贈与承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなった場合」とは、税務署長が納税猶予期限の繰り上げ通知書を送った日が当該経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合をいうことに留意する。

(措置法第70条の7第29項各号の価額の意義)

措通・70の7-50 措置法第70条の7第29項第1号の「認定贈与承継会社の資産の価額」及び同項第2号の「現物出資等資産の価額」は、対象贈与があった時における評価基本通達の定めにより算定した価額をいうことに留意する。

(注) 対象贈与があった時に措置法第70条の7第29項に規定する現物出資等資産(以下70の7-50において「現物出資等資産」という。)を認定贈与承継会社が有していない場合でも、当該現物出資等資産を有しているものとして上記により措置法第70条の7第29項第2号の価額を算定することに留意する。

(「贈与特定期間」の意義)

措通・70の7-51 措置法第70条の7第30項の規定の適用に当たり、同項に規定する「贈与特定期間」(以下70の7-61までにおいて「贈与特定期間」という。)とは、次の(1)及び(2)の区分に応じて、それぞれに掲げる期間をいうことに留意する。

(1) 災害が同項第1号に規定する経営贈与承継期間(以下70の7-61までにおいて「経営贈与承継期間」という。)の末日までに発生した場合

経営贈与承継期間の末日の翌日から、当該災害が発生した日の直前の経営贈与報告基準日（同号に規定する経営贈与報告基準日をいう。以下70の7-51において同じ。）の翌日以後10年を経過する日までの期間（最初の経営贈与報告基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合には、当該経営贈与報告基準日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間）

(2) 災害が経営贈与承継期間の末日の翌日以後に発生した場合

当該災害が発生した日の直前の特定基準日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合には、経営贈与承継期間の末日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間）であって、当該災害が発生した日以後の期間

(注) 1 上記の「災害」とは、措置法第70条の7第30項第1号に規定する災害をいうことに留意する（以下70の7の4-10の2までにおいて同じ。）。

2 上記の「特定基準日」とは、経営贈与承継期間の末日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。

(災害によって甚大な被害を受けた場合)

措通・70の7-52 措置法第70条の7第30項第1号に規定する「災害によって甚大な被害を受けた場合」とは、次の算式を満たす場合をいうことに留意する。

(算式)

$$\frac{\text{認定贈与承継会社の災害により滅失をした資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額}}{\text{災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における認定贈与承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額}} \geq \frac{30}{100}$$

(注) 上記算式における「滅失」には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊が含まれることに留意する（以下70の7の4-10の2までにおいて同じ。）。

(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊)

措通・70の7-53 措置法令第40条の8第50項に規定する「通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊」とは、同項に規定する災害によって被害を受けた同項に規定する資産につき、今後取壊し若しくは除去せざるを得ないと認められる場合又は相当の修繕を行わなければ使用することができないと認められる場合の当該資産に係る損壊をいうことに留意する。

(事業所が災害によって被害を受けたことにより認定贈与承継会社における雇用の確保が困難となった場合)

措通・70の7-54 措置法第70条の7第30項第2号に規定する「事業所が災害によって被害を受けたことにより当該認定贈与承継会社における雇用の確保が困難となった場合」とは、次の算式を満たす場合をいうことに留意する。

(算式)

$$\frac{\text{認定贈与承継会社の被災常時使用従業員の数}}{\text{認定贈与承継会社の災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数}} \geq \frac{20}{100}$$

(注) 上記算式における「被災常時使用従業員」とは、当該認定贈与承継会社の事業所（常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもので、当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。）のうち当該災害が発生した日から同日以後6月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が当該認定贈与承継会社の本来の業務に従事することができないと認められるものにおいて、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員をいうことに留意する。

(被災事業所の常時使用従業員の雇用の確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと)

措通・70の7-55 措置法第70条の7第30項第2号イに規定する「当該被災事業所の常時使用従業員の雇用の確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと」とは、従業員数確認期間内にある各基準日における被災事業所（同号イに規定する「被災事業所」をいう。以下70の7-55において同じ。）の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所に係る特例対象贈与（最初の同条第1項の規定の適用に係る贈与をいう。以下70の7-59までにおいて同じ。）の時（対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について、当該特例対象贈与の時前に措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時、以下70の7-59までにおいて同じ。）における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数を下回る数となったことをいうことに留意する。

なお、当該認定贈与承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、従業員数確認期間内にある各基準日における当該事業所の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、当該事業所に係る特例対象贈与の時における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数以上である場合に限られることに留意する。

(注) 1 上記の「従業員数確認期間」は、災害が発生した日以後の期間に限られることに留意する。

2 特例対象贈与の時後に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「特例対象贈与の時における常時使用従業員の数」は、同条第39項に定める数となることに留意する。

- 3 上記の「常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数」は、その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数となり、当該特例対象贈与の時における常時使用従業員の数が1人のときは1人となることに留意する。

(措置法第70条の7第30項第3号に規定する「認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」)

措通・70の7—56 措置法第70条の7第30項第3号に規定する「当該認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」とは、次の算式を満たす場合をいうことに留意する。

なお、次の算式を満たす場合であっても当該認定贈与承継会社が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第1号又は第2号（定義）に該当することにつき措置法規則第23条の9第40項に定めるところにより証明がされた場合に限られることに留意する。

(算式)

$$\frac{\text{特定日から特定日以後6月を経過する日までの間における売上金額}}{\text{特定日の1年前の日から同日以後6月を経過する日までの間における売上金額}} \leq \frac{70}{100}$$

(注) 1 上記算式における「特定日」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日をいうことに留意する。

- 2 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日については、70の7—60参照。

(措置法第70条の7第30項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)

措通・70の7—57 措置法第70条の7第30項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」とは、売上割合の平均値の次表の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、雇用割合の平均値がそれぞれ(1)から(3)までに掲げる割合以上であるときをいうことに留意する。

	売上割合の平均値	雇用割合の平均値
(1)	100分の100以上の場合	100分の80
(2)	100分の70以上100分の100未満の場合	100分の40
(3)	100分の70未満の場合	零(0)

(注) 1 上記表の「売上割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。

なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合には、措置法令第40条の8第54項に規定する割合をいうことに留意する。

(算式)

各売上判定事業年度における売上割合の合計

$$\frac{\text{経営贈与承継期間（中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の事由が生じた日以後の期間に限る。）内に終了する当該売上判定事業年度の数}}{\text{売上判定事業年度における売上金額の合計}}$$

イ 上記算式における「売上判定事業年度」とは、基準日（売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営贈与報告基準日をいう。以下70の7—57において同じ。）の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する事業年度（当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間内に終了する事業年度とし、中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除く。）をいうことに留意する。

ロ 上記算式における「売上割合」とは、次の算式で計算した割合をいう。

(算式)

当該売上判定事業年度における売上金額

$$\frac{\text{当該売上判定事業年度における売上金額}}{\text{贈与特定事業年度における売上金額}}$$

(注) 上記算式における「贈与特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。

(算式)

贈与特定事業年度における売上金額×当該売上判定事業年度の月数

$$\frac{\text{贈与特定事業年度における売上金額} \times \text{当該売上判定事業年度の月数}}{\text{贈与特定事業年度の月数}}$$

(注) 1 上記算式における「贈与特定事業年度」とは、認定贈与承継会社の中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいうことに留意する。

2 特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第42項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定贈与承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。

- 2 「雇用割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。

なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定贈与承継会社の特例対象贈与の時における常時使用従業員の数に対する経営贈与承継期間の末日における常時使用従業員の数の割合をいうことに留意する。

(算式)

$$\frac{\text{各雇用判定基準日における雇用割合の合計}}{\text{当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日の数}}$$

(注) 1 上記算式における「雇用判定基準日」とは、売上判定事業年度に係る基準日が経営贈与承継期間（中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の事由が発生した日以後の期間に限る。）内にある場合における当該基準日をいうことに留意する。

2 上記算式における「雇用割合」とは、次の算式で計算した割合をいうことに留意する。

(算式)

(算式)

$$\frac{\text{雇用判定基準日における常時使用従業員の数}}{\text{認定贈与承継会社の特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数}}$$

(注) 上記算式における「特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」については、特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。

(措置法第70条の7第30項第4号に規定する「認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」)

措通・70の7-58 措置法第70条の7第30項第4号に規定する「当該認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」とは、次の算式を満たす場合をいうことに留意する。

なお、次の算式を満たす場合であっても当該認定贈与承継会社が中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号に該当することにつき措置法規則第23条の9第41項に定めるところにより証明がされた場合に限られることに留意する。

(算式)

$$\frac{\text{特定日から特定日以後6月を経過する日までの間における売上金額}}{\text{特定日の1年前の日から同日以後6月を経過する日までの間における売上金額}} \leq \frac{70}{100}$$

(注) 1 上記算式における「特定日」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいうことに留意する。

2 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日については、70の7-60参照。

(措置法第70条の7第30項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)

措通・70の7-59 措置法第70条の7第30項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」とは、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、(1)及び(2)に掲げるときをいうことに留意する。

(1) 経営贈与承継期間内に措置法第70条の7第3項第2号に掲げる場合に該当することとなった場合

売上割合の平均値の次表の①から③までに掲げる区分に応じ、雇用割合の平均値がそれぞれ①から③までに掲げる割合以上であるとき。

	売上割合の平均値	雇用割合の平均値
①	100分の100以上の場合	100分の80
②	100分の70以上100分の100未満の場合	100分の40
③	100分の70未満の場合	零(0)

(注) 1 上記表の「売上割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。

なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合には、措置法令第40条の8第56項に規定する割合をいうことに留意する。

(算式)

$$\frac{\text{各売上判定事業年度における売上割合の合計}}{\text{経営贈与承継期間（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が生じた日以後の期間に限る。）内に終了する当該売上判定事業年度の数}}$$

イ 上記算式における「売上判定事業年度」とは、基準日（売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営贈与報告基準日をいう。以下70の7-59において同じ。）の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する事業年度（当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間内に終了する事業年度とし、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除く。）をいうことに留意する。

ロ 上記算式における「売上割合」とは、次の算式で計算した割合をいう。

(算式)

$$\frac{\text{当該売上判定事業年度における売上金額}}{\text{贈与特定事業年度における売上金額}}$$

(注) 上記算式における「贈与特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。

(算式)

$$\frac{\text{贈与特定事業年度における売上金額} \times \text{当該売上判定事業年度の月数}}{\text{贈与特定事業年度の月数}}$$

(注) 1 上記算式における「贈与特定事業年度」とは、認定贈与承継会社の中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいうことに留意する。

2 特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第42項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定贈与承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。

2 「雇用割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。

なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定贈与承継会社の特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数に対する経営贈与承継期間の末日における常時使用従業員の数の割合をいうことに留意する。

(算式)

$$\frac{\text{各雇用判定基準日における雇用割合の合計}}{\text{当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日の数}}$$

(注) 1 上記算式における「雇用判定基準日」とは、売上判定事業年度に係る基準日が経営贈与承継期間（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日以後の期間に限る。）内にある場合における当該基準日をいうことに留意する。

2 上記算式における「雇用割合」とは、次の算式で計算した割合をいうことに留意する。

(算式)

雇用判定基準日における常時使用従業員の数

認定贈与承継会社の特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数

(注) 上記算式における「特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」については、特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。

(2) 経営贈与承継期間内に措置法第70条の7第3項第9号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同条第5項の表の第1号の上欄（同条第3項第9号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなった場合

売上判定事業年度（同条第30項第4号ロに掲げる場合には、同号ロに定める期間内に終了する事業年度）における売上割合の次表の①から③までに掲げる区分に応じ、当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日（当該売上判定事業年度に係る基準日が贈与特定期間内にある場合には、特定基準日）における雇用割合がそれぞれ①から③までに掲げる割合以上であるとき。

	売上割合	雇用割合
①	100分の100以上の場合	100分の80
②	100分の70以上100分の100未満の場合	100分の40
③	100分の70未満の場合	零(0)

(注) 1 上記の「雇用判定基準日」とは、当該売上判定事業年度に係る基準日が経営贈与承継期間（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日以後の期間に限る。）内にある場合における当該基準日をいうことに留意する。

2 上記の「特定基準日」とは、経営贈与承継期間の末日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。

3 上記表の「売上割合」とは、次の算式により計算した割合をいう。

(算式)

当該売上判定事業年度における売上金額

贈与特定事業年度における売上金額

(注) 上記算式における「贈与特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。

(算式)

$$\frac{\text{贈与特定事業年度における売上金額} \times \text{当該売上判定事業年度の月数}}{\text{贈与特定事業年度の月数}}$$

(注) 1 上記算式における「贈与特定事業年度」とは、認定贈与承継会社の中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいうことに留意する。

2 特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第42項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定贈与承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。

4 上記表の「雇用割合」とは、次の算式で計算した割合をいう。

(算式)

$$\frac{\text{雇用判定基準日における常時使用従業員の数}}{\text{認定贈与承継会社の特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数}}$$

(注) 上記算式における「特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」については、特例対象贈与の後に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。

(中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号の事由の発生した日)

措通・7—60 措置法第70条の7第31項に規定する「当該災害等が発生した日」のうち中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由の発生した日とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる日となることに留意する。

(1) 同項第1号の事由

同号の規定に基づき経済産業大臣が指定した事業者に係る市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間の初日

(2) 同項第2号の事由

同号の規定に基づき経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の初日

(3) 同項第3号又は第4号の事由

同項第3号又は第4号の規定に基づき経済産業大臣が指定した災害その他の突発的に生じた事由に係る指定の期間の初日

(注) 措置法令第40条の8第54項第1号に規定する「中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日」及び同条第56項第1号に規定する「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」についても同様であることに留意する。

(措置法令第40条の8第60項に規定する届出書の提出期間等)

措通・70の7—61 措置法令第40条の8第60項に規定する届出書は、基準日が経営贈与承継期間内にある場合には当該基準日の翌日から5月を経過するごとの日、基準日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後にある場合には当該基準日の翌日から3月を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、それぞれ、当該基準日の翌日から5月を経過する日ごとの日までの期間及び当該基準日の翌日から3月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。

なお、当該届出書は、贈与特定期間終了後に初めて到来する同項に規定する届出期限が当該届出書の最終の提出期限となり、その後は当該届出書の提出は要しないことに留意する。

(措置法第70条の7第16項に関する通達の準用)

措通・70の7—62 70の7—38から70の7—43までについては、措置法第70条の7第32項の規定により、同条第16項第1号又は第2号に掲げる場合に該当するものとみなし、この条の規定を適用する場合について準用する。

(相続税の納税猶予及び免除の対象となる非上場株式等の意義)

措通・70の7の2—1 措置法第70条の7の2第1項の適用対象となる非上場株式等の意義については、70の7—1(贈与税の納税猶予及び免除の対象となる非上場株式等の意義)を準用する。

(対象非上場株式等の意義)

措通・70の7の2—2 対象非上場株式等とは、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる株式の数又は出資の金額に達するまでの部分をいうことに留意する。

(1) $A + B \geq C \times \frac{2}{3}$ の場合

$$C \times \frac{2}{3} - B$$

(2) $A + B < C \times \frac{2}{3}$ の場合

A

(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。

Aは、経営承継相続人等が当該相続又は遺贈により取得をした認定承継会社の非上場株式等(議決権に制限のない株式等に限る。以下70の7の2—2において同じ。)の数又は金額

Bは、経営承継相続人等が当該相続の開始の直前において有していた認定承継会社の非上場株式等の数又は金額

Cは、当該相続の開始の時ににおける認定承継会社の発行済株式又は出資(議決権に制限のない株式等に限る。)の総数又は総額

2 複数の認定承継会社に係る非上場株式等を相続又は遺贈により取得をした場合の対象非上場株式等に該当するかどうかの判定は、それぞれの認定承継会社ごとに行うことに留意する。

- 3 上記(1)又は(2)により計算された株式の数又は出資の金額のうち、措置法第70条の7の2第1項に規定する相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある部分が対象非上場株式等に該当することに留意する。
- 4 上記の(1)により計算された $C \times (2/3)$ の数又は金額に1株又は1円未満の端数がある場合には、措置法令第40条の8の2第4項の規定により、その端数は切り上げることに留意する。
- 5 非上場株式等の取得は、措置法第70条の7の2第2項第6号に規定する経営承継期間の末日までに相続税の申告書の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得に限られることに留意する。

(相続税の納税猶予及び免除の対象とならない非上場株式等)

措通・70の7の2—3 措置法第70条の7の2第1項の適用対象となる非上場株式等には、次に掲げる株式等は含まれないことに留意する。

- (1) 相続税法第19条の規定の適用を受ける株式等（措置法令第40条の8の2第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。）
- (2) 相続時精算課税の適用を受ける株式等（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項の規定の適用を受けるもの及び措置法令第40条の8の2第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。）
- (3) 措置法令第40条の8第64項の規定の適用を受ける株式等
- (4) 次に掲げる株式等

イ 措置法第70条の7の3第1項（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）の規定により贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等

ロ 同項の規定により贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等につき措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合における当該贈与者から相続又は遺贈により取得した当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社と同一の会社の株式等

- (5) 措置法第70条の7の7第1項（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）の規定により同項に規定する特例贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項に規定する特例対象受贈非上場株式等

(注) 1 上記(4)イの対象受贈非上場株式等については、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用の対象となることに留意する。

2 上記(5)の特例対象受贈非上場株式等については、措置法第70条の7の8第1項（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例）の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用の対象となることに留意する。

(代償分割により取得をした非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の不適用)

措通・70の7の2—4 遺産の分割に当たり、遺産の代償として取得した他の共同相続人の所有に属する非上場株式等は、被相続人が相続の開始の直前に有していたものではないので、措置法第70条の7の2第1項の規定による納税猶予の対象となる非上場株式等に該当しないことに留意する。

(対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)

措通・70の7の2—5 対象贈与により取得をした認定承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の7—3（対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合）の(1)イ(イ)又はロに該当し措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けることができない場合であっても、当該対象贈与により取得をした認定承継会社の非上場株式等は措置法令第40条の8の2第2項の規定により当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、同項の規定により読み替えられた措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。

(注) 措置法令第40条の8第64項の規定の適用を受ける非上場株式等については、措置法令第40条の8の2第2項の規定の適用がないことに留意する。

(第2次経営承継相続人がある場合の第1次経営承継相続人に係る相続税の納税猶予及び免除の適用要件)

措通・70の7の2—6 措置法令第40条の8の2第3項に規定する第2次経営承継相続人等（以下70の7の2—6において「第2次経営承継相続人等」という。）がある場合の同項に規定する第1次経営承継相続人等（以下70の7の2—6において「第1次経営承継相続人等」という。）に係る措置法第70条の7の2第1項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。

- (1) 当該第1次経営承継相続人等が被相続人の相続の開始の日の翌日から5月を経過する日前に死亡した場合には、当該第1次経営承継相続人等は、措置法第70条の7の2第2項第3号イの要件を満たしているものとみなされること。
- (2) 措置法第70条の7の2第1項の適用対象となる非上場株式等は、第2次経営承継相続人等が第1次経営承継相続人等からの相続又は遺贈に係る相続税の期限内申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をしたものに限られること。
- (3) 担保は、第2次経営承継相続人等が第1次経営承継相続人等からの相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限までに、第2次経営承継相続人等に係る納税猶予分の相続税の額に相当するもの提供をすべし。

(申告期限前に全部確定事由が生じた場合)

措通・70の7の2—7 相続の開始の日の翌日から相続税の申告書の提出期限までの間に、措置法第70条の7の2第3項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、当該相続に係る認定承継会社の非上場株式等について同条第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。

(相次相続控除の算式)

措通・70の7の2—8 第2次相続に係る被相続人が措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けていた場合又は第2次相続により財産を取得した者のうちに同項の規定の適用を受ける者がある場合における相次相続控除額は、相続税法基本通達20—3((相次相続控除の算式))に準じて算出することに留意する。

この場合において、相続税法基本通達20—3中のAは、当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、同条第16項、第17項又は第22項の規定により免除された相続税額以外の税額に限ることに留意する。

(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)

措通・70の7の2—9 措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告について対象非上場株式等の評価又は税額計算の誤りがあり、その誤りのみに基づいて修正申告又は更正があった場合における当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額(附帯税を除く。)については、70の7—6((修正申告等に係る贈与税額の納税猶予))を準用する。

(担保の提供等)

措通・70の7の2—10 措置法第70条の7の2第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条から第54条までの規定の適用があることに留意する。

(相続税の額に相当する担保)

措通・70の7の2—11 措置法第70条の7の2第1項に規定する「当該納税猶予分の相続税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る相続税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうことに留意する。

なお、この場合の当該本税に係る猶予期間中の利子税の額は、同項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限における経営承継相続人等の平均余命年数を納税猶予期間として計算した額によるものとして取り扱うことに留意する。

(持分会社の持分等が担保提供された場合)

措通・70の7の2—12 措置法第70条の7の2第6項本文により認定承継会社(持分会社又は株券不発行会社に限る。)の持分又は株式を担保として提供を受け質権を設定した場合には、納税猶予期間中においては、当該持分又は株式から生じる配当その他の利益処分については、税務署長はその支払又は引渡し等を受けないことに留意する。

(常時使用従業員の意義)

措通・70の7の2—13 措置法第70条の7の2第2項第1号イに規定する常時使用従業員の意義については、70の7—10((常時使用従業員の意義))を準用する。

(納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)

措通・70の7の2—14 措置法第70条の7の2第2項第1号ロの要件を判定する場合において、同項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定は、相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれかの日において次の(1)に掲げる算式を満たすかどうかにより行い、同項第9号に規定する資産運用型会社に該当するかどうかの判定は、相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間に終了するいずれかの事業年度において次の(2)に掲げる算式を満たすかどうかにより行うのであるが、これらの会社のうち措置法令第40条の8の2第7項第1号及び第2号の要件の全てに該当するものに係る非上場株式等が、措置法第70条の7の2第1項の適用対象とならないことに留意する。

(1)

$$\frac{B+C}{A+C} \geq \frac{70}{100}$$

A=当該いずれかの日における当該会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B=当該いずれかの日における当該会社の特定資産(現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の10第12項において準用する措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70の7の2—14において同じ。)の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C=当該いずれかの日以前5年以内において経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と特別の関係がある者(措置法令第40条の8の2第11項に規定する者をいう。)がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額

a 当該会社から受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当(最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時(対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について、当該相続の開始の時前に対象贈与により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の対象贈与の時。以下70の7の2—14において同じ。)前に受けたものを除く。)の額

- b 当該会社から支給された給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に支給されたものを除く。）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額

（注）措置法第70条の7の2第2項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、措置法令第40条の8の2第26項第2号に規定する法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額がある場合で、当該損金の額に算入されないこととなる金額が、最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時前又は当該相続の開始の時以後のいずれに属するものか区分することができないときは、当該区分することができない金額を当該相続の開始の日の属する事業年度の開始の日から当該相続の開始の前日までの日数と当該相続の開始の日から当該事業年度の末日までの日数がそれぞれ当該事業年度の日数に占める割合によりあん分する。この場合において、あん分後の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて差し支えない。

(2)

$$\frac{B}{A} \geq \frac{75}{100}$$

A=当該いずれかの事業年度における総収入金額

B=当該いずれかの事業年度における特定資産の運用収入の合計額

（認定承継会社から支給された給与等の意義）

措通・70の7の2—14の2 措置法令第40条の8の2第26項第2号に規定する「給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益）」の意義については、70の7—11の2（認定贈与承継会社から支給された給与等の意義）を準用する。

この場合において、70の7—11の2中「措置法令第40条の8第21項第2号」とあるのは「措置法令第40条の8の2第26項第2号」と、「対象受贈非上場株式会社等」とあるのは「対象非上場株式会社」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「認定承継会社」と、「経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8第11項に規定する者をいう。）（以下70の7—11の2において「当該経営承継受贈者等」という。）」とあるのは「経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と特別の関係がある者（措置法令第40条の8の2第11項に規定する者をいう。）（以下70の7の2—14の2において「当該経営承継相続人等その他特別の関係がある者」という。）」となることに留意する。

（特定特別関係会社の意義等）

措通・70の7の2—14の3 会社が認定承継会社に該当するかを判定する場合の措置法第70条の7の2第2項第1号ハに規定する特定特別関係会社の意義等については、70の7—11の3（特定特別関係会社の意義等）を準用する。

この場合において、70の7—11の3中「70の7—11の3」とあるのは「70の7の2—14の3」と、「第70条の7第2項第1号ハ」とあるのは「第70条の7の2第2項第1号ハ」と、「同号ニ」とあるのは「第70条の7第2項第1号ニ」と、「第40条の8第1項第1号イ」とあるのは「第40条の8の2第1項第1号イ」となることに留意する。

（経営承継相続人等を判定する場合等の議決権の数の意義）

措通・70の7の2—15 措置法第70条の7の2第2項第3号ロ及びハの要件を判定する場合の同号ロの「議決権の数」及び「総株主等議決権数」並びに同号ハの「議決権の数」の意義については、70の7—12（経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義）を準用する。

この場合において、同条第2項第3号ロ及びハの要件の判定は、相続の開始直後の株主等の構成により行うことに留意する。

（経営承継期間の意義） 新設

措通・70の7の2—15の2 措置法第70条の7の2第2項第6号に規定する経営承継期間とは、同条第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から、次の(1)又は(2)のいずれか早い日までの期間をいうことに留意する。

(1) 次のいずれか早い日

イ 経営承継相続人等の最初の同項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

ロ 経営承継相続人等の最初の対象贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

(2) 経営承継相続人等の死亡の前日

（認定承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額）

措通・70の7の2—16 対象非上場株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、対象非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社（措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7の2—39までにおいて同じ。）であって当該認定承継会社との

間に支配関係がある法人（以下70の7の2—16の2までにおいて「特別支配関係法人」という。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）、措置法令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（当該認定承継会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に掲げる医療法人（以下70の7の2—16の2までにおいて「外国会社等」という。）の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含む。）を有するときにおける納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該対象非上場株式等の価額は、当該認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人の株式等の価額の計算において適用する評価基本通達の定めを基礎とし、次に掲げる場合の区分により計算した価額となることに留意する。

この場合において、「当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した」価額とは、当該対象非上場株式等の価額を評価基本通達の定めにより計算した価額を基礎とし、当該認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人が有していなかったものとされる外国会社等の株式等の価額及び当該外国会社等から受けた配当金に相当する金額を除外したところで計算した場合の当該株式等の価額とする。

(1) 当該認定承継会社が外国会社等の株式等を有する場合

当該認定承継会社が当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した価額

(注) 上記価額の計算に当たっては、当該外国会社等との間に支配関係がある他の外国会社等の株式等について考慮する必要がないことに留意する。

(2) 当該認定承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合（当該特別支配関係法人が上記(1)の認定承継会社が有する株式等に係る外国会社等である場合を除く。）

当該特別支配関係法人が当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した当該特別支配関係法人の株式等の価額を基に当該認定承継会社の株式等の価額を計算して得た価額

(注) 上記価額の計算に当たっては、当該外国会社等との間に支配関係がある他の外国会社等の株式等について考慮する必要がないことに留意する。

（対象非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算）

措置・70の7の2—16の2 対象非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合における納税猶予分の相続税額の計算は、次の順により行うことに留意する。

この場合において、経営承継相続人等が2以上あるときにおける当該計算は、それぞれの経営承継相続人等ごとに行うことに留意する。

1 当該対象非上場株式等に係る経営承継相続人等が被相続人から措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした全ての認定承継会社の当該対象非上場株式等の価額の合計額（措置法令第40条の8の2第14項に規定する控除未済債務額を控除した金額）を当該経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、同条第2項第5号の規定により計算する（措置法令第40条の8の2第16項の規定による100円未満の端数処理は行わない。）。

(注) 相続の開始の時において、対象非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該対象非上場株式等の価額については、70の7の2—16（認定承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額）の取扱いによることに留意する。

2 措置法令第40条の8の2第18項の規定により、当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税額を計算する（同項の規定による100円未満の端数処理を行う。）。

3 上記2により算出されたそれぞれの納税猶予分の相続税額の合計額が、当該経営承継相続人等に係る納税猶予分の相続税額となる。

（代表権を有しないこととなった場合の意義）

措置・70の7の2—17 措置法第70条の7の2第3項第1号に掲げる「代表権を有しないこととなった場合」の意義については、70の7—16（代表権を有しないこととなった場合の意義）を準用する。

（常時使用従業員の雇用が確保されていない場合） 新設

措置・70の7の2—17の2 措置法第70条の7の2第3項第2号に規定する「常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となった場合」とは、従業員数確認期間内にある各基準日における対象非上場株式等に係る認定承継会社の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時（対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について、当該相続の開始の時に対象贈与により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の対象贈与の時。以下70の7の2—17の2において同じ。）における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数を下回る数となったことをいうことに留意する。

(注) 1 上記の「従業員数確認期間」とは、当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7第1項の規定の適用を受けるために提出する最初の相続税の申告書又は贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日（当該経営承継相続人等が同日までに死亡した場合には、その死亡の日の前日）までの期間をいうことに留意する。

2 上記の「基準日」とは、上記1の提出期限の翌日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。

- 3 当該相続の開始の時に措置法規則第23条の10第14項において準用する措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」は、同項に定める数となることに留意する。
- 4 上記の「常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数」は、その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数となり、当該相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数が1人のときは1人となることに留意する。

(対象非上場株式等の譲渡等の判定)

措通・70の7の2-18 措置法第70条の7の2第3項第5号若しくは第6号、同条第4項の表の第1号又は同条第5項の表の第1号若しくは第2号の対象非上場株式等の全部又は一部の同条第3項第5号に規定する譲渡等（以下70の7の2-43までにおいて「譲渡等」という。）があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8の2第70項及び第71項の規定により行うことに留意する。

(注) なお、対象非上場株式等を措置法第70条の7の2第16項第2号の規定による贈与をしたかどうかの判定についても上記により行うことに留意する。

(譲渡等をした日の意義)

措通・70の7の2-19 措置法第70条の7の2第3項第5号、同項第6号及び同条第5項の表の第2号下欄の「当該譲渡等をした日」の意義については、70の7-18（譲渡等をした日の意義）を準用する。

(解散等をした場合等の意義)

措通・70の7の2-20 措置法第70条の7の2第3項第8号の「解散をした場合」、「解散をした日」、「会社法の規定により解散をしたものとみなされた場合」及び「そのみなされた解散の日」の意義については、70の7-19（解散等をした場合等の意義）を準用する。

(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)

措通・70の7の2-21 措置法第70条の7の2第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7の2-14（納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義）を準用する。

この場合において、70の7の2-14中「相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」とあるのは「相続税の申告期限の翌日」と、「相続税の申告期限」とあるのは「措置法第70条の7の2第2項第7号ロに規定する猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8の2第7項」とあるのは「第40条の8の2第30項」となることに留意する。

(資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義)

措通・70の7の2-22 措置法第70条の7の2第3項第11号の「資本金等の額の減少又は当該準備金の額の減少がその効力を生じた日」の意義については、70の7-21（資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義）を準用する。

(経営承継相続人等が非上場株式等についての納税猶予の適用を取りやめる場合の期限)

措通・70の7の2-23 措置法第70条の7の2第3項第12号の規定に該当することによる納税の猶予に係る期限は、同条第1項の規定の適用を受けている経営承継相続人等から同項の規定の適用を受けることをやめる旨の届出書の提出があった日から2月を経過する日（当該届出書の提出があった日から当該2月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人（包括受遺者を含む。）が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）となることから、当該納税猶予に係る相続税の額及び当該相続税の額に係る利子税の額の納付の有無に関わらず、当該2月を経過する日に確定することに留意する。

(合併がその効力を生じた日の意義)

措通・70の7の2-24 措置法第70条の7の2第3項第13号及び第5項の表の第3号下欄並びに同条第4項の表の第2号下欄の「合併がその効力を生じた日」の意義については、70の7-23（合併がその効力を生じた日の意義）を準用する。

(株式交換等がその効力を生じた日の意義)

措通・70の7の2-25 措置法第70条の7の2第3項第14号及び第5項の表の第4号下欄並びに同条第4項の表の第2号下欄の「株式交換等がその効力を生じた日」の意義については、70の7-24（株式交換等がその効力を生じた日の意義）を準用する。

(非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義)

措通・70の7の2-26 措置法第70条の7の2第3項第15号の「当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなった場合」及び「その該当しないこととなった日」の意義については、70の7-25（非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義）を準用する。

(風俗営業会社に該当することとなった日の意義等)

措通・70の7の2-27 措置法第70条の7の2第3項第16号に規定する「風俗営業会社」の意義及び同号の「その該当することとなった日」の意義については、70の7-26((風俗営業会社に該当することとなった日の意義等))を準用する。

(会社分割をした場合等の意義)

措通・70の7の2-28 措置法第70条の7の2第5項の表の第5号上欄に掲げる場合の意義及び同号下欄の「会社分割がその効力を生じた日」の意義については、70の7-27((会社分割をした場合等の意義))を準用する。

(組織変更をした場合等の意義)

措通・70の7の2-29 措置法第70条の7の2第5項の表の第6号上欄に掲げる「組織変更」の意義及び同号下欄の「組織変更がその効力を生じた日」の意義については、70の7-28((組織変更をした場合等の意義))を準用する。

(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)

措通・70の7の2-30 措置法第70条の7の2第4項又は第5項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における相続税の額の計算は、これらの項の規定に該当する直前の猶予中相続税額(同条第2項第7号ロに規定する猶予中相続税額をいう。以下70の7の2-47までにおいて同じ。)に、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める割合を乗ずることにより行うことに留意する。

なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。

(1) 同条第4項の表の第1号の規定に該当する場合

同号の贈与をした対象非上場株式等の数又は金額
同号の贈与の直前における対象非上場株式等の数又は金額

- (注) 1 上記の「贈与」とは、措置法第70条の7の2第3項第3号に規定する贈与をいう。したがって、当該贈与は、経営承継相続人等が対象非上場株式等につき行う措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与だけでなく、当該贈与と併せて行う同号に規定する適用対象非上場株式等の贈与が含まれることに留意する。
- 2 猶予中相続税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、経営承継相続人等が措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした対象非上場株式等に対応する部分の金額については、措置法第70条の7の2第16項第2号により免除される。この場合、経営承継相続人等は、同号の対象非上場株式等の贈与を受けた者が当該対象非上場株式等について措置法第70条の7第1項又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6月を経過する日までに措置法第70条の7の2第16項に規定する届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 3 猶予中相続税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、上記2の免除される部分以外の金額については、当該贈与の日から2月を経過する日をもって納税の猶予に係る期限が確定することから、経営承継相続人等は贈与を受けた者の贈与税の申告書の提出を待たずに相続税を納付しなければならないことに留意する。

(2) 同条第4項の表の第2号の規定に該当する場合

吸収合併存続会社等又は同項の他の会社が、消滅する認定承継会社又は株式交換完全子会社等の全ての株主等に対し交付しなければならない金銭等(株式等以外の金銭その他の資産をいう。以下70の7の2-30において同じ。)の額
合併前純資産額又は交換等前純資産額

- (注) 1 上記の分子の金銭等に、合併又は株式交換等に際して交付すべき吸収合併存続会社等又は措置法第70条の7の2第4項の表の第2号の他の会社の株式に1株未満の端数が生じたため交付されたものがある場合の措置法規則第23条の10第16項において準用する措置法規則第23条の9第18項第5号又は措置法規則第23条の10第17項において準用する措置法規則第23条の9第19項第5号の要件の判定に当たっては、当該交付された金銭等は同条第18項第5号又は同条第19項第5号の交付しなければならない株式に含まれるものとして判定することに留意する。
- 2 「吸収合併存続会社等」とは、措置法第70条の7の2第4項の表の第2号に規定する吸収合併存続会社等をいう。以下70の7の2-30において同じ。
- 3 「株式交換完全子会社等」とは、措置法第70条の7の2第3項第6号に規定する株式交換完全子会社等をいう。以下70の7の2-31までにおいて同じ。
- 4 「合併前純資産額」とは、合併がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定承継会社の純資産額(資産の額から負債の額を控除した残額をいう。「承継純資産額」という場合を除き、この70の7の2-30において同じ。)をいう。以下70の7の2-30において同じ。
- 5 「交換等前純資産額」とは、株式交換等がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定承継会社の純資産額をいう。以下70の7の2-30において同じ。
- 6 上記4及び5の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。

- (3) 同条第5項の表の第2号の規定に該当する場合

$$\frac{\text{譲渡等をした対象非上場株式等の数又は金額}}{\text{譲渡等の直前における対象非上場株式等の数又は金額}}$$

(注) 上記の「譲渡等」が措置法第70条の7の2第3項第3号に規定する贈与である場合には、(1)(注)2及び3によることに留意する。

- (4) 同条第5項の表の第3号の規定に該当する場合

$$\frac{\text{吸収合併存続会社等が、消滅する認定承継会社の全ての株主等に対し交付しなければならない金銭等の額}}{\text{合併前純資産額}}$$

- (5) 同条第5項の表の第4号の規定に該当する場合

$$\frac{\text{同号の中欄の他の会社が、株式交換完全子会社等の全ての株主等に対し交付しなければならない金銭等の額}}{\text{交換等前純資産額}}$$

- (6) 同条第5項の表の第5号の規定に該当する場合

$$\text{承継純資産額} \times \frac{\text{認定承継会社から、当該認定承継会社の全ての株主等に対し配当された吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額}}{\text{吸収分割承継会社等から、当該認定承継会社が交付を受けた当該吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額}}$$

分割前純資産額

(注) 1 「承継純資産額」とは、吸収分割承継会社等が認定承継会社から承継した資産の当該会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年12月31日における価額から当該吸収分割承継会社等が当該認定承継会社から承継した負債の同日における価額を控除した残額をいう。

2 「吸収分割承継会社等」とは、措置法第70条の7の2第5項の表の第5号の上欄に規定する吸収分割承継会社等をいう。以下70の7の2—30において同じ。

3 「分割前純資産額」とは、会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定承継会社の純資産額をいう。

4 上記1の「承継した資産の当該会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年12月31日における価額」及び「承継した負債の同日における価額」並びに上記3の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。

- (7) 同条第5項の表の第6号の規定に該当する場合

$$\frac{\text{認定承継会社から当該認定承継会社の全ての株主等に対し交付された金銭等の額}}{\text{組織変更前純資産額}}$$

(注) 1 「組織変更前純資産額」とは、組織変更がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定承継会社の純資産額をいう。

2 上記1の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。

(みなす充足に該当しないこととなる事由)

措通・70の7の2—31 措置法令第40条の8の2第39項第1号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、例えば、次のようなものをいうことに留意する。

- (1) 担保として提供された対象非上場株式等に係る認定承継会社が合併により消滅した場合
- (2) 担保として提供された対象非上場株式等に係る認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等になった場合
- (3) 担保として提供された対象非上場株式等に係る認定承継会社が組織変更した場合
- (4) 担保として提供された対象非上場株式等である株式の併合又は分割があった場合
- (5) 担保として提供された対象非上場株式等に係る認定承継会社が会社法第185条に規定する株式無償割当てをした場合
- (6) 担保として提供された対象非上場株式等に係る認定承継会社の名称変更があったことその他の事由により担保として提供された当該対象非上場株式等に係る株券の差替えの手続が必要となった場合
- (7) 担保財産の変更等が行われたため、対象非上場株式等の全てが担保として提供されていないこととなった場合
- (8) 担保として提供された対象非上場株式等について、措置法規則第23条の10第24項に掲げる要件に該当しないこととなった場合

(担保財産の変更等が行われた場合のみなす充足)

措通・70の7の2—32 措置法第70条の7の2第6項本文の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合

に対象非上場株式等の全てを担保として提供したときに適用されるものであることから、同条第1項の規定の適用を受けるに当たり対象非上場株式等以外の財産を担保として提供したこと等により同条第6項本文の規定が適用されなかった場合又は同条第6項本文の規定が適用されたものの担保の全部若しくは一部につき変更があったため同条第6項ただし書に該当した場合には、その後担保財産の変更を行った結果、対象非上場株式等の全てを担保提供している状況が生じても、その時点から同条第6項本文の規定が適用されるものではないことに留意する。

ただし、同条第6項本文の規定が適用されたものの担保の全部又は一部につき変更があったため同条第7項ただし書に該当した場合であっても、担保として提供している対象非上場株式等について措置法令第40条の8の2第40項に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実と認められるため、同項の規定に基づき、当該対象非上場株式等に対応するものとして新たに取得した対象非上場株式等の全部が担保として提供されたときには、同項第1号の規定により当該担保の解除はなかったものとみなすことから、措置法第70条の7の2第6項本文の規定が継続して適用されることに留意する。

(譲渡制限株式の担保の取扱い)

措通・70の7の2-33 対象非上場株式等の全てが担保として提供される場合には、当該対象非上場株式等が会社法第107条第1項第1号又は同法第108条第1項第4号の規定により譲渡に制限が付されているものであっても、措置法第70条の7の2第6項の規定により、納税猶予分の相続税額に相当する担保が提供されたものとみなすことに留意する。

(特定事由)

措通・70の7の2-34 措置法令第40条の8の2第40項に規定する「特定事由」とは、70の7の2-31(（みなす充足に該当しないこととなる事由）(1)から(6)に掲げるようなものをいうことに留意する。

(既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている他の者がいる場合等)

措通・70の7の2-35 認定承継会社の非上場株式等について、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとする者以外の者が当該認定承継会社の非上場株式等について次に掲げるいずれかの規定の適用を現に受けているときは、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。

- (1) 措置法第70条の7第1項
- (2) 措置法第70条の7の2第1項
- (3) 措置法第70条の7の4第1項

- (注) 1 措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けようとする者が当該認定承継会社の非上場株式等について上記(1)から(3)までのいずれかの規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。
- 2 上記(1)の措置法第70条の7第1項の規定の適用を現に受けている者からは、同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした経営承継受贈者を除くことに留意する。
- 3 上記の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、認定承継会社ごとに行うことに留意する。

(継続届出書の提出期間)

措通・70の7の2-36 措置法第70条の7の2第10項に規定する届出書は、同条第1項の相続に係る同条第2項第7号イに規定する第1種基準日の翌日から5月を経過するごとの日及び同号ロに規定する第2種基準日の翌日から3月を経過するごとの日まで提出しなければならないのであるが、その提出期間は、それぞれ、当該第1種基準日の翌日から当該5月を経過するごとの日までの期間及び当該第2種基準日の翌日から当該3月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。

- (注) 1 上記の「第1種基準日」とは、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限(経営承継相続人等が対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けている場合において、その適用に係る贈与税の申告書の提出期限が当該相続税の申告書の提出期限前であるときは、当該贈与税の申告書の提出期限)の翌日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。
- 2 上記の「第2種基準日」とは、経営承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいうことに留意する。

(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)

措通・70の7の2-37 措置法第70条の7の2第13項の規定により、増担保命令等に応じないため(措置法令第40条の8の2第40項第2号の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。)納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中相続税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。

(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)

措通・70の7の2-38 措置法第70条の7の2第14項第2号の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に対象非上場株式等の全てを担保として提供するとき又は措置法令第40条の8の2第40項の規定により対象非上場株式等を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。

(延納申請を行う場合の不動産等の割合の計算における端数処理)

措通・70の7の2—39 措置法第70条の7の2第14項第11号の適用に当たり、認定承継会社ごとの対象非上場株式等の価額（当該対象非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社であって当該認定承継会社との間に支配関係がある法人（以下70の7の2—39において「認定承継会社等」という。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）、措置法令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（当該認定承継会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に掲げる医療法人の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含む。）を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかったものとして計算した価額に100分の20を乗じた価額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てることに留意する。

措通・70の7の2—40 (削除)

(措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等)

措通・70の7の2—41 措置法第70条の7の2第16項第2号の規定により免除となる相続税は、同号の贈与の直前の猶予中相続税額に次の割合を乗じて計算した金額となることに留意する。

$$\frac{\text{同号の贈与をした対象非上場株式等の数又は金額}}{\text{同号の贈与の直前における当該対象非上場株式等の数又は金額}}$$

なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

この場合において、当該猶予中相続税額（下記(注)2により期限が到来した部分を除く。）のうち、上記により免除された金額以外の金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。

- (注) 1 措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用を受ける経営承継相続人等から対象非上場株式等を贈与により取得をした受贈者が、当該対象非上場株式等及び当該対象非上場株式等以外の当該対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等を贈与により取得をした場合には、当該対象非上場株式等から先に措置法第70条の7第1項又は第70の7の5第1項の規定の適用を受けるものとすることに留意する。
- 2 経営承継相続人等から贈与により取得をした当該対象非上場株式等について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中相続税額については免除されず措置法第70条の7の2第4項又は第5項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。
- 3 当該免除後に納税猶予税額が残った場合には、当該免除に係る措置法第70条の7の2第16項の届出書に措置法令第40条の8の2第43項の書類の添付は要しないことに留意する。

(破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等)

措通・70の7の2—42 70の7—38（破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等）は、経営承継相続人等が措置法第70条の7の2第17項の規定に基づき相続税の免除を受けようとする場合に準用する。

(措置法第70条の7の2第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等)

措通・70の7の2—43 措置法第70条の7の2第17項第1号の規定の適用を受けようとする場合には、同条第1項の規定の適用を受けている対象非上場株式等のみならず、経営承継相続人等が有する当該対象非上場株式等に係る会社の株式等の全てを譲渡等する必要があることに留意する。

(対象非上場株式等の時価に相当する金額の意義)

措通・70の7の2—44 措置法第70条の7の2第17項第1号イ、第3号イ及び第4号イの「対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額」の意義については、70の7—40（対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義）を準用する。

(免除申請があった場合の延滞税の計算)

措通・70の7の2—45 措置法令第40条の8の2第48項の規定は、措置法第70条の7の2第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、納期限又は当該免除申請書の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から同条第18項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中相続税額から同条第17項に規定する免除申請相続税額（以下70の7の2—47までにおいて「免除申請相続税額」という。）を控除した残額に相当する相続税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中相続税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する相続税を基礎金額として、納付すべき延滞税の額を計算することに留意する。

(注) 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の2第48項の規定により計算した延滞税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。

(免除申請があった場合の利子税の計算)

措通・70の7の2—46 措置法令第40条の8の2第49項の規定は、措置法第70条の7の2第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、当該免除申請書の提出があった日から同条第18項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中相続税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する相続税を基礎金額として、納付すべき利子税の額を計算することに留意する。

(注) 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の2第49項の規定により計算した利子税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。

(免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額)

措通・70の7の2—47 措置法令第40条の8の2第50項に規定する「同項各号の猶予中相続税額から同項に規定する免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税」とは、措置法第70条の7の2第17項各号の猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税の額と、措置法令第40条の8の2第49項の規定により計算した当該相続税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。

(2以上の認定承継会社がある場合の担保の取扱い)

措通・70の7の2—48 対象非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合、措置法第70条の7の2第1項に係る担保の提供手続き、同条第6項に係るみなす充足の取扱い、同条第13項に係る納税猶予の期限の繰上げの取扱いに当たっては、認定承継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税額にそれぞれの規定を適用することに留意する。

(猶予中相続税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等)

措通・70の7の2—49 70の7—45((猶予中贈与税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等))は、経営承継相続人等が措置法第70条の7の2第22項の規定の適用を受けようとする場合に準用する。

(債務処理計画が成立した日の意義)

措通・70の7の2—50 措置法第70条の7の2第22項に規定する「債務処理計画が成立した日」の意義については、70の7—46((債務処理計画が成立した日の意義))を準用する。

(認可決定日後に確定事由が生じた場合)

措通・70の7の2—51 措置法第70条の7の2第22項に規定する認可決定日以後同条第25項の規定による通知が発せられた日(以下70の7の2—51において「通知日」という。)前に、同条第5項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合及び同条第12項の規定の適用があった場合並びに当該通知日前に同条第13項又は第15項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあった場合には、同条第22項の規定の適用がないことに留意する。

(対象非上場株式等の認可決定日における価額の意義)

措通・70の7の2—52 措置法第70条の7の2第23項の「対象非上場株式等の認可決定日における価額として財務省令で定める金額」の意義については、70の7—48((対象受贈非上場株式等の認可決定日における価額の意義))を準用する。

(納税猶予期限の繰上げに該当することとなった日)

措通・70の7の2—53 措置法第70条の7の2第28項の表の第5号の上欄に掲げる場合に該当する場合における同条第29項に規定する「経営承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなった場合」とは、税務署長が納税猶予期限の繰上通知書を発した日が当該経営承継期間の末日の翌日以後である場合をいうことに留意する。

(措置法第70条の7の2第30項各号の価額の意義)

措通・70の7の2—54 措置法第70条の7の2第30項各号の価額の意義については、70の7—50((措置法第70条の7第29項各号の価額の意義))を準用する。

この場合において、70の7—50中「措置法第70条の7第29項」とあるのは「措置法第70条の7の2第30項」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「認定承継会社」と、「対象贈与」とあるのは「相続の開始」となることに留意する。

(「特定期間」の意義)

措通・70の7の2—55 措置法第70条の7の2第31項の規定の適用に当たり、同項に規定する「特定期間」(以下70の7の2—66までにおいて「特定期間」という。)とは、次の(1)及び(2)の区分に応じて、それぞれに掲げる期間をいうことに留意する。

(1) 災害が同項第1号に規定する経営承継期間(以下70の7の2—66までにおいて「経営承継期間」という。)の末日までに発生した場合

経営承継期間の末日の翌日から、当該災害が発生した日の直前の経営報告基準日（同号に規定する経営報告基準日をいう。以下70の7の2—55において同じ。）の翌日以後10年を経過する日までの期間（最初の経営報告基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、当該経営報告基準日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間）

(2) 災害が経営承継期間の末日の翌日以後に発生した場合

当該災害が発生した日の直前の特定基準日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、経営承継期間の末日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間）であって、当該災害が発生した日以後の期間

(注) 上記の「特定基準日」とは、経営承継期間の末日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。

(災害によって甚大な被害を受けた場合)

措通・70の7の2—56 措置法第70条の7の2第31項第1号に規定する「災害によって甚大な被害を受けた場合」とは、次の算式を満たす場合をいうことに留意する。

(算式)

$$\frac{\text{認定承継会社の災害により滅失をした資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額}}{\text{災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時点における認定承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額}} \geq \frac{30}{100}$$

(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊)

措通・70の7の2—57 措置法第40条の8の2第54項に規定する「通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊」については、70の7—53（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊）を準用する。

(事業所が災害によって被害を受けたことにより認定承継会社における雇用の確保が困難となった場合)

措通・70の7の2—58 措置法第70条の7の2第31項第2号に規定する「事業所が災害によって被害を受けたことにより当該認定承継会社における雇用の確保が困難となった場合」とは、次の算式を満たす場合をいうことに留意する。

(算式)

$$\frac{\text{認定承継会社の被災常時使用従業員の数}}{\text{認定承継会社の災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数}} \geq \frac{20}{100}$$

(注) 上記算式における「被災常時使用従業員」とは、当該認定承継会社の事業所（常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもので、当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。）のうち当該災害が発生した日から同日以後6月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が当該認定承継会社の本来の業務に従事することができないと認められるものにおいて、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員をいうことに留意する。

(被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと)

措通・70の7の2—59 措置法第70条の7の2第31項第2号イに規定する「当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと」とは、従業員数確認期間内にある各基準日における被災事業所（同号イに規定する「被災事業所」をいう。以下70の7の2—59において同じ。）の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所の最初の同条第1項の規定の適用に係る相続の開始の時（対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について、当該相続の開始の時前に対象贈与により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の対象贈与の時。以下70の7の2—63までにおいて同じ。）における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数を下回る数となったことをいうことに留意する。

なお、当該認定承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、従業員数確認期間内にある各基準日における当該事業所の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、当該事業所の最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数以上である場合に限られることに留意する。

(注) 1 上記の「従業員数確認期間」は、災害が発生した日以後の期間に限られることに留意する。

2 最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第37項において準用する措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「相続の開始の時における常時使用従業員の数」は、同条第39項に定める数となることに留意すること。

3 上記の「常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数」は、その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数となり、当該相続の開始の時における常時使用従業員の数が1人のときは1人となることに留意する。

(措置法第70条の7の2第31項第3号に規定する「認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」)

措通・70の7の2—60 措置法第70条の7の2第31項第3号に規定する「当該認定承継会社の売上金額が大幅に減

少しした場合」とは、次の算式を満たす場合をいうことに留意する。

なお、次の算式を満たす場合であっても当該認定承継会社が中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号に該当することにつき措置法規則第23条の10第38項において準用する同規則第23条の9第40項に定めるところにより証明がされた場合に限られることに留意する。

(算式)

$$\frac{\text{特定日から特定日以後6月を経過する日までの間における売上金額}}{\text{特定日の1年前の日から同日以後6月を経過する日までの間における売上金額}} \leq \frac{70}{100}$$

(注) 1 上記算式における「特定日」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日をいうことに留意する。

2 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日については、70の7の2-65参照。

(措置法第70条の7の2第31項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)

措置・70の7の2-61 措置法第70条の7の2第31項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」とは、売上割合の平均値の次表の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、雇用割合の平均値がそれぞれ(1)から(3)までに掲げる割合以上であるときをいうことに留意する。

	売上割合の平均値	雇用割合の平均値
(1)	100分の100以上の場合	100分の80
(2)	100分の70以上100分の100未満の場合	100分の40
(3)	100分の70未満の場合	零(0)

(注) 1 上記表の「売上割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。

なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場合には、措置法令第40条の8の2第58項に規定する割合をいうことに留意する。

(算式)

$$\frac{\text{各売上判定事業年度における売上割合の合計}}{\text{経営承継期間(中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の事由が生じた日以後の期間に限る。)内に終了する当該売上判定事業年度の数}}$$

イ 上記算式における「売上判定事業年度」とは、基準日(売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営報告基準日をいう。以下70の7の2-61において同じ。)の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する事業年度(当該基準日が最初の経営報告基準日である場合には、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間内に終了する事業年度とし、中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除く。)をいうことに留意する。

ロ 上記算式における「売上割合」とは、次の算式で計算した割合をいう。

(算式)

$$\frac{\text{当該売上判定事業年度における売上金額}}{\text{特定事業年度における売上金額}}$$

(注) 上記算式における「特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。

(算式)

$$\frac{\text{特定事業年度における売上金額} \times \text{当該売上判定事業年度の月数}}{\text{特定事業年度の月数}}$$

(注) 1 上記算式における特定事業年度とは、認定承継会社の中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいうことに留意する。

2 措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第39項において準用する同規則第23条の9第42項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。

2 「雇用割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。

なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定承継会社の最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に係る常時使用従業員の数に対する経営承継期間の末日における常時使用従業員の数の割合をいうことに留意する。

(算式)

$$\frac{\text{各雇用判定基準日における雇用割合の合計}}{\text{当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日の数}}$$

(注) 1 上記算式における「雇用判定基準日」とは、売上判定事業年度に係る基準日が経営承継期間(中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の事由が発生した日以後の期間に限る。)内にある場合

における当該基準日をいうことに留意する。

2 上記算式における「雇用割合」とは、次の算式で計算した割合をいうことに留意する。
(算式)

$$\frac{\text{雇用判定基準日における常時使用従業員の数}}{\text{認定承継会社の最初の措置法第70条の7の2第1項の適用に係る相続の開始の時にける常時使用従業員の数}}$$

(注) 上記算式における「相続の開始の時にける常時使用従業員の数」については、最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第37項において準用する措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、当該相続の開始の時にける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意すること。

(措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」)

措通・70の7の2—62 措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「当該認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」とは、次の算式を満たす場合をいうことに留意する。

なお、次の算式を満たす場合であっても当該認定承継会社が中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号に該当することにつき措置法規則第23条の10第38項で準用する同規則第23条の9第41項に定めるところにより証明がされた場合に限られることに留意する。

(算式)

$$\frac{\text{特定日から特定日以後6月を経過する日までの間における売上金額}}{\text{特定日の1年前の日から同日以後6月を経過する日までの間における売上金額}} \leq \frac{70}{100}$$

(注) 1 上記算式における「特定日」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいうことに留意する。

2 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日については、70の7の2—65参照。

(措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)

措通・70の7の2—63 措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」とは、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、(1)及び(2)に掲げることをいうことに留意する。

(1) 経営承継期間内に措置法第70条の7の2第3項第2号に掲げる場合に該当することとなった場合

売上割合の平均値の次表の①から③までに掲げる区分に応じ、雇用割合の平均値がそれぞれ①から③までに掲げる割合以上であるとき。

	売上割合の平均値	雇用割合の平均値
①	100分の100以上の場合	100分の80
②	100分の70以上100分の100未満の場合	100分の40
③	100分の70未満の場合	零(0)

(注) 1 上記表の「売上割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。

なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場合には、措置法令第40条の8の2第60項に規定する割合をいうことに留意する。

(算式)

各売上判定事業年度における売上割合の合計

経営承継期間(中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が生じた日以後の期間に限る。)内に終了する当該売上判定事業年度の数

イ 上記算式における「売上判定事業年度」とは、基準日(売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営報告基準日をいう。以下70の7の2—63において同じ。)の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する事業年度(当該基準日が最初の経営報告基準日である場合には、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間内に終了する事業年度とし、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除く。)をいうことに留意する。

ロ 上記算式における「売上割合」とは、次の算式で計算した割合をいう。

(算式)

$$\frac{\text{当該売上判定事業年度における売上金額}}{\text{特定事業年度における売上金額}}$$

(注) 上記算式における「特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。

(算式)

$$\frac{\text{特定事業年度における売上金額} \times \text{当該売上判定事業年度の月数}}{\text{特定事業年度の月数}}$$

(注) 1 上記算式における「特定事業年度」とは、認定承継会社の中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいうことに留意する。

2 最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第39項において準用する措置法規則第23条の9第42項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。

2 「雇用割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。

なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定承継会社の最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時における常時使用従業員の数に対する経営承継期間の末日における常時使用従業員の数の割合をいうことに留意する。

(算式)

各雇用判定基準日における雇用割合の合計

当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日の数

(注) 1 上記算式における「雇用判定基準日」とは、売上判定事業年度に係る基準日が経営承継期間（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日以後の期間に限る。）内にある場合における当該基準日をいうことに留意する。

2 上記算式における「雇用割合」とは、次の算式で計算した割合をいうことに留意する。

(算式)

雇用判定基準日における常時使用従業員の数

認定承継会社の最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時における常時使用従業員の数

(注) 上記算式における「相続の開始の時における常時使用従業員の数」については、最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第37項において準用する措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、当該相続の開始の時における常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。

(2) 経営承継期間内に措置法第70条の7の2第3項第9号に掲げる場合又は特定期間内に同条第5項の表の第1号の上欄（同条第3項第9号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなった場合

売上判定事業年度（同条第31項第4号ロに掲げる場合には、同号ロに定める期間内に終了する事業年度）における売上割合の次表の①から③までに掲げる区分に応じ、当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日（当該売上判定事業年度に係る基準日が特定期間内にある場合には、特定基準日）における雇用割合がそれぞれ①から③までに掲げる割合以上であるとき。

・	売上割合	雇用割合
①	100分の100以上の場合	100分の80
②	100分の70以上100分の100未満の場合	100分の40
③	100分の70未満の場合	零(0)

(注) 1 上記の「雇用判定基準日」とは、当該売上判定事業年度に係る基準日が経営承継期間（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日以後の期間に限る。）内にある場合における当該基準日をいうことに留意する。

2 上記の「特定基準日」とは、経営承継期間の末日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。

3 上記表の「売上割合」とは、次の算式により計算した割合をいう。

(算式)

当該売上判定事業年度における売上金額

特定事業年度における売上金額

(注) 上記算式における「特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。

(算式)

特定事業年度における売上金額×当該売上判定事業年度の月数

特定事業年度の月数

(注) 1 上記算式における「特定事業年度」とは、認定承継会社の中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいうことに留意する。

2 最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第39項において準用する措置法規則第23条の9第42項で定める事由が生じ

たときは、当該事由が生じた日以後の認定承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。

- 4 上記算式における「雇用割合」とは、次の算式で計算した割合をいうことに留意する。
(算式)

$$\frac{\text{雇用判定基準日における常時使用従業員の数}}{\text{認定承継会社の最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数}}$$

(注) 上記算式における「相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数」については、最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時後に措置法規則第23条の10第37項において準用する措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、当該相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。

(非上場株式等の取得時期)

措通・70の7の2—64 措置法第70条の7の2第31項の規定は、同条第32項に規定する災害等の発生した日から1年を経過する日の前日までに同条第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により非上場株式等の取得をしていた者に適用があることから、当該災害等の発生した日以前に同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により非上場株式等の取得をしていた者にも適用があることに留意する。

(中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号の事由の発生した日)

措通・70の7の2—65 措置法第70条の7の2第32項の災害等が発生した日のうち中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由の発生した日とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる日となることに留意する。

(1) 同項第1号の事由

同号の規定に基づき経済産業大臣が指定した事業者に係る市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間の初日

(2) 同項第2号の事由

同号の規定に基づき経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の初日

(3) 同項第3号又は第4号の事由

同項第3号又は第4号の規定に基づき経済産業大臣が指定した災害その他の突発的に生じた事由に係る指定の期間の初日

(注) 措置法令第40条の8の2第58項第1号に規定する「中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日」及び同条第60項第1号に規定する「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」についても同様であることに留意する。

(措置法令第40条8の2第64項に規定する届出書の提出期間等)

措通・70の7の2—66 措置法令第40条の8の2第64項に規定する届出書は、基準日が経営承継期間内にある場合には当該基準日の翌日から5月を経過するごとの日、基準日が経営承継期間の末日の翌日以後にある場合には当該基準日の翌日から3月を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、それぞれ、当該基準日の翌日から5月を経過する日ごとの日までの期間及び当該基準日の翌日から3月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。

なお、当該届出書は、特定期間終了後に初めて到来する同項に規定する届出期限が、当該届出書の最終の提出期限となり、その後は当該届出書の提出は要しないことに留意する。

(措置法第70条の7の2第17項に関する通達の準用)

措通・70の7の2—67 70の7の2—42から70の7の2—47までについては、措置法第70条の7の2第33項の規定により、同条第17項第1号又は第2号に掲げる場合に該当するものとみなし、この条の規定を適用する場合について準用する。

(措置法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合)

措通・70の7の2—68 措置法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合とは、次の(1)から(3)までの区分に応じ、それぞれに掲げる算式を満たす場合(3)にあつては、当該算式を満たし、かつ、措置法規則第23条の10第46項に定めるところにより証明がされた場合)をいうことに留意する。

- (1) 措置法第70条の7の2第35項第1号に規定する「資産が災害によって甚大な被害を受けた場合」

(算式)

$$\frac{\text{会社の災害により滅失をした資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額}}{\text{災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時に
おける会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額}} \geq \frac{30}{100}$$

(2) 同項第2号に規定する「当該会社における雇用の確保が困難となった場合」

(算式)

$$\frac{\text{会社の被災常時使用従業員の数}}{\text{会社の災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数}} \geq \frac{20}{100}$$

(注) 上記算式における「被災常時使用従業員」とは、事業所（常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもので、当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。）のうち当該災害が発生した日から同日以後6月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が当該会社の業務に従事することができないと認められるものにおいて、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員をいうことに留意する。

(3) 同項第3号に規定する「当該会社の売上金額が大幅に減少した場合」

(算式)

$$\frac{\text{特定日から特定日以後6月を経過する日までの間における売上金額}}{\text{特定日の1年前の日から同日以後6月を経過する日までの間における売上金額}} \leq \frac{70}{100}$$

(注) 1 上記算式における「特定日」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいうことに留意する。

2 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日については、70の7の2—6 5参照。

(措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等の価額の計算)

措通・70の7の3—1 措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等の価額の計算は、次の算式により算定して差し支えない。

$$A \times \frac{B}{C}$$

(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。

Aは、措置法第70条の7の3第1項の贈与者から対象贈与により取得をした対象受贈非上場株式等の当該対象贈与の時ににおける価額（措置法第70条の7第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額をいう。）

Bは、当該贈与者の死亡直前の当該贈与者に係る経営承継受贈者の猶予中贈与税額

Cは、当該贈与者から対象贈与により取得をした対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額（措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。）

2 当該死亡した贈与者から複数の認定贈与承継会社の非上場株式等を相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合のA及びBの価額は、それぞれの認定贈与承継会社ごとに算定することに留意する。

3 上記により計算した価額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てて差し支えない。

(措置法第70条の7の3第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等の価額の計算)

措通・70の7の3—1の2 措置法第70条の7の3第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等の価額の計算は、次の算式により算定して差し支えない。

$$A \times \frac{B}{C}$$

(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。

Aは、経営承継受贈者に係る前の贈与者から措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る前の贈与により当該前の贈与に係る受贈者が取得した対象受贈非上場株式等又は同項に規定する特例対象受贈非上場株式等の当該前の贈与の時ににおける価額（措置法第70条の7第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額又は措置法第70条の7の5第2項第8号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいう。）

Bは、当該前の贈与者の死亡直前の当該経営承継受贈者の当該相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等に係る猶予中贈与税額

Cは、当該相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額（措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。）

(注) 1 「前の贈与者」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める者に当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいう（以下70の7の3—1の2及び70の7の4—2の2において同じ。）。

イ 贈与者に対する措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係るもの（以下このイにおいて「免除対象贈与」という。）である場合、対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の免除対象贈与をした者のうち最初に措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた者

ロ イに掲げる場合以外の場合 贈与者

2 「前の贈与」とは、(注)1のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める者に対する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をいう。

2 当該死亡した前の贈与者から複数の認定贈与承継会社の非上場株式等を相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合には、それぞれの認定贈与承継会社ごとに算定することに留意する。

3 上記により計算した価額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てて差し支えない。

4 経営承継受贈者に係る前の贈与者が行った前の贈与が措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与のいずれであるかに関わらず、当該前の贈与者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者については、措置法第70条の7の3第2項の規定が適用されることに留意する。

(贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した対象非上場株式等)

措通・70の7の3—2 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与者が死亡した場合（70の7の3—2の2に掲げる場合を除く。）の当該死亡に係る相続税の課税関係は、次に掲げるところによることに留意する。

(1) 贈与者の死亡の時に同条第1項の規定の適用を受けている対象受贈非上場株式等

当該贈与者の死亡の時に同項の規定の適用を受けている対象受贈非上場株式等（措置法第70条の7の3第1項に規定する対象受贈非上場株式等をいう。以下(1)において同じ。）は、同項の規定により経営承継受贈者が当該贈与者から相続（当該経営承継受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には遺贈）により取得をしたものとみなされ、対象贈与の時の価額を基礎として計算した価額で相続税が課税されることに留意する。

なお、当該対象受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用対象となることに留意する。

(注) 当該対象受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項並びに第70条の7の6第1項及び第70条の7の8第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。

(2) 贈与者の死亡の日前に納税猶予に係る贈与税の全部又は一部について納税猶予の期限が確定している対象受贈非上場株式等

イ 納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号イ（暦年課税）の規定により計算している場合

当該贈与者の死亡（当該適用に係る対象贈与後3年以内の死亡に限る。）の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る対象受贈非上場株式等は、相続税法第19条の規定により、対象贈与の時に係る価額で相続税が課税されることに留意する。

なお、当該対象受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項並びに第70条の7の6第1項及び第70条の7の8第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。

ロ 納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号ロ（相続時精算課税）の規定により計算している場合

当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る対象受贈非上場株式等は、相続税法第21条の15又は第21条の16の規定により、対象贈与の時に係る価額で相続税が課税されることに留意する。

なお、当該対象受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項並びに第70条の7の6第1項及び第70条の7の8第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。

(納税猶予の期限が確定している非上場株式等に係る相続税法第19条の適用)

措通・70の7の3—2の2 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与者（同項の規定の適用を受けている経営承継受贈者又は措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けている同条第2項第6号に規定する特例経営承継受贈者に限る。）が死亡した場合において、当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しているときの当該死亡に係る相続税の課税関係は、次の区分に応じ、それぞれに掲げるところによることに留意する。

(1) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号イの規定（暦年課税）により計算している場合

当該贈与者の死亡（当該適用に係る対象贈与後3年以内の死亡に限る。）の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る対象受贈非上場株式等は、相続税法第19条の規定により、対象贈与の時に係る価額で相続税が課税されることに留意する。

なお、当該対象受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項並びに第70条の

- 7の6第1項及び第70条の7の8第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。
- (2) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号ロの規定(相続時精算課税)により計算している場合
 当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る対象受贈非上場株式等は、相続税法第21条の15又は第21条の16の規定により、対象贈与の時に於ける価額で相続税が課税されることに留意する。
 なお、当該対象受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項並びに第70条の7の6第1項及び第70条の7の8第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。

(対象相続非上場株式等の意義)

措通・70の7の4—1 措置法第70条の7の4第1項に規定する対象相続非上場株式等(以下70の7の4—6までにおいて「**対象相続非上場株式等**」という。)とは、同条第2項第3号に規定する経営相続継受贈者(以下70の7の4—12までにおいて「**経営相続継受贈者**」という。)が同条第1項に係る相続の開始の時に有していた措置法第70条の7第3項に規定する対象受贈非上場株式等(措置法第70条の7の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下70の7の4—2までにおいて同じ。))の規定の適用がある部分に限る。(70の7の3—1参照。)のうち、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる算式により算出した株式の数又は出資の金額に達するまでの部分をいうことに留意する。

- (1) 当該対象受贈非上場株式等の対象贈与の直前において、当該経営相続継受贈者が有していた措置法第70条の7の4第2項第1号に規定する認定相続継受会社(以下70の7の4—9までにおいて「**認定相続継受会社**」という。)の非上場株式等(議決権に制限のないものに限る。以下70の7の4—1において同じ。)がある場合

$$A \times \frac{2}{3} - B$$

- (2) 当該対象受贈非上場株式等の対象贈与の直前において、当該経営相続継受贈者が有していた認定相続継受会社の非上場株式等がない場合

$$A \times \frac{2}{3}$$

(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。

Aは、当該相続の開始の時に於ける当該認定相続継受会社の発行済株式又は出資(議決権に制限のない株式等に限る。)の総数又は総額

Bは、当該経営相続継受贈者が当該対象贈与の直前において有していた当該認定相続継受会社の非上場株式等の数又は金額(当該対象贈与があった時から当該相続の開始の直前までの間に当該対象受贈非上場株式等に係る会社の株式等の併合があったことその他の措置法規則第23条の12第1項(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除))に定める事由により対象受贈非上場株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額)

- 2 複数の認定相続継受会社に係る対象受贈非上場株式等を措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた場合の対象相続非上場株式等に該当するかどうかの判定は、それぞれの認定相続継受会社ごとに行うことに留意する。
- 3 上記(1)又は(2)により計算された株式の数又は出資の金額のうち、措置法第70条の7の2第1項に規定する相続税の申告書に措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける旨の記載がある部分が対象相続非上場株式等に該当することに留意する。
- 4 上記の(1)又は(2)により計算された $A \times (2/3)$ の数又は金額に1株又は1円未満の端数がある場合には、措置法令第40条の8の4第1項(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)の規定により、その端数は切り上げることに留意する。

(対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)

措通・70の7の4—2 対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の7—3(対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)の(1)のイ(ロ)又は(2)に該当し措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用に係る対象受贈非上場株式等は措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。

この場合において、当該贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出期限が、当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限より後であるため、当該贈与税の申告書の提出があったことにより当該相続税について期限後申告書又は修正申告書(以下70の7の4—2の2までにおいて「**期限後申告書等**」という。)の提出を要する場合において、当該期限後申告書等の提出があったときにおける相続税の取扱いについては、次に掲げるところによる。

- (1) 当該贈与者の死亡に係る相続についての相続人又は受遺者の提出した当該期限後申告書等は、相続税法第30条又は第31条第1項に規定する期限後申告書又は修正申告書に該当するものとし、当該期限後申告書等の提出により納付すべき相続税については、同法第51条第2項第1号ハの規定に該当するものとして同項の規定を適用する。
- (2) 当該受贈者から措置法第70条の7の4第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の当該期限後申告書等の提出があった場合における同項の規定の適用については、当該期限後申告書等が当該対象受贈非上場株式等の贈与

に係る贈与税の申告書の提出期限までに提出された場合に限り、当該期限後申告書等は、相続税の申告書の提出期限内に提出されたものとする。

(注) 上記の場合、受贈者による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前において、当該対象受贈非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用があるものとする相続税の申告書の提出及び担保の提供があった場合には、当該相続税の申告書は、これらの規定の適用のある相続税の申告書として取り扱い、当該贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の申告書の提出がなされないときは、これらの規定の適用を受けない相続税の申告書として取り扱うことに留意する。

(対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)

措通・70の7の4—2の2 対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の7—3の2(対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)に該当し、措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用に係る対象受贈非上場株式等は措置法第70条の7の3第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該受贈者に係る前の贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。

この場合において、当該贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出期限が、当該前の贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限より後であるため、当該贈与税の申告書の提出があったことにより当該相続税について期限後申告書等の提出を要する場合において、当該期限後申告書等の提出があったときにおける相続税の取扱いについては、次に掲げるところによる。

- (1) 当該前の贈与者の死亡に係る相続についての相続人又は受遺者の提出した当該期限後申告書等は、相続税法第30条又は第31条第1項に規定する期限後申告書又は修正申告書に該当するものとし、当該期限後申告書等の提出により納付すべき相続税については、同法第51条第2項第1号ハの規定に該当するものとして同項の規定を適用する。
- (2) 当該受贈者から措置法第70条の7の4第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の当該期限後申告書等の提出があった場合における同項の規定の適用については、当該期限後申告書等が当該対象受贈非上場株式等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに提出された場合に限り、当該期限後申告書等は、相続税の申告書の提出期限内に提出されたものとする。

(注) 上記の場合、受贈者による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前において、当該対象受贈非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用があるものとする相続税の申告書の提出及び担保の提供があった場合には、当該相続税の申告書は、これらの規定の適用のある相続税の申告書として取り扱い、当該贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の申告書の提出がなされないときは、これらの規定の適用を受けない相続税の申告書として取り扱うことに留意する。

(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)

措通・70の7の4—3 措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告について税額計算の誤りがあり、その誤りのみに基づいて修正申告又は更正があった場合における当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額(附帯税を除く。)については、70の7—6(修正申告等に係る贈与税額の納税猶予)を準用する。

(納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)

措通・70の7の4—4 措置法第70条の7の4第1項の規定の適用がない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義については、70の7の2—14(納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)を準用する。

この場合において、70の7の2—14中「相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれかの日」とあるのは「相続の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれかの日」と、また、同通達(1)中「措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始」とあるのは「対象贈与」と、「当該相続の開始」とあるのは「当該対象贈与」と、「対象贈与」とあるのは「第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続」となることに留意する。

(経営相続承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)

措通・70の7の4—5 措置法第70条の7の4第2項第3号ロ及びハの要件を判定する場合の同号ロの「議決権の数」及び「総株主等議決権数」並びに同号ハの「議決権の数」の意義については、70の7—12(経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)を準用する。

この場合において、同条第2項第3号ロ及びハの要件の判定は、相続の開始直後の株主等の構成により行うことに留意する。

なお、同条第1項の適用要件には、措置法令第40条の8第1項第1号又は第2号に定める要件に相当する要件はないことに留意する。

(認定相続承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象相続非上場株式等の価額)

措通・70の7の4—6 対象相続非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別関係会社(措置

法令第40条の8の4第4項において準用する措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7の4—6の2までにおいて同じ。)であって当該認定相続継会社との間に支配関係がある法人(以下70の7の4—6の2までにおいて「特別支配関係法人」という。)が会社法第2条第2号に規定する外国会社(当該認定相続継会社の特別関係会社に該当するものに限る。)、措置法令第40条の8の4第8項において準用する措置法令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人(当該認定相続継会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。)又は同項第2号に掲げる医療法人(以下70の7の4—6の2までにおいて「外国会社等」という。)の株式等(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含む。)を有するときにおける措置法第70条の7の4第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税額(以下70の7の4—6の2までにおいて「納税猶予分の相続税額」という。)の計算の基となる当該対象相続非上場株式等の価額は、措置法規則第23条の12第3項の規定に基づき計算した価額となることに留意する。

この場合において、措置法規則第23条の12第3項第2号ロ(1)に規定する「当該特別支配関係法人が直接又は他の特別支配関係法人を通じて間接に有する外国会社等の株式等の価額」とは、次に掲げる区分により計算した価額となることに留意する。

- (1) 特別支配関係法人が直接に有する外国会社等の株式等の価額
当該外国会社等の株式等の価額
- (2) 特別支配関係法人が他の特別支配関係法人を通じて間接に有する外国会社等の株式等の価額
次の算式により計算した価額

(算式)

$$\begin{array}{l} \text{特別支配関係法人が有する他の特別支配関係法人の株式等の数又は金額} \times \left[\begin{array}{l} \text{他の特別支配関係法人の株式等の1} \\ \text{単位当たりの価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{他の特別支配関係法人が外国会社等の株式等} \\ \text{を有していなかったものとして計算した場合} \\ \text{の当該他の特別支配関係法人の株式等の1単} \\ \text{位当たりの価額} \end{array} \right] \end{array}$$

(注) 1 措置法規則第23条の12第3項第2号の純資産額を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。

2 上記(2)の算式中、「他の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した場合の当該他の特別支配関係法人の株式等の1単位当たりの価額」とは、他の特別支配関係法人の株式等の価額を評価基本通達の定めにより計算した価額を基礎とし、当該他の特別支配関係法人が有している外国会社等の株式等の価額及び当該外国会社等から受けた配当金に相当する金額を除外したところで計算した場合の当該株式等の価額とする。

(対象相続非上場株式等に係る認定相続継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)

措通・70の7の4—6の2 対象相続非上場株式等に係る認定相続継会社が2以上ある場合における納税猶予分の相続税額の計算は、次の順により行うことに留意する。

この場合において、経営相続継受贈者が2以上あるときにおける当該計算は、それぞれの経営相続継受贈者ごとに行うことに留意する。

- 1 当該対象相続非上場株式等に係る経営相続継受贈者が被相続人から措置法第70条の7の4第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた全ての認定相続継会社の当該対象相続非上場株式等の価額の合計額(措置法令第40条の8の4第8項において準用する措置法令第40条の8の2第14項に規定する控除未済債務額を控除した金額)を当該経営相続継受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、同条第2項第4号の規定により計算する(措置法令第40条の8の4第8項において準用する措置法令第40条の8の2第16項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)

(注) 対象相続非上場株式等の価額は、対象贈与により取得をした対象受贈非上場株式等のそれぞれの当該対象贈与の時の価額(措置法第70条の7第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額をいう。)を基礎として計算することに留意する。ただし、相続の開始の時に、対象相続非上場株式等に係る認定相続継会社又は当該認定相続継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該対象相続非上場株式等の価額については、70の7の4—6((認定相続継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象相続非上場株式等の価額)の取扱い)によることに留意する。

- 2 措置法令第40条の8の4第8項において準用する措置法令第40条の8の2第18項の規定により、当該対象相続非上場株式等に係る認定相続継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税額を計算する(同項の規定による100円未満の端数処理を行う。)

- 3 上記2により算出されたそれぞれの納税猶予分の相続税額の合計額が、当該経営相続継受贈者に係る納税猶予分の相続税額となる。

(注) 上記1の特例対象贈与の価額は、それぞれ特例対象贈与により取得をした特例受贈非上場株式等の当該特例対象贈与の時の価額を基礎として計算することに留意する。

(経営相続継期間の意義)

措通・70の7の4—7 措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合における同条第2項第5号に規定する経営相続継期間(以下「経営相続継期間」という。)は、次に掲げる場合の区分に応じ次に定めるとおりとなることに留意する。

(1) 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から特定日までの間に当該贈与に係る贈与者（経営相続承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が同条第15項第3号（措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係るものである場合には、措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者として措置法令第40条の8の4第10項に定める者に対象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の非上場株式等の贈与をした者。以下70の7の4—7及び70の7の4—10において同じ。）が死亡した場合

当該死亡に係る相続の開始の日から当該特定日又は当該贈与に係る経営相続承継受贈者の死亡の日の前日のいずれか早い日までが経営相続承継期間となる。

(2) 特定日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間に当該贈与に係る贈与者が死亡した場合
経営相続承継期間は存在しない。

(注) 1 「特定日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいうことに留意する（以下70の7の4—10において同じ。）。

イ 当該経営相続承継受贈者の最初の措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

ロ 当該経営相続承継受贈者の最初の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

2 「措置法令第40条の8の4第10項に定める者」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める者をいうことに留意する。

イ 贈与者に対する措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の措置法令第40条の8第5項第1号に規定する免除対象贈与である場合 対象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の非上場株式等の当該免除対象贈与をした者のうち最初に措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた者

ロ イに掲げる場合以外の場合 贈与者

(確定事由となる常時使用従業員の数)

措通・70の7の4—7の2 70の7の4—7((経営相続承継期間の意義)の(1)の場合における、措置法第70条の7の4第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第2号の要件の判定は、従業員数確認期間内に存する各基準日における対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内に存する基準日の数で除して計算した数により行うことに留意する。

なお、その要件の判定については、70の7の2—17の2((常時使用従業員の雇用が確保されていない場合))を準用する。

(注) 1 「従業員数確認期間」とは、当該対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7第1項又は第70条の7の2第1項の規定の適用を受けるために提出する最初の贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日（経営相続承継受贈者が同日までに死亡した場合には、その死亡の日の前日）までの期間をいうことに留意する。

2 「基準日」とは、上記1の提出期限の翌日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。

(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)

措通・70の7の4—8 措置法第70条の7の4第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7の2—14((納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))を準用する。

この場合において、70の7の2—14中「相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」とあるのは「相続税の申告期限の翌日」と、「相続税の申告期限」とあるのは「措置法令第40条の8の4第12項に規定する猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8の2第7項」とあるのは「第40条の8の4第17項において準用する措置法令第40条の8の2第30項」と、また、同通達(1)中「措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始」とあるのは「対象贈与」と、「当該相続の開始」とあるのは「当該対象贈与」と、「対象贈与」とあるのは「第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続」となることに留意する。

(既に株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている他の者がいる場合等)

措通・70の7の4—9 認定相続承継会社の株式等について、措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとする者以外の者が当該認定相続承継会社の株式等について次に掲げるいずれかの規定の適用を現に受けているときは、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。

(1) 措置法第70条の7第1項

(2) 措置法第70条の7の2第1項

(3) 措置法第70条の7の4第1項

(注) 1 措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受けようとする者が当該認定相続承継会社の株式等について上記(1)から(3)までのいずれかの規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。

2 上記の措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、認定相続承継会社

ごとに行うことに留意する。

(継続届出書の提出期間)

措通・70の7の4—10 措置法第70条の7の4第8項の規定により読み替えて適用する措置法第70条の7の2第10項に規定する届出書は、措置法第70条の7の4第1項の相続に係る同条第2項第6号イに規定する第1種相続基準日の翌日から5月を経過するごとの日及び同号ロに規定する第2種相続基準日の翌日から3月を経過するごとの日まで提出しなければならないのであるが、その提出期間は、それぞれ、当該第1種相続基準日の翌日から当該5月を経過するごとの日までの期間及び当該第2種相続基準日の翌日から当該3月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。

(注) 1 上記の「第1種相続基準日」とは、対象贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（経営相続承継受贈者が対象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けている場合において、その適用に係る相続税の申告書の提出期限が当該贈与税の申告書の提出期限前であるときは、当該相続税の申告書の提出期限）の翌日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。

2 上記の「第2種相続基準日」とは、経営相続承継期間（経営相続承継受贈者に係る贈与者が特定日の翌日以後に死亡した場合には、当該経営相続承継受贈者に係る経営贈与承継期間）の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいうことに留意する。

(措置法第70条の7の4第18項各号に掲げる場合)

措通・70の7の4—10の2 措置法第70条の7の4第18項各号に掲げる場合とは、次の(1)から(3)までの区分に応じ、それぞれに掲げる算式を満たす場合（(3)にあつては、当該算式を満たし、かつ、措置法規則第23条の12第9項において準用する同規則第23条の10第46項に定めるところにより証明がされた場合）をいうことに留意する。

(1) 措置法第70条の7の4第18項第1号に規定する「資産が災害によって甚大な被害を受けた場合」
(算式)

$$\frac{\text{会社の災害により滅失をした資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額}}{\text{災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時に
おける会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額}} \geq \frac{30}{100}$$

(2) 同項第2号に規定する「当該会社における雇用の確保が困難となった場合」
(算式)

$$\frac{\text{会社の被災常時使用従業員の数}}{\text{会社の災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数}} \geq \frac{20}{100}$$

(注) 上記算式における「被災常時使用従業員」とは、会社の事業所（常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもので、当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。）のうち当該災害が発生した日から同日以後6月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が当該会社の本来の業務に従事することができないと認められるものにおいて、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員をいうことに留意する。

(3) 同項第3号に規定する「当該会社の売上金額が大幅に減少した場合」
(算式)

$$\frac{\text{特定日から特定日以後6月を経過する日までの間における売上金額}}{\text{特定日の1年前の日から同日以後6月を経過する日までの間における売上金額}} \leq \frac{70}{100}$$

(注) 1 上記算式における「特定日」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいうことに留意する。

2 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日については、70の7の2—65参照。

(平成22年4月1日前に贈与により取得をした非上場株式等に係る会社の措置法第70条の7の4第2項第1号への要件)

措通・70の7の4—11 平成22年4月1日前に贈与により取得をした平成22年改正前措置法第70条の7第2項第2号に規定する非上場株式等について同条第1項の規定の適用を受けている経営承継受贈者が、当該非上場株式等の贈与をした者の死亡に伴い当該非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合の同条第2項第1号への規定の適用については、平成22年改正指令附則第49条第1項第1号（（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置））の規定により、当該非上場株式等に係る会社は常時使用従業員（措置法規則第23条の12第2項において準用する措置法規則第23条の9第4項に規定する常時使用する従業員をいう。）の数が5人以上であるとみなされることに留意する。

(70の7の2関係通達の準用)

措通・70の7の4—12 70の7の2—7（（申告期限前に全部確定事由が生じた場合））、70の7の2—8（（相次相続控除の算式））、70の7の2—10（（担保の提供等））～13（（常時使用従業員の意義））、70の7の2—14の2（（認定承継会社から支給された給与等の意義））、70の7の2—14の3（（特定特別関係会社の意義等））、70の7の2—17（（代表権を有しないこととなった場合の意義））、70の7の2—18（（対象非上場株式等の譲渡等の判定））～20（（解散

等をした場合等の意義)、70の7の2-22((資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義)~34((特定事由))及び70の7の2-37((増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)~67((措置法第70条の7の2第17項に関する通達の準用))については、経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の4の規定の適用を受ける場合について準用する。

(贈与税の納税猶予及び免除の特例の対象となる非上場株式等の意義) 新設

措通・70の7の5-1 措置法第70条の7の5第1項の適用対象となる非上場株式等の意義については、70の7-1((贈与税の納税猶予及び免除の対象となる非上場株式等の意義))を準用する。

(特例贈与者の意義等) 新設

措通・70の7の5-2 措置法第70条の7の5第2項第1号に規定する特例認定贈与承継会社(以下70の7の5-34までにおいて「特例認定贈与承継会社」という。)に係る同条第1項に規定する特例贈与者(以下70の7の7-3までにおいて「特例贈与者」という。)からは、当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等(議決権に制限のない株式等に限る。以下70の7の5-3までにおいて同じ。)について、既に同条第1項の規定の適用に係る贈与をしているものは除かれることに留意する。

(注) 同条第2項第6号に規定する特例経営承継受贈者(以下70の7の7-2までにおいて「特例経営承継受贈者」という。)が2人又は3人以上ある場合において、同一年中に、これらの特例経営承継受贈者に特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与を行うものは「既に同条第1項の規定の適用に係る贈与をしているもの」に含まれないことに留意する。

(特例対象受贈非上場株式等の贈与の意義等) 新設

措通・70の7の5-3 措置法第70条の7の5第1項の適用対象となる非上場株式等の贈与とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める贈与(以下70の7の7-1までにおいて「特例対象贈与」という。)をいうことに留意する。

なお、特例対象贈与は、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間の最初の同項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与の日から同条第2項第7号に規定する特例経営贈与承継期間の末日までの間に贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与に限られることに留意する。

(1) 特例経営承継受贈者が1人である場合 次に掲げる贈与

イ

$$A+B \geq C \times \frac{2}{3} \text{ の場合には、} C \times \frac{2}{3} - B \text{ 以上の贈与}$$

ロ

$$A+B < C \times \frac{2}{3} \text{ の場合には、} A \text{ の全部の贈与}$$

(2) 特例経営承継受贈者が2人又は3人である場合 次のイ及びロを満たす贈与

イ

$$D \geq C \times \frac{1}{10}$$

ロ

$$D > E$$

(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。

Aは、特例贈与者が措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の直前に有していた特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額

Bは、特例経営承継受贈者が当該贈与の直前に有していた特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額

Cは、当該贈与の時における特例認定贈与承継会社の発行済株式又は出資(議決権に制限のない株式等に限る。)の総数又は総額

Dは、当該贈与直後におけるそれぞれの特例経営承継受贈者の有する特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額

Eは、当該贈与直後における特例贈与者の有する特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額

2 上記(1)又は(2)のいずれの場合に該当するかは、同一の特例贈与者から同一の特例認定贈与承継会社の非上場株式等を措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与により取得した特例経営承継受贈者の数によることに留意する。

3 上記(2)の場合には、次の取扱いとなることに留意する。

イ 当該贈与が異なる時期に行われた場合には、上記(2)ロのEの数又は金額については、当該贈与のうち最後に行われた贈与直後における数又は金額による。

ロ 上記(2)イ及びロの要件を満たさない特例経営承継受贈者がある場合には、他の特例経営承継受贈者への当該贈与についても、特例対象贈与に該当しない。

4 贈与により特例認定贈与承継会社の非上場株式等を取得した者が、当該贈与前に措置法第70条の7の6第1項((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例))の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等を取得している場合(当該相続又は遺贈による取得の前に特例対象贈与により当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等を取得している場合を除く。)には、70の7の5-3中「同項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与の日から同条」とあるのは、「措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相

続又は遺贈に係る相続の開始の日から措置法第70条の7の5」となることに留意する。

- 5 同一年中に、異なる特例贈与者から同一の特例認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合、異なる特例贈与者から複数の特例認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合及び同一の特例贈与者から複数の特例認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合の特例対象贈与及び措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等（以下70の7の8—6までにおいて「特例対象受贈非上場株式等」という。）に該当するかどうかの判定は、それぞれの特例認定贈与承継会社及び贈与ごとに行うことに留意する。
- 6 上記(1)又は(2)により計算された株式の数又は出資の金額のうち、措置法第70条の7の5第1項に規定する贈与税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載があるものが特例対象受贈非上場株式等に該当することに留意する。

(担保の提供等に関する取扱いの準用) **新設**

措通・70の7の5—4 70の7—7((担保の提供等)～9((持分会社の持分等が担保提供された場合))及び70の7—44(2以上の認定贈与承継会社がある場合等の担保の取扱い)については、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第1項の規定により担保の提供を行う場合について準用する。

(常時使用従業員の意義) **新設**

措通・70の7の5—5 措置法第70条の7の5第2項第1号イに規定する常時使用従業員の意義については、70の7—10(常時使用従業員の意義)を準用する。

(納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義) **新設**

措通・70の7の5—6 措置法第70条の7の5第2項第1号ロの要件を判定する場合において、同項第3号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定は、特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該特例対象贈与に係る贈与税の申告期限までの間のいずれかの日において次の(1)に掲げる算式を満たすかどうかにより行い、同項第4号に規定する資産運用型会社に該当するかどうかの判定は、特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該特例対象贈与に係る贈与税の申告期限までの間に終了するいずれかの事業年度において次の(2)に掲げる算式を満たすかどうかにより行うのであるが、これらの会社のうち措置法令第40条の8の5第5項において準用する措置法令第40条の8第6項第1号及び第2号の要件の全てに該当するものに係る非上場株式等が、措置法第70条の7の5第1項の適用対象とならないことに留意する。

(1)

$$B + \frac{C}{A} + C \geq \frac{70}{100}$$

A=当該いずれかの日における当該会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B=当該いずれかの日における当該会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の12の2第7項において準用する措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70の7の5—6において同じ。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C=当該いずれかの日以前5年以内において特例経営承継受贈者及び当該特例経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8の5第14項において準用する措置法令第40条の8第11項に規定する者をいう。）がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額

a 当該会社から受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当（最初の特例対象贈与の時（特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等について、当該特例対象贈与の時前に措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時。以下70の7の5—6において同じ。）前に受けたものを除く。）の額

b 当該会社から支給された給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の特例対象贈与の時前に支給されたものを除く。）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額

(注) 措置法第70条の7の5第2項第3号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、措置法令第40条の8第21項第2号に規定する法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額がある場合で、当該損金の額に算入されないこととなる金額が、最初の特例対象贈与の時前又は当該特例対象贈与の時以後のいずれに属するものか区分することができないときは、当該区分することができない金額を当該特例対象贈与の日の属する事業年度の開始の日から当該特例対象贈与の日の前日までの日数と当該特例対象贈与の日から当該事業年度の末日までの日数がそれぞれ当該事業年度の日数に占める割合によりあん分する。この場合において、あん分後の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて差し支えない。

(2)

$$B/A \geq \frac{75}{100}$$

A=当該いずれかの事業年度における総収入金額

B=当該いずれかの事業年度における特定資産の運用収入の合計額

(特例認定贈与承継会社から支給された給与等の意義) **新設**

措通・70の7の5—7 措置法令第40条の8の5第12項第2号に規定する「給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益)」の意義については、70の7—11の2((認定贈与承継会社から支給された給与等の意義))を準用する。

(特定特別関係会社の意義等) **新設**

措通・70の7の5—8 会社が特例認定贈与承継会社に該当するかを判定する場合の措置法第70条の7の5第2項第1号ハに規定する特定特別関係会社の意義等については、70の7—11の3((特定特別関係会社の意義等))を準用する。

(会社の円滑な事業の運営を確保するための要件の判定) **新設**

措通・70の7の5—9 措置法第70条の7の5第2項第1号へに規定する要件のうち、措置法令第40条の8の5第9項において準用する措置法令第40条の8第10項第2号の要件を判定する場合には、同号の会社が発行する会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を、次に掲げる者以外の者が有しているかどうかにより行うことに留意する。

- (1) 当該会社の非上場株式等について、措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用を受けている者
- (2) 措置法令第40条の8の5第1項第1号に定める者から措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与により当該会社の非上場株式等の取得をしている者(1)に掲げる者を除く。
- (3) 措置法令第40条の8の6第1項第1号に定める者から措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該会社の非上場株式等の取得をしている者(1)に掲げる者を除く。

(特例経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義) **新設**

措通・70の7の5—10 措置法第70条の7の5第2項第6号ハ及びニの要件を判定する場合の同号ハ及びニの「議決権の数」及び「総株主等議決権数」の意義については、70の7—12((経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義))を準用する。

- (注) 1 同号ニ(1)又は(2)のいずれの場合に該当するかは、同一の特例贈与者から同一の特例認定贈与承継会社の非上場株式等を同条第1項の規定の適用に係る贈与により取得した個人の数によることに留意する。
- 2 同号ハ及びニの要件の判定は、同号の贈与直後の株主等の構成により行うのであるが、同号ニ(2)に掲げる場合に該当する場合において、同号の贈与が異なる時期に行われたときには、同号ニ(2)に定める要件のうち「当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと」の判定における特例贈与者の有する議決権の数については、当該贈与のうち最後に行われた贈与直後に有する議決権の数によることに留意する。

(役員である期間の意義) **新設**

措通・70の7の5—11 措置法第70条の7の5第2項第6号への要件を判定する場合には、70の7—13((役員である期間の意義))を準用する。

(特例経営贈与承継期間の意義) **新設**

措通・70の5—12 措置法第70条の7の5第2項第7号に規定する特例経営贈与承継期間とは、特例対象贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から、次の(1)又は(2)のいずれか早い日までの期間をいうことに留意する。

- (1) 次のいずれか早い日
 - イ 特例経営承継受贈者の最初の特例対象贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
 - ロ 特例経営承継受贈者の最初の措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- (2) 特例経営承継受贈者又は当該特例経営承継受贈者に係る特例贈与者の死亡の前日

(注) 上記(2)の「特例贈与者」は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が当該特例贈与者の措置法第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。)の規定の適用に係るもの(以下この70の7の5—12において「免除対象贈与」という。)である場合における当該特例対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税については、「前の贈与者」となることに留意する。

なお、「前の贈与者」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める者に当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいうことに留意する。

- イ 特例贈与者に対する措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、免除対象贈与である場合_特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の免除対象贈与をした者のうち最初に措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた者
- ロ イに掲げる場合以外の場合_特例贈与者

(納税猶予分の贈与税額の計算に関する取扱いの準用) **新設**

措通・70の7の5—13 70の7—14((認定贈与承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合

の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額)及び70の7-14の2((対象受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算)については、措置法第70条の7の5第2項第8号に規定する納税猶予分の贈与税額の計算について準用する。

(納税猶予の期限の確定に関する取扱いの準用) **新設**

措通・70の7の5-14 70の7-16((代表権を有しないこととなった場合の意義)、70の7-18(譲渡等をした日の意義)、70の7-19(解散等をした場合等の意義)及び70の7-21((資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義)~29((納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)については、措置法第70条の7の5第3項において準用する措置法第70条の7第3項(第2号を除く。)、第4項及び第5項の規定による特例経営承継受贈者に係る納税猶予の期限の確定について準用する。

(贈与税の納税猶予及び免除の特例における雇用の確保について) **新設**

措通・70の7の5-15 措置法第70条の7の5第3項において準用する措置法第70条の7第3項の規定からは、雇用の確保に関する確定事由である同条第3項第2号の規定は除かれていることに留意する。

なお、雇用の確保ができなかった場合として中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第1項((特例承継計画に係る報告)(同条第4項又は第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下70の7の5-15において同じ。))又は同条第8項、第10項若しくは第12項において準用する同条第1項若しくは同条第9項、第11項若しくは第13項において準用する同条第2項(同条第5項又は第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する場合に該当するときは、同条第3項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第14項の都道府県知事の確認書の写しを措置法第70条の7の5第6項の規定により提出する届出書に添付することとされており、これらの書類の提出がない場合には同条第8項において準用する措置法第70条の7第11項の規定により、納税の猶予に係る期限が確定することに留意する。

(筆頭要件の判定) **新設**

措通・70の7の5-16 措置法第70条の7の5第3項において準用する措置法第70条の7第3項第4号に規定する場合に該当することとなったかどうかの判定における同号の特例経営承継受贈者と特別の関係がある者のうち「いずれかの者」については、当該特例経営承継受贈者以外の当該特例経営承継受贈者に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等につき措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者、措置法第70条の7の6第1項の規定の適用を受ける同条第2項第7号に規定する特例経営承継相続人等(以下70の7の6-42までにおいて「特例経営承継相続人等」という。)及び措置法第70条の7の8第1項の規定の適用を受ける同条第2項第1号に規定する特例経営相続承継受贈者(以下70の7の8-11までにおいて「特例経営相続承継受贈者」という。)が除かれることに留意する。

(特例対象受贈非上場株式等の譲渡等の判定) **新設**

措通・70の7の5-17 措置法第70条の7の5第3項において準用する措置法第70条の7第3項第5号若しくは第6号、同条第4項の表の第1号又は同条第5項の表の第1号若しくは第2号の特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部の同条第3項第5号に規定する譲渡等(以下70の7の5-32までにおいて「譲渡等」という。)があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8の5第37項において準用する措置法令第40条の8第62項及び第63項の規定により行うことに留意する。

(注)1 特例対象受贈非上場株式等を措置法第70条の7の5第11項において準用する措置法第70条の7第15項第3号の規定による贈与をしたかどうかの判定についても上記により行うことに留意する。

2 措置法第70条の7の5第12項又は第13項の規定の適用を受ける場合には、措置法令第40条の8の5第37項において準用する措置法令第40条の8第62項及び第63項の規定の適用はないことに留意する。なお、この場合の取扱いについては、70の7の5-32を参照。

(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義) **新設**

措通・70の7の5-18 措置法第70条の7の5第3項において準用する措置法第70条の7第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7の5-6((納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)を準用する。

この場合において、70の7の5-6中「特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」とあるのは「贈与税の申告期限の翌日」と、「贈与税の申告期限」とあるのは「措置法第70条の7の5第2項第9号ロに規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8の5第5項において準用する措置法令第40条の8第6項」とあるのは「第40条の8の5第18項において準用する措置法令第40条の8第24項」となることに留意する。

(事業の運営に支障を及ぼすおそれがある場合の判定) **新設**

措通・70の7の5-19 措置法第70条の7の5第3項において準用する措置法第70条の7第3項第17号に規定する要件のうち、措置法令第40条の8の5第18項において準用する措置法令第40条の8第25項第1号に規定する要件を判定する場合には、70の7の5-9((会社の円滑な事業の運営を確保するための要件の判定)を準用する。

(みなす充足に関する取扱いの準用) **新設**

措通・70の7の5—20 70の7—30((みなす充足に該当しないこととなる事由)~33((特定事由))及び70の7—44((2以上の認定贈与承継会社がある場合等の担保の取扱い))については、特例対象受贈非上場株式等の全てを担保として提供した特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第4項において準用する措置法第70条の7第6項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(継続届出書の提出期間) **新設**

措通・70の7の5—21 70の7—35((継続届出書の提出期間))については、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第6項に規定する届出書を提出する場合について準用する。

(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ等) **新設**

措通・70の7の5—22 70の7—36((増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ))、70の7—37((持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合))及び70の7—44((2以上の認定贈与承継会社がある場合等の担保の取扱い))については、措置法第70条の7の5第9項において措置法第70条の7第12項の規定を準用する場合及び措置法第70条の7の5第10項において措置法第70条の7第13項の規定を準用する場合について準用する。

(特例贈与者が死亡した場合の免除等に関する取扱いの準用) **新設**

措通・70の7の5—23 70の7—37の2((贈与者が死亡した場合の免除税額等)~37の4((相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用))については、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第11項において準用する措置法第70条の7第15項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(破産免除等に関する取扱いの準用) **新設**

措通・70の7の5—24 70の7—38((破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等)~43((免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額))については、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第11項において準用する措置法第70条の7第16項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(事業の継続が困難な事由の判定の時期) **新設**

措通・70の7の5—25 特例経営承継受贈者又は特例認定贈与承継会社が措置法第70条の7の5第12項に規定する事業の継続が困難な事由が生じた場合に該当するかどうかの判定は、同項各号に掲げる事由が生じたごとに行うことに留意する。

(事業の継続が困難な事由の意義) **新設**

措通・70の7の5—26 措置法第70条の7の5第12項に規定する特例認定贈与承継会社の事業の継続が困難な事由とは、次に掲げる事由をいうことに留意する。

(1) 直前事業年度及び当該直前事業年度の直前の3事業年度(当該直前事業年度の終了の日の翌日以後6月を経過する日後に措置法第70条の7の5第12項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、2事業年度。以下(2)において同じ。)のうち2以上の事業年度において、経常損益金額(会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第91条第1項(経常損益金額))に規定する経常損益金額をいう。)が零未満であること。

(注) 上記の「直前事業年度」とは、特例経営承継受贈者又は特例認定贈与承継会社が措置法第70条の7の5第12項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった日の属する事業年度の前事業年度をいう(以下70の7の5—26において同じ。)

(2) 直前事業年度及び当該直前事業年度の直前の3事業年度のうち2以上の事業年度において、各事業年度の平均総収入金額が、当該各事業年度の前事業年度の平均総収入金額を下回ること。

(注) 上記の「平均総収入金額」とは、次の算式により計算した金額をいう(以下(3)において同じ。)

特例認定贈与承継会社の各事業年度の総収入金額

特例認定贈与承継会社の各事業年度の月数

(3) 次に掲げる算式のいずれか(直前事業年度の終了の日の翌日以後6月を経過する日後に措置法第70条の7の5第12項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、イに掲げる算式)に該当すること。

イ 直前事業年度の終了の日における負債の帳簿価額 \geq 当該直前事業年度の平均総収入金額 \times 6

ロ 直前事業年度の前事業年度終了の日における負債の帳簿価額 \geq 当該前事業年度の平均総収入金額 \times 6

(注) 上記算式の「負債」は、利子(特例経営承継受贈者と措置法令第40条の8の5第14項において準用する措置法令第40条の8第11項に規定する特別の関係がある者に対して支払うものを除く。)の支払の基因となるものに限られることに留意する。

(4) 次に掲げる算式のいずれかに該当すること。

イ 判定期間における業種平均株価 $<$ 前判定期間における業種平均株価

ロ 前判定期間における業種平均株価 $<$ 前々判定期間における業種平均株価

(注) 1 上記算式の「判定期間」とは、直前事業年度終了の日の1年前の日の属する月から同月以後1年を経過する月までの期間をいい、「前判定期間」とは、判定期間の開始前1年間をいい、「前々判定期間」とは、前判定期間の

開始前1年間をいう。

2 上記算式の「業種平均株価」とは、措置法令第40条の8の5第2項第4号に規定する業種平均株価をいう(以下70の7の5—27において同じ。)

(5) 特例経営承継受贈者(措置法第70条の7の5第12項各号(第4号を除く。))のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時において特例認定贈与承継会社の会社法第329条第1項(選任)に規定する役員又は業務を執行する社員であった者に限る。)が心身の故障その他の事由により当該特例認定贈与承継会社の業務に従事することができなくなったこと。

(業種平均株価の算定) 新設

措通・70の7の5—27 業種平均株価に係る措置法令第40条の8の5第2項第4号の「特例認定贈与承継会社の事業が該当する業種」の判定は、措置法第70条の7の5第12項各号に掲げる場合に該当することとなった時における特例認定贈与承継会社の行う事業に基づき、評価基本通達181(類似業種口及び181—2(評価会社の事業が該当する業種目))に準じて行うことに留意する。

なお、業種平均株価に係る措置法規則第23条の12の2第2項に規定する各月における上場株式平均株価については、同通達182(類似業種の株価)により別に定める金額によることとして差し支えない。

(特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義) 新設

措通・70の7の5—28 措置法第70条の7の5第12項第1号イ、第2号イ、第3号イ及び第4号イ並びに第13項各号の「特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額」の意義については、70の7—40(対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義)を準用する。

(注) 同条第12項第4号イの金額は、評価基本通達189—6(清算中の会社の株式の評価)の定め準じて算定することに留意する。

(措置法第70条の7の5第12項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限) 新設

措通・70の7の5—29 特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第12項の規定の適用を受ける場合には、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ中欄に掲げる金額に相当する贈与税については右欄に掲げる日から2月を経過する日(当該右欄に掲げる日から当該2月を経過する日までの間に当該特例経営承継受贈者が死亡した場合には、当該特例経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該特例経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。

場合	金額	日
(1) 措置法第70条の7の5第12項第1号に掲げる場合	同号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日
(2) 措置法第70条の7の5第12項第2号に掲げる場合	同号イに掲げる金額(同号の合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として措置法令第40条の8の5第24項の規定により計算した金額に限る。)及び同号ロに掲げる金額の合計額	同号の合併がその効力を生じた日
(3) 措置法第70条の7の5第12項第3号に掲げる場合	同号イに掲げる金額(同号の株式交換等に際して交付された当該株式交換等に係る他の会社の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として措置法令第40条の8の5第25項の規定により計算した金額に限る。)及び同号ロに掲げる金額の合計額	同号の株式交換等がその効力を生じた日
(4) 措置法第70条の7の5第12項第4号に掲げる場合	同号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の解散をした日

(注) (2)又は(3)に掲げる場合において、(2)の合併により交付された吸収合併存続会社等の株式等の価額に対応する金額又は(3)の株式交換等に際して交付された他の会社の株式等の価額に対応する金額については、納税猶予の期限が到来しないことに留意する。

(措置法第70条の7の5第13項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の継続) 新設

措通・70の7の5—30 特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第13項の規定の適用を受けた場合には、猶予中贈与税額のうち同項の規定により免除される金額以外の金額については、納税猶予の期限が到来しないことに留意する。

(注) 同項の規定により猶予中贈与税額とされた金額の取扱いについては、70の7の5—33を参照。

(差額免除の申請書が申請期限までに提出されない場合等) 新設

措通・70の7の5—31 特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第12項又は第13項の規定に基づき贈与税の免除を受けようとする場合には、同条第12項に規定する申請期限(以下70の7の5—31において「申請期限」という。)までに同条第12項又は第13項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、これらの規定の適用はないことに留意する。

これらの申請書を申請期限までに提出しない場合には、同条第12項各号に掲げる場合の区分に応じ同条第3項において準用する措置法第70条の7第5項の表の各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税については当該各号の下欄に掲げる日から2月を経過する日(当該各号の下欄に掲げる日から当該2月を経過する日までの間に当該特例経営承継受贈者が

死亡した場合には、当該特例経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）が当該特例経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。

（注）申請期限までに措置法第70条の7の5第12項又は第13項に規定する申請書の提出がなかった場合のようじょ規定は設けられていない。

（特例対象受贈非上場株式等の一部の譲渡等をした場合等における免除を受ける株式等の選択） **新設**

措通・70の7の5—32 措置法第70条の7の5第12項第1号又は第13項の規定の適用に係る同号の譲渡等が特例対象受贈非上場株式等の一部の譲渡等である場合又はこれらの規定の適用に係る譲渡等の直前において特例経営承継受贈者が特例認定贈与承継会社の非上場株式等で特例対象受贈非上場株式等以外のものを有する場合には、措置法規則第23条の12の2第24項第4号の規定に基づき措置法第70条の7の5第12項第1号又は第13項の規定の適用に係る申請書において選択をした特例対象受贈非上場株式等につき、これらの規定が適用されることに留意する。

（注）特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第12項又は第13項の規定の適用を受ける場合には、措置法令第40条の8の5第37項において準用する措置法令第40条の8第62項及び第63項の規定の適用はないこととされている。

（措置法第70条の7の5第13項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限等） **新設**

措通・70の7の5—33 措置法第70条の7の5第13項の規定により猶予中贈与税額とされた金額については、同条第12項第1号から第3号までに掲げる場合に該当することとなった日から2年を経過する日における次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額に相当する贈与税について、当該2年を経過する日から2月を経過する日（当該2年を経過する日から当該2月を経過する日までの間に特例経営承継受贈者が死亡した場合には、当該特例経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）が当該特例経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。

（1）同条第14項第1号に規定する会社が事業を継続している場合に該当する場合_同条第15項に規定する特例再計算贈与税額（同条第13項第2号の合併又は同項第3号の株式交換等に該当する場合には、当該合併又は株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として措置法令第40条の8の5第32項の規定により計算した金額に限る。）

（2）当該会社が事業を継続している場合に該当しない場合_措置法第70条の7の5第13項の規定により猶予中贈与税額とされた金額（同項第2号の合併又は同項第3号の株式交換等に該当する場合には、当該合併又は株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として措置法令第40条の8の5第33項の規定により計算した金額に限る。）

（注）「措置法第70条の7の5第13項の規定により猶予中贈与税額とされた金額」とは、措置法第70条の7の5第12項各号（第4号を除く。）イ及びロに掲げる金額の合計額をいうことに留意する。

（事業の継続に係る雇用要件の判定） **新設**

措通・70の7の5—34 措置法令第40条の8の5第31項第2号の要件の判定は、措置法第70条の7の5第12項第1号から第3号までに掲げる場合に該当することとなった時の直前に特例認定贈与承継会社の常時使用従業員であった者のうち、その該当することとなった時から同条第14項の2年を経過する日まで引き続き次に掲げる会社の常時使用従業員である者の数が、その該当することとなった時の直前における当該特例認定贈与承継会社の常時使用従業員の総数の2分の1に相当する数以上であるかどうかにより行うことに留意する。

（1）同条第13項第1号に掲げる場合における同号の譲渡等をした特例対象受贈非上場株式等に係る会社

（2）同項第2号に掲げる場合における同号の合併に係る吸収合併存続会社等

（3）同項第3号に掲げる場合における同号の株式交換等に係る株式交換完全子会社等

（注）上記の「常時使用従業員の総数の2分の1に相当する数」は、その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数となり、当該該当することとなった時の直前における常時使用従業員の数が1人のときは1人となることに留意する。

（特例再計算贈与税額に係る差額免除の申請書が再申請期限までに提出されない場合等） **新設**

措通・70の7の5—35 特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第14項第1号の規定の適用を受けようとする場合には、同号に規定する再申請期限（以下70の7の5—35において「再申請期限」という。）までに同条第16項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同号の規定の適用はないことに留意する。

当該申請書を再申請期限までに提出しない場合には、同条第13項の規定により猶予中贈与税額とされた金額に相当する贈与税については、再申請期限をもって納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。

（注）再申請期限までに措置法第70条の7の5第16項に規定する申請書の提出がなかった場合のようじょ規定は設けられていない。

（差額免除に係る免除申請があった場合の延滞税の計算） **新設**

措通・70の7の5—36 措置法令第40条の8の5第28項において準用する措置法令第40条の8第43項の規定は、措置法第70条の7の5第12項又は第16項の規定による免除申請書が提出された場合で、納期限又は当該免除申請書の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から同条第17項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税

額から同条第12項又は第16項の免除を受けようとする贈与税に相当する金額（以下70の7の5—38までにおいて「免除申請贈与税額」という。）を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第17項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき延滞税の額を計算することに留意する。

(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の5第28項において準用する措置法令第40条の8第43項の規定により計算した延滞税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。

(差額免除に係る免除申請があった場合の利子税の計算) **新設**

措通・70の7の5—37 措置法令第40条の8の5第28項において準用する措置法令第40条の8第44項の規定は、措置法第70条の7の5第12項又は第16項の規定による免除申請書が提出された場合で、当該免除申請書の提出があった日から同条第17項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第17項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき利子税の額を計算することに留意する。

(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の5第28項において準用する措置法令第40条の8第44項の規定により計算した利子税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。

(差額免除に係る免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額) **新設**

措通・70の7の5—38 措置法令第40条の8の5第28項において準用する措置法令第40条の8第45項に規定する「同項各号の法第70条の7の5第12項又は第14項第1号の規定により納税の猶予に係る期限が確定する贈与税に相当する金額に相当する贈与税」とは、措置法第70条の7の5第12項各号又は第14項第1号の猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税の額と、措置法令第40条の8の5第28項において準用する措置法令第40条の8第44項の規定により計算した当該贈与税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。

(再計算免除に関する取扱いの準用) **新設**

措通・70の7の5—39 70の7—45（(猶予中贈与税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等)～48（(対象受贈非上場株式等の認可決定日における価額の意義)については、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第20項において準用する措置法第70条の7第21項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(納税猶予期限の繰上げに該当することとなった日) **新設**

措通・70の7の5—40 措置法第70条の7の5第22項の表の第5号の上欄に掲げる場合に該当する場合における同条第23項に規定する「特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなった場合」とは、税務署長が納税猶予期限の繰上通知書を発した日が当該特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合をいうことに留意する。

(災害等によって被害を受けた場合における措置に関する取扱いの準用) **新設**

措通・70の7の5—41 70の7—51（(「贈与と特定期間」の意義)～53（(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊)及び70の7—58（(措置法第70条の7第30項第4号に規定する「認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合)）～62（(措置法第70条の7第16項に関する通達の準用)）については、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項から第34項までの規定の適用を受ける場合について準用する。

(その他の70の7関係通達の準用) **新設**

措通・70の7の5—42 70の7—3（(対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)）～6（(修正申告等に係る贈与税額の納税猶予)）及び70の7—50（(措置法第70条の7第29項各号の価額の意義)）については、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5の規定の適用を受ける場合について準用する。

(相続税の納税猶予及び免除の特例の対象となる非上場株式等の意義) **新設**

措通・70の7の6—1 措置法第70条の7の6第1項の適用対象となる非上場株式等の意義については、70の7—1（(贈与税の納税猶予及び免除の対象となる非上場株式等の意義)）を準用する。

(特例対象非上場株式等の取得の意義等) **新設**

措通・70の7の6—2 措置法第70条の7の6第1項の適用対象となる同条第2項第1号に規定する特例認定承継会社

(以下70の7の6—34までにおいて「特例認定承継会社」という。)の非上場株式等(議決権に制限のない株式等に限る。以下70の7の6—2において同じ。)の同条第1項に規定する特例被相続人(以下70の7の6—11までにおいて「特例被相続人」という。)からの相続又は遺贈による取得は、次の取得に限られることに留意する。

- (1) 平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間の最初の同項の規定の適用に係る相続又は遺贈による取得
- (2) (1)の取得の日から同条第2項第6号に規定する特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得

- (注) 1 同条第1項に規定する相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある特例認定承継会社の非上場株式等が特例対象非上場株式等に該当することに留意する。
- 2 複数の特例認定承継会社に係る非上場株式等を相続又は遺贈により取得をした場合の特例対象非上場株式等に該当するかどうかの判定は、それぞれの特例認定承継会社ごとに行うことに留意する。
 - 3 特例被相続人からの相続又は遺贈により特例認定承継会社の非上場株式等を取得した者が、当該相続又は遺贈前に措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与により当該特例認定承継会社の非上場株式等を取得している場合(当該贈与による取得の前に措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該特例認定承継会社の非上場株式等を取得している場合を除く。)には、70の7の6—2(1)中「同項の規定の適用に係る相続又は遺贈」とあるのは「措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与」と、同通達(2)中「同条」とあるのは「措置法第70条の7の6」となることに留意する。

(相続税の納税猶予及び免除の特例の対象とならない非上場株式等) **新設**

措通・70の7の6—3 措置法第70条の7の6第1項の適用対象となる非上場株式等には、次に掲げる株式等は含まれないことに留意する。

- (1) 相続税法第19条の規定の適用を受ける株式等(措置法令第40条の8の6第2項において準用する措置法令第40条の8の2第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。)
- (2) 相続時精算課税の適用を受ける株式等(措置法令第40条の8の6第2項において準用する措置法令第40条の8の2第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。)

(注) 措置法第70条の7の6には、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定の適用がないことに留意する。

- (3) 措置法令第40条の8の5第38項において準用する措置法令第40条の8第64項の規定の適用を受ける株式等
- (4) 措置法第70条の7の3第1項の規定により同項に規定する贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項に規定する対象受贈非上場株式等
- (5) 措置法第70条の7の7第1項の規定により特例贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等

(注) 1 上記(4)の対象受贈非上場株式等については、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用の対象となることに留意する。

- 2 上記(5)の特例対象受贈非上場株式等については、措置法第70条の7の8第1項の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用の対象となることに留意する。

(修正申告等に係る相続税額の納税猶予) **新設**

措通・70の7の6—4 措置法第70条の7の6第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告について特例対象非上場株式等の評価又は税額計算の誤りがあり、その誤りのみに基づいて修正申告又は更正があった場合における当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額(附帯税を除く。)については、70の7—6((修正申告等に係る贈与税額の納税猶予))を準用する。

(担保の提供等に関する取扱いの準用) **新設**

措通・70の7の6—5 70の7の2—10((担保の提供等))~12((持分会社の持分等が担保提供された場合))及び70の7の2—48((2以上の認定承継会社がある場合の担保の取扱い))については、特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第1項の規定により担保の提供を行う場合について準用する。

(常時使用従業員の意義) **新設**

措通・70の7の6—6 措置法第70条の7の6第2項第1号イに規定する常時使用従業員の意義については、70の7—10((常時使用従業員の意義))を準用する。

(納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義) **新設**

措通・70の7の6—7 措置法第70条の7の6第2項第1号ロの要件を判定する場合において、同項第3号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定は、相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれかの日において次の(1)に掲げる算式を満たすかどうかにより行い、同項第4号に規定する資産運用型会社に該当するかどうかの判定は、相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間に終了するいずれかの事業年度において次の(2)に掲げる算式を満たすかどうかにより行うのであるが、これらの会社のうち措置法令第40条の8の6第6項において準用する措置法令第40条の8の2第7項第1号及び第2号の要件の全てに該当するものに係る非上場株式等が、措置法第70条の7の6第1項

の適用対象とならないことに留意する。

(1)

$$\frac{B+C}{A+C} \geq \frac{70}{100}$$

A=当該いずれかの日における当該会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B=当該いずれかの日における当該会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であつて措置法規則第23条の12の3第8項において準用する措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70の7の6—7において同じ。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C=当該いずれかの日以前5年以内において特例経営承継相続人等及び当該特例経営承継相続人等と特別の関係がある者（措置法令第40条の8の6第14項において準用する措置法令第40条の8の2第11項に規定する者をいう。）がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額

a 当該会社から受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当（最初の措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時（特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社の非上場株式等について、当該相続の開始の時前に特例対象贈与により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の特例対象贈与の時、以下70の7の6—7において同じ。）前に受けたものを除く。）の額

b 当該会社から支給された給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除く。）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額

(注) 措置法第70条の7の6第2項第4号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、措置法令第40条の8の6第12項第2号に規定する法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額がある場合で、当該損金の額に算入されないこととなる金額が、最初の措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時前又は当該相続の開始の時以後のいずれに属するものか区分することができないときは、当該区分することができない金額を当該相続の開始の日の属する事業年度の開始の日から当該相続の開始の日の前日までの日数と当該相続の開始の日から当該事業年度の末日までの日数がそれぞれ当該事業年度の日数に占める割合によりあん分する。この場合において、あん分後の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて差し支えない。

(2)

$$\frac{B}{A} \geq \frac{75}{100}$$

A=当該いずれかの事業年度における総収入金額

B=当該いずれかの事業年度における特定資産の運用収入の合計額

(特例認定承継会社から支給された給与等の意義) **新設**

措通・70の7の6—8 措置法令第40条の8の6第12項第2号に規定する「給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益）」の意義については、70の7—11の2（認定贈与承継会社から支給された給与等の意義）を準用する。

(特定特別関係会社の意義等) **新設**

措通・70の7の6—9 会社が特例認定承継会社に該当するかを判定する場合の措置法第70条の7の6第2項第1号ハに規定する特定特別関係会社の意義等については、70の7—11の3（特定特別関係会社の意義等）を準用する。

(会社の円滑な事業の運営を確保するための要件の判定) **新設**

措通・70の7の6—10 措置法第70条の7の6第2項第1号へに規定する要件のうち、措置法令第40条の8の6第9項において準用する措置法令第40条の8の2第10項第2号の要件を判定する場合には、同号の会社が発行する会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を、次に掲げる者以外の者が有しているかどうかにより行うことに留意する。

- (1) 当該会社の非上場株式等について、措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用を受けている者
- (2) 措置法令第40条の8の5第1項第1号に定める者から措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与により当該会社の非上場株式等の取得をしている者（(1)に掲げる者を除く。）
- (3) 措置法令第40条の8の6第1項第1号に定める者から措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該会社の非上場株式等の取得をしている者（(1)に掲げる者を除く。）

(特例経営承継相続人等を判定する場合等の議決権の数の意義) **新設**

措通・70の7の6—11 措置法第70条の7の6第2項第7号ロ及びハの要件を判定する場合の同号ロ及びハの「議決権の数」及び「総株主等議決権数」の意義については、70の7—12（経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義）を準用する。

この場合において、同条第2項第7号ロ及びハの要件の判定は、相続の開始直後の株主等の構成により行うことに留意する。

(注) 同号ハ(1)又は(2)のいずれの場合に該当するかは、同一の特例被相続人から同一の特例認定承継会社の非上場株式等を同条第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得した者の数によることに留意する。

(特例経営承継期間の意義) **新設**

措通・70の7の6—12 措置法第70条の7の6第2項第6号に規定する特例経営承継期間とは、同条第1項の規定の適用に係る相続の相続税の申告書の提出期限の翌日から、次の(1)又は(2)のいずれか早い日までの期間をいうことに留意する。

(1) 次のいずれか早い日

イ 特例経営承継相続人等の最初の同項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

ロ 特例経営承継相続人等の最初の特例対象贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

(2) 特例経営承継相続人等の死亡の日の前日

(納税猶予分の相続税額の計算に関する取扱いの準用) **新設**

措通・70の7の6—13 70の7の2—16((認定承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額)及び70の7の2—16の2((対象非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算))については、措置法第70条の7の6第2項第8号に規定する納税猶予分の相続税額の計算について準用する。

(納税猶予の期限の確定に関する取扱いの準用) **新設**

措通・70の7の6—14 70の7の2—17((代表権を有しないこととなった場合の意義)、70の7の2—19((譲渡等をした日の意義)、70の7の2—20((解散等をした場合等の意義)及び70の7の2—22((資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義)~30((納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算))については、措置法第70条の7の6第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項(第2号を除く。)、第4項及び第5項の規定による特例経営承継相続人等に係る納税猶予の期限の確定について準用する。

(相続税の納税猶予及び免除の特例における雇用の確保について) **新設**

措通・70の7の6—15 措置法第70条の7の6第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項の規定からは、雇用の確保に関する確定事由である同条第3項第2号の規定は除かれていることに留意する。

なお、雇用の確保ができなかった場合として中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第2項(同条第5項又は第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下70の7の6—15において同じ。)又は同条第8項、第10項若しくは第12項において準用する同条第1項(同条第4項又は第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは同条第9項、第11項若しくは第13項において準用する同条第2項に規定する場合に該当するときは、同条第3項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第14項の都道府県知事の確認書の写しを措置法第70条の7の6第7項の規定により提出する届出書に添付することとされており、これらの書類の提出がない場合には同条第9項において準用する措置法第70条の7の2第12項の規定により、納税の猶予に係る期限が確定することに留意する。

(筆頭要件の判定) **新設**

措通・70の7の6—16 措置法第70条の7の6第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第4号に規定する場合に該当することとなったかどうかの判定における同号の特例経営承継相続人等と特別の関係がある者のうち「いずれかの者」については、当該特例経営承継相続人等以外の当該特例経営承継相続人等に係る特例認定承継会社の非上場株式等につき措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者、措置法第70条の7の6第1項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等及び措置法第70条の7の8第1項の規定の適用を受ける特例経営相続承継受贈者が除かれることに留意する。

(特例対象非上場株式等の譲渡等の判定) **新設**

措通・70の7の6—17 措置法第70条の7の6第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第5号若しくは第6号、同条第4項の表の第1号又は同条第5項の表の第1号若しくは第2号の特例対象非上場株式等の全部又は一部の同条第3項第5号に規定する譲渡等(以下70の7の6—32までにおいて「譲渡等」という。)があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8の6第44項において準用する措置法令第40条の8の2第70項及び第71項の規定により行うことに留意する。

(注) 1 特例対象非上場株式等を措置法第70条の7の6第12項において準用する措置法第70条の7の2第16項第2号の規定による贈与をしたかどうかの判定についても上記により行うことに留意する。

2 措置法第70条の7の6第13項又は第14項の規定の適用を受ける場合には、措置法令第40条の8の6第44項において準用する措置法令第40条の8の2第70項及び第71項の規定の適用はないことに留意する。なお、この場合の取扱いについては、70の7の6—32を参照。

(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義) **新設**

措通・70の7の6—18 措置法第70条の7の6第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7の6—7((納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))を準用する。

この場合において、70の7の6—7中「相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」とあるのは「相続税の申告期限の翌日」と、「相続税の申告期限」とあるのは「措置法第70条の7の6第2項第9号ロに規定する猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8の6第6項において準用する措置法第40条の8の2第7項」とあるのは「第40条の8の6第35項において準用する措置法第40条の8の2第30項」となることに留意する。

(事業の運営に支障を及ぼすおそれがある場合の判定) **新設**

措通・70の7の6—19 措置法第70条の7の6第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第17号に規定する要件のうち、措置法第40条の8の6第25項において準用する措置法第40条の8の2第31項第1号に規定する要件を判定する場合には、70の7の6—10((会社の円滑な事業の運営を確保するための要件の判定))を準用する。

(みなす充足に関する取扱いの準用) **新設**

措通・70の7の6—20 70の7の2—31((みなす充足に該当しないこととなる事由))～34((特定事由))及び70の7の2—48((2以上の認定承継会社がある場合の担保の取扱い))については、特例対象非上場株式等の全てを担保として提供した特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第4項において準用する措置法第70条の7の2第6項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(継続届出書の提出期間) **新設**

措通・70の7の6—21 70の7の2—36((継続届出書の提出期間))については、特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第7項に規定する届出書を提出する場合について準用する。

(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ等) **新設**

措通・70の7の6—22 70の7の2—37((増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ))、70の7の2—38((持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合))及び70の7の2—48((2以上の認定承継会社がある場合の担保の取扱い))については、措置法第70条の7の6第10項において措置法第70条の7の2第13項の規定を準用する場合及び措置法第70条の7の6第11項において措置法第70条の7の2第14項の規定を準用する場合について準用する。

(措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等) **新設**

措通・70の7の6—23 70の7の2—41((措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等))については、特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第12項において準用する措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用を受ける場合について準用する。

(破産免除等に関する取扱いの準用) **新設**

措通・70の7の6—24 70の7の2—42((破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等))～47((免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額))については、特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第12項において準用する措置法第70条の7の2第16項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(事業の継続が困難な事由の判定の時期) **新設**

措通・70の7の6—25 特例経営承継相続人等又は特例認定承継会社が措置法第70条の7の6第13項に規定する事業の継続が困難な事由が生じた場合に該当するかどうかの判定は、同項各号に掲げる事由が生じたごとに行うことに留意する。

(事業の継続が困難な事由の意義) **新設**

措通・70の7の6—26 措置法第70条の7の6第13項に規定する特例認定承継会社の事業の継続が困難な事由とは、次に掲げる事由をいうことに留意する。

(1) 直前事業年度及び当該直前事業年度の直前の3事業年度(当該直前事業年度の終了の日の翌日以後6月を経過する日後に措置法第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、2事業年度。以下(2)において同じ。)のうち2以上の事業年度において、経常損益金額(会社計算規則第91条第1項((経常損益金額))に規定する経常損益金額をいう。)が零未満であること。

(注) 上記の「直前事業年度」とは、特例経営承継相続人等又は特例認定承継会社が措置法第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった日の属する事業年度の前事業年度をいう(以下70の7の6—26において同じ。)

(2) 直前事業年度及び当該直前事業年度の直前の3事業年度のうち2以上の事業年度において、各事業年度の平均総収入

金額が、当該各事業年度の前事業年度の平均総収入金額を下回ること。

(注) 上記の「平均総収入金額」とは、次の算式により計算した金額をいう(以下(3)において同じ。)

$$\frac{\text{特例認定承継会社の各事業年度の総収入金額}}{\text{特例認定承継会社の各事業年度の月数}}$$

(注) 上記算式の「総収入金額」は、当該特例認定承継会社の総収入金額のうち、会社計算規則第88条第1項第4号(「損益計算書等の区分」)に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益以外のものに限られることに留意する。

(3) 次に掲げる算式のいずれか(直前事業年度の終了の日の翌日以後6月を経過する日後に措置法第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、イに掲げる算式)に該当すること。

イ 直前事業年度の終了の日における負債の帳簿価額 \geq 当該直前事業年度の平均総収入金額 \times 6

ロ 直前事業年度の前事業年度終了の日における負債の帳簿価額 \geq 当該前事業年度の平均総収入金額 \times 6

(注) 上記算式の「負債」は、利子(特例経営承継相続人等と特別の関係がある者に対して支払うものを除く。)の支払の基因となるものに限られることに留意する。

(4) 次に掲げる算式のいずれかに該当すること。

イ 判定期間における業種平均株価 $<$ 前判定期間における業種平均株価

ロ 前判定期間における業種平均株価 $<$ 前々判定期間における業種平均株価

(注) 1 上記算式の「判定期間」とは、直前事業年度終了の日の1年前の日の属する月から同月以後1年を経過する月までの期間をいい、「前判定期間」とは、判定期間の開始前1年間をいい、「前々判定期間」とは、前判定期間の開始前1年間をいう。

2 上記算式の「業種平均株価」とは、措置法令第40条の8の6第29項第4号に規定する業種平均株価をいう(以下70の7の6—27において同じ。)

(5) 特例経営承継相続人等(措置法第70条の7の6第13項各号(第4号を除く。))のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時において特例認定承継会社の会社法第329条第1項(選任)に規定する役員又は業務を執行する社員であった者に限る。)が心身の故障その他の事由により当該特例認定承継会社の業務に従事することができなくなったこと。

(業種平均株価の算定) **新設**

措通・70の7の6—27 業種平均株価に係る措置法令第40条の8の6第29項第4号の「特例認定承継会社の事業が該当する業種」の判定は、措置法第70条の7の6第13項各号に掲げる場合に該当することとなった時における特例認定承継会社の行う事業に基づき、評価基本通達181(類似業種)及び181—2(評価会社の事業が該当する業種目)に準じて行うことに留意する。

なお、業種平均株価に係る措置法規則第23条の12の3第22項に規定する各月における上場株式平均株価については、同通達182(類似業種の株価)により別に定める金額によることとして差し支えない。

(特例対象非上場株式等の時価に相当する金額の意義) **新設**

措通・70の7の6—28 措置法第70条の7の6第13項第1号イ、第2号イ、第3号イ及び第4号イ並びに第13項各号の「特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額」の意義については、70の7—40(対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義)を準用する。

(注) 同条第13項第4号イの金額は、評価基本通達189—6(清算中の会社の株式の評価)の定め準じて算定することに留意する。

(措置法第70条の7の6第13項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限) **新設**

措通・70の7の6—29 特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第13項の規定の適用を受ける場合には、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ中欄に掲げる金額に相当する相続税については右欄に掲げる日から2月を経過する日(当該右欄に掲げる日から当該2月を経過する日までの間に当該特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の相続人(包括受遺者を含む。)が当該特例経営承継相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日。)に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。

場合	金額	日
(1) 措置法第70条の7の6第13項第1号に掲げる場合	同号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日
(2) 措置法第70条の7の6第13項第2号に掲げる場合	同号イに掲げる金額(同号の合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として措置法令第40条の8の6第31項の規定により計算した金額に限る。)及び同号ロに掲げる金額の合計額	同号の合併がその効力を生じた日
(3) 措置法第70条の7の6第13項第3号に掲げる場合	同号イに掲げる金額(同号の株式交換等に際して交付された当該株式交換等に係る他の会社の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として措置法令第40条の8の6第32項の規定により計算した金額に限る。)及び同	同号の株式交換等がその効力を生じた日

	号口に掲げる金額の合計額	
(4) 措置法第70条の7の6第13項第4号に掲げる場合	同号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の解散をした日

(注) (2)又は(3)に掲げる場合において、(2)の合併により交付された吸収合併存続会社等の株式等の価額に対応する金額又は(3)の株式交換等に際して交付された他の会社の株式等の価額に対応する金額については、納税猶予の期限が到来しないことに留意する。

(措置法第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の継続) 新設

措通・70の7の6—30 特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第14項の規定の適用を受けた場合には、猶予中相続税額のうち同項の規定により免除される金額以外の金額については、納税猶予の期限が到来しないことに留意する。

(注) 同項の規定により猶予中相続税額とされた金額の取扱いについては、70の7の6—33を参照。

(差額免除の申請書が申請期限までに提出されない場合等) 新設

措通・70の7の6—31 特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第13項又は第14項の規定に基づき相続税の免除を受けようとする場合には、同条第13項に規定する申請期限（以下70の7の6—31において「申請期限」という。）までに同条第13項又は第14項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、これらの規定の適用はないことに留意する。

これらの申請書を申請期限までに提出しない場合には、同条第13項各号に掲げる場合の区分に応じ同条第3項において準用する措置法第70条の7の2第5項の表の各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税については当該各号の下欄に掲げる日から2月を経過する日（当該各号の下欄に掲げる日から当該2月を経過する日までの間に当該特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の相続人（包括受遺者を含む。）が当該特例経営承継相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。

(注) 申請期限までに措置法第70条の7の6第13項又は第14項に規定する申請書の提出がなかった場合のようじよ規定は設けられていない。

(特例対象非上場株式等の一部の譲渡等をした場合等における免除を受ける株式等の選択) 新設

措通・70の7の6—32 措置法第70条の7の6第13項第1号又は第14項の規定の適用に係る同号の譲渡等が特例対象非上場株式等の一部の譲渡等である場合又はこれらの規定の適用に係る譲渡等の直前において特例経営承継相続人等が特例認定承継会社の非上場株式等で特例対象非上場株式等以外のものを有する場合には、措置法規則第23条の12の3第24項第4号の規定に基づき措置法第70条の7の6第13項又は第14項の規定の適用に係る申請書において選択をした特例対象非上場株式等につき、これらの規定が適用されることに留意する。

(注) 特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第13項又は第14項の規定の適用を受ける場合には、措置法令第40条の8の6第4項において準用する措置法令第40条の8の2第70項及び第71項の規定の適用はないこととされている。

(措置法第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合の納税猶予の期限等) 新設

措通・70の7の6—33 措置法第70条の7の6第14項の規定により猶予中相続税額とされた金額については、同条第13項第1号から第3号までに掲げる場合に該当することとなった日から2年を経過する日における次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額に相当する相続税について、当該2年を経過する日から2月を経過する日（当該2年を経過する日から当該2月を経過する日までの間に特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の相続人（包括受遺者を含む。）が当該特例経営承継相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。

(1) 同条第15項第1号に規定する会社が事業を継続している場合に該当する場合_同条第16項に規定する特例再計算相続税額（同条第14項第2号の合併又は同項第3号の株式交換等に該当する場合には、当該合併又は株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として措置法令第40条の8の6第39項の規定により計算した金額に限る。）

(2) 当該会社が事業を継続している場合に該当しない場合_措置法第70条の7の6第14項の規定により猶予中相続税額とされた金額（同項第2号の合併又は同項第3号の株式交換等に該当する場合には、当該合併又は株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として措置法令第40条の8の6第40項の規定により計算した金額に限る。）

(注) 「措置法第70条の7の6第14項の規定により猶予中相続税額とされた金額」とは、措置法第70条の7の6第13項各号（第4号を除く。）イ及びロに掲げる金額の合計額をいうことに留意する。

(事業の継続に係る雇用要件の判定) 新設

措通・70の7の6—34 措置法令第40条の8の6第38項第2号の要件の判定は、措置法第70条の7の6第13項第1号から第3号までに掲げる場合に該当することとなった時の直前に特例認定承継会社の常時使用従業員であった者のうち、その該当することとなった時から同条第15項の2年を経過する日まで引き続き次に掲げる会社の常時使用従業員

である者の数が、その該当することとなった時の直前における当該特例認定承継会社の常時使用従業員の総数の2分の1に相当する数以上であるかどうかにより行うことに留意する。

(1) 同条第14項第1号に掲げる場合における同号の譲渡等をした特例対象非上場株式等に係る会社

(2) 同項第2号に掲げる場合における同号の合併に係る吸収合併存続会社等

(3) 同項第3号に掲げる場合における同号の株式交換等に係る株式交換完全子会社等

(注) 上記の「常時使用従業員の総数の2分の1に相当する数」は、その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数となり、当該該当することとなった時の直前における常時使用従業員の数が1人のときは1人となることに留意する。

(特例再計算相続税額に係る差額免除の申請書が再申請期限までに提出されない場合等) **新設**

措通・70の7の6—35 特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第15項第1号の規定の適用を受けようとする場合には、同号に規定する再申請期限（以下70の7の6—35において「再申請期限」という。）までに同条第17項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同号の規定の適用はないことに留意する。

当該申請書を再申請期限までに提出しない場合には、同条第14項の規定により猶予中相続税額とされた金額に相当する相続税については、再申請期限をもって納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。

(注) 再申請期限までに措置法第70条の7の6第17項に規定する申請書の提出がなかった場合のようじよ規定は設けられていない。

(差額免除に係る免除申請があった場合の延滞税の計算) **新設**

措通・70の7の6—36 措置法令第40条の8の6第35項において準用する措置法令第40条の8の2第48項の規定は、措置法第70条の7の6第13項又は第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、納期限又は当該免除申請書の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から同条第18項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中相続税額から同条第13項又は第17項の免除を受けようとする相続税に相当する金額（以下70の7の6—38までにおいて「免除申請相続税額」という。）を控除した残額に相当する相続税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中相続税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する相続税を基礎金額として、納付すべき延滞税の額を計算することに留意する。

(注) 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の6第35項において準用する措置法令第40条の8の2第48項の規定により計算した延滞税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。

(差額免除に係る免除申請があった場合の利子税の計算) **新設**

措通・70の7の6—37 措置法令第40条の8の6第35項において準用する措置法令第40条の8の2第49項の規定は、措置法第70条の7の6第13項又は第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、当該免除申請書の提出があった日から同条第18項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中相続税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する相続税を基礎金額として、納付すべき利子税の額を計算することに留意する。

(注) 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の6第35項において準用する措置法令第40条の8の2第49項の規定により計算した利子税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。

(差額免除に係る免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額) **新設**

措通・70の7の6—38 措置法令第40条の8の6第35項において準用する措置法令第40条の8の2第50項に規定する「同項各号の法第70条の7の6第13項又は第15項第1号の規定により納税の猶予に係る期限が確定する相続税に相当する金額に相当する相続税」とは、措置法第70条の7の6第13項各号又は第15項第1号の猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税の額と、措置法令第40条の8の6第35項において準用する措置法令第40条の8の2第49項の規定により計算した当該相続税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。

(再計算免除に関する取扱いの準用) **新設**

措通・70の7の6—39 70の7の2—49（猶予中相続税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等）～52（対象非上場株式等の認可決定日における価額の意義）については、特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第21項において準用する措置法第70条の7の2第22項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(納税猶予期限の繰上げに該当することとなった日) **新設**

措通・70の7の6—40 措置法第70条の7の6第23項の表の第5号の上欄に掲げる場合に該当する場合における同

条第24項に規定する「特例経営承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなった場合」とは、税務署長が納税猶予期限の繰上通知書を発した日が当該特例経営承継期間の末日の翌日以後である場合をいうことに留意する。

(災害等によって被害を受けた場合における措置に関する取扱いの準用) 新設

措通・70の7の6—4 1 70の7の2—5 5(「特定期間」の意義)～5 8(「事業所が災害によって被害を受けたことにより認定承継会社における雇用の確保が困難となった場合」)及び70の7の2—6 2(「措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」)～6 8(「措置法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合」)については、特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6第26項において準用する措置法第70条の7の2第31項から第39項までの規定の適用を受ける場合について準用する。

(その他の70の7の2関係通達の準用) 新設

措通・70の7の6—4 2 70の7の2—4(「代償分割により取得をした非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の不適用」)～8(「相次相続控除の算式」)及び70の7の2—5 4(「措置法第70条の7の2第30項各号の価額の意義」)については、特例経営承継相続人等が措置法第70条の7の6の規定の適用を受ける場合について準用する。

(注) この場合において、70の7の2—8中「同条第16項、第17項又は」とあるのは、「措置法第70条の7の6第12項において準用する措置法第70条の7の2第16項若しくは第17項の規定、措置法第70条の7の6第13項、第14項若しくは第15項第1号の規定又は同条第21項において準用する措置法第70条の7の2」となることに留意する。

(措置法第70条の7の7第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算) 新設

措通・70の7の7—1 措置法第70条の7の7第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算は、次の算式により算定して差し支えない。

$$A \times \frac{B}{C}$$

(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。

Aは、措置法第70条の7の7第1項の特例贈与者から特例対象贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該特例対象贈与の時点における価額(措置法第70条の7の5第2項第6号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいう。)

Bは、当該特例贈与者の死亡直前の当該特例贈与者に係る特例経営承継受贈者の猶予中贈与税額

Cは、当該特例贈与者から特例対象贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額(措置法第70条の7の5第2項第8号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。)

2 当該死亡した特例贈与者から複数の特例認定贈与承継会社の非上場株式等を相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合のA及びBの価額は、それぞれの特例認定贈与承継会社ごとに算定することに留意する。

3 当該死亡した特例贈与者から同一の特例認定贈与承継会社の非上場株式等を相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例経営承継受贈者が複数ある場合には、それぞれの特例経営承継受贈者ごとに算定することに留意する。

4 上記により計算した価額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てて差し支えない。

(措置法第70条の7の7第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算) 新設

措通・70の7の7—2 措置法第70条の7の7第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算は、次の算式により算定して差し支えない。

$$A \times \frac{B}{C}$$

(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。

Aは、特例経営承継受贈者に係る前の贈与者から措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る前の贈与により当該前の贈与に係る受贈者が取得した措置法第70条の7第1項に規定する対象受贈非上場株式等又は特例対象受贈非上場株式等の当該前の贈与の時点における価額(同条第2項第5号の対象受贈非上場株式等の価額又は措置法第70条の7の5第2項第8号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいう。)

Bは、当該前の贈与者の死亡直前の当該特例経営承継受贈者の当該相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等に係る猶予中贈与税額

Cは、当該相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額(措置法第70条の7の5第2項第8号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。)

(注) 1 「前の贈与者」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める者に当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいう(以下70の7の7—2において同じ。)

イ 特例贈与者に対する措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の措置法第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。)の規定の適用に係るもの(以下このイにおいて「**免除対象贈与**」という。)である場合、特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の免除対象贈与をした者のうち最初に措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた者

ロ イに掲げる場合以外の場合、特例贈与者

2 「前の贈与」とは、(注)1のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める者に対する当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をいう。

2 当該死亡した前の贈与者から複数の特例認定贈与承継会社の非上場株式等を相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合には、それぞれの特例認定贈与承継会社ごとに算定することに留意する。

3 当該死亡した前の贈与者から同一の特例認定贈与承継会社の非上場株式等を相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例経営承継受贈者が複数ある場合には、それぞれの特例経営承継受贈者ごとに算定することに留意する。

4 上記により計算した価額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てて差し支えない。

5 特例経営承継受贈者に係る前の贈与者が行った前の贈与が措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与のいずれであるかに関わらず、当該前の贈与者が死亡した場合には、当該特例経営承継受贈者については、措置法第70条の7の7第2項の規定が適用されることに留意する。

(70の7の3関係通達の準用) **新設**

措通・70の7の7—3 70の7の3—2((贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した対象非上場株式等)及び70の7の3—2の2((納税猶予の期限が確定している非上場株式等に係る相続税法第19条の適用))については、特例贈与者が死亡した場合について準用する。

(特例対象相続非上場株式等の意義) **新設**

措通・70の7の8—1 措置法第70条の7の8第1項に規定する特例対象相続非上場株式等(以下70の7の8—1において「**特例対象相続非上場株式等**」という。)とは、特例経営相続承継受贈者が同条第1項に係る相続の開始の時に有していた特例対象受贈非上場株式等(措置法第70条の7の7第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下70の7の8—1において同じ。))の規定の適用があるものに限る。(70の7の7—1参照。)をいうことに留意する。

(注)1 複数の特例認定相続承継会社に係る特例対象受贈非上場株式等を措置法第70条の7の7第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた場合の特例対象相続非上場株式等に該当するかどうかの判定は、それぞれの特例認定相続承継会社ごとに行うことに留意する。

2 同一の特例認定相続承継会社に係る特例対象受贈非上場株式等を措置法第70条の7の7第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例経営相続承継受贈者が複数ある場合の特例対象相続非上場株式等に該当するかどうかの判定は、それぞれの特例経営相続承継受贈者ごとに行うことに留意する。

3 措置法第70条の7の6第1項に規定する相続税の申告書に措置法第70条の7の8第1項の規定の適用を受ける旨の記載があるものが特例対象相続非上場株式等に該当することに留意する。

(修正申告等に係る相続税額の納税猶予) **新設**

措通・70の7の8—2 措置法第70条の7の8第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告について税額計算の誤りがあり、その誤りのみに基づいて修正申告又は更正があった場合における当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額(附帯税を除く。)については、70の7—6((修正申告等に係る贈与税額の納税猶予))を準用する。

(納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義) **新設**

措通・70の7の8—3 措置法第70条の7の8第1項の規定の適用がない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義については、70の7の6—7((納税猶予の特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))を準用する。

この場合において、70の7の6—7中「相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれかの日」とあるのは「相続の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれかの日」と、また、同通達(1)中「措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始」とあるのは「特例対象贈与」と、「当該相続の開始」とあるのは「当該特例対象贈与」と、「特例対象贈与」とあるのは「第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続」となることに留意する。

(特例経営相続承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義) **新設**

措通・70の7の8—4 措置法第70条の7の8第2項第1号ロ及びハの要件を判定する場合の同号ロの「議決権の数」及び「総株主等議決権数」並びに同号ハの「議決権の数」の意義については、70の7—12((経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義))を準用する。

この場合において、同条第2項第1号ロ及びハの要件の判定は、相続の開始直後の株主等の構成により行うことに留意する。

なお、同条第1項の適用要件には、措置法令第40条の8の5第1項第1号及び第2号に定める要件に相当する要件はないことに留意する。

(納税猶予分の相続税額の計算に関する取扱いの準用) 新設

措通・70の7の8—5 70の7の4—6((認定相続承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象相続非上場株式等の価額)及び70の7の4—6の2((対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算))については、措置法第70条の7の8第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税額の計算について準用する。

(特例経営相続承継期間の意義) 新設

措通・70の7の8—6 措置法第70条の7の8第1項の規定の適用を受ける場合における同条第2項第5号に規定する特例経営相続承継期間(以下「特例経営相続承継期間」という。)は、次に掲げる場合の区分に応じ次に定めるとおりとなることに留意する。

(1) 措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から特定日までの間に当該贈与に係る特例贈与者(特例経営相続承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が措置法第70条の7第15項第3号(措置法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。)の規定の適用に係るものである場合には、措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者として措置法令第40条の8の8第10項に定める者に特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定相続承継会社の非上場株式等の贈与をした者。以下70の7の8—6において同じ。)が死亡した場合

当該死亡に係る相続の開始の日から当該特定日又は当該贈与に係る特例経営相続承継受贈者の死亡の日の前日のいずれか早い日までが特例経営相続承継期間となる。

(2) 特定日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間に当該贈与に係る特例贈与者が死亡した場合

特例経営相続承継期間は存在しない。

(注)1 「特定日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいうことに留意する。

イ 当該特例経営相続承継受贈者の最初の措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

ロ 当該特例経営相続承継受贈者の最初の措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

2 「措置法令第40条の8の8第10項に定める者」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める者をいうことに留意する。

イ 特例贈与者に対する措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の措置法令第40条の8の5第4項において準用する措置法令第40条の8第5項第1号に規定する免除対象贈与である場合 特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定相続承継会社の非上場株式等の当該免除対象贈与をした者のうち最初に措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた者

ロ イに掲げる場合以外の場合 特例贈与者

(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義) 新設

措通・70の7の8—7 措置法第70条の7の8第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7の2—14((納税猶予の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))を準用する。

この場合において、70の7の2—14中「相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」とあるのは「相続税の申告期限の翌日」と、「相続税の申告期限」とあるのは「措置法令第40条の8の8第12項に規定する猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8の2第7項」とあるのは「第40条の8の8第13項において準用する措置法令第40条の8の2第30項」と、また、同通達(1)中「措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始」とあるのは「特例対象贈与」と、「当該相続の開始」とあるのは「当該特例対象贈与」と、「対象贈与」とあるのは「第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続」となることに留意する。

(継続届出書の提出期間) 新設

措通・70の7の8—8 70の7の4—10((継続届出書の提出期間))については、特例経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の8第6項に規定する届出書を提出する場合について準用する。

(70の7の2関係通達の準用) 新設

措通・70の7の8—9 70の7の2—7((申告期限前に全部確定事由が生じた場合))、70の7の2—8((相次相続控除の算式))、70の7の2—10((担保の提供等))～13((常時使用従業員の意義))、70の7の2—14の2((認定承継会社から支給された給与等の意義))、70の7の2—14の3((特定特別関係会社の意義等))、70の7の2—17((代表権を有しないこととなった場合の意義))、70の7の2—19((譲渡等をした日の意義))、70の7の2—20((解散等をした場合等の意義))、70の7の2—22((資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義))～34((特定事由))、

70の7の2-37((増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)～58((事業所が災害によって被害を受けたことにより認定承継会社における雇用の確保が困難となった場合)及び70の7の2-62(措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」)～67((措置法第70条の7の2第17項に関する通達の準用))については、特例経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の8の規定の適用を受ける場合について準用する。

(注) この場合において、70の7の2-8中「同条第16項、第17項又は第22項」とあるのは、「措置法第70条の7の8第11項において準用する措置法第70条の7の2第16項若しくは第17項の規定、措置法第70条の7の8第12項において準用する措置法第70条の7の2第22項の規定又は措置法第70条の7の8第17項において準用する措置法第70条の7の6第13項、第14項若しくは第15項第1号」となることに留意する。

(70の7の4関係通達の準用) **新設**

措通・70の7の8-10 70の7の4-2((対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)及び70の7の4-2の2((対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))については、特例経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の8の規定の適用を受ける場合について準用する。

(70の7の6関係通達の準用) **新設**

措通・70の7の8-11 70の7の6-10((会社の円滑な事業の運営を確保するための要件の判定)、70の7の6-15((相続税の納税猶予及び免除の特例における雇用の確保について)～17((特例対象非上場株式会社等の譲渡等の判定)、70の7の6-19((事業の運営に支障を及ぼすおそれがある場合の判定)、70の7の6-25((事業の継続が困難な事由の判定の時期)～38((差額免除に係る免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額)及び70の7の6-40((納税猶予期限の繰上げに該当することとなった日))については、特例経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の8の規定の適用を受ける場合について準用する。

5 国税庁情報

(1) 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例等に関する質疑応答事例について

注：この質疑応答事例は、制度が創設された平成21年4月現在の法令等に基づいて作成され、その後の改正は内容に反映されていません。しかし、事例に対する解釈や具体的な計算例等に、非常に参考になる部分が多いために掲載することとしましたが、次の点にご留意ください。

イ 以後の改正によって内容的に必要ななくなったと思われる項目は、見出しの文字に抹消線を付し、内容を割愛しています。

ロ 創設当初の経過措置等に関する事項は、掲載を割愛しています。

ハ 本文の中で、以後の改正により削除され、そのまま掲載しておくとも明らかに誤解を招くと思われる部分については、抹消線を付した部分があります。

ニ 上記以外は、原文のまま掲載しています。なお、現行の一般納税猶予制度を当時は「特例」と称していたなど、各用語をはじめ、以後の改正によって変化している部分が各所にあることに、特にご留意ください。

資産課税情報 第5号 平成22年2月16日 国税庁資産課税課

平成21年度税制改正において創設された非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例等に関する質疑応答事例を取りまとめたので、執務の参考として送付する。

なお、質疑応答事例は、平成21年4月1日現在の法令に基づくものである。

《共通》

問1 非上場株式等についての納税猶予の特例と農地等についての納税猶予の特例との違い

《非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例関係》

問2 経済産業大臣の認定と贈与税の納税猶予の特例の適用

問3 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるための贈与

問4 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けなければならない株式等の数等

問5 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができる贈与（事業承継）の態様（1）

問6 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができる贈与（事業承継）の態様（2）

問7 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができない贈与（事業承継）の態様（1）

問8 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができない贈与（事業承継）の態様（2）

問9 贈与税の納税猶予の特例と相続税の納税猶予の特例の適用関係（1）

問10 贈与税の納税猶予の特例と相続税の納税猶予の特例の適用関係（2）

問11 贈与税の納税猶予の特例と相続税の納税猶予の特例の適用関係（3）

問12 贈与税の納税猶予の特例の適用要件：役員である期間の意義

問13 贈与税の納税猶予の特例の適用要件等の判定対象に含まれる株式等の種類

問14 贈与者の同族内筆頭株主等要件

問15 同族過半要件及び同族内筆頭株主等要件：会社が組織変更している場合

問16 資産保有型会社の判定：一棟の建物

問17 資産保有型会社の判定：帳簿価額

問18 医療法人の出資

問19 限度数要件：（1）発行済株式の総数の3分の2に端数が生じる場合

問20 限度数要件：（2）一部制限株式等の保有がある場合

問21 限度数要件：（3）同一年中に異なる贈与者から同一の認定贈与承継会社に係る株式の取得をした場合

問22 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けない場合の相続時精算課税の適用

問23 贈与税の納税猶予税額の計算：（1）相続時精算課税適用者が贈与税の納税猶予の特例を適用する場合

問24 贈与税の納税猶予税額の計算：（2）特例受贈非上場株式等に係る会社が複数ある場合

問25 受贈者が代表権を有しないこととなった場合（1）

問26 受贈者が代表権を有しないこととなった場合（2）

問27 贈与者の名誉職への就任

問28 納税猶予に係る期限が確定する資産保有型会社又は資産運用型会社

問29 特例受贈非上場株式等の譲渡等の判定

問30 認定贈与承継会社等について上場の申請がなされた場合

問31 認定贈与承継会社等が風俗営業会社となった場合

問32 確定税額の計算：（1）確定税額に100円未満の端数が生じる場合

- 問33 確定税額の計算：(2) 合併により認定贈与承継会社が消滅した場合
 問34 確定税額の計算：(3) 会社分割により吸収分割承継会社の株式を株主が取得をした場合
 問35 確定税額の計算：(4) 組織変更の際に株主に金銭の支払いがあった場合
 問36 確定税額の計算：(5) 会社の純資産額の計算
 問37 経営承継受贈者又は贈与者が死亡した場合の猶予中贈与税額に相当する贈与税の免除
 問38 納税者からの申請による免除(1)
 問39 納税者からの申請による免除(2)
 問40 特例受贈非上場株式等の修正(1)：申告期限後における特例受贈非上場株式等の数又は金額の変更の可否
 問41 特例受贈非上場株式等の修正(2)：贈与者の相続の開始に伴い遺留分減殺請求がなされた場合の贈与税の納税猶予の特例関係

《非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例関係》

- 問42 相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができる相続(事業承継)の態様
 問43 既に贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている場合
 問44 既に贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合
 問45 特定受贈同族会社株式等がある場合(1)：平成21年改正前措置法第69条の5の適用を受ける場合
 問46 特定受贈同族会社株式等がある場合(2)：平成22年4月1日以後に特定受贈同族会社株式等事前届出書が提出された場合
 問47 特定同族株式等がある場合：平成22年4月1日以後に特定同族株式等事前届出書が提出された場合
 問48 相続税の納税猶予税額の計算方法：代償分割があった場合

《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例関係》

- 問49 既に贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている場合
 問50 限度数要件：相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例受贈非上場株式等がある場合
 問51 相続税の課税価格に算入される特例受贈非上場株式等の価額等：(1) 贈与者の相続の開始前に譲渡等があった場合
 問52 相続税の課税価格に算入される特例受贈非上場株式等の価額等：(2) 贈与者の相続の開始前に合併により認定贈与承継会社が消滅している場合
 問53 相続税の課税価格に算入される特例受贈非上場株式等の価額等：(3) 贈与者の相続の開始前に合併により認定贈与承継会社が消滅している場合(特例の適用を受けてから3年以内に贈与者が死亡している場合)

問1 非上場株式等についての納税猶予の特例と農地等についての納税猶予の特例との違い

(問) 今回創設された非上場株式等についての納税猶予の特例と農地等についての納税猶予の特例とを比較したときに、制度上異なる主な点は何か。

(答)

今回創設された非上場株式等についての納税猶予の特例と農地等についての納税猶予の特例とで、制度上異なる主な点は次のとおりである。

- 1 法令の構成
- 2 納税猶予税額の算出方法
- 3 継続届出書の提出期間等
- 4 会社の倒産等があった場合の特例適用者からの申請による猶予税額の免除制度
- 5 同族会社等の行為又は計算の否認等
- 6 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例を受ける株式等の範囲
- 7 贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例

(解説)

1 法令の構成

農地等についての納税猶予の特例は、農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予(措法70の4)と農地等についての相続税の納税猶予(措法70の6)により構成されているが、非上場株式等についての納税猶予の特例は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予(措法70の7)(以下「贈与税の納税猶予の特例」という。)、非上場株式等についての相続税の納税猶予(措法70の7の2)(以下「相続税の納税猶予の特例」という。))及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予(措法70の7の4)(以下「贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例」という。))により構成されている。

2 納税猶予税額の算出方法

贈与税の納税猶予の特例に係る納税猶予税額については、この特例の適用を受けるものとして選択した非上場株式等(以下「特例受贈非上場株式等」という。)の価額を租税特別措置法(以下「措置法」という。)第70条の7第2項第3号に規定する経営承継受贈者(以下「経営承継受贈者」という。)に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第21条の5《贈与税の基礎控除》及び第21条の7《贈与税の税率》の規定(措置法第70条の2の2《贈与税の基礎控除の特例》の規定を含む。)を適用して計算した金額が納税猶予分の贈与税額となる。

また、相続税の納税猶予の特例に係る納税猶予税額及び贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例に係る納税猶予税額については、措置法第70条の7の2第2項第3号に規定する経営承継相続人等（以下「**経営承継相続人等**」という。）又は同法第70条の7の4第2項第3号に規定する経営相続承継受贈者（以下「**経営相続承継受贈者**」という。）が、この特例の適用を受けるものとして選択した非上場株式会社等（以下「**特例非上場株式会社等**」という。）のみを相続又は遺贈により取得するとした場合の相続税額から、当該特例非上場株式会社等の20%に相当する株式等のみを相続又は遺贈により取得するとした場合の相続税額を控除した残額に相当する金額が納税猶予分の相続税額となる。

3 継続届出書の提出期間等

贈与税の納税猶予の特例については、贈与税の申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日（当該経過する日までに贈与者が死亡した場合は、その死亡の日。以下同じ。）までの期間（以下「**経営贈与承継期間**」という。）は、当該贈与税の申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日を基準日（以下「**第一種贈与基準日**」という。）として毎年、経営贈与承継期間の末日の翌日から納税猶予分の贈与税額の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間は、当該経営贈与承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日を基準日（以下「**第二種贈与基準日**」という。）として3年ごとに、引き続いてこの特例の適用を受けたい旨及び特例の適用を受けている非上場株式会社等に係る会社の経営に関する事項を記載した届出書（以下「**継続届出書**」という。）に一定の書類を添付して納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされている。

また、相続税の納税猶予の特例については、相続税の申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日（当該経過する日までに経営承継相続人等が死亡した場合は、その死亡の日。以下同じ。）までの期間（以下「**経営承継期間**」という。）は、当該相続税の申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日を基準日（以下「**第一種基準日**」という。）として毎年、経営承継期間の末日の翌日から納税猶予分の相続税額の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間は、当該経営承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日を基準日（以下「**第二種基準日**」という。）として3年ごとに、継続届出書に一定の書類を添付して納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされている。

また、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例については、措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から当該5年を経過する日（当該経過する日までに経営相続承継受贈者が死亡した場合は、その死亡の日。以下同じ。）までの期間（以下「**経営相続承継期間**」という。）は、当該贈与税の申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日を基準日（以下「**第一種相続基準日**」という。）として毎年、経営相続承継期間の末日の翌日から納税猶予分の相続税額の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間は、当該経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日を基準日（以下「**第二種相続基準日**」という。）として3年ごとに、継続届出書に一定の書類を添付して納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされている。

更に、継続届出書とは別に、特例の適用を受けている者が死亡等した場合（措置法第70条の7第16項、同法第70条の7の2第16項又は同法第70条の7の4第12項の規定により準用する同法第70条の7の2第16項に該当した場合をいう。）の納税の猶予に係る贈与税額（又は相続税額）の免除に当たっては、納税地の所轄税務署長に対し、免除を受けるための届出書とともに、当該死亡等した日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等した日までの間において一定の事由（納税の猶予に係る期限の確定事由）に該当していないかどうかの有無その他一定の事項を明らかにする所定の書類を当該届出書に添付して提出しなければならないこととされている。

4 会社の倒産等があった場合の特例適用者からの申請による猶予税額の免除制度

経営贈与承継期間経過後、経営承継期間経過後又は経営相続承継期間経過後に、非上場株式会社等についての納税猶予の特例の適用を受けている者が事業の再生を図るために、自己が保有するこの特例の対象となっている非上場株式会社等に係る会社（以下「**認定（贈与・相続）承継会社**」という。）の株式等の全部を譲渡した場合や、認定（贈与・相続）承継会社が倒産した場合など一定の場合には、この特例の適用を受けている者からの申請により、一定の範囲で猶予中贈与税額（措置法第70条の7第2項第7号ロに規定する猶予中贈与税額をいう。以下同じ。）又は猶予中相続税額（同法第70条の7の2第2項第7号ロ又は租税特別措置法施行令（以下「**措置法施行令**」という。）第40条の8の3第10項に規定する猶予中相続税額をいう。以下同じ。）を免除することとされている（措法第70条の7第17項、同法第70条の7の2第17項及び同法第70条の7の4第12項の規定により準用する同法第70条の7の2第17項）。

5 同族会社等の行為又は計算の否認等

非上場株式会社等についての納税猶予の特例の適用を受けて相続税等の負担の回避を図るといった行為を適切に防止する観点から、相続開始前（贈与前）3年以内に、この特例の適用を受けようとする者及び当該者と特別の関係がある一定の者から、この特例の適用を受ける非上場株式会社等に係る会社に対し現物出資又は贈与（以下「**現物出資等**」という。）があった場合で、当該現物出資等に係る資産の価額の合計額がその会社の資産の価額の合計額の70%以上である場合には、この特例の適用を受けることができないこととされている（措法第70条の7第24項、同法第70条の7の2第24項）。

更に、この特例創設時には予期できない類型の租税回避行為などが発生し、この特例の適正な利用を確保できない事態に対応するため、包括的に租税回避行為等を防止するための規定が設けられている（措法第70条の7第15項、同法第70条の7の2第15項及び同法第70条の7の4第11項の規定により準用する同法第70条の7の2第15項）。

6 贈与税の納税猶予の特例を受ける株式等の範囲

贈与税の納税猶予の特例は、贈与税の申告書に、この特例の適用を受けようとする旨の記載があるものについて納税猶予の特例の適用を受けることができることとされている（措法70の7①）。すなわち、農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予の特例（措法70の4）のように、農地の全部を贈与し、その農地の全部について納税猶予の特例の適用を受ける必要はなく、贈与税の納税猶予の特例は、贈与者から全部又は一定以上の株式等の贈与を受けることを前提とするもの

の、当該贈与を受けた株式等のうち一定の数等（限度数又は限度額に達するまでの部分）を限度として、この特例の適用を受ける株式等の数又は金額を当該特例の適用を受ける者が選択することができる制度となっている。

7 贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例

農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例（措法70の5）では、農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予（措法70の4）の適用を受けていた場合で、当該贈与に係る農地等の贈与者が死亡したときは、贈与者の相続開始時において特例の適用を受けている農地等をその贈与者から相続（又は遺贈）により取得したものとみなされ、その死亡の日における価額が当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入される。

他方、非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例（措法70の7の3）では、贈与税の納税猶予の特例（措法70の7）の適用を受けていた場合で、当該贈与に係る非上場株式等の贈与者が死亡したときは、贈与者の相続開始時において特例の適用を受けている非上場株式等をその贈与者から相続（又は遺贈）により取得したものとみなされ、当該非上場株式等の贈与の時ににおける価額を基礎として計算した価額が当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることとされている。

問2 経済産業大臣の認定と贈与税の納税猶予の特例の適用

(問) 子A（後継者）は、贈与者である父から甲株式会社の株式等の贈与を受け、贈与税の申告において「贈与税の納税猶予の特例（措法70の7①）」の適用を受けることとし、甲株式会社は、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化法規則」という。）第7条第2項の規定に基づき「経済産業大臣の認定の申請」を行い、同条第4項の規定に基づく認定を受けた。

これにより、子Aは、当然に「贈与税の納税猶予の特例（措法70の7①）」の適用を受けることができるのか。

(答)

経済産業大臣の認定だけをもって、直ちに贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができるとは判断できない。

(解説)

1 経済産業大臣の認定に係る要件は、贈与税の納税猶予の特例の適用要件と同様であるが、贈与税の納税猶予の特例の適用の可否に当たっては、措置法に定められた贈与税の納税猶予の特例の固有の要件として、措置法第70条の7第24項に定める要件（以下「現物出資等資産要件」という。）があることから、当該現物出資等資産要件を満たさない限り、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

2 なお、経済産業大臣の認定に係る要件を満たさないにもかかわらず、偽りその他不正の手段により当該認定を受けた場合には、たとえ上記現物出資等資産要件を満たしていたとしても、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

(注) 経済産業大臣は、偽りその他不正の手段により当該認定を受けたことが判明したときは、その認定を取り消すことができることとされている（円滑化法規則9①三）。

3 なお、上記は、相続税の納税猶予の特例（措法70の7の2①）においても同様である（措法第70条の7の2②）。

(参考) 措置通70の7-45《措置法第70条の7第24項各号の価額の意義》

問3 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるための贈与

(問) 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるには、贈与者が有する議決権に制限のない株式等の全部を贈与しなければならないのか。

(答)

贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、贈与の直前において贈与者（措置法第70条の7第1項に規定する一定の個人をいう。）が有する同条第2項第1号に規定する認定贈与承継会社（以下「認定贈与承継会社」という。）の議決権に制限のない株式又は出資（以下「株式等」という。）の数又は金額（以下「数等」という。）と贈与の直前に経営承継受贈者が有する当該認定贈与承継会社の議決権に制限のない株式等の数等の合計が、当該認定贈与承継会社の発行済株式等（議決権に制限のない株式等に限り。以下同じ。）の総数又は総額の3分の2を超えるか否かにより、①贈与者が有する議決権に制限のない株式等の全部を贈与しなければならない場合と、②一定数等以上贈与すれば贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができる場合とに、特例の適用を受けるための贈与の態様が分かれる。したがって、贈与者が有する議決権に制限のない株式等の全部を贈与する必要がない場合がある。

(解説)

1 贈与税の納税猶予の特例とは、経営承継受贈者が、贈与により、認定贈与承継会社の非上場株式等を当該認定贈与承継会社の代表権（制限が加えられた代表権を除く。）を有していた者（贈与者）から全部又は一定数等以上取得し、その会社を運営していく場合には、経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、その会社の発行済株式等の総数又は総額の3分の2に達するまでの部分として一定の数等までを限度として、この特例の適用を受ける株式等に対応する贈与税の全額の納税が猶予されるものである。

2 この特例の適用を受けるためには、贈与の直前に贈与者及び経営承継受贈者が有していた認定贈与承継会社の株式等（議決権に制限のないものに限る。）の数等の態様により、経営承継受贈者は、次に掲げる数等の贈与を受けなければならないこととされている。

(1) $A+B \geq C \times 2/3$ の場合は、 $C \times 2/3 - B$ 以上の贈与

(2) $A+B < C \times 2/3$ の場合は、Aの全部の贈与

(注) 上記算式中の符号は次のとおり。

Aは、贈与者が贈与の直前に有していた認定贈与承継会社の株式等の数等

Bは、経営承継受贈者が贈与の直前に有していた認定贈与承継会社の株式等の数等

Cは、認定贈与承継会社の発行済株式等の総数又は総額

3 なお、経営承継受贈者は、上記2の(1)に該当した場合には $(C \times 2 / 3 - B)$ の数等、上記2の(2)に該当した場合にはAの全部の数等を限度として、この特例の適用を受けることができる。

(参考) 措置通70の7-2《特例受贈非上場株式等の意義等》

問4 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けなければならない株式等の数等

(問) 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるために必要な非上場株式等の贈与を受けたが、贈与を受けた株式等のうち贈与税の納税猶予の特例の対象となる株式の数又は金額(限度数又は限度額に達するまでの部分)の全部についてこの特例の適用を受ける必要があるか。

(答)

贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、全部又は一定の数等(限度数又は限度額に達するまでの部分)の非上場株式等の贈与を受けなければならないが、その贈与を受けた株式等の数等(限度数又は限度額に達するまでの部分)の全部についてこの特例の適用を受ける必要はなく、この特例の対象となる株式等の数等を限度として選択した部分(数等)について特例の適用を受けることができる。

(解説)

1 措置法第70条の7第1項本文では、「・・・、当該贈与が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める贈与であるときは、当該経営承継受贈者の当該贈与の日の属する年分の贈与税で相続税法第28条第1項の規定による申告書(・・・)の提出により納付すべきものの額のうち、当該非上場株式等で当該贈与税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの(・・・)に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、・・・、その納税を猶予する。」と規定しており、贈与税の納税猶予の特例は、全部又は一定数等以上の贈与がなされることを前提とし、この特例の対象となる株式等の限度数又は限度額に達するまでの部分のうち、選択した部分(数等)についてこの特例の適用を受けることができることとされている。

2 したがって、限度数又は限度額に達するまでの部分の全部についてこの特例の適用を受けることは要件とされていない。

3 なお、上記については、相続税の納税猶予の特例(措法70の7の2①1)及び贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(措法70の7の4①)においても同様であり、措置法第70条の7の2第1項及び同法第70条の7の4第1項の規定において、それぞれ、「当該相続税の申告書にこの項の規定を受けようとする旨の記載があるもの(・・・)に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、・・・、その納税を猶予する。」と規定されている。

(参考) 措置通70の7-2《特例受贈非上場株式等の意義等》、措置通70の7の2-2《特例非上場株式等の意義》、措置通70の7の4-1《特例相続非上場株式等の意義》

問5 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができる贈与(事業承継)の態様(1)

(問) 子A及び子Bは、それぞれ次のように株式の贈与を受けた。この場合に、贈与税の納税猶予の特例の適用が可能な贈与(事業承継)の態様に該当するか。

- (1) 父から子Aに対して甲株式会社の株式、子Bに対して乙株式会社の株式の贈与があった場合
- (2) 父から子Aに対して甲株式会社及び乙株式会社の株式の贈与があった場合
- (3) 父から子Aに対して甲株式会社の株式、母から子Bに対して乙株式会社の株式の贈与があった場合
- (4) 父から子Aに対して甲株式会社の株式、母から子Aに対して乙株式会社の株式の贈与があった場合
- (5) 父から子A及び子Bに対して甲株式会社の株式の贈与があった場合
- (6) 父から子Aに対して甲株式会社の株式の贈与が行われた後、母からも子Aに同会社の株式の贈与があった場合
- (7) 父から子Aに対して甲株式会社の株式、母から子Bに対して甲株式会社の株式の贈与があった場合

(答)

次の表のとおりとなる。

	贈与者	贈与株式	受贈者	特例の適用が可能な贈与の態様であるかどうかの判定
(1)	父	甲社株	子A	該当
		乙社株	子B	該当
(2)	父	甲社株	子A	該当
		乙社株		該当
(3)	父	甲社株	子A	該当
	母	乙社株	子B	該当
(4)	父	甲社株	子A	該当
	母	乙社株		該当
(5)	父	甲社株	子A	該当
			子B	非該当(子Aが納税猶予を適用する場合)
(6)	父 母	甲社株	子A	該当
(7)	父 母	甲社株	子A	該当
			子B	非該当(子Aが納税猶予を適用する場合)

(解説)

- 1 措置法第70条の7第8項において「第1項の規定は、贈与者から贈与により取得をした非上場株式等に係る会社の株式等について、同項の規定の適用を受けている他の経営承継受贈者又は次条第1項の規定の適用を受けている同条第2項第3号に規定する経営承継相続人等若しくは第70条の7の4第1項の規定の適用を受けている同条第2項第3号に規定する経営相続承継受贈者がある場合(第1項の規定の適用を受けようとする者が当該経営承継相続人等又は当該経営相続承継受贈者である場合を除く。)には、当該非上場株式等については、適用しない。」と規定し、同一の会社について贈与税の納税猶予の特例、相続税の納税猶予の特例又は贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例のいずれかの特例の適用を受けている者が他にいる場合には、当該納税猶予の特例の適用を受けている者以外の者は、当該同一の会社の株式等について納税猶予の特例の適用を受けることはできないこととされている。
- 2 したがって、上記設例の(5)及び(7)について、子Aが、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている(あるいは、特例の適用を受ける)場合には、子Bは、当該同一の会社の非上場株式等について、贈与税の納税猶予の特例(措法70の7①)、相続税の納税猶予の特例(措法70の7の2①)又は贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(措法70の7の4①)のいずれの特例の適用も受けることはできない。

(参考) 措置通70の7-34《既に非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等》

問6 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができる贈与(事業承継)の態様(2)

(問) 子Aが甲株式会社の株式について次に掲げる納税猶予の特例の適用を現に受けている場合において、その後、子Aが母から同一会社である甲株式会社の株式を新たに贈与により取得をした場合、子Aは、当該母からの贈与について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができるか。

- (1) 父から贈与により取得をした甲株式会社の株式について「贈与税の納税猶予の特例」(措法70の7①)の適用を受けている場合
- (2) 母から贈与により取得をした甲株式会社の株式について「贈与税の納税猶予の特例」の適用を受けている場合
- (3) 父から相続により取得をした甲株式会社の株式について「相続税の納税猶予の特例」(措法70の7の2①)の適用を受けている場合
- (4) 父から贈与により取得をした甲株式会社の株式について「贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例」(措法70の7の4①)の適用を受けている場合

(答)

- 1 (1)、(3)及び(4)については、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができる贈与の態様に該当する。したがって、その他の特例適用要件を満たせば納税猶予の適用は可能である。
- 2 (2)については、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

(解説)

- 1 (1)、(3)及び(4)については、措置法第70条の7第8項かっこ書において「第1項の規定の適用を受けようとする者が(略)当該経営承継受贈者である場合を除く。」と規定されていることから、既に、父から贈与(又は相続)により甲株式会社の株式を取得し、贈与税の納税猶予の特例(措法70の7①)、相続税の納税猶予の特例(措法70の7の2①)又は贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(措法70の7の4①)の適用を受けている場合であっても、その後、母から贈与により取得をした同一会社である甲株式会社の株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることは可能である。
- 2 (2)については、措置法第70条の7第1項かっこ書において、贈与者が「当該認定贈与承継会社の非上場株式等について既にこの条の規定の適用に係る贈与をしているものを除く。」と規定されていることから、既に、甲株式会社の株式について母から贈与を受け、贈与税の納税猶予の特例(措法70の7①)の適用を受けている場合には、その後、同じ贈与者である母から同一会社である甲株式会社の株式について贈与を受けたとしても、当該株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

問7 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができない贈与(事業承継)の態様(1)

(問) 子Aが甲株式会社の株式について次に掲げる納税猶予の特例の適用を現に受けている場合において、その後、子Bが同一会社である甲株式会社の株式の贈与を受けた。この場合に、子Bは、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができるか。

- (1) 子Aが贈与により取得をした甲株式会社の株式について「贈与税の納税猶予の特例」(措法70の7①)の適用を受けている場合
- (2) 子Aが相続により取得をした甲株式会社の株式について「相続税の納税猶予の特例」(措法70の7の2①)の適用を受けている場合
- (3) 子Aが贈与により取得をした甲株式会社の株式について、贈与者が死亡したことにより「贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例」(措法70の7の4①)の適用を受けている場合

(答)

(1)から(3)のいずれの場合についても、子Bは贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

(解説)

措置法第70条の7第8項において「第1項の規定は、贈与者から贈与により取得をした非上場株式等に係る会社の株式等について、同項の規定の適用を受けている他の経営承継受贈者又は次条第1項の規定の適用を受けている同条第2項

第3号に規定する経営承継相続人等若しくは第70条の7の4第1項の規定の適用を受けている同条第2項第3号に規定する経営相続承継受贈者がある場合（第1項の規定の適用を受けようとする者が当該経営承継相続人等又は当該経営相続承継受贈者である場合を除く。）には、当該非上場株式等については、適用しない。」と規定し、同一の会社について贈与税の納税猶予の特例、相続税の納税猶予の特例又は贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例のいずれかの特例の適用を受けている者が他にいる場合には、当該納税猶予の特例の適用を受けている者以外の者は、当該同一の会社の株式等について納税猶予の特例の適用を受けることはできないこととされている。

(参考) 措置通70の7-34《既に非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等》

問8 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができない贈与（事業承継）の態様（2）

(問) 長男Aは、贈与者である父から甲株式会社の株式の贈与を受け、当該株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていたが、贈与者である父よりも先に死亡し、猶予中贈与税額に相当する贈与税は免除された。

その後、次男Bが、同じ贈与者である父から同一会社である甲株式会社の株式の贈与を受けた。この場合に、次男Bは、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができるか。

(答)

贈与者である父が、亡長男Aに対し甲株式会社の株式について既に贈与税の納税猶予の特例（措法70の7①）の適用に係る贈与をしているため、次男Bは、甲株式会社の株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

(解説)

1 措置法第70条の7第8項において「第1項の規定は、贈与者から贈与により取得をした非上場株式等に係る会社の株式等について、同項の規定の適用を受けている他の経営承継受贈者又は次条第1項の規定の適用を受けている同条第2項第3号に規定する経営承継相続人等若しくは第70条の7の4第1項の規定の適用を受けている同条第2項第3号に規定する経営相続承継受贈者がある場合（第1項の規定の適用を受けようとする者が当該経営承継相続人等又は当該経営相続承継受贈者である場合を除く。）には、当該非上場株式等については、適用しない。」と規定し、同一の会社について贈与税の納税猶予の特例（措法70の7①）、相続税の納税猶予の特例（措法70の7の2①）又は贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（措法70の7の4①）のいずれかの特例の適用を受けている者が他にいる場合には、当該納税猶予の特例の適用を受けている者以外の者は、当該同一の会社の株式等について納税猶予の特例の適用を受けることはできないこととされている。

2 問について、長男Aは既に死亡し、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていないが、措置法第70条の7第1項かつこ書により「当該認定贈与承継会社の非上場株式等について既にこの条の規定の適用に係る贈与をしているものを除く。」と規定され、贈与者である父が、亡長男Aに対し甲株式会社の株式について既に贈与税の納税猶予の特例（措法70の7①）の適用に係る贈与をしているため、次男Bは、同じ贈与者から贈与を受けた同じ会社である甲株式会社の株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

(参考) 措置通70の7-34《既に非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等》

問9 贈与税の納税猶予の特例と相続税の納税猶予の特例の適用関係（1）

(問) 子Aは、父から贈与を受けた甲株式会社の株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていたが、その後、贈与者である父が死亡し、当該父の死亡による相続又は遺贈に係る相続税の申告において贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（措法70の7の4①）の適用を受けることとなった。

ところで、子Aは、父が生前に保有していた甲株式会社の株式を相続により取得をしたが、当該相続により取得をした株式について相続税の納税猶予の特例（措法70の7の2①）の適用を受けることができるか。

(答)

子Aは、父の相続が開始した時において、父から贈与により取得をした甲株式会社の株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていることから、父から相続により取得をした（同じ会社である）甲株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例（措法70の7の2①）の適用を受けることはできない。

(解説)

1 措置法第70条の7の2第1項かつこ書において、相続税の納税猶予の特例（措法70の7の2①）の対象となる非上場株式等は、「次条（措置法第70条の7の3）第1項の規定により当該被相続人から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項の特例受贈非上場株式等に係る認定承継会社の株式等を除く。」と規定されている。（注）措置法第70条の7の4第6項においても同趣旨の規定が置かれている。

2 問について、子Aは、父の相続が開始した時において、父から贈与により取得をした甲株式会社の株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けており、措置法第70条の7の3第1項の規定により、相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等である甲株式会社の株式があることから、父から相続により取得をした（同じ会社の株式である）甲株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例（措法70の7の2①）の適用を受けることはできない。

(参考) 措置通70の7の2-3《相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等》

問10 贈与税の納税猶予の特例と相続税の納税猶予の特例の適用関係(2)

(問) 子Aは、父から贈与を受けた甲株式会社の株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていたが、その後、贈与者である父が死亡した。

ところで、父の死亡による相続又は遺贈に係る相続税の申告において贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(措法70の7の4①)の適用を受けないこととした場合、子Aは、父から相続により取得をした甲株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例(措法70の7の2①)の適用を受けることができるか。

(答)

子Aは、父の相続が開始した時において、父から贈与により取得をした甲株式会社の株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていることから、父から相続により取得をした(同じ会社である)甲株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例(措法70の7の2①)の適用を受けることはできない。

(解説)

- 1 措置法第70条の7の2第1項かつこ書において、相続税の納税猶予の特例の対象となる非上場株式等は、「次条(措置法第70条の7の3)第1項の規定により当該被相続人から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項の特例受贈非上場株式等に係る認定承継会社の株式等を除く。」と規定されている。
- 2 間について、子Aは、父の相続が開始した時において、父から贈与により取得をした甲株式会社の株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていることから、当該特例の適用を受けている特例受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の3第1項の規定により、「贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、当該経営承継受贈者が当該贈与者から相続(又は遺贈)により同条(措置法第70条の7)第1項の規定の適用を受ける特例受贈非上場株式等の取得をしたもの」とみなされる。
- 3 したがって、措置法第70条の7の3第1項の規定により、子Aが相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等である甲株式会社の株式がある場合には、同法第70条の7の2第1項かつこ書の規定により、当該株式について贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(措法70の7の4①)の適用を受けるか否かにかかわらず、父から相続により取得をした(同じ会社の株式である)甲株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例(措法70の7の2①)の適用を受けることはできない。

(参考) 措置通70の7の2-3《相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等》

問11 贈与税の納税猶予の特例と相続税の納税猶予の特例の適用関係(3)

(問) 子Aは、父から贈与を受けた甲株式会社の株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていたが、途中、猶予中贈与税額の全部について期限が確定し、その後、贈与者である父が死亡した。

ところで、子Aは、父が生前に保有していた甲株式会社の株式を相続により取得をしたが、当該相続により取得をした株式について相続税の納税猶予の特例(措法70の7の2①)の適用を受けることができるか。

(答)

子Aについては、父の相続が開始した時において、贈与税の納税猶予の特例(措法70の7①)の適用を受ける特例受贈非上場株式等を有していないことから、父から相続により取得をした甲株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例(措法70の7の2①)の適用を受けることは可能である。

(解説)

- 1 措置法第70条の7の2第1項かつこ書において、相続税の納税猶予の特例の対象となる非上場株式等は、「次条(措置法第70条の7の3)第1項の規定により当該被相続人から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項の特例受贈非上場株式等に係る認定承継会社の株式等を除く。」と規定されている。
- 2 間について、子Aは、父から贈与を受けた甲株式会社の株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていたが、贈与者である父が死亡する前に猶予中贈与税額の全部について納税の猶予に係る期限が確定しており、贈与者である父の相続が開始した時において、措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等を有していない。
- 3 したがって、子Aが父から相続により取得をした甲株式会社の株式は、措置法第70条の7の2第1項かつこ書により除外される特例受贈非上場株式等に係る認定承継会社の株式等に該当しないことから、当該相続により取得をした甲株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例(措法70の7の2①)の適用を受けることは可能である。

(参考) 措置通70の7の2-3《相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等》

問12 贈与税の納税猶予の特例の適用要件：役員である期間の意義

(問) 子Aは、父から甲株式会社の株式の贈与を受けた。

子Aは、贈与を受けた日の7年前に甲株式会社の役員に就任した以後、次のとおり、合計4年間以上、同社の役員に就いている。この場合に、子Aは贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができるか。

(子Aが役員であった期間等の状況)

- 平成14年7月 甲株式会社の取締役就任
- 平成18年7月 甲株式会社の子会社である(乙社)の代表取締役社長に就任
- 平成18年7月 甲株式会社の取締役を退任
- 平成20年7月 再び、甲株式会社の取締役就任
- 平成21年8月 父から甲株式会社の株式の贈与を受ける。
なお、贈与の日現在、甲株式会社の代表取締役社長である。

(答)

子Aについては、贈与の日からさかのぼって3年目の応当日から当該贈与の日までの間（以下「直近3年間」という。）において認定贈与承継会社の役員でない期間があるため、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

(解説)

- 1 措置法第70条の7第2項第3号へにおいては、経営承継受贈者の要件として「当該個人が、当該贈与の日まで引き続き3年以上にわたり当該認定贈与承継会社の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。」と規定されている。
- 2 したがって、当該個人が経営承継受贈者に該当するためには、贈与の日の直近3年間、継続して、当該地位を有しなければならないこととなる。
- 3 間について、子Aは、過去に通算して4年間以上、甲株式会社の役員に就いているが、贈与の日の直近3年間継続して甲株式会社の役員に就いていないことから、措置法第70条の7第2項第3号への要件を満たしておらず、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。
- 4 なお、「役員その他の地位として財務省令で定めるもの」とは、認定贈与承継会社が株式会社である場合には取締役、会計参与又は監査役をいい、持分会社である場合には業務を執行する社員をいう（措規23の9⑩）ことから、例えば、直近3年間のうち1年は監査役、残りの2年は取締役であっても当該要件を充足する。

(参考) 措置通70の7-13《役員である期間の意義》

問13 贈与税の納税猶予の特例の適用要件等の判定対象に含まれる株式等の種類

(問) 甲株式会社は、完全議決権株式等（議決権に制限のない株式等をいう。以下同じ。）、一部制限株式等（議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等及び議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が保有する株式等をいう。以下同じ。）、完全無議決権株式等（議決権を行使できる事項の全部について制限がある株式等及び議決権を行使できる事項の全部について制限がある株主等が保有する株式等をいう。以下同じ。）の3種類の株式等を発行している。この場合、次に掲げる贈与税の納税猶予の特例の適用要件等を判定するに当たり、その対象に含まれる株式等はそれぞれの種類の株式等か。

- (1) 贈与税の納税猶予の特例の対象となる株式等の範囲
- (2) 贈与税の納税猶予の特例の対象となる株式等の限度数又は限度金額
- (3) 措置法第70条の7第2項第3号ハ、措置法施行令第40条の8第1項第1号、同条第6項及び同条第9項、租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」という。）第23条の9第32項第1号に規定する「総株主等議決権数の100分の50を超える数」の判定に含まれる株式等
- (4) 措置法第70条の7第2項第3号ニ、措置法施行令第40条の8第1項第2号、措置法規則第23条の9第32項第2号における「議決権の数」の判定に含まれる株式等

(答)

次の表のとおりとなる。

	完全議決権株式等	一部制限株式等	完全無議決権株式等
(1)の対象	○	×	×
(2)の対象	○	×	×
(3)の対象	○	○	×
(4)の対象	○	○	×

(注) 上記表は、(1)から(4)までの要件等の判定に当たり、判定の対象となり得る株式の種類を示したものである。したがって、贈与税の納税猶予の特例の適用に当たっては、他の要件の検討も必要であることに留意する。

(参考) 措置通70の7-1《贈与税の納税猶予の対象となる非上場株式等の意義》、70の7-12《経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義》

問14 贈与者の同族内筆頭株主等要件

(問) 株式の贈与直前における会社の株主構成が次に掲げる場合において、贈与者である父は、それぞれ「同族内筆頭株主等要件」（措令40の8①二）を満たしているか。

(1) 甲株式会社の株主構成

株主	保有株数（順位）
父（贈与者）	400株（1位）
子（受贈者）	150株（3位）
父の弟	300株（2位）
父の知人	50株（4位）
合計	900株

(2) 乙株式会社の株主構成

株主	保有株数（順位）
父（贈与者）	300株（2位）
子（受贈者）	400株（1位）
父の弟	150株（3位）

父の知人	50株(4位)
合計	900株

(3) 丙株式会社の株主構成

株主	保有株数(順位)
父(贈与者)	150株(3位)
子(受贈者)	250株(2位)
父の弟	100株(4位)
父の知人	400株(1位)
合計	900株

(注1) いずれの会社においても「父の知人」は、父又は子と特別の関係がある者(措令40の8丸9)に該当しない。また、上記の株式はすべて完全議決権株式等とする。

(注2) 贈与者である父は、いずれの会社についても贈与の直前において会社の代表権を有していたものとする。

(答)

(1)から(3)のいずれについても、「同族内筆頭株主等要件」を満たしている。

(解説)

1 贈与税の納税猶予の特例に係る贈与者の要件の一つに、措置法施行令第40条の8第1項第2号において「当該贈与の直前(当該個人が当該贈与の直前において当該認定贈与承継会社の代表権を有しない場合には、当該個人が当該代表権を有していた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前)において、当該個人が有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人と法第70条の7第2項第3号ハに規定する特別の関係がある者(当該認定贈与承継会社の同号に規定する経営承継受贈者(以下この条において「**経営承継受贈者**」という。)となる者を除く。)のうちいずれの者が有する当該非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。」がある(以下この要件を「**同族内筆頭株主等要件**」という。)

2 問の(1)については、父(贈与者)は、父(贈与者)と当該父(贈与者)と措置法施行令第40条の8第9項に規定する特別の関係がある者(以下「**特別の関係がある者**」という。)の中で筆頭株主であることから同族内筆頭株主等要件を満たしている。

3 問の(2)については、父(贈与者)は、父(贈与者)と当該父(贈与者)と特別の関係がある者の中で受贈者である子に次ぐ株主であるが、措置法施行令第40条の8第1項第2号のかつこ書において「当該認定贈与承継会社の同号に規定する経営承継受贈者となる者を除く。」としていることから、同族内筆頭株主等要件を満たしている。

4 問の(3)については、丙社内全体の中での筆頭株主は父の知人であるが、父(贈与者)と当該父(贈与者)と特別の関係がある者の中で、父は経営承継受贈者となる子に次ぐ株主であることから、同族内筆頭株主等要件を満たしている。

(参考) 措置通70の7-12《(経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)》

問15 同族過半要件及び同族内筆頭株主等要件：会社が組織変更している場合

(問) 子Aは、父から甲株式会社の株式を贈与により取得をした。

ところで、甲株式会社は、2年前に組織変更により、持分会社から株式会社に組織変更したところであり、贈与者である父が会社の代表権を有していた時期は、組織変更前の会社の時だけであり、株式会社になってからは代表権を有しなかったことがない。

この場合、措置法施行令第40条の8第1項第1号に規定する同族過半要件及び同項第2号に規定する同族内筆頭株主等要件を満たさないことになるのか。

(答)

贈与者である父が代表権を有していた時が、組織変更前の会社の時であったとしても、会社は組織変更の前後を通じて同一人格を有するものと解されている(最判昭46.6.29)ことから、贈与の直前及び組織変更前の会社の代表権を有していた時において、措置法施行令第40条の8第1項第1号に規定する要件(以下「**同族過半要件**」という。)及び同項第2号に規定する同族内筆頭株主等要件を満たす場合には、同項各号の要件を満たすこととなる。

(解説)

1 会社が組織を変更するに当たっては、登記の技術上の問題から、登記簿上、旧会社の解散及び新会社の設立の各登記を経ることとなるが、会社自身は、組織変更の前後を通じて同一人格を有するものと解されている(最判昭46.6.29)。

2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の商法の下では、組織変更は、株式会社と有限会社間、又は合名会社と合資会社間でのみ認められていたが、会社法の制定により、株式会社と持分会社(合名会社、合資会社、合同会社をいう。以下同じ。)間の組織変更が可能になった。また、従来は組織変更とされていた持分会社間の組織の変更については、会社法の制定により、「組織変更」ではなく、定款の変更による持分会社の「種類の変更」と位置づけられることとなった。

3 組織変更があった場合、会社法第920条の規定により、会社は、組織変更前の会社について解散の登記をし、組織変更後の会社については設立の登記をしなければならないとされているが、その組織変更により会社の人格が変わるものではない。

4 また、持分会社が他の種類の持分会社となったときは、会社法第919条の規定により、会社は、種類の変更前の持分会社について解散の登記をし、種類の変更後の持分会社については設立の登記をしなければならないとされているが、会社の種類の変更は定款の変更に過ぎず、会社の同一性は継続する。

問 16 資産保有型会社の判定：一棟の建物

(問) 会社が所有する建物で、自己使用の部分とそれ以外の部分がある場合に、資産保有型会社に該当するか否かの判定において、それぞれの部分の建物の価額はどのように計算すればよいのか。

(答)

一棟の建物の価額を床面積割合その他合理的と認められる割合により按分した価額により、それぞれの部分の価額を計算する。

(解説)

- 1 措置法第70条の7第2項第8号に規定する「資産保有型会社」の判定において、同号のロに規定する「特定資産」には、円滑化法規則第1条第12項ロに規定する「当該会社が現に自ら使用していない不動産」が含まれることとされている。
- 2 ここにいう「現に自ら使用していない不動産」とは、遊休地が典型例であるが、例えば、第三者に賃貸しているものもこれに該当する。したがって、会社が自らの事務所、工場などに使用している不動産以外のものはすべて「自ら使用していない不動産」に該当することとなる。
- 3 なお、不動産賃貸業を主たる事業とする会社の場合、形式的には資産保有型会社に該当する場合があつたとしても、措置法施行令第40条の8第5項の要件に該当しない場合は、事業実態がある会社として納税猶予の特例の適用を受けることができる。
- 4 問について、資産保有型会社であるかどうかを判定する上で、一棟の建物について自ら使用している部分とそれ以外の部分がある場合に、それぞれの部分の建物の価額をどのように算出するのかということが問題となるが、円滑化法規則の中で、特にその按分方法等は定められていないことから、その価額の算出方法については、床面積の割合その他合理的と認められる方法により按分することが適当であると考えられる。
- 5 なお、上記については、会社が資産保有型会社のうち一定の会社に該当したことによる納税の猶予に係る期限の確定事由に該当するか否かを判定する場合も同様である。また、その場合に、形式的に資産保有型会社に該当したとしても、措置法施行令第40条の8第21項の要件に該当しない場合は、事業実態がある会社として、引き続き納税猶予の特例の適用を受けることができる(納税の猶予に係る期限は確定しない)ことに留意する。

問 17 資産保有型会社の判定：帳簿価額

(問) 資産保有型会社に該当するか否かを判定する場合の会社の資産の帳簿価額とは、会社の貸借対照表上に計上されている資産の価額でよいのか。

(答)

資産保有型会社に該当するか否かを判定する場合の会社の資産の帳簿価額とは、会社の貸借対照表上に計上されている資産の価額による。

(解説)

- 1 贈与税の納税猶予の特例、相続税の納税猶予の特例又は贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(以下「非上場株式等についての納税猶予の特例」という。)の適用に当たっては、この特例の適用に係る会社が、円滑化法規則第6条第1項第7号、同項第8号又は同規則第13条に規定する要件を満たしていることについて経済産業大臣の認定又は確認を受けることが前提とされている。
- 2 経済産業大臣の認定又は確認において、会社が円滑化法規則第1条第12項に定められた資産保有型会社に該当するか否かを判定する場合の会社の資産の帳簿価額は、会社の貸借対照表上に計上されている価額により判定することとされている(中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル)。
- 3 非上場株式等についての納税猶予の特例の適用に当たり、会社が、措置法第70条の7第2項第1号に規定する認定贈与承継会社、同法第70条の7の2第2項第1号に規定する認定承継会社及び同法第70条の7の4第2項第1号に規定する認定相続承継会社に該当するか否かを判定する場合の要件の一つに、贈与の時又は相続開始の時において、会社が資産保有型会社のうち一定の会社に該当しないことという要件があるが、ここにいう資産保有型会社の要件と円滑化法規則第1条第12項に定められた資産保有型会社の要件とは同じである。
- 4 したがって、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用に当たり、会社が資産保有型会社に該当するかどうかを判定する場合の会社の資産の帳簿価額は、会社の貸借対照表上に計上されている価額(減価償却資産については減価償却後の価額)によることとなる。
- 5 なお、上記については、会社が資産保有型会社のうち一定の会社に該当したことによる納税の猶予に係る期限の確定事由に該当するか否かを判定する場合も同様である。

問 18 医療法人の出資

(問) 医療法人の出資について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることはできるのか。

(答)

医療法人の出資について、贈与税の納税猶予の特例(措法70の7①)の適用を受けることはできない。

なお、このことは、相続税の納税猶予の特例(措法70の7の2①)及び贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(措法70の7の4①)の適用関係においても同様である。

(解説)

- 1 医療法人は、医療法により認可、設立された法人であり、「会社」ではない。

- 2 また、医療法人は、贈与税の納税猶予の特例（措法70の7①）、相続税の納税猶予の特例（措法70の7の2①）及び贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（措法70の7の4①）の対象とされる中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第1条第2項に規定する「中小企業者」にも該当しないことから、これら特例の適用の前提となる円滑化法規則第7条第2項又は第3項の規定に基づく経済産業大臣の認定又は同規則第13条第1項の規定に基づく経済産業大臣の確認を受けることはできない。
- 3 したがって、医療法人の出資について、贈与税の納税猶予の特例（措法70の7①）、相続税の納税猶予の特例（措法70の7の2①）及び贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（措法70の7の4①）の適用を受けることはできない。

問19 限度数要件：(1) 発行済株式の総数の3分の2に端数が生じる場合

(問) 株式の贈与の直前における会社の株主構成が次に掲げる場合において、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、父から子へ何株贈与しなければならないのか。

株主	保有株数
父（贈与者）	500株
子（受贈者）	200株
父の弟	300株
発行済株式の総数	1000株

(注) 上記の株式はすべて完全議決権株式等とする。

(答)

父（贈与者）は、子（受贈者）に対し467株以上の贈与をしなければならない。

<計算根拠>

① 会社の発行済株式総数の3分の2の計算

$$1,000株 \times 2/3 = 666.6666 \dots 株$$

② 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるために必要な贈与株式数の算定

$$父（贈与者）500株 + 子（受贈者）200株 \geq 666.6666 \dots$$

$$666.6666株 - 子（受贈者）200株 = 466.6666 \dots$$

(注) 発行済株式の総数の3分の2（受贈者が既にこの会社の株式を有している場合には、当該有している株式の数を控除した残数）に1株未満の端数があるときは、その端数を切り上げる（措令40の8②）。

③ したがって、父（贈与者）は、子（受贈者）に対し467株以上の贈与をしなければならない。

(解説)

1 贈与税の納税猶予の特例とは、経営承継受贈者が、贈与により、認定贈与承継会社の非上場株式等を当該認定贈与承継会社の代表権（制限が加えられた代表権を除く。）を有していた者（贈与者）から全部又は一定数等以上取得し、その会社を運営していく場合には、経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、その会社の発行済株式等の総数又は総額の3分の2に達するまでの部分として一定の数等までを限度として、この特例の適用を受ける株式等に対応する贈与税の全額の納税が猶予されるものである。

2 この特例の適用を受けるためには、贈与の直前に贈与者及び経営承継受贈者が有していた当該認定贈与承継会社の株式等（議決権に制限のないものに限る。）の数等の態様により、経営承継受贈者は、次に掲げる数等の贈与を受けなければならないこととされている。

(1) $A+B \geq C \times 2/3$ の場合は、 $C \times 2/3 - B$ 以上の贈与

(2) $A+B < C \times 2/3$ の場合は、Aの全部の贈与

(注) 上記算式中の符号は次のとおり。

Aは、贈与者が贈与の直前に有していた認定贈与承継会社の株式等の数等

Bは、経営承継受贈者が贈与の直前に有していた認定贈与承継会社の株式等の数等

Cは、認定贈与承継会社の発行済株式等の総数又は総額

3 問について、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、上記2の(1)に係る贈与をしなければならないが、計算の結果、1株未満の端数が生じることとなる場合には、措置法施行令第40条の8第2項の規定により、その端数を切り上げることとされている。

したがって、問について、父（贈与者）は、子（受贈者）に対し467株以上の贈与をしなければならない。

4 なお、この場合において、子が贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができる株式の数は、467株である（措令40の8②）。

(参考) 措置通70の7-2《特例受贈非上場株式等の意義等》

問20 限度数要件：(2) 一部制限株式等の保有がある場合

(問) 株式の贈与の直前における会社の株主構成が次に掲げる場合において、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、父から子へ何株贈与しなければならないのか。

株主	保有株数等	
	完全議決権株式等	一部制限株式等
父（贈与者）	450株	50株
子（受贈者）	100株	0株

父の弟	350株	0株
発行済株式の総数	900株	50株

(答)

450株(父が保有する完全議決権株式等のすべて)を子へ贈与しなければならない。

<計算根拠>

① 会社の発行済株式総数の3分の2の計算

900株(議決権に制限のないものに限られる。)×2/3=600株

② 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるために必要な贈与株式等の数の算定

父(贈与者)450株+子(受贈者)100株<600株となるため、子が贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、父(贈与者)は、自身が保有する完全議決権株式等のすべて(450株)を子(受贈者)へ贈与しなければならない。

(解説)

1 贈与税の納税猶予の特例とは、経営承継受贈者が、贈与により、認定贈与承継会社の非上場株式等を当該認定贈与承継会社の代表権(制限が加えられた代表権を除く。)を有していた者(贈与者)から全部又は一定数等以上取得し、その会社を運営していく場合には、経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、その会社の発行済株式等の総数又は総額の3分の2に達するまでの部分として一定の数等までを限度として、この特例の適用を受ける株式等に対応する贈与税の全額の納税が猶予されるものである。

2 この特例の適用を受けるためには、贈与の直前に贈与者及び経営承継受贈者が有していた当該認定贈与承継会社の株式等(議決権に制限のないものに限る。)の数等の態様により、経営承継受贈者は、次に掲げる数等の贈与を受けなければならないこととされている。

(1) $A+B \geq C \times 2/3$ の場合は、 $C \times 2/3 - B$ 以上の贈与

(2) $A+B < C \times 2/3$ の場合は、Aの全部の贈与

(注) 上記算式中の符号は次のとおり。

Aは、贈与者が贈与の直前に有していた認定贈与承継会社の株式等の数等

Bは、経営承継受贈者が贈与の直前に有していた認定贈与承継会社の株式等の数等

Cは、認定贈与承継会社の発行済株式等の総数又は総額

3 この場合に、上記2のA、B、Cの株式等は、措置法施行令第40条の8第2項の規定により、議決権に制限のない株式等に限定されることから、株主が保有する一部制限株式等については考慮する必要はなく、完全議決権株式等の数のみにより計算を行うこととなる。

したがって、間については、父(贈与者)自身が保有する完全議決権株式等のすべて(450株)を子(受贈者)へ贈与しなければならない。

(参考) 措置通70の7-2《特例受贈非上場株式等の意義等》

問21 限度数要件：(3) 同一年中に異なる贈与者から同一の認定贈与承継会社に係る株式の取得をした場合

(問) 子Aは、同一年中に認定贈与承継会社である甲株式会社の株式を父から300株、母から200株それぞれ贈与により取得をした。次に掲げるそれぞれのケースにおいて、子Aが贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができる株式の数は何株か。

なお、この会社の株式はすべて完全議決権株式等である。

【発行済株式の総数等の状況】

- ・甲株式会社の発行済株式の総数 900株
- ・贈与前の父・母・子それぞれの保有株式数
- イ 父 300株
- ロ 母 200株
- ハ 子A 200株

【贈与等の状況】

ケース1 【贈与後の子Aの保有株式数】

イ、平成×1年2月 父から300株贈与により取得(500株)

ロ、平成×1年3月 母から200株贈与により取得(700株)

ケース2

イ、平成×3年5月 母から200株贈与により取得(400株)

ロ、平成×3年6月 自己資金により200株購入(600株)

ハ、平成×3年7月 父から300株贈与により取得(900株)

(答)

(ケース1のイ)

① 300株(父)+200株(子A)<900株×2/3

したがって、父は子Aに対し、父が保有する株式300株のすべてを贈与しなければならない。

② ケース1のイについて、子Aは、この300株を限度として贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができる。

(ケース1のロ)

① 200株(母)+500株(子A)≥900株×2/3

したがって、母は子Aに対し、母が保有する株式200株のうち、100株 ($900 \text{株} \times 2/3 - 500 \text{株} = 100 \text{株}$)以上の贈与をしなければならない。

② ケース1のロについて、子Aは、この100株を限度として贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができる。(ケース2のイ)

ケース2のイについては、母について措置法施行令第40条の8第1項第2号に規定する「同族内筆頭株主等要件」を満たしていないことから、子Aは、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

(ケース2のハ)

$$300 \text{株 (父)} + 600 \text{株 (子A)} \geq 900 \text{株} \times 2/3$$

この場合、子Aは、既に600株を有していることから、 $900 \text{株} \times 2/3 - 600 \text{株} = 0 \text{株}$ となり、父から贈与により取得をした株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

(解説)

1 贈与税の納税猶予の特例とは、経営承継受贈者が、贈与により、認定贈与承継会社の非上場株式等を当該認定贈与承継会社の代表権(制限が加えられた代表権を除く。)を有していた者(贈与者)から全部又は一定数等以上取得し、その会社を運営していく場合には、経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、その会社の発行済株式等の総数又は総額の3分の2に達するまでの部分として一定の数等までを限度として、この特例の適用を受ける株式等に対応する贈与税の全額の納税が猶予されるものである。

2 この特例の適用を受けるためには、贈与の直前に贈与者及び経営承継受贈者が有していた当該認定贈与承継会社の株式等(議決権に制限のないものに限る。)の数等の態様により、経営承継受贈者は、次に掲げる数等の贈与を受けなければならないこととされている。

(1) $A+B \geq C \times 2/3$ の場合は、 $C \times 2/3 - B$ 以上の贈与

(2) $A+B < C \times 2/3$ の場合は、Aの全部の贈与

(注) 上記算式中の符号は次のとおり。

Aは、贈与者が贈与の直前に有していた認定贈与承継会社の株式等の数等

Bは、経営承継受贈者が贈与の直前に有していた認定贈与承継会社の株式等の数等

Cは、認定贈与承継会社の発行済株式等の総数又は総額

3 この場合に、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができる株式等の数又は金額は、上記2の(1)の場合には($C \times 2/3 - B$)まで、上記2の(2)の場合にはAの数又は金額までとされている。

4 また、この判定において、同一年中に、異なる贈与者から同一の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合、異なる贈与者から複数の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合及び同一の贈与者から複数の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得をした場合には、それぞれの認定贈与承継会社及び贈与ごとに特例対象贈与及び特例受贈非上場株式等に該当するかどうかの判定を行うこととなる。

(参考) 措置通70の7-2《特例受贈非上場株式等の意義等》

問2-2 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けない場合の相続時精算課税の適用

問2-3 贈与税の納税猶予税額の計算：(1) 相続時精算課税適用者が贈与税の納税猶予の特例を適用する場合

問2-4 贈与税の納税猶予税額の計算：(2) 特例受贈非上場株式等に係る会社が複数ある場合

(問) 同一年中に、次に掲げる2以上の会社の株式を贈与により取得をした場合の贈与税の納税猶予税額はどのように計算するのか。なお、受贈者は相続時精算課税適用者ではない。

【取得をした資産の内訳等】

・A株式会社の株式(贈与税の納税猶予の特例を適用)	10,305,000円
・B株式会社の株式(同上)	15,006,000円
・C株式会社の株式(上場会社の株式)	3,000,000円

(注) 上記資産の価額は財産評価基本通達により算定。

(答)

措置法施行令第40条の8第11項及び第12項の規定に基づき、贈与税の納税猶予税額の計算を行う。

問については、

A社株式に係る納税猶予税額は、4,012,500円

B社株式に係る納税猶予税額は、5,842,900円

となり、同一年中にA社及びB社の会社の株式を取得をしたことによる贈与税の納税猶予税額の総額は、

$$4,012,500 \text{円} + 5,842,900 \text{円} = 9,855,400 \text{円} \text{となる。}$$

(解説)

1 同一年中に、複数の認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与を受けた場合の贈与税の納税猶予税額の計算については、措置法施行令第40条の8第11項において「法第70条の7第1項に規定する特例受贈非上場株式等の同項に規定する贈与者(以下この条において「贈与者」という。)又は当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が2以上ある場合における納税猶予分の贈与税額の計算においては、当該特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において同項の規定の適用に係る贈与により取得をしたすべての認定贈与承継会社の当該特例受贈非上場株式等の価額の合計額を当該経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなす。」と規定し、更に、同条第12項の規定に

より「前項の場合において、法第70条の7第1項に規定する特例受贈非上場株式等に係る贈与者及び認定贈与承継会社の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額は、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 一 前項の規定を適用して計算した納税猶予分の贈与税額
- 二 法第七十条の七第一項に規定する特例受贈非上場株式等に係る贈与者及び認定贈与承継会社の異なるものごとの当該特例受贈非上場株式等の価額が前項のその年分の贈与税の課税価格に占める割合

と規定されている。

2 間については、

① すべての財産を基に贈与税額を計算

$$10,305 \text{ 千円 (A社株式)} + 15,006 \text{ 千円 (B社株式)} + 3,000 \text{ 千円 (C社株式)} \\ = 28,311 \text{ 千円}$$

$$(28,311 \text{ 千円} - 1,100 \text{ 千円}) \times 50\% - 2,250 \text{ 千円} = 11,355,500 \text{ 円}$$

② C社株式(贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける株式等以外の財産)の贈与がなかったものとして贈与税額を計算(措令40の8⑩)

$$10,305 \text{ 千円 (A社株式)} + 15,006 \text{ 千円 (B社株式)} = 25,311 \text{ 千円}$$

$$(25,311 \text{ 千円} - 1,100 \text{ 千円}) \times 50\% - 2,250 \text{ 千円} = 9,855,500 \text{ 円}$$

③ それぞれの会社ごとの贈与税の納税猶予税額の計算(措令40の8⑪)

$$\text{イ } 9,855,500 \text{ 円} \times 10,305 \text{ 千円 (A社株式)} / (10,305 \text{ 千円 (A社株式)} + 15,006 \text{ 千円 (B社株式)}) = 4,012,521 \text{ 円}$$

$$\text{ロ } 9,855,500 \text{ 円} \times 15,006 \text{ 千円 (B社株式)} / (10,305 \text{ 千円 (A社株式)} + 15,006 \text{ 千円 (B社株式)}) = 5,842,978 \text{ 円}$$

ハ 措置法施行令第40条の8第12項の規定に基づき、上記イ及びロにより算出された税額については、それぞれ100円未満を切り捨てる。

④ したがって、

A社株式に係る納税猶予税額は、4,012,500円

B社株式に係る納税猶予税額は、5,842,900円

となり、同一年中にA社及びB社の会社の株式を贈与により取得をしたことによる贈与税の納税猶予税額の総額は、4,012,500円 + 5,842,900円 = 9,855,400円となる。

⑤ ①の贈与税額から贈与税の納税猶予税額を控除した額が、申告期限までに納付すべき税額

$$11,355,500 \text{ 円} - 9,855,400 \text{ 円} = 1,500,100 \text{ 円}$$

(参考) 措置通70の7-14《特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算》

問25 受贈者が代表権を有しないこととなった場合(1)

(問) 経営贈与承継期間内に、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける経営承継受贈者が有している特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権に制限が加えられた。この場合、納税猶予の特例の適用関係はどうなるのか。

(答)

経営贈与承継期間内に会社の代表権に制限が加えられた場合には、措置法第70条の7第4項第1号に規定する「経営承継受贈者がその有する当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合」に該当するため、代表権に制限が加えられた日から2月を経過する日をもって猶予中贈与税額の全部について納税の猶予に係る期限が到来する。

(解説)

1 措置法第70条の7第4項第1号においては、同条第2項第6号に規定する経営贈与承継期間内に経営承継受贈者がその有する当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の「代表権を有しないこととなった場合」には、その有しないこととなった日から2月を経過する日(その有しないこととなった日から当該2月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日をいう。)に納税の猶予に係る期限が到来することとされている。

2 ところで、ここにいう「代表権」とは、同条第1項において「制限が加えられた代表権を除く」と定義されていることから、「代表権を有しないこととなった場合」とは、①経営承継受贈者が有していた制限のない代表権を有しないこととなった場合及び②経営承継受贈者が有していた制限のない代表権に制限が加えられた場合を指す。

(参考) 措置通70の7-16《代表権を有しないこととなった場合の意義》

問26 受贈者が代表権を有しないこととなった場合(2)

(問) 経営贈与承継期間内に経営承継受贈者の身体に障害が生じ、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける経営承継受贈者が有している特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権に制限が加えられた。

現在、身体障害者福祉法第15条第1項の規定による都道府県知事の定める医師の診断書を添えて同法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付申請を行っているところであるが、この場合に、納税猶予の特例の適用関係はど

うなるのか。

(答)

身体障害者福祉法第15条第1項の規定による都道府県知事の定める医師の診断書により、身体上の障害の程度が1級又は2級に該当すると認められる場合には、同条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けていなくても、措置法規則第23条の9第15項第4号に規定する「前3号に掲げる事由に類すると認められること。」に該当すると考えられる。

したがって、間については、措置法第70条の7第4項第1号のかっこ書に定める「当該代表権を有しないこととなった場合について財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合を除く。」に該当すると認められることから、引き続き、納税猶予の特例の適用を受けることができる。

(解説)

1 措置法第70条の7第4項第1号においては、同条第2項第6号に規定する経営贈与承継期間内に経営承継受贈者がその有する当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の「代表権を有しないこととなった場合」には、その有しないこととなった日から2月を経過する日（その有しないこととなった日から当該2月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日をいう。）に納税の猶予に係る期限が到来することとされている。

2 ただし、措置法規則第23条の9第15項に掲げるいずれかの事由に該当するときは、措置法第70条の7第4項第1号の「代表権を有しないこととなった場合」には該当しないことに留意する必要がある。

3 間については、身体障害者手帳の交付を受けていないことから措置法規則第23条の9第15項第2号に掲げる事由には該当しないが、現在、手帳の交付申請を行っているところであり、同号に掲げる事由に類すると認められることから、同項第4号に規定する「前3号に掲げる事由に類すると認められること。」に該当すると考えられる。

(措置法規則第23条の9第15項に掲げる事由)

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されているものに限る。）の交付を受けたこと。

二 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されているものに限る。）の交付を受けたこと。

三 介護保険法第19条第1項の規定による同項に規定する要介護認定（同項の要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第5号に掲げる区分に該当するものに限る。）を受けたこと。

四 前三号に掲げる事由に類すると認められること。

(参考) 措置通70の7-16 《代表権を有しないこととなった場合の意義》

問27 贈与者の名譽職への就任

問28 納税猶予に係る期限が確定する資産保有型会社又は資産運用型会社

(問) 認定贈与承継会社が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合には、納税の猶予に係る期限の確定事由に該当することになるのか。

(答)

認定贈与承継会社が措置法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社又は同項第9号に規定する資産運用型会社（以下「資産保有型会社等」という。）に該当する場合であっても、資産保有型会社等に該当することとなった日において、措置法施行令第40条の8第21項に規定する要件のすべてに該当しなければ納税の猶予に係る期限の確定事由には該当しない。

(解説)

1 措置法第70条の7第4項第9号の規定により、特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が資産保有型会社等のうち政令で定めるものに該当することとなった場合には、その該当することとなった日から2月を経過する日（当該2月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）をもって納税の猶予に係る期限とされている。

2 したがって、認定贈与承継会社が資産保有型会社等に該当する場合であっても、措置法施行令第40条の8第21項に規定する要件のすべてに該当しなければ、納税の猶予に係る期限の確定事由には該当しない。すなわち、引き続き、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができる。

(参考)

○ 措置法施行令第40条の8第21項（抜粋）

<略>

問29 特例受贈非上場株式等の譲渡等の判定

(問) 子Aは、次のとおり甲株式会社の株式を贈与等により取得をしている。この場合、子Aが保有する甲株式会社の株式を3,000株譲渡したとき、特例受贈非上場株式等を何株譲渡したことになるのか。また、その場合に、父母いずれの者から贈与を受けた特例受贈非上場株式等を譲渡したことになるのか。

【取得等の状況】

昭和×1年	4月	1,000株	自己資金により購入
平成×2年	5月	1,300株	父から贈与により取得 (贈与税の納税猶予の特例適用)
平成×3年	6月	500株	自己資金により購入
平成×3年	7月	600株	母から贈与により取得 (贈与税の納税猶予の特例適用)
平成×5年	8月	1,000株	自己資金により購入
平成×9年12月		3,000株	売却

(答)

措置法施行令第40条の8第41項及び第42項の規定により、父から贈与により取得をした特例受贈非上場株式等について500株を譲渡したとみなされる。

$$3,000株 - (1,000株【昭×1年取得分】 + 500株【平×3年取得分】 + 1,000株【平×5年取得分】) = 500株$$

(解説)

- 1 経営承継受贈者が措置法第70条の7第1項の規定を受けている特例受贈非上場株式等の全部又は一部の譲渡等(譲渡又は贈与をいう。以下同じ。)をした時において当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社と同一の会社の非上場株式等を有している場合には、特例受贈非上場株式等の譲渡等をしたのか又は特例受贈非上場株式等以外の当該同一の会社の非上場株式等の譲渡等をしたのか不明であることから、措置法施行令第40条の8第41項において、認定贈与承継会社の非上場株式等の譲渡等をした場合には、特例受贈非上場株式等以外の非上場株式等から先に譲渡等をしたものとみなすこととされている。
- 2 また、同一の認定贈与承継会社の非上場株式等を異なる贈与者から特例対象贈与により取得をした場合、特例受贈非上場株式等についてそれぞれ措置法第70条の7第1項の規定を受けているときの同条第4項及び第6項の規定は、当該贈与者ごとに適用することとなるが、この場合は、措置法施行令第40条の8第42項において、特例受贈非上場株式等の譲渡等をした場合には、特例受贈非上場株式等のうち先に取得をしたものから順次譲渡等をしたものとみなすこととされている。

(参考) 措置通70の7-17《特例受贈非上場株式等の譲渡等の判定》

問30 認定贈与承継会社等について上場の申請がなされた場合

(問) 贈与税の納税猶予の特例の適用に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別子会社(措置法施行令第40条の8第22項に規定する会社をいう。)について上場の申請がなされた場合、納税の猶予に係る期限の確定事由に該当するの。

(答)

認定贈与承継会社について経営贈与承継期間内に上場の申請がなされた場合には、納税の猶予に係る期限の確定事由に該当する。なお、当該認定贈与承継会社の特別子会社(措置法施行令第40条の8第22項に規定する会社をいう。以下同じ。)については、経営贈与承継期間及び経営贈与承継期間経過後のいずれの期間において上場の申請がなされたとしても納税の猶予に係る期限の確定事由には該当せず、引き続き納税猶予の特例の適用を受けることができる。

(解説)

- 1 措置法第70条の7第4項第15号においては、経営贈与承継期間内に、特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなった場合には、その該当しないこととなった日から2月を経過する日(その該当しないこととなった日から当該2月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日をいう。)に納税の猶予に係る期限が到来することとされている。
- 2 とところで、ここでいう非上場株式等とは、措置法第70条の7第2項第2号及び措置法規則第23条の9第6項並びに同条第7項において、会社の株式等のすべてが、次に掲げる要件を満たすものをいうこととされている。

すなわち、株式会社の株式については、

- (1) 会社の株式のすべてが金融商品取引所に上場されていないこと。
- (2) 会社の株式のすべてが金融商品取引所への上場の申請がされていないこと。
- (3) 会社の株式のすべてが金融商品取引所に類するものであって外国に所在するものに上場がされていないこと又は当該上場の申請がされていないこと。
- (4) 会社の株式のすべてが店頭売買有価証券登録原簿に登録がされていないこと又は当該登録の申請がされていないこと。
- (5) 会社の株式のすべてが店頭売買有価証券登録原簿に類するものであって外国に備えられるものに登録がされていないこと又は登録の申請がされていないこと。

とされている(措規23の9⑥)。また、合名会社、合資会社又は合同会社の出資については、上記(3)及び(5)を準用することとされている(措規23の9⑦)。

- 3 間について、経営贈与承継期間内に認定贈与承継会社について上場の申請がなされた場合には、上記2にいう非上場株式等に該当しないこととなるため、納税の猶予に係る期限の確定事由に該当する。なお、経営贈与承継期間経過後は、納税の猶予に係る期限の確定事由に該当しない。

他方、当該認定贈与承継会社の特別子会社については、経営贈与承継期間及び経営贈与承継期間経過後のいずれの期間において上場の申請がなされたとしても納税の猶予に係る期限の確定事由には該当しない。

(参考) 措置通70の7-25《非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義》

問3 1 認定贈与承継会社等が風俗営業会社となった場合

(問) 贈与税の納税猶予の特例の適用に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別子会社が風俗営業会社となった場合、納税の猶予に係る期限の確定事由に該当するの否か。

(答)

認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別子会社が経営贈与承継期間内に風俗営業会社となった場合には、納税の猶予に係る期限の確定事由に該当する。

(解説)

1 措置法第70条の7第4項第16号においては、特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別子会社が風俗営業会社(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)(以下「風営法」という。)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいう。以下同じ。)に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から2月を経過する日(その該当することとなった日から当該2月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日をいう。)に納税の猶予に係る期限が到来することとされている。

2 ところで、風営法上、「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいうこととされており(風営法2⑤)、これらの営業を営もうとする者は、公安委員会に一定の届出をしなければならないこととされている(風営法27、31の2、31の7、31の12、31の17)。

3 問について、認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別子会社が経営贈与承継期間内に風俗営業会社となった場合には、納税の猶予に係る期限の確定事由に該当する。

なお、経営贈与承継期間経過後において当該認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別子会社が風俗営業会社になっても、納税の猶予に係る期限の確定事由には該当せず、引き続き納税猶予の特例の適用を受けることができる。

(参考) 措置通70の7-26《風俗営業会社に該当することとなった日の意義等》

問3 2 確定税額の計算：(1) 確定税額に100円未満の端数が生じる場合

(問) 経営贈与承継期間経過後、経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等の一部を譲渡したため、納税の猶予に係る期限が確定する贈与税の額を算出したところ、算出された金額に100円未満の端数が生じた。

次の場合、納税の猶予に係る期限が確定する贈与税の額はいくらになるの否か。

・譲渡直前の猶予中贈与税額	10,000,000円
・譲渡の直前の特例受贈非上場株式等の数	600株
・譲渡した特例受贈非上場株式等の数	200株

(答)

10,000,000円(猶予中贈与税額)×200株(譲渡した特例受贈非上場株式等の数)÷600株(譲渡直前の特例受贈非上場株式等の数)≒3,333,333.333円

※ 算出された金額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額と規定されている(措令40の8②)。

したがって、納税の猶予に係る期限が確定する贈与税の額は、3,333,300円となる。

(解説)

1 経営贈与承継期間経過後に経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等の一部を譲渡した場合の納税の猶予に係る期限が確定する贈与税の額は、措置法第70条の7第6項第2号及び措置法施行令第40条の8第25項の規定により、特例受贈非上場株式等を譲渡する直前の猶予中贈与税額に、次の算式により算出された割合を乗じた金額が、納税の猶予に係る期限が確定する贈与税の額とされている。

(算式) 譲渡等した特例受贈非上場株式等の数又は金額 ÷ 譲渡等の直前における特例受贈非上場株式等の数又は金額

2 なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額と規定されている(措令40の8②)。

(参考) 措置通70の7-29《納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算》

問3 3 確定税額の計算：(2) 合併により認定贈与承継会社が消滅した場合

(問) 経営贈与承継期間経過後、認定贈与承継会社である甲株式会社は、吸収合併存続会社(会社法749①)である乙株式会社に吸収合併され消滅することとなった。甲株式会社の株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている場合、納税の猶予に係る期限が確定する贈与税の額はいくらになるの否か。

【合併の状況】

・合併前の甲株式会社の資産の額及び負債の額(簿価)

イ 資産の額	100,000,000円
ロ 負債の額	20,000,000円

・合併がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における甲株式会社の資産の額及び負債の額(評価基本通達に基づく評価額)

- イ 資産の額 120,000,000 円
- ロ 負債の額 20,000,000 円
- ・合併に際して乙株式会社から甲株式会社の全株主に交付された資産の内訳
 - イ 乙株式会社の株式 1,000 株 (額面 50,000 円)
 - ロ 金銭 30,000,000 円
- ・合併直前の猶予中贈与税額 10,000,000 円
- ・合併直前の特例受贈非上場株式等の数 600 株

(答)

$$10,000,000 \text{ 円 (合併直前の猶予中贈与税額)} \times \left(\frac{30,000,000 \text{ 円 (全株主に交付された金銭)}}{120,000,000 \text{ 円} - 20,000,000 \text{ 円}} \right) = 3,000,000 \text{ 円}$$

(※) 合併がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における甲株式会社の資産の額から負債の額(資産及び負債の価額は、いずれも評価基本通達に基づく評価額)を控除した額したがって、納税の猶予に係る期限が確定する贈与税の額は、3,000,000 円となる。

(解説)

- 1 経営贈与承継期間経過後に認定贈与承継会社が合併により消滅した場合の納税の猶予に係る期限が確定する贈与税の額は、措置法第70条の7第6項第3号及び措置法施行令第40条の8第26項の規定により、合併がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額に、次の算式により算出された割合を乗じた金額が、納税の猶予に係る期限が確定する贈与税の額とされている。

(算式) 吸収合併存続会社等が、消滅する認定贈与承継会社のすべての株主等に対し交付しなければならない金銭等の額 / 合併前純資産額

(注) 「合併前純資産額」とは、合併がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額(資産の額から負債の額を控除した残額をいう。)をいう。なお、ここにいう資産及び負債の価額は、いずれも各資産及び各負債をそれぞれ評価基本通達に基づき評価した価額となる。

- 2 なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることに留意する(措令40の8②)。

(参考) 措置通70の7-29《納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算》

問34 確定税額の計算：(3) 会社分割により吸収分割承継会社の株式を株主が取得をした場合

(問) 認定贈与承継会社である甲株式会社は、経営贈与承継期間経過後、会社分割に際し吸収分割承継会社(会社法757)である乙株式会社の株式の交付を受け、その一部を甲株式会社の株主に配当することになった。甲株式会社の株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている場合、納税の猶予に係る期限が確定する贈与税の額はいくらになるのか。

【会社分割の状況】

- ・乙株式会社が甲株式会社から承継した資産の額及び負債の額(簿価)
 - イ 資産の額 30,000,000 円
 - ロ 負債の額 20,000,000 円
- ・会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における乙株式会社が甲株式会社から承継した資産の額及び負債の額(評価基本通達に基づく評価額)
 - イ 資産の額 25,000,000 円
 - ロ 負債の額 20,000,000 円
- ・会社分割に際して甲株式会社が乙株式会社から交付を受けた同社の株式の数 2,000 株 (額面 50,000 円)
- ・上記のうち甲株式会社が同社の全株主に配当した乙株式会社の株式の数 1,000 株 (額面 50,000 円)
- ・会社分割前の甲株式会社の資産の額及び負債の額(簿価)
 - イ 資産の額 120,000,000 円
 - ロ 負債の額 40,000,000 円
- ・会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における甲株式会社の資産の額及び負債の額(評価基本通達に基づく評価額)
 - イ 資産の額 110,000,000 円
 - ロ 負債の額 40,000,000 円
- ・会社分割直前の猶予中贈与税額 10,000,000 円
- ・会社分割直前の特例受贈非上場株式の数 600 株

(答)

$$10,000,000 \text{ 円} \times \frac{\text{【承継純資産額】} (25,000,000 \text{ 円} - 20,000,000 \text{ 円})}{(110,000,000 \text{ 円} - 40,000,000 \text{ 円})} \times \frac{1,000 \text{ 株 (甲社の全株主に配当した乙社株式の数)}}{2,000 \text{ 株 (乙社が甲社に交付した乙社株式の数)}} (\%)$$

$$\approx 357,142.857 \text{ 円}$$

(※) 会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における甲株式会社の資産の額から負債の額(い

いずれも評価基本通達に基づく評価額)を控除した額

(注) 算出された金額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額と規定されている(措令40の8⑧)。

したがって、納税の猶予に係る期限が確定する贈与税の額は、357,100円となる。

(解説)

1 経営贈与承継期間経過後に認定贈与承継会社が会社分割をした場合の納税の猶予に係る期限が確定する贈与税の額は、措置法第70条の7第6項第5号及び措置法施行令第40条の8第28項の規定により、会社分割がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額に、次の算式により算出された割合を乗じた金額が、納税の猶予に係る期限が確定する贈与税の額とされている。

(算式)

$$\text{承継純資産額} \times \frac{\text{認定贈与承継会社から当該認定贈与承継会社のすべての株主等
に対し配当された吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額}}{\text{吸収分割承継会社等から当該認定贈与承継会社が交付を
受けた当該吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額}}$$

分割前純資産額

- 1 「承継純資産額」とは、吸収分割承継会社等が認定贈与承継会社から承継した資産の当該会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における価額から当該吸収分割承継会社等が当該認定贈与承継会社から承継した負債の同日における価額を控除した残額をいう。
- 2 「吸収分割承継会社等」とは、措置法第70条の7第6項第5号の上欄に規定する吸収分割承継会社等をいう。
- 3 「分割前純資産額」とは、会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額をいう。
- 4 上記注1の「承継した資産の当該会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における価額及び「承継した負債の同日における価額」並びに上記注3の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、いずれも評価基本通達に基づき評価した価額となる。

2 なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額と規定されている(措令40の8⑧)。

(参考) 措置通70の7-29《納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算》

問35 確定税額の計算：(4) 組織変更の際に株主に金銭の支払いがあった場合

(問) 経営贈与承継期間経過後、認定贈与承継会社である甲合名会社は、組織変更を行い乙株式会社となり全株主に対し金銭を交付することとした。甲合名会社の出資について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている場合、納税の猶予に係る期限が確定する贈与税の額はいくらになるのか。

【組織変更の状況】

- ・組織変更前の甲合名会社の資産の額及び負債の額(簿価)
 - イ 資産の額 100,000,000円
 - ロ 負債の額 20,000,000円
- ・組織変更がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における甲合名会社の資産の額及び負債の額(評価基本通達に基づく評価額)
 - イ 資産の額 120,000,000円
 - ロ 負債の額 20,000,000円
- ・組織変更の際に全株主に交付された金銭 30,000,000円
- ・組織変更直前の猶予中贈与税額 10,000,000円
- ・組織変更直前の特例受贈非上場株式等の数 600口

(答)

$$10,000,000 \text{円 (組織変更直前の猶予中贈与税額)} \times 30,000,000 \text{円 (全株主に交付された金銭)} / (120,000,000 \text{円} - 20,000,000 \text{円}) (\%) = 3,000,000 \text{円}$$

(※) 組織変更がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における甲合名会社の資産の額から負債の額(いずれも評価基本通達に基づく評価額)を控除した額

したがって、納税の猶予に係る期限が確定する贈与税の額は、3,000,000円となる。

(解説)

1 経営贈与承継期間経過後に認定贈与承継会社が組織変更をした場合の納税の猶予に係る期限が確定する贈与税の額は、措置法第70条の7第6項第6号及び措置法施行令第40条の8第29項の規定により、組織変更がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額に、次の算式により算出された割合を乗じた金額が、納税の猶予に係る期限が確定する贈与税の額とされている。

(算式) 認定贈与承継会社から当該会社のすべての株主等に対し交付された金銭等の額 / 組織変更前純資産額

(注) 「組織変更前純資産額」とは、組織変更がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額(資産の額から負債の額を控除した残額をいう。)をいう。なお、ここにいる資産及び負債の価額は、いずれも各資産及び各負債をそれぞれ評価基本通達に基づき評価した価額となる。

2 なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はそ

の全額を切り捨てた額と規定されている（措令40の8㉔）。

（参考） 措置通70の7-29《納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算》

問36 確定税額の計算：(5) 会社の純資産額の計算

（問） 措置法第70条の7第5項及び同条第6項の規定により、猶予中贈与税額の一部について納税の猶予に係る期限が確定する場合の確定税額の計算において、会社の「純資産額」を算定する場合に、会社が3年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利並びに家屋及びその附属設備の価額は、通常の取引価額に相当する金額によって評価することになるのか。

（答）

会社の純資産額については、各資産及び各負債をそれぞれ評価基本通達に照らして評価する。したがって、会社が3年以内に土地及び土地の上に存する権利並びに家屋及びその附属設備を取得又は新築している場合であっても、通常の取引価額に相当する金額により評価する必要はない。

（参考） 措置通70の7-29《納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算》

問37 経営承継受贈者又は贈与者が死亡した場合の猶予中贈与税額に相当する贈与税の免除

（問） 特例受贈非上場株式会社等について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている場合において、経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合、猶予中贈与税額に相当する贈与税の免除に関する手続はどのようにすればよいのか。

（答）

経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）又は当該経営承継受贈者が、その死亡の日から6月を経過する日までに贈与税の免除を受けようとする旨その他一定の事項を記載した届出書（以下「免除届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされている。

この場合において、当該経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）又は当該経営承継受贈者は、当該免除届出書と共に、当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日の直前の措置法第70条の7第2項第7号に規定する経営贈与報告基準日の翌日から当該死亡した日までの間において、当該経営承継受贈者又は特例受贈非上場株式会社等に係る認定贈与承継会社が、措置法第70条の7第5項又は第6項に規定する納税の猶予に係る期限の確定事由に該当していないかどうかの有無その他一定の事項を明らかにする書類を当該免除届出書に添付しなければならないこととされている（措法70の7㉔、措令40の8㉔）。

問38 納税者からの申請による免除 (1)

（問） 経営贈与承継期間内に、特例受贈非上場株式会社等に係る認定贈与承継会社について破産手続開始の決定がなされた。この場合、猶予中贈与税額に相当する贈与税について免除申請することができるのか。

（答）

特例受贈非上場株式会社等に係る認定贈与承継会社について破産手続開始決定があった場合の猶予中贈与税額に相当する贈与税に係る免除申請は、経営贈与承継期間の末日の翌日以後に生じた一定の事由に限られる。したがって、問については、経営贈与承継期間内に生じた事由であることから、猶予中贈与税額に相当する贈与税について免除申請を行うことはできない。

（解説）

1 経営贈与承継期間内に、特例受贈非上場株式会社等に係る認定贈与承継会社について破産手続開始の決定がなされた場合、当該事由は措置法第70条の7第4項第8号に規定する「当該特例受贈非上場株式会社等に係る認定贈与承継会社が解散をした場合」に該当するため、当該事由が生じた日から2月を経過する日（当該事由が生じた日から2月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）をもって納税の猶予に係る期限が到来する。

2 ところで、経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける経営承継受贈者又は特例受贈非上場株式会社等に係る認定贈与承継会社が、措置法第70条の7第17項各号に掲げる一定の事由に該当することとなった場合（その該当することとなった日以前に同条第12項の規定の適用があった場合及び同日以前に同条第13項又は第15項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあった場合を除く。）において、当該経営承継受贈者が、同条第17項各号に掲げる事由に該当することとなった日から2月を経過する日までに、同項各号に定める贈与税の免除を受けたい旨、免除を受けようとする贈与税に相当する金額及びその計算の明細その他一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、同条第18項の規定により、当該申請書の提出を受けた税務署長は、当該申請書に記載された事項について調査を行い、当該申請書に係る申請期限の翌日から6月以内に、同条第17項各号に定める贈与税の免除をした旨、又は当該申請書に係る申請を却下した旨及びその理由を当該経営承継受贈者に対し通知することとされている。

（参考） 措置通70の7-19《解散等をした場合の意義》、措置通70の7-38《破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等》

問39 納税者からの申請による免除 (2)

(問) 経営贈与承継期間経過後に、特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について破産手続開始の決定がなされた。ところで、当該事由が生じた日から2か月を経過した後に猶予中贈与税額に相当する贈与税について免除申請を行ったが、当該申請は認められるか。

(答)

特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について破産手続開始決定があった場合の猶予中贈与税額に相当する贈与税に係る免除申請書は、当該事由が生じた日から2月以内に提出しなければならない。したがって、間については、免除申請に係る期限を経過しているため、猶予中贈与税額に相当する贈与税について免除申請を行うことはできない。

なお、当該申請書の提出に関し、その提出がなかった場合のようじょ規定は法令上設けられていない。

(解説)

- 1 経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合又は特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について破産手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令があった場合など一定の事由に該当する場合には、納税の猶予に係る期限が到来する贈与税のうち一定の金額が税務署長の通知により免除される(措法70の7⑰⑱)。
- 2 上記1の贈与税の免除を受けるには、経営承継受贈者は、免除事由に該当することとなった日から2月を経過する日(その該当することとなった日から当該2月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日。)以下「申請期限」という。)までに当該免除を受けたい旨、免除を受けようとする贈与税に相当する金額及びその計算の明細その他の措置法規則第23条の9第30項に規定する事項を記載した申請書(当該免除の手続に必要な書類として同条第31項に規定する書類を添付したものに限る。)を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされている(措法70の7⑰)。
- 3 したがって、上記2の申請書が当該申請期限までに提出されない場合には、措置法第70条の7第17項の規定の適用を受けることはできない。
- 4 また、当該申請書の提出に関し、その提出がなかった場合のようじょ規定は法令上設けられていない。

(参考) 措置通70の7-38《破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等》

問40 特例受贈非上場株式等の修正(1): 申告期限後における特例受贈非上場株式等の数又は金額の変更の可否

(問) 子Aは、期限内申告において贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができる株式数の一部について同特例の適用を受けていたが、認定贈与承継会社である甲株式会社の株式の評価について簡易な誤りが判明したことから修正申告書を提出し、当該修正申告書の提出に伴い増加する贈与税の額について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることとなった。

この場合に、子Aは、特例の適用を受けることとして期限内申告において選択した株式の数についても併せて変更(増減)することができるか。

(答)

期限内申告において贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた特例受贈非上場株式等に係る簡易な評価誤りについて修正申告書を提出し、当該修正申告書の提出に伴い増加した贈与税の額について納税猶予の特例の適用を認めることは例外的な取扱いとして認めているものであり、期限内申告において適法に選択された特例受贈非上場株式等の数又は金額を申告期限後において変更することはできない。

(参考) 措置通70の7-6《修正申告等に係る贈与税額の納税猶予》

問41 特例受贈非上場株式等の修正(2): 贈与者の相続の開始に伴い遺留分減殺請求がなされた場合の贈与税の納税猶予の特例関係

(問) 子Aは、父から認定贈与承継会社に係る非上場株式等の贈与を受け、適法に贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていたが、贈与者である父が死亡したため、特例の適用を受けていた猶予中贈与税額に相当する贈与税について免除届出書等必要な書類を提出し、免除された。

ところで、贈与者である父の死亡に係る遺産の相続に関し、子Aに対し遺留分権利者である子Bから遺留分の減殺請求がなされ、子Aは亡くなった父から贈与を受けた特例受贈非上場株式等の一部を子Bに返還した。

この場合に、子Aが子Bに対し特例受贈非上場株式等の一部を返還することにより、子Aが適用を受けていた贈与税の納税猶予の特例について、措置法第70条の7第1項に規定する特例の対象となる贈与に係る要件を満たさないこととして遡及して取り消されることになるのか。

また、子Aが特例受贈非上場株式等を子Bに返還したことにより、当初の贈与税の申告における課税価格及び贈与税額が過大となったときは、子Aは、相続税法第32条第3号の規定に基づき更正の請求をすることができるのか。

(答)

子Aが適法に受けていた贈与税の納税猶予の特例の適用について、特例適用時に遡及して取り消されることはない。

なお、子Aは、特例受贈非上場株式等を子Bに返還したことにより、当初の贈与税の申告に係る課税価格及び贈与税額が過大となったときは、相続税法第32条第3号の規定に基づき更正の請求をすることができる。

(注1) 子Aが贈与者である父の死亡による相続又は遺贈に係る相続税の申告において措置法第70条の7の4(贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例)の規定の適用を受けている場合には、遺留分の減殺請求があったことにより、子Aは遺留分権利者である子Bに対し返還した特例非上場株式等を有しないこととなるため、当該返還し

た株式等に係る特例相続非上場株式等は、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例の対象とならない。したがって、子Aは、特例相続非上場株式等を返還したことにより、父の死亡による相続又は遺贈に係る相続税の申告における課税価格及び相続税額が過大となったときは、相続税法第32条第3号の規定に基づき、当該相続税の申告について更正の請求をすることができる。

(注2) 特例受贈非上場株式等の返還によらず、現金等価額による弁償があった場合も上記と同様である。

(解説)

1 特定遺贈及び遺言者の財産全部についての包括遺贈に対して遺留分減殺請求により遺留分権利者が取り戻した財産がどこに帰属するのかについて、判例は、取り戻した財産は、遺産分割の対象となる「遺産」には帰属しないとし、遺留分権利者の固有財産として直接帰属するとしている。(参考)昭和51年8月30日最高裁第二小法廷判決(昭和50年(オ)第920号)では、「遺留分権利者の減殺請求により贈与又は遺贈は遺留分を侵害する限度において失効し、受贈者又は受遺者が取得をした権利は遺留分を侵害する限度で当然に減殺請求をした遺留分権利者に帰属するものと解するのが相当」としている。

また、平成8年1月26日最高裁第二小法廷判決(平成3年(オ)第1772号)では、「遺言者の財産全部についての包括遺贈に対して遺留分権利者が減殺請求を行使した場合に遺留分権利者に帰属する権利は、遺産分割の対象となる相続財産としての性質を有しないと解するのが相当である。その理由は次のとおりである。特定遺贈が効力を生ずると、特定遺贈の目的とされた特定の財産は何らの行為を要せずして直ちに受遺者に帰属し、遺産分割の対象となることなく、また、民法は、遺留分減殺請求を減殺請求をした者の遺留分を保全するに必要な限度で認め(1031条)、遺留分減殺請求権を行使するか否か、これを放棄するか否かを遺留分権利者の意思にゆだね(1031条、1043条参照)、減殺の結果生ずる法律関係を、相続財産との関係としてではなく、請求者と受贈者、受遺者等との個別的な関係として規定する(1036条、1037条、1039条、1040条、1041条参照)など、遺留分減殺請求権行使の効果が減殺請求をした遺留分権利者と受贈者、受遺者等との関係で個別的に生ずるものとしていることがうかがえるから、特定遺贈に対して遺留分権利者が減殺請求権を行使した場合に遺留分権利者に帰属する権利は、遺産分割の対象となる相続財産としての性質を有しないと解される。そして、遺言者の財産全部についての包括遺贈は、遺贈の対象となる財産を個々の掲記する代わりにこれを包括的に表示する実質を有するもので、その限りで特定遺贈とその性質を異にするものではないからである。」としている。

2 問は、子Aが亡父から受けた生前贈与に対して遺留分権利者が減殺請求権を行使したものであるが、判例に沿って整理した場合、遺留分の減殺請求があったことにより遺留分権利者である子Bに対し返還した特例受贈非上場株式等は、その返還時にいったん遡及的に贈与者である父の所有に帰属するものではないと考えることが適当であることから、子Aが適用を受けていた贈与税の納税猶予の特例について、遡及して措置法第70条の7第1項に規定する特例の対象となる贈与の要件を満たしていたかどうかを判定する必要はないものと考えられる。したがって、子Aが適法に受けていた贈与税の納税猶予の特例の適用については、特例適用時に遡及して取り消されることはない。

問42 相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができる相続(事業承継)の態様

(問) 父の相続の開始に伴い、子A及び子Bは、それぞれ次に掲げる株式を相続により取得をした。この場合に、相続税の納税猶予の特例(措法70の7の2①)の適用が可能な相続(事業承継)の態様に該当するか。

- (1) 甲株式会社の株式を子A、乙株式会社の株式を子Bが相続により取得をした場合
- (2) 甲株式会社及び乙株式会社の株式を子Aが相続により取得をした場合
- (3) 甲株式会社の株式を子A及び子Bが相続により取得をした場合

(答)

(1)について

それぞれについて相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができる。

ただし、子Aについて、既に亡父から生前に甲株式会社の株式の贈与を受け、父の相続開始時において、当該株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている場合には、子Aは、同一会社である甲株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

(注) 父の相続開始時において贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける甲株式会社に係る特例受贈非上場株式等については、措置法第70条の7の3第1項の規定により、父から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされ、当該株式等について、同法第70条の7の4第1項の要件を満たす場合には、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができる。

また同様に、子Bについて、既に亡父から生前に乙株式会社の株式の贈与を受け、父の相続開始時において、当該株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている場合には、子Bは、同一会社である乙株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

(注) 父の相続開始時において贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける乙株式会社に係る特例受贈非上場株式等については、措置法第70条の7の3第1項の規定により、父から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされ、当該株式等について、同法第70条の7の4第1項の要件を満たす場合には、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができる。

(2)について

子Aについては、甲株式会社及び乙株式会社の株式の両方について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができる。

ただし、子Aについて、既に亡父から生前に甲株式会社若しくは乙株式会社又は両方の会社の株式の贈与を受け、父

の相続開始時において、当該いずれか又は両方の株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている場合には、同一会社である甲株式会社若しくは乙株式会社又は両方の会社の株式について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

(注) 父の相続開始時において贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける甲株式会社若しくは乙株式会社又は両方の会社に係る特例受贈非上場株式等については、措置法第70条の7の3第1項の規定により、父から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされ、当該株式等について、同法第70条の7の4第1項の要件を満たす場合には、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができる。

(3)について

同一会社の株式について2人以上が同時に相続税の納税猶予の特例の適用を受けることはできないことから、子A又は子Bのいずれかの者について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができる。

ただし、子A又は子Bのいずれかの者が、既に亡父から生前に甲株式会社の株式の贈与を受け、父の相続開始時において、当該株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている場合には、同一会社である甲株式会社について子A及び子Bのいずれの者についても相続税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

(注) 父の相続開始時において贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける甲株式会社に係る特例受贈非上場株式等については、措置法第70条の7の3第1項の規定により、父から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされ、当該株式等について、同法第70条の7の4第1項の要件を満たす場合には、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができる。

(解説)

1 措置法第70条の7の2第8項において「第1項の規定は、被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等に係る会社の株式等について、同項の規定の適用を受けている他の経営承継相続人等又は前条第1項の規定の適用を受けている同条第2項第3号に規定する経営承継受贈者若しくは第70条の7の4第1項の規定の適用を受けている同条第2項第3号に規定する経営相続承継受贈者がある場合(第1項の規定の適用を受けようとする者が当該経営承継受贈者又は当該経営相続承継受贈者である場合を除く。)には、当該非上場株式等については、適用しない。」と規定し、同一の会社について相続税の納税猶予の特例、贈与税の納税猶予の特例又は贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例のいずれかの特例の適用を受けている者がいる場合には、当該納税猶予の特例の適用を受けている者以外の者は、当該同一の会社の株式等について納税猶予の特例の適用を受けることはできないこととされている。

2 また、措置法第70条の7の2第1項かつこ書の規定により、「次条(措置法第70条の7の3)第1項の規定により当該被相続人から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項の特例受贈非上場株式等に係る認定承継会社の株式等を除く。」と規定されていることから、相続人等のいずれかの者が、既に同一会社の非上場株式等について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている場合には、当該贈与者の死亡に伴う相続税の申告において、当該同一会社の非上場株式等について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

なお、贈与者の相続開始時において贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける特例受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の3第1項の規定により、当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、当該株式等について、同法第70条の7の4第1項の要件を満たす場合には、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができる。

(参考) 措置通70の7の2-3《相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等》、措置通70の7の2-35《既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等》

問43 既に贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている場合

(問) 子Aが甲株式会社の株式について次に掲げる納税猶予の特例の適用を現に受けている場合において、その後、子Aが母から相続により新たに取得をした甲株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができるか。

- (1) 父から贈与により取得をした甲株式会社の株式について「贈与税の納税猶予の特例」(措法70の7①)の適用を受けている場合
- (2) 母から贈与により取得をした甲株式会社の株式について「贈与税の納税猶予の特例」の適用を受けている場合
- (3) 父から相続により取得をした甲株式会社の株式について「相続税の納税猶予の特例」(措法70の7の2①)の適用を受けている場合
- (4) 父から贈与により取得をした甲株式会社の株式について「贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用」(措法70の7の4①)を受けている場合

(答)

- (1) について
子Aが相続税の納税猶予の特例の適用を受けることは可能である。
- (2) について
子Aは相続税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。
- (3) について
子Aが相続税の納税猶予の特例の適用を受けることは可能である。
- (4) について
子Aが相続税の納税猶予の特例の適用を受けることは可能である。

(解説)

1 措置法第70条の7の2第8項において「第1項の規定は、被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式

等に係る会社の株式等について、同項の規定の適用を受けている他の経営承継相続人等又は前条第1項の規定の適用を受けている同条第2項第3号に規定する経営承継受贈者若しくは第70条の7の4第1項の規定の適用を受けている同条第2項第3号に規定する経営相続承継受贈者がある場合（第1項の規定の適用を受けようとする者が当該経営承継受贈者又は当該経営相続承継受贈者である場合を除く。）には、当該非上場株式等については、適用しない。」と規定し、同一の会社について相続税の納税猶予の特例、贈与税の納税猶予の特例又は贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例のいずれかの特例の適用を受けている者がいる場合には、当該納税猶予の特例の適用を受けている者以外の者は、当該同一の会社の株式等について納税猶予の特例の適用を受けることはできないこととされている。すなわち、1社1人というのが原則となる。

したがって、問の(1)については、同一の会社である甲株式会社の株式について既に贈与税の納税猶予の特例の適用を受けているが、措置法第70条の7の2第8項の規定（すなわち1社1人という原則）に抵触しないため、母から相続により取得をした同一の会社である甲株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることは可能である。

2 問の(2)は、1社1人の原則以外に、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用関係において、特例の適用を受ける者が同一の者であっても相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができないケースである。

すなわち、措置法第70条の7の2第1項かっこ書の規定において、「次条（措置法第70条の7の3）第1項の規定により当該被相続人から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項の特例受贈非上場株式等に係る認定承継会社の株式等を除く。」と規定し、既に贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている場合には、当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の株式等については相続税の納税猶予の特例の適用を受けることはできないこととされている。

したがって、問の(2)については、贈与者である母の相続開始の時に贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている特例受贈非上場株式等があり、当該株式等は、措置法第70条の7の3の規定により、母から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、同法第70条の7の2第1項かっこ書に該当し、母から相続により取得をした同一の会社である甲株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

3 問の(3)については、上記1と同様、措置法第70条の7の2第8項の規定（1社1人という原則）に抵触しないため、母から相続により取得をした同一の会社である甲株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることは可能である。

4 問の(4)については、措置法第70条の7の2第8項の規定（1社1人という原則）に抵触しない。また、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（措法70の7の4①）の適用を受ける特例相続非上場株式等は、父が死亡したことに伴い、父から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例受贈非上場株式等であり（措法70の7の3①）、問の場合、措置法第70条の7の2第1項かっこ書にいう「被相続人」は母であることから、この規定にも抵触しない。

したがって、母から相続により取得をした同一の会社である甲株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることは可能である。

(参考) 措置通70の7の2-3《相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等》、措置通70の7の2-35《既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等》

問4 既に贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合

(問) 子Aが甲株式会社の株式について次に掲げる納税猶予の特例の適用を現に受けている場合において、その後、子Bが相続により取得をした甲株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができるか。

- (1) 子Aが贈与により取得をした甲株式会社の株式について「贈与税の納税猶予の特例」(措法70の7①)の適用を受けている場合
- (2) 子Aが相続により取得をした甲株式会社の株式について「相続税の納税猶予の特例」(措法70の7の2①)の適用を受けている場合
- (3) 子Aが父から贈与により取得をした甲株式会社の株式について「贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例」(措法70の7の4①)の適用を受けている場合

(答)

(1)から(3)のいずれの場合についても、子Bは、相続により取得をした甲株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

(解説)

1 措置法第70条の7の2第8項において「第1項の規定は、被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等に係る会社の株式等について、同項の規定の適用を受けている他の経営承継相続人等又は前条第1項の規定の適用を受けている同条第2項第3号に規定する経営承継受贈者若しくは第70条の7の4第1項の規定の適用を受けている同条第2項第3号に規定する経営相続承継受贈者がある場合（第1項の規定の適用を受けようとする者が当該経営承継受贈者又は当該経営相続承継受贈者である場合を除く。）には、当該非上場株式等については、適用しない。」と規定し、同一の会社について相続税の納税猶予の特例、贈与税の納税猶予の特例又は贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例のいずれかの特例の適用を受けている者がいる場合には、当該納税猶予の特例の適用を受けている者以外の者は、当該同一の会社の株式等について納税猶予の特例の適用を受けることはできないこととされている。すなわち、1社1人というのが原則となる。

2 したがって、問については、(1)から(3)のいずれについても、子Aが甲株式会社の株式について既に納税猶予の特例

の適用を受けていることから、子Bは、相続により取得をした同一の会社である甲株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。

(参考) 措置通70の7の2-3《相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等》、措置通70の7の2-35《既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等》

問4.5 特定受贈同族会社株式等がある場合(1)：平成21年改正前措置法第69条の5の適用を受ける場合

問4.6 特定受贈同族会社株式等がある場合(2)：平成22年4月1日以後に特定受贈同族会社株式等事前届出書が提出された場合

問4.7 特定同族株式等がある場合：平成22年4月1日以後に特定同族株式等事前届出書が提出された場合

問4.8 相続税の納税猶予税額の計算方法：代償分割があった場合

(問) 子Aは、被相続人の全財産である土地(評価額：2,000万円)と甲株式会社の株式9,000株(評価額：1億2,000万円)を相続し、甲株式会社の株式6,000株について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることとしている。

(注) 甲株式会社の発行済み株式総数(議決権に制限はない。)は9,000株である。

ところで、子Aは、もう一人の相続人である子Bに対し代償財産として7,000万円を現金で支払っているが、この場合の相続税の課税価格の計算において、代償財産として支払った7,000万円は納税猶予の特例の適用を受ける財産の価額から優先的に控除し計算するのか、あるいは、納税猶予の特例の適用を受けない財産の価額から優先的に控除し計算するのか。

(答)

代償財産の価額を代償財産の交付をした者が相続又は遺贈により取得したそれぞれの相続財産の価額の割合により按分し、それぞれの相続財産の価額から当該按分後の代償財産の価額を控除する方法によるのが合理的な計算方法と考えられるが、法令上特段の控除方法は定められていないので、代償財産の価額を相続税の納税猶予の特例の適用を受けない財産の価額から優先的に控除し計算して差し支えない。

(解説)

1 「代償分割」とは、共同相続人又は包括受遺者のうち1人又は数人が相続又は包括遺贈により取得した財産の現物を取得し、その現物を取得した者が他の共同相続人又は包括受遺者に対して債務を負担する分割の方法をいうのであるが、代償分割の方法により遺産分割が行われ、代償財産の交付をしている場合の当該代償財産の交付をした者に係る相続税の課税価格の計算については、相続税法基本通達11の2-9《代償分割が行われた場合の課税価格の計算》により、「相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額から交付をした代償財産の価額を控除した金額」としている。

(参考) 相続税法基本通達(抄)

(代償分割が行われた場合の課税価格の計算)

11の2-9 代償分割の方法により相続財産の全部又は一部の分割が行われた場合における法第11条の2第1項又は第2項の規定による相続税の課税価格の計算は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによるものとする。

- (1) 代償財産の交付を受けた者 相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額と交付を受けた代償財産の価額との合計額
- (2) 代償財産の交付をした者 相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額から交付をした代償財産の価額を控除した金額

2 基本通達においてこのような方法を採用するのは、相続財産を現物で取得した者については、民法第909条の規定によりその取得した相続財産の現物が直接被相続人から承継取得したものとされ、まさにその取得した相続財産そのものが相続又は遺贈により取得した財産となるとしても、その財産のうちには、代償財産の交付を受ける者のその代償財産の価額が混入しているものと言わざるを得ないことから、代償財産を交付した者については、相続税の課税価格の計算上の技術的措置として、取得した相続財産の現物の価額からその代償財産の価額を控除しているところである。

3 問について、相続税の納税猶予の特例(措法70の7の2①)の適用を受ける者が代償財産の交付をした者である場合も上記1と取扱いを異にする理由はないことから、同通達によることについては言うまでもない。

4 しかしながら、相続税の納税猶予の特例の適用を受ける者が代償財産の交付をした者である場合で、相続又は遺贈により取得をした財産の中に特例の適用を受ける株式等とそれ以外の財産とがある場合の当該特例の適用を受ける者に係る相続税の課税価格の計算方法については、代償財産として交付をした財産の価額を①特例の適用を受ける財産の価額から優先的に控除する方法(Ⅰ案)、②特例の適用を受ける財産以外の財産の価額から優先的に控除する方法(Ⅱ案)、あるいは③交付をした代償財産の価額を代償財産の交付をした者が相続又は遺贈により取得をしたそれぞれの財産の価額により按分し、それぞれの相続財産の価額から当該按分後の代償財産の価額を控除する方法(Ⅲ案)のいずれかが考えられるが、法令上特段の定めはない。

5 このことについて、特定の現物財産と代償財産とがひも付きになっておらず、相続財産全体に対して代償分割が行われた場合には、それぞれの相続財産に対し代償財産の価額が均等に混入しているとするのが最も合理的な考え方であると考えられる。

6 ただし、特例の適用を受ける株式等とそれ以外の財産とがある場合の代償財産の価額の控除方法について法令において定められていない以上、按分による方法でなければならぬとする明確な根拠はなく、特例の適用を受ける株式等以

外の財産の価額から優先的に代償財産の価額を控除して申告がなされてきたとしてもこれを認めて差し支えないものとする。

- 7 なお、相続税の納税猶予税額の計算方法は、措置法第70条の7の2第2項第5号の規定により、次により算出することとされているが、代償財産として支払った財産の価額を相続税の納税猶予の特例の適用を受けない財産の価額から優先的に控除しても、なお控除しきれない金額は、特例非上場株式等の価額から控除することになることから、同号イ及びロに規定する「特例非上場株式等の価額」は、当該控除後の価額となることに留意する必要がある。

(措置法第70条の7の2第2項第5号抜粋)

五 納税猶予分の相続税額 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。

イ 前項の規定の適用に係る特例非上場株式等の価額を同項の経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十五条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該経営承継相続人等の相続税の額

ロ 前項の規定の適用に係る特例非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した金額を同項の経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十五条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該経営承継相続人等の相続税の額

- 8 問について、子Aは、被相続人の全財産である土地(評価額:2,000万円)と甲株式会社の株式9,000株(評価額:1億2,000万円)を相続し、もう一人の相続人である子Bに対し7,000万円を代償財産として現金で支払っている。このとき、相続税の納税猶予の特例の適用を受けない財産の価額から代償財産の価額を優先的に控除し計算することとした場合、子Aに係る相続税の課税価格の計算に当たっては、相続により取得をした土地の価額(2,000万円)及び相続税の納税猶予の特例の適用を受けない株式の価額(4,000万円※)から、代償財産として交付をした現金の額7,000万円を優先して控除し計算することとなるが、なお控除しきれない1,000万円については、相続税の納税猶予の特例の適用を受けることを選択した特例非上場株式等の価額(8,000万円)から控除することとなる。

したがって、問の場合、結果的に、特例非上場株式等の価額は7,000万円(相続税法第13条の規定により控除すべき債務がある場合には、その者の負担に属する部分の金額を控除した残額となる。)となる。

※ $120,000 \text{千円} \times (9,000 \text{株} \times (1 - 2/3)) / 9,000 \text{株}$

問49 既に贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている場合

(問) 子Aは、母から生前贈与により甲株式会社の株式の贈与を受け、母の相続開始の時まで贈与税の納税猶予の特例(措法70の7①)の適用を受けていた。

子Aが同じ甲株式会社の株式について、それぞれ次に掲げる納税猶予の特例の適用を現に受けている場合に、母の死亡による相続又は遺贈に係る相続税の申告において子Aが母から生前贈与により取得をした甲株式会社の株式について「贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例」(措法70の7の4①)の適用を受けることができるか。

- (1) 父から贈与により取得をした甲株式会社の株式について「贈与税の納税猶予の特例」(措法70の7①)の適用を受けている場合
- (2) 父から相続により取得をした甲株式会社の株式について「相続税の納税猶予の特例」(措法70の7の2①)の適用を受けている場合
- (3) 父から贈与により取得をした甲株式会社の株式について「贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例」(措法70の7の4①)の適用を受けている場合

(答)

(1)から(3)のいずれの場合についても、子Aは、「贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例」(措法70の7の4①)の適用を受けることができる。

なお、子Aが母から相続又は遺贈により取得をした(同一の会社である)甲株式会社の株式については、相続税の納税猶予の特例(措法70の7の2①)の適用を受けることはできない。

(解説)

1 措置法第70条の7の4第5項において「第1項の規定は、被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式会社等(前条第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされたものを含む。次項において同じ。)に係る会社の株式等について、第1項の規定の適用を受けている他の経営承継受贈者又は第70条の7第1項の規定の適用を受けている同条第2項第3号に規定する経営承継受贈者若しくは第70条の7の2第1項の規定の適用を受けている同条第2項第3号に規定する経営承継相続人等がある場合(第1項の規定の適用を受けようとする者が当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人等である場合を除く。)には、当該非上場株式会社等については、適用しない。」と規定し、同一の会社について贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例、贈与税の納税猶予の特例又は相続税の納税猶予の特例のいずれかの特例の適用を受けている者がいる場合には、当該納税猶予の特例の適用を受けている者以外の者は、当該同一の会社の株式等について納税猶予の特例の適用を受けることはできないこととされている。すなわち、1社1人というのが原則となる。

2 したがって、問については、措置法第70条の7の4第5項かつこ書により、(1)から(3)のいずれについても、子Aは、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができる。

3 なお、措置法第70条の7の2第1項かつこ書において「次条(措置法第70条の7の3)第1項の規定により当該被相続人から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項の特例受贈非上場株式等に係る認定承継会社の株式等を除く。」と規定されており、子Aが母から生前贈与により取得をし、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている特例受贈非上場株式等については、措置法第70条の7の3第1項の規定により、母の相続開始の時において母から相続

又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、子Aが母から相続又は遺贈により取得をした甲株式会社の株式について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。(注) 措置法第70条の7の4第6項においても同趣旨の規定が置かれている。

(参考) 措置通70の7の4-9《既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等》、措置通70の7の2-3《相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等》

問50 限度数要件：相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例受贈非上場株式等がある場合

(問) 子Aは、平成X1年9月に父から贈与により取得をした甲株式会社の株式について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていたが、平成X9年、父が死亡したため、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例の適用を受けることとした。

次の場合に、子Aは父の相続開始の時に有していた甲株式会社の株式のうち、何株について贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(措法70の7の4①)の適用を受けることができるのか。

- ① 平成X1年分の贈与税の申告において「贈与税の納税猶予の特例」の適用を受けた特例受贈非上場株式等の数・・・8,000株 (注) 父から贈与を受けた甲株式会社の株式の全部について贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている。
- ② 平成X1年9月、父からの贈与の直前に子Aが有していた甲株式会社の株式数・・・2,000株
- ③ 平成X7年12月、子Aは、甲株式会社の株式4,000株を譲渡
- ④ 平成X8年11月、母から相続により甲株式会社の株式4,000株を取得
- ⑤ 父の相続の開始の直前に子Aが有していた甲株式会社の株式数・・・10,000株
- ⑥ 相続の開始の時ににおける甲株式会社の発行済株式総数(議決権に制限のないもの)・・・15,000株
- ⑦ 父から相続により取得をした甲株式会社の株式数・・・1,000株

(答)

子Aは、父の相続の開始の時に有していた特例受贈非上場株式等6,000株の全部について、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(措法70の7の4①)の適用を受けることができる。

なお、この場合に、子Aは、父から相続により取得をした甲株式会社の株式1,000株について、相続税の納税猶予の特例(措法70の7の2①)の適用を受けることはできない。

(解説)

1 措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受けるためには、措置法第70条の7の3第1項の規定の適用により同項の贈与者から相続又は遺贈により取得をしたとみなされた特例受贈非上場株式等(猶予中贈与税額に対応する部分に限る)のうち、特例の適用を受けるもの(一定の部分に限る。)として相続税の申告書に措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける旨の記載(この特例の適用を受けるものとして記載された非上場株式等を「特例相続非上場株式等」という。以下同じ。)をし、相続税の申告期限までに当該申告書を提出する必要がある。

2 贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(措法70の7の4①)の適用を受けることができる特例受贈非上場株式等の数又は金額は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる算式により算出された株式の数又は出資の金額に達するまでとなる。

(1) 当該特例受贈非上場株式等の特例対象贈与の直前において、当該経営相続承継受贈者が有していた措置法第70条の7の4第2項第1号に規定する認定相続承継会社(以下「認定相続承継会社」という。)の非上場株式等(議決権に制限のないものに限る。以下同じ。)がある場合・・・ $A \times 2/3 - B$

(2) 当該特例受贈非上場株式等の特例対象贈与の直前において、当該経営相続承継受贈者が有していた認定相続承継会社の非上場株式等がない場合・・・ $A \times 2/3$

(注) Aは、当該相続の開始の時ににおける当該認定相続承継会社の発行済株式又は出資(議決権に制限のない株式等に限る。)の総数又は総額

Bは、当該経営相続承継受贈者が当該特例対象贈与の直前において有していた当該認定相続承継会社の非上場株式等の数又は金額(当該特例対象贈与の時から当該相続の開始の直前までの間に当該特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等の併合があったことその他の措置法規則第23条の1第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予))に定める事由により当該特例受贈非上場株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該贈与又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額)

3 この場合に、認定相続承継会社が2以上ある場合の当該「特例相続非上場株式等」の判定は、それぞれの認定相続承継会社ごとに行うことに留意する必要がある。

4 また、上記2の(1)又は(2)により計算された $A \times 2/3$ の数又は金額に1株又は1円未満の端数がある場合には、その端数は切り上げることとなる(措令40の8の3①)。

5 間について、子Aは、贈与税の納税猶予の特例の適用期間中に甲株式会社の株式4,000株を譲渡しているが、措置法施行令第40条の8第41項の規定により、特例受贈非上場株式等以外の株式から譲渡したものとみなされることから、父の相続の開始の時に有していた特例受贈非上場株式数は6,000株となる。

また、子Aは、父からの贈与の直前に甲株式会社の株式を2,000株有していることから、上記2の(1)に該当する。したがって、

$15,000 \text{株 (相続の開始の時ににおける甲株式会社の発行済株式総数)} \times 2/3 - 2,000 \text{株} = 8,000 \text{株}$

となることから、子Aについて贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができる株式等の限度数は、8,000株となる。

したがって、子Aが、父の相続の開始の時に有していた特例受贈非上場株式等は6,000株であるので、この6,000株の全部について、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（措法70の7の4①）の適用を受けることができる。（注）平成X1年9月の父からの贈与後に、子Aが母から相続により取得をした株式等の数及び父から相続により取得をした株式等の数は、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例の適用を受けるに当たり考慮する必要はない。

6 なお、子Aは、父から甲株式会社の株式1,000株を相続により取得をしているが、子Aは既に父から贈与を受けた甲株式会社の株式について贈与税の納税猶予の特例（措法70の7①）の適用を受け、父の相続開始により、父から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる（措法70の7の3①）特例受贈非上場株式等を有していることから、措置法第70条の7の2第1項かつこの規定により、父から相続により取得をした甲株式会社の株式1,000株について相続税の納税猶予の特例（措法70の7の2①）の適用を受けることはできない。

（参考）措置通70の7の4-11《70の7の2関係通達の準用》、措置通70の7の2-3《相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等》

問51 相続税の課税価格に算入される特例受贈非上場株式等の価額等：(1) 贈与者の相続の開始前に譲渡等があった場合

（問）子Aは、贈与者である父から甲株式会社の株式等について贈与を受け、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていたが、経営贈与承継期間経過後に、特例受贈非上場株式等の一部（5,000株）について譲渡をし、その後、贈与者である父が死亡した。

次の場合に、子Aについて贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（措法70の7の4①）の適用を受けることができる非上場株式等の数及び相続税の課税価格の計算の基礎に算入される価額はいくらか。

- | | |
|-----------------------------------------|----------------------|
| ① 特例受贈非上場株式等 | 10,000株 |
| ② 特例受贈非上場株式等に係る贈与時の価額 | 40,000,000円（@4,000円） |
| ③ 納税猶予税額 | 17,200,000円 |
| ④ 譲渡株式数 | 5,000株 |
| ⑤ 相続開始時における認定相続承継会社の発行済株式数（議決権に制限のないもの） | 15,000株 |
- （注）子Aは父から甲株式会社の株式等について贈与を受ける直前、当該会社の株式を有していない。

（答）

1 子Aについて贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができる非上場株式等の数……5,000株（注）相続開始時における認定相続承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の3分の2を限度とする。

2 相続税の課税価格の計算の基礎に算入される価額……20,000,000円

（算式）

- ① 納税猶予期間中に確定した税額
 $\dots 17,200,000 \text{円} \times 5,000 \text{株} \div 10,000 \text{株} = 8,600,000 \text{円}$
- ② 相続開始の時ににおける猶予中贈与税額
 $\dots 17,200,000 \text{円} - 8,600,000 \text{円} = 8,600,000 \text{円}$
- ③ 相続税の課税価格の計算の基礎に算入される価額
 $40,000,000 \text{円} \text{【特例受贈非上場株式等に係る贈与時の価額】} \times 8,600,000 \text{円} \text{【相続開始の時ににおける猶予中贈与税額】} \div 17,200,000 \text{円} \text{【当初の納税猶予税額】} = 20,000,000 \text{円}$

（解説）

1 措置法第70条の7の3第1項は、「第70条の7第1項の規定の適用を受ける同条第2項第3号に規定する経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合（・・・）には、当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、当該経営承継受贈者が当該贈与者から相続（当該経営承継受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により同条第1項の規定の適用を受ける特例受贈非上場株式等（猶予中贈与税額に対応する部分に限り、合併により当該特例受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものとする。次条において同じ。）の取得をしたものとみなす。この場合において、その死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該特例受贈非上場株式等の価額については、当該贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈非上場株式等の当該贈与の時ににおける価額を基礎として計算するものとする。」と規定し、猶予中贈与税額に対応する特例受贈非上場株式等については、贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされ、その場合の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該特例受贈非上場株式等の価額については、当該贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈非上場株式等の当該贈与の時ににおける価額を基礎として計算することとされている。

2 問については、子Aが贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた特例受贈非上場株式等10,000株のうち、5,000株を経営贈与承継期間経過後に譲渡していることから、贈与者の相続開始時に有していた5,000株が相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる。

なお、この内、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例の適用対象となるのは、相続開始時における認定相続承継会社（甲株式会社）の発行済株式数（15,000株）の3分の2に達するまでであることから、問については、 $15,000 \text{株} \times 2/3 = 10,000 \text{株}$ が限度数となる。

したがって、子Aは、相続開始時に有していた特例受贈非上場株式等5,000株の全部について贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（措法70の7の4①）の適用を受けることができる。

3 また、この場合の相続税の課税価格の計算の基礎に算入される当該特例受贈非上場株式等の価額は、20,000,000円となる。

(算式)

$$40,000,000 \text{円} \left[\text{特例受贈非上場株式等に係る贈与時の価額} \right] \times 8,600,000 \text{円} \left[\text{相続開始の時ににおける猶予中贈与税額} \right] \div 17,200,000 \text{円} \left[\text{当初の納税猶予税額} \right] = 20,000,000 \text{円}$$

(参考) 措置通70の7の4-1《特例相続非上場株式等の意義》、措置通70の7の3-1《措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算》

問52 相続税の課税価格に算入される特例受贈非上場株式等の価額等：(2) 贈与者の相続の開始前に合併により認定贈与承継会社が消滅している場合

(問) 経営贈与承継期間経過後、認定贈与承継会社である甲株式会社は、特例受贈非上場株式等に係る贈与者について相続が開始する前に、乙株式会社により吸収合併され消滅している。

次の場合に、「贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例」の対象となる非上場株式等の数及び相続税の課税価格の計算の基礎に算入される特例受贈非上場株式等の価額はいくらか。

- ① 特例受贈非上場株式等 (甲株式会社) 10,000株
- ② 特例受贈非上場株式等に係る贈与時の価額 40,000,000円 (@4,000円)
- ③ 贈与税の納税猶予の特例適用時に猶予された贈与税の額 17,200,000円
- ④ 吸収合併に際し、経営承継受贈者は、吸収合併存続会社である乙株式会社から、当該乙株式会社の株式5,000株と金銭を受領している。(注) 経営承継受贈者は乙株式会社の株式5,000株を贈与者の相続開始時において保有している。
- ⑤ 吸収合併に際し、吸収合併存続会社である乙株式会社は、消滅する甲株式会社のすべての株主に対し総額10,000,000円を金銭で支払っている。
- ⑥ 認定贈与承継会社の合併前純資産額は、240,000,000円である。
- ⑦ 相続開始時における認定相続承継会社である乙株式会社の発行済株式数 (議決権に制限のないもの) 15,000株 (注) 経営承継受贈者は贈与者から甲株式会社の株式等について贈与を受ける直前、甲株式会社の株式及び乙株式会社の株式を有していない。

(答)

贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例の対象となる非上場株式等の数

..... 乙株式会社の株式等 5,000株 (注) 相続開始時における認定相続承継会社の発行済株式又は出資 (議決権に制限のない株式等に限る。) の3分の2以内に限られる。

相続税の課税価格の計算の基礎に算入される特例受贈非上場株式等の価額

..... 38,333,488円

(算式)

- ① 合併時における猶予中贈与税額に係る確定税額の計算 (措置通70の7-29)
 $17,200,000 \text{円} \times 10,000,000 \text{円} \div 240,000,000 \text{円} \approx 716,666.666 \text{円}$
したがって、確定税額は716,600円となる。
- ② 相続税の課税価格の計算の基礎に算入される特例受贈非上場株式等の価額 (措置通70の7の3-1)
 $40,000,000 \text{円} \times (17,200,000 \text{円} - 716,600 \text{円}) \div 17,200,000 \text{円} \approx 38,333,488 \text{円}$
したがって、相続税の課税価格の計算の基礎に算入される特例受贈非上場株式等の価額は38,333,488円となる。

(解説)

1 措置法第70条の7の3第1項は、「第70条の7第1項の規定の適用を受ける同条第2項第3号に規定する経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合(.....)には、当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、当該経営承継受贈者が当該贈与者から相続(当該経営承継受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈)により同条第1項の規定の適用を受ける特例受贈非上場株式等(猶予中贈与税額に対応する部分に限り、合併により当該特例受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものとする。次条において同じ。)の取得をしたものとみなす。この場合において、その死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該特例受贈非上場株式等の価額については、当該贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈非上場株式等の当該贈与の時ににおける価額を基礎として計算するものとする。」と規定し、猶予中贈与税額に対応する特例受贈非上場株式等については、贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされ、その場合の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該特例受贈非上場株式等の価額については、当該贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈非上場株式等の当該贈与の時ににおける価額を基礎として計算することとされている。

2 問について、経営贈与承継期間経過後、認定贈与承継会社である甲株式会社は、特例受贈非上場株式等に係る贈与者について相続が開始する前に、乙株式会社により吸収合併され消滅していることから、措置法第70条の7の3第1項かつ書、措置法規則第23条の11及び同法規則第23条の9第9項の規定により、合併により特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が消滅した場合には、当該特例受贈非上場株式等に相当するものとして、当該合併により経営承継受贈者が取得をした当該合併により存続する会社の株式等を相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる。したがって、問については、合併により取得をした乙株式会社の株式5,000株が贈与者の相続開始時に有する特例受贈非上場株式等となり、相続開始時における認定相続承継会社である乙株式会社の発行済株式又は出資(議決権に制限のない株式等に限る。)の3分の2に達するまでの部分について贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例の適用を

受けることができる。

3 またこの場合に、相続税の課税価格の計算の基礎に算入される特例受贈非上場株式等の価額は、合併により納税の猶予に係る期限が確定した贈与税額に係る部分は除かれることから、

① 合併時における猶予中贈与税額に係る確定税額の計算（措置通70の7-29）

$$17,200,000 \text{円} \times 10,000,000 \text{円} \div 240,000,000 \text{円} \approx 716,666 \text{円}$$

したがって、確定税額は716,600円となる。

② 相続税の課税価格の計算の基礎に算入される特例受贈非上場株式等の価額（措置通70の7の3-1）

$$40,000,000 \text{円} \times (17,200,000 \text{円} - 716,600 \text{円}) \div 17,200,000 \text{円} \approx 38,333,488 \text{円}$$

したがって、相続税の課税価格の計算の基礎に算入される特例受贈非上場株式等の価額は38,333,488円となる。

(参考) 措置通70の7の4-1《特例相続非上場株式等の意義》、措置通70の7の3-1《措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算》、措置通70の7-29《納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算》

問53 相続税の課税価格に算入される特例受贈非上場株式等の価額等：(3) 贈与者の相続の開始前に合併により認定贈与承継会社が消滅している場合（特例の適用を受けてから3年以内に贈与者が死亡している場合）

(問) 認定贈与承継会社である甲株式会社は、経営贈与承継期間中、特例受贈非上場株式等に係る贈与者について相続が開始する前に、乙株式会社に吸収合併（当該吸収合併は、措置法第70条の7第4項第13号に規定する「適格合併をした場合」に該当するものとする。）され消滅している。

なお、当該贈与者は、経営承継受贈者が贈与税の納税猶予の特例の適用を受けてから2年後に死亡しているが、次のように、「贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例」の対象となる特例受贈非上場株式等の一部（2,500株）についてのみ納税猶予の特例の適用を受けることとした場合、特例の適用を受けた特例相続非上場株式等とそれ以外の株式等は、相続税の申告書上、どのように記載すればよいのか。

- ① 特例受贈非上場株式等 10,000株
- ② 特例受贈非上場株式等に係る贈与時の価額 40,000,000円（@4,000円）
- ③ 贈与税の納税猶予の特例適用時に猶予された贈与税の額 17,200,000円
- ④ 吸収合併に際し、経営承継受贈者は、吸収合併存続会社である乙株式会社から、当該会社の株式を5,000株と金銭を受領している。（注）経営承継受贈者は乙株式会社の株式5,000株を贈与者の相続開始時において保有している
- ⑤ 吸収合併に際し、吸収合併存続会社である乙株式会社は、消滅する認定贈与承継会社のすべての株主に対し総額10,000,000円を金銭で支払っている。
- ⑥ 認定贈与承継会社の合併前純資産額は、240,000,000円である。
- ⑦ 相続開始時における認定相続承継会社である乙株式会社の発行済株式数（議決権に制限のないもの）15,000株（注）経営承継受贈者は贈与者から甲株式会社の株式等について贈与を受ける直前、甲株式会社の株式及び乙株式会社の株式を有していない。
- ⑧ 特例相続非上場株式等の株式数 2,500株

(答)

1 贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（措法70の7の4①）の適用を受ける特例相続非上場株式等及び同特例の適用を受けない特例受贈非上場株式等は、いずれも措置法第70条の7の3第1項に規定する特例受贈非上場株式等に該当し、かつ、同項の規定により、当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、本来の相続財産と同様に、申告書第11表に記載する。

なお、この場合、措置法第70条の7の3第1項かつこ書、措置法規則第23条の11及び同法規則第23条の9第9項の規定により、吸収合併存続会社の株式等が相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、申告書第11表には、「乙株式会社5,000株 38,333,488円」が記入される。

2 また、吸収合併により納税の猶予に係る期限の一部が確定した贈与税の額に相当する甲株式会社の株式等の価額は、相続税法第19条の規定により、相続開始前3年以内に暦年課税により贈与を受けた財産に該当することから、申告書第4表の「2」（暦年課税分の贈与税額控除額の計算書）及び第14表の「1」（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定財産価額の明細）に記載する。なお、この場合、申告書第14表には、「甲株式会社 10,000株 1,666,512円」が記入される。

(解説)

1 措置法第70条の7の3第1項は、「第70条の7第1項の規定の適用を受ける同条第2項第3号に規定する経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合（・・・）には、当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、当該経営承継受贈者が当該贈与者から相続（当該経営承継受贈者が当該贈与者の相続人以外の方である場合には、遺贈）により同条第1項の規定の適用を受ける特例受贈非上場株式等（猶予中贈与税額に対応する部分に限り、合併により当該特例受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものとする。次条において同じ。）の取得をしたものとみなす。この場合において、その死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該特例受贈非上場株式等の価額については、当該贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額を基礎として計算するものとする。」と規定し、猶予中贈与税額に対応する特例受贈非上場株式等については、贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされ、その場合の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該特例受贈非上場株式等の価額については、当該贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により取得を

した特例受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額を基礎として計算することとされている。

- 2 間について、経営贈与承継期間中、認定贈与承継会社である甲株式会社は、特例受贈非上場株式等に係る贈与者について相続が開始する前に、乙株式会社により吸収合併（措置法第70条の7第4項第13号に規定する「適格合併をした場合」に該当する。）され消滅していることから、措置法第70条の7の3第1項かつ書、措置法規則第23条の11及び同法規則第23条の9第9項の規定により、合併により特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が消滅した場合には、当該特例受贈非上場株式等に相当するものとして、当該合併により経営承継受贈者が取得をした当該合併により存続する会社の株式等を相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる。したがって、間については、合併により取得をした乙株式会社の株式5,000株が贈与者の相続開始時に有する特例受贈非上場株式等となり、相続開始時における認定相続承継会社である乙株式会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の3分の2に達するまでの部分について贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができる。
- 3 この場合に、措置法第70条の7の3第1項の規定により、相続税の課税価格の計算の基礎に算入される特例受贈非上場株式等の価額は、合併により納税の猶予に係る期限が確定した贈与税額に係る部分は除かれることから、
- ① 合併時における猶予中贈与税額に係る確定税額の計算（措置通70の7-29）
 $17,200,000 \text{円} \times 10,000,000 \text{円} \div 240,000,000 \text{円} \approx 716,666 \text{円}$
したがって、確定税額は716,600円となる。
- ② 相続税の課税価格の計算の基礎に算入される特例受贈非上場株式等の価額（措置通70の7の3-1）
 $40,000,000 \text{円} \times (17,200,000 \text{円} - 716,600 \text{円}) \div 17,200,000 \text{円} \approx 38,333,488 \text{円}$
したがって、相続税の課税価格の計算の基礎に算入される特例受贈非上場株式等の価額は38,333,488円となる。
- 4 また、吸収合併により納税の猶予に係る期限の一部が確定した贈与税の額に相当する甲株式会社の株式等の価額は、相続税法第19条の規定により、相続開始前3年以内に暦年課税により贈与を受けた財産に該当することから、申告書第4表の「2」（暦年課税分の贈与税額控除額の計算書）及び第14表の「1」（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定財産価額の明細）に記載されることとなる。なお、この場合、申告書第14表には、「(株)甲株式会社 10,000株 1,666,512円」が記入される。

(算式)

- ① 合併時における猶予中贈与税額に係る確定税額 716,600円
- ② 措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされ相続税の課税価格の計算の基礎に算入される特例受贈非上場株式等の価額 38,333,488円
- ③ 合併により取得をした乙株式会社の株式数 5,000株
- ④ 相続開始時に現に有する株式等の数 5,000株
- ⑤ 措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる株式等の数・・・
乙株式会社の株式等 5,000株
- ⑥ 相続税法第19条の規定により、相続開始前3年以内に暦年課税により贈与を受けた財産として、相続税の課税価格に加算される株式等の銘柄、株式等の数及び株式等の価額
甲株式会社の株式等 10,000株 1,666,512円 (40,000,000円 - 38,333,488円)

- (参考) 措置通70の7の4-1《特例相続非上場株式等の意義》、措置通70の7の3-1《措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算》、措置通70の7-29《納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算》

(2) 担保の提供に関するQ & A

(問1) 非上場株式等についての相続税の納税猶予制度を利用するに当たって、担保を提供する必要があると聞きましたが、どのような財産を担保として提供できるのでしょうか。

(回答)

非上場株式等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるためには、相続税の申告期限までに、特例非上場株式等についての納税猶予に係る相続税額に相当する担保を提供していただく必要があります(措70条の7の2第1項)。

この場合に担保として提供できる財産は次のとおりです。

1 納税猶予の対象となる認定承継会社の特例非上場株式等(非上場株式又は持分会社の持分)

(注) 特例非上場株式等の全部を担保提供する場合に限ります(措70条の7の2第14項第2号)。

この場合には、非上場株式に譲渡制限が付されているものであっても、担保として提供できる財産として取り扱います(措通70の7の2-33)。

2 不動産、国債・地方債、税務署長が確実と認める有価証券、税務署長が確実と認める保証人の保証など(国税通則法第50条に掲げる財産)

(問2) 納税猶予の対象となる認定承継会社の非上場株式を担保として提供したいのですが、譲渡制限が付されています。このような非上場株式は担保として認められるのでしょうか。

(回答)

納税猶予の対象となる認定承継会社の特例非上場株式等の全部を担保提供する場合に限り、非上場株式に譲渡制限が付されているものであっても、担保として提供できる財産として取り扱います(措通70の7の2-33)。

(問3) 担保として提供する財産は、どの程度の価額のものが必要でしょうか。

(回答)

担保として提供していただく財産の価額は、納税猶予の相続税額及び猶予期間中の利子税額の合計額に見合うことが必要です(措通70の7の2-11)。

なお、特例非上場株式等の全部を担保として提供した場合には、非上場株式等についての納税猶予の適用については必要担保額に見合う担保提供があったものとみなします(措70条の7の2第6項)(以下「みなす充足」といいます。)

《必要担保額の判定》

必要担保額 \geq 納税猶予に係る相続税額(本税) + 猶予期間中の利子税額(※)

(※1) 猶予期間中に非上場株式等の譲渡等があった場合など、納税猶予期限が確定した場合には、法定納期限の翌日から納税猶予期限までの期間について利子税(年3.6%)がかかります(利子税の割合は年ごとに、特例基準割合に応じて変動します。)

なお、特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

(※2) 必要担保額を算定するに当たっての猶予期間中の利子税額は、相続税の申告期限における相続人の平均余命年数(厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数))を納税猶予期間として計算した額によります。

(問4) 認定承継会社の非上場株式を担保として提供する場合の手続を教えてください。

(回答)

認定承継会社の非上場株式を担保として提供する場合の手続は以下のとおりです。

(注) 特例非上場株式等の全部を担保提供する場合に限ります。

1 認定承継会社が株券発行会社の場合

認定承継会社の非上場株式(株券)を法務局(供託所)に供託し、供託書の正本を税務署長に提出してください(国税通則法施行令第16条第1項)。

【参考：非上場株式を担保として供託する場合の手続の流れ(概要)】

1 次の手順により非上場株式を供託します。

① 担保のための供託書(正本・副本)を作成します。なお、この用紙は法務局(供託所)に備え付けられています。

② 作成した供託書(正本・副本)を法務局(供託所)に提出します。法務局(供託所)において内容の審査を行った後、供託書(正本)「受理した旨」が記載されたものが返却されます。

③ 法務局(供託所)から指定された日本銀行(本店・支店・代理店)へ、供託書(正本)「受理した旨」が記載されたもの、供託有価証券寄託書及び株券を提出します。

④ 供託書(正本)「納入された旨」が記載されたものが返却されます。

(注) 実際の供託手続等に関しては法務局にご確認ください。

2 税務署長に供託書(正本)を提出します。税務署長から担保関係書類の預かり証が交付されます。

2 認定承継会社が株券不発行会社の場合

次の書類を税務署に提出してください(措規23条の10第2項第1号)。

- ① 認定承継会社の非上場株式に税務署長が質権を設定することについて承諾した旨を記載した書類（自署押印したものに限り。）・・・参考様式6を参照
- ② 納税者の印鑑証明書（上記1の押印に係るもの）
 - ※ 質権設定後に、認定承継会社の株主名簿記載事項証明書（会社法第149条に規定された書面で、代表取締役が記名押印したもの）及び当該証明書の押印に係る代表取締役の印鑑証明書を提出していただく必要があります。

（問5） 認定承継会社（持分会社）の持分を担保として提供する場合の手続を教えてください。

（回答）

認定承継会社（持分会社）の持分を担保として提供する場合には、当該持分を目的とする質権設定に係る次の書類を税務署長に提出してください（措規23条の10第2項第2号）。

（注） 特例非上場株式等である持分の全部を担保提供する場合に限りです。

- ① 納税者が出資の持分に税務署長等の質権の設定をすることについて承諾したことを証する書類（自署押印したものに限り。）・・・参考様式4を参照
- ② 納税者の印鑑証明書（上記1の押印に係るもの）
- ③ 持分会社が1の質権の設定について承諾したことを証する書類で次のいずれかのもの・・・参考様式5を参照
 - ・ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書
 - ・ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されているもの及び法人の印鑑証明書
 - ・ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類で郵便法第48条第1項の規定により内容証明を受けたもの及び法人の印鑑証明書

（問6） 認定承継会社の非上場株式以外の財産は、担保として提供することはできないのでしょうか。

（回答）

不動産、国債・地方債、税務署長が確実と認める有価証券、税務署長が確実と認める保証人の保証など、国税通則法第50条に掲げる財産であれば、担保として提供することができます。

なお、この場合には「みなす充足」の適用がありませんので、担保として提供していただく財産の価額は、納税猶予の相続税額及び猶予期間中の利子税額の合計額に見合うことが必要です（問3を参照してください）。

（問7） 認定承継会社の特例非上場株式等の全部を担保として提供した場合に、その後の会社の資産状況等によっては担保として提供している非上場株式の価額が下落することも考えられます。このような場合は追加で担保提供が必要になるのでしょうか。

（回答）

認定承継会社の特例非上場株式等の全部を担保として提供した場合には、非上場株式等についての納税猶予の適用については必要担保額に見合う担保提供があったものとみなします（みなす充足）。このため、担保として提供している非上場株式の価額が下落しても追加で担保提供を求められることはありません。

ただし、担保として提供されている非上場株式等について、全部又は一部に変更があった場合には、みなす充足の取扱いが適用されなくなりますので（措70条の7の2第6項ただし書き）、この場合には税務署長から増担保の要求が行われることとなります。

（注） 担保の全部又は一部に変更があった場合の例示については問8を参照してください。

（問8） 認定承継会社の特例非上場株式等の全部を担保として提供した場合に、その後の担保の全部又は一部に変更があった場合にはみなす充足の適用がなくなると聞きましたが、具体的にはどのような事象が生じた場合をいうのでしょうか。

（回答）

担保として提供されている非上場株式等について、全部又は一部に変更があった場合には、みなす充足の取扱いが適用されなくなります（措70条の7の2第6項ただし書き）ので、この場合には税務署長から増担保要求が行われることとなります。

この「担保の全部又は一部に変更があった場合」とは、例えば、次のようなものをいいます（措通70の7の2-31）。

- ① 担保として提供された特例非上場株式等に係る認定承継会社が合併により消滅した場合
- ② 担保として提供された特例非上場株式等に係る認定承継会社が株式交換等により他の会社の法第70条の7第4項第6号に規定する株式交換完全子会社等になった場合
- ③ 担保として提供された特例非上場株式等に係る認定承継会社が組織変更した場合
- ④ 担保として提供された特例非上場株式等である株式の併合又は分割があった場合
- ⑤ 担保として提供された特例非上場株式等に係る認定承継会社が会社法第185条に規定する株式無償割当てをした場合
- ⑥ 担保として提供された特例非上場株式等の名称変更があったことその他の事由により担保として提供された当該特例非上場株式等に係る株券の差替えの手続きが必要となった場合
- ⑦ 担保財産の変更等が行われたため、特例非上場株式等のすべてが担保として提供されていないこととなった場合
- ⑧ 担保として提供された特例非上場株式等について、措置法施行規則第23条の10第25項に掲げる要件に該当しな

いこととなった場合

※ 措置法施行規則第23条10第25項に掲げる要件とは、特例非上場株式等について質権の設定がされていないこと又は差押えがされていないことその他特例非上場株式等について担保の設定又は処分の制限（民事執行法その他の法令の規定による処分の制限をいいます。）がされていないことをいいます。

（問9） 担保提供に関する書類等はいつまでに提出しなければならないのでしょうか。

（回答）

非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受けるためには、当該相続税の申告書の提出期限までに、当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供することとされています（措70条の7の2第1項）。

なお、担保提供に関する関係書類は具体的には次に掲げるものをいいます。

（注）例えば株券の発行や供託手続等に時間を要するため、申告書の提出期限までに担保提供に関する書類の全部が整わない場合には、あらかじめ所轄の税務署（管理運営部門）にご相談の上、「速やかに担保関係書類の提出を行う旨の確約書」を提出し、株券発行等の手続を了した後に速やかに関係書類を提出してください。

【共通】

- 1 担保提供書・・・参考様式1を参照
- 2 担保目録・・・参考様式2を参照
- 3 速やかに担保関係書類の提出を行う旨の確約書・・・参考様式3を参照

【担保財産が非上場株式の場合】

1 認定承継会社が株券発行会社の場合

○ 供託書正本

※ 納税猶予に該当することとなった場合には、速やかに供託手続を行なっていただくこととなりますので、株券が発行されている場合には参考として株券（写）を担保提供書（非上場株式等について納税猶予用）に添付してください。

2 認定承継会社が株券不発行会社の場合

- ① 認定承継会社の非上場株式に税務署長が質権を設定することについて承諾した旨を記載した書類（自署押印したものに限り。）・・・参考様式6を参照
- ② 納税者の印鑑証明書（上記①の押印に係るもの）
※ 質権設定後に、認定承継会社の株主名簿記載事項証明書（会社法第149条に規定された書面で、代表取締役が記名押印したもの）及び当該証明書の押印に係る代表取締役の印鑑証明書を提出していただく必要があります。

【担保財産が持分会社の持分の場合】

- 1 納税者が出資の持分に税務署長等の質権の設定をすることについて承諾したことを証する書類（自署押印したものに限り。）・・・参考様式4を参照
- 2 納税者の印鑑証明書（上記1の押印に係るもの）
- 3 持分会社が1の質権の設定について承諾したことを証する書類で次のいずれかのもの・・・参考様式5を参照
 - ・ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書
 - ・ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されているもの及び法人の印鑑証明書
 - ・ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類で郵便法第48条第1項の規定により内容証明を受けたもの及び法人の印鑑証明書
- 4 議事録の写し、定款の写しなど

【担保財産が土地の場合】

- 1 抵当権設定登記承諾書
- 2 印鑑証明書
- 3 登記事項証明書
- 4 固定資産税評価証明書

※ 上記以外の財産については「相続・贈与税の延納の手引」の担保の提供手続等一覧表を参照してください。

（問10） 認定承継会社の特例非上場株式等の全部を担保として提供した場合に、みなす充足の適用が受けられると聞きましたが、どのような取扱いが受けられるのでしょうか。

（回答）

認定承継会社の特例非上場株式等の全部を担保として提供した場合には、非上場株式等についての納税猶予の適用については必要担保額に見合う担保提供があったものとみなします（みなす充足）。このため、担保として提供している特例非上場株式等の価額が下落しても追加で担保提供が求められることはありません（担保の全部又は一部に変更があった場合を除きます。問8を参照してください）。

また、特例非上場株式等に譲渡制限が付されているものであっても、担保として提供できる財産として取り扱います（措70の7の2-33）。

更に、次のような担保解除の特例の取扱いが受けられます。

1 特定事由が生じた場合の担保解除（措令40条の8の2第38項）

特例非上場株式等が全部担保提供されている場合に、認定承継会社について特定事由（合併、株式交換その他の事由を

います。)が生じ、又は生じることが確実であると認められる場合に、納税者からの申請により、提供されている担保を解除することがやむを得ないと認められるときは、担保の全部又は一部を解除することができます。

この場合には、①みなす充足が引き続き適用される(解除に際して差替えの担保が不要)、②特定事由が生じた日から2月以内に特定事由により新たに取得した特例非上場株式等を再び担保提供しない場合は、増担保要求に応じなかったものとみなされます。

2 措70条の7の2第17項の規定による免除申請書が提出された場合の担保解除(指令40条の8の2第47項)

経済産業大臣の認定の有効期間(5年間)経過後において、措70条の7の2第17項の規定による免除

申請書が納税者から提出された場合に、猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した残額(付帯税を含みます。)を納付した場合には、担保(特例非上場株式等に限る。)を解除することができます。

(問11) 2以上の認定承継会社の特例非上場株式等を担保として提供する場合は、どのような点に注意が必要でしょうか。

(回答)

特例非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合、これらの特例非上場株式等を担保として提供するに当たっては、措置法第70条の7の2第1項に係る担保の提供手続、同条第6項に係るみなす充足の取扱い、同条第13項に係る納税猶予の期限の繰上げの取扱いに当たっては、認定承継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税額にそれぞれの規定を適用することとされています(措通70の7の2-48)。

したがって、担保提供に当たっては認定承継会社ごとに供託手続又は質権設定に関する承諾書等の作成を行っていただく必要があります。

(問12) 納税猶予が取り消され猶予期限が確定しましたが、この確定した税額について納付が困難であったため担保として提供している特例非上場株式等が処分されました。この場合に、特例非上場株式等の処分の代金を猶予期限の確定した未納の相続税額に充ててなお不足があるときには、どのように取り扱われるのでしょうか。

(回答)

認定承継会社の特例非上場株式等の全部を担保として提供した場合には、非上場株式等についての納税猶予の適用については、必要担保額に見合う担保提供があったものとみなします。この「みなす充足」の取扱いは、あくまで非上場株式についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けるための要件である「納税猶予分の相続税額に相当する担保提供」が行われているかどうかの判断において、必要担保額に見合う担保提供があったものとみなすものです。

このため、納税猶予が取り消され猶予期限が確定したものの、猶予期限までに納付が行われなかったため、担保権を実行して未納の国税を徴収する場合には、一般の国税の担保の取扱いと同じく国税通則法第52条の適用を受けることになります。

したがって、担保として提供された特例非上場株式等の処分の代金を猶予期限の確定した未納の相続税額に充ててなお不足があると認めるときは、納税者の他の財産に対して滞納処分が行われることとなります(国税通則法第52条第4項)。

(注) 特例非上場株式等の見積価額が未納の国税の額を超える場合であっても、税務署がその特例非上場株式等を処分しようとしても買受人がないときは、納税者の他の財産に対して滞納処分が行われることとなります(租税特別措置法第70条の7の2第14項第7号)。

6 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律〈抄〉

下線部分は平成30年度改正による改正部分を示す。

第一章 総則

(目的)

円法・第一条 この法律は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供すること等により我が国の経済の基盤を形成している中小企業について、代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ、遺留分に関し民法（明治二十九年法律第八十九号）の特例を定めるとともに、中小企業者が必要とする資金の供給の円滑化等の支援措置を講ずることにより、中小企業における経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資することを目的とする。

(定義)

円法・第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

第二章 遺留分に関する民法の特例

(定義)

円法・第三条 この章において「特例中小企業者」とは、中小企業者のうち、一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件に該当する会社（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）をいう。

- 2 この章において「旧代表者」とは、特例中小企業者の代表者であった者（代表者である者を含む。）であって、他の者に対して当該特例中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）の贈与をしたものをいう。
- 3 この章において「後継者」とは、旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者（以下「特定受贈者」という。）又は当該特定受贈者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者であって、当該特例中小企業者の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小企業者の代表者であるものをいう。
- 4 この章において「推定相続人」とは、相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち、被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものをいう。

(後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等)

円法・第四条 旧代表者の推定相続人及び後継者は、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる内容の定めをすることができる。ただし、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える数となる場合は、この限りでない。

- 一 当該後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した当該特例中小企業者の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと。
 - 二 前号に規定する株式等の全部又は一部について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を当該合意の時における価額（弁護士、弁護士法人、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）、監査法人、税理士又は税理士法人がその時における相当な価額として証明をしたものに限る。）とすること。
- 2 次に掲げる者は、前項第二号に規定する証明をすることができない。
- 一 旧代表者
 - 二 後継者
 - 三 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

- 四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの
- 3 旧代表者の推定相続人及び後継者は、第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる場合に当該後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならない。
- 一 当該後継者が第一項の規定による合意の対象とした株式等を処分する行為をした場合
 - 二 旧代表者の生存中に当該後継者が当該特例中小企業者の代表者として経営に従事しなくなった場合

(後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等)

円法・第五条 旧代表者の推定相続人及び後継者は、前条第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産（当該特例中小企業者の株式等を除く。）の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

円法・第六条 旧代表者の推定相続人及び後継者が、第四条第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、当該推定相続人と当該後継者との間の衡平及び当該推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めをする場合においては、当該定めは、書面によってしなければならない。

- 2 旧代表者の推定相続人及び後継者は、前項の規定による合意として、後継者以外の推定相続人が当該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

(経済産業大臣の確認)

円法・第七条 第四条第一項の規定による合意（前二条の規定による合意をした場合にあつては、同項及び前二条の規定による合意。以下この条において同じ。）をした後継者は、次の各号のいずれにも該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができる。

- 一 当該合意が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。
 - 二 申請をした者が当該合意をした日において後継者であったこと。
 - 三 当該合意をした日において、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該合意の対象とした株式等を除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の百分の五十以下の数であったこと。
 - 四 第四条第三項の規定による合意をしていること。
- 2 前項の確認の申請は、経済産業省令で定めるところにより、第四条第一項の規定による合意をした日から一月以内に、次に掲げる書類を添付した申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。
- 一 当該合意の当事者の全員の署名又は記名押印のある次に掲げる書面
 - イ 当該合意に関する書面
 - ロ 当該合意の当事者の全員が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るために当該合意をした旨の記載がある書面
 - 二 第四条第一項第二号に掲げる内容の定めをした場合においては、同号に規定する証明を記載した書面
 - 三 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める書類
- 3 第四条第一項の規定による合意をした後継者が死亡したときは、その相続人は、第一項の確認を受けることができない。
- 4 経済産業大臣は、第一項の確認を受けた者について、偽りその他不正の手段によりその確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

(家庭裁判所の許可)

円法・第八条 第四条第一項の規定による合意（第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあつては、第四条第一項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意）は、前条第一項の確認を受けた者が当該確認を受けた日から一月以内にした申立てにより、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

- 2 家庭裁判所は、前項に規定する合意が当事者の全員の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを許可することができない。
- 3 前条第一項の確認を受けた者が死亡したときは、その相続人は、第一項の許可を受けることができない。

(合意の効力)

円法・第九条 前条第一項の許可があつた場合には、民法第一千二十九条第一項の規定及び同法第一千四十四条において準用する同法第九百三条第一項の規定にかかわらず、第四条第一項第一号に掲げる内容の定めに係る株式等並びに第五条及び第六条第二項の規定による合意に係る財産の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないものとする。

- 2 前条第一項の許可があつた場合における第四条第一項第二号に掲げる内容の定めに係る株式等について遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額は、当該定めをした価額とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する合意は、旧代表者がした遺贈及び贈与について、当該合意の当事者（民法第八百八十七条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該旧代表者の相続人となる者（次条第四号において「**代襲者**」という。）を含む。次条第三号において同じ。）以外の者に対してする減殺に影響を及ぼさない。

(合意の効力の消滅)

円法・第十条 第八条第一項に規定する合意は、次に掲げる事由が生じたときは、その効力を失う。

- 一 第七条第一項の確認が取り消されたこと。
- 二 旧代表者の生存中に後継者が死亡し、又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたこと。
- 三 当該合意の当事者(旧代表者の推定相続人でない後継者を除く。)以外の者が新たに旧代表者の推定相続人となったこと。
- 四 当該合意の当事者の代襲者が旧代表者の養子となったこと。

円法・第十一条 削除

第三章 支援措置

(経済産業大臣の認定)

円法・第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に該当することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。

- 一 会社である中小企業者(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。以下この項において同じ。) 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該中小企業者における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、死亡したその代表者(代表者であった者を含む。)又は退任したその代表者の資産のうち当該中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

ロ 当該中小企業者が、他の中小企業者の役員(当該他の中小企業者が法人である場合に限る。次号ロ及び第三号において同じ。)又は親族(他の中小企業者が法人である場合にあつては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。次号ロ及び第三号において同じ。)の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

- 二 個人である中小企業者 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 他の個人である中小企業者の死亡等に起因する当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い、当該他の個人である中小企業者の資産のうち当該個人である中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該個人である中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

ロ 当該個人である中小企業者が、他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

- 三 事業を営んでいない個人 当該事業を営んでいない個人が、他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

- 2 前項の認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(中小企業信用保険法の特例)

円法・第十三条 <略>

(株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例)

円法・第十四条 <略>

(指導及び助言)

円法・第十五条 経済産業大臣は、中小企業者であつて、その代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、従業員数の減少を伴う事業の規模の縮小又は信用状態の低下等によって当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じることを防止するために、多様な分野における事業の展開、人材の育成及び資金の確保に計画的に取り組むことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものの経営に従事する者に対して、必要な指導及び助言を行うものとする。

- 2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、旧代表者(第三条第二項に規定する旧代表者をいう。)、後継者(同条第三項に規定する後継者をいう。)その他その経営に従事する者に対して、その経営の承継の円滑化に関し必要な助言を行うものとする。

- 3 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化のため、商工会又は商工会議所の依頼に応じて、専門家の派遣その他必要な協力の業務を行う。

第四章 雑則

(都道府県が処理する事務)

円法・第十六条 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(権限の委任)

円法・第十七条 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

7 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令

(中小企業者の範囲)

円令・第一条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（次条において「法」という。）第二条第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

(都道府県が処理する事務)

円令・第二条 法第十二条第一項及び第十五条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする

8 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則〈抄〉

下線部分は平成30年度改正による改正部分を示す。

(定義)

円規・第一条 この省令において「**中小企業者**」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する中小企業者をいう。

円規1

2 この省令において「**特例中小企業者**」とは、法第三条第一項に規定する特例中小企業者をいう。

円規1

3 この省令において「**旧代表者**」とは、法第三条第二項に規定する旧代表者をいう。

円規1

4 この省令において「**後継者**」とは、法第三条第三項に規定する後継者をいう。

円規1

5 この省令において「**戸籍謄本等**」とは、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書及び除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書をいう。

円規1

6 この省令において「**従業員数証明書**」とは、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定による標準報酬月額の設定を通知する書類、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十一条第一項及び第四十二条第一項の規定による標準報酬月額の設定を通知する書類その他の中小企業者の常時使用する従業員（次に掲げるいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）の数を証するために必要な書類をいう。

一 厚生年金保険法第九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第一項又は健康保険法第三条第一項に規定する被保険者（厚生年金保険法第十八条第一項若しくは船員保険法第十五条第一項に規定する厚生労働大臣の確認又は健康保険法第三十九条第一項に規定する保険者等の確認があった者に限り、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「**通常の労働者**」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「**短時間労働者**」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当する厚生年金保険法第九条又は健康保険法第三条第一項に規定する被保険者を除く。）

二 当該中小企業者と二月を超える雇用契約を締結している者で七十五歳以上であるもの

円規1

7 この省令において「**上場会社等**」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下「**金融商品取引所**」という。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（以下「**店頭売買有価証券登録原簿**」という。）に登録されている株式を発行している株式会社をいう。

円規1

8 この省令において「**事業用資産等**」とは、中小企業者の事業の実施に不可欠な不動産（土地（土地の上に存する権利を含む。）又は建物及びその附属設備（当該建物と一体として利用されると認められるものに限る。）若しくは構築物（建物と同一視しうるものに限る。）をいう。以下同じ。）及び動産並びに当該中小企業者に対する貸付金及び未収金をいう。

円規1

9 この省令において「**同族関係者**」とは、中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。以下この項において同じ。）の関係者のうち次に掲げるものをいう。

一 当該代表者の親族

二 当該代表者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三 当該代表者の使用人

四 前三号に掲げる者以外の者で当該代表者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

六 次に掲げる会社

イ 代表者等（当該代表者及び当該代表者に係る前各号に掲げる者をいう。以下この号において同じ。）が会社の総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の数をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該会社

ロ 代表者等及びこれとイの関係がある会社が他の会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社

ハ 代表者等及びこれとイ又はロの関係がある会社が他の会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社

円規1

10 この省令において「特別子会社」とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族関係者が他の会社（外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。以下同じ。）を含む。）の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社をいう。

円規1

11 この省令において「大会社」とは、会社であつて、中小企業者以外のものをいう。

円規1

12 この省令において「資産保有型会社」とは、一日において、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の合計額の割合が百分の七十以上である会社をいう。

一 当該一日における当該会社の資産の帳簿価額の総額

二 当該一日における次に掲げる資産（以下「特定資産」という。）の帳簿価額の合計額

イ 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（以下「有価証券」という。）であつて、当該会社の特別子会社（資産の帳簿価額の総額に対する有価証券（当該特別子会社の特別子会社の株式又は持分を除く。）及びロからホまでに掲げる資産（イにおいて「特別特定資産」という。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の七十以上である会社（第六条第二項において「資産保有型子会社」という。）又は当該一日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額に占める特別特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上である会社（同項において「資産運用型子会社」という。）以外の会社に限る。）の株式又は持分以外のもの

ロ 当該会社が現に自ら使用していない不動産（不動産の一部につき現に自ら使用していない場合は、当該一部分に限る。）

ハ ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利（当該会社の事業の用に供することを目的として有するものを除く。）

ニ 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石（当該会社の事業の用に供することを目的として有するものを除く。）

ホ 現金、預貯金その他これらに類する資産（次に掲げる者に対する貸付金、未収金その他これらに類する資産を含む。）

(1) 第一種経営承継受贈者（第六条第一項第七号トの第一種経営承継受贈者をいう。次号及び第六条第一項第七号ハ(3)において同じ。）

(2) 第一種経営承継相続人（第六条第一項第八号トの第一種経営承継相続人をいう。次号において同じ。）

(3) 第二種経営承継受贈者（第六条第一項第九号トの第二種経営承継受贈者をいう。次号及び第六条第一項第九号ハ(3)において同じ。）

(4) 第二種経営承継相続人（第六条第一項第十号トの第二種経営承継相続人をいう。次号において同じ。）

(5) 第一種特例経営承継受贈者（第六条第一項第十一号トの第一種特例経営承継受贈者をいう。次号及び第六条第一項第十一号ハ(3)において同じ。）

(6) 第一種特例経営承継相続人（第六条第一項第十二号トの第一種特例経営承継相続人をいう。次号において同じ。）

(7) 第二種特例経営承継受贈者（第六条第一項第十三号トの第二種特例経営承継受贈者をいう。次号及び第六条第一項第十三号ハ(3)において同じ。）

(8) 第二種特例経営承継相続人（第六条第一項第十四号トの第二種特例経営承継相続人をいう。次号において同じ。）

(9) (1)から(8)までに掲げる者の関係者のうち、第九項第六号中「会社」とあるのを「会社（外国会社を含む。）」と読み替えた場合における同項各号に掲げる者

三 次に掲げる期間において、当該会社の第一種経営承継受贈者、第一種経営承継相続人、第二種経営承継受贈者、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継相続人及びこれらの者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等（株式又は持分に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。以下同じ。）及び給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。第九条第二項第二十一号において同じ。）のうち法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十四条及び第三十六条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなるものの金額

イ 当該会社の代表者が第一種経営承継受贈者、第二種経営承継受贈者、第一種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継受贈者である場合にあつては、当該一日以前の五年間（第一種経営承継受贈者（当該第一種経営承継受贈者に係る当該会社の株式等を贈与した者をいう。以下同じ。）又は第一種特例経営承継受贈者（当該第一種特例経営承継受贈者に係る当該会社の株式等を贈与した者をいう。以下同じ。）からの贈与の日前の期間を除く。）

ロ 当該会社の代表者が第一種経営承継相続人、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継相続人又は第二種特例経営承継相続人である場合にあつては、当該一日以前の五年間（当該第一種経営承継相続人の被相続人又は当該第一種特例経営承継相続人の被相続人の相続の開始の日前の期間を除く。）

円規1

13 この省令において「資産運用型会社」とは、一の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上である会社をいう。

円規1

14 この省令において「支配関係」とは、一の者が他の法人の発行済株式又は持分（当該他の法人の自己の株式又は持分を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は持分を直接又は間接に有する場合における当該一の者と当該他の法人との関係をいう。

円規1

15 この省令において「災害」とは、震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいい、「災害等」とは、災害並びに中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の経済産業大臣が定める事由、同項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限、並びに同項第三号及び第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由をいう。

円規1

16 この省令において「特定贈与認定中小企業者」とは、第九条第二項に規定する第一種特別贈与認定中小企業者及び第一種特別贈与認定中小企業者であった者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）並びに同条第四項に規定する第二種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者であった者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）に係る贈与（遺贈（贈与をした者（以下「贈与者」という。）の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）に含まれる贈与を除く。以下同じ。）の時が災害等が発生した日よりも前であった中小企業者をいう。

円規1

17 この省令において「特定特例贈与認定中小企業者」とは、第九条第六項に規定する第一種特例贈与認定中小企業者及び第一種特例贈与認定中小企業者であった者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）並びに同条第八項に規定する第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例贈与認定中小企業者であった者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号又は十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時が災害等が発生した日よりも前であった中小企業者をいう。

円規1

18 この省令において「特定相続認定中小企業者」とは、第九条第三項に規定する第一種特別相続認定中小企業者及び第一種特別相続認定中小企業者であった者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）並びに同条第五項に規定する第二種特別相続認定中小企業者及び第二種特別相続認定中小企業者であった者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の日が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者をいう。

円規1

19 この省令において「特定特例相続認定中小企業者」とは、第九条第七項に規定する第一種特例相続認定中小企業者及び第一種特例相続認定中小企業者であった者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）並びに同条第九項に規定する第二種特例相続認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者であった者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号又は十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の日が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者をいう。

円規1

20 この省令において「贈与認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等の発生前に贈与により取得した当該中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができな株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）に係る贈与税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

円規1

21 この省令において「特例贈与認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等の発生前に贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

円規1

22 この省令において「相続認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

円規1

23 この省令において「特例相続認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

（法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由）

円規・第六条 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であって、次に掲げるものとする。

- 一 当該中小企業者又はその代表者が、当該中小企業者又は当該代表者以外の者が有する当該中小企業者の株式等又は事業用資産等を取得する必要があること。
- 二 当該中小企業者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の株式等若しくは事業用資産等

- に係る多額の相続税又は贈与税を納付することが見込まれること（第七号から第十四号までに掲げる事由に該当する場合を除く。）。
- 三 当該中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の三月間における当該中小企業者の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が、前年同期の三月間における売上高等の百分の八十以下に減少することが見込まれること。
- 四 仕入先（当該中小企業者の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が百分の二十以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。）からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。
- 五 取引先金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行であって、当該中小企業者の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合が百分の二十以上である場合における当該取引先金融機関に限る。以下同じ。）からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。
- 六 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。
- イ 当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割
- ロ 当該中小企業者の代表者が有する当該中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償
- 七 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。
- イ 当該贈与の時以後において、上場会社等（金融商品取引所若しくは店頭売買有価証券登録原簿に上場若しくは登録の申請がされている株式又は金融商品取引所若しくは店頭売買有価証券登録原簿に類するものであって外国に所在する若しくは備えられるものに上場若しくは登録若しくはこれらの申請がされている株式若しくは持分に係る会社を含む。以下この項において同じ。）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社（以下「風俗営業会社」という。）のいずれにも該当しないこと。
- ロ 当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。
- ハ **第一種贈与認定申請基準事業年度**（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から**第一種贈与認定申請基準日**（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。
- (1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（(3)に規定する場合を除く。）_当該十月十五日
- (2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合_当該贈与の日
- (3) 当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の**第一種経営承継受贈者**又は**第一種経営承継贈与者**の相続が開始した場合_当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日
- ニ **第一種贈与認定申請基準事業年度**においていずれも総収入金額（会社計算規則（平成十八年財務省令第十三号）第八十八条第一項第四号に掲げる営業外収益及び同項第六号に掲げる特別利益を除く。以下同じ。）が零を超えること。
- ホ 当該贈与の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあつては五人以上）であること。
- ヘ 当該贈与の時以後において、当該中小企業者の**特定特別子会社**（第一条第九項第一号中「の親族」とあるのを「と生計を一にする親族」と読み替えた場合における同条第十項に規定する当該他の会社をいう。以下同じ。）が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
- ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「**第一種経営承継受贈者**」という。）であること。
- (1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下(8)を除きこの号において同じ。）であつて、当該贈与の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- (2) 削除
- (3) 当該贈与の日において、二十歳以上であること。
- (4) 当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の**役員**（会社法第三百二十九条第一項に規定する役員をいい、当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）であること。
- (5) 当該贈与の時以後において、当該代表者が当該贈与により取得した当該中小企業者の株式等（当該贈与の時以後

のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された**吸収合併存続会社等**（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。）の株式等（同法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換又は株式移転（以下「**株式交換等**」という。）により他の会社の**株式交換完全子会社等**（同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十二条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下同じ。）となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された**株式交換完全親会社等**（同法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社又は同法第七百七十二条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）の株式等（同法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の七第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

(6) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は第十二条第一項の認定（第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。

(7) 当該中小企業者の株式等の贈与者（当該贈与の時前において、当該中小企業者の代表者であった者に限る。）が、当該贈与の直前（当該贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前）において、当該贈与者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該贈与者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の第一種経営承継受贈者となる者を除く。）が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかった者であること。

(8) 当該贈与の時において、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でなく、かつ、当該中小企業者の株式等について既に法第十二条第一項の認定（この号及び第九号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をしたことがないこと。

チ 当該贈与が、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与であること。

(1) 当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた当該株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下チにおいて同じ。）の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額の三分の二（一株未満又は一円未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り上げた数又は金額）から当該代表者（当該中小企業者の第一種経営承継受贈者となる者に限る。）が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合、当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与

(2) (1)に掲げる場合以外の場合、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該贈与の直前において有していた当該株式等のすべての贈与

リ 当該中小企業者が会社法第八十条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該贈与の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の第一種経営承継受贈者となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

ヌ **第一種贈与認定申請基準日**における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回らないこと。

ハ 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（次条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ 当該相続の開始の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ **第一種相続認定申請基準事業年度**（当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から**第一種相続認定申請基準日**（当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日）をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

ニ **第一種相続認定申請基準事業年度**においていずれも総収入金額が零を超えること。

ホ 当該相続の開始の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は特分を有する場合に限る。）にあっては五人以上）であること。

ヘ 当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「**第一種経営承継相続人**」という。）であること。

(1) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であって、当該相続の開始の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小

企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(2) 削除

(3) 当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が六十歳未満で死亡した場合を除く。）。

(4) 当該相続の開始の時以後において、当該代表者がその被相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

(5) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は第十二条第一項の認定（第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。

(6) 当該代表者の被相続人（当該相続の開始前において、当該中小企業者の代表者であった者に限る。）が、当該相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該被相続人が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前）において、当該被相続人に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の第一種経営承継相続人となる者を除く。）が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかった者であること。

(7) 当該代表者の被相続人が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定（前号及び次号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をした者でないこと。

チ 当該中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該相続の開始の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の第一種経営承継相続人となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

リ 第一種相続認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該相続の開始の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該相続の開始の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回らないこと。

九 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与（当該贈与に係る贈与税申告期限（第八条第二項に規定する贈与税申告期限をいう。第十三号及び次条において同じ。）が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第七号又は前号の事由に係るものに限る。）の有効期限までに到来するものに限る。）により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。

イ 当該贈与の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ 第二種贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から第二種贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

(1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（(3)に規定する場合を除く。）当該十月十五日

(2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合 当該贈与の日

(3) 当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の第二種経営承継受贈者又は第二種経営承継贈与者（当該第二種経営承継受贈者に係る当該会社の株式等を贈与した者をいう。以下同じ。）の相続が開始した場合 当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日

ニ 第二種贈与認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。

ホ 当該贈与の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあっては五人以上）であること。

へ 当該贈与の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「第二種経営承継受贈者」という。）であること。

(1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下(6)を除きこの号において同じ。）であって、当該贈与の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

- (2) 当該贈与の日において、二十歳以上であること。
- (3) 当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員であること。
- (4) 当該贈与の時以後において、当該代表者が当該贈与により取得した当該中小企業者の株式等（当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。
- (5) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定（第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。
- (6) 当該贈与の時において、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でなく、かつ、当該中小企業者の株式等について既に法第十二条第一項の認定（第七号及びこの号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をしたことがないこと。

チ 当該贈与が、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与であること。

- (1) 当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた当該株式等（議決権に制限のない株式等に限り。以下チにおいて同じ。）の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限り。）の総数又は総額の三分の二（一株未満又は一円未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り上げた数又は金額）から当該代表者（当該中小企業者の第二種経営承継受贈者となる者に限る。）が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合、当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与

- (2) (1)に掲げる場合以外の場合、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該贈与の直前において有していた当該株式等のすべての贈与

リ 当該中小企業者が会社法第八十八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該贈与の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の第二種経営承継受贈者となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

ヌ 当該中小企業者が法第十二条第一項の認定（第七号又は前号の事由に係るものに限る。）を受けている者であり、かつ、当該贈与の時において、当該代表者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定（第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与（以下「第一種経営承継贈与」という。）又は法第十二条第一項の認定（前号の事由に係るものに限る。）に係る相続（以下「第一種経営承継相続」という。）を受けた者であること。

十 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈（当該相続に係る相続税申告期限（第八条第三項に規定する相続税申告期限をいう。第十四号及び次条において同じ。）が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）の有効期限までに到来するものに限る。）により取得した当該中小企業者の株式等（次条第五項において読み替えられた同条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ 当該相続の開始の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ 第二種相続認定申請基準事業年度（当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から第二種相続認定申請基準日（当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

ニ 第二種相続認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。

ホ 当該相続の開始の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあっては五人以上）であること。

ヘ 当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「第二種経営承継相続人」という。）であること。

- (1) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であって、当該相続の開始の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

- (2) 当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が六十歳未満で死亡した場合を除く。）。

- (3) 当該相続の開始の時以後において、当該代表者がその被相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。
- (4) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（次号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定（第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。
- チ 当該中小企業者が会社法第八十八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該相続の開始の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の第二種経営承継相続人となる者に限る。）以外の者が有していないこと。
- リ 当該中小企業者が法第十二条第一項の認定（第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）を受けている者であり、かつ、当該相続の開始の時において、当該代表者が当該中小企業者の株式等について第一種経営承継贈与又は第一種経営承継相続を受けた者であること。
- 十一 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。
- イ 当該贈与の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
- ロ 当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。
- ハ 第一種特例贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から第一種特例贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。
- (1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（(3)に規定する場合を除く。） 当該十月十五日
- (2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合 当該贈与の日
- (3) 当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者又は第一種特例経営承継贈与者の相続が開始した場合 当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日
- ニ 第一種特例贈与認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。
- ホ 当該贈与の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあっては五人以上）であること。
- ヘ 当該贈与の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
- ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第一種特例経営承継受贈者」という。）であること。
- (1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下(8)を除きこの号において同じ。）であって、当該贈与の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たしていること。
- (i) 当該代表者が一人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- (ii) 当該代表者が二人又は三人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数が当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の十以上であること及びいずれの当該代表者に係る同族関係者（当該代表者以外の当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者となる者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- (2) 当該贈与の日において、二十歳以上であること。
- (3) 当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員であること。
- (4) 当該贈与の時以後において、当該代表者が当該贈与により取得した当該中小企業者の株式等（当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。
- (5) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定（第八

号又は前号の事由に係るものに限る。)に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。

(6) 当該中小企業者の代表者が第十七条第一項第一号の確認(第十八条第一項又は第二項の規定による変更の確認があったときは、その変更後のもの)を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者(第十六条第一項第一号に規定する特例後継者をいう。以下この条において同じ。)であること。

(7) 当該中小企業者の株式等の贈与者(当該贈与の直前において、当該中小企業者の代表者であった者に限る。(8)において同じ。)が、当該贈与の直前(当該贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前)において、当該贈与者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該贈与者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者(当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者となる者を除く。)が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかった者であること。

(8) 当該贈与の時に、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でなく、かつ、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定(この号又は第十三号の事由に係るものに限る。)に係る贈与をした者でないこと。

(9) 当該中小企業者の株式等の贈与者が第十七条第一項第一号の確認(第十八条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの)を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例代表者(第十六条第一項第一号ハに規定する特例代表者をいう。以下この条において同じ。)であること。

チ 当該贈与が、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与であること。

(1) 第一種特例経営承継受贈者が一人である場合、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める贈与

(i) 当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた当該株式等(議決権に制限のない株式等に限る。以下チにおいて同じ。)の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資(議決権に制限のない株式等に限る。以下チにおいて同じ。)の総数又は総額の三分の二(一株未満又は一円未満の端数がある場合にあつては、その端数を切り上げた数又は金額)から当該代表者(当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者となる者に限る。)が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合、当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与

(ii) (i)に掲げる場合以外の場合、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該贈与の直前において有していた当該株式等のすべての贈与

(2) 第一種特例経営承継受贈者が二人又は三人である場合、いずれの第一種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資の総数又は総額の十分の一以上となる贈与であつて、かつ、いずれの第一種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額が当該第一種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額を上回る贈与

リ 当該中小企業者が会社法第八十条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該贈与の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者(当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者となる者に限る。)以外の者が有していないこと。

十二 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者(当該代表者の被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。)が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等(次条第七項において読み替えられた同条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないものを除く。)に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ 当該相続の開始の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ 第一種特例相続認定申請基準事業年度(当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から第一種特例相続認定申請基準日(当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日)をいう。以下同じ。)の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。)においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

ニ 第一種特例相続認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。

ホ 当該相続の開始の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上(当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合(当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。)にあつては五人以上)であること。

ヘ 当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者(その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第一種特例経営承継相続人」という。)であること。

(1) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者(代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。)であつて、当該相続の開始の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たしていること。

(i) 当該代表者が一人の場合、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

- (ii) 当該代表者が二人又は三人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数が当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の十以上であること及び、いずれの当該同族関係者（当該代表者以外の当該中小企業者の第一種特例経営承継相続人となる者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- (2) 当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が六十歳未満で死亡した場合を除く。）。
- (3) 当該相続の開始の時以後において、当該代表者がその被相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。
- (4) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定（第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。
- (5) 当該中小企業者の株式等の被相続人が第十七条第一項第一号の確認（第十八条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例代表者であること。
- (6) 当該代表者の被相続人（当該相続の開始前において、当該中小企業者の代表者であった者に限る。）が、当該相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該被相続人が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前）において、当該被相続人に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の第一種特例経営承継相続人となる者を除く。）が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかった者であること。
- (7) 当該代表者の被相続人が当該中小企業者の株式等について既に法第十二条第一項の認定（前号及び次号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をした者でないこと。
- (8) 当該中小企業者の代表者が第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項又は第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例代表者であること。
- チ 当該中小企業者が会社法第八十八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該相続の開始の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の第一種特例経営承継相続人となる者に限る。）以外の者が有していないこと。
- 十三 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与（当該贈与に係る贈与税申告期限が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第十一号又は前号の事由に係るものに限る。）の有効期限までに到来するものに限る。）により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。
- イ 当該贈与の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
- ロ 当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。
- ハ 第二種特例贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から第二種特例贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。
- (1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（(3)に規定する場合を除く。） 当該十月十五日
- (2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合 当該贈与の日
- (3) 当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継贈与者（当該第二種特例経営承継受贈者に係る当該会社の株式等を贈与した者をいう。以下同じ。）の相続が開始した場合 当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日
- ニ 第二種特例贈与認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。
- ホ 当該贈与の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあっては五人以上）であること。
- ヘ 当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
- ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第二種特例経営承継受贈者」という。）であること。
- (1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下(7)を除きこの号において同じ。）であって、当該贈与の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たしていること。
- (i) 当該代表者が一人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有

する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(ii) 当該代表者が二人又は三人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数が当該中小企業者の株主等議決権数の百分の十以上であること及びいずれの当該代表者に係る同族関係者(当該代表者以外の当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者、第二種特例経営承継受贈者となる者、第二種特例経営相続人又は第二種特例経営相続人となる者を除く。)が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(2) 当該贈与の日において、二十歳以上であること。

(3) 当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員であること。

(4) 当該贈与の時以後において、当該代表者が当該贈与により取得した当該中小企業者の株式等(当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等(会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。)、当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等(同項の規定により競売しなければならない株式を除く。))のうち租税特別措置法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

(5) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定(第七号又は第九号の事由に係るものに限る。)に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定(第八号又は第十号の事由に係るものに限る。)に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。

(6) 当該中小企業者の代表者が第十七条第一項第一号の確認(第十八条第一項又は第二項の規定による変更の確認があったときは、その変更後のもの)を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者であること。

(7) 当該贈与の時において、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でなく、かつ、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定(第十一号及びこの号の事由に係るものに限る。)に係る贈与をした者でないこと。

チ 当該贈与が、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与であること。

(1) 第二種特例経営承継受贈者が一人である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める贈与

(i) 当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた当該株式等(議決権に制限のない株式等に限る。以下チにおいて同じ。)の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資(議決権に制限のない株式等に限る。以下チにおいて同じ。)の総数又は総額の三分の二(一株未満又は一円未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り上げた数又は金額)から当該代表者(当該中小企業者の第二種特例経営承継受贈者となる者に限る。)が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合 当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与

(ii) (i)に掲げる場合以外の場合 当該中小企業者の株式等の贈与者が当該贈与の直前において有していた当該株式等のすべての贈与

(2) 第二種特例経営承継受贈者が二人又は三人である場合 いずれの第二種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資の総数又は総額の十分の一以上となる贈与であつて、かつ、いずれの第二種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額が当該第二種特例経営承継贈与者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額を上回る贈与

リ 当該中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該贈与の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者(当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者、第二種特例経営承継受贈者となる者、第二種特例経営相続人又は第二種特例経営相続人となる者に限る。)以外の者が有していないこと。

ヌ 当該中小企業者が法第十二条第一項の認定(第十一号又は前号の事由に係るものに限る。)を受けている者であり、かつ、当該贈与の時において、当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定(第十一号の事由に係るものに限る。)に係る贈与(以下「第一種特例経営承継贈与」という。)又は法第十二条第一項の認定(前号の事由に係るものに限る。)に係る相続(以下「第一種特例経営承継相続」という。)を受けていること。

十四 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者(当該代表者の被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。)が相続又は遺贈(当該相続に係る相続税申告期限が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定(第十一号又は第十二号の事由に係るものに限る。)の有効期限までに到来するものに限る。)により取得した当該中小企業者の株式等(次条第九項において読み替えられた同条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないものを除く。)に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ 当該相続の開始の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ 第二種特例相続認定申請基準事業年度(当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から第二種特例相続認定申請基準日(当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日)をいう。以下同じ。)の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。)においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

- ニ 第二種特例相続認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。
- ホ 当該相続の開始の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあっては五人以上）であること。
- ヘ 当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
- ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第二種特例経営承継相続人」という。）であること。
- (1) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であって、当該相続の開始の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たしていること。
- (i) 当該代表者が一人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- (ii) 当該代表者が二人又は三人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数が当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の十以上であること及びいずれの当該同族関係者（当該代表者以外の当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者、第二種特例経営承継受贈者となる者、第二種特例経営相続人又は第二種特例経営相続人となる者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- (2) 当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が六十歳未満で死亡した場合を除く。）。
- (3) 当該相続の開始の時以後において、当該代表者がその被相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。
- (4) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定（第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。
- チ 当該中小企業者が会社法第八十八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該相続の開始の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者、第二種特例経営承継受贈者となる者、第二種特例経営相続人又は第二種特例経営相続人となる者に限る。）以外の者が有していないこと。
- リ 当該中小企業者が法第十二条第一項の認定（第十一号又は第十二号の事由に係るものに限る。）を受けている者であり、かつ、当該相続の開始の時において、当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等について第一種特例経営承継贈与又は第一種特例経営承継相続を受けていること。

十五 前各号に掲げるもののほか、当該中小企業者の事業活動の継続に支障を生じさせること。

四規6

- 2 前項第七号から第十四号までの規定の適用については、中小企業者の第一種経営承継贈与者、第二種経営承継贈与者、第一種特例経営承継贈与者若しくは第二種特例経営承継贈与者からの贈与の時又は中小企業者の第一種経営承継相続人、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継相続人若しくは第二種特例経営承継相続人の被相続人の相続の開始の時において、当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当するときは当該中小企業者は資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しないものとみなし、当該中小企業者の特別子会社が次に掲げるいずれにも該当するときは当該特別子会社は資産保有型子会社及び資産運用型子会社に該当しないものとみなす。
- 一 当該中小企業者の常時使用する従業員（第一種経営承継受贈者、第一種経営承継相続人、第二種経営承継受贈者、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継相続人及びこれらの者と生計を一にする親族を除く。以下この項において「親族外従業員」という。）の数が五人以上であること。
- 二 当該中小企業者が、親族外従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。
- 三 当該贈与の日又は当該相続の開始の日まで引き続き三年以上にわたり、次に掲げるいずれかの業務をしていること。
- イ 商品販売等（商品の販売、資産の貸付け（第一種経営承継受贈者、第一種経営承継相続人、第二種経営承継受贈者、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継相続人に対するもの及びこれらの者に係る同族関係者に対するものを除く。）又は役務の提供で、継続して対価を得て行われるものをいい、その商品の開発若しくは生産又は役務の開発を含む。以下同じ。）
- ロ 商品販売等を行うために必要となる資産（前号の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを除く。）の所有又は賃借

ハ イ及びロに掲げる業務に類するもの

円規6

3 中小企業者の代表者が、贈与（第一項第七号チ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得していた場合において、当該贈与の日の属する年において当該株式等の贈与者の相続が開始し、かつ、当該贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる時（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）は、第一項第八号の規定の適用については、当該贈与者を当該代表者の被相続人と、当該贈与により取得した株式等を当該贈与者から相続又は遺贈により取得した株式等とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一条第十二項第三号ロ	の相続の開始	からの贈与
第六条第一項第八号	被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日	被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時
第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)、(4)及び(6)、チ並びにリ	当該相続の開始	当該代表者の被相続人からの贈与
第六条第一項第八号ハ	当該相続の開始の日の属する事業年度	当該代表者の被相続人からの贈与の日の属する事業年度
第六条第一項第八号ト(3)	当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が六十歳未満で死亡した場合を除く。）	当該代表者の被相続人からの贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員であったこと。
第七条第三項第二号及び第五号から第九号まで	当該相続の開始	当該第一種経営承継相続人の被相続人からの贈与
第九条第三項第三号	当該認定に係る相続の開始	当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人の被相続人からの贈与

円規6

4 中小企業者は、当該中小企業者が第一項第七号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該受贈者が死亡した場合に限る。）において、当該死亡の直前に当該受贈者が贈与により取得した当該株式等に係る贈与税を納付することが見込まれることにより当該中小企業者が第一項第七号に該当していたときは、当該中小企業者の代表者が当該受贈者から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれることにより当該中小企業者が第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができることに限り、その認定と併せて、当該受贈者が贈与により取得した当該株式等に係る贈与税を納付することが見込まれることにより第一項第七号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができる。

円規6

5 中小企業者は、当該中小企業者が第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次経営承継相続人（当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次経営承継相続人が死亡した場合に限る。）において、当該死亡の直前に当該第一次経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該株式等に係る相続税を納付することが見込まれることにより当該中小企業者が第一項第八号（同号の適用については、当該第一次経営承継相続人がその被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日までに死亡した場合にあつては、当該第一次経営承継相続人が当該中小企業者の代表者とならなかつたときにおいても、代表者となつたものとみなす。）に該当していたときは、当該中小企業者の代表者（以下「第二次経営承継相続人」という。）が当該第一次経営承継相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれることにより当該中小企業者が第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができることに限り、その認定と併せて、当該第一次経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該株式等に係る相続税を納付することが見込まれることにより第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができる。

円規6

6 第三項の規定は、中小企業者の代表者が、贈与（第一項第九号チ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得していた場合又は当該中小企業者が同号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合について準用する。この場合において、「第一項第七号チ(1)又は(2)」とあるのは「第一項第九号チ(1)又は(2)」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十号」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日」とあるのは「被相続人の相続の開始の日」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時」とあるのは「被相続人からの贈与の時」と、「第六条第一項第八号ト(3)」とあるのは「第六条第一項第十号ト(2)」と、「第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)、(4)及び(6)、チ並びにリ」とあるのは「第六条第一項第十号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)及び(3)、チ並びにリ」と、「第七条第三項第二号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第七条第五項の規定により読み替えられた同条第三項第二号及び第五号から第九号まで」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種経営承継相続人」と、「第九

条第三項第三号」とあるのは「第九条第五項の規定により読み替えられた同条第三項第三号」と、「第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「第二種特別相続認定中小企業者」と読み替えるものとする。

円規6

7 第四項の規定は、中小企業者が第一項第九号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該受贈者が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第七号」とあるのは「第一項第九号」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十号」と読み替えるものとする。

円規6

8 第五項の規定は中小企業者が第一項第十号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次経営承継相続人（当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次経営承継相続人が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十号」と読み替えるものとする。

円規6

9 第三項の規定は、中小企業者の代表者が、贈与（第一項第十一号チ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得していた場合又は当該中小企業者が同号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合について準用する。この場合において、「第一項第七号チ(1)又は(2)」とあるのは「第一項第九号チ(1)又は(2)」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十二号」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日」とあるのは「被相続人の相続の開始の日」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時」とあるのは「被相続人からの贈与の時」と、「第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)、(4)及び(6)、チ並びにリ」とあるのは「第六条第一項第十二号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)、(3)及び(5)並びにチ」と、「第六条第一項第八号ト(3)」とあるのは「第六条第一項第十二号ト(2)」と、「第七条第三項第二号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第七条第七項の規定により読み替えられた同条第三項第二号及び第五号から第九号まで」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第一種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

円規6

10 第四項の規定は、中小企業者が第一項第十一号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該受贈者が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第七号」とあるのは「第一項第十一号」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十二号」と読み替えるものとする。

円規6

11 第五項の規定は中小企業者が第一項第十二号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次経営承継相続人（当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次経営承継相続人が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十二号」と読み替えるものとする。

円規6

12 第三項の規定は、中小企業者の代表者が、贈与（第一項第十三号チ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得していた場合又は当該中小企業者が同号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合について準用する。この場合において、「第一項第七号チ(1)又は(2)」とあるのは「第一項第十三号チ(1)又は(2)」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十四号」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日」とあるのは「被相続人の相続の開始の日」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時」とあるのは「被相続人からの贈与の時」と、「第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)、(4)及び(6)、チ並びにリ」とあるのは「第六条第一項第十四号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)及び(3)、チ並びにリ」と、「第六条第一項第八号ト(3)」とあるのは「第六条第一項第十四号ト(2)」と、「第七条第三項第二号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第七条第九項の規定により読み替えられた同条第三項第二号、第五号から第九号まで」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

円規6

13 第四項の規定は、中小企業者が第一項第十三号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該受贈者が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第七号」とあるのは「第一項第十三号」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十四号」と読み替えるものとする。

円規6

14 第五項の規定は中小企業者が第一項第十四号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次経営承継相続人（当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次経営承継相続人が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十四号」と読み替えるものとする。

円規6

15 法第十二条第一項第二号の経済産業省令で定める事由は、他の個人である中小企業者の死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業の譲渡に起因する当該事業の経営の承継に伴い生じる事由であつて、次に掲げるものとする。

- 一 当該中小企業者が、当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること。
- 二 当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
- 三 当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の三月間における当該中小企業者の売上高等が、前年同期の三月間における売上高等の百分の八十以下に減少することが見込まれること。
- 四 仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。
- 五 取引先金融機関からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。
- 六 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。
 - イ 当該中小企業者がその事業用資産等をもってする分割に代えて当該中小企業者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割
 - ロ 当該中小企業者が有するその事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償
- 七 前各号に掲げるもののほか、当該中小企業者の事業活動の継続に支障を生じさせること。

(認定の申請)

円規・第七条 法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものを除く。）を受けようとする中小企業者は、様式第六による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類（前条第一項各号（第七号から第十四号までを除く。）又は第六項各号に掲げる事由のうち当該中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。）を添付して、当該中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に提出するものとする。

- 一 当該中小企業者の代表者の被相続人（当該中小企業者が個人である場合にあつては、当該個人の被相続人）の戸籍謄本等
- 二 当該中小企業者又はその代表者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）及び当該事業用資産等の価格を証する書類
- 三 当該中小企業者の代表者（当該中小企業者が個人である場合にあつては、当該個人）が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類
- 四 前条第一項第六号又は第六項第六号の判決、裁判上若しくは裁判外の和解、審判又は調停に係る判決書、和解契約書、裁判上の和解の調書、審判書又は調停の調書
- 五 当該中小企業者の売上高等が減少することが見込まれることを証する書類
- 六 仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたことを証する書類
- 七 取引先金融機関からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたことを証する書類
- 八 法第十二条第一項の認定を申請する日（以下「認定申請日」という。）における当該中小企業者の従業員数証明書
- 九 当該中小企業者が会社である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 登記事項証明書（認定申請日の前三月以内に作成されたものに限る。）
 - ロ 認定申請日における当該中小企業者の定款の写し
 - ハ 当該中小企業者の認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
 - ニ 当該中小企業者が株式会社である場合にあつては、認定申請日における株主名簿の写し
 - ホ 当該中小企業者が上場会社等に該当しない旨の誓約書
 - ヘ 当該中小企業者又はその代表者が譲受けの申込みをしようとする当該中小企業者の株式等の価格を証する書類
 - ト 当該中小企業者又はその代表者以外の者が当該中小企業者の事業用資産等を有していることを証する書類
- 十 当該中小企業者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 当該中小企業者の認定申請日の属する年の前年の会計帳簿及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類並びに事業内容の概要を記載した書類
 - ロ 当該中小企業者以外の者が当該中小企業者の事業用資産等を有していることを証する書類
 - ハ 他の個人である中小企業者との間の事業の譲渡に関する契約書
- 十一 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものを除く。）の参考となる書類

円規7

2 法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る贈与の日の属する年の翌年の一月十五日（当該贈与に係る贈与税申告期限前に当該中小企業者の第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該贈与の日の属する年において当該第一種経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該中小企業者の第一種経営承継受贈者が当該第一種経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に

加算されることとなる場合（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）を除く。）にあっては当該第一種経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日又は当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与税申告期限前に当該第一種経営承継受贈者の相続が開始した場合にあっては当該第一種経営承継受贈者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

- 一 当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日における当該中小企業者の定款の写し
- 二 当該贈与の直前（当該第一種経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあっては当該第一種経営承継贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前。以下この号において同じ。）、当該贈与の時及び当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日における当該中小企業者（当該第一種経営承継贈与者又は当該第一種経営承継受贈者に係る同族関係者である会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあっては、当該贈与の直前及び当該贈与の時における当該中小企業者の定款の写し）
- 三 登記事項証明書（当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日以後に作成されたものに限る。当該第一種経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあっては当該第一種経営承継贈与者が代表者であった旨の記載のある登記事項証明書を含む。）
- 四 当該第一種経営承継受贈者が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与契約書の写しその他の当該贈与の事実を証する書類及び当該株式等に係る贈与税の見込額を記載した書類
- 五 当該贈与の時及び当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日における当該中小企業者の従業員数証明書
- 六 当該中小企業者の当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準事業年度（前条第二項に該当する中小企業者である場合にあっては、当該贈与の日前三年以内に終了した各事業年度を含む。）の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
- 七 当該贈与の時から当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日までの間において当該中小企業者が上場会社等（金融商品取引所若しくは店頭売買有価証券登録原簿に上場若しくは登録の申請がされている株式又は金融商品取引所若しくは店頭売買有価証券登録原簿に類するものであって外国に所在する若しくは備えられるものの上場若しくは登録若しくはこれらの申請がされている株式若しくは持分に係る会社を含む。以下同じ。）又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
- 八 次に掲げる誓約書
 - イ 当該贈与の時において、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であって当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書
 - ロ 当該贈与の時から当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日までの間において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
- 九 当該贈与の時における当該第一種経営承継贈与者及びその親族（当該中小企業者の第一種経営承継贈与者からの贈与の時において、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等並びに当該贈与の時における当該第一種経営承継受贈者及びその親族の戸籍謄本等
- 十 削除
- 十一 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号の事由に係るものに限る。）の参考となる書類

円規7

- 3 法第十二条第一項の認定（前条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る相続の開始の日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続税申告期限前に当該中小企業者の第一種経営承継相続人の相続が開始した場合にあっては、当該第一種経営承継相続人の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
 - 一 当該相続に係る第一種相続認定申請基準日における当該中小企業者の定款の写し
 - 二 当該相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあっては当該被相続人が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前。以下この号において同じ。）、当該相続の開始の時及び当該相続に係る第一種相続認定申請基準日における当該中小企業者（当該被相続人又は当該第一種経営承継相続人に係る同族関係者である会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあっては、当該相続の開始の直前及び当該相続の開始の時における当該中小企業者の定款の写し）
 - 三 登記事項証明書（当該相続に係る第一種相続認定申請基準日以後に作成されたものに限る。当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあっては当該被相続人が代表者であった旨の記載のある登記事項証明書を含む。）
 - 四 当該第一種経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る遺言書の写し、遺産の分割の協議に関する書類（当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写しその他の当該株式等の取得の事実を証する書類及び当該株式等に係る相続税の見込額を記載した書類
 - 五 当該相続の開始の日及び当該相続に係る第一種相続認定申請基準日における当該中小企業者の従業員数証明書
 - 六 当該中小企業者の当該相続に係る第一種相続認定申請基準事業年度（前条第二項に該当する中小企業者である場合に

- あつては、当該相続の開始の日前三年以内に終了した各事業年度を含む。)の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
- 七 当該相続の開始の時から当該相続に係る第一種相続認定申請基準日までの間において当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
- 八 次に掲げる誓約書
- イ 当該相続の開始の時に、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書
- ロ 当該相続の開始の時から当該相続に係る第一種相続認定申請基準日までの間において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大企業又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
- 九 当該相続の開始の時に、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。)の戸籍謄本等並びに当該相続の開始の時に、当該第一種経営承継相続人及びその親族の戸籍謄本等
- 十 削除
- 十一 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定(前条第一項第八号の事由に係るものに限る。)の参考となる書類

円規7

4 第二項の規定は、法第十二条第一項の認定(前条第一項第九号の事由に係るものに限る。)を受けようとする会社である中小企業者について準用する。この場合において「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「様式第七」とあるのは「様式第七の二」と、「第一種贈与認定申請基準日」とあるのは「第二種贈与認定申請基準日」と、「第一種贈与認定申請基準事業年度」とあるのは「第二種贈与認定申請基準事業年度」と読み替えるものとする。

円規7

5 第三項の規定は、法第十二条第一項の認定(前条第一項第十号の事由に係るものに限る。)を受けようとする会社である中小企業者について準用する。この場合において「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種経営承継相続人」と、「様式第八」とあるのは「様式第八の二」と、「第一種相続認定申請基準日」とあるのは「第二種相続認定申請基準日」と、「第一種相続認定申請基準事業年度」とあるのは「第二種相続認定申請基準事業年度」と読み替えるものとする。

円規7

6 法第十二条第一項の認定(前条第一項第十一号の事由に係るものに限る。)を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る贈与の日の属する年の翌年の一月十五日(当該贈与に係る贈与税申告期限前に当該中小企業者の第一種特別経営承継贈与者の相続が開始した場合(当該贈与の日の属する年において当該第一種特別経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該中小企業者の第一種特別経営承継受贈者が当該第一種特別経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合(当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。))を除く。)にあつては当該第一種特別経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日又は当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与税申告期限前に当該第一種特別経営承継受贈者の相続が開始した場合にあつては当該第一種特別経営承継受贈者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日)までに、様式第七の三による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

- 一 当該贈与に係る第一種特別贈与認定申請基準日における当該中小企業者の定款の写し
- 二 当該贈与の直前(当該第一種特別経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者(代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。))でない場合にあつては当該第一種特別経営承継贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前。以下この号において同じ。)、当該贈与の時及び当該贈与に係る第一種特別贈与認定申請基準日における当該中小企業者(当該第一種特別経営承継贈与者又は当該第一種特別経営承継受贈者に係る同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。))の株主名簿の写し(当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、当該贈与の直前及び当該贈与の時における当該中小企業者の定款の写し)
- 三 登記事項証明書(当該贈与に係る第一種特別贈与認定申請基準日以後に作成されたものに限り、当該第一種特別経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該第一種特別経営承継贈与者が代表者であった旨の記載のある登記事項証明書を含む。)
- 四 当該第一種特別経営承継受贈者が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与契約書の写しその他の当該贈与の事実を証する書類及び当該株式等に係る贈与税の見込額を記載した書類
- 五 当該贈与の時における当該中小企業者の従業員数証明書
- 六 当該中小企業者の当該贈与に係る第一種特別贈与認定申請基準事業年度(前条第二項に該当する中小企業者である場合にあつては、当該贈与の日前三年以内に終了した各事業年度を含む。)の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
- 七 当該贈与の時から当該贈与に係る第一種特別贈与認定申請基準日までの間において当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
- 八 次に掲げる誓約書
- イ 当該贈与の時に、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該中小企業者又は当該

- 中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書
- ロ 当該贈与の時から当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日までの間において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
- 九 当該贈与の時ににおける当該第一種特例経営承継贈与者及びその親族（当該中小企業者の第一種特例経営承継贈与者からの贈与の時ににおいて、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等並びに当該贈与の時ににおける当該第一種特例経営承継受贈者及びその親族の戸籍謄本等
- 十 第十七条第四項に規定する確認書（同条第一号に該当することを確認の事由とするものに限り、第十八条第一項又は第二項の変更の確認があった場合にあつては、同条第七項の確認書を含む。次項において同じ。）
- 十一 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第一項第十二号の事由に係るものに限る。）の参考となる書類

円規7

- 7 法第十二条第一項の認定（前条第一項第十二号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る相続の開始の日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続税申告期限前に当該中小企業者の第一種特例経営承継相続人の相続が開始した場合にあつては、当該第一種特例経営承継相続人の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八の三による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
- 一 当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日における当該中小企業者の定款の写し
- 二 当該相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあつては当該被相続人が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前。以下この号において同じ。）、当該相続の開始の時及び当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日における当該中小企業者（当該被相続人又は当該第一種特例経営承継相続人に係る同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、当該相続の開始の直前及び当該相続の開始の時ににおける当該中小企業者の定款の写し）
- 三 登記事項証明書（当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日以後に作成されたものに限り、当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該被相続人が代表者であった旨の記載のある登記事項証明書を含む。）
- 四 当該第一種特例経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る遺言書の写し、遺産の分割の協議に関する書類（当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写しその他の当該株式等の取得の事実を証する書類及び当該株式等に係る相続税の見込額を記載した書類
- 五 当該相続の開始の日における当該中小企業者の従業員数証明書
- 六 当該中小企業者の当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準事業年度（前条第二項に該当する中小企業者である場合にあつては、当該相続の開始の日前三年以内に終了した各事業年度を含む。）の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
- 七 当該相続の開始の時から当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日までの間において当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
- 八 次に掲げる誓約書
- イ 当該相続の開始の時ににおいて、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書
- ロ 当該相続の開始の時から当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日までの間において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
- 九 当該相続の開始の時ににおける当該被相続人及びその親族（当該中小企業者の第一種特例経営承継相続人の被相続人の相続の開始の時ににおいて、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等並びに当該相続の開始の時ににおける第一種特例経営承継相続人及びその親族の戸籍謄本等
- 十 第十七条第四項に規定する確認書（同条第一号に該当することを確認の事由とするものに限り、第十八条第一項又は第二項の変更の確認があった場合にあつては、同条第七項の確認書を含む。次項において同じ。）
- 十一 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第一項第十二号の事由に係るものに限る。）の参考となる書類

円規7

- 8 第六項の規定は、法第十二条第一項の認定（前条第一項第十三号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者について準用する。この場合において「第一種特例経営承継贈与者」とあるのは「第二種特例経営承継贈与者」と、「第一種特例経営承継受贈者」とあるのは「第二種特例経営承継受贈者」と、「様式第七の三」とあるのは「様式第七の四」と、「第一種特例贈与認定申請基準日」とあるのは「第二種特例贈与認定申請基準日」と、「第一種特例贈与認定申請基準事業年度」とあるのは「第二種特例贈与認定申請基準事業年度」と読み替えるものとする。

円規7

- 9 第七項の規定は、法第十二条第一項の認定（前条第一項第十四号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者について準用する。この場合において「第一種特例経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

人」と、「様式第八の三」とあるのは「様式第八の四」と、「第一種特別相続認定申請基準日」とあるのは「第二種特別相続認定申請基準日」と、「第一種特別相続認定申請基準事業年度」とあるのは「第二種特別相続認定申請基準事業年度」と読み替えるものとする。

円規7

10 都道府県知事は、前各項の申請を受けた場合において、法第十二条第一項の認定をしたときは様式第九による認定書を交付し、当該認定をしない旨の決定をしたときは様式第十により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

円規7

11 経済産業大臣は、認定中小企業者（第九条第一項の認定中小企業者をいう。）、第一種特別贈与認定中小企業者（第九条第二項の第一種特別贈与認定中小企業者をいう。）、第一種特別相続認定中小企業者（第九条第三項の第一種特別相続認定中小企業者をいう。）、第二種特別贈与認定中小企業者（第九条第四項の第二種特別贈与認定中小企業者をいう。）、第二種特別相続認定中小企業者（第九条第五項の第二種特別相続認定中小企業者をいう。）、第一種特別贈与認定中小企業者（第九条第六項の第一種特別贈与認定中小企業者をいう。）、第一種特別相続認定中小企業者（第九条第七項の第一種特別相続認定中小企業者をいう。）、第二種特別贈与認定中小企業者（第九条第八項の第二種特別贈与認定中小企業者をいう。）及び第二種特別相続認定中小企業者（第九条第九項の第二種特別相続認定中小企業者をいう。）における経営の承継の円滑化のために必要であると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の認定書の交付を受けた認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

（認定の有効期限）

円規・第八条 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号及び第八号の事由に係るものを除く。）の有効期限は、当該認定を受けた日の翌日から一年を経過する日とする。

円規8

2 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号及び第十一号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号の贈与に係る相続税法第二十八条第一項の規定による申告書の提出期限（以下「贈与税申告期限」という。）の翌日から五年を経過する日とする。

円規8

3 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号及び第十二号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号の相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限（以下「相続税申告期限」という。）の翌日から五年を経過する日とする。

円規8

4 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第九号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号の第一種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第一種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日とする。

円規8

5 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号の第一種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第一種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日とする。

円規8

6 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十三号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、当該認定に係る第二種特別経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る贈与又は相続若しくは遺贈の場合の区分に応じ、それぞれに定める日とする。

一 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与である場合 当該贈与に係る贈与税申告期限の翌日から五年を経過する日

二 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈である場合 当該相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日

円規8

7 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十四号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、当該認定に係る第二種特別経営承継相続人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る贈与又は相続若しくは遺贈の場合の区分に応じ、それぞれに定める日とする。

一 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与である場合 当該贈与に係る贈与税申告期限の翌日から五年を経過する日

二 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈である場合 当該相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日

（認定の取消し）

円規・第九条 都道府県知事は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものを除く。）を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一 当該認定中小企業者が会社である場合にあっては、当該認定中小企業者の当該認定の申請に係る代表者が退任したこ

と。

- 二 当該認定中小企業者が個人である場合にあっては、当該認定中小企業者が事業の全部を廃止又は譲渡したこと。
- 三 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。
- 四 当該認定中小企業者から第五項の申請があったこと。

円規9

- 2 都道府県知事は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「**第一種特別贈与認定中小企業者**」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。
 - 一 当該**第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者**が死亡したこと。
 - 二 当該**第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者**が当該**第一種特別贈与認定中小企業者**の代表者を退任したこと（その代表権を制限されたことを含む。以下この条において同じ。）。
 - 三 **第一種贈与雇用判定期間**（当該**第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者**の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号並びに第十三条の三第一項及び第二項において同じ。）の末日又は**第一種臨時贈与雇用判定期間**（当該**第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者**の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に当該**第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者**又は**第一種経営承継受贈者**の相続が開始した場合（**第一種経営承継受贈者**の相続が開始した場合にあっては、当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに第十三条第二項に規定する申請書を都道府県知事に提出し、かつ、同条第一項の確認を受けた場合を除く。）における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。以下この号及び第十三条の三第一項において同じ。）の末日において、当該**第一種贈与雇用判定期間**内又は当該**第一種臨時贈与雇用判定期間**内に存する当該**第一種特別贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日**（第十二条第一項の**第一種贈与報告基準日**をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数合計を当該**第一種贈与雇用判定期間**内又は当該**第一種臨時贈与雇用判定期間**内に存する当該**第一種贈与報告基準日**の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時に係る常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時に係る常時使用する従業員の数一人のときは、一人とする。）を下回る数となったこと。
 - 四 当該**第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者**及び当該**第一種経営承継受贈者**に係る同族関係者と合わせて有する当該**第一種特別贈与認定中小企業者**の株式等に係る議決権の数の合計が、当該**第一種特別贈与認定中小企業者**の総株主等議決権数の百分の五十以下となったこと（第八号に規定する**第一種特別贈与認定株式一部再贈与**について第十二条第三十一項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。
 - 五 当該**第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者**に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該**第一種経営承継受贈者**が有する当該**第一種特別贈与認定中小企業者**の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなったこと（第八号に規定する**第一種特別贈与認定株式一部再贈与**について第十二条第三十一項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。
 - 六 当該**第一種特別贈与認定中小企業者**が株式会社である場合にあっては、その**第一種経営承継受贈者**が当該認定に係る贈与により取得した当該**第一種特別贈与認定中小企業者**の株式（租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式に限る。）の全部又は一部の種類を株主総会において議決権を行使することができる事項につき制限のある種類の株式に変更したこと。
 - 七 当該**第一種特別贈与認定中小企業者**が持分会社である場合にあっては、その**第一種経営承継受贈者**が有する議決権を制限する旨の定款の変更をしたこと。
 - 八 当該**第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者**が当該認定に係る贈与により取得した当該**第一種特別贈与認定中小企業者**の株式等（当該**第一種特別贈与認定中小企業者**が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該**第一種特別贈与認定中小企業者**が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式等（以下「**第一種認定贈与株式**」という。）の全部又は一部を譲渡したこと（当該**第一種特別贈与認定中小企業者**が会社分割により**吸収分割会社**（会社法第七百五十八条第一号に規定する**吸収分割会社**をいう。以下同じ。）又は**新設分割会社**（同法第七百六十三条第五号に規定する**新設分割会社**をいう。以下同じ。）となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社（同法第七百六十三条に規定する**新設分割設立会社**をいう。以下同じ。）の成立の日、**吸収分割承継会社**（同法第七百五十七条に規定する**吸収分割承継会社**をいう。）又は**新設分割設立会社**の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含み、当該**第一種経営承継受贈者**が当該**第一種特別贈与認定中小企業者**の代表者を退任した場合（第十項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該**第一種経営承継受贈者**が当該**第一種特別贈与認定中小企業者**の**第一種認定贈与株式**の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「**第一種特別贈与認定株式一部再贈与**」という。）をしたことについて、第十二条第三十一項に基づく都道府県知事の確認を受けたときを除く。）。
 - 九 当該**第一種特別贈与認定中小企業者**が会社法第八十一条第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該株式を当該**第一種特別贈与認定中小企業者**の**第一種経営承継受贈者**以外の者が有することとなったこと。
 - 十 当該**第一種特別贈与認定中小企業者**が解散（合併により消滅する場合を除き、会社法その他の法律の規定により解散

併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該第一種特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている又は受けようとする株式等（以下「第一種認定相続株式」という。）の全部又は一部を譲渡したこと（当該第一種特別相続認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社又は新設分割会社となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含み、当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第十項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種認定相続株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「第一種特別相続認定株式一部贈与」という。）をしたことについて、第十二条第三十一項に基づく都道府県知事の確認を受けたときを除く。）。

九 当該第一種特別相続認定中小企業者が会社法第八十条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該株式を当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人以外の者が有することとなったこと。

十 当該第一種特別相続認定中小企業者が解散したこと。

十一 当該第一種特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当したこと。

十二 当該第一種特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当したこと。

十三 第一種相続認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該第一種特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当したこと。

十四 第一種相続認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該第一種特別相続認定中小企業者の総収入金額が零であったこと。

十五 当該第一種特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当したこと。

十六 第十二条第三項及び第七項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。

十七 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。

十八 当該第一種特別相続認定中小企業者が会社法第四百四十七条第一項又は第六百二十六条第一項の規定により資本金の額を減少したこと。

十九 当該第一種特別相続認定中小企業者が会社法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額を減少したこと。

二十 当該第一種特別相続認定中小企業者が組織変更をした場合にあっては、当該組織変更に際して当該第一種特別相続認定中小企業者の株式等以外の財産が交付されたこと。

二十一 当該第一種特別相続認定中小企業者から第五項の申請があったこと。

四規9

4 第二項の規定は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第九号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第二種特別贈与認定中小企業者」という。）について準用する。この場合において、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第九号」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第二種贈与雇用判定期間」と、「贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継贈与の贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継相続の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限」と、「第一種臨時贈与雇用判定期間」とあるのは「第二種臨時贈与雇用判定期間」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種経営承継贈与者」と、「第十三条第二項」とあるのは「第十三条第三項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「当該贈与税申告期限の翌日」とあるのは「当該贈与税申告期限の翌日又は当該相続税申告期限の翌日」と、「第十三条の三第一項」とあるのは「第十三条の三第十三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第二種贈与報告基準日」と、「(第十二条第一項)」とあるのは「(第十二条第十四項の規定により読み替えられた同条第一項)」と、「当該認定に係る贈与の時」とあるのは「当該認定に係る第一種経営承継贈与の時又は第一種経営承継相続の開始の時」と、「第一種特別贈与認定株式一部再贈与」とあるのは「第二種特別贈与認定株式一部再贈与」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第二種認定贈与株式」と、「第十項各号」とあるのは「第十一項の規定により読み替えられた第十項各号」と、「第一種贈与認定申請基準日」とあるのは「第二種贈与認定申請基準日」と、「第十二条第一項、第五項及び第十一項」とあるのは「第十二条第十四項の規定により読み替えられた同条第一項、同条第十五項の規定により読み替えられた同条第三項、同条第十七項の規定により読み替えられた同条第五項及び第十一項」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と読み替えるものとする。

四規9

5 第三項の規定は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第二種特別相続認定中小企業者」という。）について準用する。この場合において、「第六条第一項第八号」とあるのは「第六条第一項第十号」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種経営承継相続人」と、「第一種相続雇用判定期間」とあるのは「第二種相続雇用判定期間」と、「相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限」とあるのは「当該第二種特別相続認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継贈与の贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特別相続認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継相続の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限」と、「第十三条の三第五項」とあるのは「第十三条の三第十四項」と、「第一種相続報告基準日（第十二条第三項の第一種相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。）」とあるのは「第二種贈与報告基準日（第十二条第十四項の規定により読み替えられた同条第一項の

第二種贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。)又は第二種相統報告基準日(第十二条十五項の規定により読み替えられた同条第三項の第二種相統報告基準日をいう。以下この号において同じ。)–と、“当該第一種相統報告基準日”とあるのは“当該第二種贈与報告基準日又は当該第二種相統報告基準日”と、“当該認定に係る相統の開始の時”とあるのは“当該認定に係る第一種経営承継贈与の時又は第一種経営承継相統の開始の時”と、“第一種特別相統認定株式一部贈与”とあるのは“第二種特別相統認定株式一部贈与”と、“第一種認定相統株式”とあるのは“第二種認定相統株式”と、“第十項各号”とあるのは“第十一項の規定により読み替えられた第十項各号”と、“第十二条第三項及び第七項”とあるのは“第十二条第十四項の規定により読み替えられた同条第一項、同条第十五項の規定により読み替えられた同条第三項、同条第十七項の規定により読み替えられた同条第五項及び第十一項”と読み替えるものとする。

円規9

6 第二項の規定(第三号を除く。)は、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十一号の事由に係るものに限る。)を受けた中小企業者(以下“第一種特例贈与認定中小企業者”という。)について準用する。この場合において、“第六条第一項第七号”とあるのは“第六条第一項第十一号”と、“第一種経営承継受贈者”とあるのは“第一種特例経営承継受贈者”と、“第一種特別贈与認定株式一部再贈与”とあるのは“第一種特例贈与認定株式一部再贈与”と、“第七十条の七第一項”とあるのは“第七十条の七の五第一項”と、“第七十条の七の四第一項”とあるのは“第七十条の七の八第一項”と、“第一種認定贈与株式”とあるのは“第一種特例認定贈与株式”と、“第十項各号”とあるのは“第十二項の規定により読み替えられた第十項各号”と、“第一種贈与認定申請基準日”とあるのは“第一種特例贈与認定申請基準日”と、“第十二条第一項、第五項及び第十一項”とあるのは“第十二条第十九項の規定により読み替えられた同条第一項、第五項及び第十一項”と、“第一種経営承継贈与者”とあるのは“第一種特例経営承継贈与者”と、“第十三条第一項”とあるのは“第十三条第四項の規定により読み替えられた同条第一項”と読み替えるものとする。

円規9

7 第三項の規定(第三号を除く。)は、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十二号の事由に係るものに限る。)を受けた中小企業者(以下“第一種特例相統認定中小企業者”という。)について準用する。この場合において、“第六条第一項第八号”とあるのは“第六条第一項第十二号”と、“第一種経営承継相続人”とあるのは“第一種特例経営承継相続人”と、“第一種特別相統認定株式一部贈与”とあるのは“第一種特例相統認定株式一部贈与”と、“第七十条の七の二第一項”とあるのは“第七十条の七の六第一項”と、“第一種認定相統株式”とあるのは“第一種特例認定相統株式”と、“第十項各号”とあるのは“第十二項の規定により読み替えられた第十項各号”と、“第十二条第三項及び第七項”とあるのは“第十二条第十七項の規定により読み替えられた同条第一項並びに同条第十八項の規定により読み替えられた同条第三項及び第七項”と読み替えるものとする。

円規9

8 第二項の規定(第三号を除く。)は、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十三号の事由に係るものに限る。)を受けた中小企業者(以下“第二種特例贈与認定中小企業者”という。)について準用する。この場合において、“第六条第一項第七号”とあるのは“第六条第一項第十三号”と、“第一種特別贈与認定中小企業者”とあるのは“第二種特例贈与認定中小企業者”と、“第一種経営承継受贈者”とあるのは“第二種特例経営承継受贈者”と、“第一種特別贈与認定株式一部再贈与”とあるのは“第二種特例贈与認定株式一部再贈与”と、“第七十条の七第一項”とあるのは“第七十条の七の五第一項”と、“第七十条の七の四第一項”とあるのは“第七十条の七の八第一項”と、“第一種認定贈与株式”とあるのは“第二種特例認定贈与株式”と、“第十項各号”とあるのは“第十三項の規定により読み替えられた第十項各号”と、“第一種贈与認定申請基準日”とあるのは“第二種特例贈与認定申請基準日”と、“第十二条第一項、第五項及び第十一項”とあるのは“第十二条第二十二項の規定により読み替えられた同条第一項、同条第二十三項の規定により読み替えられた同条第三項、同条第二十四項の規定により読み替えられた同条第五項及び第十一項”と、“第一種経営承継贈与者”とあるのは“第二種特例経営承継贈与者”と、“第十三条第一項”とあるのは“第十三条第五項の規定により読み替えられる同条第一項”と読み替えるものとする。

円規9

9 第三項の規定(第三号を除く。)は、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十四号の事由に係るものに限る。)を受けた中小企業者(以下“第二種特例相統認定中小企業者”という。)について準用する。この場合において、“第六条第一項第八号”とあるのは“第六条第一項第十四号”と、“第一種特別相統認定中小企業者”とあるのは“第二種特例相統認定中小企業者”と、“第一種経営承継相続人”とあるのは“第二種特例経営承継相続人”と、“第一種特別相統認定株式一部贈与”とあるのは“第二種特例相統認定株式一部贈与”と、“第七十条の七の二第一項”とあるのは“第七十条の七の六第一項”と、“第一種認定相統株式”とあるのは“第二種特例認定相統株式”と、“第十項各号”とあるのは“第十三項の規定により読み替えられた第十項各号”と、“第一種相統認定申請基準日”とあるのは“第二種特例相統認定申請基準日”と、“第十二条第三項及び第七項”とあるのは“第十二条第二十二項の規定により読み替えられた同条第一項、同条第二十三項の規定により読み替えられた同条第三項及び同条第二十五項の規定により読み替えられた同条第七項”と読み替えるものとする。

円規9

10 第一種特別贈与認定中小企業者又は第一種特別相統認定中小企業者が法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。)を受けた後、その第一種経営承継受贈者又は第一種経営承継相続人が次に掲げるいずれかに該当するに至った場合(当該第一種経営承継受贈者又は当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別贈与認定中小企業者又は当該第一種特別相統認定中小企業者の代表者を退任した場合において、当該第一種経営承継受贈者又は当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別贈与認定中小企業者又は当該第一種特別相統認定中小企業者の第一種認定贈与株式又は第一種認定相統株式の全部について法第十二条第一項の認定に係る贈与をした場合を除く。)であって、その旨を証

する書類を都道府県知事に提出したときは、当該第一種経営承継受贈者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合若しくは当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者となった場合又は当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合であっても、第二項第二号若しくは第二十一号又は前項第二号に該当しないものとみなす。ただし、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第六十四条第二項又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第四十二条第一項の規定による管財人を選任する旨の裁判所の決定が確定した場合は、この限りでない。

- 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳（同法施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する障害等級が一級である者として記載されているものに限る。）の交付を受けたこと。
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳（身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されているものに限る。）の交付を受けたこと。
- 三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項の規定により要介護認定（要介護状態区分が要介護五である場合に限る。）を受けたこと。
- 四 前三号に掲げる場合に類すると認められること。

円規9

1 1 前項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者又は第二種特別相続認定中小企業者について準用する。この場合において、「第六条第一項第七号又は第八号」とあるのは「第六条第一項第九号又は第十号」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種経営承継相続人」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第二種認定贈与株式」と、「第一種認定相続株式」とあるのは「第二種認定相続株式」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第二項第二号」とあるのは「第四項の規定により読み替えられた第二項第二号」と、「第三項第二号」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた第三項第二号」と読み替えるものとする。

円規9

1 2 第十項の規定は、第一種特例贈与認定中小企業者又は第一種特例相続認定中小企業者について準用する。この場合において、「第六条第一項第七号又は第八号」とあるのは「第六条第一項第十一号又は第十二号」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特例経営承継受贈者」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第一種特例経営承継相続人」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第一種特例認定贈与株式」と、「第一種認定相続株式」とあるのは「第一種特例認定相続株式」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特例経営承継受贈者」と、「第二項第二号」とあるのは「第六項の規定により読み替えられた第二項第二号」と、「第三項第二号」とあるのは「第七項の規定により読み替えられた第三項第二号」と読み替えるものとする。

円規9

1 3 第十項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者又は第二種特例相続認定中小企業者について準用する。この場合において、「第六条第一項第七号又は第八号」とあるのは「第六条第一項第十三号又は第十四号」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特例経営承継受贈者」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第二種特例認定贈与株式」と、「第一種認定相続株式」とあるのは「第二種特例認定相続株式」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特例経営承継受贈者」と、「第二項第二号」とあるのは「第八項の規定により読み替えられた第二項第二号」と、「第三項第二号」とあるのは「第九項の規定により読み替えられた第三項第二号」と読み替えるものとする。

円規9

1 4 認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者又は第二種特例相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定の取消しを受けようとするときは、様式第十の二による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

円規9

1 5 都道府県知事は、第一項から第九項までの規定により認定を取り消したときは、様式第十の三により当該認定を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

円規9

1 6 経済産業大臣は、認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により通知された認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

（合併があった場合の認定の承継）

円規・第十条 第一種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅したときは、当該認定は、その効力を失う。ただし、吸収合併存続会社等が、吸収合併がその効力を生ずる日又は新設合併設立会社の成立の日（以下「合併効力発生日等」という。）に次に掲げるいずれにも該当することについて第十二条第三十一項の確認を受けたときは、吸収合併存続会社等は、合併

効力発生日等に、第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

- 一 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が当該吸収合併存続会社等の代表者（代表権を制限されている者を除く。次項第一号並びに次条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）であること。
- 二 当該吸収合併存続会社等の株式等以外の財産（当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該第一種経営承継受贈者以外の株主であって合併に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。
- 三 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が、当該第一種経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該吸収合併存続会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該第一種経営承継受贈者が有する当該吸収合併存続会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- 四 当該吸収合併存続会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。
- 五 吸収合併の場合にあっては、当該合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該吸収合併存続会社等が資産運用型会社に該当しないこと。
- 六 当該吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

円規10

2 第一種特別相続認定中小企業者が合併により消滅したときは、当該認定は、その効力を失う。ただし、吸収合併存続会社等が、合併効力発生日等に次に掲げるいずれにも該当することについて第十二条第三十一項の確認を受けたときは、吸収合併存続会社等は、合併効力発生日等に、第一種特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

- 一 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人が当該吸収合併存続会社等の代表者であること。
- 二 当該吸収合併存続会社等の株式等以外の財産（当該第一種特別相続認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該第一種経営承継相続人以外の株主であって合併に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。
- 三 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人が、当該第一種経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて当該吸収合併存続会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該第一種経営承継相続人が有する当該吸収合併存続会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- 四 当該吸収合併存続会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。
- 五 吸収合併の場合にあっては、当該合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該吸収合併存続会社等が資産運用型会社に該当しないこと。
- 六 当該吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

円規10

3 第一項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

円規10

4 第二項の規定は、第二種特別相続認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種経営承継相続人」と読み替えるものとする。

円規10

5 第一項の規定は、第一種特例贈与認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特例経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

円規10

6 第二項の規定は、第一種特例相続認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継相続人」とあるのは「第一種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

円規10

7 第一項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特例経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

円規10

8 第二項の規定は、第二種特例相続認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

円規10

9 第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者又は第二種特例相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものに限る。）を受けた後、その第一種経営承継受贈者、第一種経営承継相続人、第二種経営承継受贈者、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継相続人が前条第十項各号（前条第十一項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）のいずれかに該当していた場合であって、その旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、当該第一種経営承継受贈者、当該第一種経営承継相続人、当該第二種経営承継受贈者、当該第二種経営承継相続人、当該第一種特例経営承継受贈者、当該第一種特例経営承継相続人、当該第二種特例経営承継受贈者又は当該第二種特例経営承継相続人が吸収合併存続会社等の代表者でない場合（その代表権を制限されている者である場合を含む。）であっても、第一項第一号又は第二項第一号（第三項から前項までの規定により

準用される場合を含む。)に該当するものとみなす。

円規10

10 吸収合併存続会社等が第一項ただし書の規定により第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における前条第二項第三号の規定の適用については、「贈与の時ににおける常時使用する従業員の数」とあるのは、「贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該第一種特別贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、**合併前第一種特別贈与認定中小企業者**（次条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別贈与認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種贈与雇用判定期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、**合併前第一種特別贈与認定中小企業者**を除く。）の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種贈与雇用判定期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

円規10

11 吸収合併存続会社等が第二項ただし書の規定により第一種特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における前条第三項第三号の規定の適用については「相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数」とあるのは「相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該第一種特別相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、**合併前第一種特別相続認定中小企業者**（次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別相続認定中小企業者をいう。第二十條第四項及び第五項において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から第一種相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種相続報告基準日の数を乗じてこれを第一種相続雇用判定期間内に存する第一種相続報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、**合併前第一種特別相続認定中小企業者**を除く。）の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から第一種相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種相続報告基準日の数を乗じてこれを第一種相続雇用判定期間内に存する第一種相続報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と、第六条第三項の規定による読替え後の前条第三項第三号の規定の適用については「被相続人からの贈与の時ににおける常時使用する従業員の数」とあるのは「被相続人からの贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該第一種特別相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、**合併前第一種特別相続認定中小企業者**（次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から第一種相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種相続報告基準日の数を乗じてこれを第一種相続雇用判定期間内に存する第一種相続報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、**合併前第一種特別相続認定中小企業者**を除く。）の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から第一種相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種相続報告基準日の数を乗じてこれを第一種相続雇用判定期間内に存する第一種相続報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

円規10

12 第十項の規定は、吸収合併存続会社等が第三項の規定により読み替えられた第一項ただし書の規定により第二種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合において準用する。この場合において、「前条第二項第三号の規定」とあるのは「前条第四項の規定により読み替えられた同条第二項第三号の規定」と、「贈与の時ににおける常時使用する従業員の数」とあるのは「第一種経営承継贈与の時又は第一種経営承継相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数」と、「合併前第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「合併前第二種特別贈与認定中小企業者」と、「次条第一項ただし書の規定」とあるのは「次条第三項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第二種贈与雇用判定期間」と、「第一種臨時贈与雇用判定期間」とあるのは「第二種臨時贈与雇用判定期間」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第二種贈与報告基準日又は第二種相続報告基準日」と読み替えるものとする。

円規10

13 第十一項の規定（第六条第六項及び前条第三項第三号に係る部分を除く。）は、吸収合併存続会社等が第四項の規定により読み替えられた第一項ただし書の規定により第二種特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合において準用する。この場合において、「前条第三項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第三項第三号」と、「合併前第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「合併前第二種特別相続認定中小企業者」と、「次条第二項ただし書の規定」とあるのは「次条第四項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定」と、「第一種相続雇用判定期間」とあるのは「第二種相続雇用判定期間」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「第二種贈与報告基準日又は第二種相続報告基準日」と読み替えるものとする。

(株式交換等があった場合の認定の承継)

円規・第十一条 第九条第二項第四号、第五号及び第八号の規定にかかわらず、第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合において、株式交換完全親会社等が、株式交換がその効力を生ずる日又は株式移転設立完全親会社の成立の日（以下「株式交換効力発生日等」という。）に次に掲げるいずれにも該当することについて次条第三十一項の確認を受けたときは、株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

- 一 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が当該株式交換完全親会社等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者であること。
- 二 当該株式交換完全親会社等の株式等以外の財産（当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該第一種経営承継受贈者以外の株主であって株式交換等に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。
- 三 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が、当該第一種経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該株式交換完全親会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該第一種経営承継受贈者が有する当該株式交換完全親会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- 四 当該株式交換完全親会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。
- 五 株式交換の場合にあっては、当該株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該株式交換完全親会社等が資産運用型会社に該当しないこと。
- 六 当該株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

円規11

2 第九条第三項第四号、第五号及び第八号の規定にかかわらず、第一種特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合において、株式交換完全親会社等が、株式交換効力発生日等に次に掲げるいずれにも該当することについて次条第三十一項の確認を受けたときは、株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、第一種特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

- 一 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人が当該株式交換完全親会社等及び当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者であること。
- 二 当該株式交換完全親会社等の株式等以外の財産（当該第一種特別相続認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該第一種経営承継相続人以外の株主であって株式交換等に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。
- 三 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人が、当該第一種経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて当該株式交換完全親会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該第一種経営承継相続人が有する当該株式交換完全親会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- 四 当該株式交換完全親会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。
- 五 株式交換の場合にあっては、当該株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該株式交換完全親会社等が資産運用型会社に該当しないこと。
- 六 当該株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

円規11

3 第一項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合について準用する。この場合において「第九条第二項」とあるのは、「第九条第四項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第一種経営承継受贈者」は「第二種経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

円規11

4 第二項の規定は、第二種特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合について準用する。この場合において「第九条第三項」とあるのは、「第九条第五項の規定により読み替えられた同条第三項」と、「第一種経営承継相続人」は「第二種経営承継相続人」と読み替えるものとする。

円規11

5 第一項の規定は、第一種特例贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合について準用する。この場合において「第九条第二項」とあるのは、「第九条第六項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第一種経営承継受贈者」は「第一種特例経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

円規11

6 第二項の規定は、第一種特例相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合について準用する。この場合において「第九条第三項」とあるのは、「第九条第七項の規定により読み替えられた同条第三項」と、「第一種経営承継相続人」は「第一種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

円規11

7 第一項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合について準用する。この場合において「第九条第二項」とあるのは、「第九条第八項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第一種経営承継受贈者」は「第二種特例経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

円規11

8 第二項の規定は、第二種特例相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合について準用する。この場合において「第九条第三項」とあるのは、「第九条第九項の規定により読み替えられた同条第三項」と、「第一種経営承継相続人」は「第二種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

円規11

9 第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者又は第二種特例相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものに限る。）を受けた後、その第一種経営承継受贈者、第一種経営承継相続人、第二種経営承継受贈者、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継相続人が第九条第十項各号（前条第十一項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）のいずれかに該当していた場合であつて、その旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、当該第一種経営承継受贈者、当該第一種経営承継相続人、当該第二種経営承継受贈者、当該第二種経営承継相続人、当該第一種特例経営承継受贈者、当該第一種特例経営承継相続人、当該第二種特例経営承継受贈者若しくは当該第二種特例経営承継相続人が株式交換完全親会社等又は当該第一種特別贈与認定中小企業者、当該第一種特別相続認定中小企業者、当該第二種特別贈与認定中小企業者、当該第二種特別相続認定中小企業者、当該第一種特例贈与認定中小企業者、当該第一種特例相続認定中小企業者、当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相続認定中小企業者の代表者でない場合（その代表権を制限されている者である場合を含む。）であっても、第一項第一号又は第二項第一号（第三項から前項までの規定により準用される場合を含む。）に該当するものとみなす。

円規11

10 株式交換完全親会社等が第一項の規定により第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第九条第二項第二号	当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任	当該第一種特別贈与認定中小企業者又は株式交換完全子会社等（第十一条第一項の規定による地位の承継前の第一種特別贈与認定中小企業者に限る。以下この条及び第十二条において同じ。）の代表者を退任
第九条第二項第三号	常時使用する従業員の数の合計 当該認定に係る贈与の時に係る常時使用する従業員の数	当該第一種特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計 当該認定に係る贈与の時に係る株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から第二種贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種贈与雇用判定期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数を加えた数
第九条第二項第八号	全部又は一部を譲渡したこと	全部若しくは一部を譲渡し又は当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換完全子会社等の株式の全部若しくは一部を譲渡したこと
第九条第二項第二十一号	当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者	当該第一種特別贈与認定中小企業者又は株式交換完全子会社等の代表者
第九条第十項	当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任 当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者となった	当該第一種特別贈与認定中小企業者若しくは株式交換完全子会社等の代表者を退任 当該第一種特別贈与認定中小企業者若しくは株式交換完全子会社等の代表者となった
第十二条第一項第一号、第五項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄イ及びり並びに第十一項第一号	代表者	当該第一種特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の代表者
第十二条第一項第二号、第五項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ並びに第十一項第二号	常時使用する従業員の数	当該第一種特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計数
第十二条第一項第三号、第二項第一号及び第三号から第五号まで、第五	当該第一種特別贈与認定中小企業者	当該第一種特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等

項の表の第二号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄ハ、第六項第一号及び第三号から第五号まで、第十一項第三号並びに第十二項第一号、第三号及び第五号		
第十二条第二項第二号、第六項第二号及び第十二項第二号	登記事項証明書	当該第一種特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の登記事項証明書

円規11

11 株式交換完全親会社等が第二項の規定により第一種特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第九条第三項第二号	当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任	当該第一種特別相続認定中小企業者又は株式交換完全子会社等（第十一条第二項の規定による地位の承継前の第一種特別相続認定中小企業者に限る。以下この条及び第十二条において同じ。）の代表者を退任
第九条第三項第三号	常時使用する従業員の数の合計 当該認定に係る相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数	当該第一種特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計 当該認定に係る相続の開始の時ににおける株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該第一種特別相続認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から第一種相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種相続報告基準日の数を乗じてこれを第一種相続雇用判定期間内に存する第一種相続報告基準日の数で除して計算した数を加えた数
第六条第三項の規定による読替え後の第九条第三項第三号	常時使用する従業員の数の合計 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人の被相続人からの贈与の時ににおける常時使用する従業員の数	当該第一種特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人の被相続人からの贈与の時ににおける株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該第一種特別相続認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から第一種相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種相続報告基準日の数を乗じてこれを第一種相続雇用判定期間内に存する第一種相続報告基準日の数で除して計算した数を加えた数
第九条第三項第八号	全部又は一部を譲渡したこと	全部若しくは一部を譲渡し又は当該第一種特別相続認定中小企業者が株式交換完全子会社等の株式の全部若しくは一部を譲渡したこと
第九条第十項	当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任	当該第一種特別相続認定中小企業者若しくは株式交換完全子会社等の代表者を退任
第十二条第三項第一号並びに第七項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄イ及びリ	代表者	当該第一種特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の代表者
第十二条第三項第二号並びに第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ	常時使用する従業員の数	当該第一種特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計数
第十二条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、第七項の表の第二号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄ハ並びに第八項第一号及び第三号から第五号まで	当該第一種特別相続認定中小企業者	当該第一種特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等
第十二条第四項第二号及び第八項第二号	登記事項証明書	当該第一種特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の登記事項証明書

円規11

12 第十項の規定は、株式交換完全親会社等が第一項の規定により第二種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合について準用する。この場合において「第九条第二項第二号」とあるのは「第九条第四項の規定により読み替えられた同条第二項第二号」と、「第九条第二項第三号」とあるのは「第九条第四項の規定により読み替えられた同条第二項第三号」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第二種贈与雇用判定期間」と、「第一種臨時贈与雇用判定期間」とあるのは「第二種臨時贈与雇用判定期間」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第二種贈与報告基準日」と読み替えるものとする。

り」と、「第十二条第三項第二号並びに第七項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口」とあるのは「第十二条第二十項の規定により読み替えられた同条第三項第二号並びに第七項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口」と、「第十二条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、第七項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口並びに第八項第一号及び第三号から第五号まで」とあるのは「第十二条第二十項の規定により読み替えられた同条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、第七項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口並びに第八項第一号及び第三号から第五号まで」と、「第十二条第四項第二号及び第八項第二号」とあるのは「第十二条第二十項の規定により読み替えられた第四項第二号及び第八項第二号」と読み替えるものとする。

四規11

16 第十項の規定は、株式交換完全親会社等が第一項の規定により第二種特例贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合について準用する。この場合において「第九条第二項第二号」とあるのは「第九条第八項の規定により読み替えられた同条第二項第二号」と、「第九条第二項第八号」とあるのは「第九条第八項の規定により読み替えられた同条第二項第八号」と、「第九条第二項第二十一号」とあるのは「第九条第八項の規定により読み替えられた同条第二項第二十一号」と、「第九条第十項」とあるのは「第九条第十三項の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第十二条第一項第一号、第五項の表の第二号の下欄口並びに同表の第三号の下欄口及び並びに第十一項第一号」とあるのは「第十二条第二十二項の規定により読み替えられた同条第一項第一号、同条第二十四項の規定により読み替えられた第五項の表の第二号の下欄口並びに同表の第三号の下欄口及び並びに第十一項第一号」と、「第十二条第一項第二号、第五項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口並びに第十一項第二号」とあるのは「第十二条第二十二項の規定により読み替えられた同条第一項第二号、同条第二十四項の規定により読み替えられた同条第五項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口並びに第十一項第二号」と、「第十二条第一項第三号、第二項第一号及び第三号から第五号まで、第五項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口、第六項第一号及び第三号から第五号まで、第十一項第三号並びに第十二項第一号、第三号及び第五号」とあるのは「第十二条第二十二項の規定により読み替えられた同条第一項第三号、第二項第一号及び第三号から第五号まで、同条第二十四項の規定により読み替えられた同条第五項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口、第六項第一号及び第三号から第五号まで、第十一項第三号並びに第十二項第一号及び第三号から第五号まで」と、「第十二条第二項第二号、第六項第二号及び第十二項第二号」とあるのは「第十二条第二十二項の規定により読み替えられた同条第二項第二号、同条第二十四項の規定により読み替えられた同条第六項第二号及び第十二項第二号」と読み替えるものとする。

四規11

17 第十一項の規定は、株式交換完全親会社等が第二項の規定により第二種特例相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合について準用する。この場合において「第九条第三項第二号」とあるのは「第九条第九項の規定により読み替えられた同条第三項第二号」と、「第九条第三項第八号」とあるのは「第九条第九項の規定により読み替えられた同条第三項第八号」と、「第九条第十項」とあるのは「第九条第十三項の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第十二条第三項第一号並びに第七項の表の第二号の下欄口並びに同表の第三号の下欄口及び並び」とあるのは「第十二条第二十三項の規定により読み替えられた同条第三項第一号並びに同条第二十五項の規定により読み替えられた同条第七項の表の第二号の下欄口並びに同表の第三号の下欄口及び並び」と、「第十二条第三項第二号並びに第七項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口」とあるのは「第十二条第二十三項の規定により読み替えられた同条第三項第二号並びに同条第二十五項の規定により読み替えられた同条第七項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口」と、「第十二条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、第七項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口並びに第八項第一号及び第三号から第五号まで」とあるのは「第十二条第二十三項の規定により読み替えられた同条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、同条第二十五項の規定により読み替えられた同条第七項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口並びに第八項第一号及び第三号から第五号まで」と、「第十二条第四項第二号及び第八項第二号」とあるのは「第十二条第二十三項の規定により読み替えられた同条第四項第二号及び同条第二十五項の規定により読み替えられた同条第八項第二号」と読み替えるものとする。

(報告)

四規・第十二条 第一種特別贈与認定中小企業者は、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限から五年間、当該贈与税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日（以下「第一種贈与報告基準日」という。）の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 第一種贈与報告基準期間（当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年の第一種贈与報告基準日（これに当たらないときは、第一種贈与認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該第一種贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名
- 二 当該第一種贈与報告基準日における常時使用する従業員の数
- 三 第一種贈与報告基準期間における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数
- 四 第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
- 五 第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。
- 六 第一種贈与報告基準事業年度（当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年の第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

- 七 第一種贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額
- 八 第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

円規12

- 2 前項の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者は、様式第十一による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
 - 一 第一種贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の定款の写し
 - 二 登記事項証明書（第一種贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）
 - 三 当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、第一種贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し
 - 四 第一種贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の従業員数証明書
 - 五 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
 - 六 第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
 - 七 第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書
 - 八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

円規12

- 3 第一種特別相続認定中小企業者は、当該認定に係る相続に係る相続税申告期限から五年間、当該相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日（以下「第一種相続報告基準日」という。）の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。
 - 一 第一種相続報告基準期間（当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日（これに当たらないときは、第一種相続認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該第一種相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名
 - 二 当該第一種相続報告基準日における常時使用する従業員の数
 - 三 第一種相続報告基準期間における当該第一種特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数
 - 四 第一種相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
 - 五 第一種相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。
 - 六 第一種相続報告基準事業年度（当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該第一種特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。
 - 七 第一種相続報告基準事業年度における当該第一種特別相続認定中小企業者の総収入金額
 - 八 第一種相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

円規12

- 4 前項の報告をしようとする第一種特別相続認定中小企業者は、様式第十一による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
 - 一 第一種相続報告基準日における当該第一種特別相続認定中小企業者の定款の写し
 - 二 登記事項証明書（第一種相続報告基準日以後に作成されたものに限る。）
 - 三 当該第一種特別相続認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、第一種相続報告基準日における当該第一種特別相続認定中小企業者の株主名簿の写し
 - 四 第一種相続報告基準日における当該第一種特別相続認定中小企業者の従業員数証明書
 - 五 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種相続報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
 - 六 第一種相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
 - 七 第一種相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書
 - 八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

円規12

- 5 第一項の規定にかかわらず、第一種特別贈与認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「第一種随時贈与報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。

<p>一 第九条第二項各号（第三号及び第二十二号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに該当したとき（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）</p>	<p>第九条第二項各号のいずれかに該当した日</p>	<p>第九条第二項各号のいずれかに該当したこと</p>
<p>二 当該<u>第一種経営承継受贈者</u>が死亡したとき</p>	<p>当該<u>第一種経営承継受贈者</u>が死亡した日</p>	<p>当該<u>第一種経営承継受贈者</u>が死亡したこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） イ <u>第一種随時贈与報告基準期間</u>（当該<u>第一種随時贈与報告基準日</u>の直前の<u>第一種贈与報告基準日</u>の翌日から当該<u>第一種随時贈与報告基準日</u>までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名 ロ 当該<u>第一種随時贈与報告基準日</u>における常時使用する従業員の数 ハ <u>第一種随時贈与報告基準期間</u>における当該<u>第一種特別贈与認定中小企業者</u>の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数 ニ <u>第一種随時贈与報告基準期間</u>において、当該<u>第一種特別贈与認定中小企業者</u>が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと ホ <u>第一種随時贈与報告基準期間</u>において、当該<u>第一種特別贈与認定中小企業者</u>が資産保有型会社に該当しないこと ヘ <u>第一種随時贈与報告基準事業年度</u>（当該<u>第一種随時贈与報告基準日</u>の直前の<u>第一種贈与報告基準日</u>の翌日の属する事業年度から当該<u>第一種随時贈与報告基準日</u>の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該<u>第一種特別贈与認定中小企業者</u>が資産運用型会社に該当しないこと ト <u>第一種随時贈与報告基準事業年度</u>における当該<u>第一種特別贈与認定中小企業者</u>の総収入金額 チ <u>第一種随時贈与報告基準期間</u>において、当該<u>第一種特別贈与認定中小企業者</u>の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと</p>
<p>三 当該<u>第一種経営承継受贈者</u>が当該<u>第一種特別贈与認定中小企業者</u>の代表者を退任した場合（第九条第十項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該<u>第一種経営承継受贈者</u>が当該<u>第一種特別贈与認定中小企業者</u>の<u>第一種認定贈与株式</u>の全部又は一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「<u>第一種特別贈与認定株式再贈与</u>」という。）をしたとき</p>	<p>当該<u>第一種経営承継受贈者</u>が<u>第一種特別贈与認定中小企業者</u>の代表者を退任した日</p>	<p><u>第一種特別贈与認定株式再贈与</u>が生じたこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） イ <u>第一種随時贈与報告基準期間</u>における代表者の氏名 ロ 当該<u>第一種随時贈与報告基準日</u>における常時使用する従業員の数 ハ <u>第一種随時贈与報告基準期間</u>における当該<u>第一種特別贈与認定中小企業者</u>の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数 ニ <u>第一種随時贈与報告基準期間</u>において、当該<u>第一種特別贈与認定中小企業者</u>が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと ホ <u>第一種随時贈与報告基準期間</u>において、当該<u>第一種特別贈与認定中小企業者</u>が資産保有型会社に該当しないこと ヘ <u>第一種随時贈与報告基準事業年度</u>においていずれも当該<u>第一種特別贈与認定中小企業者</u>が資産運用型会社に該当しないこと ト <u>第一種随時贈与報告基準事業年度</u>における当該<u>第一種特別贈与認定中小企業者</u>の総収入金額 チ <u>第一種随時贈与報告基準期間</u>において、当該<u>第一種特別贈与認定中小企業者</u>の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと リ 当該<u>第一種経営承継受贈者</u>が代表者を退任した日 ヌ 当該<u>第一種経営承継受贈者</u>が第九条第十項各号のいずれかに該当する事実に至ったこと</p>

円規12

- 6 前項の表の第二号及び第三号の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類（前項の表の第三号の報告をする場合にあっては第一種経営承継受贈者が第九条第十項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
- 一 第一種随時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の定款の写し
 - 二 登記事項証明書（第一種随時贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）
 - 三 当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、第一種随時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し
 - 四 第一種随時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の従業員数証明書
 - 五 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種随時贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
 - 六 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
 - 七 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書
 - 八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

円規12

- 7 第三項の規定にかかわらず、第一種特別相続認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「第一種随時相続報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。

一 第九条第三項各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに該当したとき（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）	第九条第三項各号のいずれかに該当した日	第九条第三項各号のいずれかに該当したこと
二 当該 <u>第一種経営承継相続人</u> が死亡したとき	当該 <u>第一種経営承継相続人</u> が死亡した日	当該 <u>第一種経営承継相続人</u> が死亡したこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） イ <u>第一種随時相続報告基準期間</u> （当該 <u>第一種随時相続報告基準日</u> の直前の <u>第一種相続報告基準日</u> の翌日から当該 <u>第一種随時相続報告基準日</u> までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名 ロ 当該 <u>第一種随時相続報告基準日</u> における常時使用する従業員の数 ハ <u>第一種随時相続報告基準期間</u> における当該 <u>第一種特別相続認定中小企業者</u> の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数 ニ <u>第一種随時相続報告基準期間</u> において、当該 <u>第一種特別相続認定中小企業者</u> が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと ホ <u>第一種随時相続報告基準期間</u> において、当該 <u>第一種特別相続認定中小企業者</u> が資産保有型会社に該当しないこと ヘ <u>第一種随時相続報告基準事業年度</u> （当該 <u>第一種随時相続報告基準日</u> の直前の <u>第一種相続報告基準日</u> の翌日の属する事業年度から当該 <u>第一種随時相続報告基準日</u> の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該 <u>第一種特別相続認定中小企業者</u> が資産運用型会社に該当しないこと ト <u>第一種随時相続報告基準事業年度</u> における当該 <u>第一種特別相続認定中小企業者</u> の総収入金額 チ <u>第一種随時相続報告基準期間</u> において、当該 <u>第一種特別相続認定中小企業者</u> の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと
三 当該 <u>第一種経営承継相続人</u> が当該 <u>第一種特別相続認定中小企業者</u>	当該 <u>第一種経営承継相続人</u> が <u>第一種特別</u>	<u>第一種特別相続認定株式贈与</u> が生じたこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）

<p>の代表者を退任した場合（<u>第九条第十項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。</u>）において、当該<u>第一種経営承継相続人</u>が当該<u>第一種特別相続認定中小企業者の第一種認定相続株式の全部又は一部</u>について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「<u>第一種特別相続認定株式贈与</u>」という。）をしたとき</p>	<p>相続認定中小企業者の代表者を退任した日</p>	<p>イ <u>第一種随時相続報告基準期間</u>における代表者の氏名 ロ 当該<u>第一種随時相続報告基準日</u>における常時使用する従業員の数 ハ <u>第一種随時相続報告基準期間</u>における当該<u>第一種特別相続認定中小企業者</u>の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数 ニ <u>第一種随時相続報告基準期間</u>において、当該<u>第一種特別相続認定中小企業者</u>が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと ホ <u>第一種随時相続報告基準期間</u>において、当該<u>第一種特別相続認定中小企業者</u>が資産保有型会社に該当しないこと へ <u>第一種随時相続報告基準事業年度</u>においていずれも当該<u>第一種特別相続認定中小企業者</u>が資産運用型会社に該当しないこと ト <u>第一種随時相続報告基準事業年度</u>における当該<u>第一種特別相続認定中小企業者</u>の総収入金額 チ <u>第一種随時相続報告基準期間</u>において、当該<u>第一種特別相続認定中小企業者</u>の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと リ 当該<u>第一種経営承継相続人</u>が代表者を退任した日 ヌ 当該<u>第一種経営承継相続人</u>が<u>第九条第十項各号のいずれかに該当する事実</u>に至ったこと</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

円規12

8 前項の表の第二号及び第三号の報告をしようとする第一種特別相続認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類（前項の表の第三号の報告をする場合にあっては第一種経営承継相続人が第九条第十項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

- 一 第一種随時相続報告基準日における当該第一種特別相続認定中小企業者の定款の写し
- 二 登記事項証明書（第一種随時相続報告基準日以後に作成されたものに限る。）
- 三 当該第一種特別相続認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、第一種随時相続報告基準日における当該第一種特別相続認定中小企業者の株主名簿の写し
- 四 第一種随時相続報告基準日における当該第一種特別相続認定中小企業者の従業員数証明書
- 五 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種随時相続報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
- 六 第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
- 七 第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書
- 八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

円規12

9 第一項又は第三項の規定にかかわらず、第十条第一項又は第二項の吸収合併存続会社等は、都道府県知事に対し、合併効力発生日等の後、遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該当する旨を報告しなければならない。この場合において、当該吸収合併存続会社等は、様式第十三による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

- 一 吸収合併契約書又は新設合併契約書の写し
- 二 当該合併効力発生日等における当該吸収合併存続会社等の定款の写し
- 三 当該合併効力発生日等の後の当該吸収合併存続会社等の登記事項証明書
- 四 当該合併効力発生日等の直前における当該吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。）（新設合併の場合にあっては、新設合併消滅会社（同法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。））の従業員数証明書（第十条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別贈与認定中小企業者又は同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別相続認定中小企業者のものを除く。）
- 五 当該吸収合併存続会社等が株式会社である場合にあっては、当該合併効力発生日等における当該吸収合併存続会社等の株主名簿の写し
- 六 当該吸収合併存続会社等の当該合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
- 七 当該合併効力発生日等における当該吸収合併存続会社等の資産の帳簿価額の総額及びその内訳を記載した書面
- 八 当該吸収合併存続会社等が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
- 九 当該吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

十 前各号に掲げるもののほか、第十条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

円規12

10 第一項又は第三項の規定にかかわらず、前条第一項又は第二項の株式交換完全親会社等は、都道府県知事に対し、株式交換効力発生日等の後、遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該当する旨を報告しなければならない。この場合において、当該株式交換完全親会社等は、様式第十四による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

- 一 株式交換契約書又は株式移転計画書の写し
- 二 当該株式交換効力発生日等における当該株式交換完全親会社等の定款の写し
- 三 当該株式交換効力発生日等の後の当該株式交換完全親会社等及び株式交換完全子会社等の登記事項証明書
- 四 当該株式交換効力発生日等の直前における当該株式交換完全親会社等の従業員数証明書
- 五 当該株式交換完全親会社等が株式会社である場合にあっては、当該株式交換効力発生日等における当該株式交換完全親会社等の株主名簿の写し
- 六 当該株式交換完全親会社等の当該株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
- 七 株式移転の場合にあっては、株式移転設立完全親会社の成立の日における当該株式移転設立完全親会社の資産の帳簿価額の総額及びその内訳を記載した書面
- 八 当該株式交換完全親会社等が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
- 九 当該株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書
- 十 前各号に掲げるもののほか、前条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

円規12

11 第一項の規定にかかわらず、第一種特別相続認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継贈与者（当該第一種経営承継贈与者が当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継受贈者へ第一種認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をする前に、当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をしている場合にあっては、当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をした第一種経営承継受贈者のうち最も古い時期に当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をした者に、贈与をした者とする。以下同じ。）の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。）にあっては、当該第一種経営承継贈与者の相続の開始の日（以下「第一種臨時贈与報告基準日」という。）の翌日から八月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 第一種臨時贈与報告基準期間（当該第一種臨時贈与報告基準日の直前の第一種贈与報告基準日の翌日から当該第一種臨時贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名
- 二 第一種臨時贈与雇用報告期間（当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。）の末日において、当該第一種臨時贈与雇用報告期間内に存する当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該第一種臨時贈与雇用報告期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数
- 三 第一種臨時贈与報告基準期間における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数
- 四 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
- 五 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。
- 六 第一種臨時贈与報告基準事業年度（当該第一種臨時贈与報告基準日の直前の第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種臨時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。
- 七 第一種臨時贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額
- 八 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

円規12

12 前項の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者は、様式第十五による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

- 一 第一種臨時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の定款の写し
- 二 登記事項証明書（第一種臨時贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）
- 三 当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、第一種臨時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し
- 四 削除
- 五 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種臨時贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
- 六 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

円規12

13 第十一項の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者であつて次条第一項の確認を受けようとするものは、前項の報告書を次条第二項の申請書と併せて都道府県知事に提出しなければならない。

円規12

14 第一項及び第二項の規定は第二種特別贈与認定中小企業者（当該認定に係る第一種経営承継贈与があつた者に限る。）及び第二種特別相続認定中小企業者（当該認定に係る第一種経営承継贈与があつた者に限る。）について準用する。この場合において第一項中「当該認定に係る贈与」とあるのは「当該認定に係る第一種経営承継贈与」と、「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者又は当該第二種特別相続認定中小企業者」と、第二項中「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者又は当該第二種特別相続認定中小企業者」と読み替えるものとする。

円規12

15 第三項及び第四項の規定は第二種特別贈与認定中小企業者（当該認定に係る第一種経営承継相続があつた者に限る。）又は第二種特別相続認定中小企業者（当該認定に係る第一種経営承継相続があつた者に限る。）について準用する。この場合において第三項中「当該認定に係る相続」とあるのは「当該認定に係る第一種経営承継相続」と、「当該第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者又は当該第二種特別相続認定中小企業者」と、第四項中「当該第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者又は当該第二種特別相続認定中小企業者」と、と読み替えるものとする。

円規12

16 第五項、第六項及び第十一項から第十三項までの規定は第二種特別贈与認定中小企業者について準用する。この場合において第五項中「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第一種臨時贈与報告基準日」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準日」と、「第九条第二項各号」とあるのは「第九条第四項の規定により読み替えられた同条第二項各号」と、「第一種臨時贈与報告基準期間」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準期間」と、「第一種臨時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準事業年度」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十一項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第二種認定贈与株式」と、「第一種特別贈与認定株式再贈与」とあるのは「第二種特別贈与認定株式再贈与」と、第六項中「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第一種臨時贈与報告基準日」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準日」と、「第一種臨時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準事業年度」と、「第一種臨時贈与報告基準期間」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準期間」と、第十一項中「第一項の規定」とあるのは「第一項又は第三項の規定」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第二種認定贈与株式」と、「第一種経営承継受贈者のうち」とあるのは「第二種経営承継受贈者のうち」と、「第一種臨時贈与報告基準日」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準日」と、「第一種臨時贈与報告基準期間」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準期間」と、「第一種臨時贈与雇用報告期間」とあるのは「第二種臨時贈与雇用報告期間」と、「第一種経営承継受贈者の」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第一種臨時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準事業年度」と、第十二項中「第一種臨時贈与報告基準日」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準日」と、「第一種臨時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準事業年度」と、「第一種臨時贈与報告基準期間」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準期間」と、第十三項中「第十一項」とあるのは「第十六項の規定により読み替えられた第十一項」と、「次条第一項」とあるのは「次条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「次条第二項」とあるのは「同条第三項の規定により読み替えられた同条第二項」と、読み替えるものとする。

円規12

17 第七項及び第八項の規定は第二種特別相続認定中小企業者について準用する。この場合において第七項中「第三項」とあるのは「第一項及び第三項」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種経営承継相続人」と、「第一種臨時相続報告基準日」とあるのは「第二種臨時相続報告基準日」と、「第九条第三項各号」とあるのは「第九条第五項の規定により読み替えられた同条第三項各号」と、「第一種臨時相続報告基準期間」とあるのは「第二種臨時相続報告基準期間」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「第二種相続報告基準日」と、「第一種臨時相続報告基準事業年度」とあるのは「第二種臨時相続報告基準事業年度」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十一項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、「第一種認定相続株式」とあるのは「第二種認定相続株式」と、「第一種特別相続認定株式贈与」とあるのは「第二種特別相続認定株式贈与」と、第八項中「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種経営承継相続人」と、「第九条第十項」とあるのは「第九条第十一項の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第一種臨時相続報告基準日」とあるのは「第二種臨時相続報告基準日」と、「第一種臨時相続報告基準事業年度」とあるのは「第二種臨時相続報告基準事業年度」と、「第一種臨時相続報告基準期間」とあるのは「第二種臨時相続報告基準期間」と読み替えるものとする。

円規12

18 第九項及び第十項の規定は第二種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第九項中「第十条第一項又は第二項」とあるのは「第十条第三項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第一項各号又は第二項各号」とあるのは「同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項各号又は同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項各号」と、「第十条

第一項ただし書の規定による」とあるのは「第十条第三項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による」と、「同条第二項ただし書の規定による」とあるのは「同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による」と、第十項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第一項各号又は第二項各号」とあるのは「同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項各号」と読み替えるものとする。

円規12

19 第一項、第二項、第五項、第六項及び第十一項から第十三項までの規定（第十一項第二号を除く。）は第一種特例贈与認定中小企業者について準用する。この場合において第一項中「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「第一種特例贈与報告基準期間」と、「第一種贈与認定申請基準日」とあるのは「第一種特例贈与認定申請基準日」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例贈与報告基準事業年度」と、第二項中「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例贈与報告基準事業年度」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「第一種特例贈与報告基準期間」と、第五項中「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特例経営承継受贈者」と、「第一種臨時贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準日」と、「第九条第二項各号」とあるのは「第九条第六項の規定により読み替えられた同条第二項各号」と、「第一種臨時贈与報告基準期間」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準期間」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例贈与報告基準日」と、「第一種臨時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準事業年度」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十二項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第一種特例認定贈与株式」と、「第一種特別贈与認定株式再贈与」とあるのは「第二種特別贈与認定株式再贈与」と、第六項中「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特例経営承継受贈者」と、「第九条第十項」とあるのは「第九条第十二項の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第一種臨時贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準日」と、「第一種臨時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準事業年度」と、「第一種臨時贈与報告基準期間」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準期間」と、第十一項中「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第一種特例経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特例経営承継受贈者」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第一種特例認定贈与株式」と、「第一種臨時贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準日」と、「第一種臨時贈与報告基準期間」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準期間」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例贈与報告基準日」と、「第一種臨時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準事業年度」と、第十二項中「第一種臨時贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準日」と、「第一種臨時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準事業年度」と、「第一種臨時贈与報告基準期間」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準期間」と、第十三項中「第十一項」とあるのは「第十九項の規定により読み替えられた第十一項」と、「次条第一項」とあるのは「次条第四項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「次条第二項」とあるのは「同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項」と読み替えるものとする。

円規12

20 第三項、第四項、第七項及び第八項の規定は第一種特例相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第三項中「第一種相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準期間」とあるのは「第一種特例相続報告基準期間」と、「第一種相続認定申請基準日」とあるのは「第一種特例相続認定申請基準日」と、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例相続報告基準事業年度」と、第四項中「第一種相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例相続報告基準事業年度」と、「第一種相続報告基準期間」とあるのは「第一種特例相続報告基準期間」と、第七項中「第一種経営承継相続人」とあるのは「第一種特例経営承継相続人」と、「第一種臨時相続報告基準日」とあるのは「第一種特例臨時相続報告基準日」と、「第九条第三項各号」とあるのは「第九条第七項の規定により読み替えられた同条第三項各号」と、「第一種臨時相続報告基準期間」とあるのは「第一種特例臨時相続報告基準期間」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、「第一種臨時相続報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例臨時相続報告基準事業年度」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十二項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、「第一種認定相続株式」とあるのは「第一種特例認定相続株式」と、「第一種特別相続認定株式贈与」とあるのは「第一種特例特別相続認定株式贈与」と、第八項中「第一種経営承継相続人」とあるのは「第一種特例経営承継相続人」と、「第九条第十項」とあるのは「第九条第十二項の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第一種臨時相続報告基準日」とあるのは「第一種特例臨時相続報告基準日」と、「第一種臨時相続報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例臨時相続報告基準事業年度」と、「第一種臨時相続報告基準期間」とあるのは「第一種特例臨時相続報告基準期間」と読み替えるものとする。

円規12

21 第九項及び第十項の規定は第一種特例贈与認定中小企業者及び第一種特例相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第九項中「第十条第一項又は第二項」とあるのは「第十条第五項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第六項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第一項各号又は第二項各号」とあるのは「同条第五項の規定により読み替えられた同条第一項各号又は同条第六項の規定により読み替えられた同条第二項各号」と、「第十条第一項ただし書の規定による」とあるのは「第十条第五項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による」と、「同条第二項ただし書の規定による」とあるのは「同条第六項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による」と、第十項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第六項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第一項各号又は第二項各号」とあるのは「同条第五項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第六項の規定により読み替えられた同条第二項各号」と読み替えるものとする。

円規12

22 第一項及び第二項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に事由が、同項第十一号の贈与である者に限る。）又は第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相続人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十一号の贈与である者に限る。）について準用する。この場合において、第一項中「当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限から五年間」とあるのは「当該認定の有効期間中（当該認定に係る贈与税申告期限以前の期間及び相続税申告期限以前の期間を除く。）」と、「当該贈与税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日（以下「第一種贈与報告基準日」という。）」とあるのは「当該認定に係る第一種特例経営承継贈与に係る第一種特例贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準期間（当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年の第一種贈与報告基準日（これに当たる日がないときは、第一種贈与認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該第一種贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）」とあるのは「第一種特例贈与報告基準期間」と、「第一種贈与認定申請基準日」とあるのは「第一種特例贈与報告基準日」と、「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種贈与報告基準事業年度（当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年の第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは「第一種特例贈与報告基準事業年度」と、第二項中「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例贈与報告基準日」と、「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例贈与報告基準事業年度」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「第一種特例贈与報告基準期間」と読み替えるものとする。

円規12

23 第三項及び第四項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十二号の相続又は遺贈である者に限る。）又は第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相続人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十二号の相続又は遺贈である者に限る。）について準用する。この場合において、第三項中「当該認定に係る相続に係る相続税申告期限から五年間」とあるのは「当該認定の有効期間中（当該認定に係る贈与税申告期限以前の期間及び相続税申告期限以前の期間を除く。）」と、「当該相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日（以下「第一種相続報告基準日」という。）」とあるのは「当該認定に係る第一種特例経営承継相続に係る第一種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準期間（当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日（これに当たる日がないときは、第一種相続認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該第一種相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。）」とあるのは「第一種特例相続報告基準期間」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、「当該第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種相続報告基準事業年度（当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは「第一種特例相続報告基準事業年度」と、第四項中「第一種相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、「当該第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例相続報告基準事業年度」と、「第一種相続報告基準期間」とあるのは「第一種特例相続報告基準期間」と読み替えるものとする。

円規12

24 第一項及び第二項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る贈与である者に限る。）について準用する。この場合において、第一項中「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第二種特例贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「第二種特例贈与報告基準期間」と、「第一種贈与認定申請基準日」とあるのは「第二種特例贈与認定申請基準日」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例贈与報告基準事業年度」と、第二項中「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第二種特例贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例贈与報告基準事業年度」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「第二種特例贈与報告基準期間」と読み替えるものとする。

円規12

25 第三項及び第四項の規定は、第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相続人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈である者に限る。）について準用する。この場合において、第三項中「第一種相続報告基準日」とあるのは「第二種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準期間」とあるのは「第二種特例相続報告基準期間」と、「第一種相続認定申請基準日」とあるのは「第二種特例相続認定申請基準日」と、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例相続報告基準事業年度」と、第四項中「第一種相続報告基準日」とあるのは「第二種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例相続報告基準事業年度」と、「第一種相続報告基準期間」とあるのは「第二種特例相続報告基準期間」と読み替えるものとする。

円規12

26 第一項及び第二項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十三号の贈与である者（第二十四項に規定する者を除く。）に限る。）又は第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相続人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十三号の贈与である者に限る。）について準用する。この場合において、第一項中「当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限から五年間」とあるのは「当該認定の有効期間中（当該認定に係る贈与税申告期限以前の期間及び相続税申告期限以前の期間を除く。）」と、「当該贈与税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日（以下「第一種贈与報告基準日」という。）」とあるのは「最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準期間（当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年の第一種贈与報告基準日（これに当たる日がないときは、第一種贈与認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該第一種贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準期間」と、「第一種贈与認定申請基準日」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準日」と、「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種贈与報告基準事業年度（当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年の第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準事業年度」と、第二項中「第一種贈与報告基準日」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準日」と、「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準事業年度」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準期間」と読み替えるものとする。

円規12

27 第三項及び第四項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十四号の相続である者に限る。）又は第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相続人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十四号の相続である者（第二十五項に規定する者を除く。）に限る。）について準用する。この場合において、第三項中「当該認定に係る相続に係る相続税申告期限から五年間」とあるのは「当該認定の有効期間中（当該認定に係る贈与税申告期限以前の期間及び相続税申告期限以前の期間を除く。）」と、「当該相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日（以下「第一種相続報告基準日」という。）」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準期間（当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日（これに当たる日がないときは、第一種相続認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該第一種相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。）」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相続報告基準期間」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「最初の認定に係る第二種特例相続報告基準日」と、「当該第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種相続報告基準事業年度（当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相続報告基準事業年度」と、第四項中「第一種相続報告基準日」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相続報告基準日」と、「当該第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相続報告基準事業年度」と、「第一種相続報告基準期間」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相続報告基準期間」と読み替えるものとする。

円規12

28 第五項、第六項及び第十一項から第十三項までの規定（第十一項第二号を除く。）は第二種特例贈与認定中小企業者について準用する。この場合において第五項中「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特例経営承継受贈者」と、「第一種随時贈与報告基準日」とあるのは「第二種特例随時贈与報告基準日」と、「第九条第二項各号」とあるのは「第九条第八項の規定により読み替えられた同条第二項各号」と、「第一種随時贈与報告基準期間」とあるのは「第二種特例随時贈与報告基準期間」と、「第一種随時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例随時贈与報告基準事業年度」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十三項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第二種特例認定贈与株式」と、「第一種特別贈与認定株式再贈与」とあるのは「第二種特例贈与認定株式再贈与」と、第六項中「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特例経営承継受贈者」と、「第九条第十項」とあるのは「第九条第十三項の規定により読み替えられた第十項」と、「第一種随時贈与報告基準日」とあるのは「第二種特例随時贈与報告基準日」と、「第一種随時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例随時贈与報告基準事業年度」と、「第一種随時贈与報告基準期間」とあるのは「第二種特例随時贈与報告基準期間」と、第十一項中「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特例経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特例経営承継受贈者」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第二種特例認定贈与株式」と、「第一種随時贈与報告基準日」とあるのは「第二種特例随時贈与報告基準日」と、「第一種随時贈与報告基準期間」とあるのは「第二種特例随時贈与報告基準期間」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例贈与報告基準日又は第二種特例贈与報告基準日」と、「第一種随時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例随時贈与報告基準事業年度」と、第十二項中「第一種随時贈与報告基準日」とあるのは「第二種

特例臨時贈与報告基準日」と、「第一種臨時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例臨時贈与報告基準事業年度」と、「第一種臨時贈与報告基準期間」とあるのは「第二種特例臨時贈与報告基準期間」と、第十三項中「第十一項」とあるのは「第二十八項の規定により読み替えられた第十一項」と、「次条第一項」とあるのは「次条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「次条第二項」とあるのは「同条第五項の規定により読み替えられた同条第二項」と、読み替えるものとする。

円規12

29 第七項及び第八項の規定は第二種特例相続認定中小企業者について準用する。この場合において第七項中「第三項」とあるのは「第一項及び第三項」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と、「第一種随時相続報告基準日」とあるのは「第二種特例随時相続報告基準日」と、「第九条第三項各号」とあるのは「第九条第九項の規定により読み替えられた同条第三項各号」と、「第一種随時相続報告基準期間」とあるのは「第二種特例随時相続報告基準期間」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日又は第二種特例相続報告基準日」と、「第一種随時相続報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例随時相続報告基準事業年度」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十三項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、「第一種認定相続株式会社」とあるのは「第二種特例認定相続株式会社」と、「第一種特別相続認定株式贈与」とあるのは「第二種特例相続認定株式贈与」と、第八項中「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と、「第九条第十項」とあるのは「第九条第十三項の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第一種随時相続報告基準日」とあるのは「第二種特例随時相続報告基準日」と、「第一種随時相続報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例随時相続報告基準事業年度」と、「第一種随時相続報告基準期間」とあるのは「第二種特例随時相続報告基準期間」と読み替えるものとする。

円規12

30 第九項及び第十項の規定は第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第九項中「第十条第一項又は第二項」とあるのは「第十条第七項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第八項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第一項各号又は第二項各号」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えられた同条第一項各号又は同条第八項の規定により読み替えられた同条第二項各号」と、「第十条第一項ただし書の規定による」とあるのは「第十条第三項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による」と、「同条第二項ただし書の規定による」とあるのは「同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による」と、第十項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第一項各号又は第二項各号」とあるのは「同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項各号」と読み替えるものとする。

円規12

31 都道府県知事は、第一項及び第三項（第十四項、第十五項、第十九項、第二十項及び第二十二項から第二十七項までの規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九条第二項各号又は第三項各号（同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。）に該当しないこと、第五項の表の第二号及び第七項の表の第二号（第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項及び第二十九項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九条第二項第二号から第二十二号まで又は第九条第三項第二号から第二十号まで（同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。）に該当しないこと、第五項の表の第三号及び第七項の表の第三号（第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項及び第二十九項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九条第十項各号（同条第十一項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）のいずれかに該当するに至っていること並びに第九条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十二号まで又は第九条第三項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十号まで（同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。）に該当しないこと、第九項（第十八項、第二十一項及び第三十項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第十条第一項各号又は第二項各号（同条第三項から第八項までの規定により準用される場合を含む。）に該当すること、第十項（第十八項、第二十一項及び第三十項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には前条第一項各号又は第二項各号（同条第三項から第八項までの規定により準用される場合を含む。）に該当すること、並びに第十一項（第十六項、第十九項及び第二十八項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九条第二項各号（第二十二号を除き、同条第四項、第六項及び第八項の規定により準用される場合を含む。）に該当しないことをそれぞれ確認したときは、これらの報告をした第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者又は第二種特例相続認定中小企業者（第九項（第十八項、第二十一項及び第三十項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合にあっては吸収合併存続会社等、第十項（第十八項、第二十一項及び第三十項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合にあっては株式交換完全親会社等）に対し、様式第十六による確認書を交付するものとする。

円規12

32 経済産業大臣は、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(第一種経営承継贈与者等の相続が開始した場合の都道府県知事の確認)

円規・第十三条 第一種特別贈与認定中小企業者等 (第一種特別贈与認定中小企業者 (第一種特別贈与認定中小企業者であった者を含み、第九条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。)及び第七条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに第一種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。)は、当該第一種特別贈与認定中小企業者等 (同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。)に係る第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合には、次の各号のいずれにも該当すること (第一種特別贈与認定中小企業者であった者の第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合には第七号に掲げるものを除く。)について、都道府県知事の確認を受けることができる。

- 一 削除
- 二 当該相続の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。
- 三 当該相続の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等が資産保有型会社に該当しないこと。
- 四 当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等が資産運用型会社に該当しないこと。
- 五 当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の総収入金額が零を超えること。
- 六 当該相続の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の常時使用する従業員の数が一人以上 (当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合 (当該第一種特別贈与認定中小企業者等又は当該第一種特別贈与認定中小企業者等による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。)にあつては五人以上) であること。
- 七 当該相続の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等に該当しないこと。
- 八 当該第一種特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者が、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の代表者 (代表権を制限されている者を除き、第九条第十項各号のいずれかに該当する者を含む。)であつて、当該相続の開始の時に、当該第一種経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該第一種特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該第一種特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数が、いずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- 九 当該第一種特別贈与認定中小企業者等が会社法第八十一条第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該相続の開始の時に当該株式を当該第一種特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者以外の者が有していないこと。

円規13

- 2 前項の確認を受けようとする第一種特別贈与認定中小企業者等は、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに、様式第十七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類 (第一種特別贈与認定中小企業者であった者の第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合には第七号ロに掲げるものを除く。)を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
 - 一 当該相続の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の定款の写し
 - 二 当該相続の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の株主名簿の写し
 - 三 登記事項証明書 (当該相続の開始の日以後に作成されたものに限る。)
 - 四 当該相続の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の従業員数証明書
 - 五 当該第一種特別贈与認定中小企業者等の当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七十二条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
 - 六 当該相続の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書
 - 七 次に掲げる誓約書
 - イ 当該相続の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該第一種特別贈与認定中小企業者等又は当該第一種特別贈与認定中小企業者等による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書
 - ロ 当該相続の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等に該当しない旨の誓約書
 - 八 当該相続の開始の時に、当該第一種経営承継贈与者及びその親族 (当該第一種特別贈与認定中小企業者等が第六条第二項に規定する中小企業者に該当する場合にあつては、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。)の戸籍謄本等並びに当該相続の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者及びその親族の戸籍謄本等

円規13

- 3 前二項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者等 (第二種特別贈与認定中小企業者 (第二種特別贈与認定中小企業者であった者を含み、第九条四項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。)及び第七条第四項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する申請書を提出している中

小企業者並びに第二種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び第二種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、第一項中「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種特別贈与認定中小企業者」と、「第九条第二項」とあるのは「第九条第四項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第七条第二項」とあるのは「第七条第四項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十一項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、第二項中「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種経営承継贈与者」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種特別贈与認定中小企業者」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特別贈与認定中小企業者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

円規13

4 第一項及び第二項の規定は、第一種特別贈与認定中小企業者等（第一種特別贈与認定中小企業者（第一種特別贈与認定中小企業者であった者を含む、第九条六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。）及び第七条六項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに第一種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第一項中「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特別贈与認定中小企業者」と、「第九条第二項」とあるのは「第九条第六項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第七条第二項」とあるのは「第七条第六項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第一種特別経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特別経営承継受贈者」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十二項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、第二項中「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第一種特別経営承継贈与者」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特別贈与認定中小企業者」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第一種特別経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特別経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

円規13

5 第一項及び第二項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者等（第二種特別贈与認定中小企業者（第二種特別贈与認定中小企業者であった者を含む、第九条八項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。）及び第七条八項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに第二種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び第二種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第一項中「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種特別贈与認定中小企業者」と、「第九条第二項」とあるのは「第九条第八項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第七条第二項」とあるのは「第七条第八項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特別経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特別経営承継受贈者」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十三項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、第二項中「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特別経営承継贈与者」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種特別贈与認定中小企業者」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特別経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特別経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

円規13

6 都道府県知事は、第二項（前三項の規定により準用される場合を含む。）の申請を受けた場合において、第一項（前三項の規定により準用される場合を含む。）の確認をしたときは様式第十八による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第十九により申請者である第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、第一種特別贈与中小企業者等及び第二種特別贈与認定中小企業者等に対して通知しなければならない。

円規13

7 都道府県知事は、第一項（第三項から第五項までの規定により準用される場合を含む。）の確認を受けた第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、第一種特別贈与認定中小企業者等及び第二種特別贈与認定中小企業者等について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

円規13

8 都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、様式第十九の二により当該確認を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

円規13

9 経済産業大臣は、第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、第一種特別贈与認定中小企業者等及び第二種特別贈与認定中小企業者等における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第六項の確認書の交付を受けた及び同項の規定により通知された第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、第一種特別贈与認定中小企業者等及び第二種特別贈与認定中小企業者等並びに前項の規定により通知された中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(災害等により被害を受けた中小企業者に対する都道府県知事の確認)

円規・第十三条之二 特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者、贈与認定前中小企業者又は相続認定前中小企業者（以下「災害等特別中小企業者」と総称する。）は、次に掲げる事由のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。

- 一 当該災害等特別中小企業者の災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における資産の帳簿価額の総額に対する当該災害等特別中小企業者の当該災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上であること。
- 二 当該災害等特別中小企業者の災害が発生した日の前日における常時使用する従業員の数に対する当該災害等特別中小企業者の当該災害が発生した日から同日以後六月を経過する日までの間継続して常時使用する従業員が当該災害等特別中小企業者の本来の業務に従事することができないと認められる事業所（常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものであって、当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限り。以下「被災事業所」という。）において、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用する従業員の数の合計数の割合が百分の二十以上であること。
- 三 当該災害等特別中小企業者（第一種特別贈与認定中小企業者であった者、第一種特別相続認定中小企業者であった者、第二種特別贈与認定中小企業者であった者及び第二種特別相続認定中小企業者であった者を除く。）が、次のイ及びロのいずれにも該当すること（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イに掲げるものを除く。）。
 - イ 当該災害等特別中小企業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。
 - (1) 当該災害等特別中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日の前日において、同法第二条第五項第一号に定める経済産業大臣が指定したもの（以下イ及びロにおいて「再生手続等申立事業者」という。）に対して五十万円以上の債権（同号に規定する債権をいう。）を有していること。
 - (2) 当該災害等特別中小企業者の中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日前一年間における取引の数量又は金額に対する当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額の割合が百分の二十以上であること。
 - ロ 当該災害等特別中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。
 - (1) 中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額
 - (2) 中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額
- 四 当該災害等特別中小企業者（第一種特別贈与認定中小企業者であった者、第一種特別相続認定中小企業者であった者、第二種特別贈与認定中小企業者であった者及び第二種特別相続認定中小企業者であった者を除く。）が、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当すること（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イ及びロに掲げるものを除く。）。
 - イ 当該災害等特別中小企業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。
 - (1) 当該災害等特別中小企業者の中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日前一年間における取引の数量又は金額に対する当該期間における当該事業活動の制限を行った者（次項において「指定事業者」という。）に関する取引の数量又は金額の割合が百分の二十以上であること。
 - (2) 当該災害等特別中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日前日まで一年以上にわたり継続して、同号ハに定める経済産業大臣が指定する地域内において事業を行っていること。
 - ロ 当該災害等特別中小企業者のイ(1)の事業活動の制限に係る指定期間の開始の日から同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の九十未満であること。
 - ハ 当該災害等特別中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。
 - (1) 中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日前一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額
 - (2) 中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額
- 五 当該災害等特別中小企業者が、次のイ及びロのいずれにも該当すること（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イに掲げるものを除く。）。
 - イ 当該災害等特別中小企業者が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。
 - (1) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の前日まで一年以上にわたり継続して、同号の経済産業大臣の指定を受けた地域において経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行っていること。
 - (2) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から、同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の八十未満であること。
 - ロ 当該災害等特別中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。
 - (1) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した

日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

六 当該災害等特別中小企業者が、イ及びロのいずれにも該当すること（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあっては、イに掲げるものを除く。）。

イ 当該災害等特別中小企業者が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の前日まで引き続き一年以上にわたり、同号の経済産業大臣の指定を受けた地域において事業を行っていること。

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の八十未満であること。

ロ 当該災害等特別中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

円規13の2

2 前項の確認を受けようとする災害等特別中小企業者は、特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者（法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の日が災害等が発生した日より前であった中小企業者に限る。）及び贈与同年相続中小企業者（相続認定前中小企業者であって、第一種経営承継贈与者又は第二種経営承継贈与者からの贈与（災害等が発生した日以前の贈与に限る。）の日の属する年において当該第一種経営承継贈与者又は当該第二種経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該贈与に係る第一種経営承継受贈者又は第二種経営承継受贈者が当該第一種経営承継贈与者又は当該第二種経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合における当該第一種経営承継受贈者又は第二種経営承継受贈者に係る中小企業者（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）にあっては災害等が発生した日から同日以後八月を経過する日までの間に、特定相続認定中小企業者（当該認定に係る相続の開始の日が災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者に限る。）、贈与認定前中小企業者及び相続認定前中小企業者（贈与同年相続中小企業者を除く。）にあっては第七条第二項又は第三項（同条第四項及び第五項において準用される場合を含む。）に規定する提出期限までに、様式第二十から様式二十の六までによる申請書に、当該申請書の写し一通及び次の各号に掲げる確認の区分に応じ当該各号に定める書類（当該確認に係る事由のうち当該災害等特別中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 前項第一号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類

イ 当該災害等特別中小企業者の貸借対照表その他の書類で災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における当該災害等特別中小企業者の資産の帳簿価額の総額及び当該災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の帳簿価額の合計額を証するもの

ロ 当該災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の所在地の市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該資産が災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした旨を証するもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、前項の確認（同項第一号に係るものに限る。）の参考となる書類

二 前項第二号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類

イ 当該災害等特別中小企業者の災害が発生した日の前日における従業員数証明書（被災事業所の常時使用する従業員の数が当該従業員数証明書に記載された事項によって明らかにすることができないときは、当該従業員数証明書及び当該被災事業所の常時使用する従業員の数を明らかにする書類）

ロ 前項第二号に規定する事業所の常時使用する従業員が災害が発生した日から六月の間継続して当該災害等特別中小企業者の本来の業務に従事することができなかったことを証する書類

ハ 前項第二号に規定する事業所の所在地の市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該事業所が災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した旨を証するもの

ニ イからハまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第二号に係るものに限る。）の参考となる書類

三 前項第三号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロ及びハに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ 当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特別中小企業者の災害等が発生した日の前日における再生手続等申立事業者に対して有する債権（前項第三号イ(1)に規定する債権をいう。）の額を証する書類（同号イ(1)の事由に該当する場合に限る。）

ハ 当該災害等特別中小企業者の前項第三号イ(2)に規定する期間における取引の数量又は金額及び当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額を証する書類（同号イ(2)の事由に該当する場合に限る。）

ニ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第三号ロに規定する期間における売上金額を証する書

類

ホ イからニまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第三号に係るものに限る。）の参考となる書類

四 前項第四号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ 当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特別中小企業者の前項第四号イ(1)に規定する期間における取引の数量又は金額及び当該期間における指定事業者に関する取引の数量又は金額を証する書類（同号イ(1)の事由に該当する場合に限る。）

ハ 当該災害等特別中小企業者の登記事項証明書（前項第四号イ(2)の事由に該当する場合に限る。）

ニ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ロに規定する期間における売上高等を証する書類

ホ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ハに規定する期間における売上高等を証する書類

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第四号に係るものに限る。）の参考となる書類

五 前項第五号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ 当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特別中小企業者の登記事項証明書

ハ 当該災害等特別中小企業者の定款の写し

ニ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第五号イ(2)に規定する期間における売上高等を証する書類

ホ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第五号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第五号に係るものに限る。）の参考となる書類

六 前項第六号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ 当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特別中小企業者の登記事項証明書

ハ 当該災害等特別中小企業者の定款の写し

ニ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第六号イ(2)に規定する期間における売上高等を証する書類

ホ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第六号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第六号に係るものに限る。）の参考となる書類

円規13の2

3 前各項の規定は、特定特例贈与認定中小企業者、特定特例相続認定中小企業者、特例贈与認定前中小企業者又は特例相続認定前中小企業者（以下「第二種災害等特例中小企業者」と総称する。）について準用する。この場合において、第一項中「第一種特例贈与認定中小企業者であった者、第一種特例相続認定中小企業者であった者、第二種特例贈与認定中小企業者であった者及び第二種特例相続認定中小企業者であった者を除く。」とあるのは「第一種特例贈与認定中小企業者であった者、第一種特例相続認定中小企業者であった者、第二種特例贈与認定中小企業者であった者、第二種特例相続認定中小企業者であった者を除く。」と、第二項中「特定贈与認定中小企業者」とあるのは「特定特例贈与認定中小企業者」と、「特定相続認定中小企業者」とあるのは「特定特例相続認定中小企業者」と、「第六条第一項第八号又は第十号」とあるのは「第六条第一項第十二号又は第十四号」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第一種特例経営承継贈与者」と、「第二種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特例経営承継贈与者」と、「贈与認定前中小企業者」とあるのは「特例贈与認定前中小企業者」と、「相続認定前中小企業者」とあるのは「特例相続認定前中小企業者」と、「第七条第二項又は第三項（同条第四項及び第五項において準用される場合を含む。）」とあるのは「第七条第六項から第九項までの規定により読み替えられた同条第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

円規13の2

4 都道府県知事は、第二項（前項の規定により準用される場合を含む。）の確認の申請を受けた場合において、第一項各号（前項の規定により準用される場合を含む。）のいずれかに該当することについて確認をしたときは様式第二十の七による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十の八により申請者である災害等特別中小企業者及び災害等特例中小企業者に対して通知しなければならない。

円規13の2

5 都道府県知事は、第一項（第三項の規定により準用される場合を含む。）の確認を受けた災害等特別中小企業者及び災害

等特例中小企業者について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

円規13の2

6 都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、様式第二十の九により当該確認を受けていた災害等特別中小企業者及び災害等特例中小企業者にその旨を通知しなければならない。

円規13の2

7 経済産業大臣は、災害等特別中小企業者及び災害等特例中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四項の確認書の交付を受けた及び前項の規定により通知された災害等特別中小企業者及び災害等特例中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(都道府県知事の認定の特例等)

円規・第十三条の三 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第九条第二項第三号、第十二号及び第十三号の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 前条第一項の確認（同項第一号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実と該当することとなった場合（同項第十二号及び第十三号については、第一種特別贈与認定中小企業者に限る。）であっても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実と該当しないものとみなす。

二 前条第一項の確認（同項第二号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第十二号若しくは第十三号に規定する事実と該当することとなった場合（第一種特別贈与認定中小企業者に限る。）又は当該特定贈与認定中小企業者の第一種贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日若しくは第一種臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日における被災事業所の常時使用する従業員の数（当該第一種贈与雇用判定期間内若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時に係る常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時に係る常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。以下この号において同じ。）を下回る数となったことにより当該特定贈与認定中小企業者が第九条第二項第三号に規定する事実と該当することとなった場合（当該特定贈与認定中小企業者の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、当該第一種贈与雇用判定期間の末日又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の当該第一種贈与報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数（当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時に係る当該事業所の常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数を下回らない数である場合に限る。））であっても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実と該当しないものとみなす。

三 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第三号に規定する事実と該当することとなった場合であっても、各売上事業年度（第一種贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）における売上割合（当該特定贈与認定中小企業者の災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額の割合をいう。以下次号及び次項において同じ。）の合計を第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までに終了する各売上事業年度の数で除して計算した割合（最初の売上事業年度終了の日が第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、前条第一項第三号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合、同項第四号の確認を受けた場合にあつては同号ハに規定する割合、同項第五号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合又は同項第六号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合。以下この号において「売上割合の平均値」という。）の次に掲げる場合の区分に応じた各雇用基準日（当該売上事業年度の翌事業年度中にある第一種贈与報告基準日をいう。以下この号及び次項において同じ。）における雇用割合（当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時に係る常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数（当該第一種贈与雇用判定期間の末日又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までに終了する当該売上事業年度に係る雇用基準日の数で除して計算した割合（最初の売上事業年度終了の日が第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定に係る贈与の時に係る常時使用する従業員の数に対する第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日における常時使用する従業員の数（当該第一種贈与雇用判定期間の末日又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該事実と該当しないものとみなす。

イ 売上割合の平均値が百分の百以上の場合_百分の八十

ロ 売上割合の平均値が百分の七十以上百分の百未満の場合_百分の四十

ハ 売上割合の平均値が百分の七十未満の場合 零

四 前条第一項の確認（同項第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実と該当することとなった場合（第一種特別贈与認定中小企業者に限る。）であっても、売上割合の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、雇用基準日の直前の第一種贈与報告基準日（当該雇用基準日が、災害等が発生した日以後最初に到来する雇用基準日である場合にあっては、災害等が発生した日。次項において同じ。）の翌日から売上割合が災害等の発生後最初に百分の百以上となった売上事業年度にある雇用基準日までの期間は、これらの事実と該当しないものとみなす。

イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十

ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十

ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零

円規13の3

2 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者は、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から三月を経過する日（雇用基準日が第一種贈与雇用判定期間終了後である場合は第一種贈与雇用判定期間の末日の翌日以後三年ごとに区分した各期間の末日から二月を経過する日）までに、売上割合及び雇用割合を、様式第二十の十による報告書に次に掲げる書類（当該売上割合及び当該雇用割合を計算するために必要なものに限る。）を添付して、都道府県知事に報告しなければならない。

一 売上事業年度における損益計算書

二 当該雇用基準日における当該特定贈与認定中小企業者の従業員数証明書

三 前二号に掲げるもののほか、当該報告の参考となる書類

円規13の3

3 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十条及び第十一条の規定の適用については、第十条第一項及び第十一条第一項中「次に掲げる」とあるのは「次（第五号に掲げる事由を除く。）に掲げる」と、「風俗営業会社又は資産保有型会社」とあるのは「又は風俗営業会社」とする。ただし、当該特定贈与認定中小企業者が、前条第一項の確認（同項第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であって第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。

円規13の3

4 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十二条の適用については、同条第二項中「一通」とあるのは、「一通、第十三条の二第三項の確認書の写し」とする。

円規13の3

5 前各項の規定は、前条第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第九条第二項」とあるのは「第九条第三項」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特別相続認定中小企業者」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続雇用判定」と、「若しくは第一種臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において」とあるのは「において」と、「若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種相続報告基準日」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種相続報告基準事業年度」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までに」とあるのは「までに」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日」とあるのは「の翌日」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日における」とあるのは「における」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、第二項中「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続雇用判定」と、第三項中「第十条第一項及び第十一条第一項」とあるのは「第十条第二項及び第十一条第二項」と、第四項中「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

円規13の3

6 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号ロ中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。）（災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。）」と、同号ヌ中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該第一種贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

円規13の3

7 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号ヌ中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該第一種贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

円規13の3

8 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日以前の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号ロ中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。）（災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。）」と、同号リ中「下回らな

いこと。」とあるのは「下回らないこと（当該第一種相続認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

円規13の3

9 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日以前の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（同項第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号リ中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該第一種相続認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

円規13の3

10 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（第一号、第二号、第五号及び第六号に該当する場合に限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号又は第十号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次（ロ、ハ、ト(3)及びリに掲げる事由を除く。）に掲げるいずれにも該当する場合」とする。

円規13の3

11 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次（リに掲げる事由を除く。）に掲げるいずれにも該当する場合」とする。

円規13の3

12 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十三条第一項（同条第三項の規定により準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（災害等が発生した日の直前の第一種贈与報告基準日又は第二種贈与報告基準日（最初の第一種贈与報告基準日又は第二種贈与報告基準日が当該災害等が発生した日後に到来する場合にあっては、当該第一種贈与報告基準日又は当該第二種贈与報告基準日）の翌日以後十年を経過する日までの期間に限り、第三号及び第四号に掲げる事由を除く。）とする。ただし、当該第一種特別贈与認定中小企業者等又は第二種特別贈与認定中小企業者等が、前条第一項の確認（第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であって第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。

円規13の3

13 第一項（第三号を除く。）から第四項まで、第六項及び第十二項の規定は、特定特例贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合において準用する。この場合において第一項中「第九条第二項第三号、第十二号及び第十三号の規定（同条第四項の規定により準用される場合を含む。）」とあるのは「第九条第六項又は第八項の規定により読み替えられた同条第二項第十二号及び第十三号」と、「前条第一項の確認」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「（同項第十二号及び第十三号については、第一種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者に限る。）」とあるのは「（第一種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者に限る。）」と、「第一種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者」と、「売上割合の次に掲げる場合の区分」とあるのは「売上割合（当該特定特例贈与認定中小企業者の災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度（第一種贈与報告基準事業年度又は第二種贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該特定特例贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額の割合をいう。以下この号及び次項において同じ。）の次に掲げる場合の区分」と、「雇用基準日の直前」とあるのは「雇用基準日（売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日をいう。以下この号及び次項において同じ。）の直前」と、第二項中「同項第三号から第六号まで」とあるのは「同項第五号及び第六号」と、第三項中「第十条第一項（同条第三項の規定により準用される場合を含む。）及び第十一条第一項（同条第三項の規定により準用される場合を含む。）」とあるのは「第十条第五項又は第七項の規定により読み替えられた同条第一項及び第十一条第五項又は第七項の規定により読み替えられた同条第一項」と、第四項中「同条第二項」とあるのは「同条第十七項又は第二十項の規定により読み替えられた同条第二項」と、第六項中「贈与認定前中小企業者」とあるのは「特例贈与認定前中小企業者」と、「第六条第一項第七号及び第九号」とあるのは「第六条第一項第十一号及び第十三号」と、「と、同号又中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。」とあるのは「ととする。」と、第十二項中「第十三条第一項の規定（同条第三項の規定により準用される場合を含む。）」とあるのは「第十三条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定」と読み替えるものとする。

円規13の3

14 第五項、第八項及び第十四項の規定は、特定特例相続認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合において準用する。この場合において第五項中「前各項の規定」とあるのは「前各項の規定（第一項第三号を除く。）」と、「第九条第三項」とあるのは「第九条第七項又は第九項の規定により読み替えられた同条第三項」と、第八項中「第六条第一項第八号又は第十号」とあるのは「第六条第一項第十二号及び第十四号」と、「と、同号リ中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該相続認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする」とあるのは「ととする」と、第十項中「第六条第一項第八号又は第十号」とあるのは「第六条第一項第十二号又は第十四号」と、「次（ロ、ハ、ト(3)及びリに掲げる事由を除く。）に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次（ロ、ハ及びト(2)に掲げる事由を除く。）

に掲げるいずれにも該当する場合」と読み替えるものとする。

(合併又は株式交換等があった場合における常時使用する従業員の数及び売上金額)

円規・第十三条の四 第十三条の二第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合において、吸収合併存続会社等が第十条第一項ただし書の規定により第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第一項第二号	当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における当該事業所の常時使用する従業員の数	当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における当該事業所の常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあっては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種贈与雇用判定期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあっては新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種贈与雇用判定期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数
前条第一項第三号	災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額	災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に、吸収合併の場合にあっては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度の月数で除して計算した金額を、新設合併の場合にあっては新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該新設合併設立会社の成立の日の属する事業年度の直前の事業年度の月数で除して計算した金額を、それぞれ加えた金額
	当該売上事業年度における売上金額	当該売上事業年度における売上金額（吸収合併の場合にあっては当該売上事業年度が吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度であるときは当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（第十条第一項ただし書の規定による地位の承継前の特定贈与認定中小企業者を含む。）の当該売上事業年度における売上金額、新設合併の場合にあっては当該売上事業年度が新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日の属する事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度であるときは当該特定贈与認定中小企業者及び新設合併消滅会社の当該売上事業年度における売上金額）
	贈与の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の	贈与の時における常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあっては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあっては新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数に対する当該特定贈与認定中小企業者の

円規13の4

2 第十三条の二第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が株式交換又は株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合において、株式交換完全親会社等が第十一条第一項の規定により第一種特別贈与認定中小企業者たる

地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>前条第一項第二号</p>	<p>被災事業所の常時使用する従業員の数</p> <p>当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数</p>	<p>被災事業所の当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数</p> <p>株式交換完全子会社等（第十一条第一項の規定による地位の承継前の特定贈与認定中小企業者に限る。以下同じ。）の当該事業所及び当該特定贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第二種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける株式交換完全子会社等の当該事業所の常時使用する従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種贈与雇用判定期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数を加えた数</p>
<p>前条第一項第三号</p>	<p>当該特定贈与認定中小企業者の災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額</p> <p>当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額</p> <p>当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数</p>	<p>株式交換完全子会社等の災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該株式交換効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度の月数で除して計算した金額を加えた金額</p> <p>当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該売上事業年度における売上金額</p> <p>法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時ににおける株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数を加えた数に対する当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数</p>

円規13の4

3 前二項の規定は、第十三条の二第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続雇用判定」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種相続報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日まで」とあるのは「まで」と、前項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第二項」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続雇用判定」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種相続報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日まで」とあるのは「まで」と読み替えるものとする。

(法第十三条第二項の経済産業省令で定める資金)

円規・第十四条 法第十三条第二項の経済産業省令で定める資金は、認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者（以下「認定中小企業者等」という。）の事業活動の継続に必要な資金であつて、次に掲げるものとする。

- 一 当該認定中小企業者等以外の者が有する株式等又は事業資産等を、当該認定中小企業者等の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金
- 二 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡に起因する経営の承継に伴い、次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したことにより経営を承継した代表者が負担した債務を支払うために必要な資金
 - イ 当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該経営を承継した代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割
 - ロ 当該経営を承継した代表者が有する当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償
- 三 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡又は退任に起因して、当該経営を承継した代表者が、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該認定中小企業者等の株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付するための資金
- 四 前各号に掲げるもののほか、当該認定中小企業者等の事業活動の継続に特に必要な資金

(法第十四条第一項の経済産業省令で定める資金)

円規・第十五条 法第十四条第一項の経済産業省令で定める資金は、認定中小企業者等の事業活動の継続に必要な資金であつて、次に掲げるものとする。

- 一 当該認定中小企業者等の代表者が相続により承継した債務であつて当該認定中小企業者等の事業用資産等を担保とする借入れに係るものの弁済資金
- 二 当該認定中小企業者等以外の者が有する株式等又は事業用資産等を、当該認定中小企業者等の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金
- 三 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡に起因する経営の承継に伴い、次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したことにより経営を承継した代表者が負担した債務を支払うために必要な資金
 - イ 当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該経営を承継した代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割
 - ロ 当該経営を承継した代表者が有する当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償
- 四 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡又は退任に起因して、当該経営を承継した代表者が、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該認定中小企業者等の株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付するための資金
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該認定中小企業者等の事業活動の継続に特に必要な資金

(法第十五条の経済産業省令で定める要件)

円規・第十六条 法第十五条の経済産業省令で定める要件は、次に掲げる中小企業者の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- 一 当該中小企業者の経営を確実に承継するための具体的な計画（「特例承継計画」という。第二十条において同じ。）について、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関（以下「認定経営革新等支援機関」という。）の指導及び助言を受けた中小企業者
 - イ 当該中小企業者が会社であること。
 - ロ 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「特例後継者」という。）がいること。
 - (1) 当該中小企業者の代表者（代表者であつた者を含む。）が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であつて、当該代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該代表者が有する当該中小企業者の株式等を取得することが見込まれるもの
 - (2) 当該中小企業者の代表者であつて、当該中小企業者の他の代表者（代表者であつた者を含む。）から相続若しくは遺贈又は贈与により当該中小企業者の株式等を取得することが見込まれるもの
- ハ 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（以下「特例代表者」という。）がいること。
 - (1) 当該中小企業者の代表者（ロ(1)の代表者又は(2)の他の代表者に限り、代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）
 - (2) 当該中小企業者の代表者であつた者
- ニ 特例代表者が有する当該中小企業者の株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営に関する具体的な計画を有していること。

ホ 当該中小企業者の特例後継者が当該中小企業者の特例代表者から株式等を承継した後五年間の経営に関する具体的な計画を有していること。

二 第一号に掲げる中小企業者以外の中小企業者

イ 当該中小企業者が会社であること。

ロ 当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ハ 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「**特定後継者**」という。）がいること。

(1) 当該中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であって、当該代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれるもの

(2) 当該中小企業者の代表者であって、当該中小企業者の他の代表者（代表者であった者を含む。）から相続若しくは遺贈又は贈与により当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれるもの

ニ 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（以下「**特定代表者**」という。）がいること。

(1) 当該中小企業者の代表者（ハ(1)の代表者又はハ(2)の他の代表者に限り、代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であって、次に掲げるいずれにも該当するもの

(i) 当該代表者が、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の**特定後継者**を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(ii) 当該代表者が、代表者である時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある者であること。

(2) 当該中小企業者の代表者であった者であって、次に掲げるいずれにも該当するもの

(i) 当該代表者であった者が、当該代表者であった者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者であった者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の**特定後継者**を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(ii) 当該代表者であった者が、代表者であった時において、当該代表者であった者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者であった者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある者であること。

ホ 特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等について、**特定後継者**が支障なく取得するための具体的な計画を有していること。

ハ 当該中小企業者に、**特定後継者**の相続が開始した場合に、新たに**特定後継者**となることが見込まれる者（当該中小企業者が定めた一人に限る。以下同じ。）がいること。

ト イからへまでに掲げる要件のほか、中小企業者が都道府県知事の指導及び助言を特に必要としていること。

（指導及び助言に係る都道府県知事の確認）

円規・第十七条 中小企業者は、次の各号に該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。

一 前条第一号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

二 前条第二号イからホまでに掲げる要件（同号ニの新たに**特定後継者**となることが見込まれる者がいる場合にあっては、同号イからへまでに掲げる要件）のいずれにも該当すること。

円規17

2 前項の確認（前条第一号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者は、平成三十五年三月三十一日までに、様式第二十一による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 登記事項証明書（確認申請日（前項の確認を申請をする日という。以下同じ。）の前三月以内に作成されたもの）に限り、特例代表者が確認申請日において当該中小企業者の代表者でない場合にあっては当該特例代表者が代表者であった旨の記載のある登記事項証明書を含む。）

二 前条第二号の指導・助言を受けた日における従業員数証明書

三 前二号に掲げるもののほか、前項の確認の参考となる書類

円規17

3 第一項の確認（第二号の事由に係るものに限る。）の確認を受けようとする中小企業者は、様式第二十一の二による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 確認申請日における当該中小企業者の定款の写し

二 確認申請日及び**特定代表者**が代表者であった時における当該中小企業者（当該**特定代表者**に係る同族関係者である会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあっては、当該**特定代表者**が代表者であった時における当該中小企業者の定款の写し）

- 三 登記事項証明書（確認申請日の前三月以内に作成されたものに限る。特定代表者が確認申請日において当該中小企業者の代表者でない場合にあっては当該特定代表者が代表者であった旨の記載のある登記事項証明書を含む。）
- 四 確認申請日において当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
- 五 特定代表者及びその親族（当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。）の戸籍謄本等
- 六 特定後継者が、特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を支障なく取得するための具体的な計画に関する書類
- 七 当該中小企業者が特定後継者（前条第一項第二号への新たに特定後継者となることを見込まれる者がいる場合にあっては、当該新たに特定後継者となることを見込まれる者を含む。）を定めたことを証する書類
- 八 前各号に掲げるもののほか、第一項の確認の参考となる書類

円規17

4 都道府県知事は、前二項の申請を受けた場合において、第一項の確認をしたときは様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

円規17

5 経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(変更の確認)

円規・第十八条 前条第一項第一号の確認を受けた中小企業者は、特例後継者（第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者及び第二種特例経営承継相続人である特例後継者を除く。）を変更しようとするときは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け、かつ、都道府県知事の確認を受けなければならない。

円規18

2 前条第一項第一号の確認を受けた中小企業者は、第十六条第二号ニ又はホの具体的な計画を変更しようとする場合において認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けたときは、都道府県知事の確認を受けることができる。

円規18

3 前条第一項第二号の確認を受けた中小企業者は、特定後継者又は第十六条第二号への新たに特定後継者となることを見込まれる者を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受けなければならない。ただし、特定後継者を変更しようとする場合にあっては、当該特定後継者に係る特定代表者の相続の開始の日以後は当該確認を受けることができない。

円規18

4 前条第一項第二号の確認を受けた中小企業者は、第十六条第二号ホの具体的な計画を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受けることができる。

円規18

5 前条第二項の規定は、第一項及び第二項の申請について準用する。この場合において、前条第二項中「様式第二十一」とあるのは「様式第二十四」と読み替えるものとする。

円規18

6 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の申請について準用する。この場合において、前条第三項中「様式第二十一の二」とあるのは「様式第二十四の二」と読み替えるものとする。

円規18

7 都道府県知事は、第一項から第四項までの申請を受けた場合において、それぞれに定める確認をしたときは様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

円規18

8 経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(確認の取消し等)

円規・第十九条 都道府県知事は、第十七条第一項第一号又は第二号の確認（前条第一項から第四項までの変更の確認があった場合にあっては、変更後の確認。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

- 一 第十七条第一項の確認を受けた中小企業者の当該確認に係る特例後継者又は特定後継者の相続が開始したとき（第十六条第二号への新たに特定後継者となることを見込まれる者がいることについて、第十七条第一項第二号の確認を受けた場合を除く。）。
- 二 偽りその他不正の手段により第十七条第一項の確認を受けたことが判明するに至ったとき。
- 三 次項の申請があったとき。

円規19

2 第十七条第一項の確認の取消しを受けようとするときは、同項の確認を受けた中小企業者は、様式第二十五による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

円規19

3 都道府県知事は、第一項の規定により確認を取り消したときは、様式第二十六により当該確認を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

円規19

4 経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により通知された中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(特例承継計画に係る報告) 新設

円規・第二十条 第一種特例贈与認定中小企業者は、当該認定に係る有効期限の末日において、当該認定に係る有効期間内に存する当該第一種特例贈与認定中小企業者の第一種特例贈与報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該有効期間内に存する当該第一種特例贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時ににおける常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。)を下回る数となった場合には、その下回る数となった理由について都道府県知事の確認を受けなければならない。

円規20 新設

2 第一種特例相続認定中小企業者は、当該認定に係る有効期限の末日において、当該認定に係る有効期間内に存する当該第一種特例相続認定中小企業者の第一種特例相続報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該有効期間内に存する当該第一種特例相続報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。)を下回る数となった場合には、その下回る数となった理由について都道府県知事の確認を受けなければならない。

円規20 新設

3 前二項の確認を受けようとする第一種特例贈与認定中小企業者又は第一種特例相続認定中小企業者は、当該認定に係る有効期限の末日の翌日から四月を経過する日までに、様式第二十七による報告書(前二項の下回る数となった理由について認定経営革新等支援機関の所見の記載があり、当該理由が経営状況の悪化である場合又は当該認定経営革新等支援機関が正当なものと認められないと判断したものである場合には、当該認定経営革新等支援機関による経営力向上に係る指導及び助言を受けた旨が記載されているものに限る。)に、当該報告書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

円規20 新設

4 吸収合併存続会社等が第十条第五項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定により第一種特例贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における第一項の規定の適用については、「贈与の時ににおける常時使用する従業員の数」とあるのは、「贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあっては当該第一種特例贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社(会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、第一種合併前特例贈与認定中小企業者(第十条第五項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例贈与認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。)を除く。)の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から当該認定の有効期間内に存する第一種特例贈与報告基準日の数を乗じてこれを当該認定の有効期間内に存する第一種特例贈与報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあっては新設合併消滅会社(会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、第一種合併前特例贈与認定中小企業者を除く。)の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から当該認定の有効期間内に存する第一種特例贈与報告基準日の数を乗じてこれを当該認定の有効期間内に存する第一種特例贈与報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

円規20 新設

5 吸収合併存続会社等が第十条第六項の規定により読み替えられた同条二項ただし書の規定により第一種特例相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における第二項の規定の適用については、「相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数」とあるのは、「相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあっては当該第一種特例相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社(会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、第一種合併前特例相続認定中小企業者(第十条第六項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。)を除く。)の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から当該認定の有効期間内に存する第一種特例相続報告基準日の数を乗じてこれを当該認定の有効期間内に存する第一種特例相続報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあっては新設合併消滅会社(会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、第一種合併前特例相続認定中小企業者を除く。)の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から当該認定の有効期間内に存する第一種特例相続報告基準日の数を乗じてこれを当該認定の有効期間内に存する第一種特例相続報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

円規20 新設

6 株式交換完全親会社等が第十一条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により第一種特例贈与認定中小

企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における第一項の規定の適用については、「常時使用する従業員の数の合計」とあるのは「当該第一種特例贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計」と読み替えるものとする。

円規20 **新設**

7 株式交換完全親会社等が第十一条第六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により第一種特例相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における第一項の規定の適用については、「常時使用する従業員の数の合計」とあるのは「当該第一種特例相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計」と読み替えるものとする。

円規20 **新設**

8 第一項、第三項、第四項及び第六項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が第一種特例経営承継贈与を受けた者に限る。以下この項において同じ。）及び第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が第一種特例経営承継贈与を受けた者に限る。以下この項において同じ。）について準用する。この場合において第一項中「有効期限の末日」とあるのは「第一種特例経営承継贈与に係る認定の有効期限の末日」と、「当該認定に係る有効期間」とあるのは「当該第一種特例経営承継贈与に係る認定の有効期間」と、「当該第一種特例贈与認定中小企業者の第一種特例贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例贈与報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは「第一種特例経営承継贈与の時」と、第三項中「当該認定に係る有効期限」とあるのは「前二項に規定する第一種特例経営承継贈与又は第一種特例経営承継相続に係る認定の有効期限」と、第四項中「第五項」とあるのは「第七項又は第八項」と、「贈与の時」とあるのは「第一種特例経営承継贈与の時」と、「第一種合併前特例贈与認定中小企業者（第十条第五項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例贈与認定中小企業者）」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者（第十条第七項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者）」と、「**リ**を除く」とあるのは「**リ**」及び第二種合併前特例相続認定中小企業者（第十条第八項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く」と、「当該吸収合併がその効力を生ずる日から当該認定の有効期間内」とあるのは「当該吸収合併がその効力を生ずる日から当該認定に係る第一種特例経営承継贈与に係る認定の有効期間内」と、「これを当該認定の有効期間内」とあるのは「これを当該有効期間内」と、「当該新設合併設立会社の成立の日から当該認定の有効期間内」とあるのは「当該新設合併設立会社の成立の日から当該認定に係る第一種特例経営承継贈与に係る認定の有効期間内」と、第六項中「第五項」とあるのは「第七項又は第八項」と読み替えるものとする。

円規20 **新設**

9 第二項、第三項、第五項及び第七項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が第一種経営承継相続を受けた者に限る。）及び第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相続人が第一種経営承継相続を受けた者に限る。）について準用する。この場合において第二項中「有効期限の末日」とあるのは「第一種特例経営承継相続に係る認定の有効期限の末日」と、「当該認定に係る有効期間」とあるのは「当該第一種特例経営承継相続に係る認定の有効期間」と、「当該第一種特例相続認定中小企業者の第一種特例相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、「相続の開始の時」とあるのは「第一種特例経営承継相続の開始の時」と、第三項中「当該認定に係る有効期限」とあるのは「前二項に規定する第一種特例経営承継贈与又は第一種特例経営承継相続に係る認定の有効期限」と、第五項中「第六項」とあるのは「第七項又は第八項」と、「相続の開始の時」とあるのは「第一種特例経営承継相続の開始の時」と、「第一種合併前特例相続認定中小企業者（第十条第六項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例相続認定中小企業者）」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者（第十条第七項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者）」と、「**リ**を除く」とあるのは「**リ**」及び第二種合併前特例相続認定中小企業者（第十条第八項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く」と、「当該吸収合併がその効力を生ずる日から当該認定の有効期間内」とあるのは「当該吸収合併がその効力を生ずる日から当該認定に係る第一種特例経営承継相続に係る認定の有効期間内」と、「これを当該認定の有効期間内」とあるのは「これを当該有効期間内」と、「第一種合併前特例相続認定中小企業者」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者及び第二種合併前特例相続認定中小企業者」と、「当該新設合併設立会社の成立の日から当該認定の有効期間内」とあるのは「当該新設合併設立会社の成立の日から当該認定に係る第一種特例経営承継相続に係る認定の有効期間内」と、第七項中「第六項」とあるのは「第七項又は第八項」と読み替えるものとする。

円規20 **新設**

10 第一項、第三項、第四項及び第六項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者に係る中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係る者に限る。）を受けていない者に限る。）について準用する。この場合において第一項中「第一種特例贈与報告基準日」とあるのは、「第二種特例贈与報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは「第二種特例経営承継贈与の時」と、第四項中「第五項」とあるのは「第七項」と、「贈与の時」とあるのは「第二種特例経営承継贈与の時」と、「第一種合併前特例贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者」と、「第十条第五項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書」とあるのは「第十条第七項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書」と、「第一種特例贈与報告基準日」とあるのは「第二種特例贈与報告基準日」と、第六項中「第五項」とあるのは「第七項」と読み替えるものとする。

円規20 **新設**

11 第二項、第三項、第五項及び第七項の規定は、第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者に係る中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係る者に限る。）を

受けていない者に限る。)について準用する。この場合において第二項中「第一種特例相続報告基準日」とあるのは「第二種特例相続報告基準日」と、「相続の開始の時」とあるのは「第二種特例経営承継相続の開始の時」と、第五項中「第六項」とあるのは「第八項」と、「相続の開始の時」とあるのは「第二種特例経営承継相続の開始の時」と、「第一種合併前特例相続認定中小企業者」とあるのは「第二種合併前特例相続認定中小企業者」と、「第一種特例相続報告基準日」とあるのは「第二種特例相続報告基準日」と、第七項中「第六項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

円規20 **新設**

12 第一項、第三項、第四項及び第六項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者に係る中小企業者が受けた法第十二条第一項の認定のうち、最初の認定が第六条第一項第十三号の事由に係るものに限る。）又は第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相続人に係る中小企業者が受けた法第十二条第一項の認定のうち、最初の認定が第六条第一項第十三号の事由に係るものに限る。）について準用する。この場合において第一項中「当該認定に係る」とあるのは「当該最初の認定に係る」と、「第一種特例贈与報告基準日における」とあるのは「第二種特例贈与報告基準日（第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継相続人が受けた最初の第二種特例経営承継贈与に係るものをいう。以下この項において同じ。）における」と、「第一種特例贈与報告基準日の数で」とあるのは「第二種特例贈与報告基準日の数で」と、「贈与の時」とあるのは「第二種特例経営承継贈与の時」と、第三項中「当該認定に係る」とあるのは「前二項に規定する最初の認定に係る」と、第四項中「第五項」とあるのは「第七項又は第八項」と、「贈与の時」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例経営承継贈与の時」と、「第一種合併前特例贈与認定中小企業者（第十条第五項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者（第十条第七項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者」と、 Γ を除く」とあるのは Γ ）及び第二種合併前特例相続認定中小企業者（第十条第八項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く」と、「当該認定の有効期間内」とあるのは「当該最初の認定の有効期間内」と、「第一種特例贈与報告基準日」とあるのは「第二種特例贈与報告基準日」と、「第一種合併前特例贈与認定中小企業者を除く」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者及び第二種合併前特例相続認定中小企業者を除く」と、第六項中「第五項」とあるのは「第七項又は第八項」と読み替えるものとする。

円規20 **新設**

13 第二項、第三項、第五項及び第七項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者に係る中小企業者が受けた法第十二条第一項の認定のうち、最初の認定が第六条第一項第十四号の事由に係るものに限る。）又は第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相続人に係る中小企業者が受けた法第十二条第一項の認定のうち、最初の認定が第六条第一項第十四号の事由に係るものに限る。）について準用する。この場合において第二項中「当該認定に係る」とあるのは「当該最初の認定に係る」と、「第一種特例相続報告基準日における」とあるのは「第二種特例相続報告基準日（第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継相続人が受けた最初の第二種特例経営承継相続に係るものをいう。以下この項において同じ。）における」と、「第一種特例相続報告基準日の数で」とあるのは「第二種特例相続報告基準日の数で」と、「相続の開始の時」とあるのは「第二種特例経営承継相続の開始の時」と、第三項中「当該認定に係る」とあるのは「前二項に規定する最初の認定に係る」と、第五項中「第六項」とあるのは「第七項又は第八項」と、「相続の開始の時」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例経営承継相続の開始の時」と、「第一種合併前特例相続認定中小企業者（第十条第六項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例相続認定中小企業者」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者（第十条第七項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者」と、 Γ を除く」とあるのは Γ ）及び第二種合併前特例相続認定中小企業者（第十条第八項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く」と、「当該認定の有効期間内」とあるのは「当該最初の認定の有効期間内」と、「第一種特例相続報告基準日」とあるのは「第二種特例相続報告基準日」と、「第一種合併前特例相続認定中小企業者を除く」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者及び第二種合併前特例相続認定中小企業者を除く」と、第七項中「第六項」とあるのは「第七項又は第八項」と読み替えるものとする。

円規20 **新設**

14 都道府県知事は、第一項又は第二項（第三項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合において、第一項の確認をしたときは様式第二十八による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十九により申請者である第一種特例贈与認定中小企業者又は第一種特例相続認定中小企業者に対して通知しなければならない。

円規20 **新設**

15 経済産業大臣は、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認の交付を受けた又は前項の規定により通知された第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(提出期限後の申請又は報告)

円規・第二十一条 第七条第二項（同条第四項、第六項及び第八項の規定により準用する場合を含む。）、第三項（同条第五項、第七項及び第九項の規定により準用する場合を含む。）、第十三条第二項（同条第三項から第五項までの規定により準

用する場合を含む。）、第十三条の二第二項（同条第三項の規定により準用する場合を含む。）若しくは第十七条第二項に規定する申請書又は第十二条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項、第十項、第十一項（同条第十四項から第二十六項までの規定により準用する場合を含む。）若しくは第十三条の三第二項（同条第十四項及び第十五項の規定により準用する場合を含む。）に規定する報告書が当該各項に規定する提出期限までに提出されなかった場合においても、都道府県知事が当該提出期限内に提出されなかったことについて提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情があると認める場合において、当該事情がやんだ後遅滞なく当該申請書又は当該報告書及び当該事情の詳細を記載した書類が提出されたときは、当該申請書又は当該報告書が当該提出期限内に提出されたものとみなす。

9 税理士法<抄>

（税理士の使命）

税士法・第一条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

（税理士の業務）

税士法・第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（**地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十条の三第二項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。**）、法定外目的税（**同項に規定する法定外目的税をいう。**）その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理（税務官公署（**税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。**））に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（**平成二十六年法律第六十八号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（**次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。**）をいう。）**
 - 二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（**その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十四条第一項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）**
 - 三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（**国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）**
- 2 税理士は、前項に規定する業務（以下「**税理士業務**」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。
 - 3 前二項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人（**第四十八条の二に規定する税理士法人をいう。次章、第四章及び第五章において同じ。）の補助者としてこれらの項の業務に従事することを妨げない。**

税士法・第二条の二 税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。

- 2 前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとみなす。ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取消し、又は更正したときは、この限りでない。

